

令和2年度環境省大臣官房環境計画課委託

令和2年度「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システムの
プロジェクト管理支援及び政策的助言等」に係る委託業務

令和2年度地方公共団体における
地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査
調査結果報告書

令和3年3月

株式会社 野村総合研究所

目次

第1章 調査の概要	1
1. 調査の目的.....	1
2. 調査の方法.....	1
3. 調査対象.....	3
4. 調査内容.....	4
5. 回答状況.....	4
6. 分析結果についての留意点.....	4
7. 本報告書の構成.....	5
(1) 調査結果のPDCAサイクルに沿った分類.....	5
(2) その他地球温暖化対策に関する事項に関する分析.....	6
第2章 施行状況調査詳細	7
1. 基礎情報.....	7
(1) 団体区分 <Q0-1>.....	7
(2) 団体内の体制 <Q0-2>.....	8
(3) 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況 <Q0-3>.....	13
(4) 一部事務組合及び広域連合の事務内容<Q0-4>.....	17
(5) 地域エネルギー事業の実施状況 <Q0-5>.....	19
(6) 特定事業者及び特定事業所排出者該当可否 <Q0-6>.....	23
(7) 地球温暖化対策における民間企業との連携・協働状況 <Q0-7>.....	25
2. 事務事業に関する事項.....	29
(1) 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況 <Q1-1>.....	29
(2) 実行計画（事務事業編）の目標設定と対象 <Q1-2>.....	61
(3) 実行計画（事務事業編）の進行管理の仕組み <Q1-3>.....	81
(4) 事務事業に関する再生可能エネルギーの導入の取組状況 <Q1-4>.....	87
(5) 事務事業に関する吸収源対策の取組状況 <Q1-5>.....	95
(6) 実行計画（事務事業編）の措置実施状況 <Q1-6>.....	103
(7) 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等 <Q1-7>.....	110
(8) 実行計画（事務事業編）の見直し <Q1-8>.....	134
(9) 地方公共団体が講ずべき措置「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んで いるもの <Q1-9>.....	144
(10) 算定対象となる施設の把握 <Q1-10>.....	146
(11) 地方公共団体実行計画（事務事業編）の対象としている施設 <Q1-11>.....	158
(12) 再生可能エネルギー又は未利用エネルギーを活用するための設備の導入状況	

<Q1-12>.....	174
(1 3) 温室効果ガス削減に向けて実施している取組 <Q1-13>.....	181
(1 4) 職員に対する取組 <Q1-14>	187
3. 区域施策に関する事項	193
(1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 <Q2-1>.....	193
(2) 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象 <Q2-2>.....	219
(3) 実行計画（区域施策編）の進行管理の仕組み <Q2-3>	320
(4) 区域施策に関する吸収源対策の取組状況 <Q2-4>.....	324
(5) 国の「地球温暖化対策計画」に基づく地方公共団体が講ずべき措置等の取組状況 <Q2-5>.....	328
(6) 地方公共団体が講ずべき措置のうち「特に都道府県に期待される役割」の中で取り 組んでいるもの <Q2-6>.....	347
(7) 実行計画（区域施策編）の点検の実施状況 <Q2-7>.....	349
(8) 実行計画（区域施策編）の見直し <Q2-8>	367
(9) エネルギー事業者からのデータ提供 <Q2-9>.....	378
4. その他地球温暖化対策に関する事項	394
(1) 現在実施している地域の地球温暖化対策・施策 <Q3-1>.....	394
(2) 気候変動適応に関する取組状況 <Q3-2>	403
(3) 地域循環共生圏に関する取組状況 <Q3-3>	426
(4) 国際イニシアチブへの参加状況 <Q3-4>	430
(5) 2050年温室効果ガス実質排出量ゼロに向けた計画やロードマップ策定状況 <Q3-5>	435
5. 意見・要望	438
(1) 実行計画の策定・改定のために必要な行政支援 <Q4-1>.....	438
(2) 「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）」を利用した調査形式 に関する意見・要望 <Q4-2>.....	448
(3) 環境省に対する意見、要望 <Q4-3>	450

はじめに

国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定や平成 27 年 7 月に我が国が国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、政府は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づき、我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」を平成 28 年 5 月 13 日に閣議決定した。同計画は、我が国における 2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減するとの中期目標の達成に向けて、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにしている。また、同目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として 2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けており、我が国が今後の地球温暖化対策を進めていく上での礎となるものである。

併せて、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26%削減するとの国の方針に基づき、地球温暖化の現状や対策への理解と気運を高め、国民一人一人の自発的な行動を促進するために、地球温暖化対策推進法が一部改正され、平成 28 年 5 月 27 日に公布・施行された。

「地方公共団体実行計画」（通称「事務事業編」及び通称「区域施策編」の二つから構成）は、地球温暖化対策推進法第 21 条に基づき、都道府県及び市町村に対し、地域における地球温暖化対策の推進のために策定が求められている。また、特別区、一部事務組合及び広域連合にも、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）により地球温暖化対策推進法第 21 条が適用又は準用されている。

地方公共団体実行計画（事務事業編）は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、都道府県及び市町村が、「地球温暖化対策計画」に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画である。これは、全ての都道府県、市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合に策定が義務付けられている。

地方公共団体実行計画（区域施策編）は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 3 項に基づき、都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）が、「地球温暖化対策計画」に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画である。全ての都道府県、指定都市及び中核市（施行時特例市を含む。）に策定が義務付けられている。また、その他の市町村（特別区を含む。）についても、策定・実施に努めることが期待されている。

このため、環境省では、「地方公共団体実行計画（事務事業編）」、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定状況等を毎年度調査しており、今般、令和 2 年 10 月 1 日現在の調査結果を取りまとめた。

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、地方公共団体における地方公共団体実行計画の策定及び計画内容の高度化等の促進を図るため、地球温暖化対策推進法の施行状況の実態を把握するものである。具体的には、地方公共団体実行計画の策定状況、計画策定上の課題、計画の推進体制、地球温暖化対策・施策の実施状況等の調査・分析を行い、その結果を地方公共団体等に活用可能な形で提供することを目的としている。

2. 調査の方法

地方公共団体実行計画の策定状況等を調査する方法として、アンケート形式による調査を行った。

調査は、①事前登録（各団体の連絡先及び実行計画策定状況等を把握）と②施行状況調査の2段階で行った。事前登録は調査対象団体の負担軽減や調査票の回収を円滑に行うことを目的として、今年度から「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）」の「アンケート調査」機能を使用して実施した。アカウント未登録団体には、Microsoft Excel ファイル調査票を配布し、電子メールまたは郵送により回収した。本調査は、昨年度と同様、LAPSS での調査を実施した。LAPSS による回答ができない団体については、電子メール又は郵送により調査票を回収した。

調査の実施期間、調査票の配布・回収方法は以下のとおり。

● 実施期間

- ① 事前登録 : 2020年9月1日から2021年2月19日まで
- ② 施行状況調査 : 2020年10月1日から2021年2月19日まで

● 配布方法

① 事前登録

環境省地方環境事務所を通して、地方公共団体へ依頼文・Microsoft Excel ファイル調査票等を配布した。市町村（特別区含む。）及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）へは都道府県を經由した。昨年度調査で使用したLAPSSのパスワード忘れによる事務局への問い合わせ連絡殺到を避けるため、全団体のパスワードを初期化し、各団体のパスワードを依頼状で通知した。

② 施行状況調査

事前登録に御回答いただいた各団体のメールアドレスに対し事前登録完了および本調査実施案内メールを送付し、LAPSS 上で施行状況調査本調査を回答してもらうこととした。LAPSS を使用できない団体については、電子メール又は郵送による調査票の配布を行った。

● 回収方法

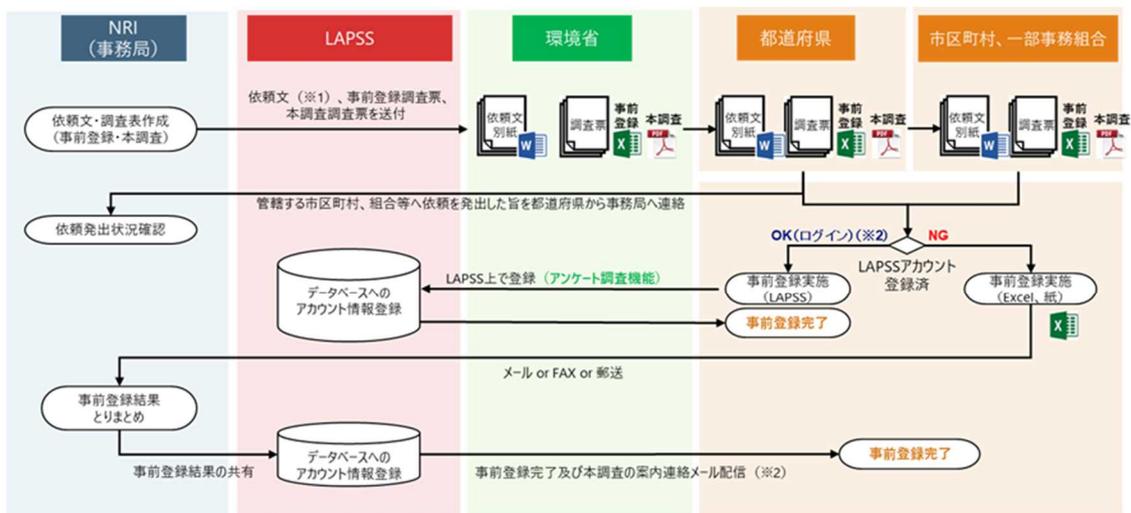
① 事前登録

LAPSS により回収した。LAPSS による回答ができない団体については、電子メール又は郵送により調査票を回収した。

② 施行状況調査

LAPSS により回収した。LAPSS による回答ができない団体については、電子メール又は郵送により調査票を回収した。

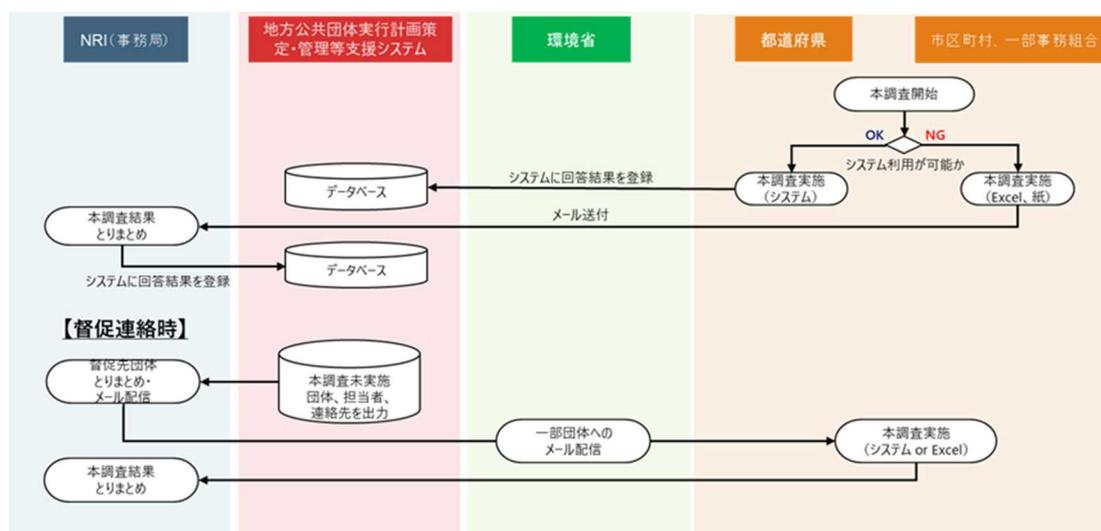
図表 1 調査フロー【事前登録】



※1...依頼状の中で、今年度使用する各団体のLAPSS/パスワードも通知

※2...LAPSSのログインIDを把握していない団体については、事務局に問い合わせてもらい、事務局から該当団体のID (メールアドレス) を通知

図表 2 調査フロー【本調査】



3. 調査対象

都道府県及び市町村（特別区含む。）1,788 団体及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）1,540 団体の合計 3,328 団体を調査の対象とした。

図表 3 都道府県及び市町村（特別区含む。）の団体区分ごと対象団体数一覧

団体区分	対象団体数
都道府県	47
政令指定都市	20
中核市	60
施行時特例市	25
上記以外の市町村（特別区含む。） ¹	1,636
合計	1,788

地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）は、「全国地方公共団体コード」の「一部事務組合等コード」（令和 2 年 10 月 1 日現在）に記載されている 1,540 団体（同じ団体名称で「普通会計分」と「事業会計分」に分かれている団体については、一団体一回答とするため「事業会計分」を除いている。）を対象とした。

¹ 本報告書では、政令指定都市・中核市・施行時特例市の総体を指す場合には「施行時特例市より人口規模が大きい市」、政令指定都市・中核市・施行時特例市に該当しない市区町村の総体を指す場合には「施行時特例市より人口規模が小さい市区町村」と表記している。なお、厳密には、中核市や施行時特例市には該当しないが、それと同等規模の団体も存在する点に留意する必要がある。また、市町村（特別区含む。）を「基礎自治体」と表記している。

4. 調査内容

以下の5項目に関する設問を設定し、都道府県及び市町村（特別区含む。）については次の①～⑤の5項目、地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）については次の①、②及び⑤の3項目について調査を行った。

- ① 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定状況
- ② 事務事業における地球温暖化対策に関する事項
- ③ 区域施策における地球温暖化対策に関する事項
- ④ その他の地球温暖化対策に関する事項
- ⑤ 意見・要望

このため、基本的に①②⑤は全ての団体を対象としている一方、③④は都道府県及び市町村（特別区含む。）のみを対象としている。ただし、設問の内容によっては、実行計画の策定団体のみを対象とするなど、設問に応じて母集団が異なっている点に留意されたい。

5. 回答状況

- ① 事前登録では、調査対象 3,328 団体のうち 3,313 団体（回答率 99.5%）から回答を得た。都道府県及び市町村（特別区含む。）については全 1,788 団体から回答を得た。うち、LAPSS による回答ができず、電子メール又は郵送により調査票を回収した団体数は 342 団体（電子メール：298 団体、郵送（FAX 含む）：44 団体）。
- ② 施行状況調査では、調査対象 3,328 団体のうち 3,306 団体（回答率 99.3%）から回答を得た。都道府県及び市町村（特別区含む。）については全 1,788 団体から回答を得た。うち、LAPSS による回答ができず、電子メール又は郵送により調査票を回収した団体数は 20 団体（電子メール：15 団体、郵送：5 団体）。

6. 分析結果についての留意点

- 本調査結果の図表は、回答数又は団体数の構成比及び割合（百分率）で表すこととした。
- なお、設問ごとに回答対象団体が異なる、もしくは記入漏れ等による未回答団体があるため、設問によって回答団体数が異なる点留意されたい。
- 構成比及び割合は、小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位までの値で表記しているため、全ての値の合計が100%にならないことがある。
- 人口規模については、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和2年1月1日現在）を参照した。

7. 本報告書の構成

本報告書（本編）では、「令和2年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」の全設問の調査結果を掲載している。本編では、事務事業編及び区域施策編のPDCAサイクルにおける取組、課題の実態やその他地球温暖化対策に関する取組実態に係る詳細について整理することを目的としており、第2章以降でその調査結果を掲載している。

なお、報告書（概要版）では、事務事業編及び区域施策編のPDCAサイクルにおける取組内容や各団体が抱える課題傾向を簡潔に整理し、今後必要となる支援策を検討することを目的に、特に「令和2年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」設問の中でも、PDCAサイクル推進のポイントとなる設問、また今後の政府支援策の検討に資する設問に係る調査結果概要を掲載している。各団体の取組及びPDCAサイクル推進における課題概要については概要版を参照されたい。

（1）調査結果のPDCAサイクルに沿った分類

地方公共団体実行計画の事務事業編及び区域施策編はPDCAサイクルを基に推進されていることから、本調査の結果についても事務事業編と区域施策編に分け、それぞれをPDCAサイクルに沿った形で概要を示す。

図表 4 PDCAサイクルに沿った分類

	事務事業編	区域施策編
Plan	<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定・改定状況 ・ 未策定又は未改定の理由 ・ 共同策定の検討状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定・改定状況 ・ 未策定又は未改定の理由 ・ 排出量の算定で困難だったこと ・ 策定又は改定過程で困難だったこと ・ 共同策定の検討状況 ・ 直近の目標設定の有無
Do	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施・進行管理を円滑に行うための取組 ・ 各種措置の実施状況（再生可能エネルギーの導入、吸収源対策、物品購入の配慮に係る事項） ・ 個別措置の実施状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進捗管理を協議・審議する場 ・ 各種対策・施策の実施状況（吸収源対策、再エネ施設に係る固定資産税減免、地域金融機関等との連携、報告・計画書制度等の整備・運用、低炭素型の都市・地域づくり、他団体との広域的な協調・連携） ・ 現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策
Check	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施状況に関する点検のタイミング ・ 点検の対象 ・ 推進過程で困っていること ・ 点検結果・評価の公表方法 ・ 直近の進捗状況に係る評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定後の排出量の算定や対策・施策効果の把握の状況 ・ 進捗評価結果の公表方法 ・ 進捗評価結果に係る評価、順調・困難な要因

		・推進過程で困っていること
Act	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間見直しの予定の有無 ・ 計画期間終了後の円滑な改定 ・ 点検結果の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間見直しの予定の有無 ・ 計画期間終了後の円滑な改定 ・ 点検結果の活用

(2) その他地球温暖化対策に関する事項に関する分析

気候変動適応や地域循環共生圏等に関する取組状況について概要を記述する。

第2章 施行状況調査詳細

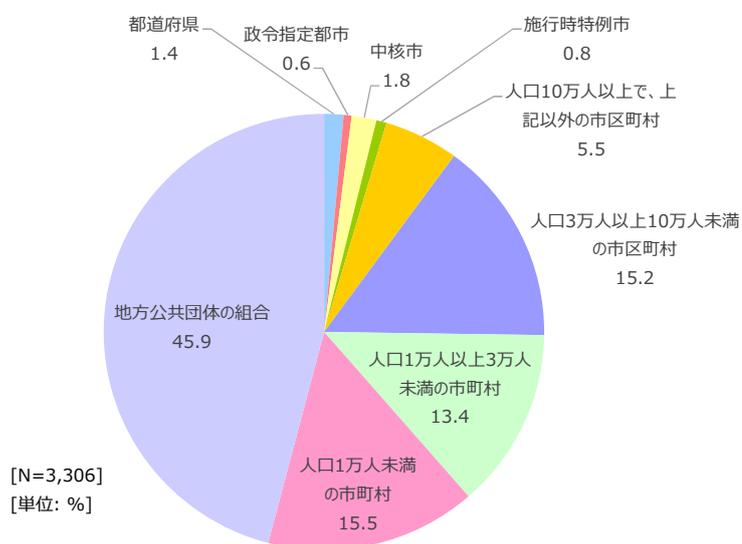
1. 基礎情報

(1) 団体区分 <Q0-1>

1) 地方公共団体の区分

本調査に回答した地方公共団体の構成は、都道府県・市町村（特別区含む。）が1,788団体（全体の54.1%）、地方公共団体の組合が1,518団体（同45.9%）である。

図表 5 地方公共団体の区分



	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合	合計
団体数	47	20	60	25	181	501	442	512	1,518	3,306
比率 (%)	1.4	0.6	1.8	0.8	5.5	15.2	13.4	15.5	45.9	

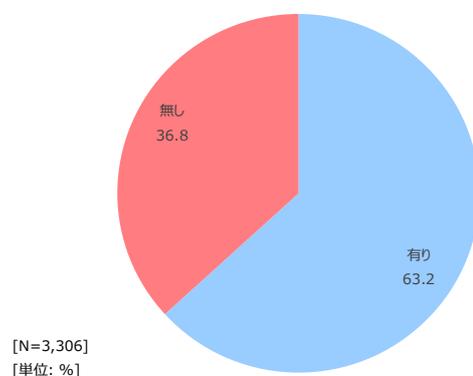
(2) 団体内の体制 <Q0-2>

1) 地球温暖化対策を担当する部（局）課系の有無

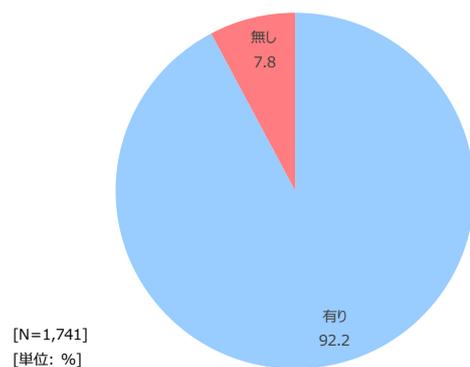
回答団体全体では、地球温暖化対策を担当する部（局）課係が有る団体が全体の63.2%となっている（基礎自治体においては92.2%）。

地方公共団体の区分別に見ると、地方公共団体の組合の71.2%、人口1万人未満の市町村の17.8%においては、地球温暖化対策を担当する部署が存在しない。

図表 6 地球温暖化対策を担当する部（局）課系の有無

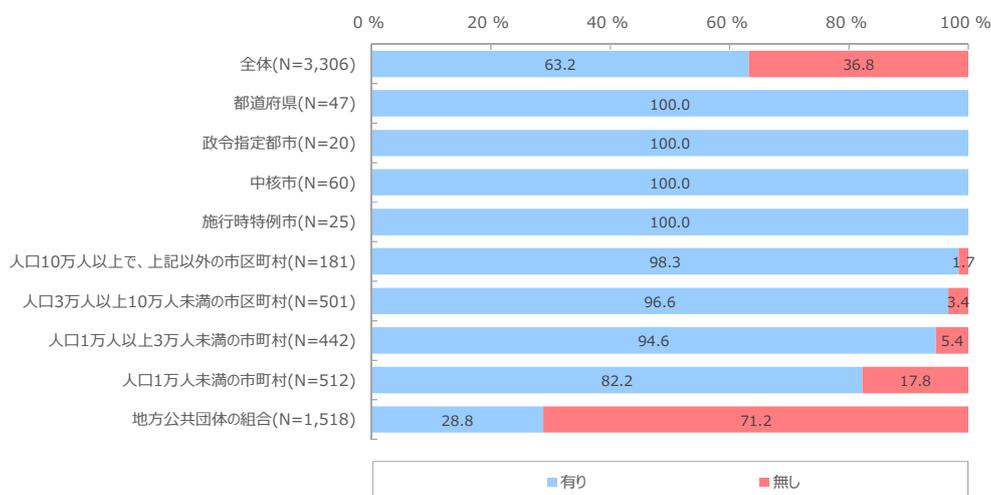


図表 7 地球温暖化対策を担当する部（局）課系の有無【基礎自治体】



	有り	無し	合計
全体	1,606	135	1,741
比率 (%)	92.2	7.8	

図表 8 地球温暖化対策を担当する部（局）課係の有無
【団体区分別】



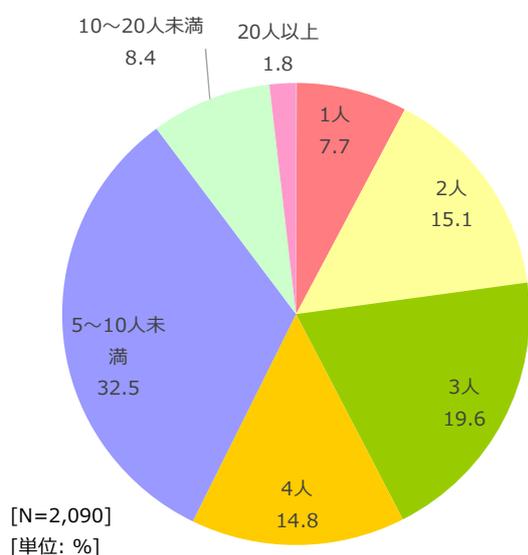
		有	無し	合計
回答数	全体	2,090	1,216	3,306
	都道府県	47	0	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	60	0	60
	施行時特例市	25	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	178	3	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	484	17	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	418	24	442
	人口1万人未満の市町村	421	91	512
地方公共団体の組合	437	1,081	1,518	
比率 (%)	全体(N=3,306)	63.2	36.8	
	都道府県(N=47)	100.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=60)	100.0	0.0	
	施行時特例市(N=25)	100.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	98.3	1.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	96.6	3.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	94.6	5.4	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	82.2	17.8	
地方公共団体の組合(N=1,518)	28.8	71.2		

2) 地球温暖化対策を担当する部（局）課系の所属職員数

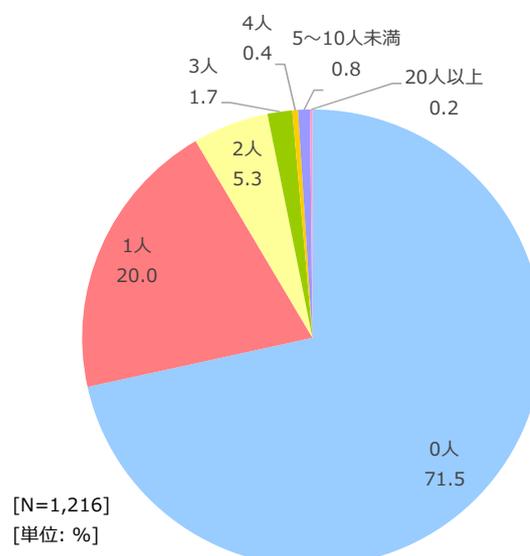
地球温暖化対策を担当する部（局）課系がある団体の中では、所属職員数は「5～10人未満」（32.5%）が最も多い。

地球温暖化対策を担当する部（局）課系がない団体の中では、地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数が「0人」である団体が71.5%に上る。

図表 9 地球温暖化対策を担当する部（局）課系の所属職員数
 <地球温暖化対策を担当する部（局）課系がある団体>

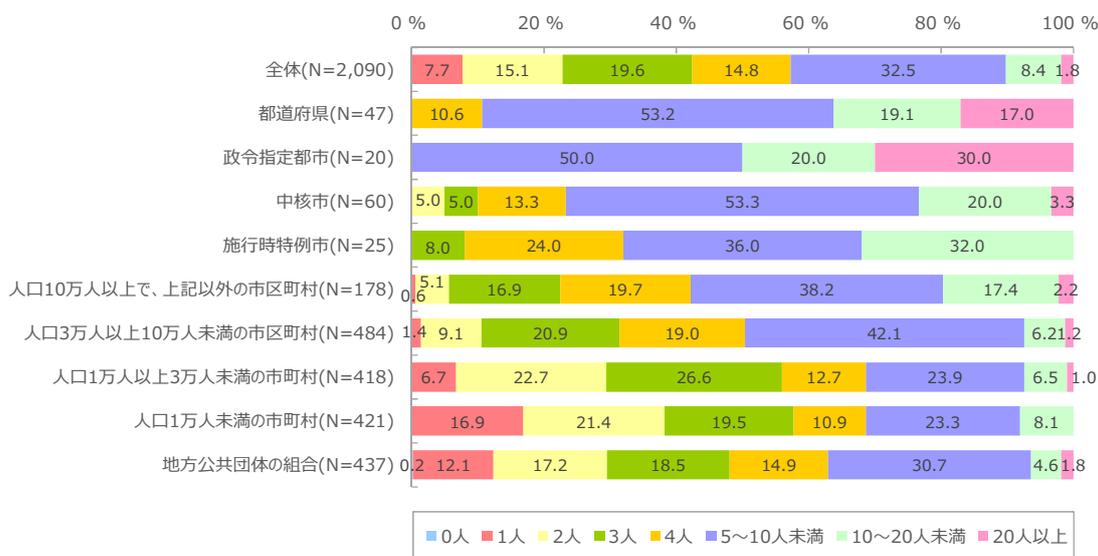


図表 10 地球温暖化対策に関する業務を
 実際に担当する職員数
 <地球温暖化対策を担当する部（局）課系がない団体>



地球温暖化対策を担当する部署がある団体の中では、小規模な団体や組合になるほど、地球温暖化対策を担当する部署の所属職員数が少ない傾向があり、人口3万人未満の市区町村、組合では半数以上の団体で担当者数が3人以下となっている。

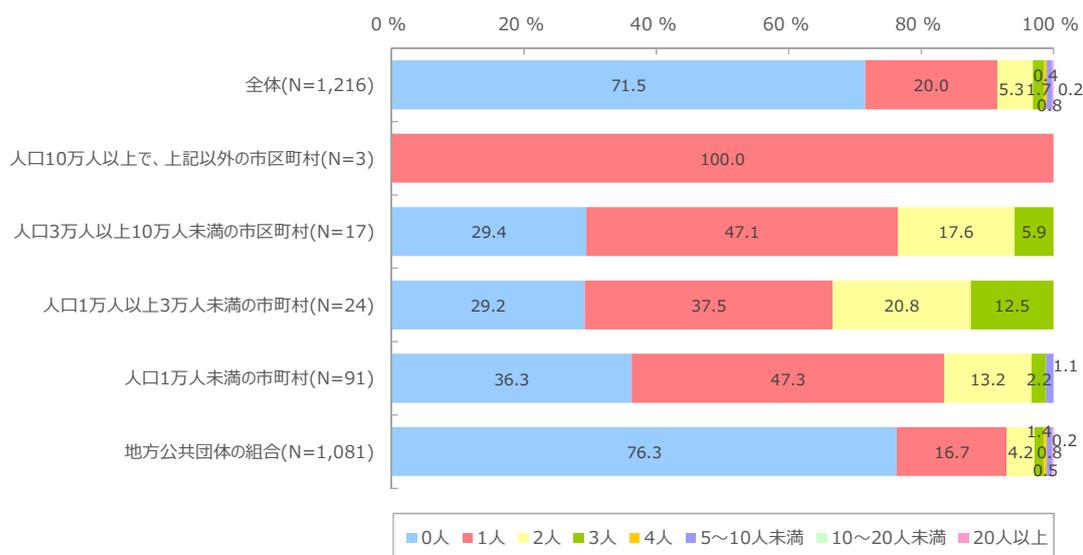
図表 11 地球温暖化対策を担当する部（局）課系の所属職員数
 <地球温暖化対策を担当する部（局）課系がある団体>【団体区分別】



	0人	1人	2人	3人	4人	5 ~ 10 人 未 満	10 ~ 20 人 未 満	20 人 以 上	合計
回答数									
全体	1	160	316	410	310	680	175	38	2,090
都道府県	0	0	0	0	5	25	9	8	47
政令指定都市	0	0	0	0	0	10	4	6	20
中核市	0	0	3	3	8	32	12	2	60
施行時特例市	0	0	0	2	6	9	8	0	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	1	9	30	35	68	31	4	178
人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	7	44	101	92	204	30	6	484
人口1万人以上3万人未満の市町村	0	28	95	111	53	100	27	4	418
人口1万人未満の市町村	0	71	90	82	46	98	34	0	421
地方公共団体の組合	1	53	75	81	65	134	20	8	437
比率 (%)									
全体(N=2,090)	0.0	7.7	15.1	19.6	14.8	32.5	8.4	1.8	
都道府県(N=47)	0.0	0.0	0.0	0.0	10.6	53.2	19.1	17.0	
政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	20.0	30.0	
中核市(N=60)	0.0	0.0	5.0	5.0	13.3	53.3	20.0	3.3	
施行時特例市(N=25)	0.0	0.0	0.0	8.0	24.0	36.0	32.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=178)	0.0	0.6	5.1	16.9	19.7	38.2	17.4	2.2	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=484)	0.0	1.4	9.1	20.9	19.0	42.1	6.2	1.2	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=418)	0.0	6.7	22.7	26.6	12.7	23.9	6.5	1.0	
人口1万人未満の市町村(N=421)	0.0	16.9	21.4	19.5	10.9	23.3	8.1	0.0	
地方公共団体の組合(N=437)	0.2	12.1	17.2	18.5	14.9	30.7	4.6	1.8	

地球温暖化対策を担当する部署がない団体の中では、特に組合において、地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数が「0人」の団体が76.3%に上る。

図表 12 地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数
 <地球温暖化対策を担当する部（局）課係がない団体>【団体区分別】



		0人	1人	2人	3人	4人	5 ~ 10 人 未 満	10 ~ 20 人 未 満	20 人 以 上	合 計
回答数	全体	870	243	65	21	5	10	0	2	1,216
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	3	0	0	0	0	0	0	3
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	5	8	3	1	0	0	0	0	17
	人口1万人以上3万人未満の市町村	7	9	5	3	0	0	0	0	24
	人口1万人未満の市町村	33	43	12	2	0	1	0	0	91
	地方公共団体の組合	825	180	45	15	5	9	0	2	1,081
比率 (%)	全体(N=1,216)	71.5	20.0	5.3	1.7	0.4	0.8	0.0	0.2	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=3)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=17)	29.4	47.1	17.6	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=24)	29.2	37.5	20.8	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=91)	36.3	47.3	13.2	2.2	0.0	1.1	0.0	0.0	
	地方公共団体の組合(N=1,081)	76.3	16.7	4.2	1.4	0.5	0.8	0.0	0.2	

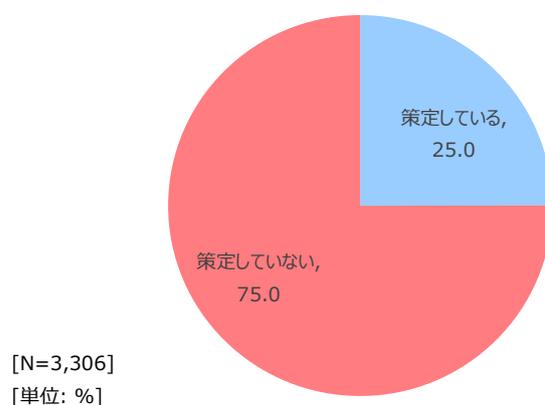
(3) 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況

<Q0-3>

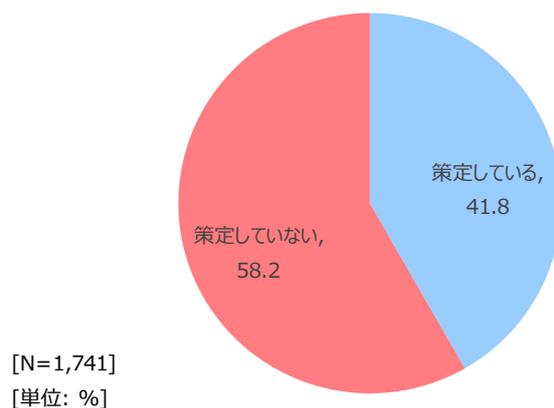
1) 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況

地球温暖化対策の推進等を目的とする条例を制定している団体は、回答団体全体の25.0%である（基礎自治体においては41.0%）。

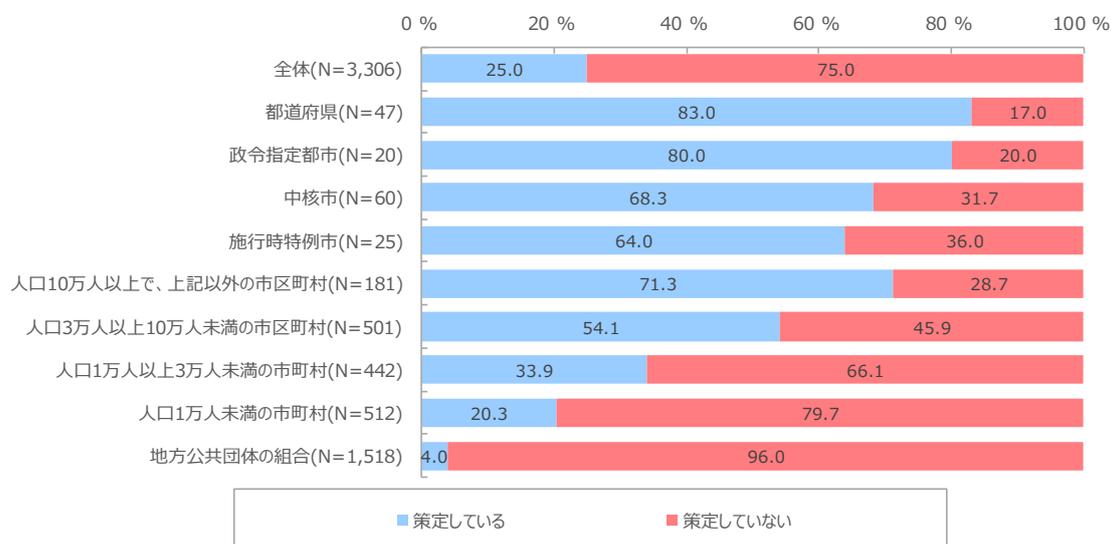
図表 13 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況



図表 14 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況
【基礎自治体】



図表 15 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況
【団体区別】

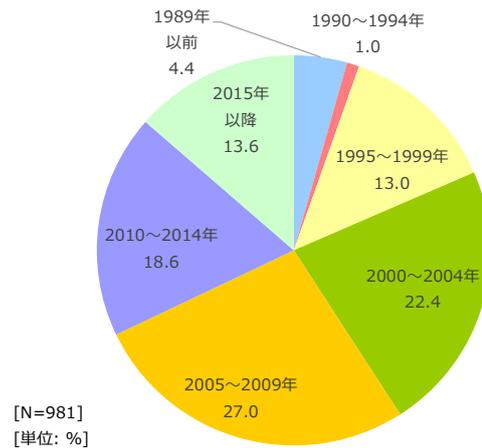


		策定している	策定していない	合計
回答数	全体	826	2,480	3,306
	都道府県	39	8	47
	政令指定都市	16	4	20
	中核市	41	19	60
	施行時特例市	16	9	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	129	52	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	271	230	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	150	292	442
	人口1万人未満の市町村	104	408	512
	地方公共団体の組合	60	1,458	1,518
比率 (%)	全体(N=3,306)	25.0	75.0	
	都道府県(N=47)	83.0	17.0	
	政令指定都市(N=20)	80.0	20.0	
	中核市(N=60)	68.3	31.7	
	施行時特例市(N=25)	64.0	36.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	71.3	28.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	54.1	45.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	33.9	66.1	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	20.3	79.7	
	地方公共団体の組合(N=1,518)	4.0	96.0	

2) 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定年・目的

地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定年は、「2005～2009年」(27.0%)、次いで「2000～2004年」(22.4%)、「2010～2014年」(18.6%)となっている。

図表 16 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定年

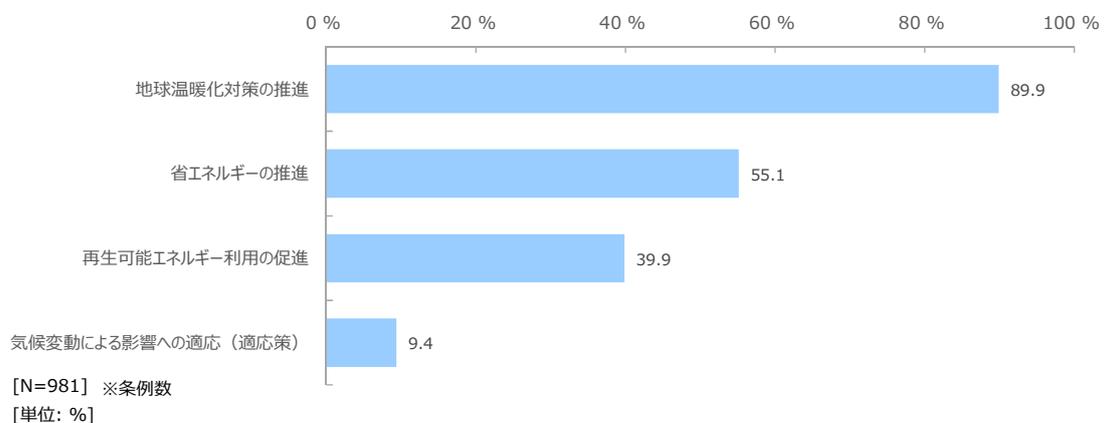


注) 1つの団体で複数の条例を制定している場合もあり、ここで示している割合は団体数ではなくのべ条例数に占める割合である。

	1989年以前	1990～1994年	1995～1999年	2000～2004年	2005～2009年	2010～2014年	2015年以降	合計
全体	43	10	128	220	265	182	133	981
比率 (%)	4.4	1.0	13.0	22.4	27.0	18.6	13.6	

条例の目的は、「地球温暖化対策の推進」(89.9%)が最も多く、「省エネルギーの推進」(55.1%)、「再生可能エネルギー利用の促進」(39.9%)と続く。

図表 17 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の目的



注) 1つの団体で複数の条例を制定している場合もあり、ここで示している割合は団体数ではなくのべ条例数に占める割合である。

例数に占める割合である。

	地球温暖化対策の推進	再生可能エネルギー利用の促進	省エネルギーの推進	気候変動による影響への適応（適応策）	合計
全体	882	391	541	92	981
比率 (%)	89.9	39.9	55.1	9.4	

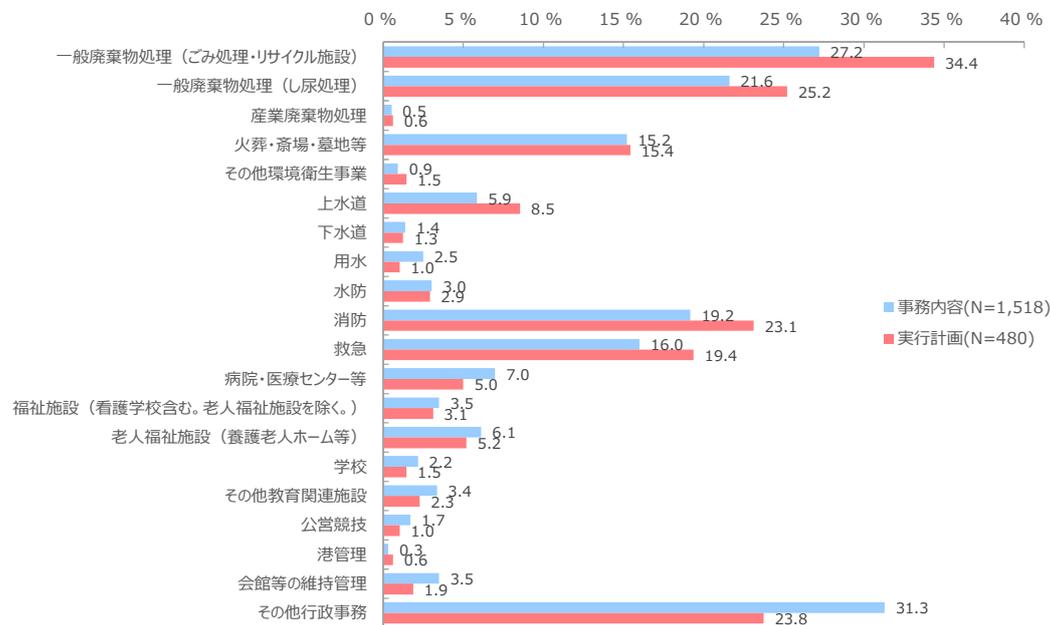
(4) 一部事務組合及び広域連合の事務内容<Q0-4>

1) 団体の事務内容

地方公共団体の組合における“団体の事務内容”は、「一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設）」(27.2%)が最も多く、「一般廃棄物処理（し尿処理）」(21.6%)、「消防」(19.2%)、「救急」(16.0%)と続く。

団体の事務内容のうち、“事務事業編の対象としている事務内容”は、「一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設）」(34.4%)が最も多く、「一般廃棄物処理（し尿処理）」(25.2%)、「消防」(23.1%)、「救急」(19.4%)と続く。

図表 18 団体の事務内容



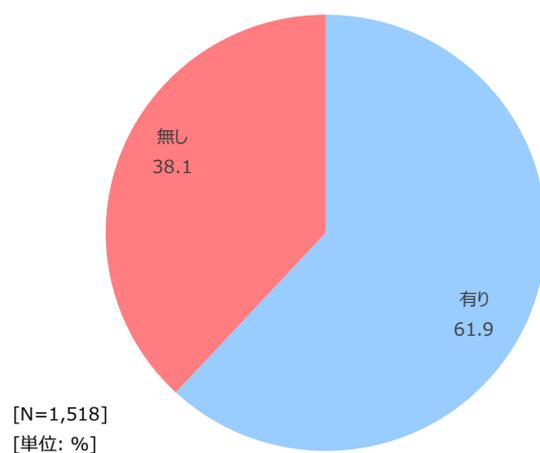
		一般廃棄物処理 (ごみ処理・リサイクル施設)	一般廃棄物処理 (し尿処理)	産業廃棄物処理	火葬・斎場・墓地等	その他環境衛生事業	上水道	下水道	用水	水防	消防	救急
全体	事務内容	413	328	8	231	14	89	21	38	46	291	243
	実行計画	165	121	3	74	7	41	6	5	14	111	93
比率 (%)	事務内容(N=1,518)	27.2	21.6	0.5	15.2	0.9	5.9	1.4	2.5	3.0	19.2	16.0
	実行計画(N=480)	34.4	25.2	0.6	15.4	1.5	8.5	1.3	1.0	2.9	23.1	19.4

		病院・医療センター等	福祉施設 (看護学校含む。老人福祉施設を除く。)	老人福祉施設 (養護老人ホーム等)	学校	その他教育関連施設	公営競技	港管理	会館等の維持管理	その他行政事務	合計
全体	事務内容	106	53	93	33	51	26	5	53	475	1,518
	実行計画	24	15	25	7	11	5	3	9	114	480
比率 (%)	事務内容(N=1,518)	7.0	3.5	6.1	2.2	3.4	1.7	0.3	3.5	31.3	
	実行計画(N=480)	5.0	3.1	5.2	1.5	2.3	1.0	0.6	1.9	23.8	

2) 団体が活動量を把握している施設の有無

地方公共団体の組合のうち、活動量を把握している施設がある団体は 61.9% である。

図表 19 団体が活動量を把握している施設の有無



	有り	無し	合計
全体	940	578	1,518
比率 (%)	61.9	38.1	

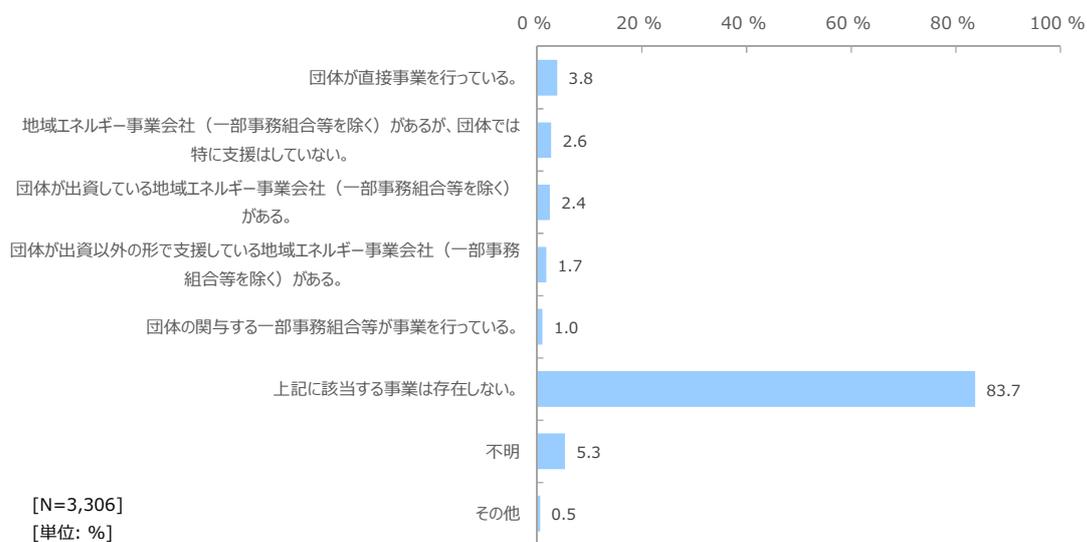
(5) 地域エネルギー事業の実施状況 <Q0-5>

1) 地域エネルギー事業の取組状況 <Q0-5(1)>

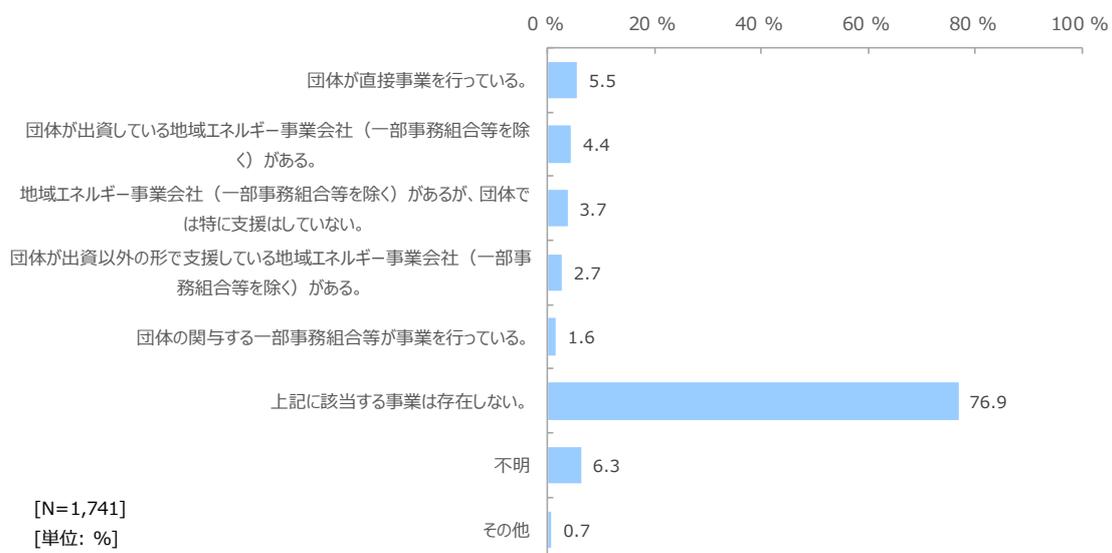
地域エネルギー事業の取組状況は、回答団体全体では、「該当する事業は存在しない。」が 83.7%となっている（基礎自治体においては 76.9%）。

地域エネルギー事業の取組内容としては、「団体が直接事業を行っている。」（3.8%）が最も多く、次いで「地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）があるが、団体では特に支援はしていない。」（2.6%）が多い。

図表 20 地域エネルギー事業の取組状況

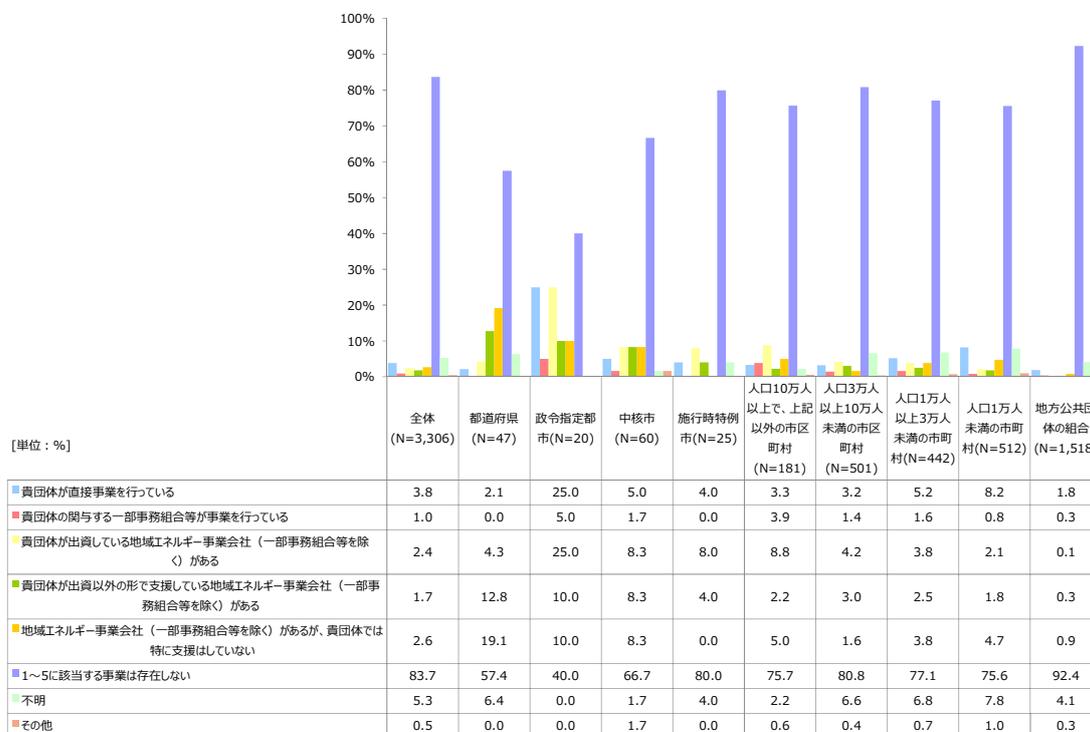


図表 21 地域エネルギー事業の取組状況【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、地域エネルギー事業の実施率が最も高いのは政令指定都市である。

図表 22 地域エネルギー事業の取組状況【団体区分別】

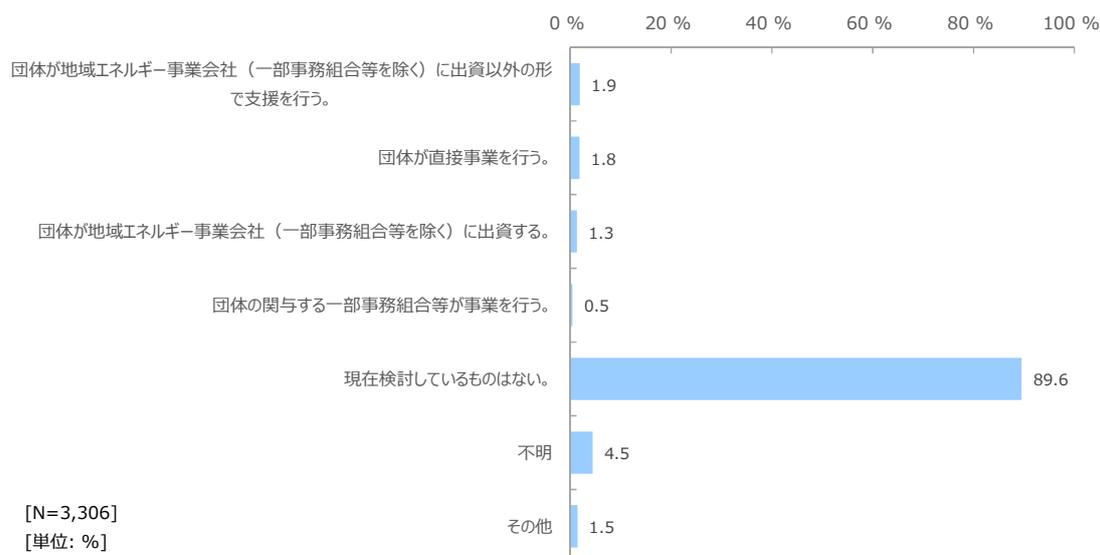


	貴団体が直接事業を行っている	貴団体の関与する一部事務組合等	貴団体が出資している地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）がある	貴団体が出資以外の形で支援している地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）がある	地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）があるが、貴団体では特に支援はしていない	1～5に該当する事業は存在しない	不明	その他	合計
回答数	125	32	80	57	87	2,767	174	17	3,306
	全体	1	0	2	6	9	27	3	0
	都道府県	1	0	2	6	9	27	3	0
	政令指定都市	5	1	5	2	2	8	0	20
	中核市	3	1	5	5	5	40	1	60
	施行時特例市	1	0	2	1	0	20	1	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	6	7	16	4	9	137	4	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	16	7	21	15	8	405	33	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	23	7	17	11	17	341	30	442
	人口1万人未満の市町村	42	4	11	9	24	387	40	512
	地方公共団体の組合	28	5	1	4	13	1,402	62	1,518
比率 (%)	全体(N=3,306)	3.8	1.0	2.4	1.7	2.6	83.7	5.3	0.5
	都道府県(N=47)	2.1	0.0	4.3	12.8	19.1	57.4	6.4	0.0
	政令指定都市(N=20)	25.0	5.0	25.0	10.0	10.0	40.0	0.0	0.0
	中核市(N=60)	5.0	1.7	8.3	8.3	8.3	66.7	1.7	1.7
	施行時特例市(N=25)	4.0	0.0	8.0	4.0	0.0	80.0	4.0	0.0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	3.3	3.9	8.8	2.2	5.0	75.7	2.2	0.6
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	3.2	1.4	4.2	3.0	1.6	80.8	6.6	0.4
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	5.2	1.6	3.8	2.5	3.8	77.1	6.8	0.7
	人口1万人未満の市町村(N=512)	8.2	0.8	2.1	1.8	4.7	75.6	7.8	1.0
	地方公共団体の組合(N=1,518)	1.8	0.3	0.1	0.3	0.9	92.4	4.1	0.3

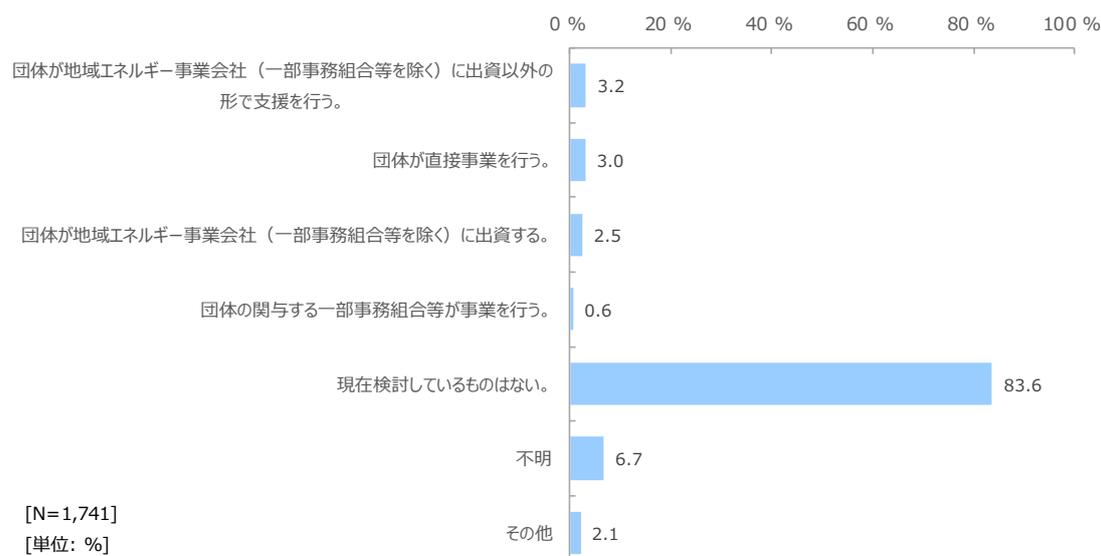
2) 地域エネルギー事業の検討状況 <Q0-5(2)>

地域エネルギー事業の検討状況は、回答団体全体では、「現在検討しているものはない。」(89.6%)が多い(基礎自治体においては83.6%)。「団体が地域エネルギー事業会社(一部事務組合等を除く)に出資以外の形で支援を行う。」(1.9%)をはじめ、地域エネルギー事業を検討している団体も存在する。

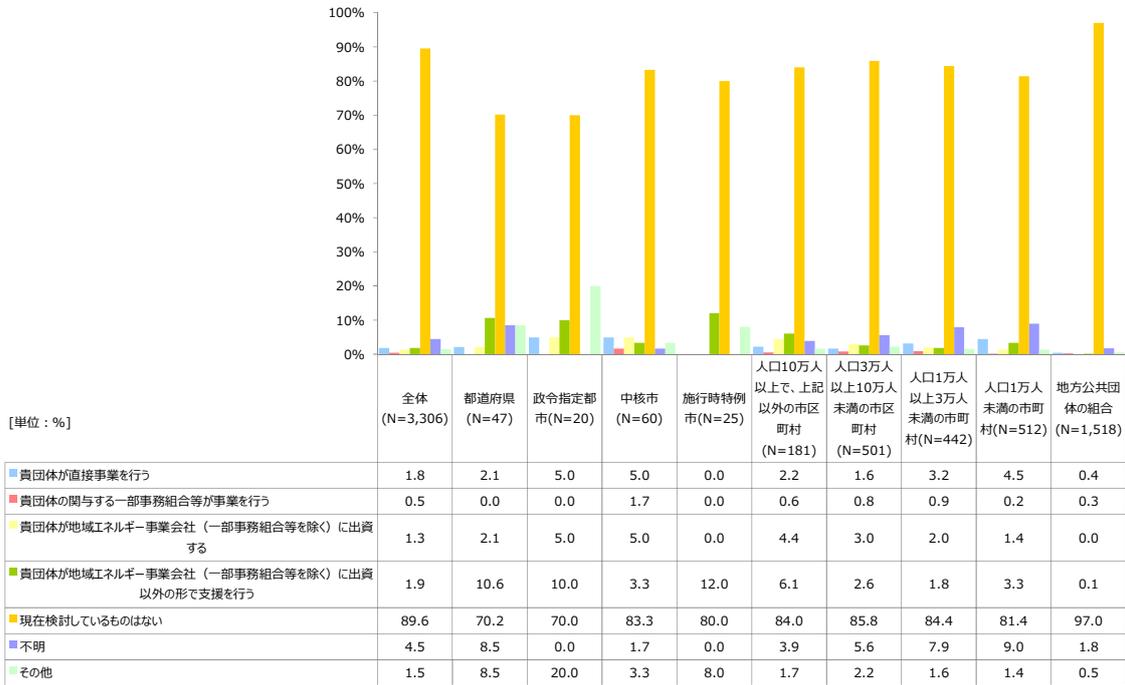
図表 23 地域エネルギー事業の検討状況



図表 24 地域エネルギー事業の検討状況【基礎自治体】



図表 25 地域エネルギー事業の検討状況【団体区分別】



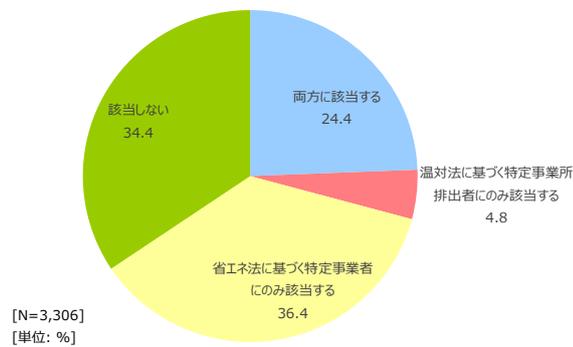
	貴団体が直接事業を行う	貴団体の関与する一部事務組合等が事業を行う	貴団体が地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）に出資する	貴団体が地域エネルギー事業会社（一部事務組合等を除く）に出資以外の形で支援を行う	現在検討しているものはない	不明	その他	合計
回答数	60	15	44	63	2,961	148	48	3,306
	1	0	1	5	33	4	4	47
	1	0	1	2	14	0	4	20
	3	1	3	2	50	1	2	60
	0	0	0	3	20	0	2	25
	4	1	8	11	152	7	3	181
	8	4	15	13	430	28	11	501
	14	4	9	8	373	35	7	442
	23	1	7	17	417	46	7	512
	6	4	0	2	1,472	27	8	1,518
比率 (%)	1.8	0.5	1.3	1.9	89.6	4.5	1.5	
	2.1	0.0	2.1	10.6	70.2	8.5	8.5	
	5.0	0.0	5.0	10.0	70.0	0.0	20.0	
	5.0	1.7	5.0	3.3	83.3	1.7	3.3	
	0.0	0.0	0.0	12.0	80.0	0.0	8.0	
	2.2	0.6	4.4	6.1	84.0	3.9	1.7	
	1.6	0.8	3.0	2.6	85.8	5.6	2.2	
	3.2	0.9	2.0	1.8	84.4	7.9	1.6	
	4.5	0.2	1.4	3.3	81.4	9.0	1.4	
	0.4	0.3	0.0	0.1	97.0	1.8	0.5	

(6) 特定事業者及び特定事業所排出者該当可否 <Q0-6>

省エネ法に基づく特定事業者、温対法に基づく特定事業所排出者への該当状況について、「省エネ法に基づく特定事業所排出者にのみ該当する」団体が 36.4%、次いで「該当しない」団体が 34.4%、「両方に該当する」団体が 24.4%と続く。

団体区分別にみると、人口 10 万人以上の市区町村においてはいずれも「両方に該当する」団体が 90%以上となる。

図表 26 省エネ法に基づく特定事業者、温対法に基づく特定事業所排出者への該当可否

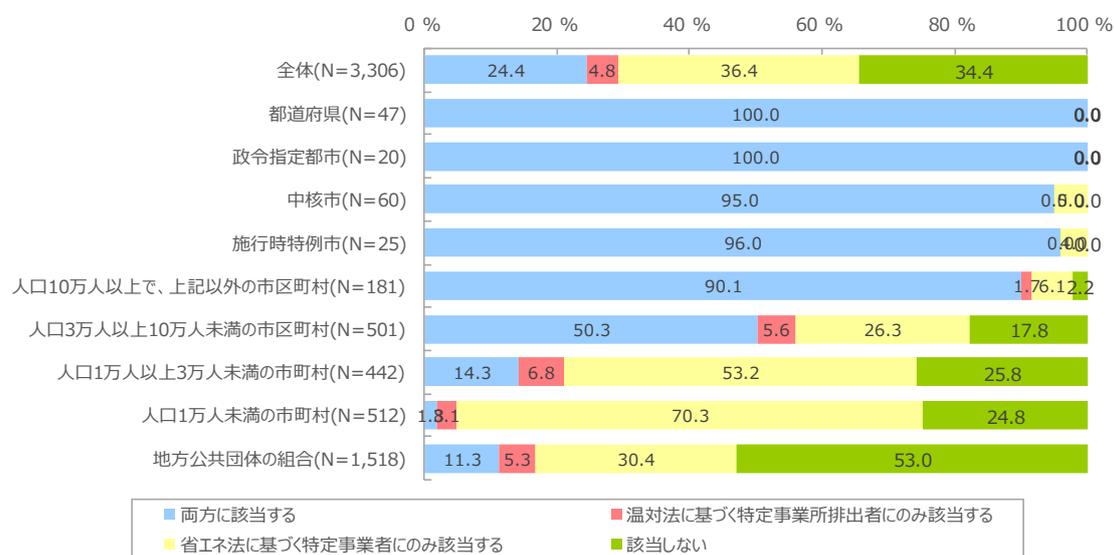


図表 27 省エネ法に基づく特定事業者、温対法に基づく特定事業所排出者への該当可否【基礎自治体】



	両方に該当する	温対法に基づく特定事業所排出者にのみ該当する	省エネ法に基づく特定事業者にのみ該当する	該当しない	合計
全体	588	77	742	334	1,741
比率	33.8	4.4	42.6	19.2	

図表 28 省エネ法に基づく特定事業者、温対法に基づく特定事業所排出者への該当可否【団体区分別】



		両方に該当する	温対法に基づく特定事業所排出者へのみ該当する	省エネ法に基づく特定事業者へのみ該当する	該当しない	合計
回答数	全体	807	158	1,203	1,138	3,306
	都道府県	47	0	0	0	47
	政令指定都市	20	0	0	0	20
	中核市	57	0	3	0	60
	施行時特例市	24	0	1	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	163	3	11	4	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	252	28	132	89	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	63	30	235	114	442
	人口1万人未満の市町村	9	16	360	127	512
	地方公共団体の組合	172	81	461	804	1,518
比率 (%)	全体(N=3,306)	24.4	4.8	36.4	34.4	
	都道府県(N=47)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60)	95.0	0.0	5.0	0.0	
	施行時特例市(N=25)	96.0	0.0	4.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	90.1	1.7	6.1	2.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	50.3	5.6	26.3	17.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	14.3	6.8	53.2	25.8	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	1.8	3.1	70.3	24.8	
	地方公共団体の組合(N=1,518)	11.3	5.3	30.4	53.0	

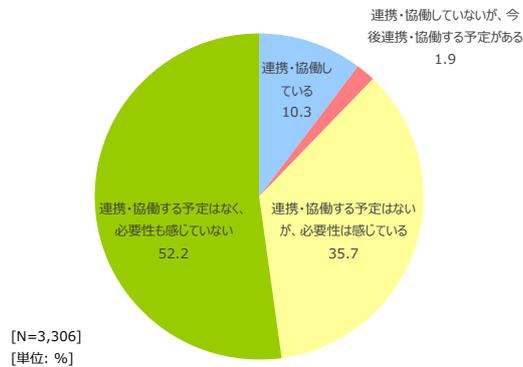
(7) 地球温暖化対策における民間企業との連携・協働状況

<Q0-7>

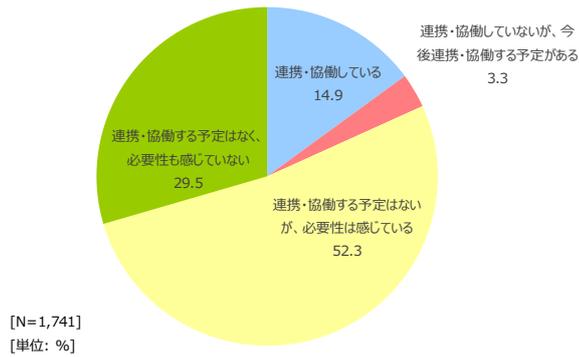
1) 民間企業との連携・協働状況

回答団体全体において、地球温暖化対策において民間企業と連携・協働を進めている団体は全体の 10.3%に留まっているが、35.7%の団体においては今後の連携の必要性を感じている。基礎自治体においては、民間企業と連携・協働を進めている団体が 14.9%、今後の連携の必要性を感じている団体は 52.3%。

図表 29 地球温暖化対策における民間企業との連携・協働状況

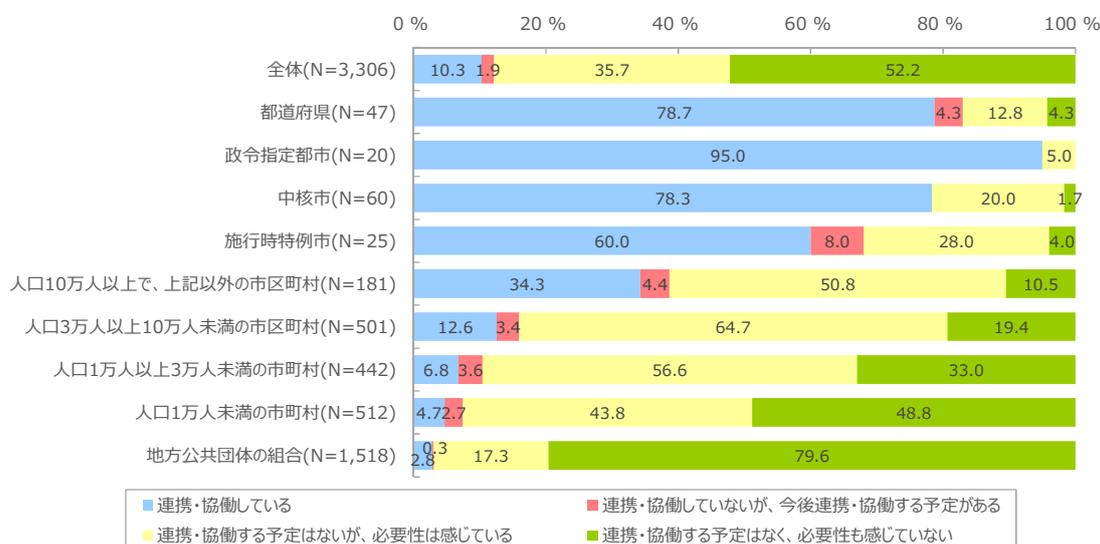


図表 30 地球温暖化対策における民間企業との連携・協働状況
【基礎自治体】



	連携・協働している	連携・協働する予定はないが、今後連携・協働する予定がある	連携・協働する予定はないが、必要性を感じている	連携・協働する予定はなく、必要性も感じていない	合計
全体	260	57	910	514	1,741
比率	14.9	3.3	52.3	29.5	

図表 31 地球温暖化対策における民間企業との連携・協働状況
【団体区分別】

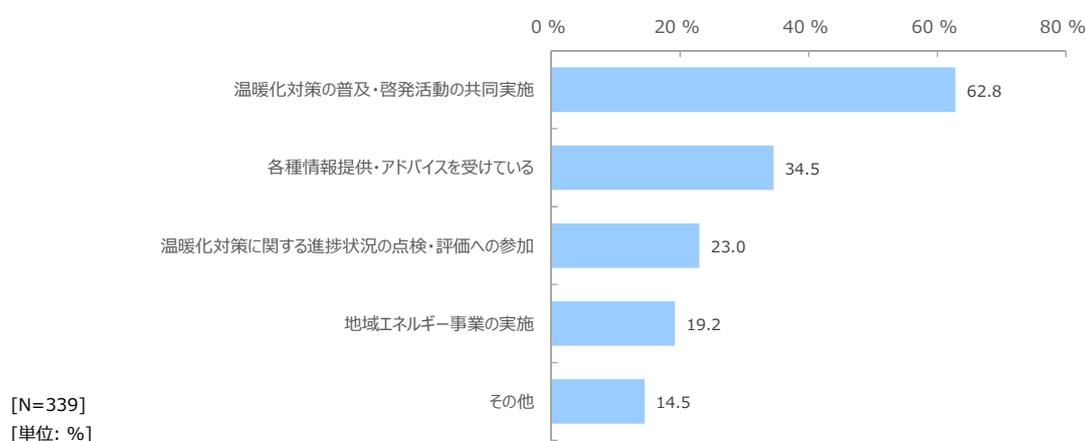


	連携・協働している	連携・協働していないが、今後連携・協働する予定がある	連携・協働する予定はないが、必要性は感じている	連携・協働する予定はなく、必要性も感じていない	合計
回答数	339	63	1,179	1,725	3,306
	37	2	6	2	47
	19	0	1	0	20
	47	0	12	1	60
	15	2	7	1	25
	62	8	92	19	181
	63	17	324	97	501
	30	16	250	146	442
	24	14	224	250	512
	42	4	263	1,209	1,518
比率 (%)	10.3	1.9	35.7	52.2	
	78.7	4.3	12.8	4.3	
	95.0	0.0	5.0	0.0	
	78.3	0.0	20.0	1.7	
	60.0	8.0	28.0	4.0	
	34.3	4.4	50.8	10.5	
	12.6	3.4	64.7	19.4	
	6.8	3.6	56.6	33.0	
	4.7	2.7	43.8	48.8	
	2.8	0.3	17.3	79.6	

2) 民間企業との連携・協働内容

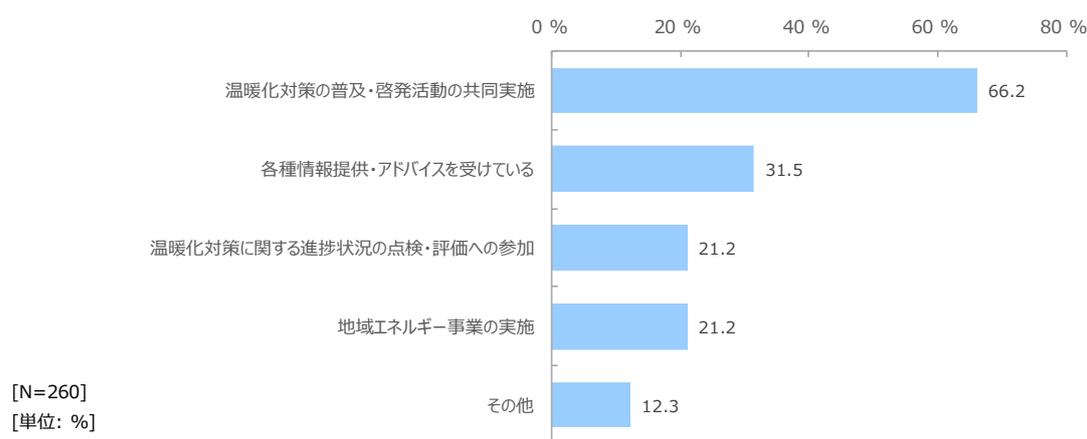
回答団体全体において民間企業と連携・協働して実施している取組としては「温暖化対策の普及・啓発活動の共同実施」が 62.8%（基礎自治体においては 66.2%）と最も多く、「各種情報提供・アドバイスを受けている」「温暖化対策進捗状況の点検・評価への参加」「地域エネルギー事業の実施」と続く。今後連携・協働の必要性が高いとされている取組は「温暖化対策の普及・啓発活動の共同実施」が 76.7%（基礎自治体においては 80.6%）と最も多い。

図表 32 地球温暖化対策における民間企業との連携・協働内容

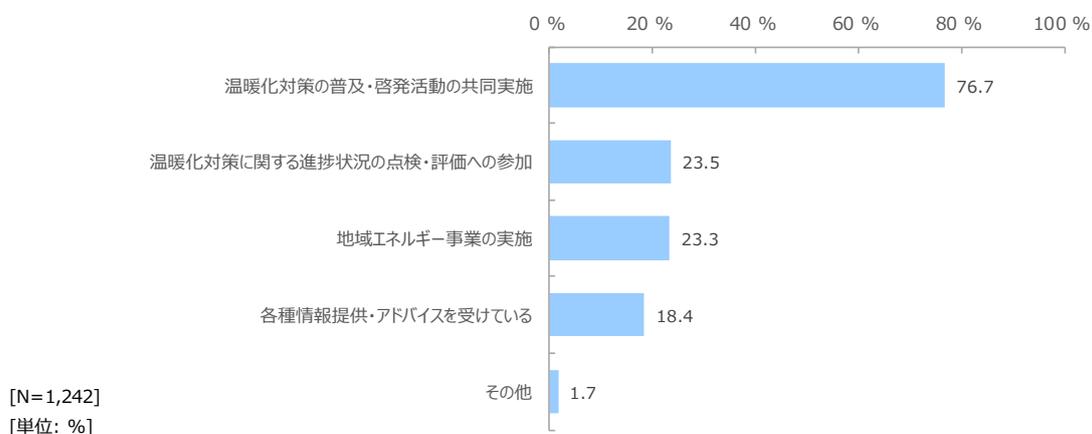


図表 33 地球温暖化対策における民間企業との連携・協働内容

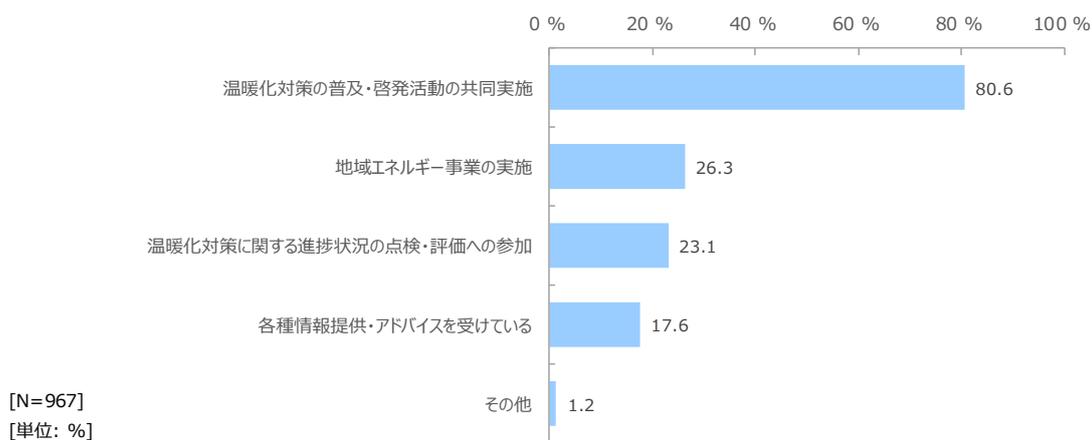
【基礎自治体】



図表 34 地球温暖化対策において今後民間企業と連携・協働の必要性を感じている内容



図表 35 地球温暖化対策において今後民間企業と連携・協働の必要性を感じている内容【基礎自治体】



2. 事務事業に関する事項

(1) 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況 <Q1-1>

1) 令和2年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況 <Q1-1(1)>

実行計画（事務事業編）を策定済みで、かつ計画期間中の団体は、1573 団体（回答団体全体の 47.6%）である。

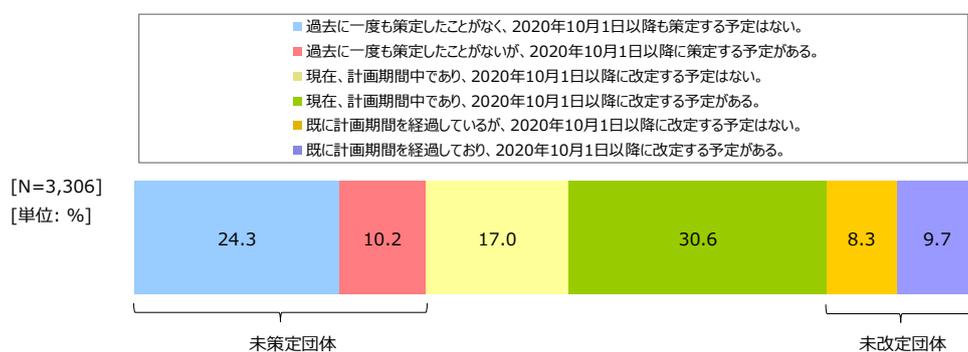
実行計画（事務事業編）を過去に一度も策定したことの無い“未策定団体”は 1,140 団体（同 34.5%）であり、うち 338 団体（同 10.2%）は今後の策定予定がある“策定予定団体”である。

また、計画期間を経過している“未改定団体”は 593 団体（同 18.0%）であり、うち 320 団体（同 9.7%）は今後の改定予定がある“改定予定団体”である。

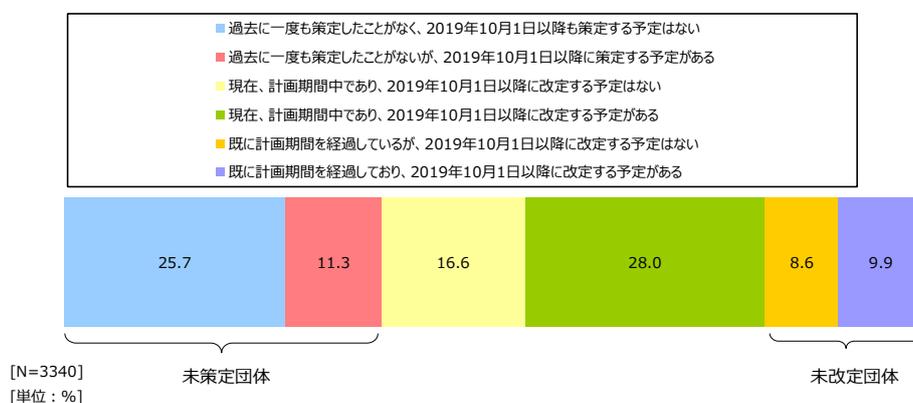
実行計画（事務事業編）策定済団体数は昨年度調査での 2,104 団体から 2,166 団体に増加した。

なお、基礎自治体においては、実行計画（事務事業編）を策定済みで、かつ計画期間中の団体は、1130 団体（64.9%）となっている。

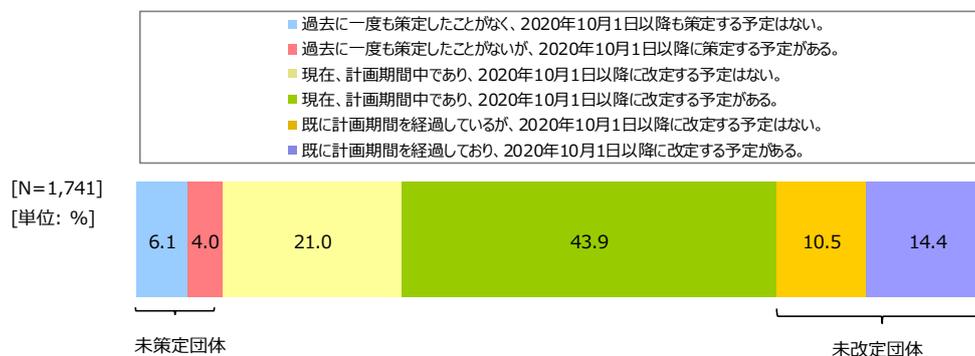
図表 36 令和2年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況



図表 37 令和元年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況【昨年度調査】

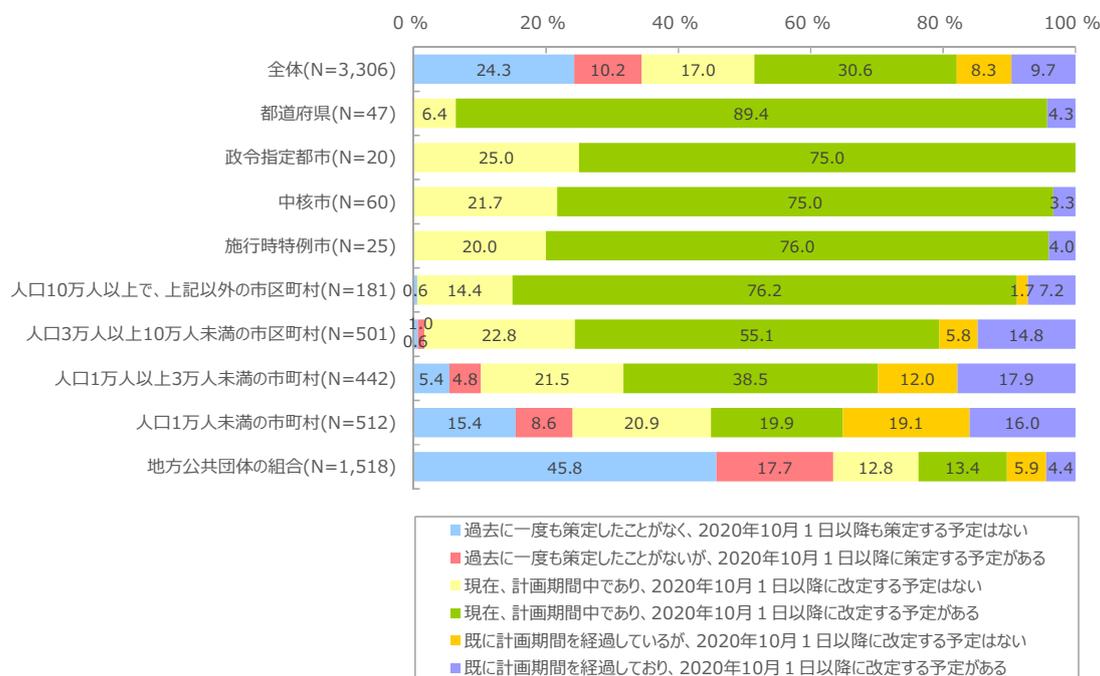


図表 38 令和2年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況
【基礎自治体】



	過去に一度も策定したことがなく、2020年10月1日以降に策定する予定はない。	過去に一度も策定したことがなく、2020年10月1日以降に策定する予定がある。	現在、計画期間中であり、2020年10月1日以降に改定する予定はない。	現在、計画期間中であり、2020年10月1日以降に改定する予定がある。	既に計画期間を経過しているが、2020年10月1日以降に改定する予定はない。	既に計画期間を経過しており、2020年10月1日以降に改定する予定がある。	合計
全体	107	70	365	765	183	251	1,741
比率	6.1	4.0	21.0	43.9	10.5	14.4	

図表 39 令和2年10月1日現在の事務事業編の策定・改定状況
【団体区分別】

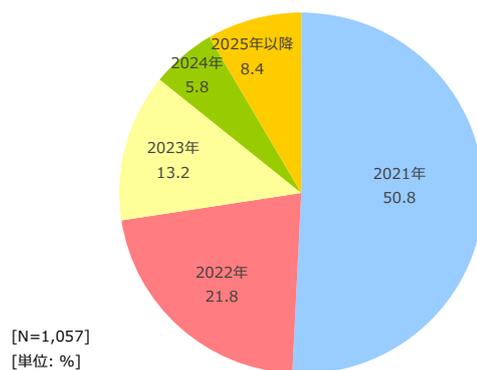


	過去、一度も策定する予定はないこと以降	過去、一度も策定したことがないが、2020年10月1日以降に策定する予定がある	2020年度も策定する予定はないこと以降	2020年度も策定する予定がある	2020年度も策定する予定はないこと以降	2020年度も策定する予定がある	既に計画期間を経過しているが、2020年10月1日以降に改定する予定はない	既に計画期間を経過しているが、2020年10月1日以降に改定する予定がある	既に計画期間を経過しているが、2020年10月1日以降に改定する予定はない	既に計画期間を経過しているが、2020年10月1日以降に改定する予定がある	合計
回答数	全体	802	338	563	1,010	273	320	3,306			
	都道府県	0	0	3	42	0	2	47			
	政令指定都市	0	0	5	15	0	0	20			
	中核市	0	0	13	45	0	2	60			
	施行時特例市	0	0	5	19	0	1	25			
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	0	26	138	3	13	181			
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	3	5	114	276	29	74	501			
	人口1万人以上3万人未満の市町村	24	21	95	170	53	79	442			
	人口1万人未満の市町村	79	44	107	102	98	82	512			
	地方公共団体の組合	695	268	195	203	90	67	1,518			
比率 (%)	全体(N=3,306)	24.3	10.2	17.0	30.6	8.3	9.7				
	都道府県(N=47)	0.0	0.0	6.4	89.4	0.0	4.3				
	政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	25.0	75.0	0.0	0.0				
	中核市(N=60)	0.0	0.0	21.7	75.0	0.0	3.3				
	施行時特例市(N=25)	0.0	0.0	20.0	76.0	0.0	4.0				
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	0.6	0.0	14.4	76.2	1.7	7.2				
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	0.6	1.0	22.8	55.1	5.8	14.8				
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	5.4	4.8	21.5	38.5	12.0	17.9				
	人口1万人未満の市町村(N=512)	15.4	8.6	20.9	19.9	19.1	16.0				
	地方公共団体の組合(N=1,518)	45.8	17.7	12.8	13.4	5.9	4.4				

2) 事務事業編の策定・改定予定年度 <Q1-1(1)>

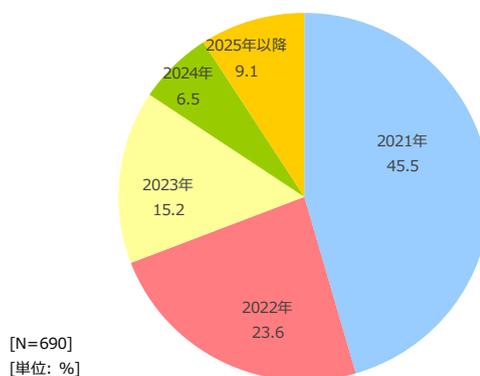
事務事業編の策定・改定を予定していると回答した団体のうち、策定・改定年度は、「2021年度」(50.8%)が最も多く、「2022年度」(21.8%)、「2023年度」(13.2%)と続く。

図表 40 事務事業編の策定・改定予定年度



	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年以降	合計
全体	537	230	140	61	89	1,057
比率 (%)	50.8	21.8	13.2	5.8	8.4	

図表 41 事務事業編の策定・改定予定年度【基礎自治体】



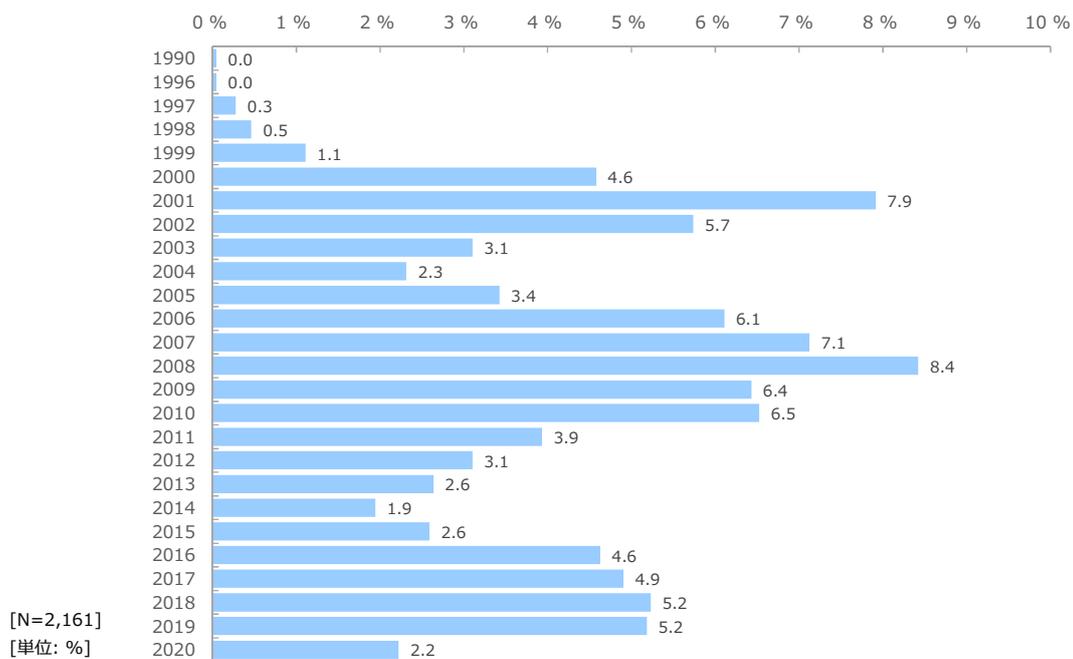
	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年以降	合計
全体	314	163	105	45	63	690
比率 (%)	45.5	23.6	15.2	6.5	9.1	

3) 事務事業編の当初策定年度・その計画期間 <Q1-1(2)>

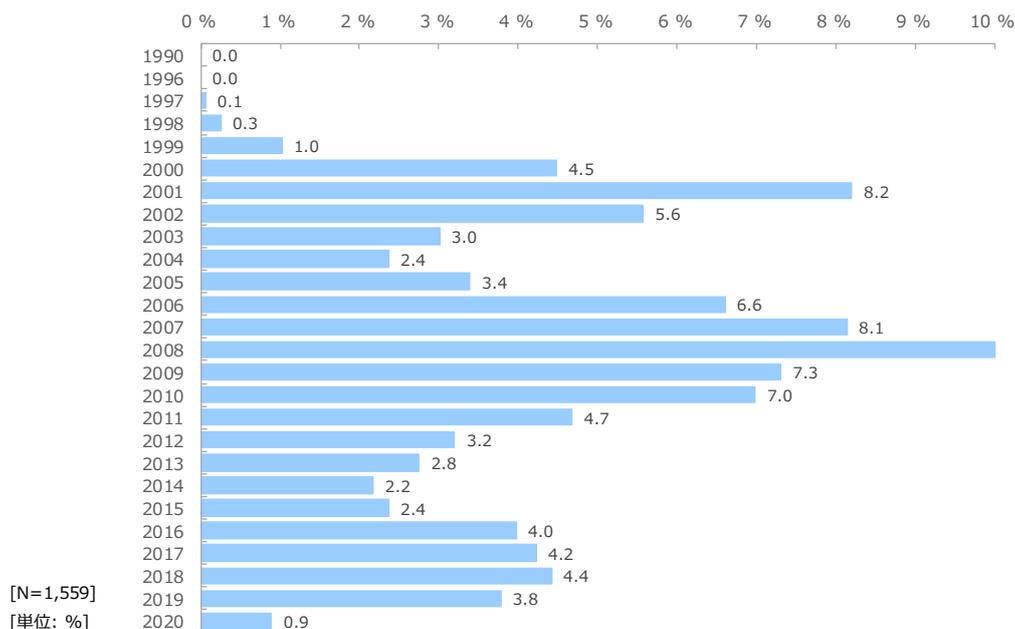
事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の当初策定年度は、「2008年度」(8.4%)、「2001年度」(7.9%)、「2007年度」(7.1%)が多い。

また、当初策定した事務事業編の計画期間は「5年」(74.1%)が多い。

図表 42 事務事業編の当初策定年度



図表 43 事務事業編の当初策定年度【基礎自治体】

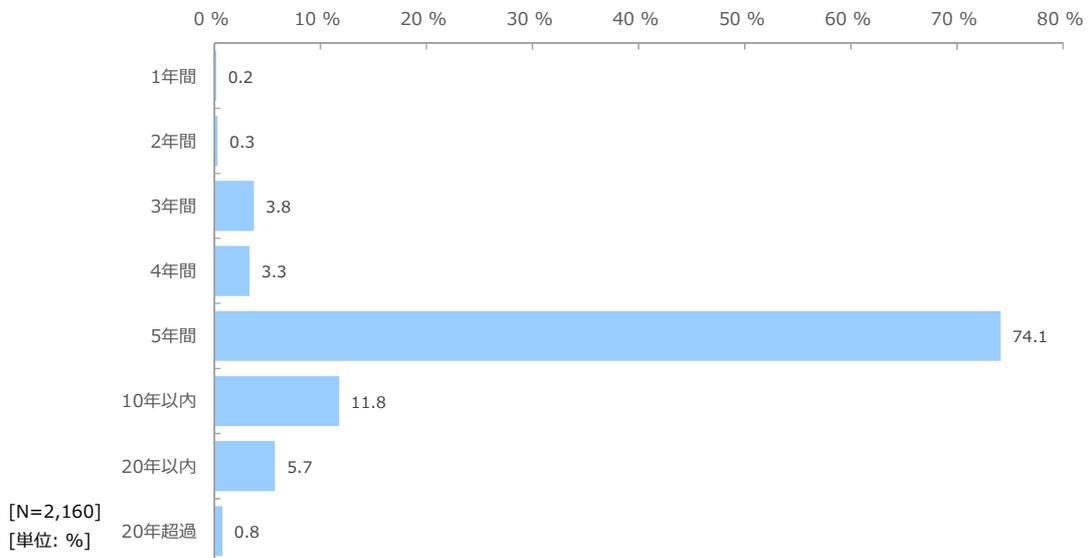


図表 44 事務事業編の当初策定年度【団体区分別】

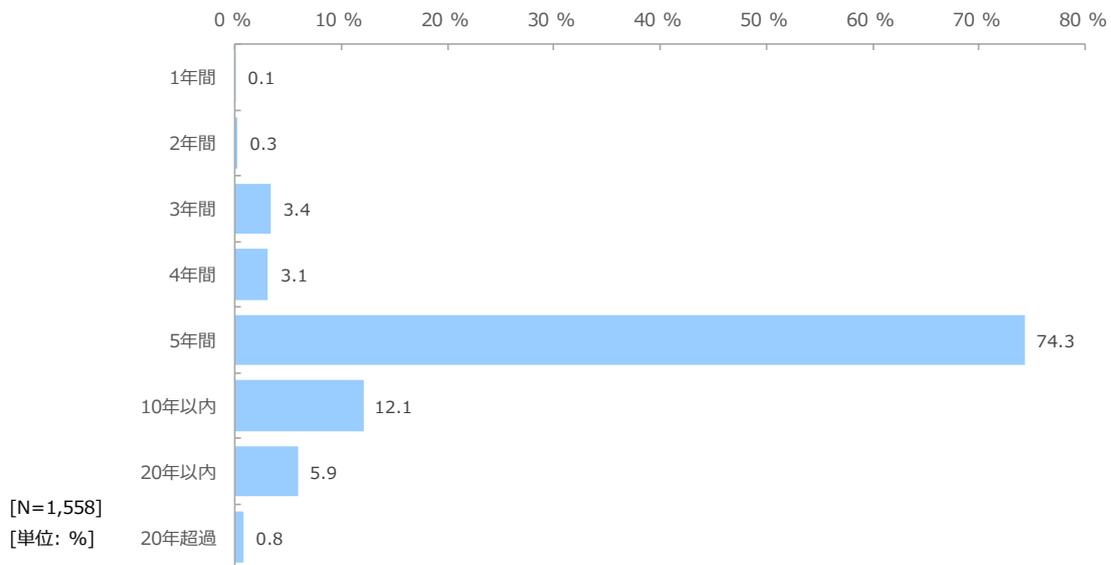
	1990	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
全体(N=2,161)	0.0	0.0	0.3	0.5	1.1	4.6	7.9	5.7	3.1	2.3	3.4	6.1	7.1	8.4
都道府県(N=47)	0.0	2.1	10.6	12.8	8.5	29.8	6.4	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0	0.0	2.1
政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	20.0	15.0	10.0	0.0	5.0	5.0	0.0	0.0
中核市(N=60)	0.0	0.0	1.7	6.7	1.7	16.7	20.0	8.3	1.7	3.3	3.3	1.7	0.0	1.7
施行時特例市(N=25)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.0	8.0	8.0	4.0	4.0	0.0	0.0	4.0	4.0
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	0.0	0.0	0.0	0.0	3.9	12.8	12.8	6.7	2.2	2.8	5.6	8.3	3.9	6.7
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=492)	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	4.5	8.5	6.1	4.3	3.3	2.8	7.7	9.8	10.4
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=396)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	1.8	7.8	4.0	2.5	1.8	3.3	6.3	8.8	12.6
人口1万人未満の市町村(N=386)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.8	3.6	4.9	2.1	1.6	3.4	6.0	9.3	10.6
地方公共団体の組合(N=555)	0.2	0.0	0.0	0.0	0.7	2.7	7.2	6.7	3.6	2.2	3.8	5.2	4.9	4.5

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
全体(N=2,161)	6.4	6.5	3.9	3.1	2.6	1.9	2.6	4.6	4.9	5.2	5.2	2.2
都道府県(N=47)	4.3	6.4	6.4	4.3	0.0	2.1	0.0	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0
政令指定都市(N=20)	0.0	15.0	15.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中核市(N=60)	1.7	3.3	10.0	5.0	1.7	0.0	5.0	1.7	1.7	1.7	0.0	1.7
施行時特例市(N=25)	0.0	4.0	20.0	0.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	8.0	0.0	0.0
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	4.4	3.3	5.0	1.1	3.9	2.8	1.7	4.4	2.2	2.2	2.8	0.6
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=492)	7.3	5.9	3.0	3.3	1.8	1.4	1.4	5.1	5.7	3.5	2.6	0.4
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=396)	8.6	9.6	4.3	3.0	2.0	1.3	3.3	3.5	4.0	4.8	5.1	1.3
人口1万人未満の市町村(N=386)	9.1	7.8	4.7	4.4	4.4	4.1	2.6	2.8	4.1	6.7	5.4	1.3
地方公共団体の組合(N=555)	4.1	5.2	1.6	2.7	2.5	1.3	3.4	6.7	7.2	7.9	9.5	6.1

図表 45 当初計画の計画期間



図表 46 当初計画の計画期間【基礎自治体】



図表 47 当初計画の計画期間【団体区別】

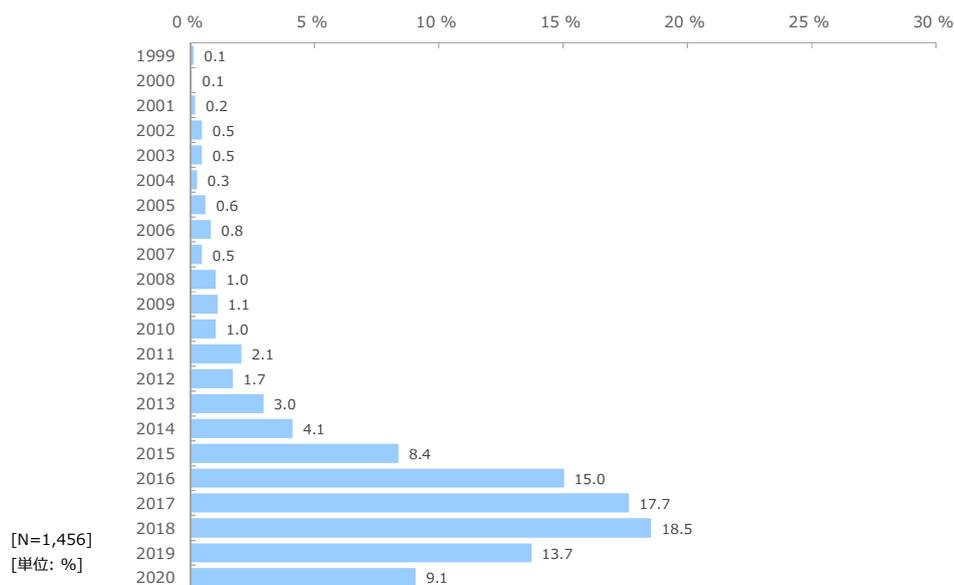
	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	10年以内	20年以内	20年超過
全体(N=2,160)	0.2	0.3	3.8	3.3	74.1	11.8	5.7	0.8
都道府県(N=47)	0.0	4.3	8.5	17.0	51.1	17.0	2.1	0.0
政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	20.0	10.0	30.0	30.0	10.0	0.0
中核市(N=60)	0.0	0.0	3.3	1.7	65.0	21.7	6.7	1.7
施行時特例市(N=25)	0.0	0.0	0.0	0.0	48.0	52.0	0.0	0.0
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	0.0	0.6	4.4	5.0	67.8	16.7	5.6	0.0
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=492)	0.2	0.4	3.9	3.5	72.4	13.2	5.5	1.0
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=395)	0.0	0.3	2.8	2.8	80.0	7.1	5.6	1.5
人口1万人未満の市町村(N=386)	0.0	0.0	2.3	2.3	79.5	8.5	7.0	0.3
地方公共団体の組合(N=555)	0.5	0.2	4.3	2.7	75.5	10.5	5.6	0.7

4) 事務事業編の最終改定年度・その計画期間 <Q1-1(2)>

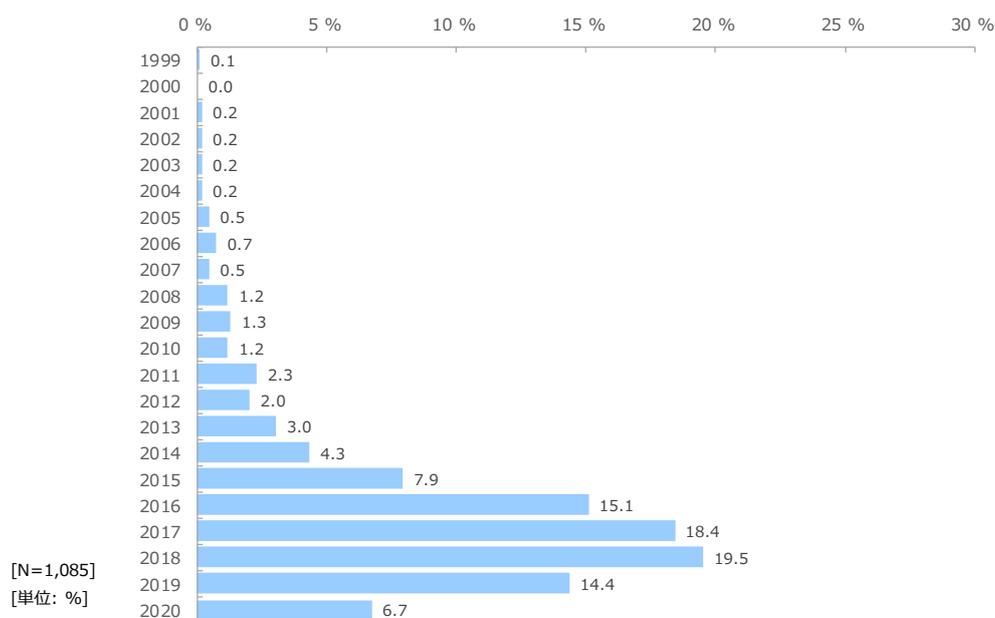
事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の最終改定年度は、「2018年度」(18.5%)、「2017年度」(17.7%)と近年に集中している。

また、最新の事務事業編の計画期間は「5年」(65.5%)が多い。

図表 48 事務事業編の最終改定年度



図表 49 事務事業編の最終改定年度【基礎自治体】

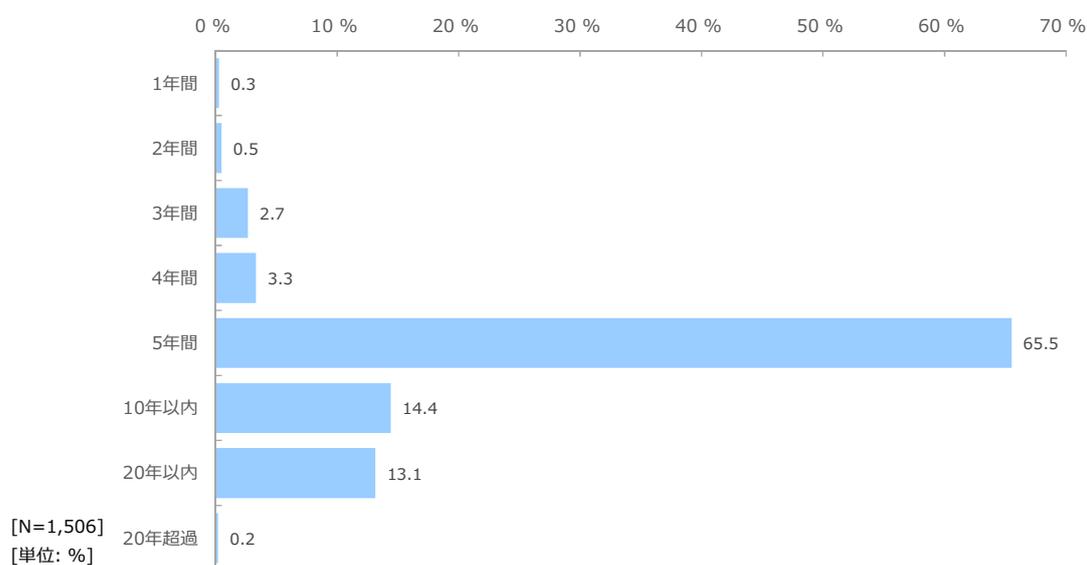


図表 50 事務事業編の最終改定年度【団体区分別】

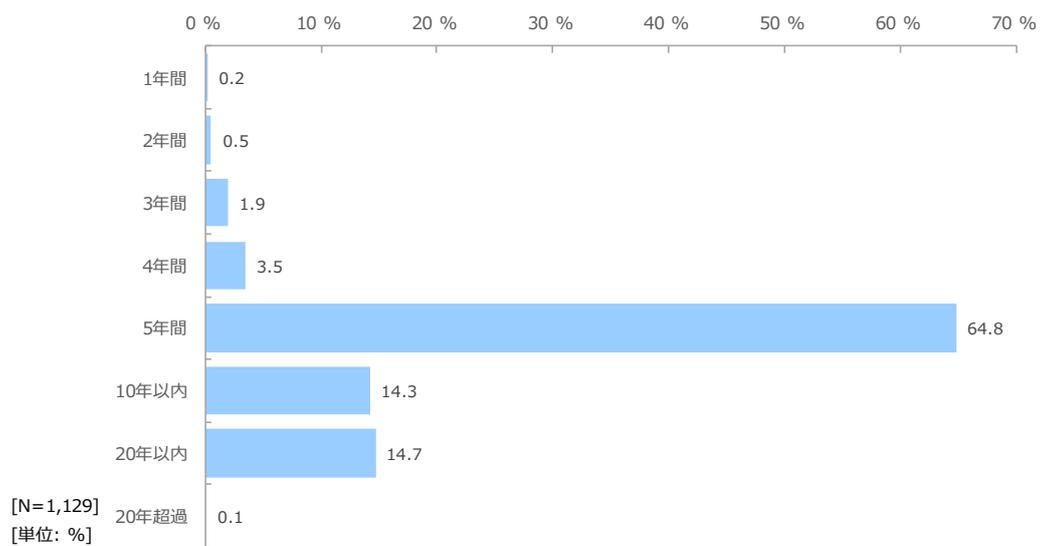
	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
全体(N=1,456)	0.1	0.1	0.2	0.5	0.5	0.3	0.6	0.8	0.5	1.0	1.1	1.0
都道府県(N=44)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
政令指定都市(N=18)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中核市(N=51)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0
施行時特例市(N=20)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=153)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	1.3
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=378)	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.5	0.0	1.1	1.6	0.5
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=263)	0.0	0.0	0.8	0.0	0.4	0.0	0.8	1.1	0.8	1.5	0.4	1.9
人口1万人未満の市町村(N=202)	0.0	0.0	0.0	1.0	0.5	0.0	0.5	1.0	1.5	2.5	2.0	1.5
地方公共団体の組合(N=327)	0.3	0.3	0.3	1.5	1.5	0.6	1.2	1.2	0.6	0.6	0.6	0.6

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
全体(N=1,456)	2.1	1.7	3.0	4.1	8.4	15.0	17.7	18.5	13.7	9.1
都道府県(N=44)	0.0	0.0	2.3	4.5	36.4	27.3	11.4	6.8	6.8	4.5
政令指定都市(N=18)	0.0	0.0	5.6	16.7	11.1	22.2	5.6	22.2	16.7	0.0
中核市(N=51)	2.0	2.0	0.0	7.8	25.5	13.7	13.7	19.6	5.9	7.8
施行時特例市(N=20)	5.0	0.0	0.0	5.0	5.0	20.0	20.0	25.0	5.0	10.0
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=153)	3.3	1.3	2.0	2.0	9.8	20.3	20.3	17.6	13.1	7.2
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=378)	1.3	1.6	3.7	3.7	6.9	13.8	21.2	20.4	15.6	6.9
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=263)	2.7	2.7	2.3	4.2	6.5	14.1	19.0	18.6	16.0	6.5
人口1万人未満の市町村(N=202)	3.0	3.0	4.5	5.4	5.9	14.4	13.4	19.8	13.9	6.4
地方公共団体の組合(N=327)	1.5	0.9	2.8	3.4	6.1	13.1	15.9	16.8	12.5	17.4

図表 51 改定後の最新計画の計画期間



図表 52 改定後の最新計画の計画期間【基礎自治体】



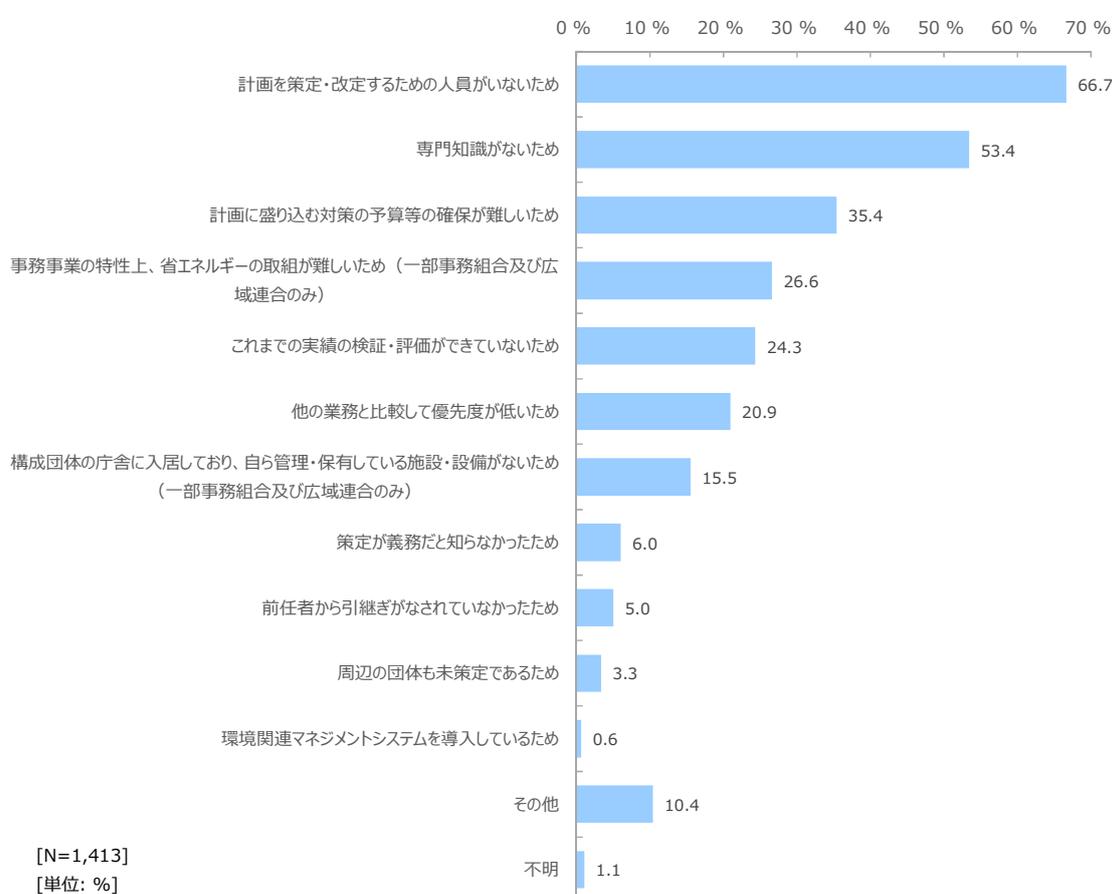
図表 53 改定後の最新計画の計画期間【団体区分別】

	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	10年以内	20年以内	20年超過
全体(N=1,506)	0.3	0.5	2.7	3.3	65.5	14.4	13.1	0.2
都道府県(N=44)	0.0	0.0	2.3	13.6	52.3	22.7	9.1	0.0
政令指定都市(N=17)	0.0	5.9	0.0	5.9	5.9	58.8	23.5	0.0
中核市(N=52)	0.0	0.0	3.8	1.9	46.2	19.2	28.8	0.0
施行時特例市(N=20)	0.0	0.0	15.0	5.0	40.0	25.0	15.0	0.0
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=156)	0.0	0.6	3.2	7.7	46.2	21.2	21.2	0.0
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=387)	0.5	1.0	1.3	3.4	65.6	12.4	15.8	0.0
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=273)	0.0	0.0	1.8	1.5	74.0	11.0	11.4	0.4
人口1万人未満の市町村(N=224)	0.0	0.0	0.9	3.1	76.3	11.2	8.5	0.0
地方公共団体の組合(N=333)	0.6	0.3	5.1	1.5	69.7	13.8	8.4	0.6

5) 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎて未改定の理由 <Q1-1(3)>

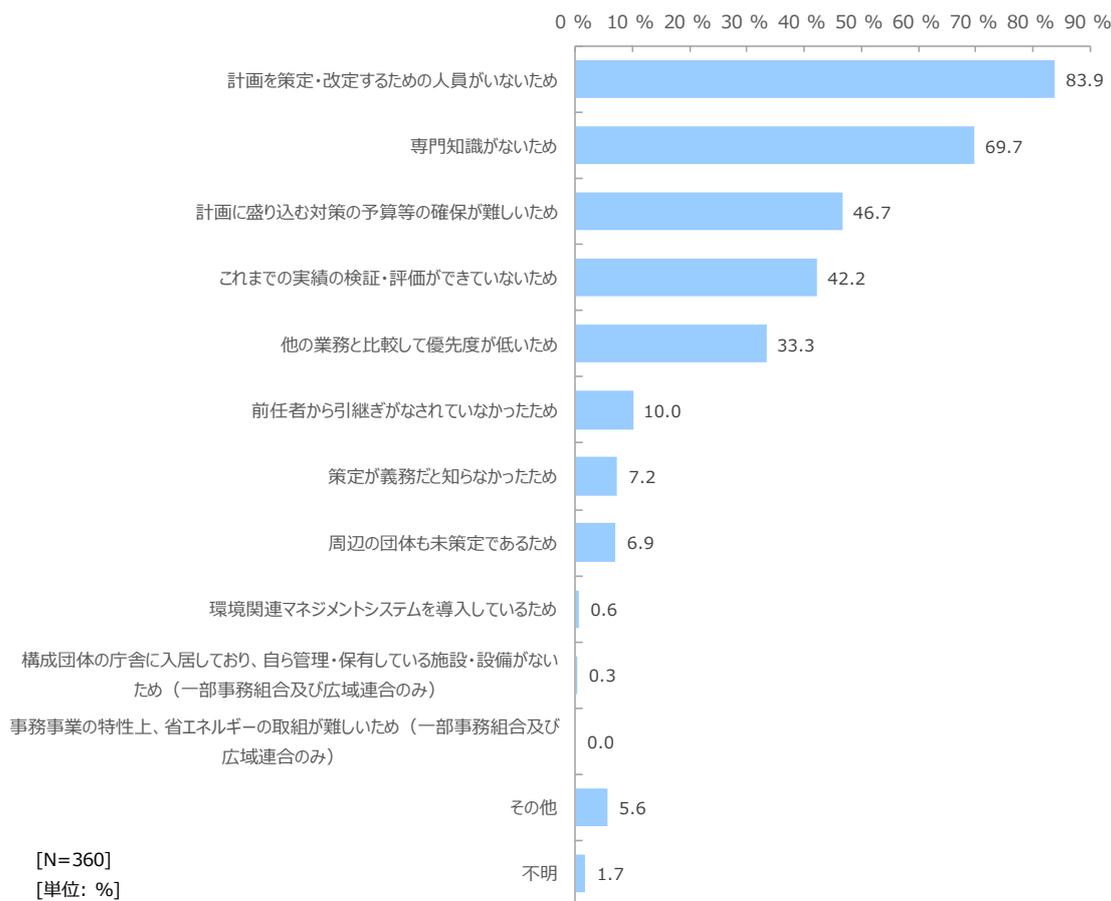
実行計画（事務事業編）が現時点で未策定又は計画期間が過ぎていても未改定の団体について、事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由としては、「計画を策定・改定するための人員がないため」（66.7%）が最も多く、「専門知識がないため」（53.4%）、「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため」（35.4%）、「事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため（一部事務組合及び広域連合のみ）」（26.6%）、「これまでの実績の検証・評価ができていないため」（24.3%）と続く。

図表 54 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由



基礎自治体においても、「計画を策定・改定するための人員がないため」(83.9%)が最も多く、「専門知識がないため」(69.7%)、「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため」(46.7%)、「これまでの実績の検証・評価ができていないため」(42.2%)と続く。

図表 55 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由
【基礎自治体】

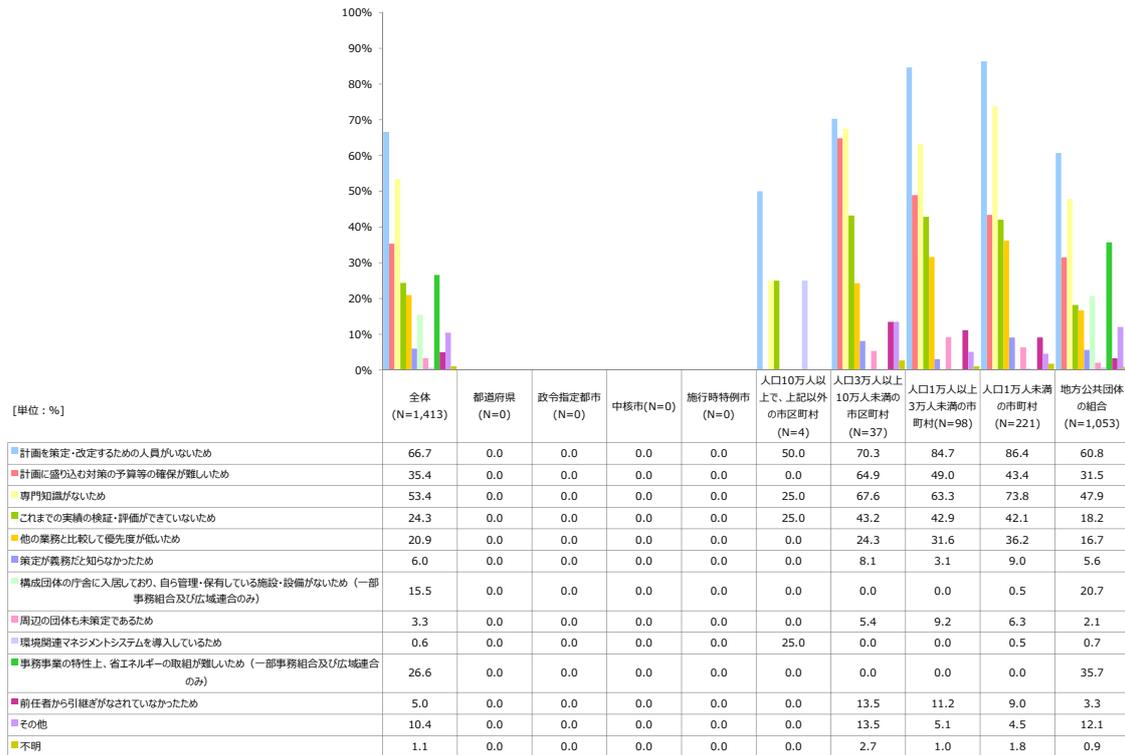


	計画を策定・改定するための人員がないため	計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため	専門知識がないため	これまでの実績の検証・評価ができていないため	他の業務と比較して優先度が低い	策定が義務だと知らなかったため	構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため（一部事務組合及び広域連合のみ）	周辺の団体も未策定であるため	環境関連マネジメントシステムを導入しているため	事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため（一部事務組合及び広域連合のみ）	前任者から引継ぎがなされていなかったため	その他	不明	合計
全体	302	168	251	152	120	26	1	25	2	0	36	20	6	360
比率	83.9	46.7	69.7	42.2	33.3	7.2	0.3	6.9	0.6	0.0	10.0	5.6	1.7	

地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「計画を策定・改定するための人員がいないため。」が最も多い。

地方公共団体の組合においては、他の区分に比べると、「事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため。」「構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため。」の割合が相対的に高い。

図表 56 事務事業編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【団体区分別】

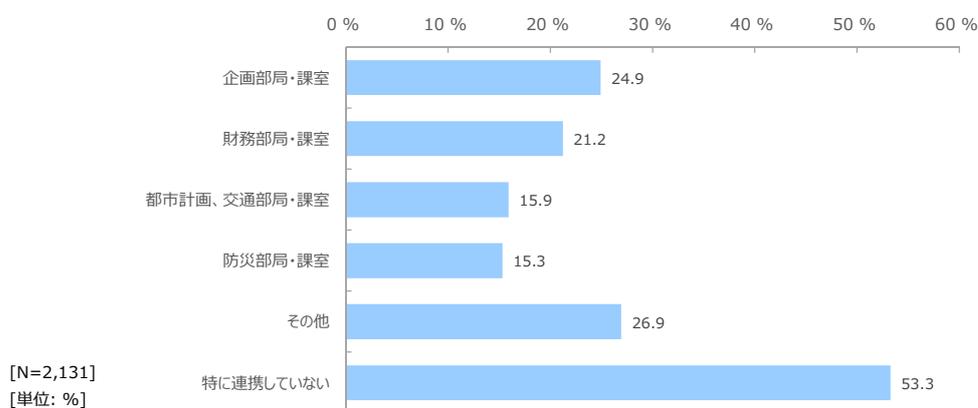


	計画を策定・改定するための人員がいないため	計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため	専門知識がないため	これまでの実績の検証・評価ができていないため	他の業務と比較して優先度が低い	策定が義務だと知らなかったため	構成団体の庁舎に入居しており、自ら管理・保有している施設・設備がないため（一部事務組合及び広域連合のみ）	周辺の団体も未策定であるため	環境関連マネジメントシステムを導入しているため	事務事業の特性上、省エネルギーの取組が難しいため（一部事務組合及び広域連合のみ）	前任者から引継ぎがなされなかったため	その他	不明	合計
回答数	942	500	755	344	296	85	219	47	9	376	71	147	15	1,413
全体 (N=1,413)	66.7	35.4	53.4	24.3	20.9	6.0	15.5	3.3	0.6	26.6	5.0	10.4	1.1	
都道府県 (N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
政令指定都市 (N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中核市 (N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
施行時特例市 (N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=4)	50.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=37)	70.3	64.9	67.6	43.2	24.3	8.1	0.0	5.4	0.0	0.0	13.5	13.5	2.7	0.0
人口1万人以上3万人未満の市区町村 (N=98)	84.7	49.0	63.3	42.9	31.6	3.1	0.0	9.2	0.0	0.0	11.2	5.1	1.0	0.0
人口1万人未満の市区町村 (N=221)	86.4	43.4	73.8	42.1	36.2	9.0	0.5	6.3	0.5	0.0	9.0	4.5	1.8	0.0
地方公共団体の組合 (N=1,053)	60.8	31.5	47.9	18.2	16.7	5.6	20.7	2.1	0.7	35.7	3.3	12.1	0.9	0.0

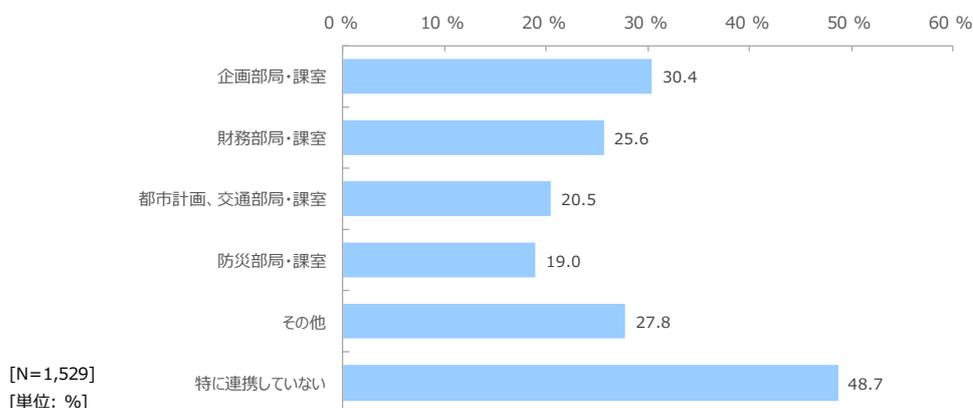
6) 事務事業編策定・改定において連携している部署 <Q1-1(4)>

実行計画の策定・改定に向けて連携している部署としては企画部局・課室、財務部局・課室が多い。また、人口 3 万人未満の小規模市区町村においては 50% 以上の団体が「特に連携していない」を回答しており、他部局を巻き込んだ計画策定に至っていない。

図表 57 事務事業編策定・改定において連携している部署

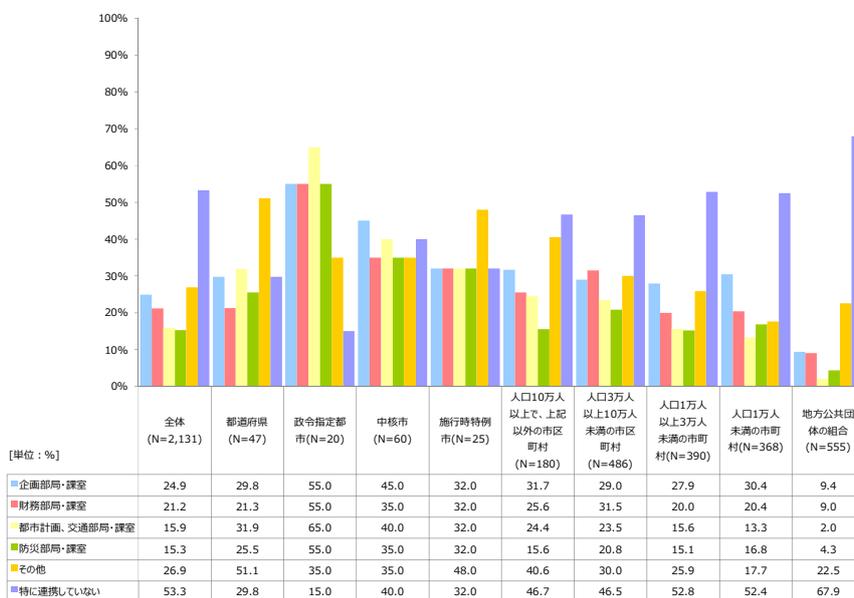


図表 58 事務事業編策定・改定において連携している部署【基礎自治体】



	企画部局・課室	財務部局・課室	都市計画、交通部局・課室	防災部局・課室	その他	特に連携していない	合計
全体	465	392	313	290	425	744	1,529
比率	30.4	25.6	20.5	19.0	27.8	48.7	

図表 59 事務事業編策定・改定において連携している部署
【団体区分別】



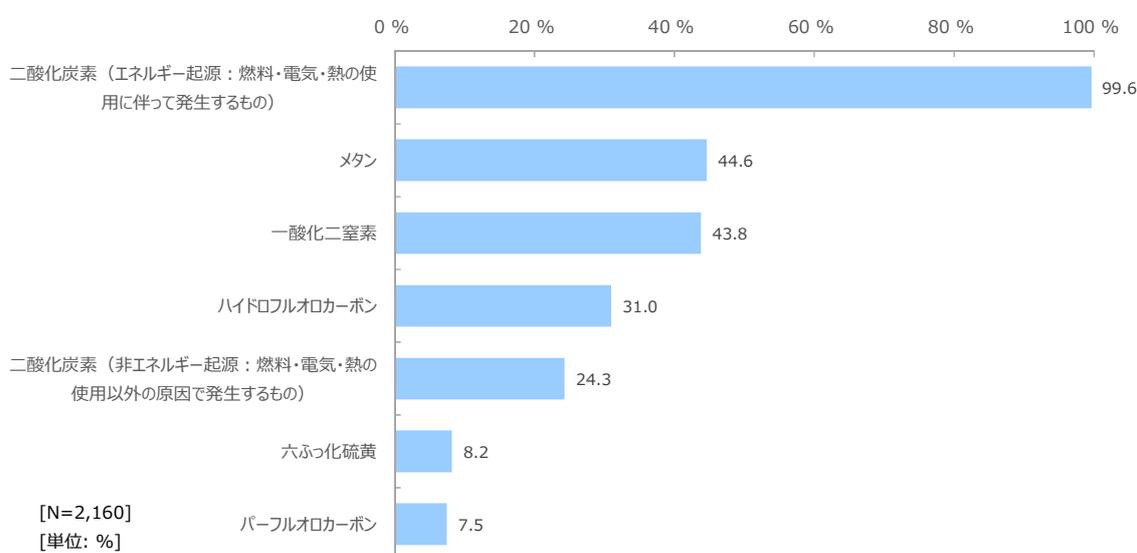
		企画部局・課室	財務部局・課室	都市計画、交通部局・課室	防災部局・課室	その他	特に連携していない	合計
回答数	全体	531	452	339	326	574	1,135	2,131
	都道府県	14	10	15	12	24	14	47
	政令指定都市	11	11	13	11	7	3	20
	中核市	27	21	24	21	21	24	60
	施行時特例市	8	8	8	8	12	8	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	57	46	44	28	73	84	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	141	153	114	101	146	226	486
	人口1万人以上3万人未満の市町村	109	78	61	59	101	206	390
	人口1万人未満の市町村	112	75	49	62	65	193	368
地方公共団体の組合	52	50	11	24	125	377	555	
比率 (%)	全体(N=2,131)	24.9	21.2	15.9	15.3	26.9	53.3	
	都道府県(N=47)	29.8	21.3	31.9	25.5	51.1	29.8	
	政令指定都市(N=20)	55.0	55.0	65.0	55.0	35.0	15.0	
	中核市(N=60)	45.0	35.0	40.0	35.0	35.0	40.0	
	施行時特例市(N=25)	32.0	32.0	32.0	32.0	48.0	32.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	31.7	25.6	24.4	15.6	40.6	46.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=486)	29.0	31.5	23.5	20.8	30.0	46.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=390)	27.9	20.0	15.6	15.1	25.9	52.8	
	人口1万人未満の市町村(N=368)	30.4	20.4	13.3	16.8	17.7	52.4	
	地方公共団体の組合(N=555)	9.4	9.0	2.0	4.3	22.5	67.9	

7) 排出量算定の対象としているガスの種類 <Q1-1(5)>

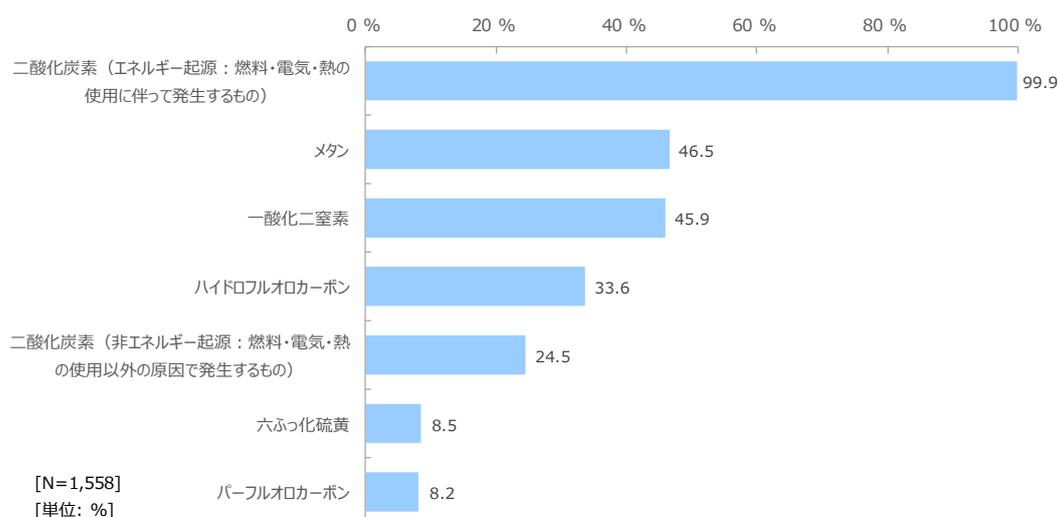
事務事業編を策定済みの団体において、「二酸化炭素（エネルギー起源：燃料・電気・熱の使用に伴って発生するもの）」（99.6%）は、ほぼ全ての団体が排出量算定の対象としている（基礎自治体においては99.9%）。

一方、非エネルギー起源のガスについては、「メタン」（44.6%）、「一酸化二窒素」（43.8%）は、事務事業編を策定済みの団体の約40%が排出量算定の対象としている。

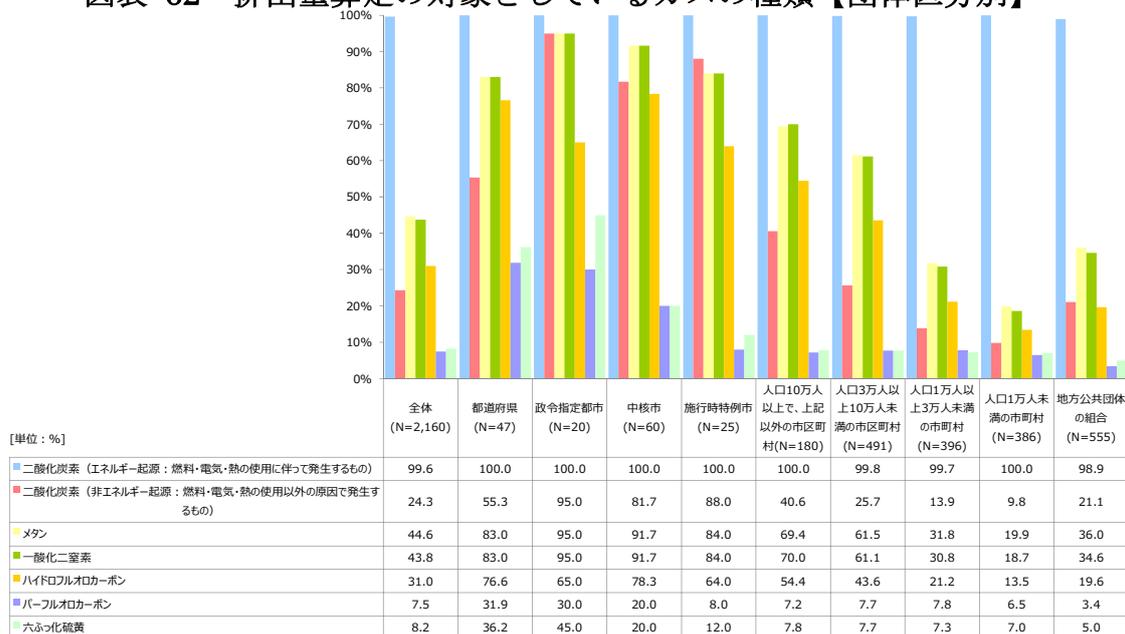
図表 60 排出量算定の対象としているガスの種類



図表 61 排出量算定の対象としているガスの種類【基礎自治体】



図表 62 排出量算定の対象としているガスの種類【団体区分別】



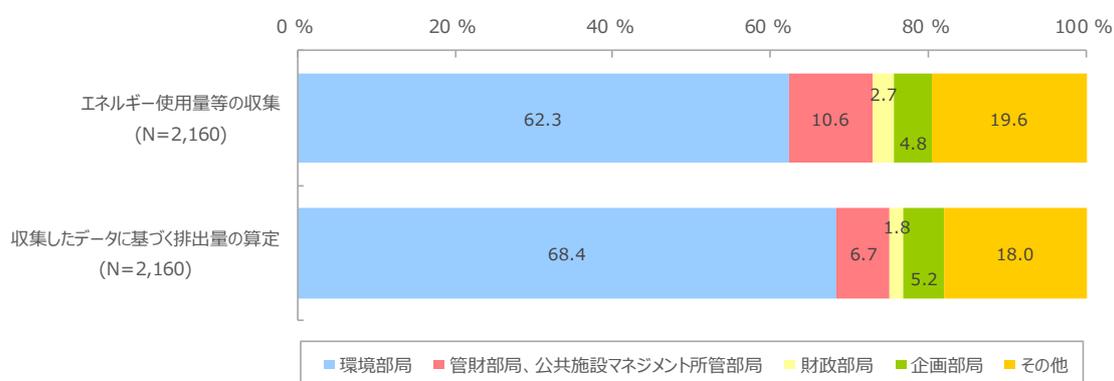
	回答数	源：燃料・電気・熱の使用に伴って発生するもの	源：二酸化炭素（エネルギー起源）	源：二酸化炭素（非エネルギー起源）	メタン	一酸化二窒素	ハイドロフルオロカーボン	パーフルオロカーボン	六ふっ化硫黄	合計
		全体	2,152	525	964	946	669	161	177	2,160
都道府県	47	26	39	39	36	15	17	47		
政令指定都市	20	19	19	19	13	6	9	20		
中核市	60	49	55	55	47	12	12	60		
施行時特例市	25	22	21	21	16	2	3	25		
人口10万人以上、上記以外の市区町村	180	73	125	126	98	13	14	180		
人口3万人以上10万人未満の市区町村	490	126	302	300	214	38	38	491		
人口1万人以上3万人未満の市町村	395	55	126	122	84	31	29	396		
人口1万人未満の市町村	386	38	77	72	52	25	27	386		
地方公共団体の組合	549	117	200	192	109	19	28	555		
比率 (%)	全体(N=2,160)	99.6	24.3	44.6	43.8	31.0	7.5	8.2		
都道府県(N=47)	100.0	55.3	83.0	83.0	76.6	31.9	36.2			
政令指定都市(N=20)	100.0	95.0	95.0	95.0	65.0	30.0	45.0			
中核市(N=60)	100.0	81.7	91.7	91.7	78.3	20.0	20.0			
施行時特例市(N=25)	100.0	88.0	84.0	84.0	64.0	8.0	12.0			
人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=180)	100.0	40.6	69.4	70.0	54.4	7.2	7.8			
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=491)	99.8	25.7	61.5	61.1	43.6	7.7	7.7			
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=396)	99.7	13.9	31.8	30.8	21.2	7.8	7.3			
人口1万人未満の市町村(N=386)	100.0	9.8	18.7	18.7	13.5	6.5	7.0			
地方公共団体の組合(N=555)	98.9	21.1	36.0	34.6	19.6	3.4	5.0			

8) 排出量算定の担当部署 <Q1-1(6)>

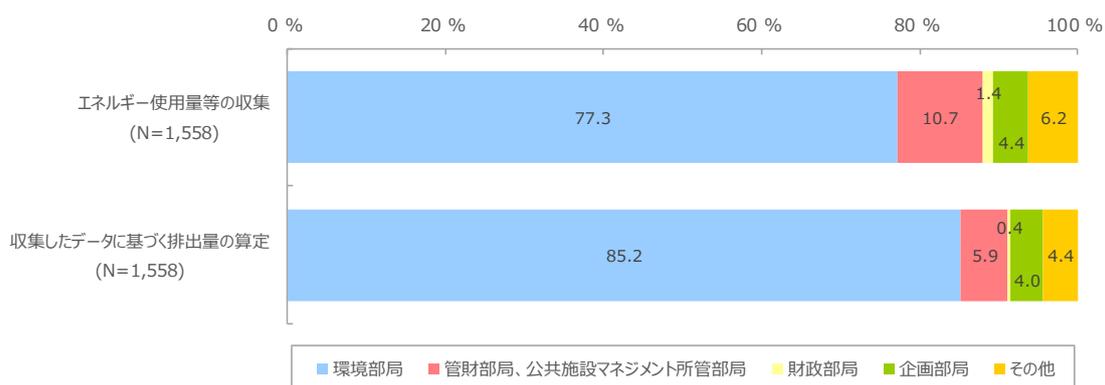
事務事業編を策定済みの団体においては、排出量算定のための「エネルギー使用量等の収集」の担当部署は「環境部局」(62.3%)、「収集したデータに基づく排出量の算定」の担当部署も「環境部局」(68.4%)が最も多い。

エネルギー使用量等の収集は「管財部局、公共施設マネジメント所管部局」が行い、収集したデータに基づく排出量の算定は「環境部局」が行っている団体も一定数存在する。基礎自治体に限っても同様の傾向が確認される。

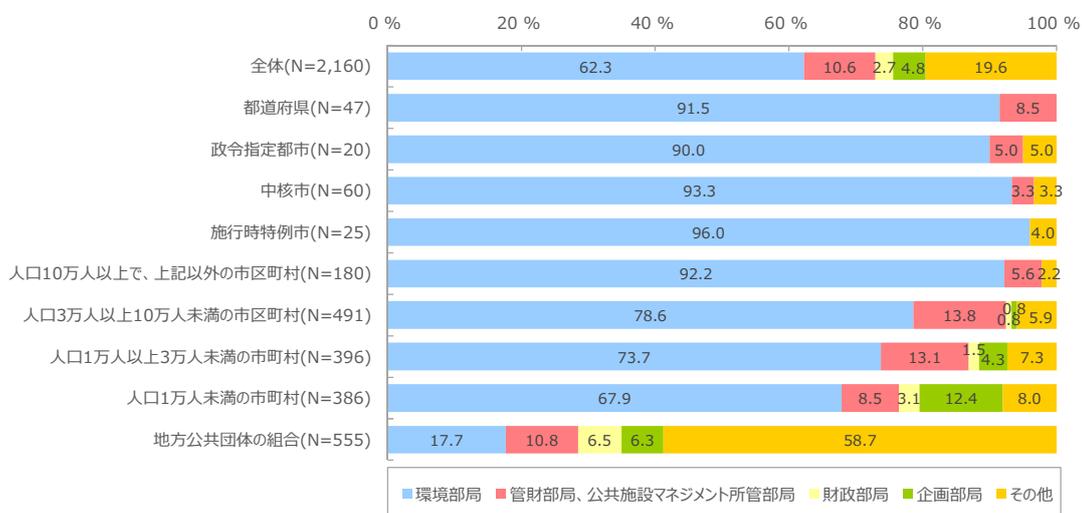
図表 63 排出量算定のための「エネルギー使用量等の収集」の担当部署



図表 64 排出量算定のための「エネルギー使用量等の収集」の担当部署
【基礎自治体】

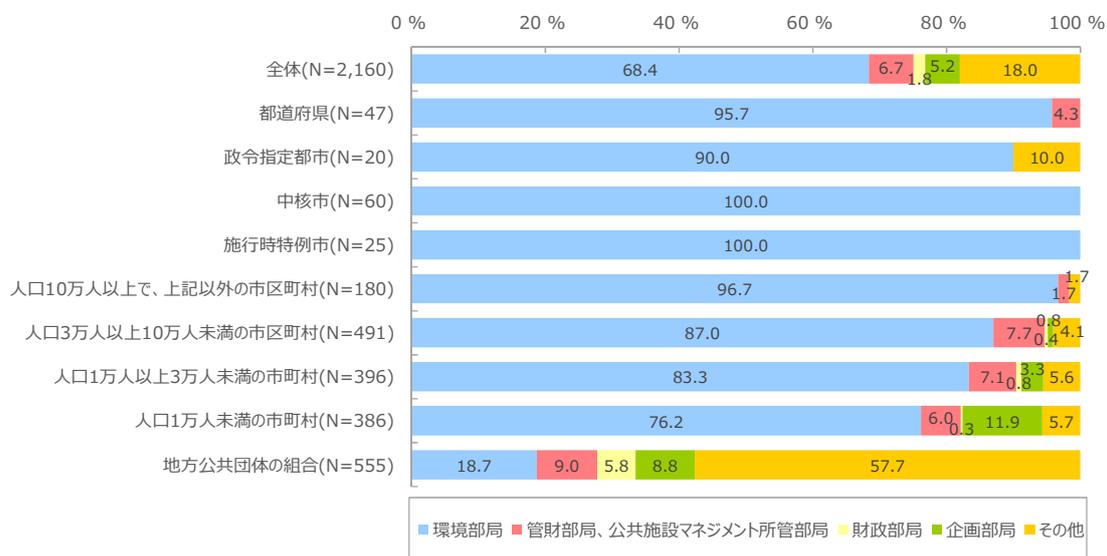


図表 65 排出量算定のための「エネルギー使用量等の収集」の担当部署
【団体区分別】



		環境部局	管財部局、公共施設マネジメント所管部局	財政部局	企画部局	その他	合計
回答数	全体	1,345	230	58	104	423	2,160
	都道府県	43	4	0	0	0	47
	政令指定都市	18	1	0	0	1	20
	中核市	56	2	0	0	2	60
	施行時特例市	24	0	0	0	1	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	166	10	0	0	4	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	386	68	4	4	29	491
	人口1万人以上3万人未満の市町村	292	52	6	17	29	396
	人口1万人未満の市町村	262	33	12	48	31	386
地方公共団体の組合	98	60	36	35	326	555	
比率 (%)	全体(N=2,160)	62.3	10.6	2.7	4.8	19.6	
	都道府県(N=47)	91.5	8.5	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	90.0	5.0	0.0	0.0	5.0	
	中核市(N=60)	93.3	3.3	0.0	0.0	3.3	
	施行時特例市(N=25)	96.0	0.0	0.0	0.0	4.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	92.2	5.6	0.0	0.0	2.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=491)	78.6	13.8	0.8	0.8	5.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=396)	73.7	13.1	1.5	4.3	7.3	
	人口1万人未満の市町村(N=386)	67.9	8.5	3.1	12.4	8.0	
	地方公共団体の組合(N=555)	17.7	10.8	6.5	6.3	58.7	

図表 66 排出量算定のための「収集したデータに基づく排出量の算定」の担当部署【団体区分別】

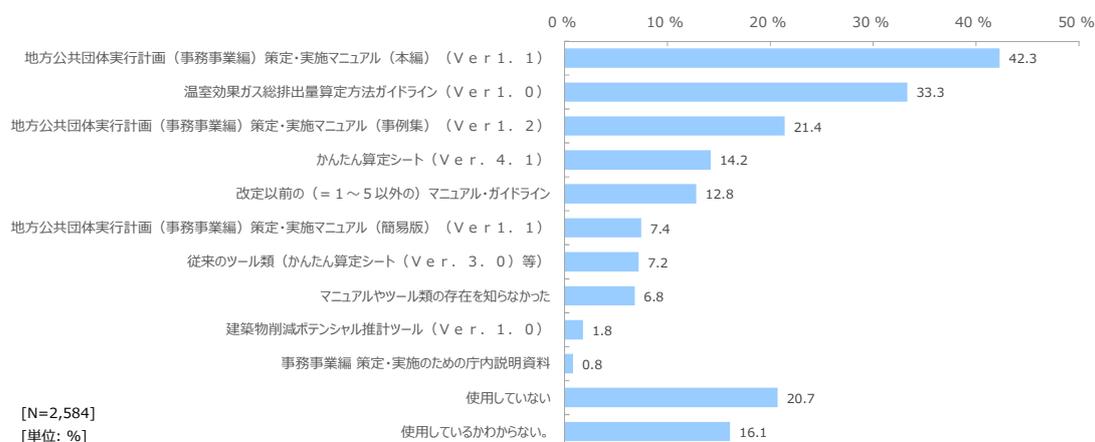


		環境部局	管財部局、公共施設マネジメント所管部局	財政部局	企画部局	その他	合計
回答数	全体	1,477	144	38	112	389	2,160
	都道府県	45	2	0	0	0	47
	政令指定都市	18	0	0	0	2	20
	中核市	60	0	0	0	0	60
	施行時特例市	25	0	0	0	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	174	3	0	0	3	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	427	38	2	4	20	491
	人口1万人以上3万人未満の市町村	330	28	3	13	22	396
	人口1万人未満の市町村	294	23	1	46	22	386
地方公共団体の組合	104	50	32	49	320	555	
比率 (%)	全体(N=2,160)	68.4	6.7	1.8	5.2	18.0	
	都道府県(N=47)	95.7	4.3	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	90.0	0.0	0.0	0.0	10.0	
	中核市(N=60)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=25)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	96.7	1.7	0.0	0.0	1.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=491)	87.0	7.7	0.4	0.8	4.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=396)	83.3	7.1	0.8	3.3	5.6	
	人口1万人未満の市町村(N=386)	76.2	6.0	0.3	11.9	5.7	
	地方公共団体の組合(N=555)	18.7	9.0	5.8	8.8	57.7	

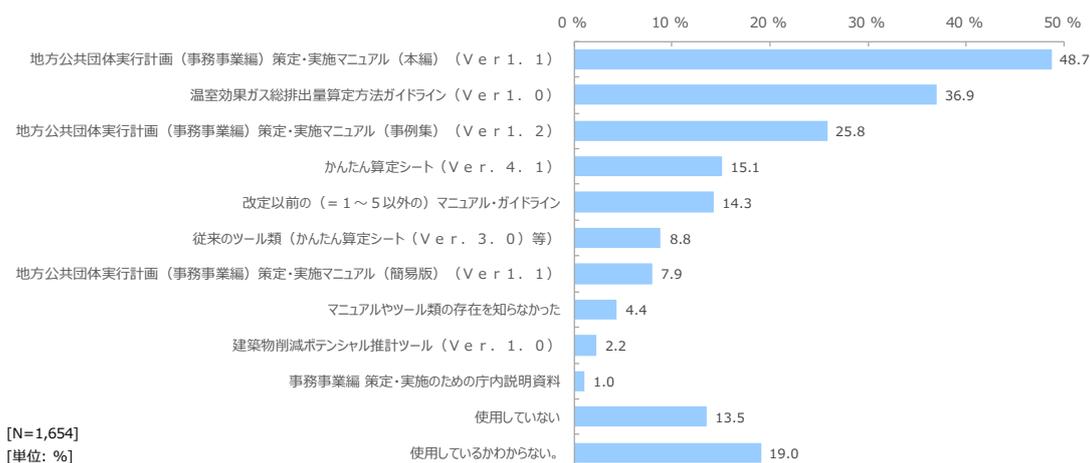
9) マニュアルやツール類のうち、使用したもの <Q1-1(7)>

事務事業編を策定済み、または策定予定の団体においては、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.1）」（42.3%）、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（Ver1.0）」（33.3%）、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（事例集）（Ver1.2）」（21.4%）と、改定後のマニュアル・ガイドラインを活用している団体が多くなっている。基礎自治体に限っても同様の傾向が確認される。

図表 67 マニュアルやツール類のうち、使用したもの

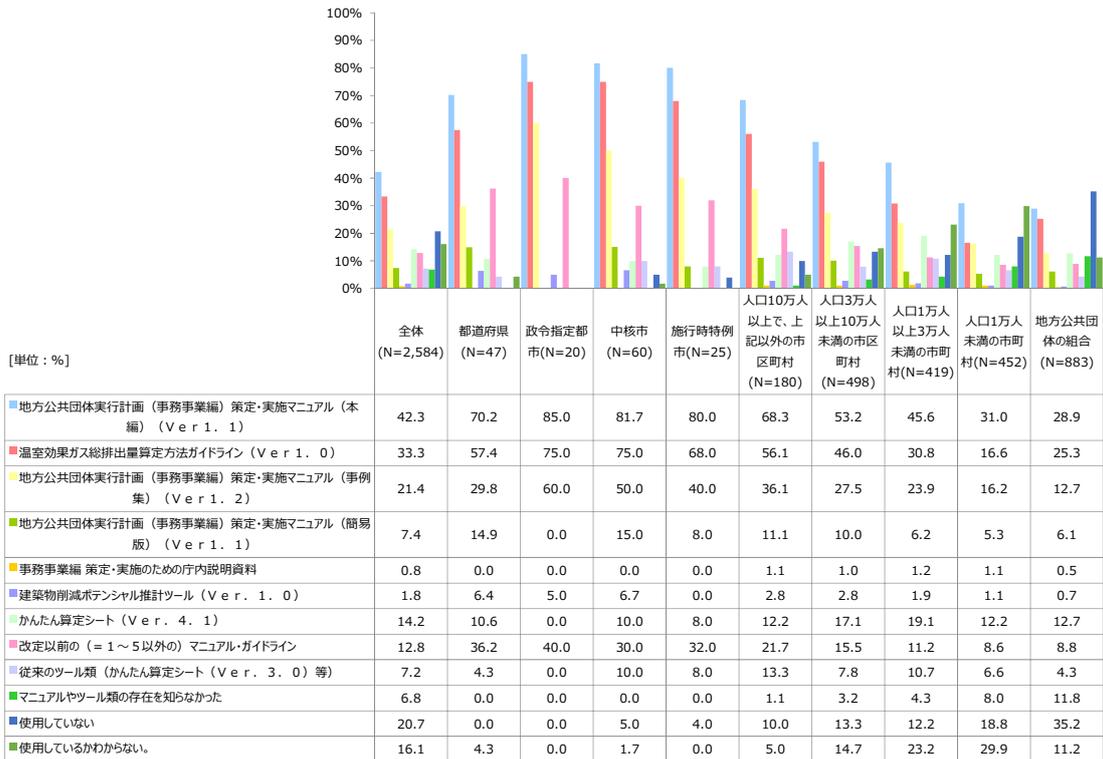


図表 68 マニュアルやツール類のうち、使用したもの【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県、政令指定都市においては、改定前のマニュアル・ガイドラインの使用率が高い。この理由としては、現行計画を策定した時期が古い団体が多いためと考えられる。

図表 69 マニュアルやツール類のうち、使用したもの
【団体区分別】



回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合	全体(N=2,584)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=60)	施行時特例市(N=25)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=498)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=419)	人口1万人未満の市町村(N=452)	地方公共団体の組合(N=883)	比率(%)	全体(N=2,584)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=60)	施行時特例市(N=25)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=498)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=419)	人口1万人未満の市町村(N=452)	地方公共団体の組合(N=883)
地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver.1.1）	1,093	861	553	192	21	46	367	331	186	176	535	416	2,584																		
温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（Ver.1.0）	33	27	14	7	0	3	5	17	2	0	0	2	47																		
地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（事例集）（Ver.1.2）	17	15	12	0	0	1	0	8	0	0	0	0	20																		
地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（簡易版）（Ver.1.1）	49	45	30	9	0	4	6	18	6	0	3	1	25																		
事務事業編 策定・実施のための庁内説明資料	20	17	10	2	0	0	2	8	2	0	1	0	60																		
建築物削減ポテンシャル推計ツール（Ver.1.0）	123	101	65	20	2	5	22	39	24	2	18	9	180																		
かんたん算定シート（Ver.4.1）	265	229	137	50	5	14	85	77	39	16	66	73	498																		
改定以前の（＝1～5以外の）マニュアル・ガイドライン	191	129	100	26	5	8	80	47	45	18	51	97	419																		
従来ツール類（かんたん算定シート（Ver.3.0）等）	140	75	73	24	5	5	55	39	30	36	85	135	452																		
マニュアルやツール類の存在を知らなかった	255	223	112	54	4	6	112	78	38	104	311	99	883																		
使用していない	42.3	33.3	21.4	7.4	0.8	1.8	14.2	12.8	7.2	6.8	20.7	16.1																			
使用しているかわからない。	70.2	57.4	29.8	14.9	0.0	6.4	10.6	36.2	4.3	0.0	0.0	4.3																			
	85.0	75.0	60.0	0.0	0.0	5.0	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0																			
	81.7	75.0	50.0	15.0	0.0	6.7	10.0	30.0	10.0	0.0	5.0	1.7																			
	80.0	68.0	40.0	8.0	0.0	0.0	8.0	32.0	8.0	0.0	4.0	0.0																			
	68.3	56.1	36.1	11.1	1.1	2.8	12.2	21.7	13.3	1.1	10.0	5.0																			
	53.2	46.0	27.5	10.0	1.0	2.8	17.1	15.5	7.8	3.2	13.3	14.7																			
	45.6	30.8	23.9	6.2	1.2	1.9	19.1	11.2	10.7	4.3	12.2	23.2																			
	31.0	16.6	16.2	5.3	1.1	1.1	12.2	8.6	6.6	8.0	18.8	29.9																			
	28.9	25.3	12.7	6.1	0.5	0.7	12.7	8.8	4.3	11.8	35.2	11.2																			

10) 事務事業編の共同策定の検討状況 <Q1-1(8)>

回答団体全体における事務事業編の共同策定の検討状況を見ると、「共同策定の予定がなく関心もない。」(47.7%)が最も多く、「共同策定の予定はないが関心がある。」(22.5%)、「共同策定ができることを知らなかった。」(17.8%)と続く。事務事業編を共同策定していると回答した団体は46団体で、昨年度調査の37団体から9団体増加した。

基礎自治体においても、「共同策定の予定はないが関心がある。」と回答している団体は405団体(23.3%)確認されている。

図表 70 事務事業編の共同策定の検討状況



[N=3,306]
[単位: %]

図表 71 事務事業編の共同策定の検討状況【基礎自治体】

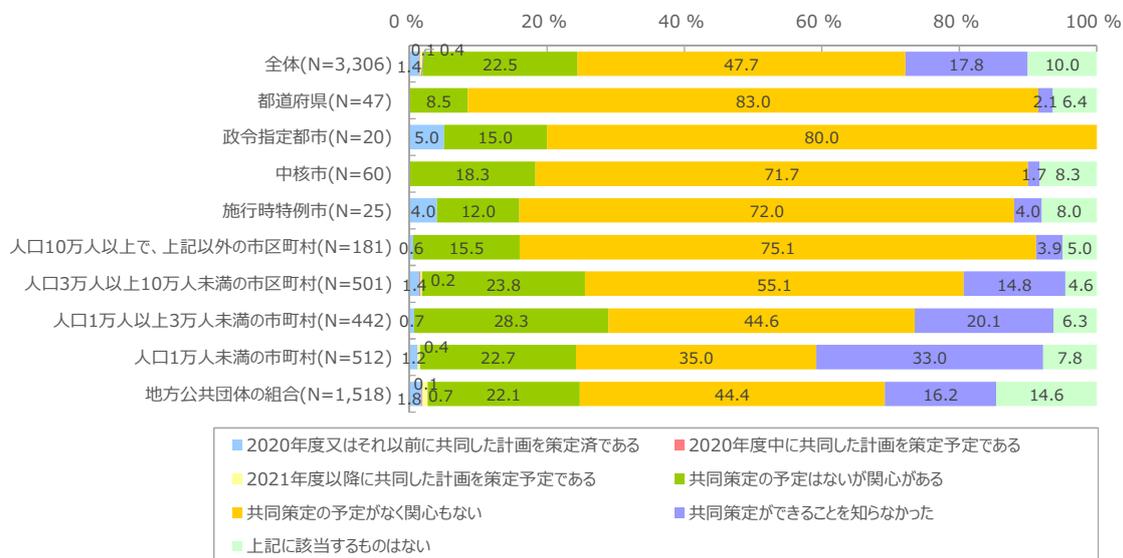


[N=1,741]
[単位: %]

	2020年度又はそれ以前に共同した計画を策定済である	2021年度以降に共同した計画を策定予定である	共同策定の予定はないが関心がある	共同策定の予定がなく関心もない	共同策定ができることを知らなかった	上記に該当するものはない	合計
全体	19	1	3	405	865	341	1,741
比率	1.1	0.1	0.2	23.3	49.7	19.6	6.1

地方公共団体の区分別に見ると、人口10万人未満の市区町村や地方公共団体の組合において、「共同策定の予定はないが関心がある。」と回答した団体は20%以上存在している。

図表 72 事務事業編の共同策定の検討状況【団体区分別】

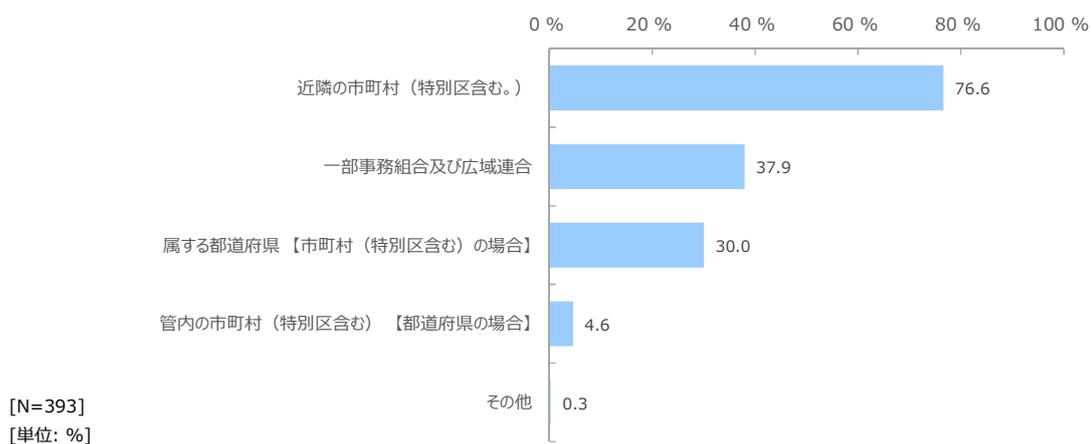


回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合
回答数	46	0	1	0	1	1	7	3	6	27
比率 (%)	1.4	0.0	5.0	0.0	4.0	0.6	1.4	0.7	1.2	1.8
合計	3,306	47	20	60	25	181	501	442	512	1,518

1 1) <組合以外>共同したい相手先 <Q1-1(8)>

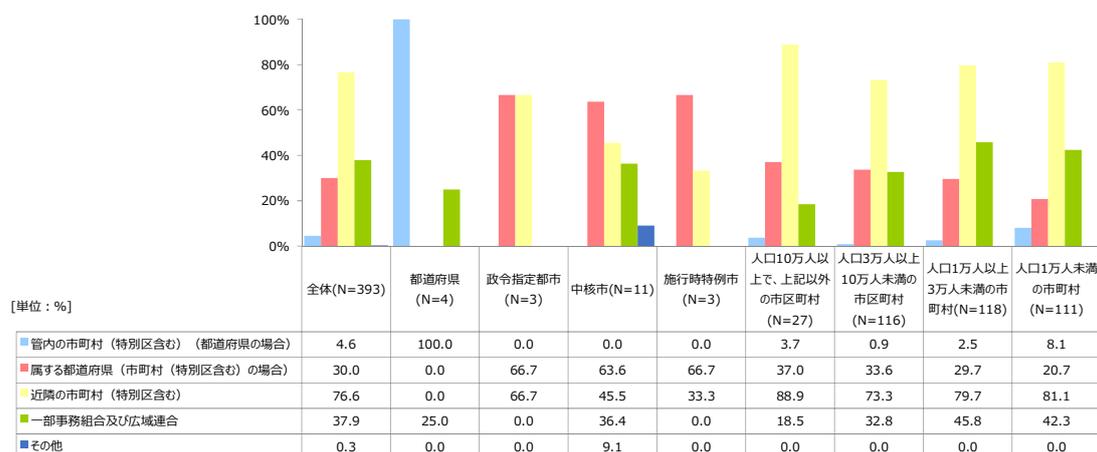
共同策定に関心があると回答した都道府県・市町村(特別区含む。)において、共同したい相手先としては、「近隣の市町村(特別区含む。)」(76.6%)が最も多い。

図表 73 <組合以外>共同したい相手先



地方公共団体の区分別に見ると、中核市や施行時特例市では、都道府県との共同策定を希望する割合が高い。一方、その他の市町村（特別区含む。）では「近隣の市町村」との共同策定を希望する割合が高い。

図表 74 <組合以外>共同したい相手先【団体区分別】

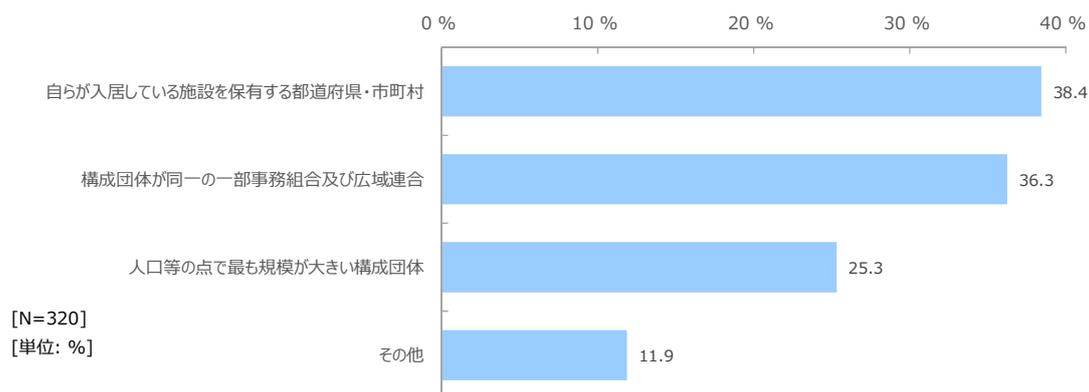


	管内の市町村 (特別区含む) (都道府県の場合)	属する都道府県 (特別区含む) (市町村の場合)	近隣の市町村 (特別区含む)	一部事務組合及び広域連合	その他	合計
回答数	18	118	301	149	1	393
全体	4.6	30.0	76.6	37.9	0.3	
都道府県	100.0	0.0	0.0	25.0	0.0	
政令指定都市	0.0	66.7	66.7	0.0	0.0	
中核市	0.0	63.6	45.5	36.4	9.1	
施行時特例市	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3.7	37.0	88.9	18.5	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村	0.9	33.6	73.3	32.8	0.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村	2.5	29.7	79.7	45.8	0.0	
人口1万人未満の市町村	8.1	20.7	81.1	42.3	0.0	

12) <組合>共同したい相手先 <Q1-1(8)>

共同策定に関心があると回答した組合において、共同したい相手先としては、「自らが入居している施設を保有する都道府県・市町村」(38.4%)と「構成団体が同一の一部事務組合及び広域連合」(36.3%)が多い。

図表 75 <組合>共同したい相手先

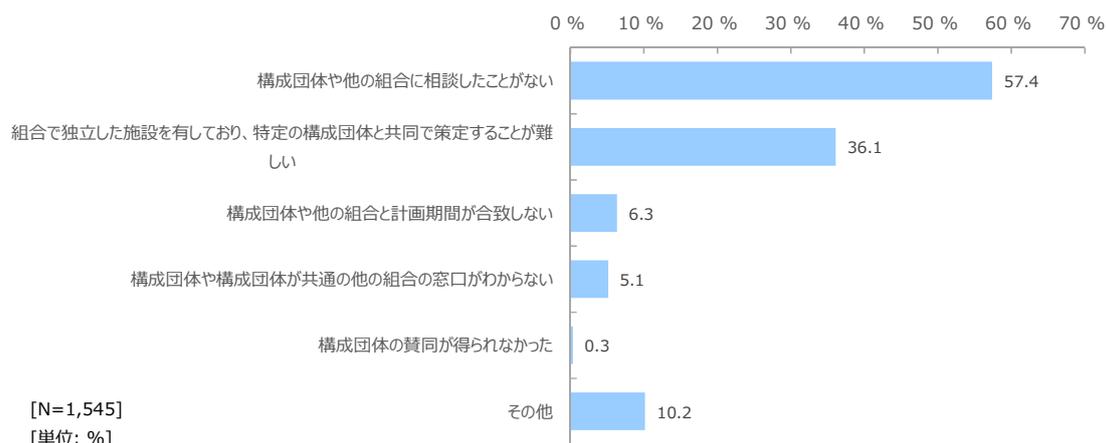


	都道府県・市町村 自らが入居している施設を保有する	人口等の点で最も規模が大きい構成団体	一部事務組合及び広域連合	その他	合計
全体	123	81	116	38	320
比率 (%)	38.4	25.3	36.3	11.9	

13) <組合>共同策定に関心がない理由 <Q1-1(8)>

共同策定に関心がないと回答した組合において、関心がない理由としては、「構成団体や他の組合に相談したことがない」(57.4%)、「組合で独立した施設を有しており、特定の構成団体と共同で策定することが難しい」(36.1%)が多い。

図表 76 <組合>共同策定に関心がない理由



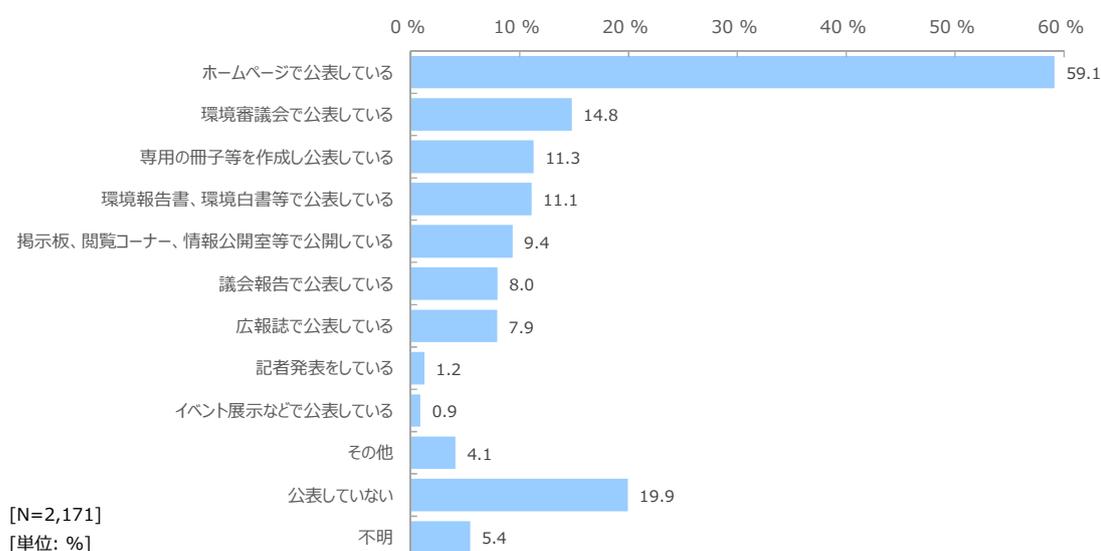
	お組合で策定する構成が難しい	組合で独立した施設を有し共同	構成団体や他の組合に相談したことがない	構成団体や他の組合と計画期間が合致しない	構成団体の賛同が得られなかった	その他	合計
全体	558	79	887	98	5	157	1,545
比率 (%)	36.1	5.1	57.4	6.3	0.3	10.2	

14) 事務事業編の公表方法 <Q1-1(9)>

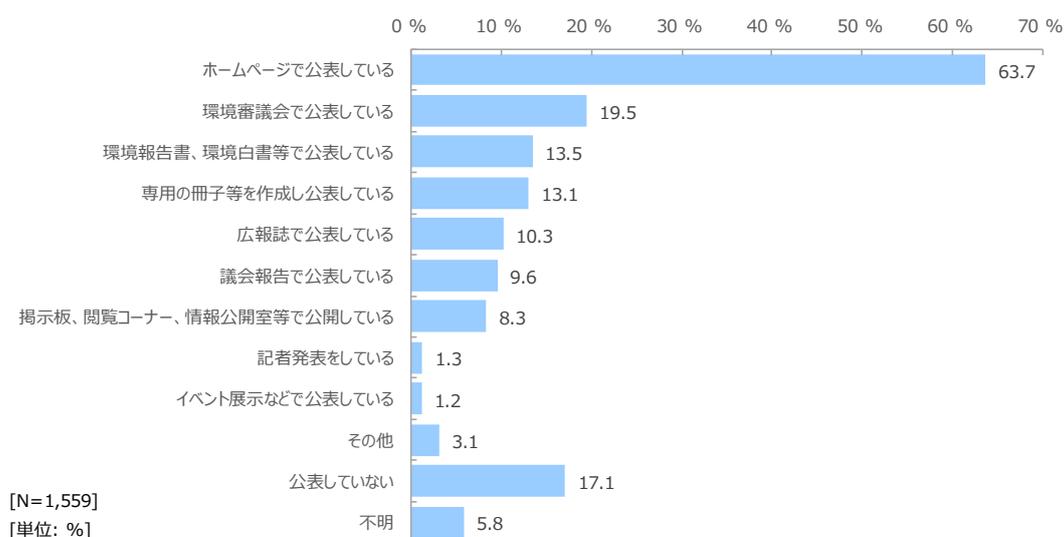
事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の公表方法は、「ホームページで公表している。」(59.1%)が最も多く、「環境審議会で公表している。」(14.8%)、「専用の冊子等を作成し公表している。」(11.3%)と続く。「公表していない」団体も19.9%存在する。

基礎自治体においては、「ホームページで公表している。」と回答した団体は63.7%、「公表していない」と回答した団体は17.1%となっている。

図表 77 事務事業編の公表方法

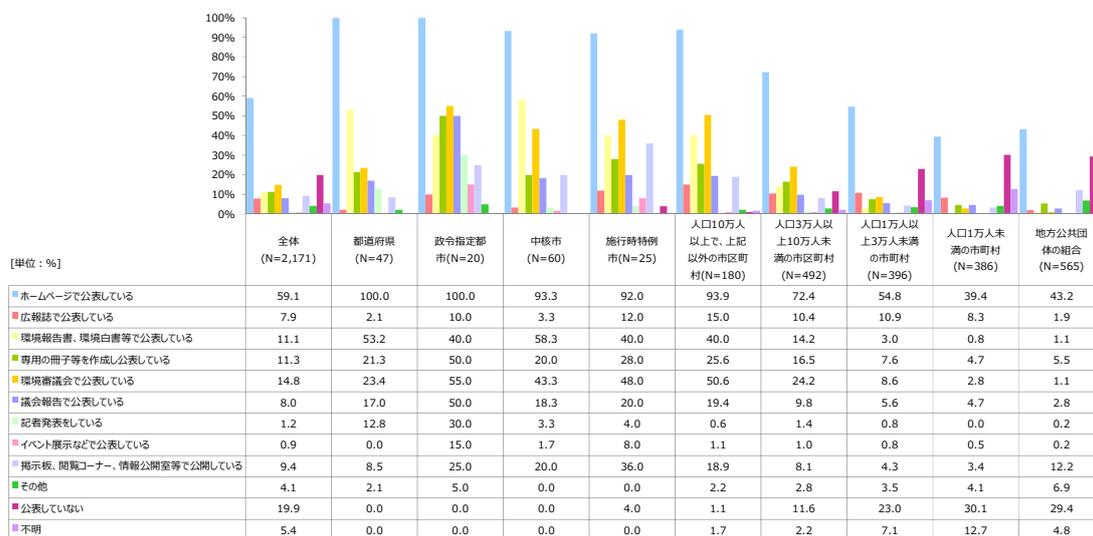


図表 78 事務事業編の公表方法【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「ホームページで公表している。」の割合が最も高いが、規模の小さな市町村や組合ではその割合は相対的に小さく、一方で「公表していない。」の割合が高くなる傾向がある。

図表 79 事務事業編の公表方法【団体区分別】



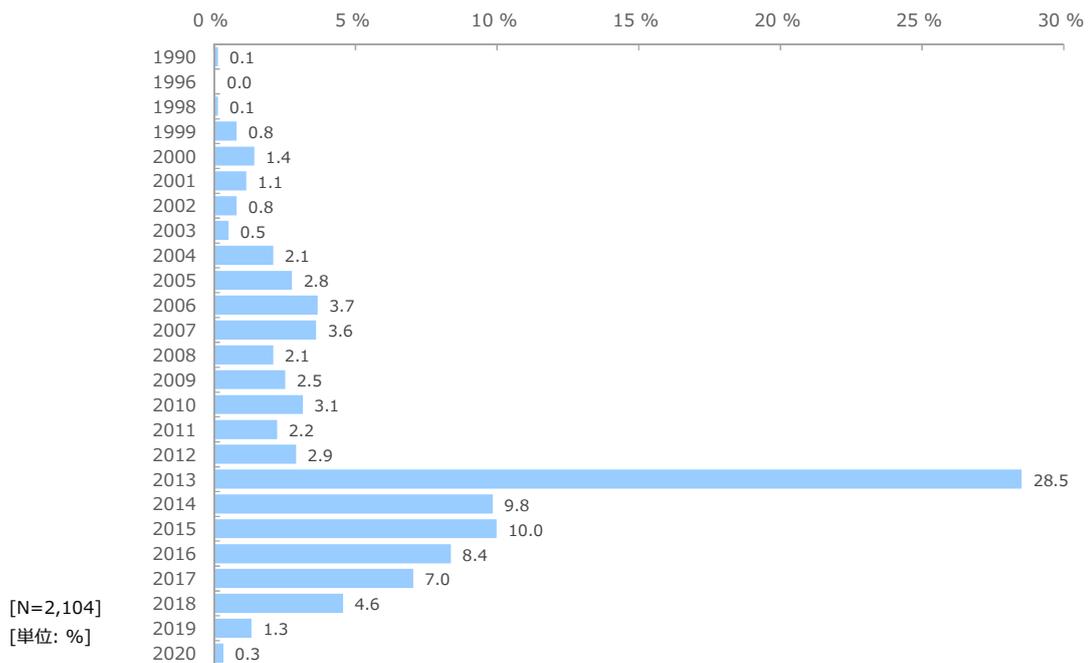
	ホームページで公表している	広報紙で公表している	環境報告書、環境白書等で公表している	専用の冊子等を作成し公表している	環境審議会等で公表している	議会報告で公表している	記者発表をしている	イベント展示などで公表している	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している	その他	公表していない	不明	合計
回答数	1,284	172	241	245	321	173	27	19	203	89	433	118	2,171
全体	47	1	25	10	11	8	6	0	4	1	0	0	47
都道府県	20	2	8	10	11	10	6	3	5	1	0	0	20
政令指定都市	56	2	35	12	26	11	2	1	12	0	0	0	60
中核市	23	3	10	7	12	5	1	2	9	0	1	0	25
施行時特例市	169	27	72	46	91	35	1	2	34	4	2	3	180
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	356	51	70	81	119	48	7	5	40	14	57	11	492
人口3万人以上10万人未満の市区町村	217	43	12	30	34	22	3	3	17	14	91	28	396
人口1万人以上3万人未満の市町村	152	32	3	18	11	18	0	2	13	16	116	49	386
人口1万人未満の市町村	244	11	6	31	6	16	1	1	69	39	166	27	565
地方公共団体の組合	59.1	7.9	11.1	11.3	14.8	8.0	1.2	0.9	9.4	4.1	19.9	5.4	
全体(N=2,171)	100.0	2.1	53.2	21.3	23.4	17.0	12.8	0.0	8.5	2.1	0.0	0.0	
都道府県(N=47)	100.0	10.0	40.0	50.0	55.0	50.0	30.0	15.0	25.0	5.0	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)	93.3	3.3	58.3	20.0	43.3	18.3	3.3	1.7	20.0	0.0	0.0	0.0	
中核市(N=60)	92.0	12.0	40.0	28.0	48.0	20.0	4.0	8.0	36.0	0.0	4.0	0.0	
施行時特例市(N=25)	93.9	15.0	40.0	25.6	50.6	19.4	0.6	1.1	18.9	2.2	1.1	1.7	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	72.4	10.4	14.2	16.5	24.2	9.8	1.4	1.0	8.1	2.8	11.6	2.2	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=492)	54.8	10.9	3.0	7.6	8.6	5.6	0.8	0.8	4.3	3.5	23.0	7.1	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=396)	39.4	8.3	0.8	4.7	2.8	4.7	0.0	0.5	3.4	4.1	30.1	12.7	
人口1万人未満の市町村(N=386)	43.2	1.9	1.1	5.5	1.1	2.8	0.2	0.2	12.2	6.9	29.4	4.8	
地方公共団体の組合(N=565)													

(2) 実行計画（事務事業編）の目標設定と対象 <Q1-2>

1) 温室効果ガス総排出量：基準年度 <Q1-2(1)>

事務事業編を策定済みの団体において、基準年度は、「2013 年度」（28.5%）が最も多い。

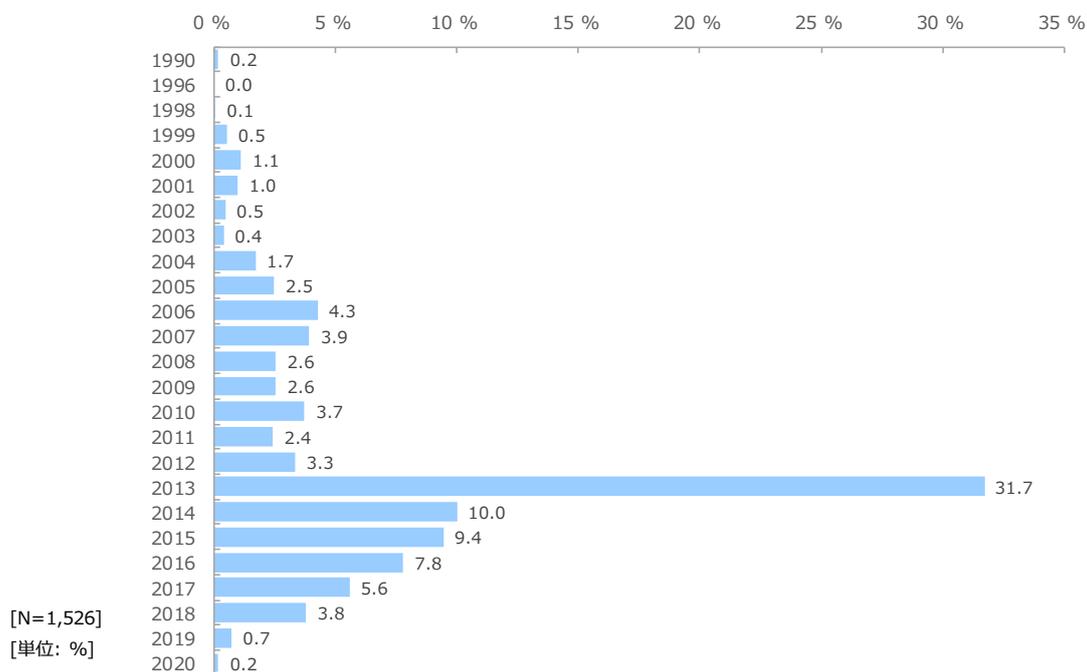
図表 80 温室効果ガス総排出量：基準年度



	1990	1996	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
全体	3	1	3	17	30	24	17	11	44	58	77	76	44
比率 (%)	0.1	0.0	0.1	0.8	1.4	1.1	0.8	0.5	2.1	2.8	3.7	3.6	2.1

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	合計
全体	53	66	47	61	600	207	210	176	148	96	28	7	2,104
比率 (%)	2.5	3.1	2.2	2.9	28.5	9.8	10.0	8.4	7.0	4.6	1.3	0.3	

図表 81 温室効果ガス総排出量：基準年度【基礎自治体】



	1990	1996	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
全体	3	0	1	8	17	15	7	6	26	38	65	60	39
比率 (%)	0.2	0.0	0.1	0.5	1.1	1.0	0.5	0.4	1.7	2.5	4.3	3.9	2.6
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	合計
全体	39	57	37	51	484	153	144	119	85	58	11	3	1526
比率 (%)	2.6	3.7	2.4	3.3	31.7	10.0	9.4	7.8	5.6	3.8	0.7	0.2	

図表 82 温室効果ガス総排出量：基準年度【団体区分別】

	1990	1996	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
全体(N=2,104)	0.1	0.0	0.1	0.8	1.4	1.1	0.8	0.5	2.1	2.8	3.7	3.6	2.1	2.5	3.1
都道府県(N=47)	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	0.0	2.1	0.0	4.3	2.1
政令指定都市(N=19)	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.3	5.3	0.0	0.0	0.0	10.5	5.3
中核市(N=59)	0.0	0.0	0.0	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	0.0	5.1	1.7	1.7	5.1
施行時特例市(N=25)	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.0	12.0
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	1.1	0.0	0.0	0.6	2.2	2.2	0.0	1.1	2.8	3.9
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=485)	0.0	0.0	0.2	0.8	1.2	0.0	0.2	0.6	0.6	1.4	3.9	4.7	1.9	1.0	2.9
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=390)	0.3	0.0	0.0	0.0	1.3	2.1	0.0	0.5	2.6	2.6	5.1	2.6	2.6	3.6	3.8
人口1万人未満の市町村(N=369)	0.3	0.0	0.0	0.8	1.1	1.1	1.6	0.3	3.0	4.1	6.0	6.5	4.6	3.0	3.8
地方公共団体の組合(N=531)	0.0	0.2	0.4	1.7	2.3	1.7	1.9	0.9	3.4	3.4	2.3	2.8	0.9	2.3	1.5

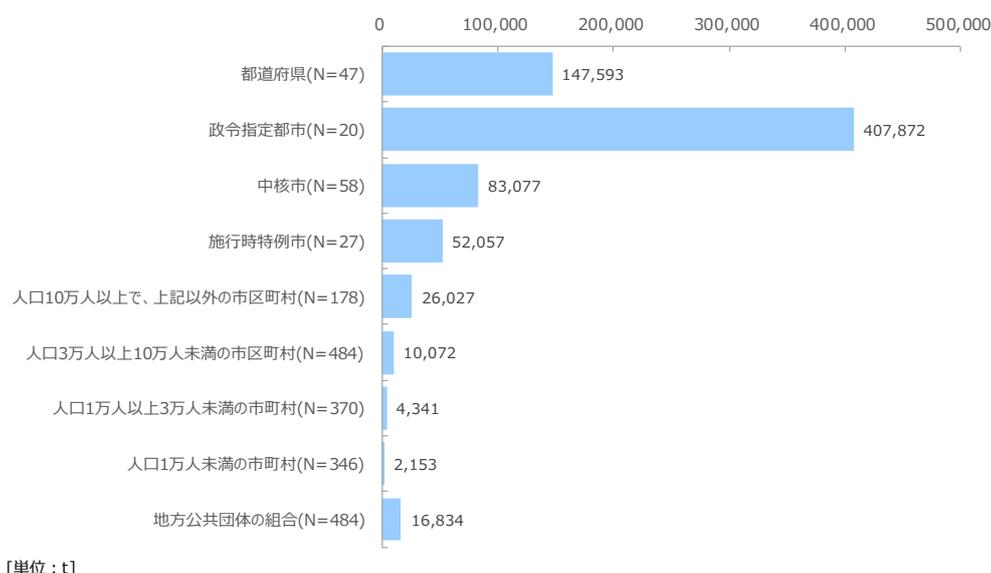
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
全体(N=2,104)	2.2	2.9	28.5	9.8	10.0	8.4	7.0	4.6	1.3	0.3
都道府県(N=47)	4.3	2.1	44.7	27.7	6.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
政令指定都市(N=19)	0.0	0.0	63.2	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
中核市(N=59)	0.0	3.4	45.8	16.9	8.5	5.1	0.0	3.4	0.0	0.0
施行時特例市(N=25)	0.0	0.0	48.0	20.0	4.0	0.0	4.0	0.0	0.0	0.0
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	1.7	3.4	39.1	14.5	8.9	11.2	4.5	2.2	0.0	0.0
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=485)	1.9	3.7	34.4	10.1	13.0	8.0	6.4	2.7	0.2	0.0
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=390)	3.6	1.3	28.5	9.5	8.7	9.0	5.6	5.4	1.5	0.0
人口1万人未満の市町村(N=369)	3.0	5.4	23.0	6.8	6.8	6.0	6.2	4.9	1.1	0.8
地方公共団体の組合(N=531)	1.5	1.7	17.9	7.7	11.9	10.7	11.9	7.2	3.2	0.8

2) 温室効果ガス総排出量：基準年度排出量 <Q1-2(1)>

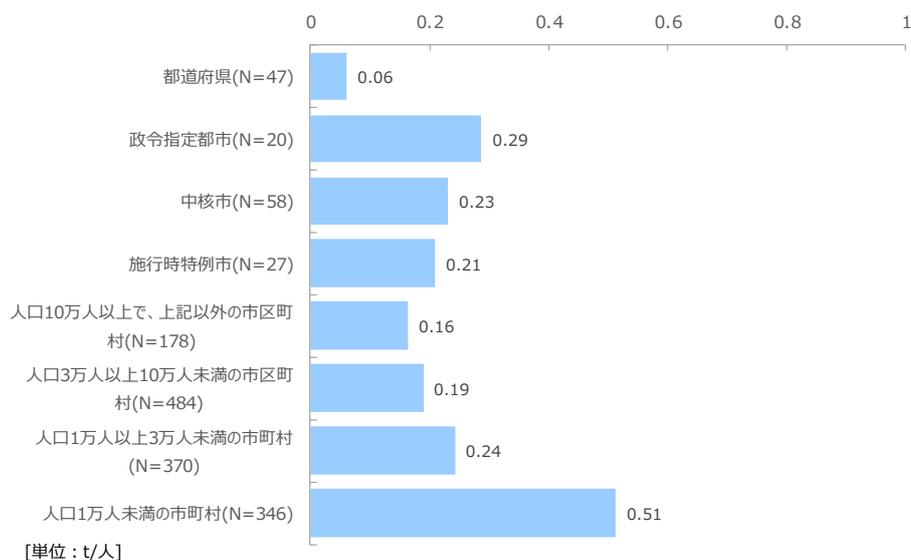
地方公共団体の区別に、温室効果ガス総排出量（基準年度）の平均値を比較すると、政令指定都市（407,872t）が最も多く、都道府県（147,593t）、中核市（83,077t）と続く。

一人当たり排出量平均値をみると、人口1万人未満の市区町村が高く（0.51t/人）、政令指定都市（0.29t/人）と続く。

図表 83 温室効果ガス総排出量：基準年度排出量
【団体区分別総排出量平均値】



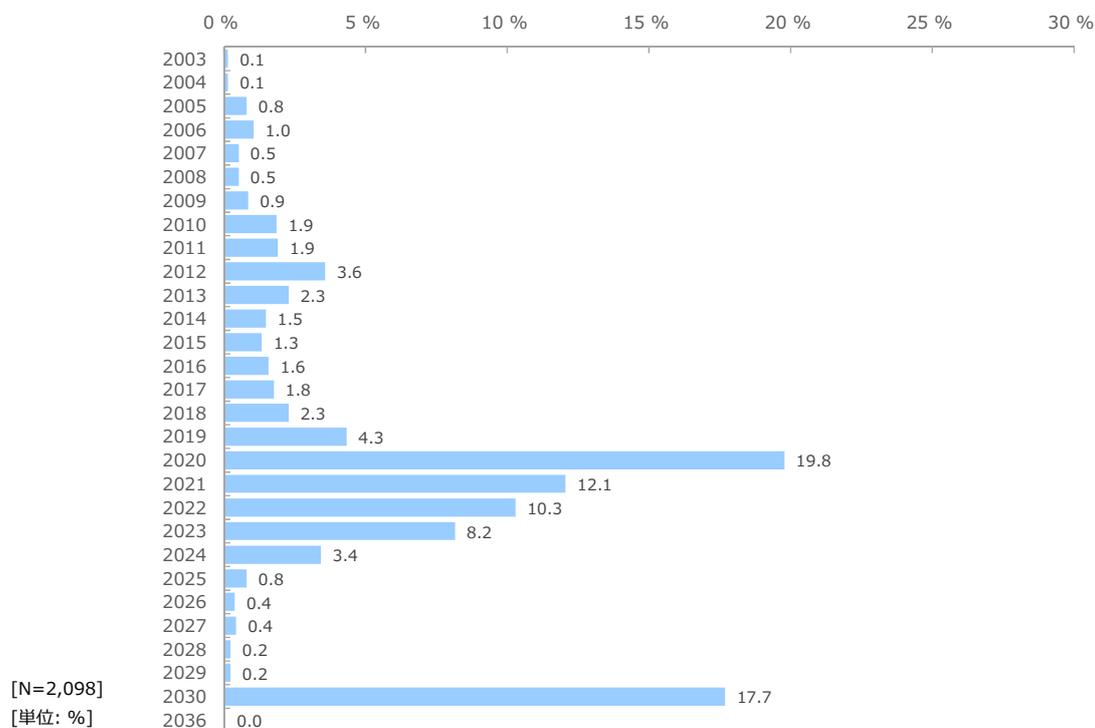
図表 84 温室効果ガス総排出量：基準年度排出量
【団体区分別一人当たり排出量平均値】



3) 温室効果ガス総排出量：目標年度 <Q1-2(1)>

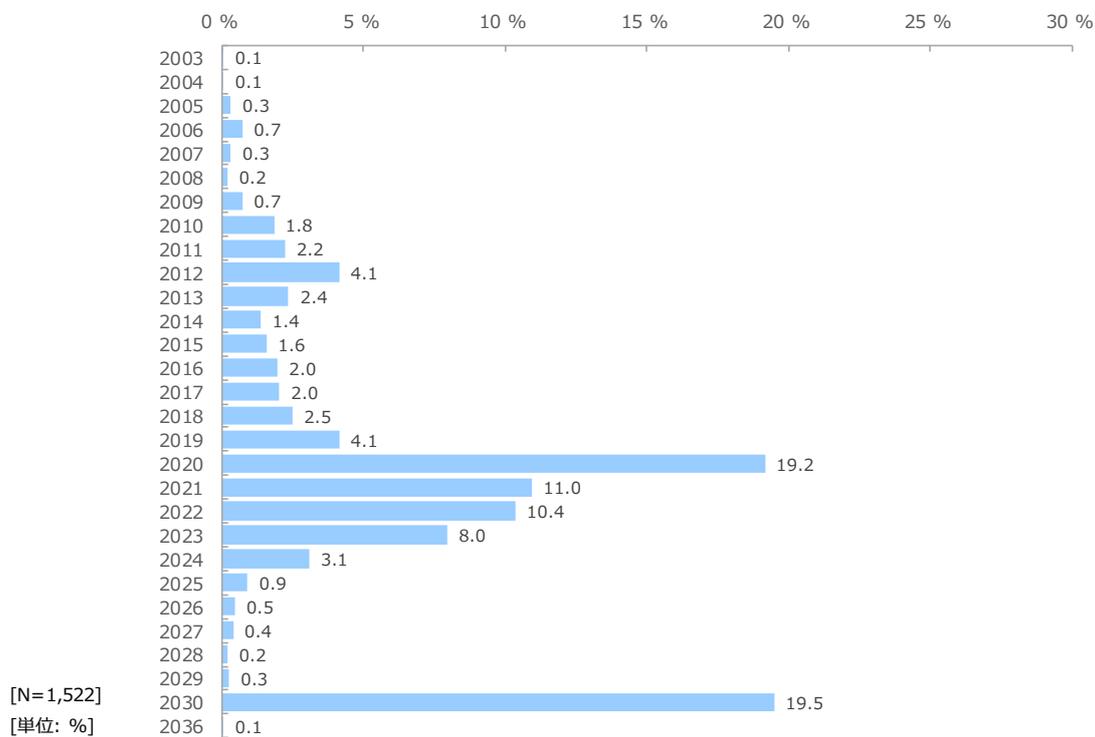
事務事業編を策定済みの団体において、目標年度は、「2020 年度」（19.8%）が最も多く、「2030 年度」（17.7%）が続く。

図表 85 温室効果ガス総排出量：目標年度



	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
全体	3	3	17	22	11	11	18	39	40	75
比率 (%)	0.1	0.1	0.8	1.0	0.5	0.5	0.9	1.9	1.9	3.6
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
全体	48	31	28	33	37	48	91	415	253	216
比率 (%)	2.3	1.5	1.3	1.6	1.8	2.3	4.3	19.8	12.1	10.3
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2036	合計
全体	171	72	17	8	9	5	5	371	1	2,098
比率 (%)	8.2	3.4	0.8	0.4	0.4	0.2	0.2	17.7	0.0	

図表 86 温室効果ガス総排出量：目標年度【基礎自治体】



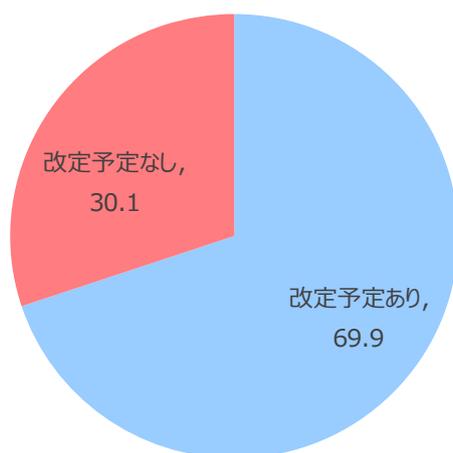
	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
全体	1	1	5	11	5	3	11	28	34	63
比率 (%)	0.1	0.1	0.3	0.7	0.3	0.2	0.7	1.8	2.2	4.1

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
全体	36	21	24	30	31	38	63	292	167	158
比率 (%)	2.4	1.4	1.6	2.0	2.0	2.5	4.1	19.2	11.0	10.4

	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2036	合計
全体	121	47	14	7	6	3	4	297	1	1522
比率 (%)	8.0	3.1	0.9	0.5	0.4	0.2	0.3	19.5	0.1	

なお、目標年度が 2020 年以前となっている団体における今後の実行計画改定予定についてみると、69.9%が「改定予定あり」回答している。

図表 87 目標年度が 2020 年以前の団体における実行計画改定予定



[N-970]

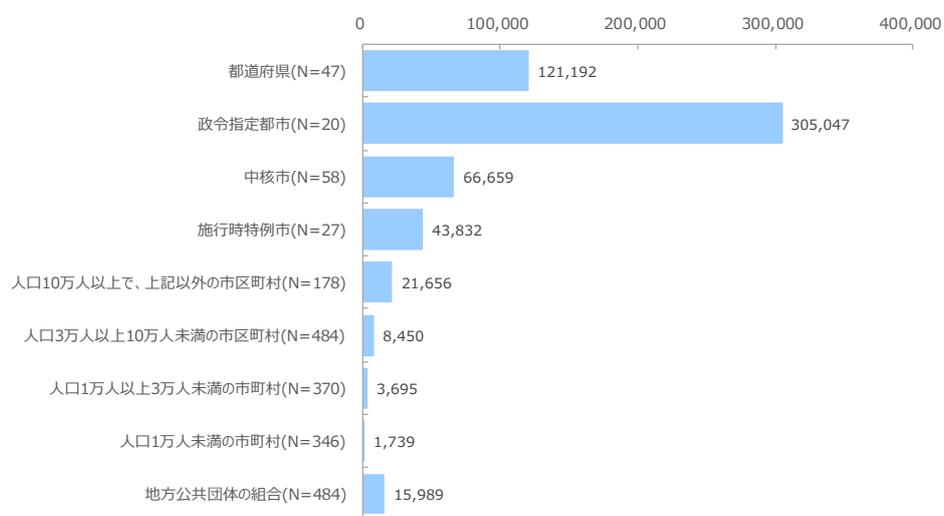
[単位：%]

4) 温室効果ガス総排出量：目標年度排出量 <Q1-2(1)>

地方公共団体の区別に、温室効果ガス総排出量（目標年度）の平均値を比較すると、政令指定都市（305,047t）が最も多く、都道府県（121,192t）、中核市（66,659t）と続く。

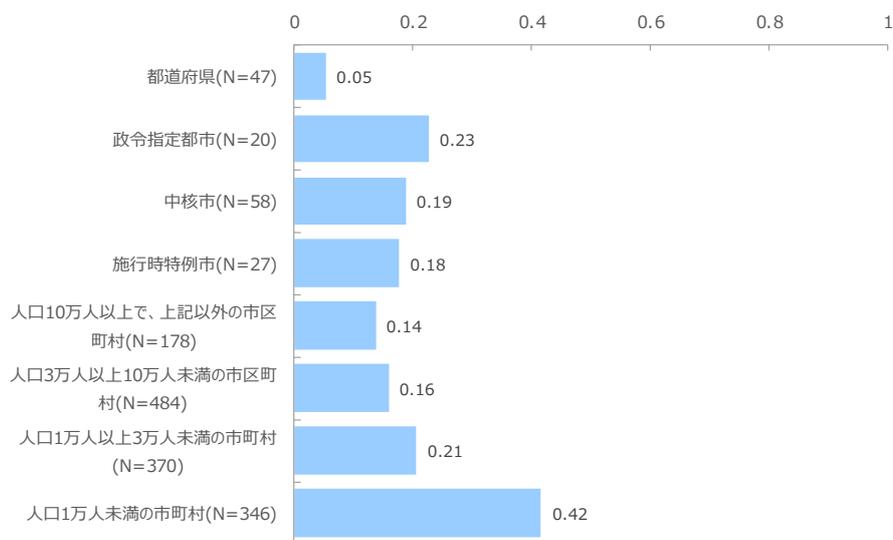
一人当たり排出量平均値をみると、人口1万人未満の市区町村が高く（0.42t/人）、政令指定都市（0.23t/人）と続く。

図表 88 温室効果ガス総排出量：目標年度排出量
【団体区分別総排出量平均値】



[単位：t]

図表 89 温室効果ガス総排出量：目標年度排出量
【団体区分別一人当たり排出量平均値】

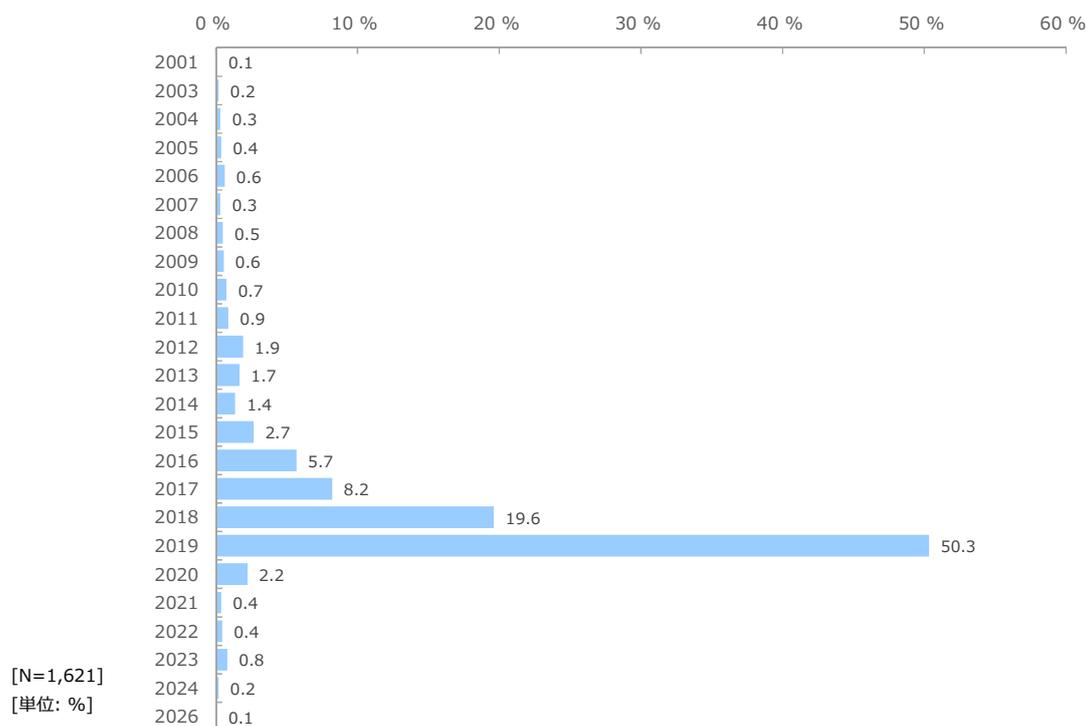


[単位：t/人]

5) 温室効果ガス総排出量：点検年度 <Q1-2(1)>

事務事業編を策定済みの団体において、点検年度は、「2019年度」(50.3%)が最も多く、「2018年度」(19.6%)が続く。

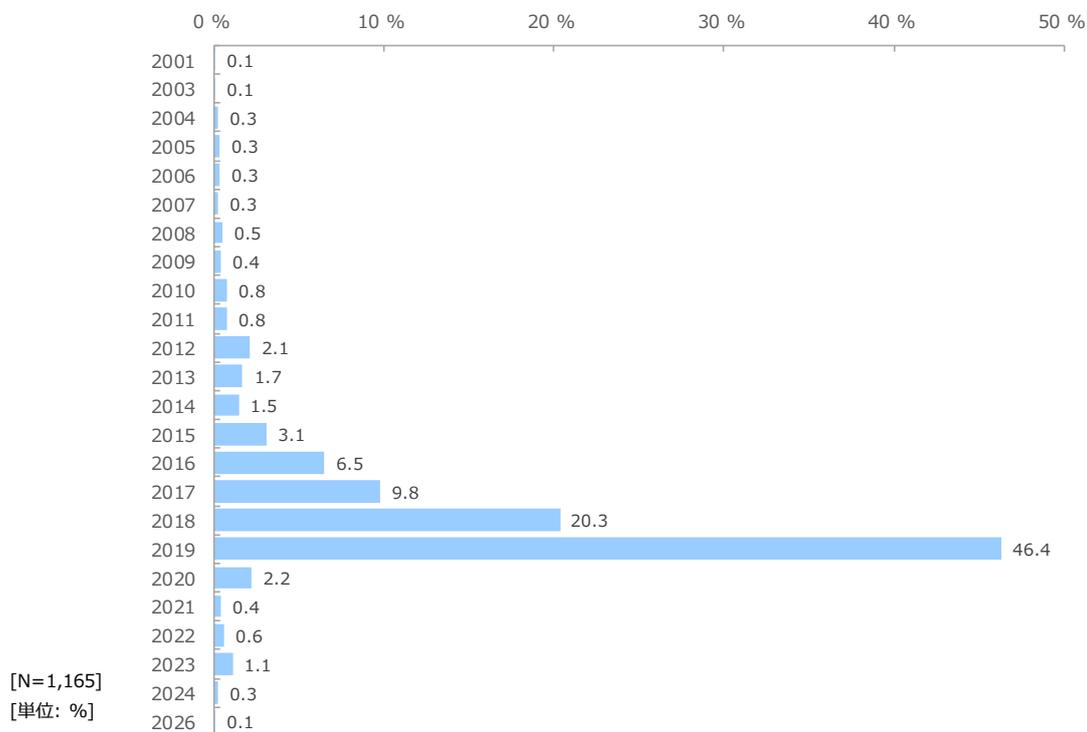
図表 90 温室効果ガス総排出量：点検年度



	2001	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
全体	1	3	5	6	10	5	8	9	12	14	31	27	22
比率 (%)	0.1	0.2	0.3	0.4	0.6	0.3	0.5	0.6	0.7	0.9	1.9	1.7	1.4

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2026	合計
全体	43	92	133	318	816	36	6	7	13	3	1	1,621
比率 (%)	2.7	5.7	8.2	19.6	50.3	2.2	0.4	0.4	0.8	0.2	0.1	

図表 91 温室効果ガス総排出量：点検年度【基礎自治体】



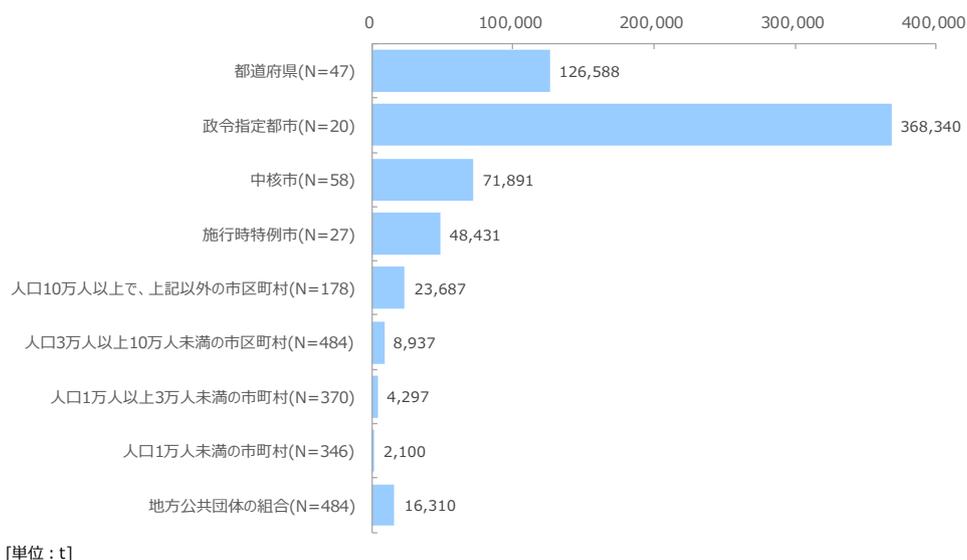
	2001	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
全体	1	1	3	4	4	3	6	5	9	9	25	20
比率 (%)	0.1	0.1	0.3	0.3	0.3	0.3	0.5	0.4	0.8	0.8	2.1	1.7
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2026	合計
全体	36	76	114	237	540	26	5	7	13	3	1	1165
比率 (%)	3.1	6.5	9.8	20.3	46.4	2.2	0.4	0.6	1.1	0.3	0.1	

6) 温室効果ガス総排出量：点検年度排出量 <Q1-2(1)>

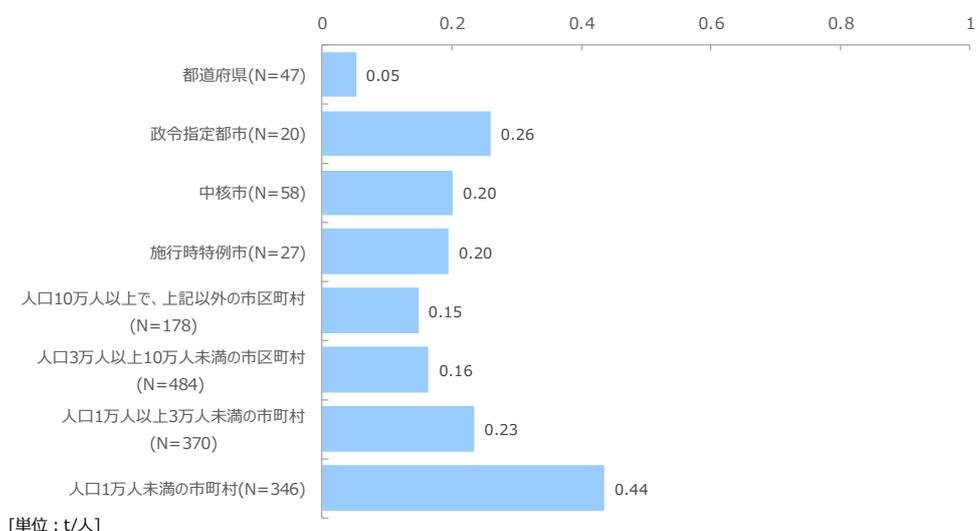
地方公共団体の区別に、温室効果ガス総排出量（点検年度）の平均値を比較すると、政令指定都市（368,340t）が最も多く、都道府県（126,588t）、中核市（71,891t）と続く。

一人当たり排出量平均値をみると、人口1万人未満の市区町村が高く（0.44t/人）、政令指定都市（0.26t/人）と続く。

図表 92 温室効果ガス総排出量：目標年度排出量
【団体区分別総排出量平均値】



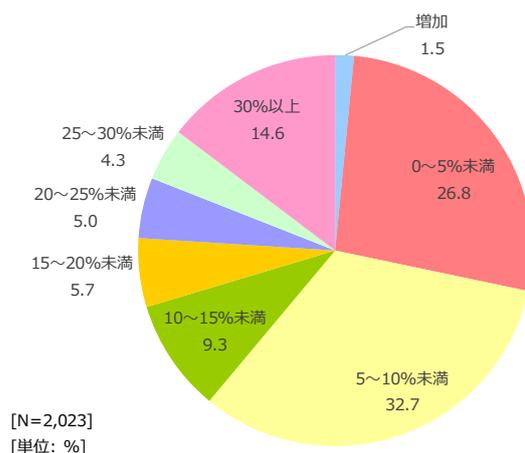
図表 93 温室効果ガス総排出量：目標年度排出量
【団体区分別一人当たり排出量平均値】



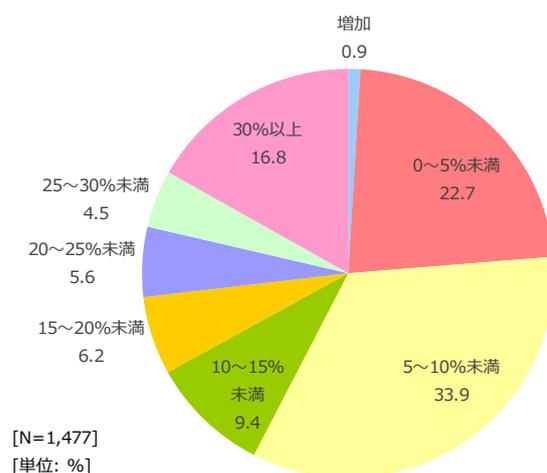
7) 温室効果ガス総排出量：目標・点検年度排出量の基準年度からの削減率
<Q1-2(1)>

事務事業編を策定済みの団体において、基準年度から目標年度までの温室効果ガス総排出量の削減率は、「5～10%未満」（32.7%）が最も多い（基礎自治体においては33.9%）。

図表 94 目標年度排出量の基準年度からの削減率



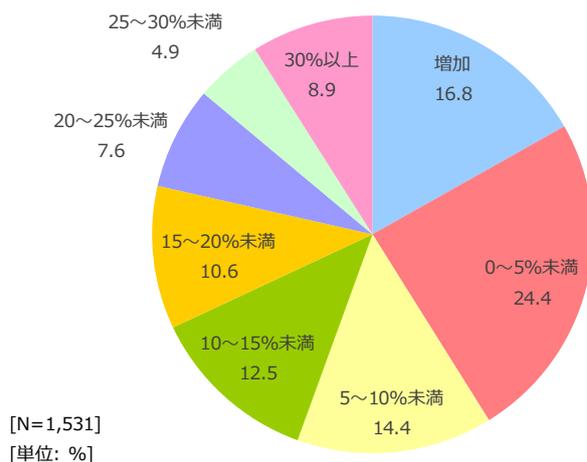
図表 95 目標年度排出量の基準年度からの削減率【基礎自治体】



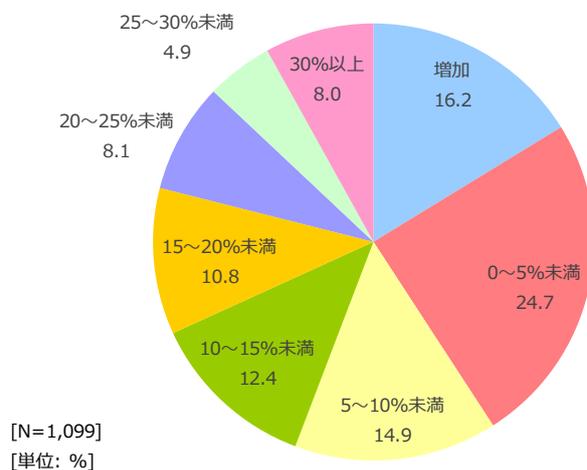
	増加	0~5%未 満	5~10%未 満	10~15% 未 満	15~20% 未 満	20~25% 未 満	25~30% 未 満	30%以上	合計
全体	14	336	500	139	91	82	67	248	1,477
比率	0.9	22.7	33.9	9.4	6.2	5.6	4.5	16.8	

また、基準年度から直近点検年度までの削減率は、「0～5%未満」（24.4%）が最も多く、次いで「増加」（16.8%）が多い。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 96 直近点検年度排出量の基準年度からの削減率



図表 97 直近点検年度排出量の基準年度からの削減率【基礎自治体】

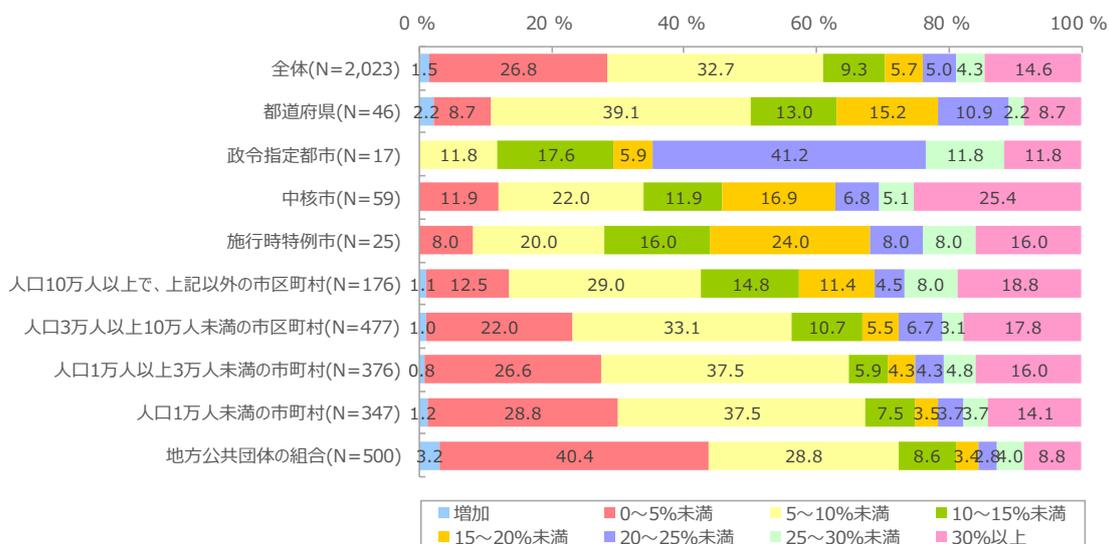


	増加	0～5%未満	5～10%未満	10～15%未満	15～20%未満	20～25%未満	25～30%未満	30%以上	合計
全体	178	271	164	136	119	89	54	88	1,099
比率	16.2	24.7	14.9	12.4	10.8	8.1	4.9	8.0	

基準年度から目標年度までの削減率は、規模の大きな団体ほど、大きくなる傾向がある。

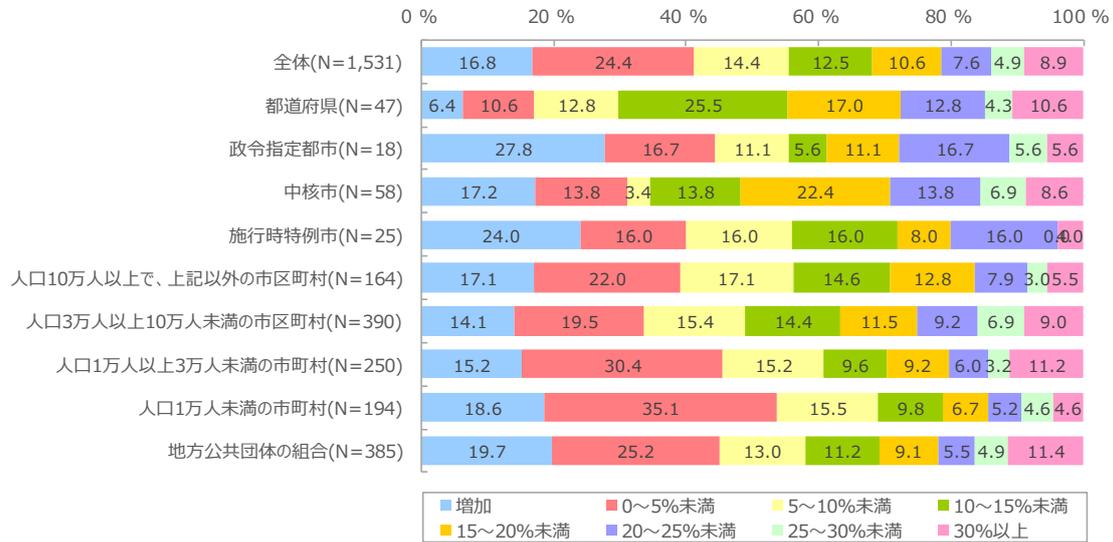
一方、基準年度から直近点検年度までの削減率は、団体区分による違いはあまりない。

図表 98 目標年度排出量の基準年度からの削減率【団体区分別】



	増加	0~5%未満	5~10%未満	10~15%未満	15~20%未満	20~25%未満	25~30%未満	30%以上	合計
回答数									
全体	31	542	662	188	115	101	88	296	2,023
都道府県	1	4	18	6	7	5	1	4	46
政令指定都市	0	0	2	3	1	7	2	2	17
中核市	0	7	13	7	10	4	3	15	59
施行時特例市	0	2	5	4	6	2	2	4	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	22	51	26	20	8	14	33	176
人口3万人以上10万人未満の市区町村	5	105	158	51	26	32	15	85	477
人口1万人以上3万人未満の市町村	3	100	141	22	16	16	18	60	376
人口1万人未満の市町村	4	100	130	26	12	13	13	49	347
地方公共団体の組合	16	202	144	43	17	14	20	44	500
比率 (%)									
全体(N=2,023)	1.5	26.8	32.7	9.3	5.7	5.0	4.3	14.6	
都道府県(N=46)	2.2	8.7	39.1	13.0	15.2	10.9	2.2	8.7	
政令指定都市(N=17)	0.0	0.0	11.8	17.6	5.9	41.2	11.8	11.8	
中核市(N=59)	0.0	11.9	22.0	11.9	16.9	6.8	5.1	25.4	
施行時特例市(N=25)	0.0	8.0	20.0	16.0	24.0	8.0	8.0	16.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=176)	1.1	12.5	29.0	14.8	11.4	4.5	8.0	18.8	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=477)	1.0	22.0	33.1	10.7	5.5	6.7	3.1	17.8	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=376)	0.8	26.6	37.5	5.9	4.3	4.3	4.8	16.0	
人口1万人未満の市町村(N=347)	1.2	28.8	37.5	7.5	3.5	3.7	3.7	14.1	
地方公共団体の組合(N=500)	3.2	40.4	28.8	8.6	3.4	2.8	4.0	8.8	

図表 99 直近点検年度排出量の基準年度からの削減率
【団体区分別】

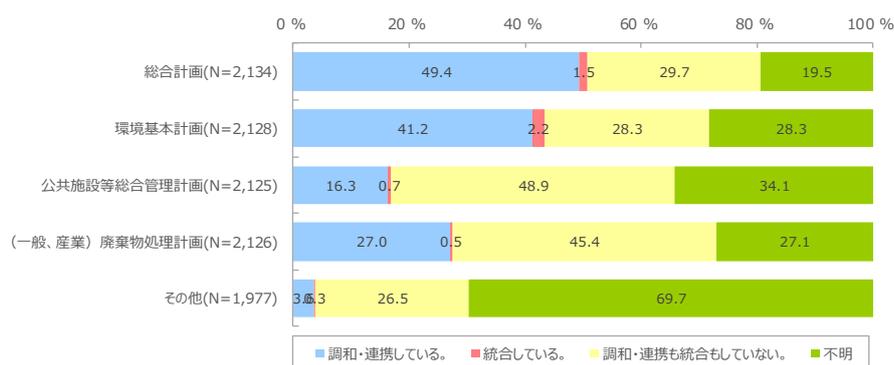


		増加	0~5%未満	5~10%未満	10~15%未満	15~20%未満	20~25%未満	25~30%未満	30%以上	合計
回答数	全体	257	373	220	191	162	116	75	137	1,531
	都道府県	3	5	6	12	8	6	2	5	47
	政令指定都市	5	3	2	1	2	3	1	1	18
	中核市	10	8	2	8	13	8	4	5	58
	施行時特例市	6	4	4	4	2	4	0	1	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	28	36	28	24	21	13	5	9	164
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	55	76	60	56	45	36	27	35	390
	人口1万人以上3万人未満の市町村	38	76	38	24	23	15	8	28	250
	人口1万人未満の市町村	36	68	30	19	13	10	9	9	194
	地方公共団体の組合	76	97	50	43	35	21	19	44	385
	比率 (%)	全体(N=1,531)	16.8	24.4	14.4	12.5	10.6	7.6	4.9	8.9
都道府県(N=47)		6.4	10.6	12.8	25.5	17.0	12.8	4.3	10.6	
政令指定都市(N=18)		27.8	16.7	11.1	5.6	11.1	16.7	5.6	5.6	
中核市(N=58)		17.2	13.8	3.4	13.8	22.4	13.8	6.9	8.6	
施行時特例市(N=25)		24.0	16.0	16.0	16.0	8.0	16.0	0.0	4.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=164)		17.1	22.0	17.1	14.6	12.8	7.9	3.0	5.5	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=390)		14.1	19.5	15.4	14.4	11.5	9.2	6.9	9.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=250)		15.2	30.4	15.2	9.6	9.2	6.0	3.2	11.2	
人口1万人未満の市町村(N=194)		18.6	35.1	15.5	9.8	6.7	5.2	4.6	4.6	
地方公共団体の組合(N=385)		19.7	25.2	13.0	11.2	9.1	5.5	4.9	11.4	

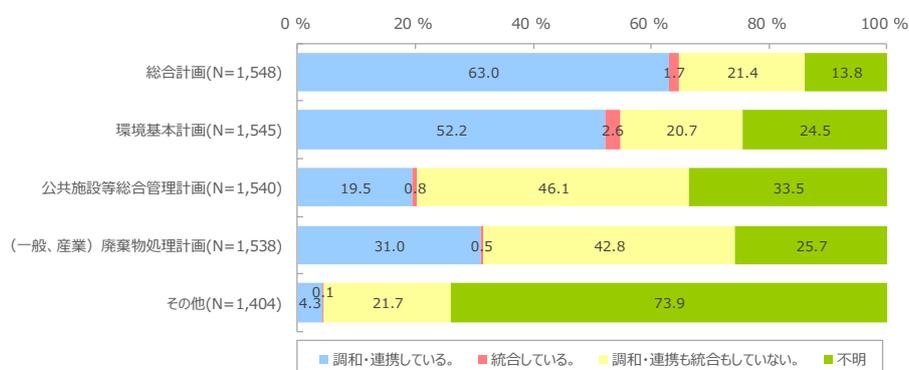
8) 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況 <Q1-2(2)>

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編と既存行政計画との調和・連携又は統合の状況について、調和・連携している団体割合が最も大きいのは総合計画（49.4%）が最も多く、環境基本計画（41.2%）、廃棄物処理計画（27.0%）と続く。基礎自治体においては、総合計画と調和・連携している団体は63.0%、環境基本計画と調和・連携している団体は52.2%となっている。

図表 100 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況



図表 101 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況【基礎自治体】

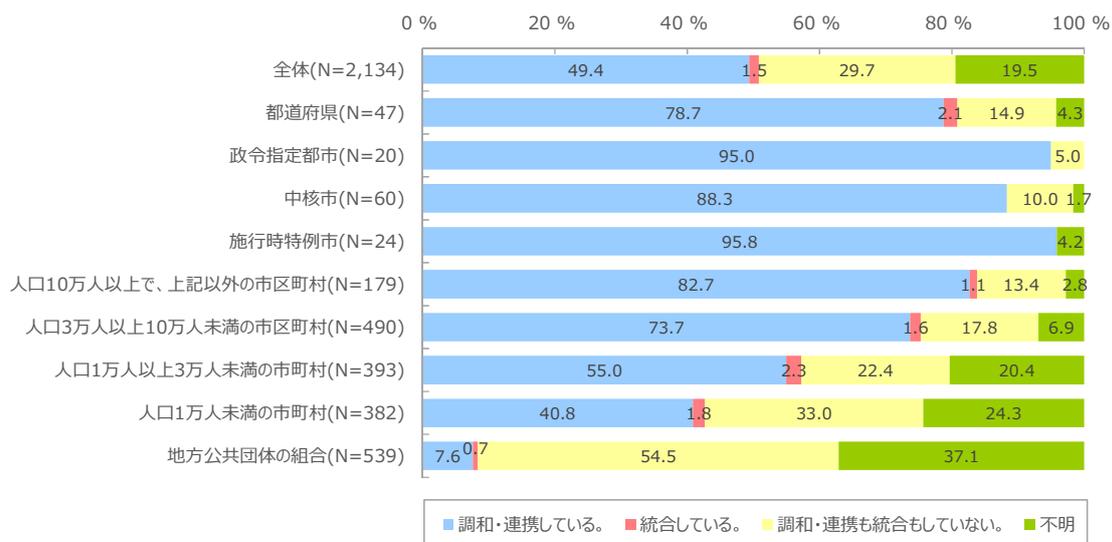


	調和・連携している。	統合している。	調和・連携も統合もしていない。	不明	合計
全体					
総合計画	976	26	332	214	1,548
環境基本計画	806	40	320	379	1,545
公共施設等総合管理計画	301	13	710	516	1,540
(一般、産業) 廃棄物処理計画	477	7	658	396	1,538
その他	60	2	304	1,038	1,404
比率					
総合計画(N=1,548)	63.0	1.7	21.4	13.8	
環境基本計画(N=1,545)	52.2	2.6	20.7	24.5	
公共施設等総合管理計画(N=1,540)	19.5	0.8	46.1	33.5	
(一般、産業) 廃棄物処理計画(N=1,538)	31.0	0.5	42.8	25.7	
その他(N=1,404)	4.3	0.1	21.7	73.9	

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編と総合計画との調和・連携又は統合の状況は、「調和・連携している。」団体が 49.4%となっている。

施行時特例市より人口規模が小さい団体においては、人口規模が小さくなるほど、「調和・連携している。」と回答した割合が低下する。

図表 102 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況
(1)総合計画【団体区分別】

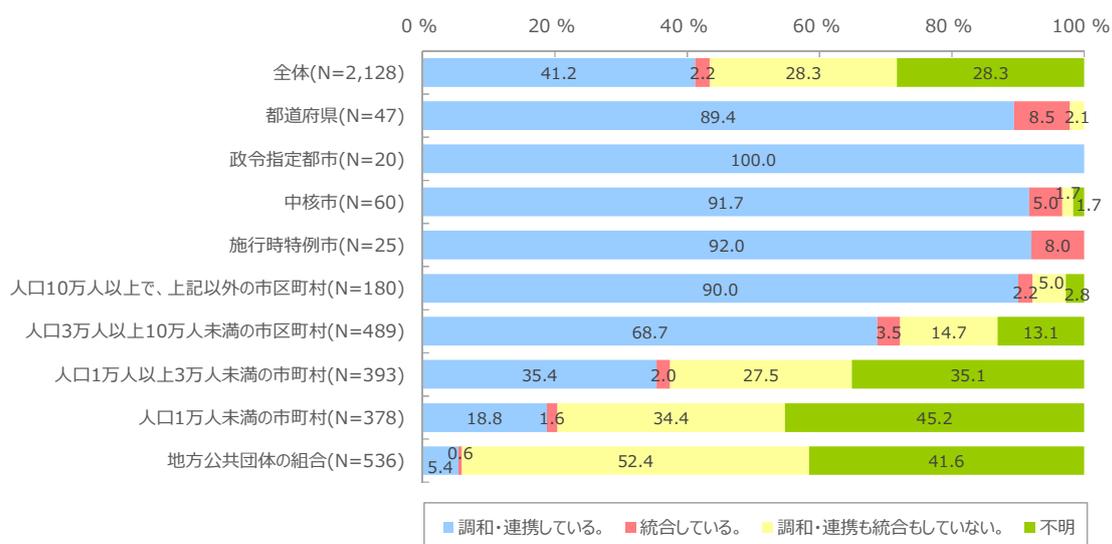


		し 調 て 和 い ・ る 連 。 携	統 合 し て い る。	て も 調 い 統 和 な い 合 。 し も 連 携	不 明	合 計
全体	全体	1,054	31	633	416	2,134
	都道府県	37	1	7	2	47
	政令指定都市	19	0	1	0	20
	中核市	53	0	6	1	60
	施行時特例市	23	0	0	1	24
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	148	2	24	5	179
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	361	8	87	34	490
	人口1万人以上3万人未満の市町村	216	9	88	80	393
	人口1万人未満の市町村	156	7	126	93	382
	地方公共団体の組合	41	4	294	200	539
比率	全体(N=2,134)	49.4	1.5	29.7	19.5	
	都道府県(N=47)	78.7	2.1	14.9	4.3	
	政令指定都市(N=20)	95.0	0.0	5.0	0.0	
	中核市(N=60)	88.3	0.0	10.0	1.7	
	施行時特例市(N=24)	95.8	0.0	0.0	4.2	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=179)	82.7	1.1	13.4	2.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=490)	73.7	1.6	17.8	6.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=393)	55.0	2.3	22.4	20.4	
	人口1万人未満の市町村(N=382)	40.8	1.8	33.0	24.3	
	地方公共団体の組合(N=539)	7.6	0.7	54.5	37.1	

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況は、「調和・連携している。」団体が41.2%である。

都道府県を除き、規模の大きな団体ほど、「調和・連携している。」と回答した割合が高くなる傾向がある。

図表 103 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況
(2)環境基本計画【団体区分別】

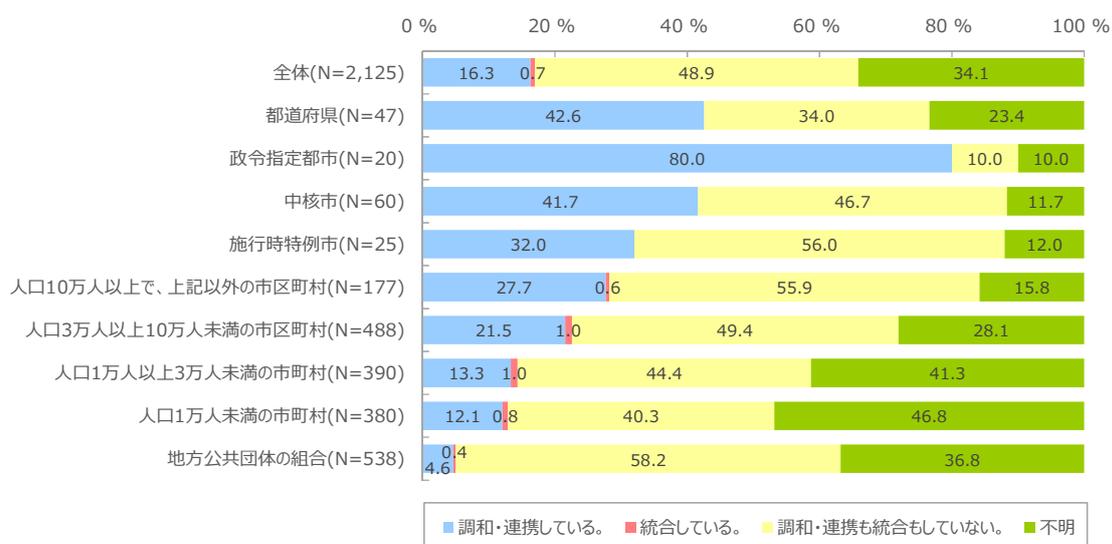


		し 調 て 和 い ・ る 。 連 携	統 合 し て い る	て も 調 い 統 な 和 い な い も し 携	不 明	合 計
全体	全体	877	47	602	602	2,128
	都道府県	42	4	1	0	47
	政令指定都市	20	0	0	0	20
	中核市	55	3	1	1	60
	施行時特例市	23	2	0	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	162	4	9	5	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	336	17	72	64	489
	人口1万人以上3万人未満の市町村	139	8	108	138	393
	人口1万人未満の市町村	71	6	130	171	378
	地方公共団体の組合	29	3	281	223	536
比率	全体(N=2,128)	41.2	2.2	28.3	28.3	
	都道府県(N=47)	89.4	8.5	2.1	0.0	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60)	91.7	5.0	1.7	1.7	
	施行時特例市(N=25)	92.0	8.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	90.0	2.2	5.0	2.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=489)	68.7	3.5	14.7	13.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=393)	35.4	2.0	27.5	35.1	
	人口1万人未満の市町村(N=378)	18.8	1.6	34.4	45.2	
	地方公共団体の組合(N=536)	5.4	0.6	52.4	41.6	

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編と公共施設等総合管理計画との調和・連携又は統合の状況は、「調和・連携している。」団体が 16.3%である。

施行時特例市より人口規模が小さい団体においては、人口規模が小さくなるほど、「調和・連携している。」と回答した割合が低下する。

図表 104 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況
(3)公共施設等総合管理計画【団体区分別】

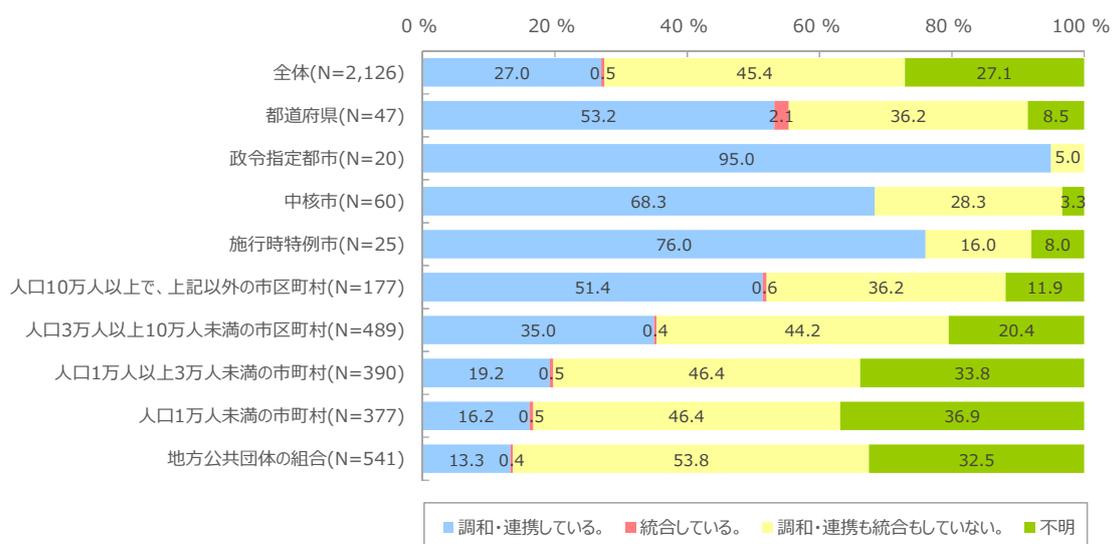


		調和・連携している。	統合している。	調和・連携も統合もしていない。	不明	合計
全体	全体	346	15	1,039	725	2,125
	都道府県	20	0	16	11	47
	政令指定都市	16	0	2	2	20
	中核市	25	0	28	7	60
	施行時特例市	8	0	14	3	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	49	1	99	28	177
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	105	5	241	137	488
	人口1万人以上3万人未満の市町村	52	4	173	161	390
	人口1万人未満の市町村	46	3	153	178	380
	地方公共団体の組合	25	2	313	198	538
比率	全体(N=2,125)	16.3	0.7	48.9	34.1	
	都道府県(N=47)	42.6	0.0	34.0	23.4	
	政令指定都市(N=20)	80.0	0.0	10.0	10.0	
	中核市(N=60)	41.7	0.0	46.7	11.7	
	施行時特例市(N=25)	32.0	0.0	56.0	12.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=177)	27.7	0.6	55.9	15.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=488)	21.5	1.0	49.4	28.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=390)	13.3	1.0	44.4	41.3	
	人口1万人未満の市町村(N=380)	12.1	0.8	40.3	46.8	
	地方公共団体の組合(N=538)	4.6	0.4	58.2	36.8	

事務事業編を策定済みの団体における事務事業編と廃棄物処理計画との調和・連携又は統合の状況は、「調和・連携している」団体が27.0%である。

施行時特例市より人口規模が小さい団体においては、人口規模が小さくなるほど、「調和・連携している。」と回答した割合が低下する。

図表 105 既存の行政計画と事務事業編との調和・連携又は統合の状況
(4)廃棄物処理計画【団体区分別】



		調和・連携している。	統合している。	調和・連携も統合もしていない。	不明	合計
全体	全体	574	10	966	576	2,126
	都道府県	25	1	17	4	47
	政令指定都市	19	0	1	0	20
	中核市	41	0	17	2	60
	施行時特例市	19	0	4	2	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	91	1	64	21	177
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	171	2	216	100	489
	人口1万人以上3万人未満の市町村	75	2	181	132	390
	人口1万人未満の市町村	61	2	175	139	377
	地方公共団体の組合	72	2	291	176	541
比率	全体(N=2,126)	27.0	0.5	45.4	27.1	
	都道府県(N=47)	53.2	2.1	36.2	8.5	
	政令指定都市(N=20)	95.0	0.0	5.0	0.0	
	中核市(N=60)	68.3	0.0	28.3	3.3	
	施行時特例市(N=25)	76.0	0.0	16.0	8.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=177)	51.4	0.6	36.2	11.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=489)	35.0	0.4	44.2	20.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=390)	19.2	0.5	46.4	33.8	
	人口1万人未満の市町村(N=377)	16.2	0.5	46.4	36.9	
	地方公共団体の組合(N=541)	13.3	0.4	53.8	32.5	

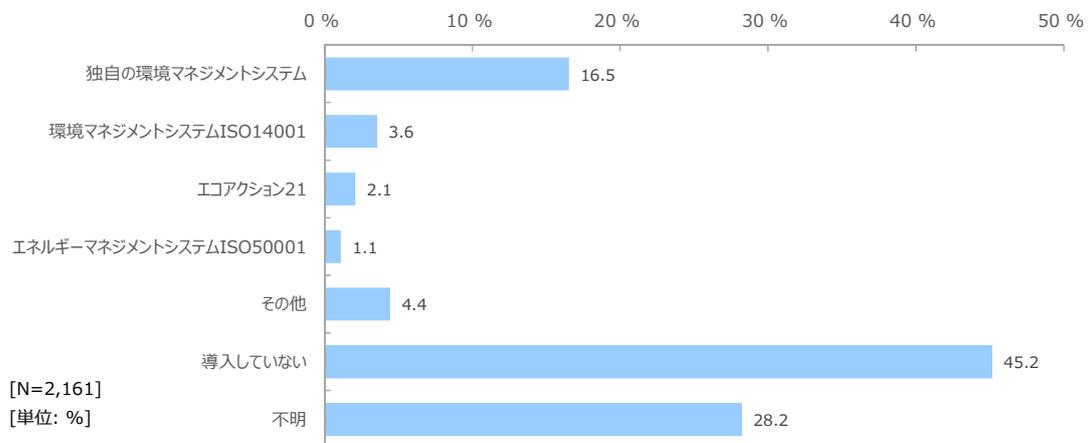
(3) 実行計画（事務事業編）の進行管理の仕組み <Q1-3>

1) 導入している環境関連マネジメントシステム <Q1-3(1)>

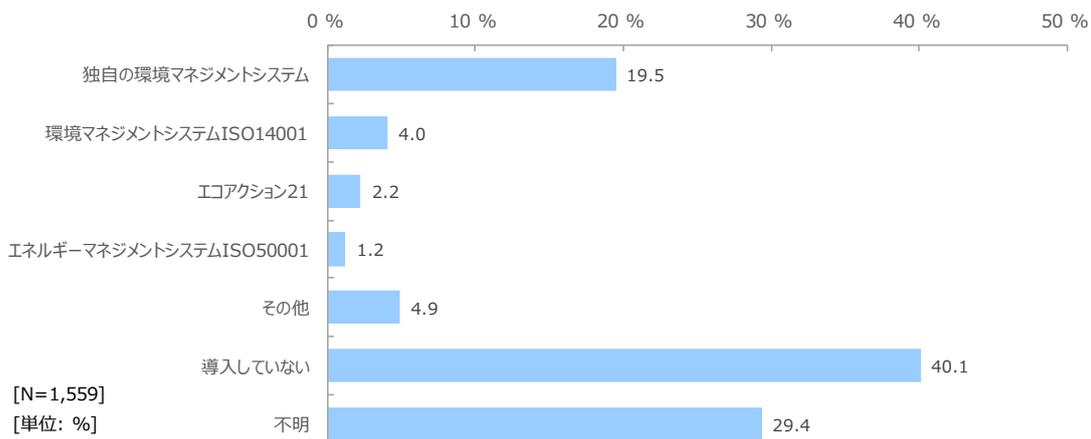
事務事業編を策定済みの団体において導入している環境関連マネジメントシステムは、「独自の環境マネジメントシステム」(16.5%)、「環境マネジメントシステム ISO14001」(3.6%)と続く。「導入していない」団体も 45.2%存在する。

基礎自治体に限ってみても、「独自の環境マネジメントシステム」(19.5%)、「環境マネジメントシステム ISO14001」(4.0%)と続き、「導入していない」団体も 40.1%確認される。

図表 106 導入している環境関連マネジメントシステム



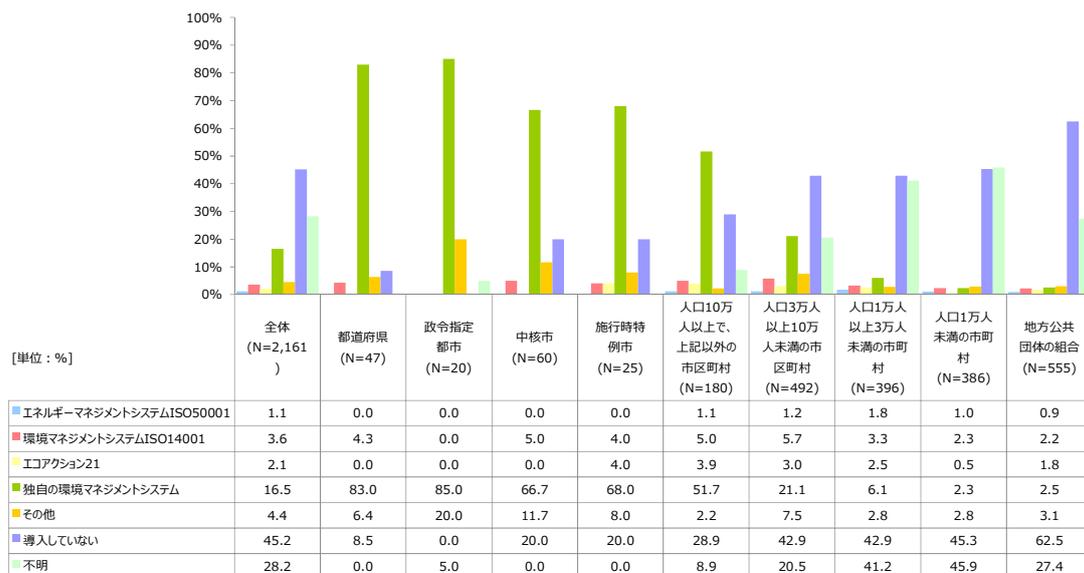
図表 107 導入している環境関連マネジメントシステム【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や人口10万人以上の市町村（特別区含む。）では、「独自の環境マネジメントシステム」を導入している団体が多い。

一方、小規模な市町村や地方公共団体の組合では、「不明」「導入していない。」との回答が多い。

図表 108 導入している環境関連マネジメントシステム
【団体区分別】

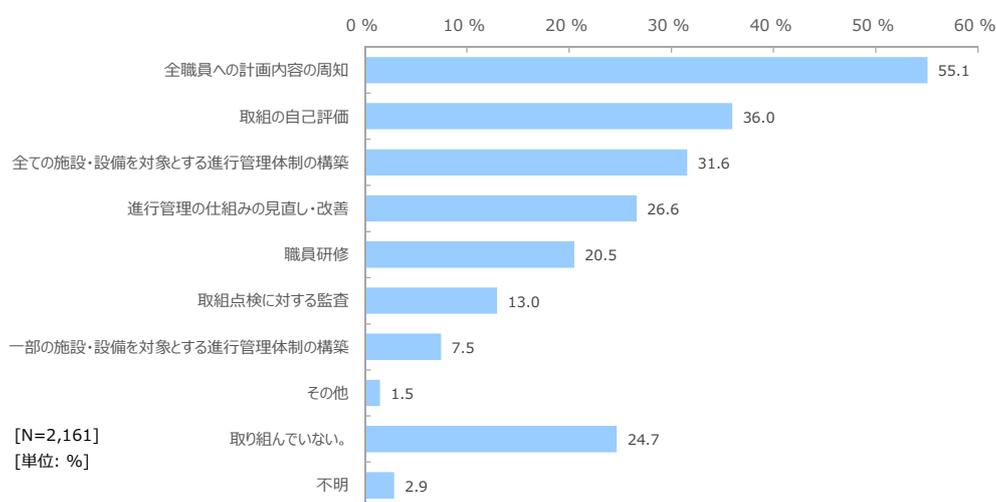


		ISO50001 システム マネジメント	環境 ISO 14001 システ ム	エコ アクシ ョン 21	独自の 環境 マネジ メント システ ム	その他	導入して いない	不明	合計
回答数	全体	24	77	45	357	96	976	610	2,161
	都道府県	0	2	0	39	3	4	0	47
	政令指定都市	0	0	0	17	4	0	1	20
	中核市	0	3	0	40	7	12	0	60
	施行時特例市	0	1	1	17	2	5	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	9	7	93	4	52	16	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	28	15	104	37	211	101	492
	人口1万人以上3万人未満の市町村	7	13	10	24	11	170	163	396
	人口1万人未満の市町村	4	9	2	9	11	175	177	386
	地方公共団体の組合	5	12	10	14	17	347	152	555
比率 (%)	全体(N=2,161)	1.1	3.6	2.1	16.5	4.4	45.2	28.2	
	都道府県(N=47)	0.0	4.3	0.0	83.0	6.4	8.5	0.0	
	政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	0.0	85.0	20.0	0.0	5.0	
	中核市(N=60)	0.0	5.0	0.0	66.7	11.7	20.0	0.0	
	施行時特例市(N=25)	0.0	4.0	4.0	68.0	8.0	20.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	1.1	5.0	3.9	51.7	2.2	28.9	8.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=492)	1.2	5.7	3.0	21.1	7.5	42.9	20.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=396)	1.8	3.3	2.5	6.1	2.8	42.9	41.2	
	人口1万人未満の市町村(N=386)	1.0	2.3	0.5	2.3	2.8	45.3	45.9	
	地方公共団体の組合(N=555)	0.9	2.2	1.8	2.5	3.1	62.5	27.4	

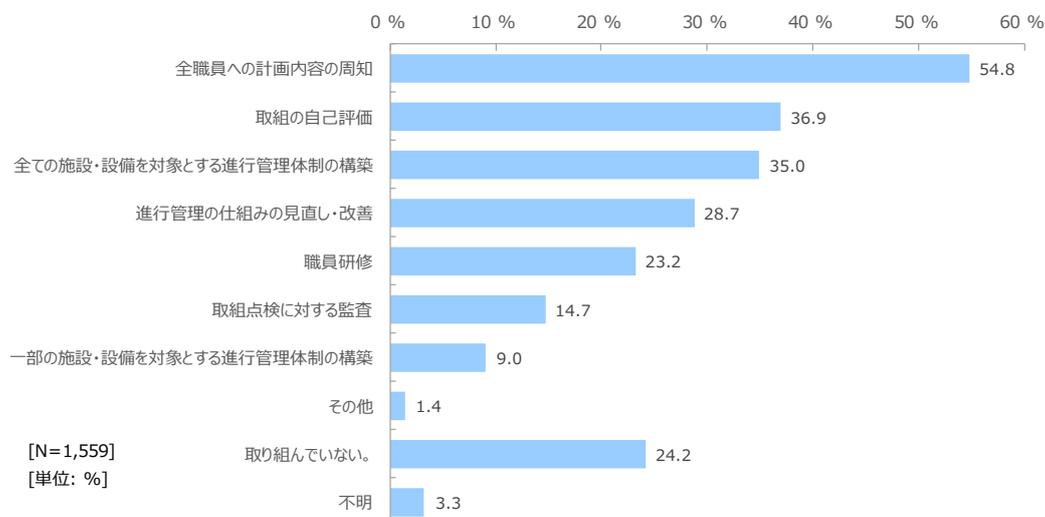
2) 事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるもの <Q1-3(2)>

事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるものとしては、「全職員への計画内容の周知」(55.1%)が最も多く、「取組の自己評価」(36.0%)、「全ての施設・設備を対象とする進行管理体制の構築」(31.6%)、「進行管理の仕組みの見直し・改善」(26.6%)と続く。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 109 事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために
取り組んでいるもの

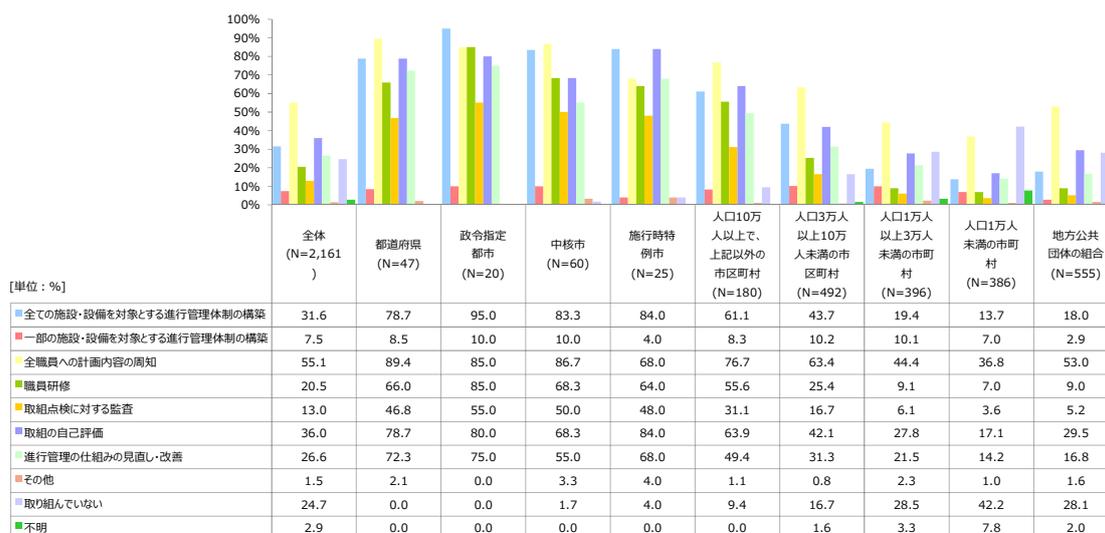


図表 110 事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために
取り組んでいるもの【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、規模の大きな団体では、「全ての施設・設備を対象とする進行管理体制の構築」「全職員への計画内容の周知」「職員研修」「取組の自己評価」の割合が高く、小規模な団体や組合においては、「全職員への計画内容の周知」「取り組んでいない。」の割合が高い。

図表 111 事務事業編の実施・進行管理を円滑に行うために取り組んでいるもの【団体区分別】



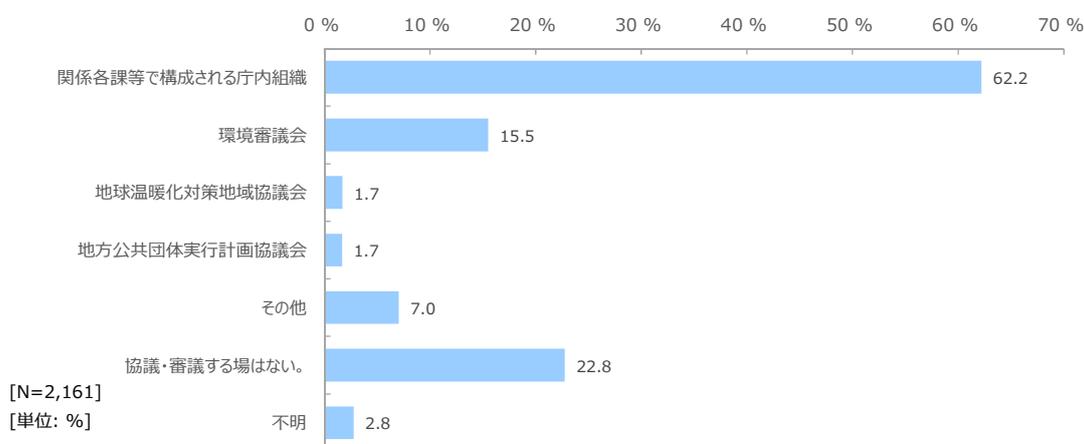
	と全 ての 進 行 管 理 体 制 を の 対 象	と一 部 の 進 行 管 理 体 制 を の 対 象	全 職 員 へ の 計 画 内 容 の 周 知	職 員 研 修	取 組 点 検 に 対 する 監 査	取 組 の 自 己 評 価	進 行 管 理 の 仕 組 み の 見 直 し・ 改 善	そ の 他	取 り 組 ん で い な い	不 明	合 計	
回答数	全体	682	161	1,190	443	280	777	575	32	533	62	2,161
	都道府県	37	4	42	31	22	37	34	1	0	0	47
	政令指定都市	19	2	17	17	11	16	15	0	0	0	20
	中核市	50	6	52	41	30	41	33	2	1	0	60
	施行時特例市	21	1	17	16	12	21	17	1	1	0	25
	人口10万人以上、上記以外の市区町村	110	15	138	100	56	115	89	2	17	0	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	215	50	312	125	82	207	154	4	82	8	492
	人口1万人以上3万人未満の市町村	77	40	176	36	24	110	85	9	113	13	396
	人口1万人未満の市町村	53	27	142	27	14	66	55	4	163	30	386
	地方公共団体の組合	100	16	294	50	29	164	93	9	156	11	555
比率 (%)	全体(N=2,161)	31.6	7.5	55.1	20.5	13.0	36.0	26.6	1.5	24.7	2.9	
	都道府県(N=47)	78.7	8.5	89.4	66.0	46.8	78.7	72.3	2.1	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	95.0	10.0	85.0	85.0	55.0	80.0	75.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60)	83.3	10.0	86.7	68.3	50.0	68.3	55.0	3.3	1.7	0.0	
	施行時特例市(N=25)	84.0	4.0	68.0	64.0	48.0	84.0	68.0	4.0	4.0	0.0	
	人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=180)	61.1	8.3	76.7	55.6	31.1	63.9	49.4	1.1	9.4	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=492)	43.7	10.2	63.4	25.4	16.7	42.1	31.3	0.8	16.7	1.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=396)	19.4	10.1	44.4	9.1	6.1	27.8	21.5	2.3	28.5	3.3	
	人口1万人未満の市町村(N=386)	13.7	7.0	36.8	7.0	3.6	17.1	14.2	1.0	42.2	7.8	
	地方公共団体の組合(N=555)	18.0	2.9	53.0	9.0	5.2	29.5	16.8	1.6	28.1	2.0	

3) 事務事業編の進捗状況を協議・審議する場 <Q1-3(3)>

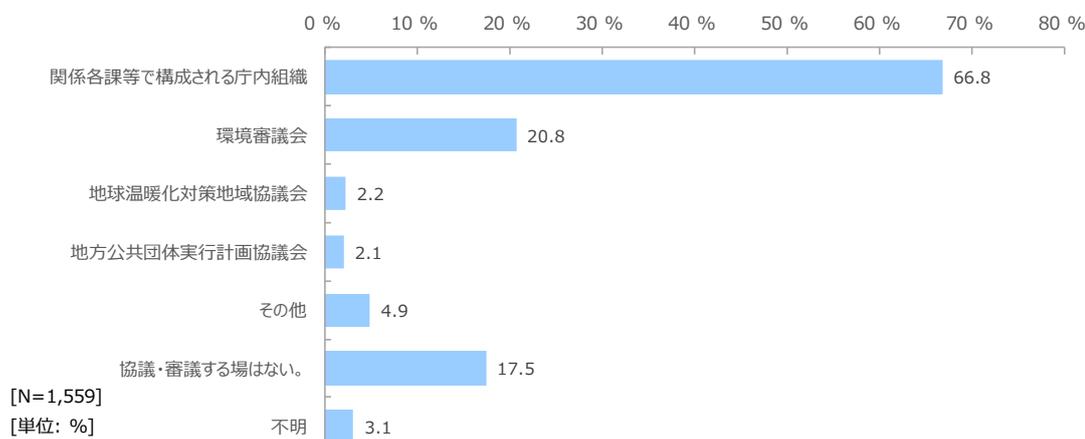
事務事業編を策定済みの団体において、事務事業編の進捗状況を協議・審議する場としては、「関係各課等で構成される庁内組織」(62.2%)が最も多く、「環境審議会」(15.5%)と続く。「協議・審議する場はない」と回答している団体も22.8%確認されている。

基礎自治体においては、「関係各課等で構成される庁内組織」が66.8%、「環境審議会」が20.8%で、「協議・審議する場はない」と回答している団体は17.5%。

図表 112 事務事業編の進捗状況を協議・審議する場



図表 113 事務事業編の進捗状況を協議・審議する場【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体類型においても「関係各課等で構成される庁内組織」の割合が最も高い。小規模な団体や地方公共団体の組合においては、「協議・審議する場はない。」の割合も高い。

図表 114 事務事業編の進捗状況を協議・審議する場
【団体区分別】



		地方公共団体実行計画協議会	地球温暖化対策地域協議会	環境審議会	関係各課等で構成される庁内組織	その他	協議・審議する場はない	不明	合計
回答数	全体	36	37	335	1,344	152	492	60	2,161
	都道府県	0	0	5	43	7	1	0	47
	政令指定都市	2	1	8	18	2	0	0	20
	中核市	3	2	20	52	3	3	0	60
	施行時特例市	0	1	14	20	2	1	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3	6	76	136	14	14	2	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	10	10	126	354	21	63	8	492
	人口1万人以上3万人未満の市町村	7	7	55	262	18	69	9	396
	人口1万人未満の市町村	7	8	25	200	16	123	29	386
	地方公共団体の組合	4	2	6	259	69	218	12	555
比率 (%)	全体(N=2,161)	1.7	1.7	15.5	62.2	7.0	22.8	2.8	
	都道府県(N=47)	0.0	0.0	10.6	91.5	14.9	2.1	0.0	
	政令指定都市(N=20)	10.0	5.0	40.0	90.0	10.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60)	5.0	3.3	33.3	86.7	5.0	5.0	0.0	
	施行時特例市(N=25)	0.0	4.0	56.0	80.0	8.0	4.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	1.7	3.3	42.2	75.6	7.8	7.8	1.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=492)	2.0	2.0	25.6	72.0	4.3	12.8	1.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=396)	1.8	1.8	13.9	66.2	4.5	17.4	2.3	
	人口1万人未満の市町村(N=386)	1.8	2.1	6.5	51.8	4.1	31.9	7.5	
	地方公共団体の組合(N=555)	0.7	0.4	1.1	46.7	12.4	39.3	2.2	

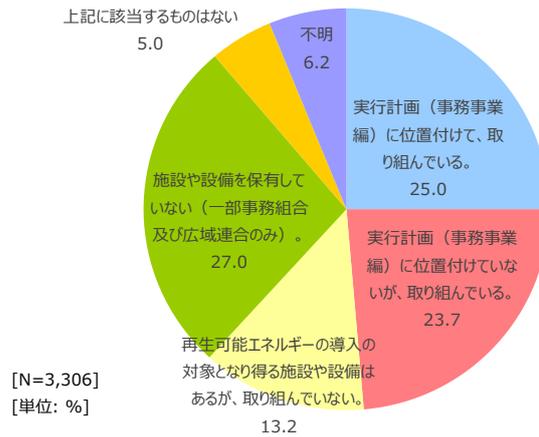
(4) 事務事業に関する再生可能エネルギーの導入の取組状況 <Q1-4>

1) 再生可能エネルギー導入の取組状況 <Q1-4(1)>

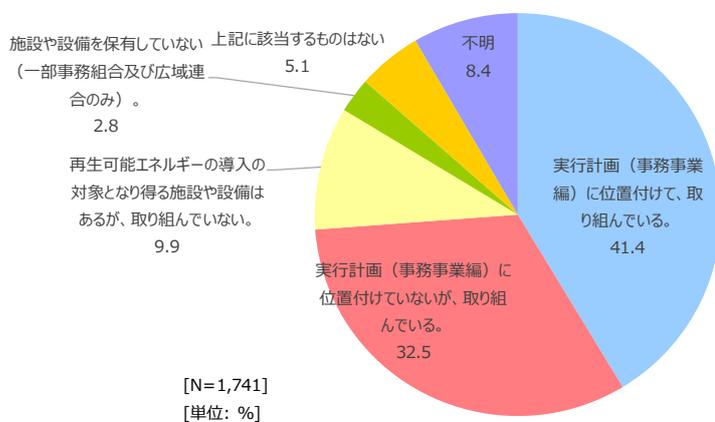
回答団体全体における再生可能エネルギー導入の取組状況について、「実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。」と回答した割合は 25.0%、「実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。」と回答した割合は 23.7%である。

基礎自治体に限ってみると、「実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。」と回答した割合は 41.4%、「実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。」と回答した割合は 32.5%である。

図表 115 再生可能エネルギー導入の取組状況



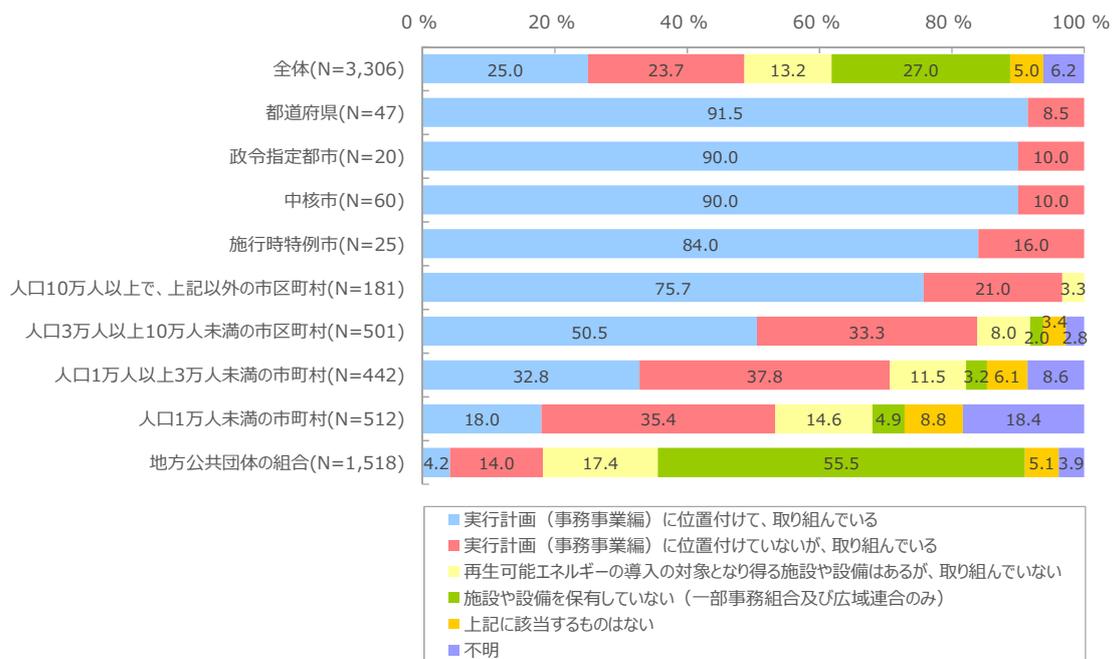
図表 116 再生可能エネルギー導入の取組状況【基礎自治体】



	実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。	実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。	再生可能エネルギーの導入の対象となり得る施設や設備はあるが、取り組んでいない。	施設や設備を保有していない（一部事務組合及び広域連合のみ）。	上記に該当するものはない	不明	合計
全体	720	565	172	49	89	146	1,741
比率	41.4	32.5	9.9	2.8	5.1	8.4	

地方公共団体の区分別に見ると、規模の大きな団体では「実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。」、小規模な市町村では「実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。」の割合が高い。一方、地方公共団体の組合では「施設や設備を保有していない。」の割合が最も高い。

図表 117 再生可能エネルギー導入の取組状況【団体区分別】

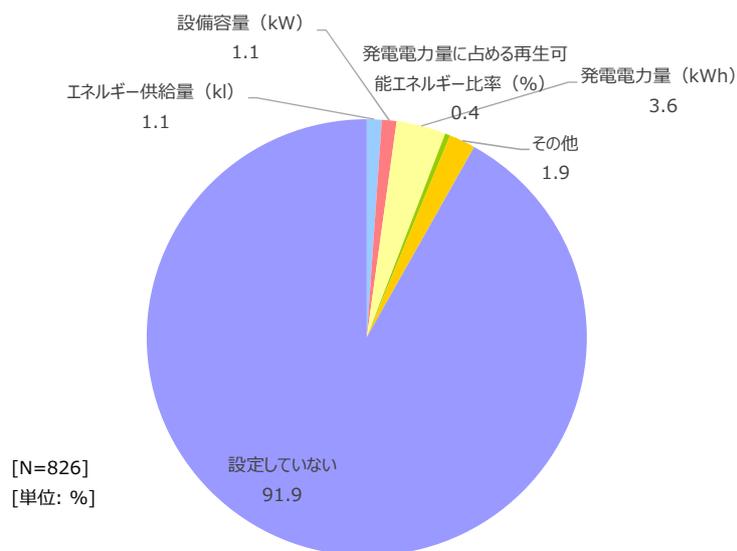


	実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる	実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる	再生可能エネルギーの導入の対象となり得る施設や設備はあるが、取り組んでいない	施設や設備を保有していない（一部事務組合及び広域連合のみ）	上記に該当するものはない	不明	合計
全体	826	782	436	891	166	205	3,306
全体							
都道府県	43	4	0	0	0	0	47
政令指定都市	18	2	0	0	0	0	20
中核市	54	6	0	0	0	0	60
施行時特別市	21	4	0	0	0	0	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	137	38	6	0	0	0	181
人口3万人以上10万人未満の市区町村	253	167	40	10	17	14	501
人口1万人以上3万人未満の市町村	145	167	51	14	27	38	442
人口1万人未満の市町村	92	181	75	25	45	94	512
地方公共団体の組合	63	213	264	842	77	59	1,518
比率							
全体(N=3,306)	25.0	23.7	13.2	27.0	5.0	6.2	
都道府県(N=47)	91.5	8.5	0.0	0.0	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)	90.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
中核市(N=60)	90.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
施行時特別市(N=25)	84.0	16.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	75.7	21.0	3.3	0.0	0.0	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	50.5	33.3	8.0	2.0	3.4	2.8	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	32.8	37.8	11.5	3.2	6.1	8.6	
人口1万人未満の市町村(N=512)	18.0	35.4	14.6	4.9	8.8	18.4	
地方公共団体の組合(N=1,518)	4.2	14.0	17.4	55.5	5.1	3.9	

2) 再生可能エネルギー導入量目標、計測方法 <Q1-4(2)>

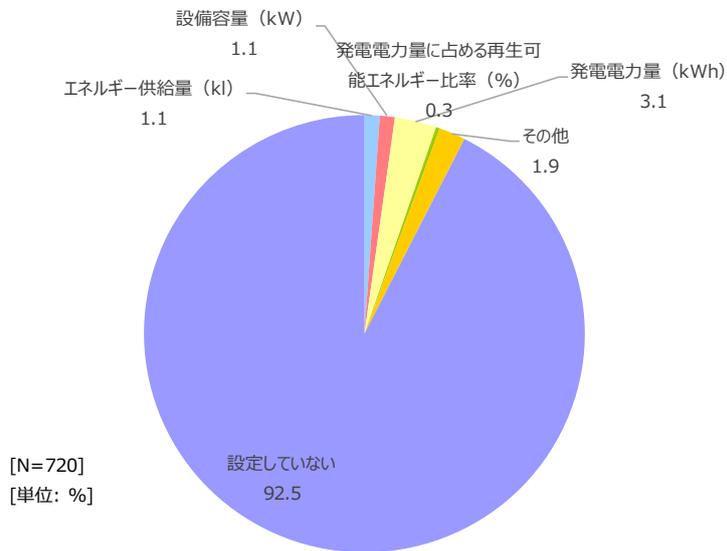
再生可能エネルギー導入の取組状況について「実行計画（事務事業編）に位置付けて取り組んでいる」団体のうち、再生可能エネルギー導入量目標を設定している団体は 8.1%（51 団体）。

図表 118 事務事業編における再生可能エネルギー導入量設定目標



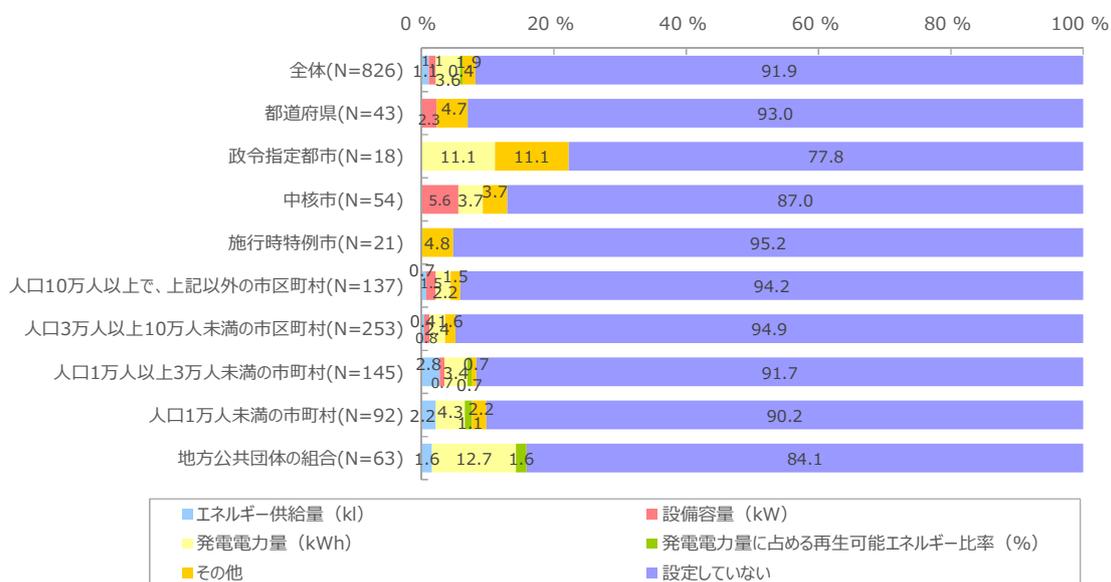
※再生可能エネルギー導入量目標を設定している団体については、目標設定単位を回答

図表 119 事務事業編における再生可能エネルギー導入量設定目標
【基礎自治体】



	エネルギー供給量 (kl)	設備容量 (kW)	発電電力量 (kWh)	発電電力量に占める再生可能エネルギー比率 (%)	その他	設定していない	合計
全体	8	8	22	2	14	666	720
比率	1.1	1.1	3.1	0.3	1.9	92.5	

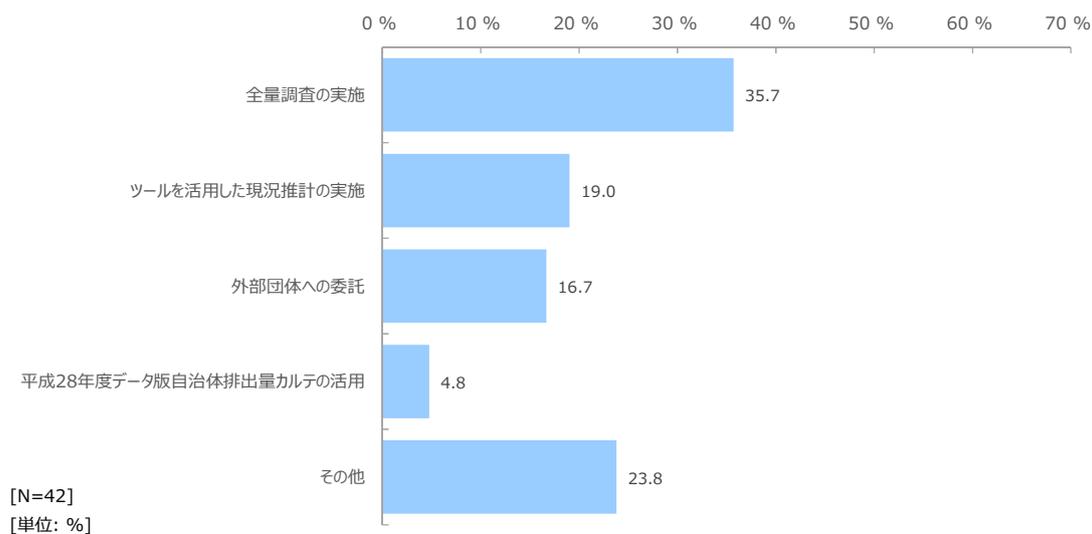
図表 120 事務事業編における再生可能エネルギー導入量設定目標
【団体区分別】



区分	団体	エネルギー供給量 (k)	設備容量 (kW)	発電電力量 (kWh)	再生可能エネルギー比率 (%)	その他	設定していない	合計
全体	全体	9	9	30	3	16	759	826
	都道府県	0	1	0	0	2	40	43
	政令指定都市	0	0	2	0	2	14	18
	中核市	0	3	2	0	2	47	54
	施行時特例市	0	0	0	0	1	20	21
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	2	3	0	2	129	137
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	2	6	0	4	240	253
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	1	5	1	1	133	145
	人口1万人未満の市町村	2	0	4	1	2	83	92
地方公共団体の組合	1	0	8	1	0	53	63	
比率	全体(N=826)	1.1	1.1	3.6	0.4	1.9	91.9	
	都道府県(N=43)	0.0	2.3	0.0	0.0	4.7	93.0	
	政令指定都市(N=18)	0.0	0.0	11.1	0.0	11.1	77.8	
	中核市(N=54)	0.0	5.6	3.7	0.0	3.7	87.0	
	施行時特例市(N=21)	0.0	0.0	0.0	0.0	4.8	95.2	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=137)	0.7	1.5	2.2	0.0	1.5	94.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=253)	0.4	0.8	2.4	0.0	1.6	94.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=145)	2.8	0.7	3.4	0.7	0.7	91.7	
	人口1万人未満の市町村(N=92)	2.2	0.0	4.3	1.1	2.2	90.2	
	地方公共団体の組合(N=63)	1.6	0.0	12.7	1.6	0.0	84.1	

再生可能エネルギー導入量目標を設定している団体における導入量計測方法は、「全量調査の実施」が最も多く（35.7%）、ツールを活用した現況推計の実施（19.0%）、外部団体への委託（16.7%）と続く。「その他」には設備容量（kW）や支援件数を導入量の目標設定している団体の回答が含まれている。

図表 121 再生可能エネルギー導入量の計測方法

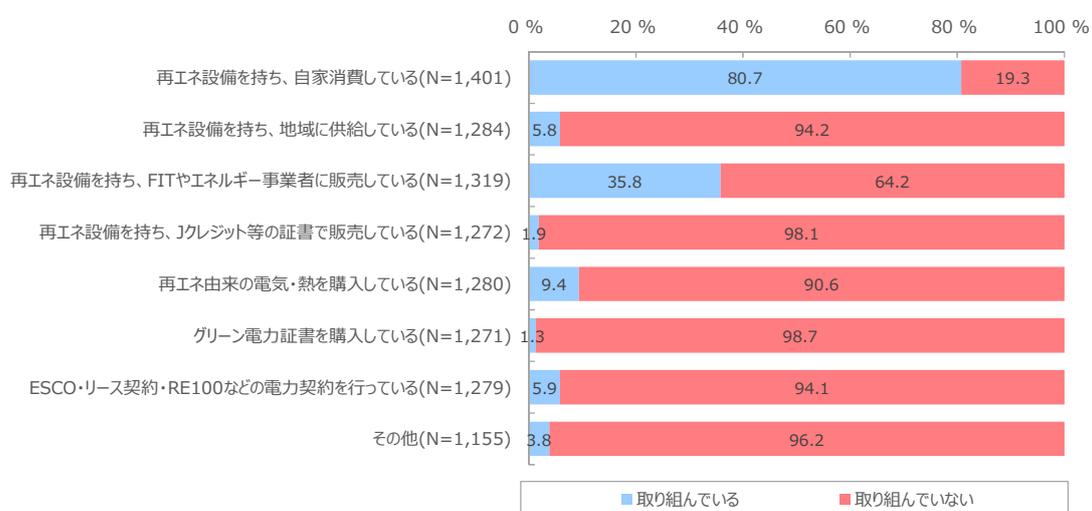


	平成28年度データ版自治体排出量カルテの活用	ツールを活用した現況推計の実施	全量調査の実施	外部団体への委託	その他	合計
全体	2	8	15	7	10	42
比率	4.8	19.0	35.7	16.7	23.8	

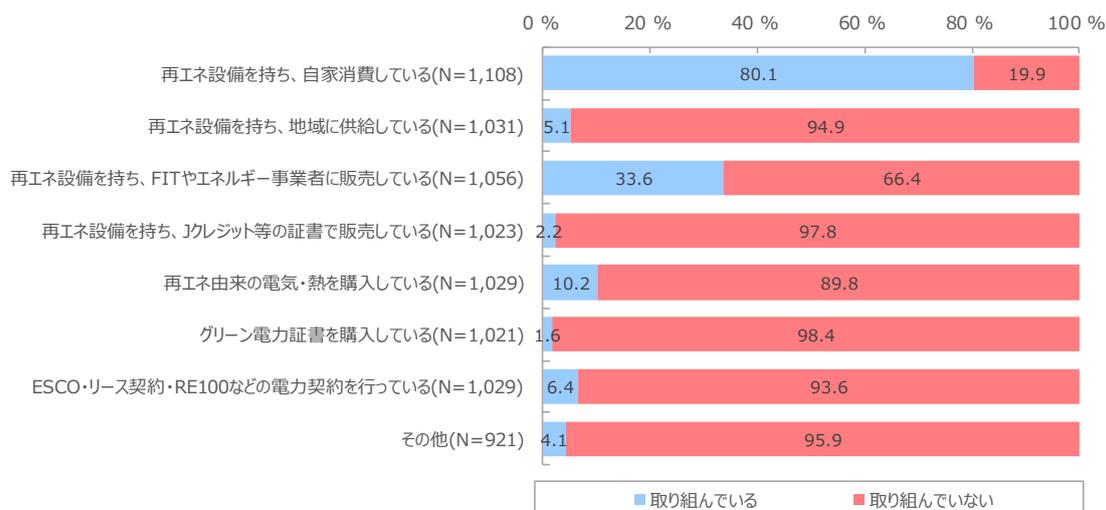
3) 再生可能エネルギー導入の具体的な取組状況 <Q1-4(3)>

回答団体全体における再生可能エネルギー導入の具体的な取組状況について、「再エネ設備を持ち、自家消費している」と回答した割合は80.7%で最も多く、「再エネ設備を持ち、FITやエネルギー事業者に販売している」(35.8%)、「再エネ由来の電気・熱を購入している」(9.4%)と続く。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 122 再生可能エネルギー導入の取組内容



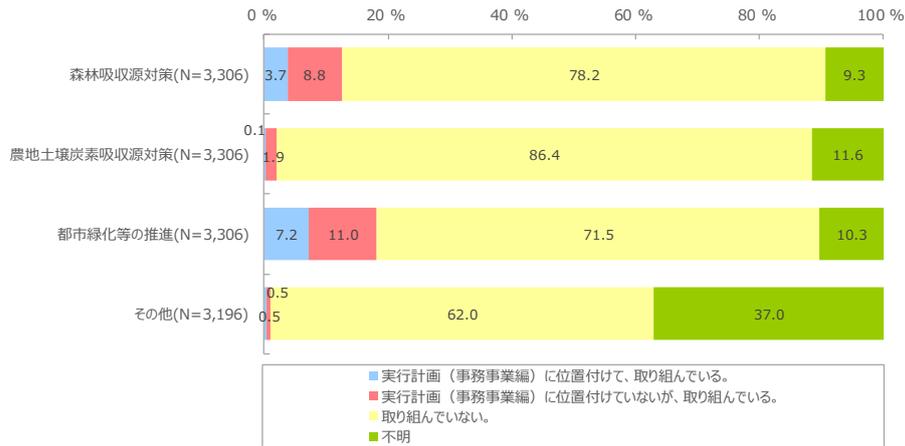
図表 123 再生可能エネルギー導入の取組内容【基礎自治体】



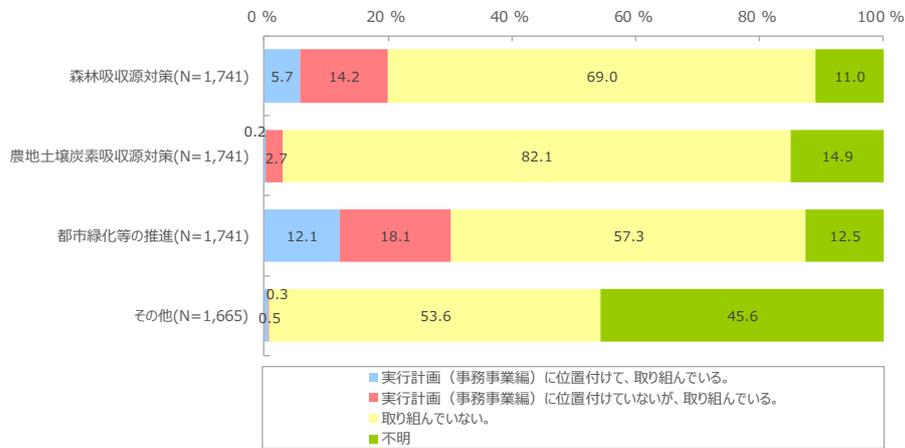
(5) 事務事業に関する吸収源対策の取組状況 <Q1-5>

事務事業に関する吸収源対策の取組状況について、「実行計画（事務事業編）に位置付けて取り組んでいる」取組は都市緑化等の推進（7.2%）が最も多く（基礎自治体においては12.1%）、森林吸収源対策（3.7%）と続く（基礎自治体においては5.7%）。

図表 124 吸収源対策の取組状況



図表 125 吸収源対策の取組状況【基礎自治体】

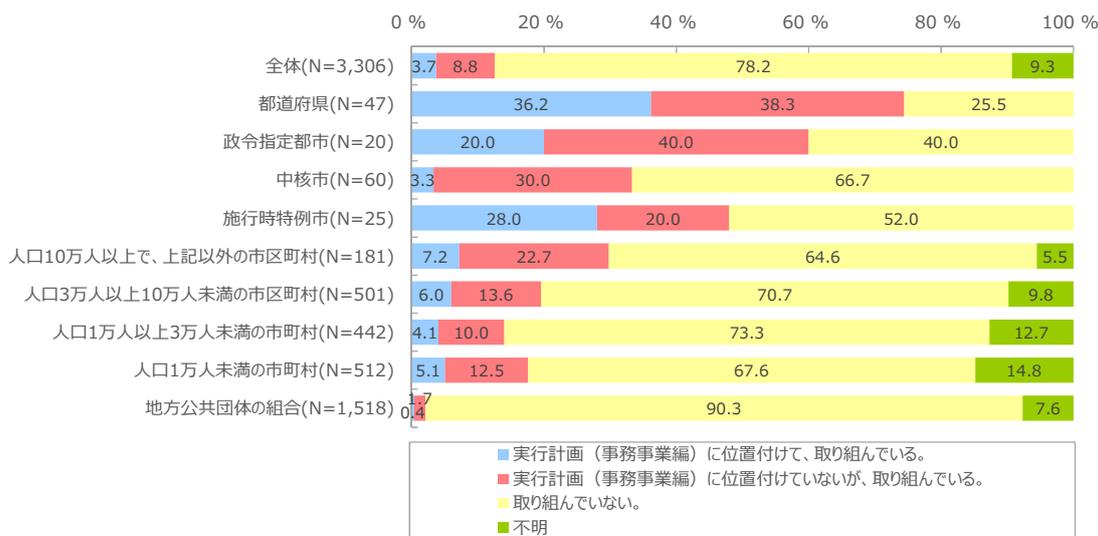


		実行計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる。	実行計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる。	取り組んでいない。	不明	合計
全体	森林吸収源対策	100	248	1,202	191	1,741
	農地土壌炭素吸収源対策	4	47	1,430	260	1,741
	都市緑化等の推進	211	315	997	218	1,741
	その他	9	5	892	759	1,665
比率	森林吸収源対策(N=1,741)	5.7	14.2	69.0	11.0	
	農地土壌炭素吸収源対策(N=1,741)	0.2	2.7	82.1	14.9	
	都市緑化等の推進(N=1,741)	12.1	18.1	57.3	12.5	
	その他(N=1,665)	0.5	0.3	53.6	45.6	

1) 森林吸収源対策 <Q1-5(1)>

回答団体全体における「森林吸収源対策」の取組状況については、取り組んでいる団体は 12.5%。都道府県、政令指定都市では 60%以上の団体が取り組んでいる。

図表 126 吸収源対策の取組状況(1)森林吸収源対策
【団体区別別】



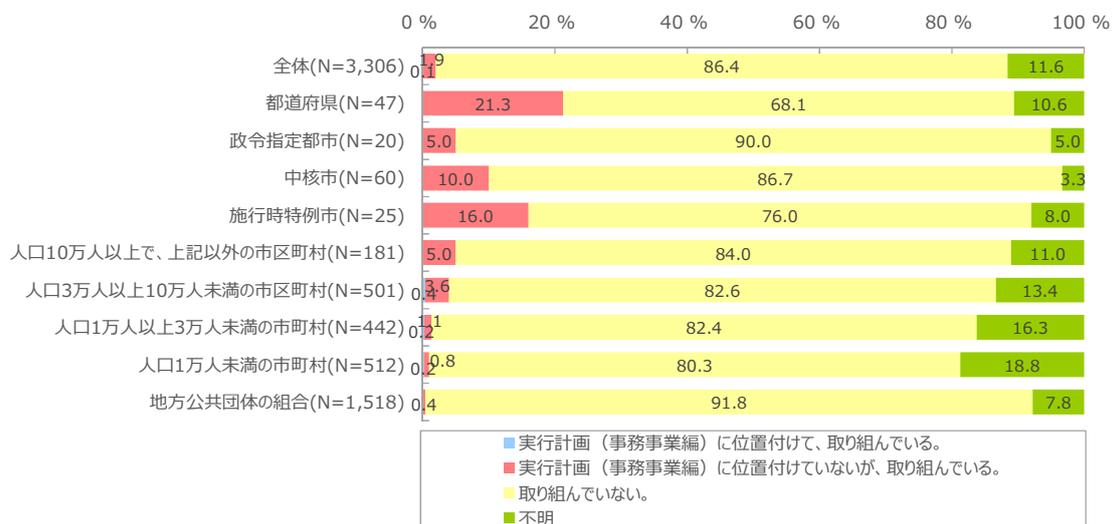
		付事 んけ業 で行 いて、 取に 組置 務	が、 付 け て い な い 取 り 組 ん で い る。	事 業 編 計 画 に 位 置 務	取 り 組 ん で い な い	不 明	合 計
全体	全体	123	292	2,584	307	3,306	
	都道府県	17	18	12	0	47	
	政令指定都市	4	8	8	0	20	
	中核市	2	18	40	0	60	
	施行時特例市	7	5	13	0	25	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	13	41	117	10	181	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	30	68	354	49	501	
	人口1万人以上3万人未満の市町村	18	44	324	56	442	
	人口1万人未満の市町村	26	64	346	76	512	
	地方公共団体の組合	6	26	1,370	116	1,518	
比率	全体(N=3,306)	3.7	8.8	78.2	9.3		
	都道府県(N=47)	36.2	38.3	25.5	0.0		
	政令指定都市(N=20)	20.0	40.0	40.0	0.0		
	中核市(N=60)	3.3	30.0	66.7	0.0		
	施行時特例市(N=25)	28.0	20.0	52.0	0.0		
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	7.2	22.7	64.6	5.5		
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	6.0	13.6	70.7	9.8		
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	4.1	10.0	73.3	12.7		
	人口1万人未満の市町村(N=512)	5.1	12.5	67.6	14.8		
	地方公共団体の組合(N=1,518)	0.4	1.7	90.3	7.6		

2) 農地土壌炭素吸収源対策 <Q1-5(1)>

回答団体全体における「農地土壌炭素吸収源対策」の取組状況については、「取り組んでいる団体は 2.0%である。

取り組んでいる割合が相対的に高いのは、都道府県、施行時特例市である。ただし、事務事業編に位置付けていない団体がほとんどである。

図表 127 吸収源対策の取組状況(2)農地土壌炭素吸収源対策
【団体区分別】



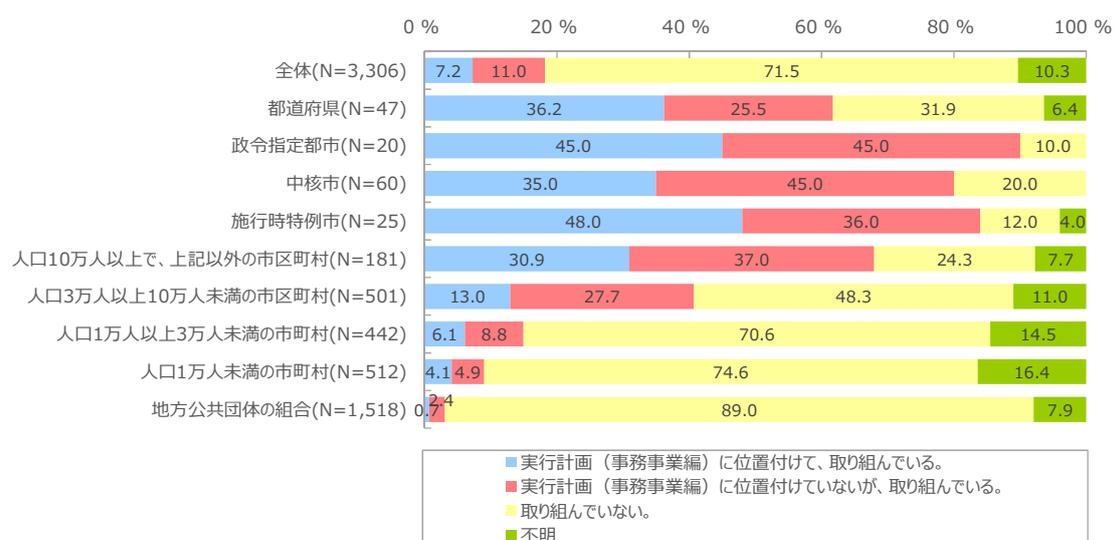
	実施計画（事務事業編）に位置付けて、取り組んでいる	実施計画（事務事業編）に位置付けていないが、取り組んでいる	取り組んでいない	不明	合計
全体	4	63	2,856	383	3,306
都道府県	0	10	32	5	47
政令指定都市	0	1	18	1	20
中核市	0	6	52	2	60
施行時特例市	0	4	19	2	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	9	152	20	181
人口3万人以上10万人未満の市区町村	2	18	414	67	501
人口1万人以上3万人未満の市町村	1	5	364	72	442
人口1万人未満の市町村	1	4	411	96	512
地方公共団体の組合	0	6	1,394	118	1,518
比率					
全体(N=3,306)	0.1	1.9	86.4	11.6	
都道府県(N=47)	0.0	21.3	68.1	10.6	
政令指定都市(N=20)	0.0	5.0	90.0	5.0	
中核市(N=60)	0.0	10.0	86.7	3.3	
施行時特例市(N=25)	0.0	16.0	76.0	8.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	0.0	5.0	84.0	11.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	0.4	3.6	82.6	13.4	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	0.2	1.1	82.4	16.3	
人口1万人未満の市町村(N=512)	0.2	0.8	80.3	18.8	
地方公共団体の組合(N=1,518)	0.0	0.4	91.8	7.8	

3) 都市緑化等の推進 <Q1-5(1)>

回答団体全体における「都市緑化等の推進」の取組状況については、取り組んでいる団体は18.2%である。

人口10万人以上の市町村（特別区含む。）及び都道府県では、取り組んでいる団体が過半数を占める。

図表 128 吸収源対策の取組状況(3)都市緑化等の推進
【団体区分別】



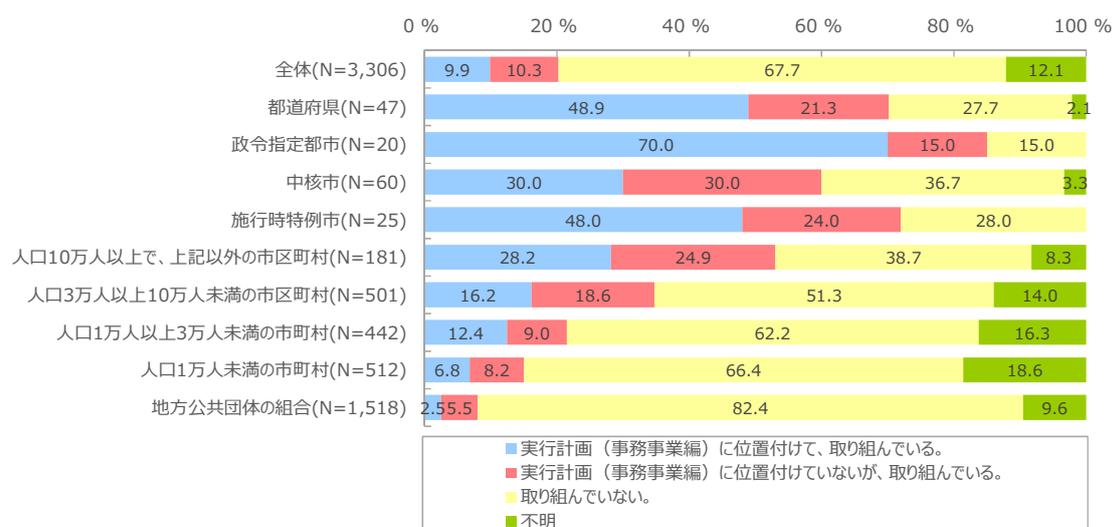
	て業実 取(編 組)計 る。位(画 ん置事 で付務 いけ事	て業実 組い編 い(編 でい(計 いが位(画 る、置事 。取付務 りけ事	取 組 い 。 組 ん で い な	不 明	合 計	
全体	全体	239	363	2,363	341	3,306
	都道府県	17	12	15	3	47
	政令指定都市	9	9	2	0	20
	中核市	21	27	12	0	60
	施行時特例市	12	9	3	1	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	56	67	44	14	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	65	139	242	55	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	27	39	312	64	442
	人口1万人未満の市町村	21	25	382	84	512
	地方公共団体の組合	11	36	1,351	120	1,518
比率	全体(N=3,306)	7.2	11.0	71.5	10.3	
	都道府県(N=47)	36.2	25.5	31.9	6.4	
	政令指定都市(N=20)	45.0	45.0	10.0	0.0	
	中核市(N=60)	35.0	45.0	20.0	0.0	
	施行時特例市(N=25)	48.0	36.0	12.0	4.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	30.9	37.0	24.3	7.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	13.0	27.7	48.3	11.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	6.1	8.8	70.6	14.5	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	4.1	4.9	74.6	16.4	
	地方公共団体の組合(N=1,518)	0.7	2.4	89.0	7.9	

4) 環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進 <Q1-5(3)>

回答団体全体における「環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進」の取組状況については、取り組んでいる団体は20.2%である。

人口10万人以上の市町村（特別区含む。）及び都道府県では、取り組んでいる団体が過半数を占める。

図表 129 物品購入の配慮に係る事項の取組状況
(1)環境配慮契約法に基づく環境配慮契約の推進【団体区分別】



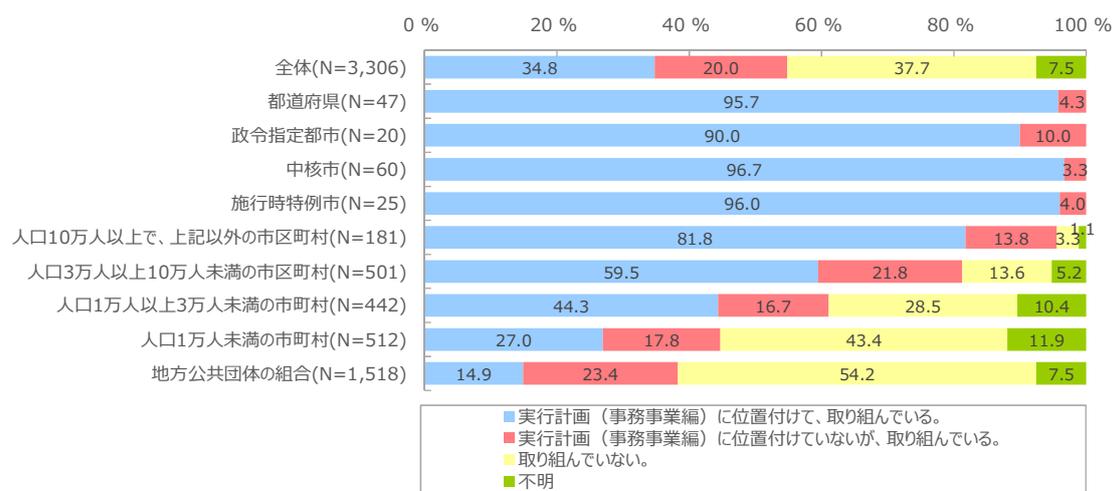
全体	比率	て業実 取（編 組）計 。組に画 位（ん置 ん置事 で付務 いけ事	て業実 組い編 んな）計 でい画 いが位 る、置 。取付務 りけ事	取 り 組 ん で い な	不 明	合 計
全体	全体	327	341	2,238	400	3,306
	都道府県	23	10	13	1	47
	政令指定都市	14	3	3	0	20
	中核市	18	18	22	2	60
	施行時特例市	12	6	7	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	51	45	70	15	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	81	93	257	70	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	55	40	275	72	442
	人口1万人未満の市町村	35	42	340	95	512
	地方公共団体の組合	38	84	1,251	145	1,518
比率	全体(N=3,306)	9.9	10.3	67.7	12.1	
	都道府県(N=47)	48.9	21.3	27.7	2.1	
	政令指定都市(N=20)	70.0	15.0	15.0	0.0	
	中核市(N=60)	30.0	30.0	36.7	3.3	
	施行時特例市(N=25)	48.0	24.0	28.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	28.2	24.9	38.7	8.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	16.2	18.6	51.3	14.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	12.4	9.0	62.2	16.3	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	6.8	8.2	66.4	18.6	
	地方公共団体の組合(N=1,518)	2.5	5.5	82.4	9.6	

5) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達への推進 <Q1-5(3)>

回答団体全体における「グリーン購入法に基づく環境物品等の調達への推進」の取組状況については、取り組んでいる団体が54.8%と過半数を超えている。

施行時特例市以上の市区町村及び都道府県では、全ての団体に取り組んでいる。

図表 130 物品購入の配慮に係る事項の取組状況
(2)グリーン購入法に基づく環境物品等の調達への推進【団体区分別】



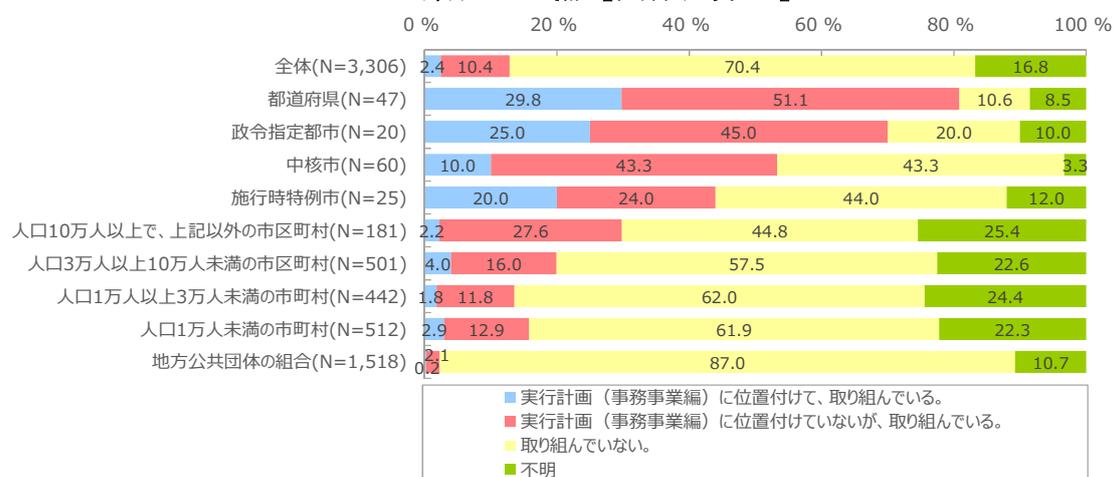
	付事業で、実行計画に位置付けている。	付事業で、実行計画に位置付けていないが、取り組んでいる。	付事業で、実行計画に位置付けていないが、取り組んでいない。	不明	合計	
全体	全体	1,151	661	1,245	249	3,306
	都道府県	45	2	0	0	47
	政令指定都市	18	2	0	0	20
	中核市	58	2	0	0	60
	施行時特例市	24	1	0	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	148	25	6	2	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	298	109	68	26	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	196	74	126	46	442
	人口1万人未満の市町村	138	91	222	61	512
	地方公共団体の組合	226	355	823	114	1,518
比率	全体(N=3,306)	34.8	20.0	37.7	7.5	
	都道府県(N=47)	95.7	4.3	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	90.0	10.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60)	96.7	3.3	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=25)	96.0	4.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	81.8	13.8	3.3	1.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	59.5	21.8	13.6	5.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	44.3	16.7	28.5	10.4	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	27.0	17.8	43.4	11.9	
	地方公共団体の組合(N=1,518)	14.9	23.4	54.2	7.5	

6) 公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備 <Q1-5(3)>

回答団体全体における「公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく公共建築物の整備」の取組状況については、取り組んでいる団体が12.8%である。

取り組んでいる割合は、都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市の順で高い。

図表 131 物品購入の配慮に係る事項の取組状況
(3)公共建築物等における木材の利用促進に関する法律に基づく
公共建築物の整備【団体区分別】



	付事業 で、取 組んで いる。	実行 計画 （事務 事業編） に位置 付けて いない が、取 組んで いる。	実行 計画 （事務 事業編） に位置 付けて いない が、取 組んで いない。	取 り 組 ん で い な い。	不 明	合 計
全体	80	345	2,326	555	3,306	
都道府県	14	24	5	4	47	
政令指定都市	5	9	4	2	20	
中核市	6	26	26	2	60	
施行時特例市	5	6	11	3	25	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	50	81	46	181	
人口3万人以上10万人未満の市区町村	20	80	288	113	501	
人口1万人以上3万人未満の市町村	8	52	274	108	442	
人口1万人未満の市町村	15	66	317	114	512	
地方公共団体の組合	3	32	1,320	163	1,518	
比率						
全体(N=3,306)	2.4	10.4	70.4	16.8		
都道府県(N=47)	29.8	51.1	10.6	8.5		
政令指定都市(N=20)	25.0	45.0	20.0	10.0		
中核市(N=60)	10.0	43.3	43.3	3.3		
施行時特例市(N=25)	20.0	24.0	44.0	12.0		
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	2.2	27.6	44.8	25.4		
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	4.0	16.0	57.5	22.6		
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	1.8	11.8	62.0	24.4		
人口1万人未満の市町村(N=512)	2.9	12.9	61.9	22.3		
地方公共団体の組合(N=1,518)	0.2	2.1	87.0	10.7		

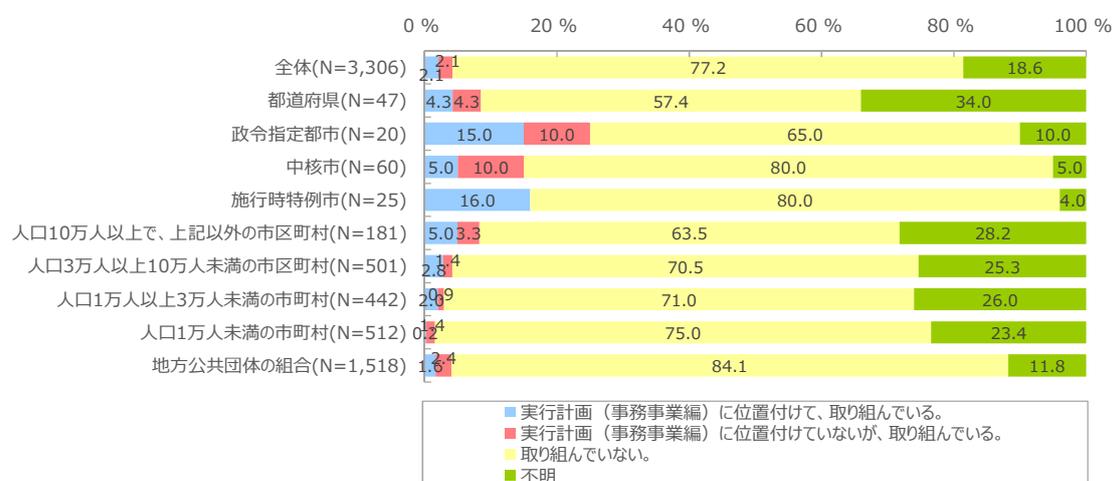
7) BATの積極的な導入 <Q1-5(3)>

注)「BAT (Best Available Technology)」とは「利用可能な最善の技術」の略称で、環境対策を行うにあたり、その時点で考えられる最も優れた技術や設備を選ぶ考え方を指す。

回答団体全体における「BATの積極的な導入」の取組状況については、取り組んでいる団体が4.2%である。

取り組んでいる割合が相対的に高いのは、政令指定都市、施行時特例市、中核市である。

図表 132 物品購入の配慮に係る事項の取組状況(4)BATの積極的な導入【団体区分別】



	付事業行 で、編計 る。取に 組置務	が、付 け、取 り組 んで いる。	事 業 行 計 画 （ 事 務 編 ） に 位 置 付 け て い な い	取 り 組 ん で い な い	不 明	合 計
全体	70	71	2,551	614	3,306	
都道府県	2	2	27	16	47	
政令指定都市	3	2	13	2	20	
中核市	3	6	48	3	60	
施行時特例市	4	0	20	1	25	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	9	6	115	51	181	
人口3万人以上10万人未満の市区町村	14	7	353	127	501	
人口1万人以上3万人未満の市町村	9	4	314	115	442	
人口1万人未満の市町村	1	7	384	120	512	
地方公共団体の組合	25	37	1,277	179	1,518	
比率						
全体(N=3,306)	2.1	2.1	77.2	18.6		
都道府県(N=47)	4.3	4.3	57.4	34.0		
政令指定都市(N=20)	15.0	10.0	65.0	10.0		
中核市(N=60)	5.0	10.0	80.0	5.0		
施行時特例市(N=25)	16.0	0.0	80.0	4.0		
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	5.0	3.3	63.5	28.2		
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	2.8	1.4	70.5	25.3		
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	2.0	0.9	71.0	26.0		
人口1万人未満の市町村(N=512)	0.2	1.4	75.0	23.4		
地方公共団体の組合(N=1,518)	1.6	2.4	84.1	11.8		

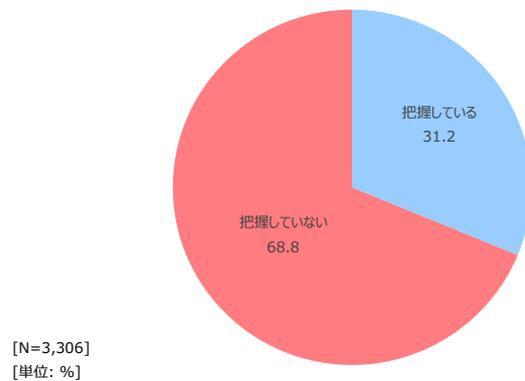
(6) 実行計画（事務事業編）の措置実施状況 <Q1-6>

1) 事務局による個別措置の把握状況 <Q1-6(1)>

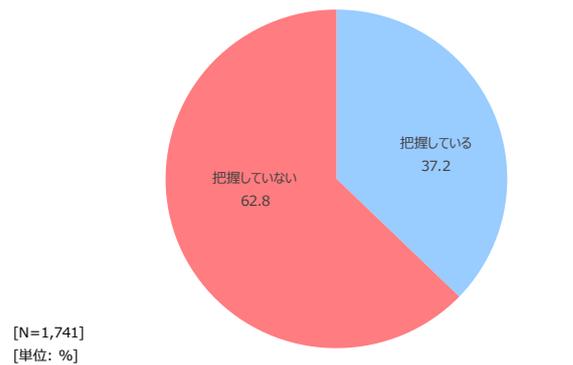
温室効果ガス削減に向けた、施設・設備の所管部局が実施している温室効果ガス削減に向けた措置（対策・施策）内容の把握状況について、「把握している」団体は 31.2%（基礎自治体においては 37.2%）。

団体区分別にみると、人口 1 万人未満の市区町村や組合においては把握している団体割合は 20%程度に留まる。

図表 133 事務局による温室効果ガス削減に向けた措置内容の把握状況

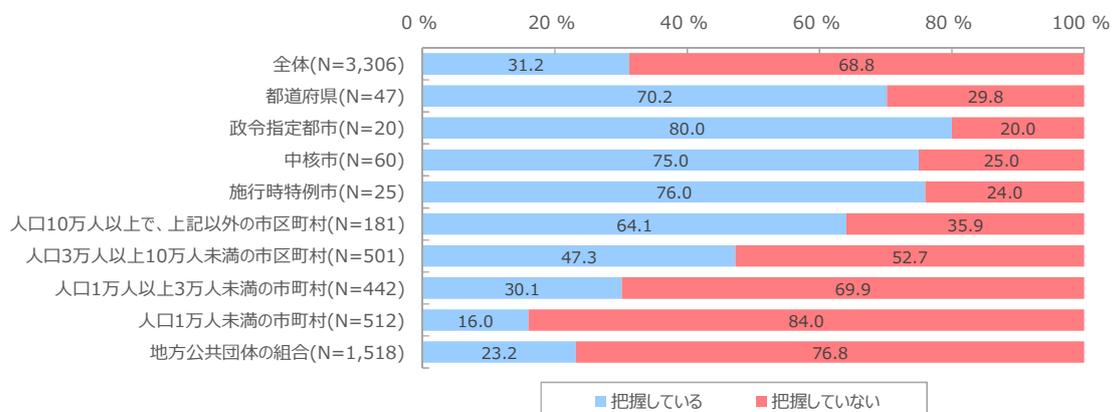


図表 134 事務局による温室効果ガス削減に向けた措置内容の把握状況
【基礎自治体】



	把握している	把握していない	合計
全体	648	1,093	1,741
比率	37.2	62.8	

図表 135 事務局による温室効果ガス削減に向けた措置内容の把握状況
【団体区分別】

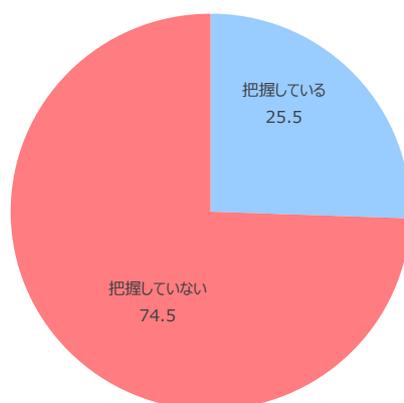


		把握している	把握していない	合計
全体	全体	1,033	2,273	3,306
	都道府県	33	14	47
	政令指定都市	16	4	20
	中核市	45	15	60
	施行時特例市	19	6	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	116	65	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	237	264	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	133	309	442
	人口1万人未満の市町村	82	430	512
	地方公共団体の組合	352	1,166	1,518
比率	全体(N=3,306)	31.2	68.8	
	都道府県(N=47)	70.2	29.8	
	政令指定都市(N=20)	80.0	20.0	
	中核市(N=60)	75.0	25.0	
	施行時特例市(N=25)	76.0	24.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	64.1	35.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	47.3	52.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	30.1	69.9	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	16.0	84.0	
	地方公共団体の組合(N=1,518)	23.2	76.8	

温室効果ガス削減に向けた、施設・設備の所管部局が実施している温室効果ガス削減に向けた措置（対策・施策）の点検・評価状況の把握状況について、「把握している」団体は25.5%（基礎自治体においては29.2%）。

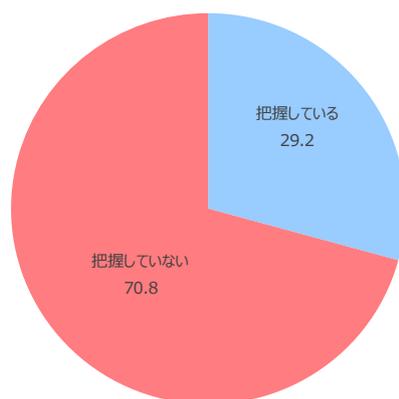
団体区分別にみると、人口1万人未満の市区町村や組合においては把握している団体割合は20%程度に留まる。

図表 136 事務局による温室効果ガス削減に向けた措置の点検・評価状況の把握状況



[N=3,306]
[単位: %]

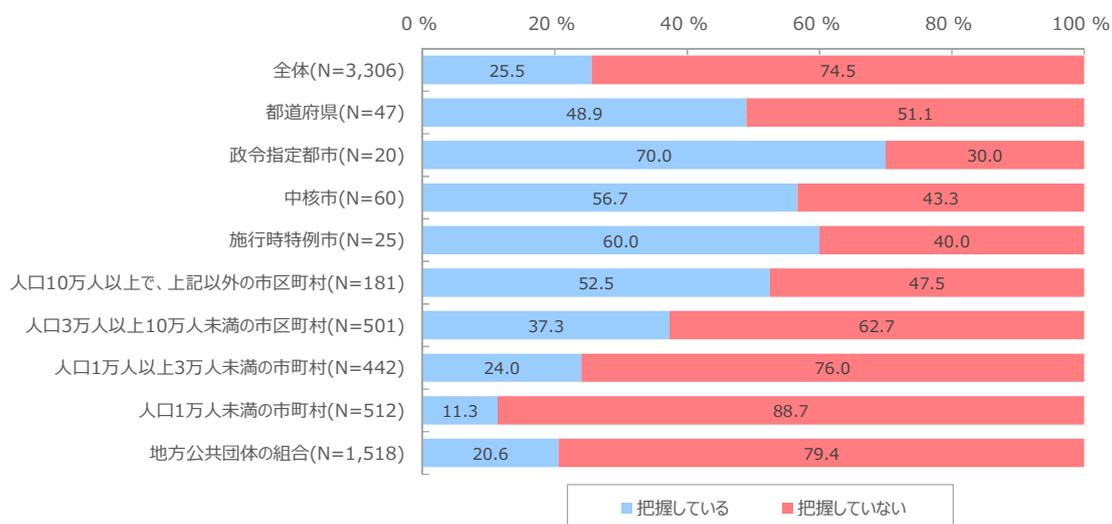
図表 137 事務局による温室効果ガス削減に向けた措置の点検・評価状況の把握状況【基礎自治体】



[N=1,741]
[単位: %]

	て把握するし	て把握なし	合計
全体	509	1,232	1,741
比率	29.2	70.8	

図表 138 事務局による温室効果ガス削減に向けた措置の点検・評価状況の把握状況【団体区分別】



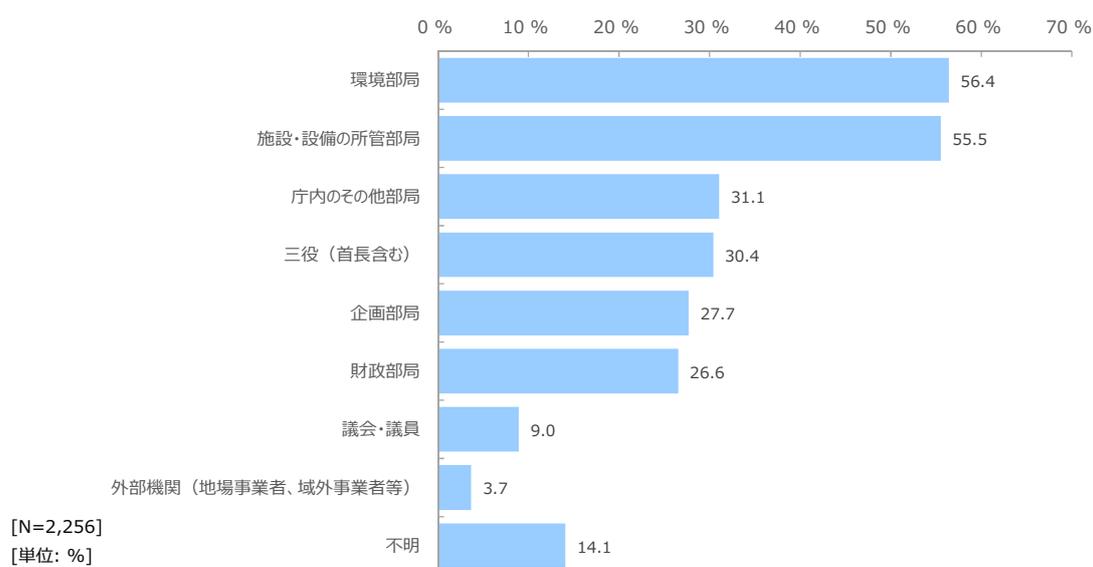
		把握している	把握していない	合計
全体	全体	844	2,462	3,306
	都道府県	23	24	47
	政令指定都市	14	6	20
	中核市	34	26	60
	施行時特例市	15	10	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	95	86	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	187	314	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	106	336	442
	人口1万人未満の市町村	58	454	512
	地方公共団体の組合	312	1,206	1,518
比率	全体(N=3,306)	25.5	74.5	
	都道府県(N=47)	48.9	51.1	
	政令指定都市(N=20)	70.0	30.0	
	中核市(N=60)	56.7	43.3	
	施行時特例市(N=25)	60.0	40.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	52.5	47.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	37.3	62.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	24.0	76.0	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	11.3	88.7	
	地方公共団体の組合(N=1,518)	20.6	79.4	

2) 措置の検討・実施主体 <Q1-6(2)>

温室効果ガス削減に向けた措置（対策・施策）の検討・実施主体について、環境部局、施設・設備の所管部局が関与している団体は50%以上で、三役（首長含む）も30.4%の団体において関与している。

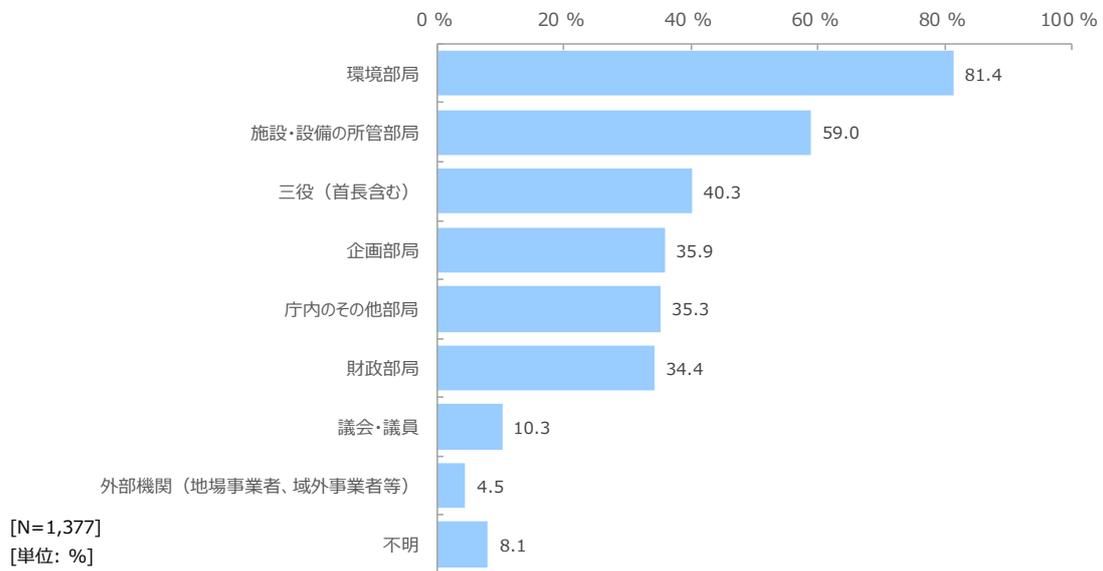
基礎自治体に限ってみると、環境部局が関与している団体が81.4%、施設・設備の所管部局が関与している団体は59.0%となっている。

図表 139 措置（対策・施策）の検討において関与する主体（すべて）



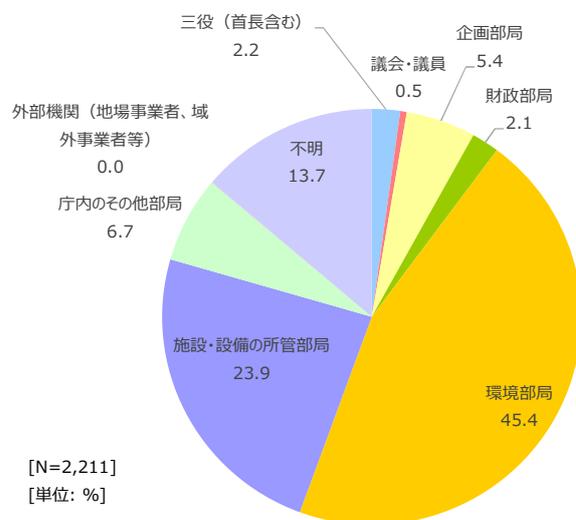
	三役（首長含む）	議会・議員	企画部局	財政部局	環境部局	施設・設備の所管部局	庁内の其他部局	外部事業者、外部機関（地域）	不明	合計
全体	686	202	625	599	1,273	1,253	701	83	318	2,256
比率	30.4	9.0	27.7	26.6	56.4	55.5	31.1	3.7	14.1	

図表 140 措置（対策・施策）の検討において関与する主体（すべて）
【基礎自治体】



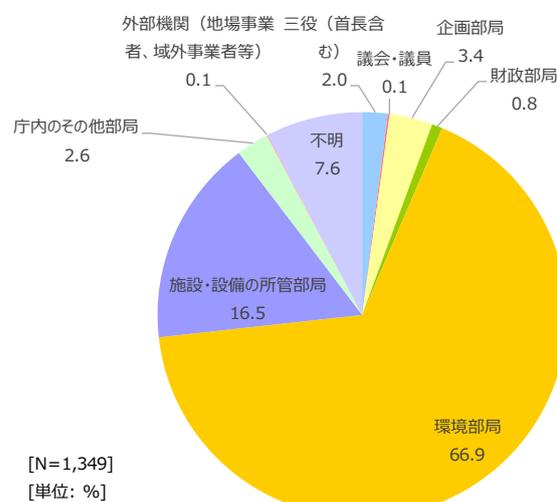
	三役（首長含む）	議会・議員	企画部局	財政部局	環境部局	施設・設備の所管部局	庁内のその他部局	外部機関（地場事業者、域外事業者等）	不明	合計
全体	555	142	495	473	1,121	812	486	62	111	1,377
比率	40.3	10.3	35.9	34.4	81.4	59.0	35.3	4.5	8.1	

図表 141 措置（対策・施策）の検討において主導する主体



	三役（首長含む）	議会・議員	企画部局	財政部局	環境部局	施設・設備の所管部局	庁内の其他部局	外部機関（地場事業者、域外事業者等）	不明	合計
全体	48	11	119	47	1,004	528	149	1	304	2,211
比率 (%)	2.2	0.5	5.4	2.1	45.4	23.9	6.7	0.0	13.7	

図表 142 措置（対策・施策）の検討において主導する主体【基礎自治体】



	三役（首長含む）	議会・議員	企画部局	財政部局	環境部局	施設・設備の所管部局	庁内の其他部局	外部機関（地場事業者、域外事業者等）	不明	合計
全体	27	2	46	11	902	222	35	1	103	1,349
比率 (%)	2.0	0.1	3.4	0.8	66.9	16.5	2.6	0.1	7.6	

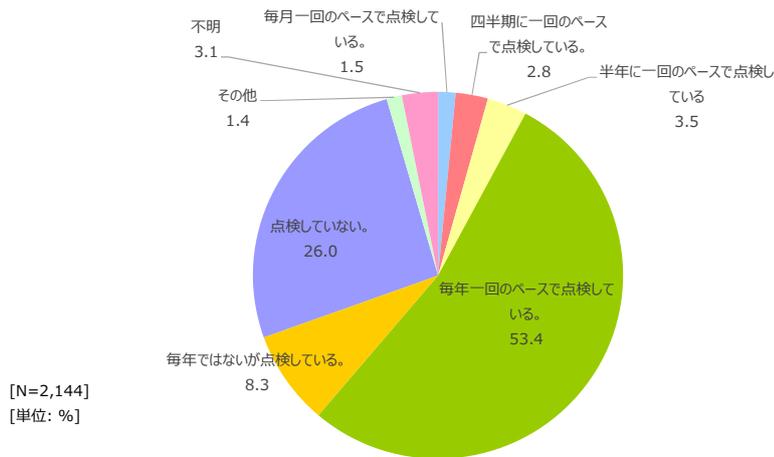
(7) 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等 <Q1-7>

1) 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング <Q1-7(1)>

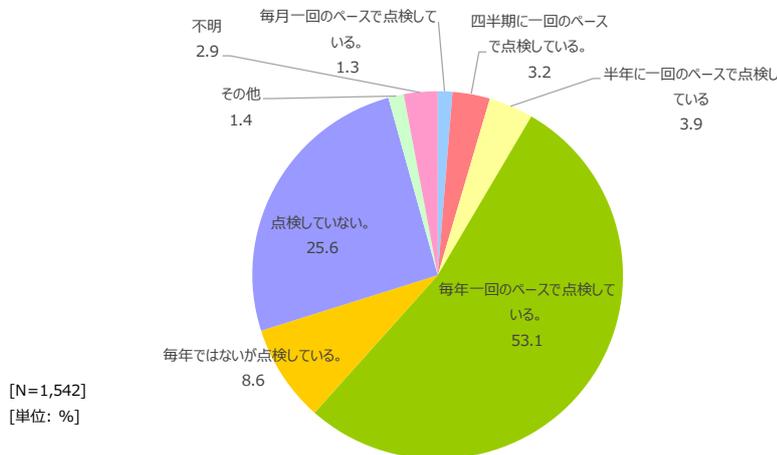
事務事業編を策定済みの団体における事務事業編の実施状況に関する点検のタイミングは、「毎年一回のペースで点検している。」(53.4%)が最も多く、「点検していない。」(26.0%)、「毎年ではないが点検している。」(8.3%)と続く。

基礎自治体において「毎年一回のペースで点検している。」団体は53.1%。

図表 143 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング



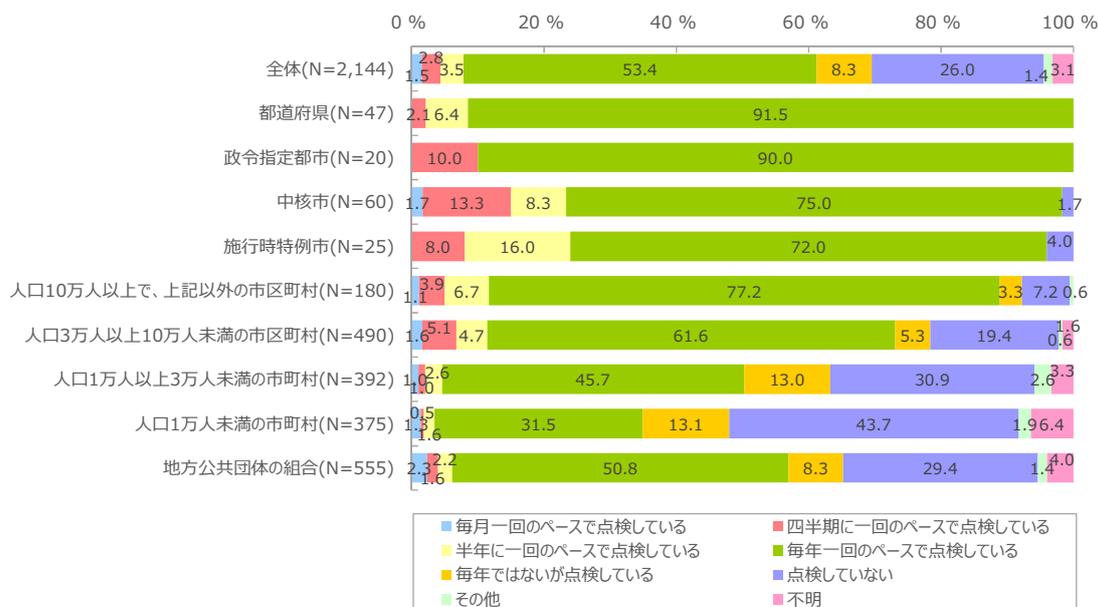
図表 144 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング【基礎自治体】



	毎月一回のペースで点検している。	四半期に一回のペースで点検している。	半年に一回のペースで点検している。	毎年一回のペースで点検している。	毎年ではないが点検している。	点検していない。	その他	不明	合計
全体	20	50	60	819	132	395	21	45	1,542
比率	1.3	3.2	3.9	53.1	8.6	25.6	1.4	2.9	

地方公共団体の区分別に見ると、「毎年一回のペースで点検している。」団体が
多いが、人口3万人未満の市町村では「点検していない。」と回答した団体も30%
以上存在する。

図表 145 事務事業編の実施状況に関する点検のタイミング
【団体区分別】



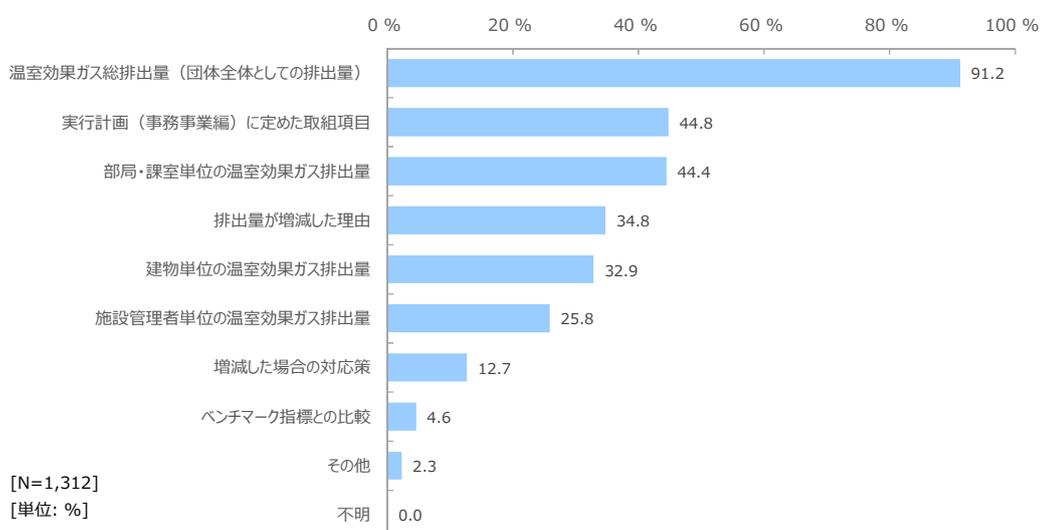
	毎月一回のペースで点検している	半年に一回のペースで点検している	毎年一回のペースで点検している	点検していない	不明	合計
全体	33	60	75	1,144	178	558
都道府県	0	1	3	43	0	0
政令指定都市	0	2	0	18	0	0
中核市	1	8	5	45	0	1
施行時特別市	0	2	4	18	0	1
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	7	12	139	6	13
人口3万人以上10万人未満の市区町村	8	25	23	302	26	95
人口1万人以上3万人未満の市町村	4	4	10	179	51	121
人口1万人未満の市町村	5	2	6	118	49	164
地方公共団体の組合	13	9	12	282	46	163
比率	1.5	2.8	3.5	53.4	8.3	26.0
都道府県(N=47)	0.0	2.1	6.4	91.5	0.0	0.0
政令指定都市(N=20)	0.0	10.0	0.0	90.0	0.0	0.0
中核市(N=60)	1.7	13.3	8.3	75.0	0.0	1.7
施行時特別市(N=25)	0.0	8.0	16.0	72.0	0.0	4.0
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	1.1	3.9	6.7	77.2	3.3	7.2
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=490)	1.6	5.1	4.7	61.6	5.3	19.4
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=392)	1.0	1.0	2.6	45.7	13.0	30.9
人口1万人未満の市町村(N=375)	1.3	0.5	1.6	31.5	13.1	43.7
地方公共団体の組合(N=555)	2.3	1.6	2.2	50.8	8.3	29.4

2) 事務事業編における点検の対象 <Q1-7(2)>

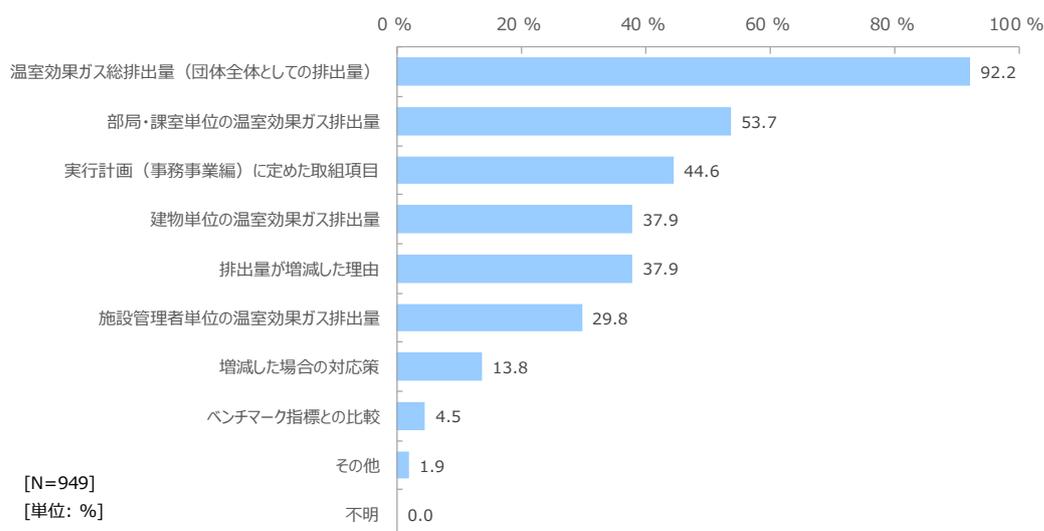
事務事業編の点検を行っている団体において、点検の対象は、「温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）」（91.2%）が最も多く、「実行計画（事務事業編）に定めた取組項目」（44.8%）、「部局・課室単位の温室効果ガス排出量」（44.4%）、「排出量が増減した理由」（34.8%）と続く。

基礎自治体に限ってみると、「温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）」（92.2%）、「部局・課室単位の温室効果ガス排出量」（53.7%）、「実行計画（事務事業編）に定めた取組項目」（44.6%）と続く。

図表 146 事務事業編における点検の対象



図表 147 事務事業編における点検の対象【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「温室効果ガス総排出量（団体全体としての排出量）」の割合が最も高い。

図表 148 事務事業編における点検の対象【団体区分別】

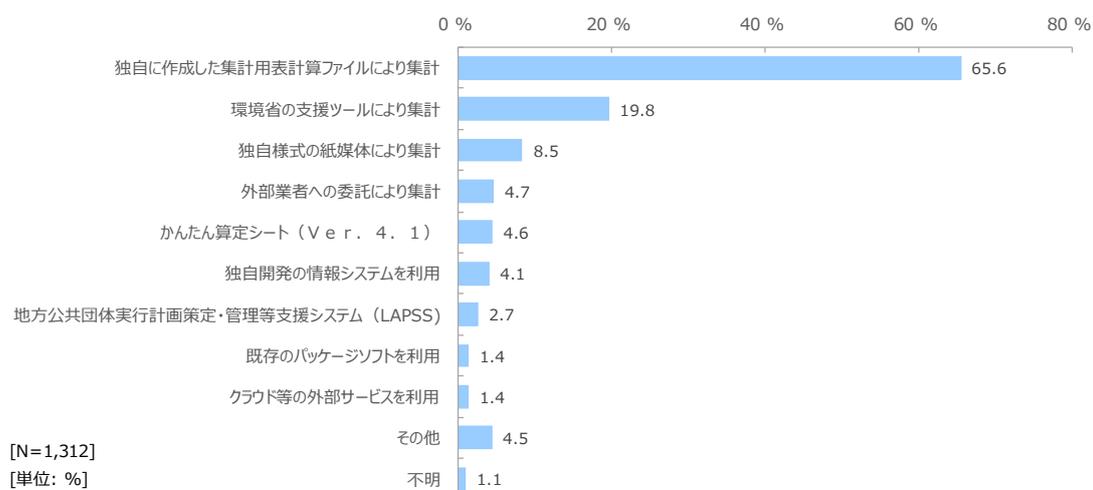


	温室効果ガス総排出量 （団体全体としての排出量）	部局・課室単位の温室効果ガス排出量	施設管理者単位の温室効果ガス排出量	建物単位の温室効果ガス排出量	実行計画（事務事業編）に定めた取組項目	ベンチマーク指標との比較	排出量が増減した理由	増減した場合の対応策	その他	不明	合計	
回答数	全体	1,197	583	339	431	588	60	456	166	30	0	1,312
	都道府県	46	26	13	9	36	6	26	7	2	0	47
	政令指定都市	18	12	5	7	17	2	10	5	4	0	20
	中核市	59	35	13	19	40	5	39	9	2	0	59
	施行時特例市	24	10	7	6	14	1	18	11	0	0	24
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	156	71	44	61	86	4	78	24	9	0	160
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	333	200	141	138	160	18	139	54	3	0	358
	人口1万人以上3万人未満の市町村	178	116	49	78	78	9	56	23	0	0	197
	人口1万人未満の市町村	107	66	24	51	28	4	20	5	0	0	131
	地方公共団体の組合	276	47	43	62	129	11	70	28	10	0	316
比率（%）	全体(N=1,312)	91.2	44.4	25.8	32.9	44.8	4.6	34.8	12.7	2.3	0.0	
	都道府県(N=47)	97.9	55.3	27.7	19.1	76.6	12.8	55.3	14.9	4.3	0.0	
	政令指定都市(N=20)	90.0	60.0	25.0	35.0	85.0	10.0	50.0	25.0	20.0	0.0	
	中核市(N=59)	100.0	59.3	22.0	32.2	67.8	8.5	66.1	15.3	3.4	0.0	
	施行時特例市(N=24)	100.0	41.7	29.2	25.0	58.3	4.2	75.0	45.8	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=160)	97.5	44.4	27.5	38.1	53.8	2.5	48.8	15.0	5.6	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=358)	93.0	55.9	39.4	38.5	44.7	5.0	38.8	15.1	0.8	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=197)	90.4	58.9	24.9	39.6	39.6	4.6	28.4	11.7	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=131)	81.7	50.4	18.3	38.9	21.4	3.1	15.3	3.8	0.0	0.0	
	地方公共団体の組合(N=316)	87.3	14.9	13.6	19.6	40.8	3.5	22.2	8.9	3.2	0.0	

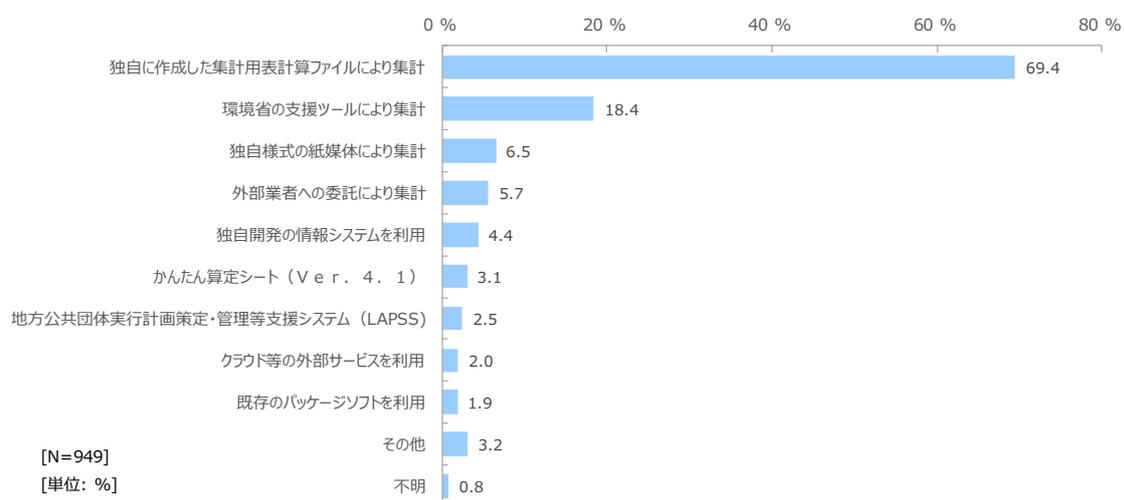
3) 事務事業編における温室効果ガス排出量の集計方法 <Q1-7(3)>

事務事業編の点検を行っていると回答した団体における温室効果ガス排出量の集計方法は、「独自に作成した集計用表計算ファイルにより集計」(65.6%)が最も多く、「環境省の支援ツールにより集計」(19.8%)、「独自様式の紙媒体により集計」(8.5%)、「外部業者への委託により集計」(4.7%)と続く。基礎自治体限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 149 事務事業編における温室効果ガス排出量の集計方法

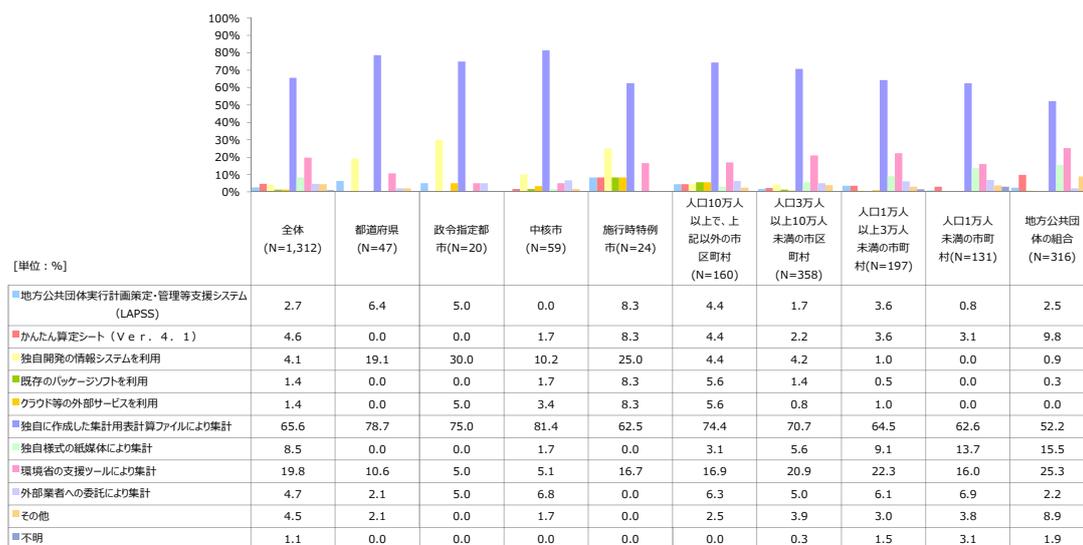


図表 150 事務事業編における温室効果ガス排出量の集計方法【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「独自に作成した集計用表計算ファイルにより集計」の割合が最も高い。都道府県や政令指定都市では「独自開発の情報システムを利用」、小規模な市町村や地方公共団体の組合では「環境省の支援ツールにより集計」の割合も高い。

図表 151 事務事業編における温室効果ガス排出量の集計方法
【団体区分別】



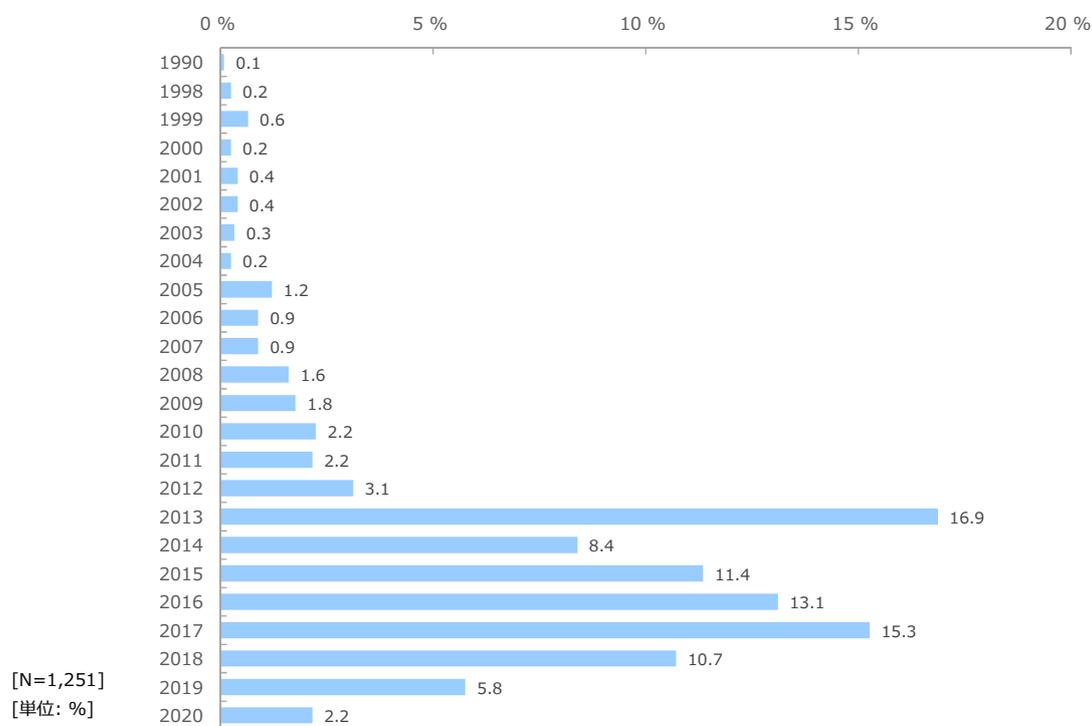
回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特別市	人口10万人以上、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合
地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム (LAPSS)	35	3	1	0	2	2	6	7	1	8
かんたん算定シート (Ver. 4.1)	60	0	0	1	6	7	8	7	4	31
独自開発の情報システムを利用	54	9	6	6	2	2	15	2	0	3
既存のパッケージソフトを利用	19	0	0	1	2	2	5	1	0	1
クラウド等の外部サービスを利用	19	0	1	2	2	9	3	2	0	0
独自に作成した集計用表計算ファイルにより集計	861	37	15	48	15	119	253	127	82	165
独自様式の紙媒体により集計	111	0	0	1	0	5	20	18	18	49
環境省の支援ツールにより集計	260	5	1	3	4	27	75	44	21	80
外部業者への委託により集計	62	1	1	4	0	10	18	12	9	7
その他	59	1	0	1	0	4	14	6	5	28
不明	14	1	0	0	0	4	1	3	4	6
合計	1,312	47	20	59	24	160	358	197	131	316
比率 (%)	全体 (N=1,312)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市 (N=59)	施行時特別市 (N=24)	人口10万人以上、上記以外の市区町村 (N=160)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=358)	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=197)	人口1万人未満の市町村 (N=131)	地方公共団体の組合 (N=316)
地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム (LAPSS)	2.7	6.4	5.0	0.0	8.3	4.4	1.7	3.6	0.8	2.5
かんたん算定シート (Ver. 4.1)	4.6	0.0	0.0	1.7	8.3	4.4	2.2	3.6	3.1	9.8
独自開発の情報システムを利用	4.1	19.1	30.0	10.2	25.0	4.4	4.2	1.0	0.0	0.9
既存のパッケージソフトを利用	1.4	0.0	0.0	1.7	8.3	5.6	1.4	0.5	0.0	0.3
クラウド等の外部サービスを利用	1.4	0.0	5.0	3.4	8.3	5.6	0.8	1.0	0.0	0.0
独自に作成した集計用表計算ファイルにより集計	65.6	78.7	75.0	81.4	62.5	74.4	70.7	64.5	62.6	52.2
独自様式の紙媒体により集計	8.5	0.0	0.0	1.7	0.0	3.1	5.6	9.1	13.7	15.5
環境省の支援ツールにより集計	19.8	10.6	5.0	5.1	16.7	16.9	20.9	22.3	16.0	25.3
外部業者への委託により集計	4.7	2.1	5.0	6.8	0.0	6.3	5.0	6.1	6.9	2.2
その他	4.5	2.1	0.0	1.7	0.0	2.5	3.9	3.0	3.8	8.9
不明	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	1.5	3.1	1.9

4) 事務事業編における温室効果ガス排出量算定に用いる排出係数 <Q1-7(3)>

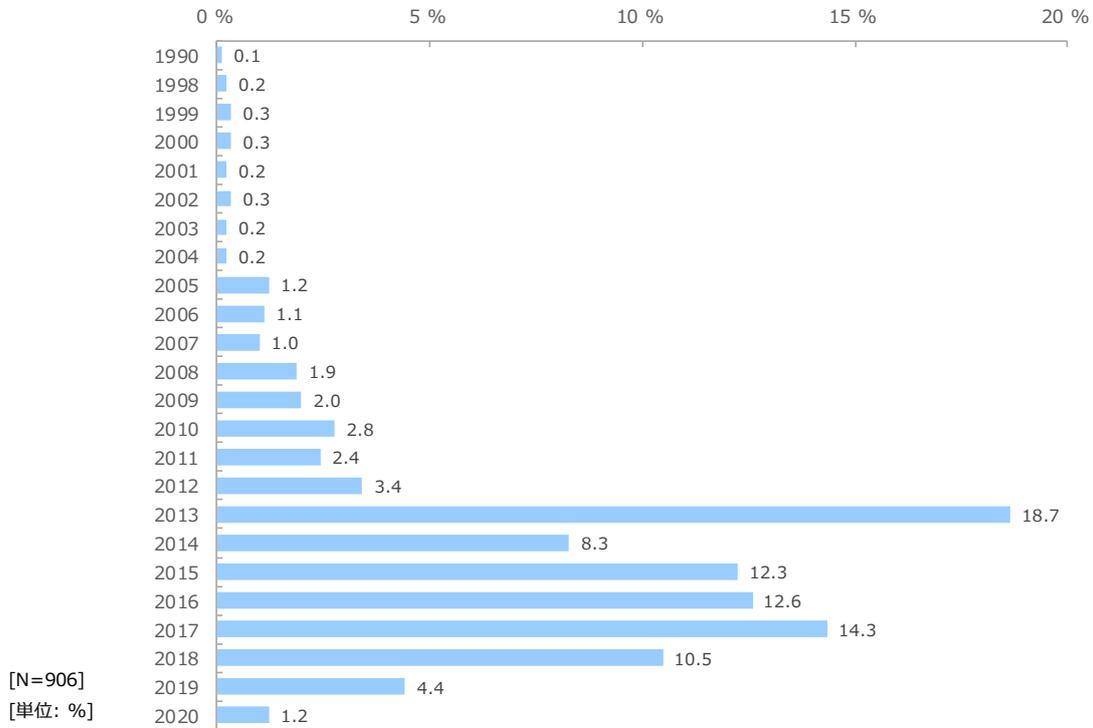
事務事業編の策定を行っていると回答した団体における温室効果ガスの排出量算定に用いている策定時の排出係数の年度は「2013年度」(16.9%)が最も多く、「2017年度」(15.3%)と続く。

点検時に用いている排出係数の年度は「2019年度」(45.1%)が最も多く、「2018年度」(25.8%)と続く。基礎自治体に限っても同様の傾向が確認される。

図表 152 事務事業編における温室効果ガス排出量算定に用いる排出係数年度【策定時】



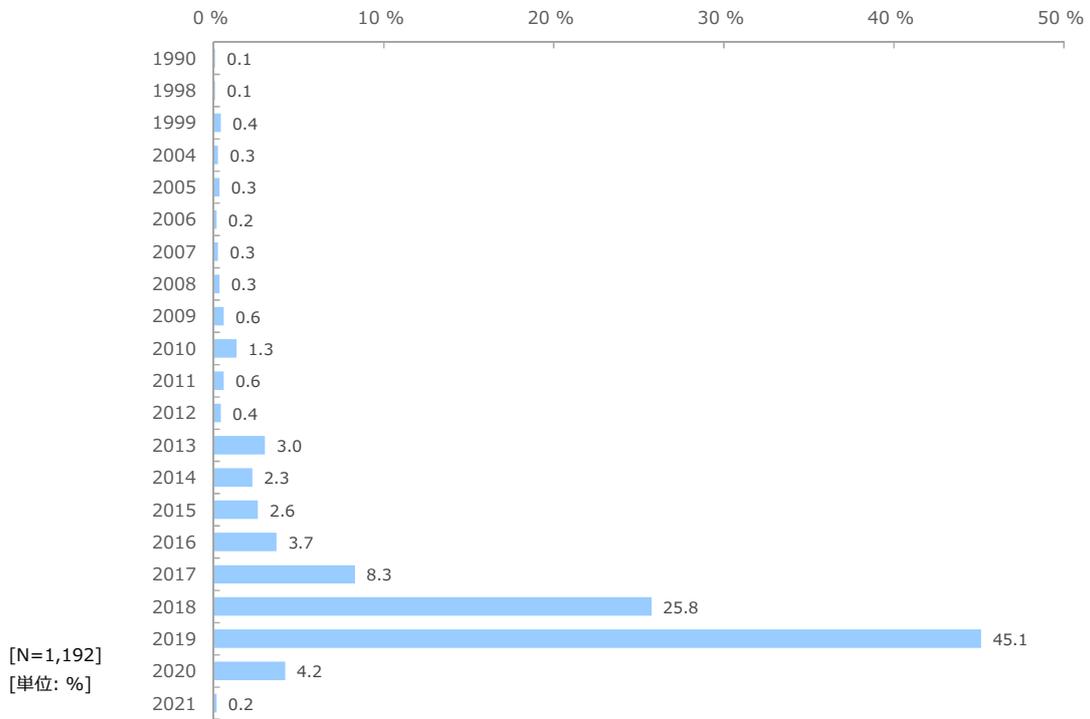
図表 153 事務事業編における温室効果ガス排出量算定に用いる排出係数年度【策定時/基礎自治体】



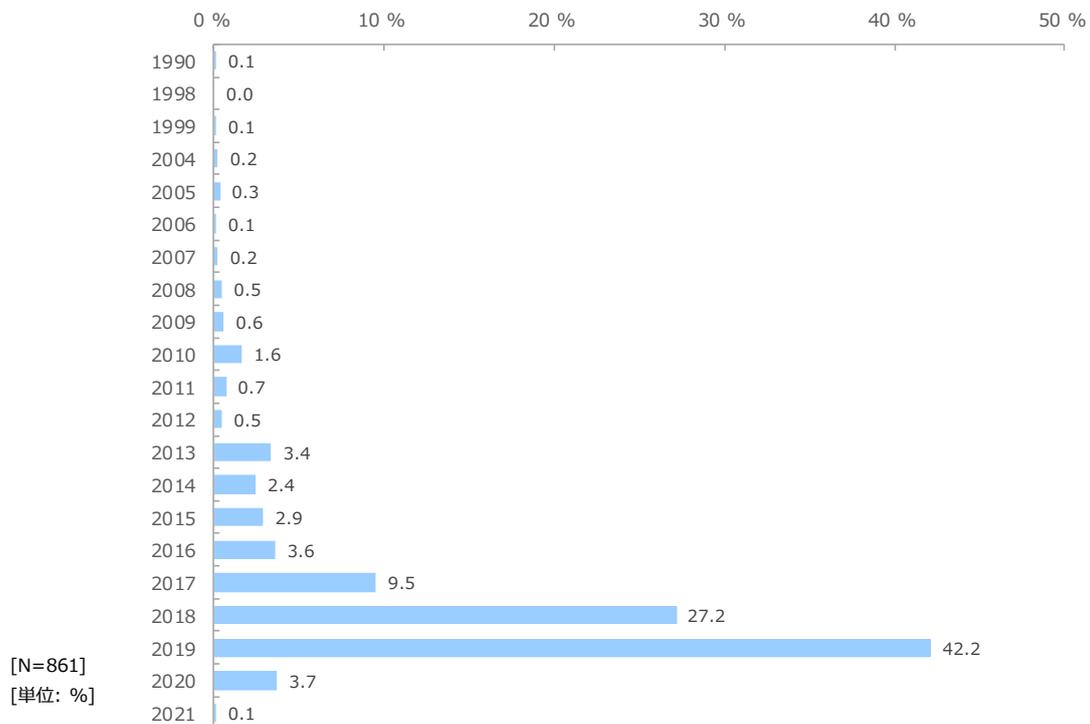
図表 154 事務事業編における温室効果ガス排出量算定に用いる排出係数年度【策定時/計画策定年別】

策定年度	排出係数年度																							
	1990	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
全体(N=1,251)	0.1	0.2	0.6	0.2	0.4	0.4	0.3	0.2	1.2	0.9	0.9	1.6	1.8	2.2	2.2	3.1	16.9	8.4	11.4	13.1	15.3	10.7	5.8	2.2
1990(N=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
1996(N=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1997(N=5)	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	40.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0
1998(N=10)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	40.0	20.0	10.0	10.0	10.0	10.0	0.0	0.0	0.0
1999(N=17)	0.0	0.0	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0	5.9	35.3	5.9	11.8	0.0	5.9	5.9	11.8	0.0
2000(N=77)	1.3	2.6	1.3	2.6	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	1.3	1.3	6.5	22.1	11.7	16.9	11.7	11.7	3.9	1.3	1.3
2001(N=108)	0.0	0.0	1.9	0.9	1.9	0.0	0.0	0.0	2.8	0.9	0.9	0.0	0.9	3.7	0.9	3.7	15.7	13.0	18.5	9.3	11.1	12.0	1.9	0.0
2002(N=60)	0.0	0.0	3.3	0.0	3.3	3.3	0.0	0.0	1.7	3.3	1.7	0.0	5.0	5.0	1.7	5.0	15.0	5.0	11.7	10.0	18.3	5.0	1.7	0.0
2003(N=37)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.1	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	2.7	0.0	0.0	13.5	0.0	13.5	16.2	16.2	18.9	2.7	5.4	0.0
2004(N=22)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.5	0.0	0.0	0.0	4.5	4.5	4.5	13.6	18.2	4.5	4.5	4.5	18.2	13.6	4.5	0.0
2005(N=41)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4	0.0	0.0	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	4.9	0.0	4.9	14.6	17.1	9.8	14.6	9.8	9.8	4.9	4.9
2006(N=71)	0.0	1.4	0.0	0.0	0.0	1.4	0.0	2.8	1.4	4.2	0.0	0.0	0.0	7.0	5.6	0.0	12.7	12.7	14.1	16.9	8.5	5.6	4.2	1.4
2007(N=71)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.2	0.0	5.6	1.4	0.0	0.0	5.6	2.8	15.5	2.8	11.3	19.7	16.9	9.9	2.8	1.4
2008(N=80)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	0.0	12.5	1.3	0.0	1.3	2.5	17.5	1.3	5.0	13.8	21.3	18.8	2.5	1.3	0.0
2009(N=64)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	3.1	4.7	0.0	7.8	1.6	1.6	0.0	17.2	12.5	1.6	6.3	9.4	18.8	10.9	3.1
2010(N=81)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0	1.2	4.9	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	16.0	13.6	14.8	14.8	4.9	6.2	6.2	1.2
2011(N=49)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	6.1	4.1	6.1	8.2	4.1	18.4	8.2	18.4	12.2	10.2	0.0	0.0	0.0
2012(N=36)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	2.8	0.0	0.0	5.6	5.6	8.3	11.1	5.6	2.8	16.7	13.9	11.1	8.3	2.8	0.0
2013(N=32)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.1	3.1	6.3	6.3	3.1	37.5	0.0	3.1	6.3	12.5	12.5	3.1	3.1
2014(N=22)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.6	9.1	18.2	9.1	9.1	0.0	22.7	13.6	4.5
2015(N=34)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	26.5	29.4	14.7	2.9	5.9	2.9	11.8	5.9
2016(N=72)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	1.4	15.3	20.8	19.4	34.7	2.8	0.0	2.8	0.0
2017(N=71)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	21.1	0.0	18.3	21.1	36.6	1.4	0.0	0.0
2018(N=81)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	9.9	0.0	3.7	18.5	35.8	28.4	1.2	0.0
2019(N=77)	0.0	0.0	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	16.9	0.0	0.0	0.0	27.3	20.8	32.5	0.0
2020(N=31)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.7	3.2	3.2	3.2	12.9	12.9	16.1	38.7

図表 155 事務事業編における温室効果ガス排出量算定に用いる排出係数年度
【点検時】



図表 156 事務事業編における温室効果ガス排出量算定に用いる排出係数年度
【点検時/基礎自治体】



図表 157 事務事業編における温室効果ガス排出量算定に用いる排出係数年度
【点検時/点検年度別】

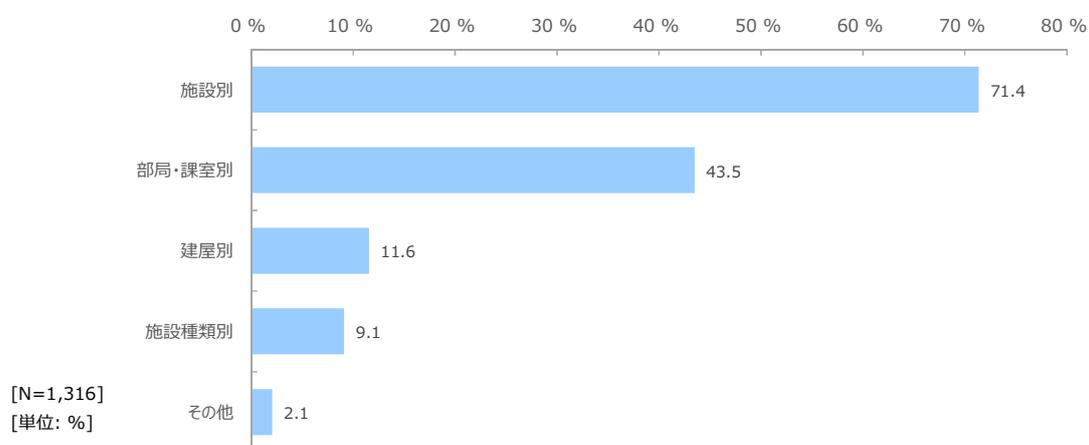
点検年度	排出係数年度																				
	1990	1998	1999	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
全体(N=1,120)	0.1	0.1	0.4	0.3	0.4	0.2	0.3	0.4	0.6	1.3	0.5	0.4	2.7	2.4	2.7	3.6	8.3	25.5	45.8	4.0	
2006(N=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
2011(N=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
2012(N=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	
2013(N=4)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
2014(N=5)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	25.0	25.0	0.0	
2015(N=10)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	40.0	0.0	
2016(N=30)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	10.0	10.0	10.0	20.0	20.0	0.0	
2017(N=73)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0	3.3	0.0	0.0	30.0	13.3	26.7	20.0	0.0	
2018(N=240)	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4	1.4	0.0	0.0	4.1	0.0	2.7	2.7	42.5	21.9	16.4	0.0	
2019(N=708)	0.0	0.4	0.0	0.4	0.4	0.0	0.0	0.8	1.7	2.5	0.0	0.4	2.5	2.5	3.8	3.3	8.8	52.5	17.9	0.0	
2020(N=26)	0.0	0.0	0.7	0.3	0.4	0.1	0.4	0.1	0.3	1.1	0.7	0.4	2.4	3.0	2.1	2.4	4.7	17.1	59.9	0.0	
2021(N=3)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	0.0	15.4	46.2	3.3	
2022(N=6)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	33.3	5.5	
2023(N=10)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	50.0	2.1	
2024(N=2)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	30.0	20.0	40.0	3.8	

5) 事務事業編における温室効果ガス排出量算定における情報収集単位
 <Q1-7(3)>

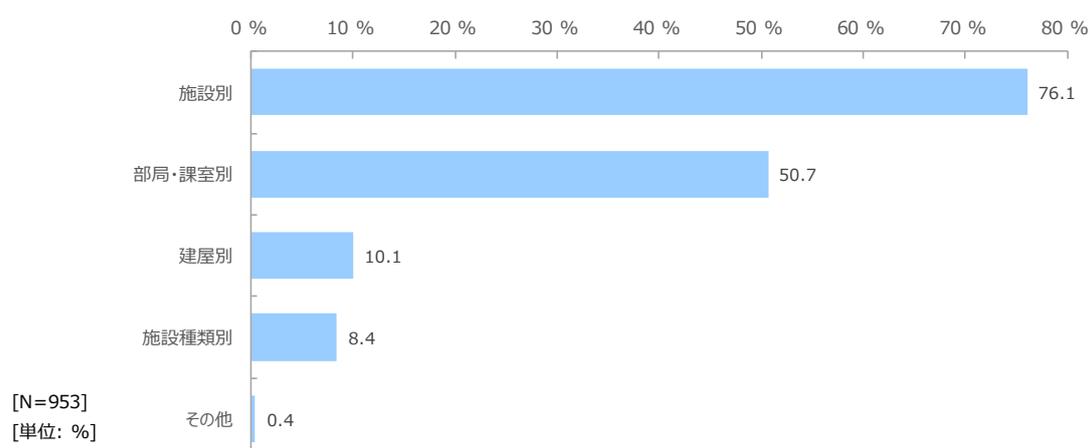
実行計画（事務事業編）の温室効果ガス排出量算定に際し、「施設」に係るエネルギー消費量等の情報収集単位は、「施設別」（71.4%）が最も多く、「部局・課室別」（43.5%）と続く。

基礎自治体に限ってみても、「施設別」（76.1%）、「部局・課室別」（50.7%）と続く。

図表 158 事務事業編における温室効果ガス排出量算定における情報収集単位
 【施設】



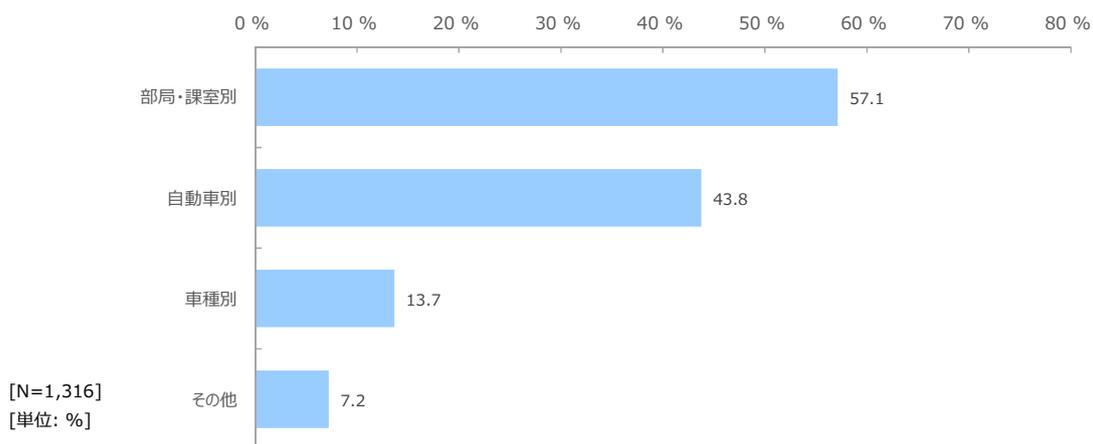
図表 159 事務事業編における温室効果ガス排出量算定における情報収集単位
 【施設/基礎自治体】



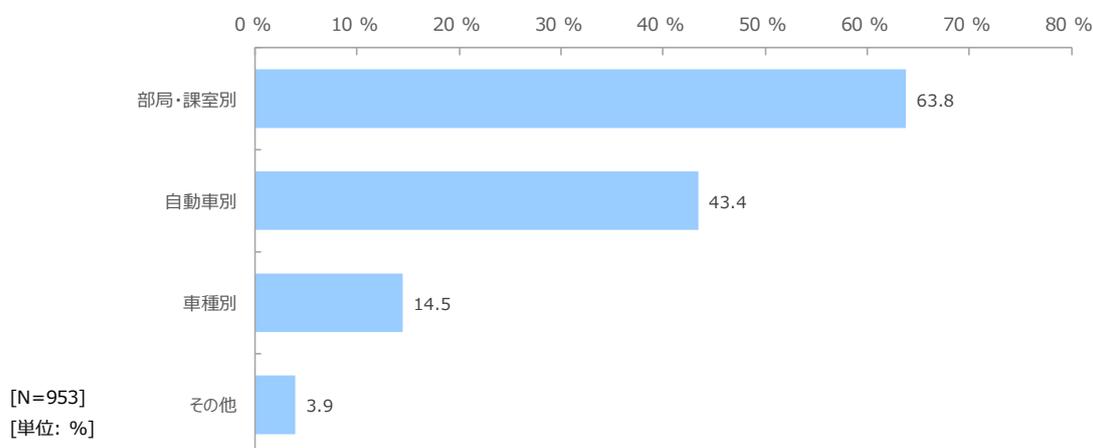
また、「自動車」に係るエネルギー消費量等の情報収集単位は、「部局・課室別」(57.1%)が最も多く、「自動車別」(43.8%)と続く。

基礎自治体に限ってみても、「部局・課室別」(63.8%)、「自動車別」(43.4%)と続く。

図表 160 事務事業編における温室効果ガス排出量算定における情報収集単位
【自動車】



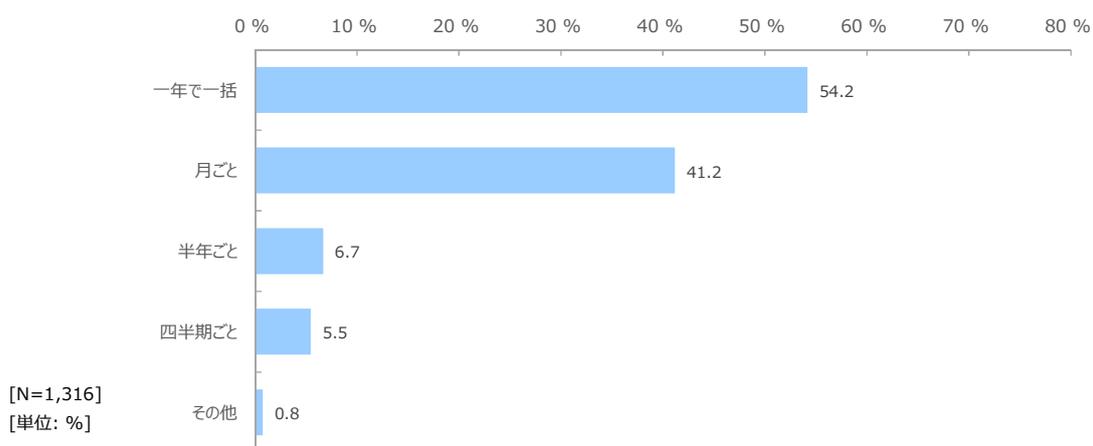
図表 161 事務事業編における温室効果ガス排出量算定における情報収集単位
【自動車/基礎自治体】



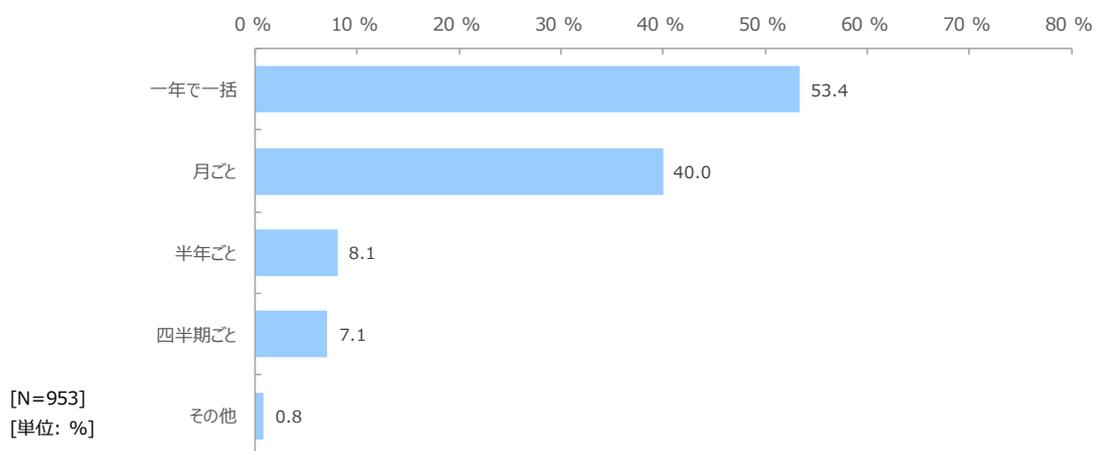
実行計画（事務事業編）の温室効果ガス排出量算定の際のエネルギー消費量等の情報の収集時間単位は、「一年で一括」（54.2%）が最も多く、「月ごと」（41.2%）と続く。

基礎自治体に限ってみても、「一年で一括」（53.4%）、「月ごと」（40.0%）と続く。

図表 162 事務事業編における温室効果ガス排出量算定におけるエネルギー消費量情報収集の時間単位



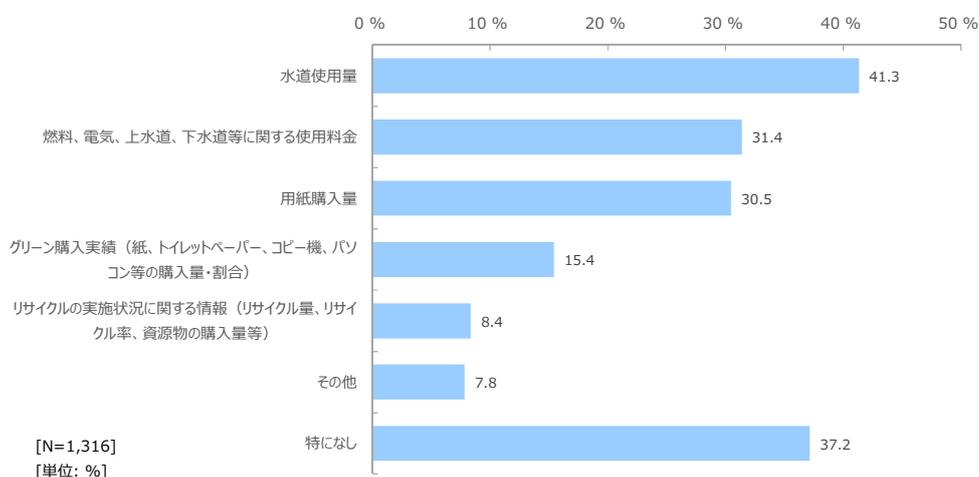
図表 163 事務事業編における温室効果ガス排出量算定におけるエネルギー消費量情報収集の時間単位【基礎自治体】



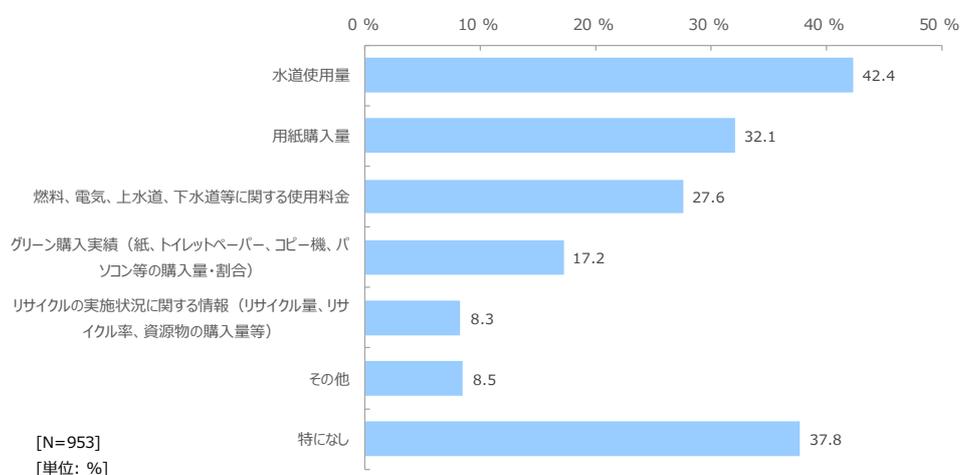
6) 事務事業編における温室効果ガス排出量算定に際し収集している情報
 <Q1-7(3)>

実行計画（事務事業編）の温室効果ガス排出量算定に際し、エネルギー消費量とあわせて収集している情報は、「水道使用量」（41.3%）が最も多く、「燃料、電気、上水道、下水道等に関する使用料金」（31.4%）、「用紙購入量」（30.5%）、「グリーン購入実績（紙、トイレトペーパー、コピー機、パソコン等の購入量・割合）」（15.4%）と続く。基礎自治体に限ってみると、「水道使用量」（42.4%）、「用紙購入量」（32.1%）「燃料、電気、上水道、下水道等に関する使用料金」（27.6%）と続く。

図表 164 事務事業編における温室効果ガス排出量算定においてエネルギー消費量と合わせて収集している情報



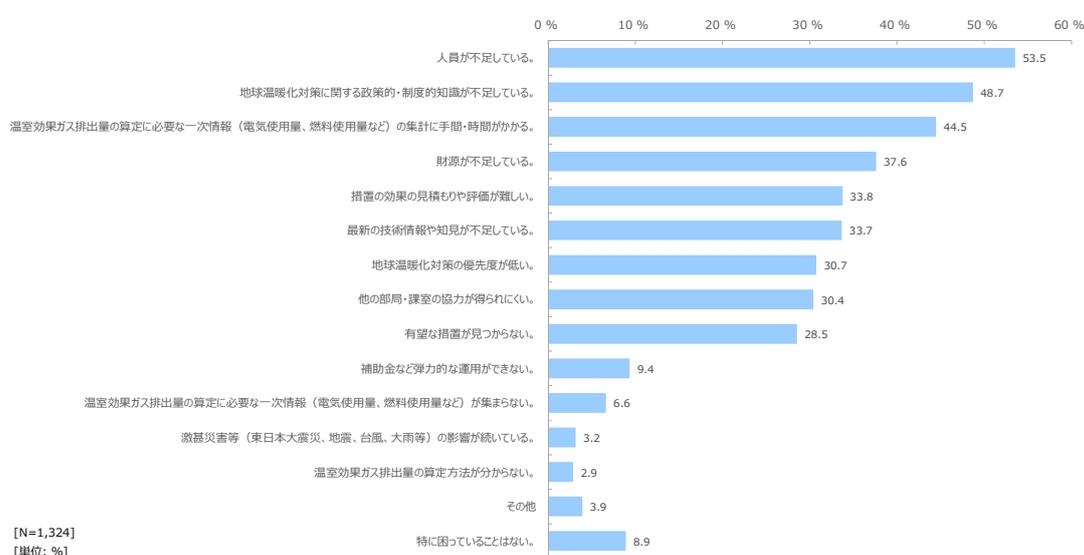
図表 165 事務事業編における温室効果ガス排出量算定においてエネルギー消費量と合わせて収集している情報【基礎自治体】



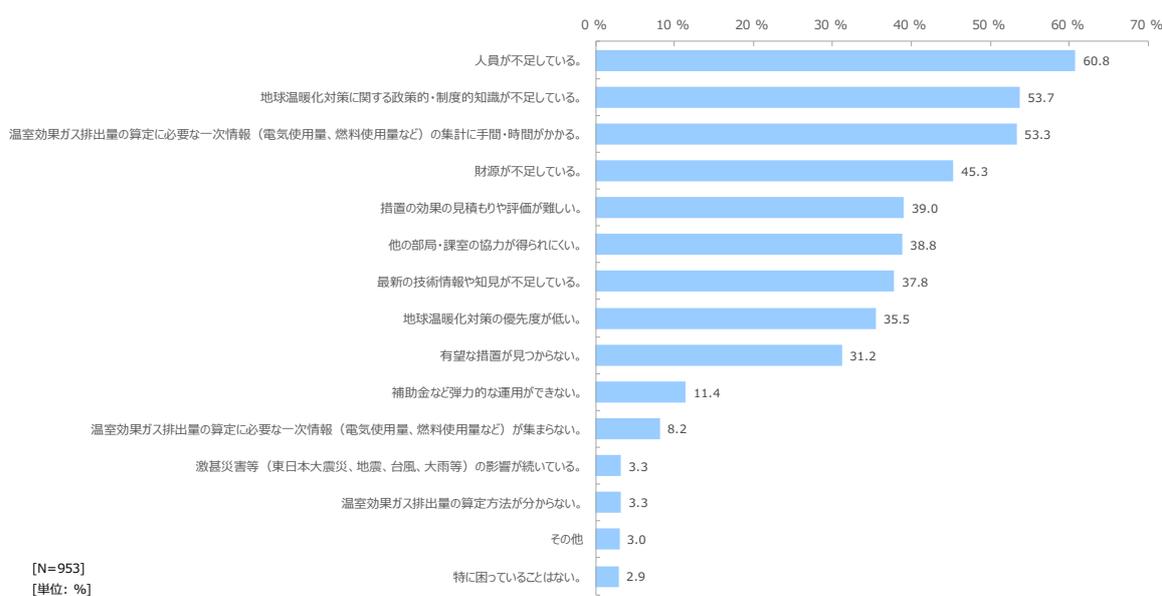
7) 事務事業編の推進過程で困っていること <Q1-7(4)>

事務事業編の点検を行っている団体において、事務事業編の推進過程で困っていることとしては、「人員が不足している。」(53.5%)が最も多く、「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。」(48.7%)、「温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる。」(44.5%)、「財源が不足している。」(37.6%)、「措置の効果の見積もりや評価が難しい。」(33.8%)と続く。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 166 事務事業編の推進過程で困っていること

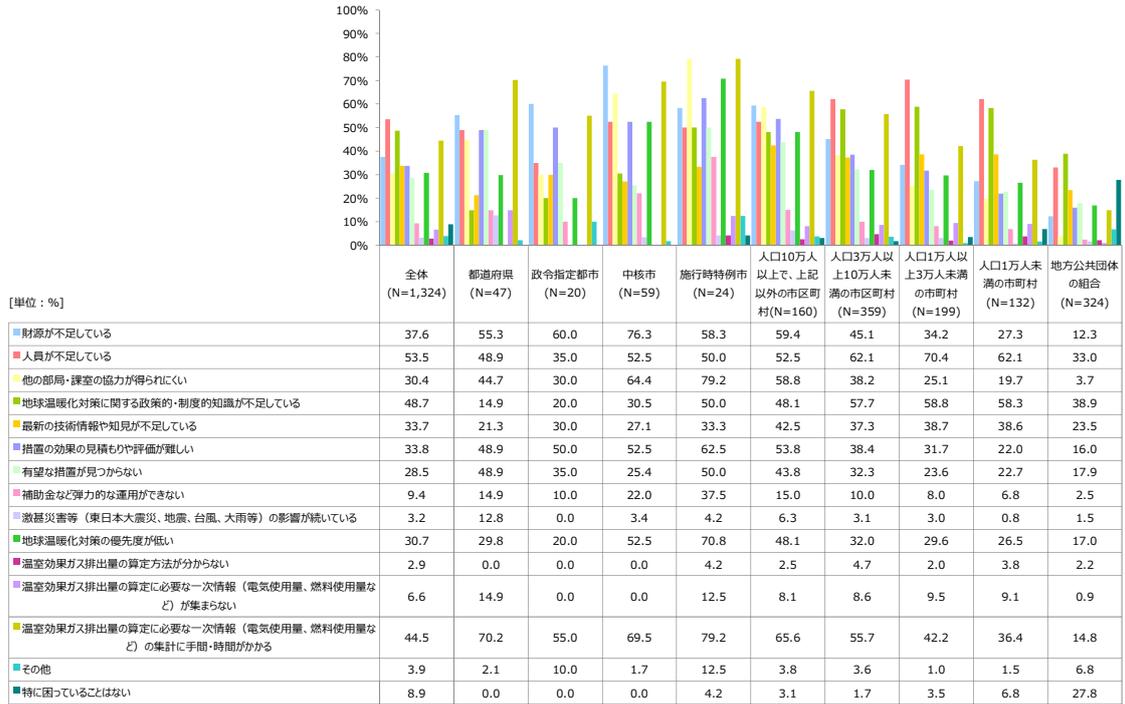


図表 167 事務事業編の推進過程で困っていること【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、大規模な団体では「財源が不足している」、「温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる」、小規模な団体や地方公共団体の組合では「人員が不足している」、「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している。」の割合が高い。

図表 168 事務事業編の推進過程で困っていること【団体区分別】



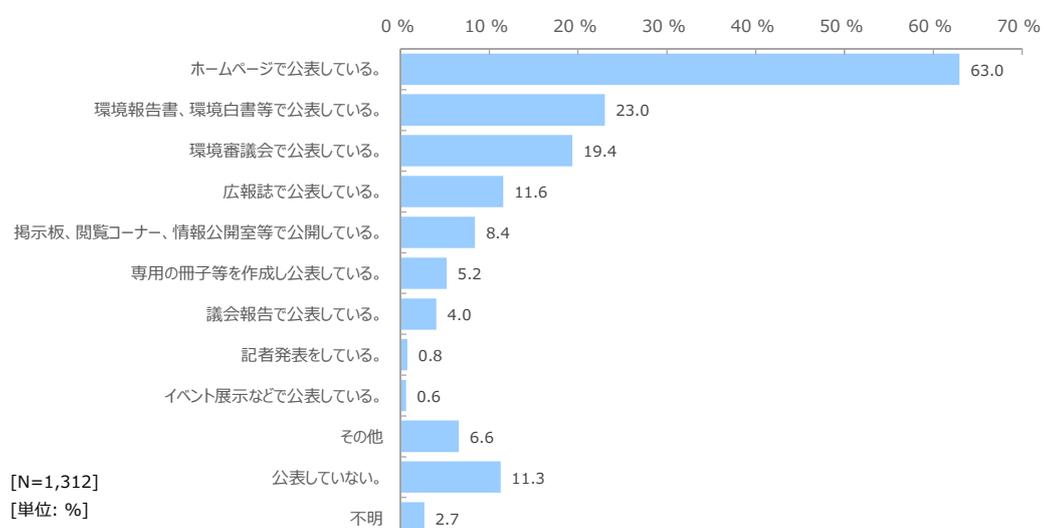
困っていること	全体 (N=1,324)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市 (N=59)	施行時特別市 (N=24)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=160)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=359)	人口1万人以上3万人未満の市区町村 (N=199)	人口1万人未満の市区町村 (N=132)	地方公共団体の組合 (N=324)
財源が不足している	498	709	403	645	446	447	378	124	42	407
人員が不足している	26	23	21	7	10	23	23	7	6	14
他の部局・課室の協力が得られにくい	12	7	6	4	6	10	7	2	4	0
地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している	45	31	38	18	16	31	15	13	2	31
最新の技術情報や知見が不足している	14	12	19	12	8	15	12	9	1	17
措置の効果の見積もりや評価が難しい	95	84	94	77	68	86	70	24	10	77
有望な措置が見つからない	162	223	137	207	134	138	116	36	11	115
補助金など弾力的な運用ができない	68	140	50	117	77	63	47	16	6	59
激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いている	36	82	26	77	51	29	30	9	1	35
地球温暖化対策の優先度が低い	40	107	12	126	76	52	58	8	5	55
温室効果ガス排出量の算定方法が分からない	68	140	50	117	77	63	47	16	6	59
温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）が集まらない	36	82	26	77	51	29	30	9	1	35
温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる	40	107	12	126	76	52	58	8	5	55
その他	68	140	50	117	77	63	47	16	6	59
特に困っていることはない	40	107	12	126	76	52	58	8	5	55
合計	1,324	1,324	1,324	1,324	1,324	1,324	1,324	1,324	1,324	1,324

8) 事務事業編の点検結果・評価の公表方法 <Q1-7(5)>

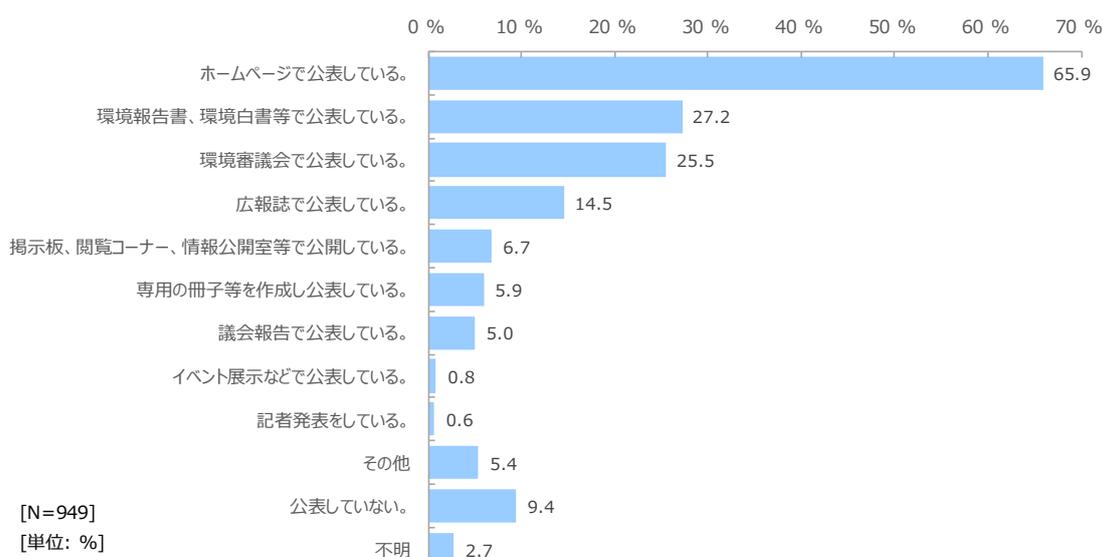
事務事業編の点検を行っていると回答した団体における事務事業編の点検結果・評価の公表方法は、「ホームページで公表している。」(63.0%)が最も多く、「環境報告書、環境白書等で公表している。」(23.0%)、「環境審議会で公表している。」(19.4%)と続く。「公表していない。」団体も11.3%存在する。

基礎自治体に限ってみても、「ホームページで公表している。」(65.9%)が最も多く、「公表していない。」団体は9.4%存在する。

図表 169 事務事業編の点検結果・評価の公表方法

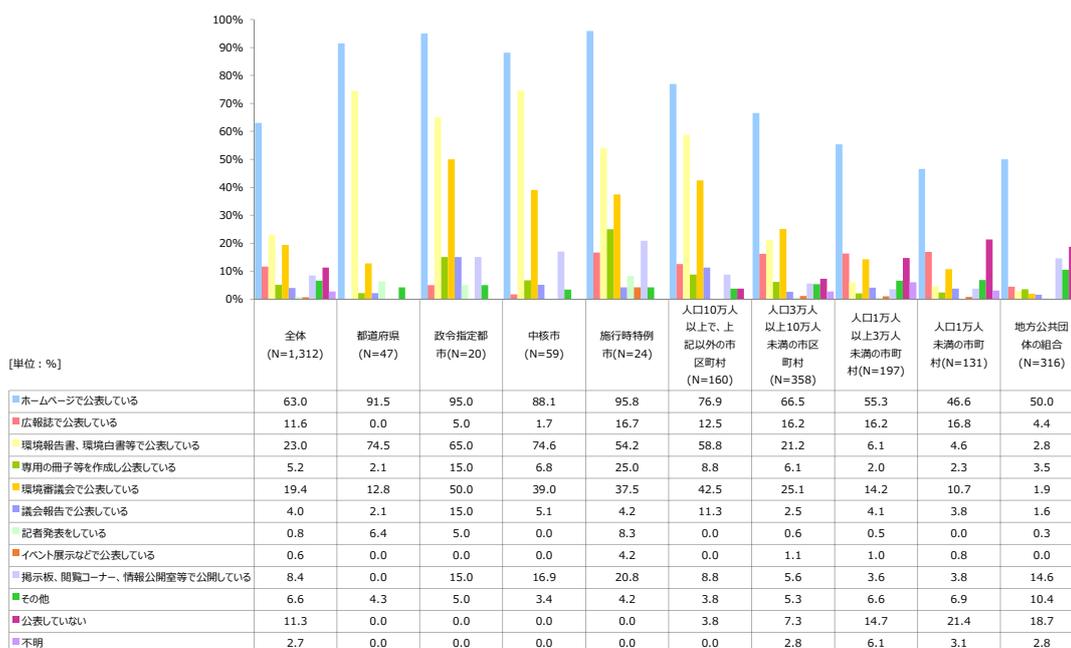


図表 170 事務事業編の点検結果・評価の公表方法【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「ホームページで公表している。」の割合が最も高いが、規模の小さな市町村や組合ではその割合は相対的に小さく、「広報誌で公表している」団体割合も大きい。一方で「公表していない」の割合も高い。

図表 171 事務事業編の点検結果・評価の公表方法【団体区分別】

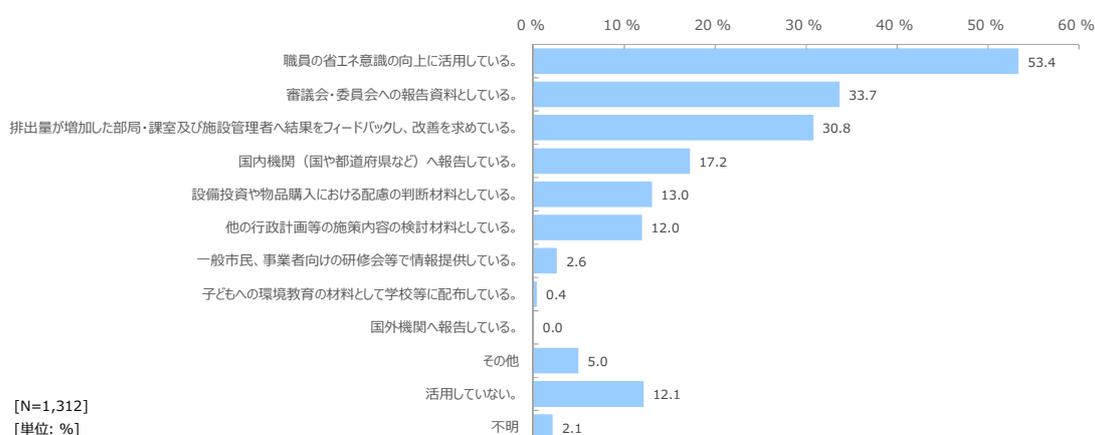


公表方法	回答数	比率 (%)	ホームページで公表している	広報誌で公表している	環境報告書、環境白書等で公表している	専用の冊子等を作成し公表している	環境審議会等で公表している	議会報告で公表している	記者発表をしている	イベント展示などで公表している	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している	その他	公表していない	不明	合計
ホームページで公表している	826	63.0	826	152	302	68	254	53	10	8	110	86	148	35	1,312
広報誌で公表している	43	3.3	43	0	35	1	6	1	3	0	0	2	0	0	47
環境報告書、環境白書等で公表している	19	1.4	19	1	13	3	10	3	1	0	3	1	0	0	20
専用の冊子等を作成し公表している	52	3.9	52	1	44	4	23	3	0	0	10	2	0	0	59
環境審議会で公表している	23	1.7	23	4	13	6	9	1	2	1	5	1	0	0	24
議会報告で公表している	123	9.3	123	20	94	14	68	18	0	0	14	6	6	0	160
記者発表をしている	238	18.1	238	58	76	22	90	9	2	4	20	19	26	10	358
イベント展示などで公表している	109	8.2	109	32	12	4	28	8	1	2	7	13	29	12	197
掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している	61	4.6	61	22	6	3	14	5	0	1	5	9	28	4	131
その他	158	12.0	158	14	9	11	6	5	1	0	46	33	59	9	316

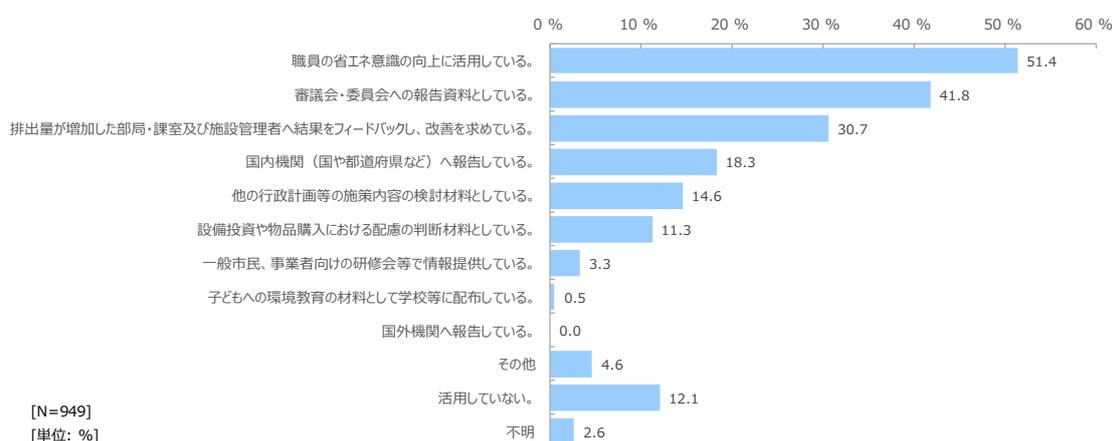
9) 事務事業編の点検結果の公表以外の取り扱い <Q1-7(6)>

事務事業編の点検を行っている団体における点検結果の公表以外の取り扱いとしては、「職員の省エネ意識の向上に活用している。」(53.4%)が最も多く、「審議会・委員会への報告資料としている。」(33.7%)、「排出量が増加した部局・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている。」(30.8%)、「国内機関(国や都道府県など)へ報告している。」(17.2%)と続く。「活用していない。」団体も12.1%存在している。基礎自治体に限っても同様の傾向が確認される。

図表 172 事務事業編の点検結果の公表以外の取り扱い

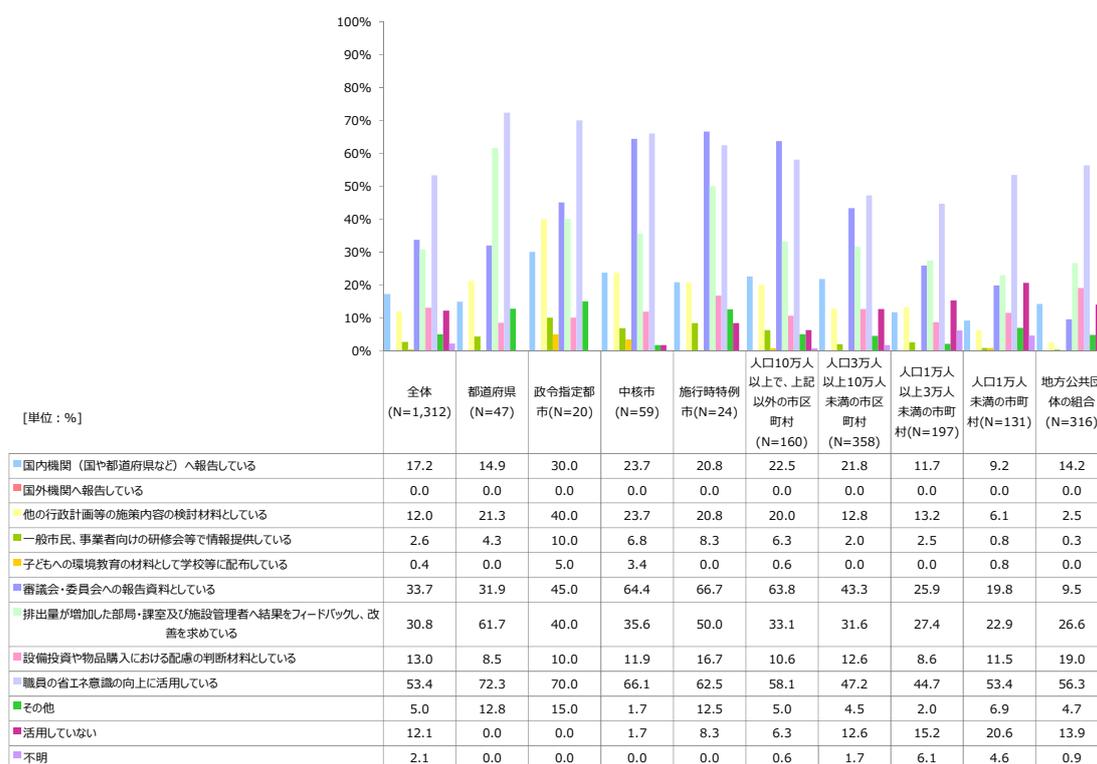


図表 173 事務事業編の点検結果の公表以外の取り扱い【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、「職員の省エネ意識の向上に活用している。」の割合は、どの団体区分においても高い。都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）では「排出量が増加した部局・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている。」の割合が高い。また、施行時特例市及びそれと同等規模の団体においては「審議会・委員会への報告資料としている。」の割合が高い。

図表 174 事務事業編の点検結果の公表以外の取り扱い【団体区分別】

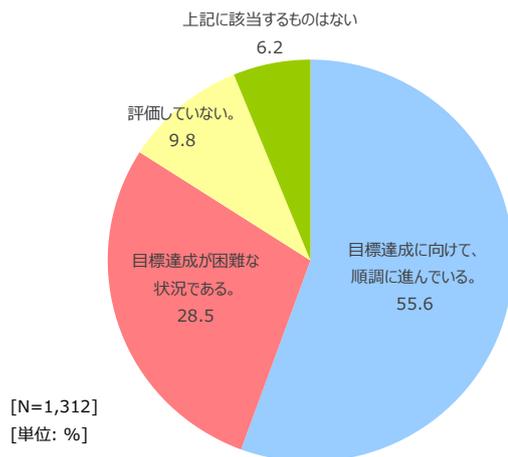


	国内機関（国や都道府県など）へ報告している	国外機関へ報告している	他の行政計画等の施策内容の検討材料としている	一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している	子どもへの環境教育の材料として学校等に配布している	審議会・委員会への報告資料としている	排出量が増加した部局・課室及び施設管理者へ結果をフィードバックし、改善を求めている	設備投資や物品購入における配慮の判断材料としている	職員の省エネ意識の向上に活用している	その他	活用していない	不明	合計
回答数	226	0	157	34	5	442	404	171	700	65	159	28	1,312
全体(N=1,312)	17.2	0.0	12.0	2.6	0.4	33.7	30.8	13.0	53.4	5.0	12.1	2.1	
都道府県(N=47)	14.9	0.0	21.3	4.3	0.0	31.9	61.7	8.5	72.3	12.8	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)	30.0	0.0	40.0	10.0	5.0	45.0	40.0	10.0	70.0	15.0	0.0	0.0	
中核市(N=59)	23.7	0.0	23.7	6.8	3.4	64.4	35.6	11.9	66.1	1.7	1.7	0.0	
施行時特例市(N=24)	20.8	0.0	20.8	8.3	0.0	66.7	50.0	16.7	62.5	12.5	8.3	0.0	
人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=160)	22.5	0.0	20.0	6.3	0.6	63.8	33.1	10.6	58.1	5.0	6.3	0.6	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=358)	21.8	0.0	12.8	2.0	0.0	43.3	31.6	12.6	47.2	4.5	12.6	1.7	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=197)	11.7	0.0	13.2	2.5	0.0	25.9	27.4	8.6	44.7	2.0	15.2	6.1	
人口1万人未満の市町村(N=131)	9.2	0.0	6.1	0.8	0.8	19.8	22.9	11.5	53.4	6.9	20.6	4.6	
地方公共団体の組合(N=316)	14.2	0.0	2.5	0.3	0.0	9.5	26.6	19.0	56.3	4.7	13.9	0.9	

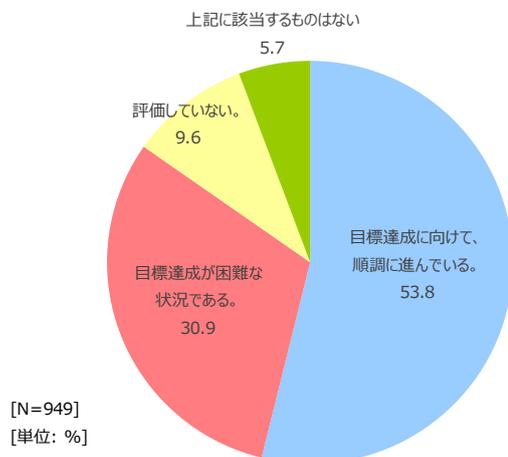
10) 事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価 <Q1-7(7)>

事務事業編の点検を行っている団体における事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局の評価について、「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答した団体は55.6%である（基礎自治体においては53.8%）。

図表 175 事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価

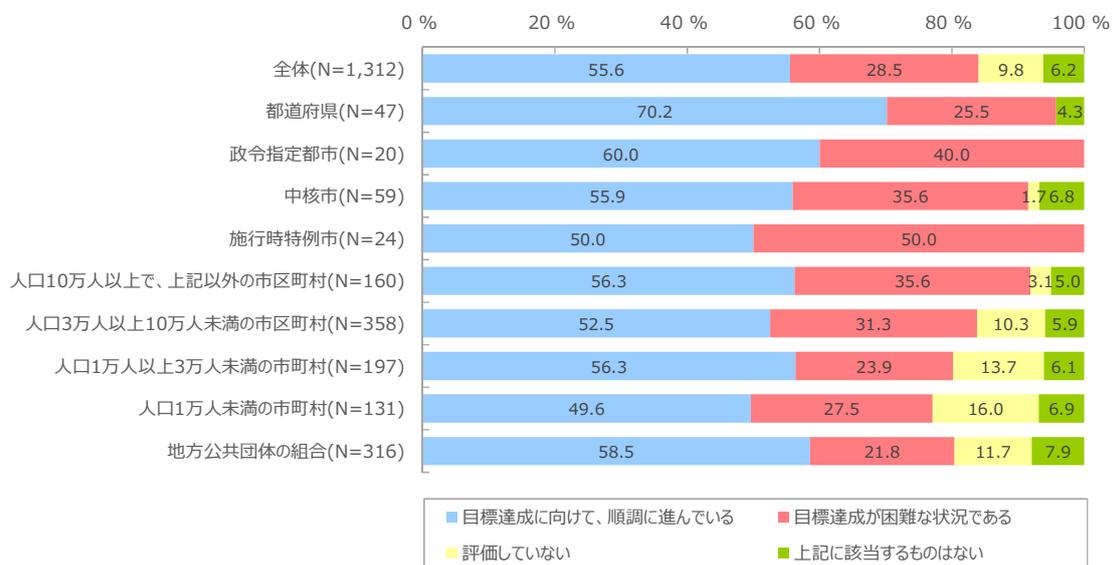


図表 176 事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価
【基礎自治体】



	順目標に達成に向けて、	目標達成が困難な状況である。	評価していない。	上記に該当するもの	合計
全体	511	293	91	54	949
比率	53.8	30.9	9.6	5.7	

図表 177 事務事業編の直近の進捗状況に係る担当部局としての評価
【団体区分別】

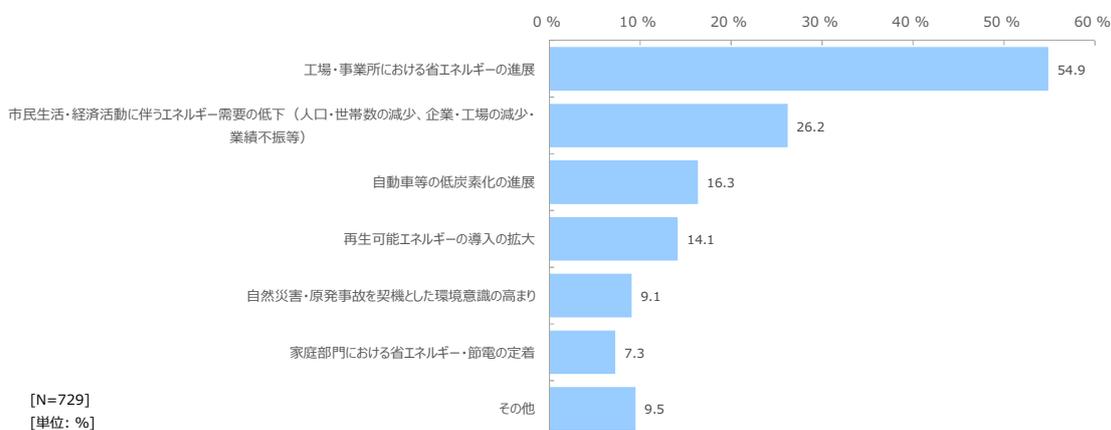


		順調に進んでいる 目標達成に向けて、	目標達成が困難な 状況である	評価していない	上記に該当するもの はない	合計
全体	全体	729	374	128	81	1,312
	都道府県	33	12	0	2	47
	政令指定都市	12	8	0	0	20
	中核市	33	21	1	4	59
	施行時特例市	12	12	0	0	24
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	90	57	5	8	160
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	188	112	37	21	358
	人口1万人以上3万人未満の市町村	111	47	27	12	197
	人口1万人未満の市町村	65	36	21	9	131
地方公共団体の組合	185	69	37	25	316	
比率	全体(N=1,312)	55.6	28.5	9.8	6.2	
	都道府県(N=47)	70.2	25.5	0.0	4.3	
	政令指定都市(N=20)	60.0	40.0	0.0	0.0	
	中核市(N=59)	55.9	35.6	1.7	6.8	
	施行時特例市(N=24)	50.0	50.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=160)	56.3	35.6	3.1	5.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=358)	52.5	31.3	10.3	5.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=197)	56.3	23.9	13.7	6.1	
	人口1万人未満の市町村(N=131)	49.6	27.5	16.0	6.9	
地方公共団体の組合(N=316)	58.5	21.8	11.7	7.9		

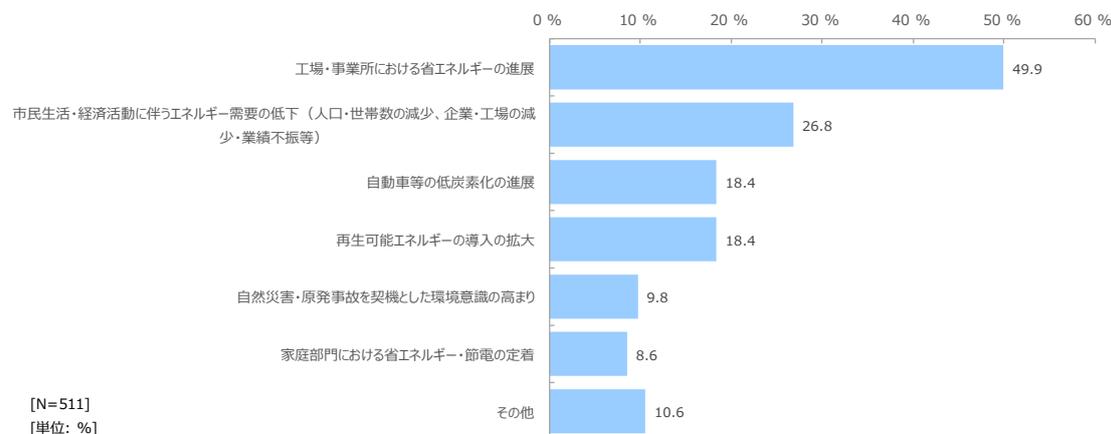
「目標達成に向けて、順調に進んでいる」と回答している団体における要因としては「工場・事業所における省エネルギーの進展」が 54.9%、「市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の低下」(26.2%)、「自動車等の低炭素化の進展」(16.3%) 等が挙げられている。

基礎自治体に限ってみても「工場・事業所における省エネルギーの進展」が 49.9%、「市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の低下」(26.8%)、「自動車等の低炭素化の進展」、「再生可能エネルギーの導入の拡大」(ともに 18.4%) 等が挙げられている。

図表 178 事務事業編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った
主な要因（順調）

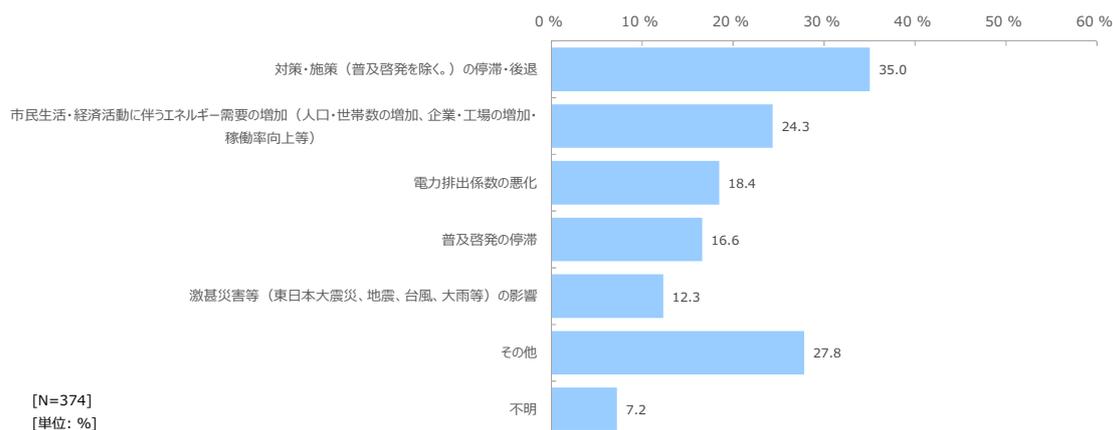


図表 179 事務事業編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った
主な要因（順調）【基礎自治体】

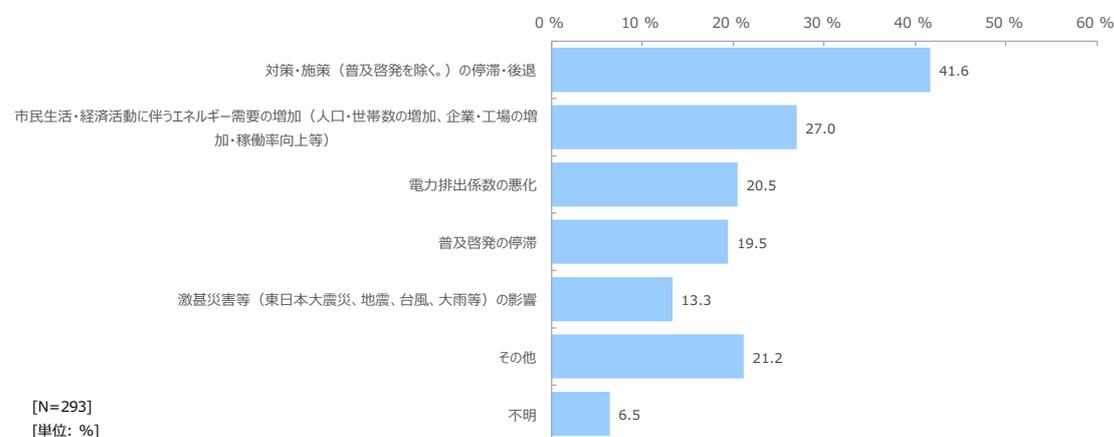


「目標達成が困難な状況である」と回答している団体における要因としては「対策・施策の停滞・後退」(35.0%)、「市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加」(24.3%)、「電力排出係数の悪化」(18.4%)等が挙げられている。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 180 事務事業編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った
主な要因（困難）



図表 181 事務事業編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った
主な要因（困難）【基礎自治体】



(8) 実行計画（事務事業編）の見直し <Q1-8>

1) 「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定の状況 <Q1-8(1)>

政府の「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）を受けた事務事業編の策定・改定状況について、「政府の地球温暖化対策計画を受けて、策定・改定済である。」団体は29.6%である。しかし「策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。」団体も46.4%存在している。全体の24.0%が策定・改定予定団体である。

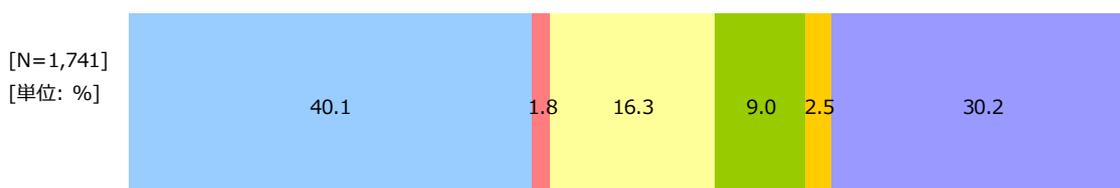
基礎自治体に限ってみると、「政府の地球温暖化対策計画を受けて、策定・改定済である。」団体は40.1%、「策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。」団体は30.2%となっている。

図表 182 「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定の状況



図表 183 「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定の状況
【基礎自治体】

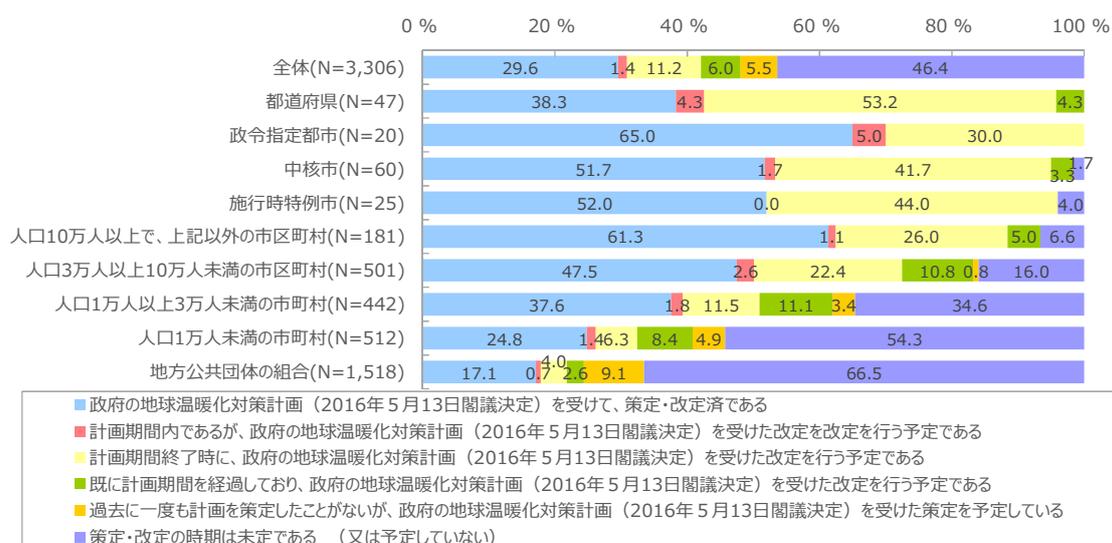
- 政府の地球温暖化対策計画（平成2016年5月13日閣議決定）を受けて、策定・改定済である。
- 計画期間内であるが、政府の地球温暖化対策計画（平成2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である（又は検討中である）。
- 計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画（平成2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である。
- 既に計画期間を経過しており、政府の地球温暖化対策計画（平成2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である。
- 過去に一度も計画を策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画（平成2016年5月13日閣議決定）を受けた策定を予定している。
- 策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。



	政府の地球温暖化対策計画（平成2016年5月13日閣議決定）を受けて、策定・改定済である。	計画期間内であるが、政府の地球温暖化対策計画（平成2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である（又は検討中である）。	計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画（平成2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である。	既に計画期間を経過しており、政府の地球温暖化対策計画（平成2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である。	過去に一度も計画を策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画（平成2016年5月13日閣議決定）を受けた策定を予定している。	策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。	合計
全体	699	32	284	157	44	525	1,741
比率	40.1	1.8	16.3	9.0	2.5	30.2	

地方公共団体の区分別に見ると、人口10万人以上の団体の大部分は、政府の地球温暖化対策計画を受けた改定を実施済みか、実施の予定がある。一方、小規模な団体や地方公共団体の組合においては、「策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）」の割合が高く、人口1万人未満の市町村及び組合では過半数を超えている。

図表 184 「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定の状況【団体区分別】

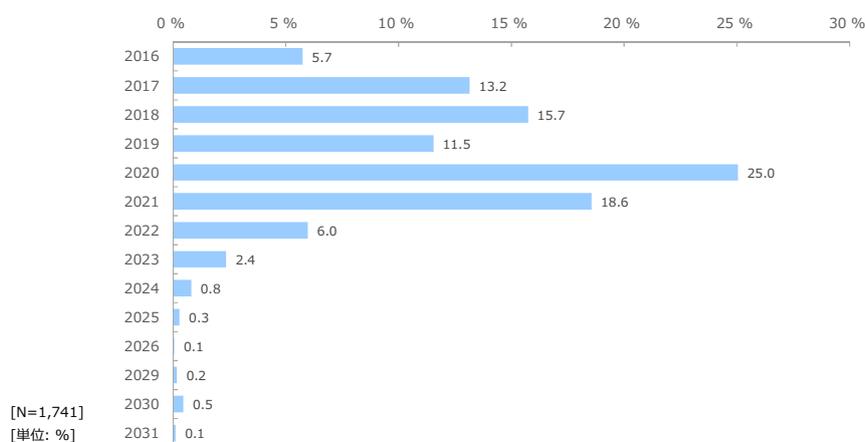


	決定（2016年5月13日閣議決定）を受けて、策定・改定済である	決定（2016年5月13日閣議決定）を受けて改定済である	計画期間内であるが、政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である	計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である	既に計画期間を超過しており、政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である	過去に一度も計画を策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けた策定を予定している	策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）	合計
全体	977	45	369	198	182	1,535	3,306	
都道府県	18	2	25	2	0	0	47	
政令指定都市	13	1	6	0	0	0	20	
中核市	31	1	25	2	0	1	60	
施行時特例市	13	0	11	0	0	1	25	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	111	2	47	9	0	12	181	
人口3万人以上10万人未満の市区町村	238	13	112	54	4	80	501	
人口1万人以上3万人未満の市町村	166	8	51	49	15	153	442	
人口1万人未満の市町村	127	7	32	43	25	278	512	
地方公共団体の組合	260	11	60	39	138	1,010	1,518	
比率	全体(N=3,306)	29.6	1.4	11.2	6.0	5.5	46.4	
都道府県(N=47)	38.3	4.3	53.2	4.3	0.0	0.0		
政令指定都市(N=20)	65.0	5.0	30.0	0.0	0.0	0.0		
中核市(N=60)	51.7	1.7	41.7	3.3	0.0	1.7		
施行時特例市(N=25)	52.0	0.0	44.0	0.0	0.0	4.0		
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	61.3	1.1	26.0	5.0	0.0	6.6		
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	47.5	2.6	22.4	10.8	0.8	16.0		
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	37.6	1.8	11.5	11.1	3.4	34.6		
人口1万人未満の市町村(N=512)	24.8	1.4	6.3	8.4	4.9	54.3		
地方公共団体の組合(N=1,518)	17.1	0.7	4.0	2.6	9.1	66.5		

2) 「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定年度（予定を含む。） <Q1-8(1)>

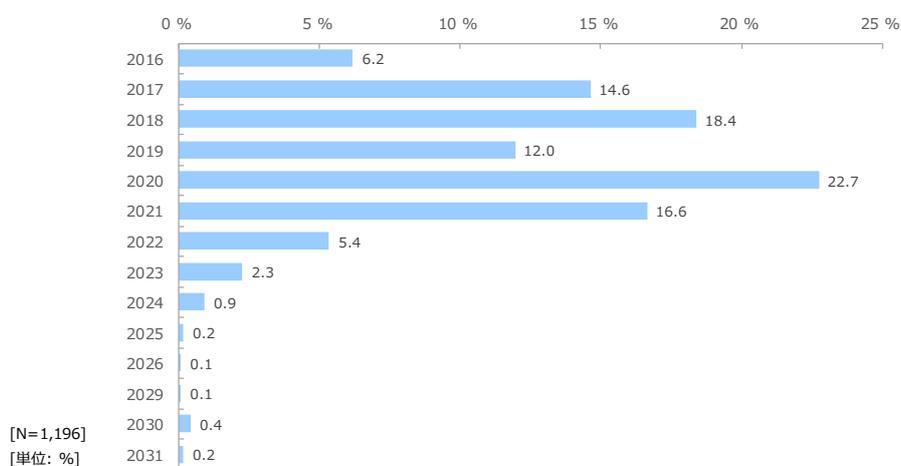
政府の「地球温暖化対策計画」を受けて事務事業編を策定・改定した（または、予定がある）団体において、その策定・改定（予定）年度は、「2020年度」（25.0%）が最も多く、「2021年度」（18.6%）が続く。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 185 「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定年度（予定を含む。）



	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2029	2030	2031	合計
全体	100	229	274	201	436	323	104	41	14	5	1	3	8	2	1,741
比率 (%)	5.7	13.2	15.7	11.5	25.0	18.6	6.0	2.4	0.8	0.3	0.1	0.2	0.5	0.1	

図表 186 「地球温暖化対策計画」を受けた事務事業編の策定・改定年度（予定を含む。）【基礎自治体】

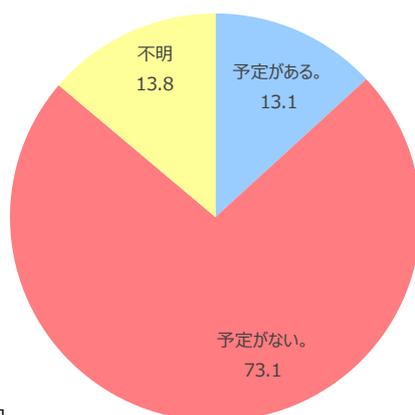


	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2029	2030	2031	合計
全体	74	175	220	143	272	199	64	27	11	2	1	1	5	2	1,196
比率 (%)	6.2	14.6	18.4	12.0	22.7	16.6	5.4	2.3	0.9	0.2	0.1	0.1	0.4	0.2	

3) 事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無 <Q1-8(2)>

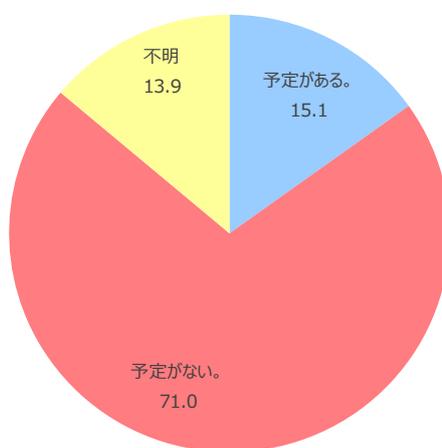
事務事業編を策定済みの団体のうち、中間見直しの予定がある団体は 13.1% である（基礎自治体においては 15.1%）。

図表 187 事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無



[N=2,145]
[単位: %]

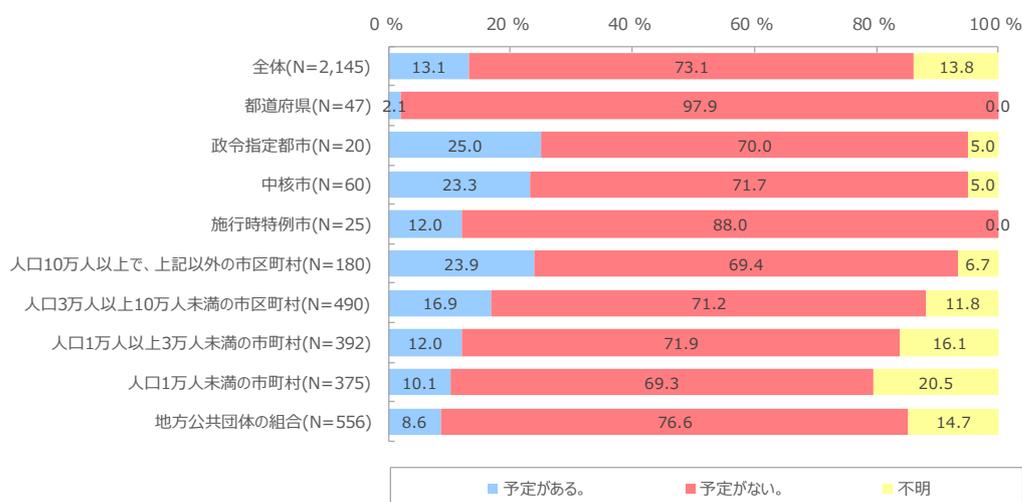
図表 188 事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無【基礎自治体】



[N=1,542]
[単位: %]

	予定がある。	予定がない。	不明	合計
全体	233	1,095	214	1,542
比率	15.1	71.0	13.9	

図表 189 事務事業編の直近における中間見直しの予定の有無
【団体区分別】

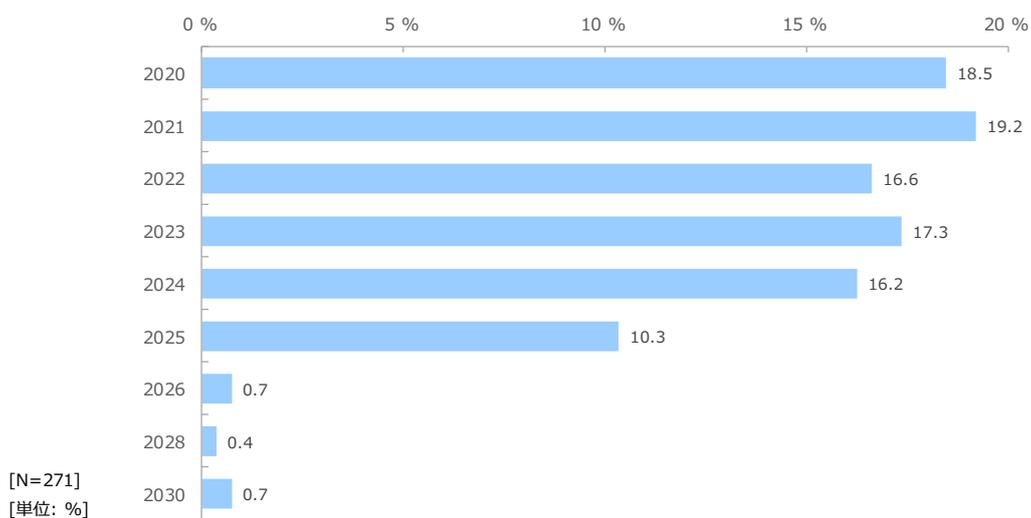


		予定がある。	予定がない。	不明	合計
全体	全体	282	1,567	296	2,145
	都道府県	1	46	0	47
	政令指定都市	5	14	1	20
	中核市	14	43	3	60
	施行時特例市	3	22	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	43	125	12	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	83	349	58	490
	人口1万人以上3万人未満の市町村	47	282	63	392
	人口1万人未満の市町村	38	260	77	375
	地方公共団体の組合	48	426	82	556
比率	全体(N=2,145)	13.1	73.1	13.8	
	都道府県(N=47)	2.1	97.9	0.0	
	政令指定都市(N=20)	25.0	70.0	5.0	
	中核市(N=60)	23.3	71.7	5.0	
	施行時特例市(N=25)	12.0	88.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	23.9	69.4	6.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=490)	16.9	71.2	11.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=392)	12.0	71.9	16.1	
	人口1万人未満の市町村(N=375)	10.1	69.3	20.5	
	地方公共団体の組合(N=556)	8.6	76.6	14.7	

4) 事務事業編の中間見直しの予定年度 <Q1-8(2)>

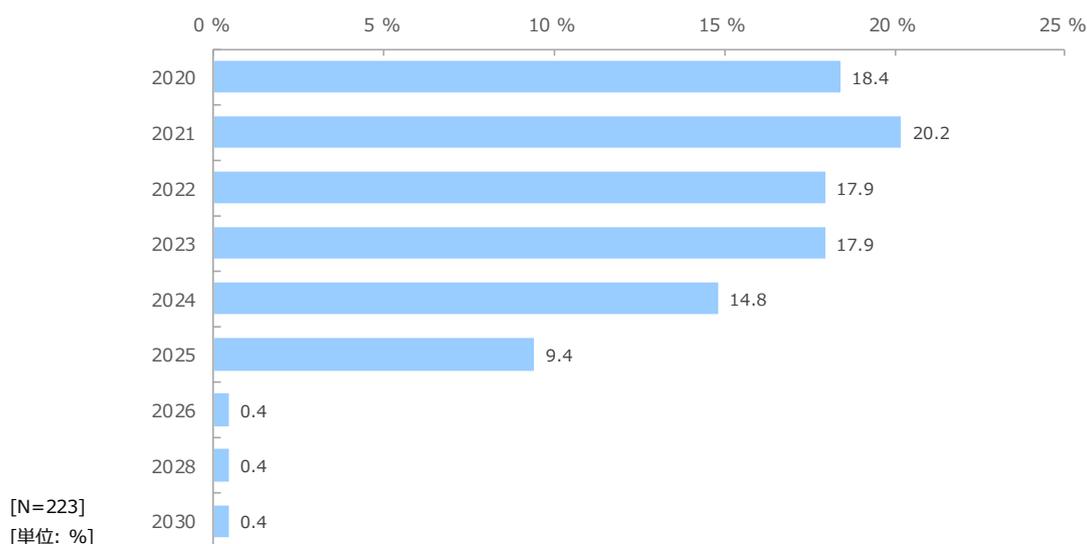
事務事業編の中間見直しを予定している団体において、その予定年度は、「2021年度」(19.2%)、「2020年度」(18.5%)、「2023年度」(17.3%)の順が多い。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 190 事務事業編の中間見直しの予定年



	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2028	2030	合計
全体	50	52	45	47	44	28	2	1	2	271
比率 (%)	18.5	19.2	16.6	17.3	16.2	10.3	0.7	0.4	0.7	

図表 191 事務事業編の中間見直しの予定年【基礎自治体】

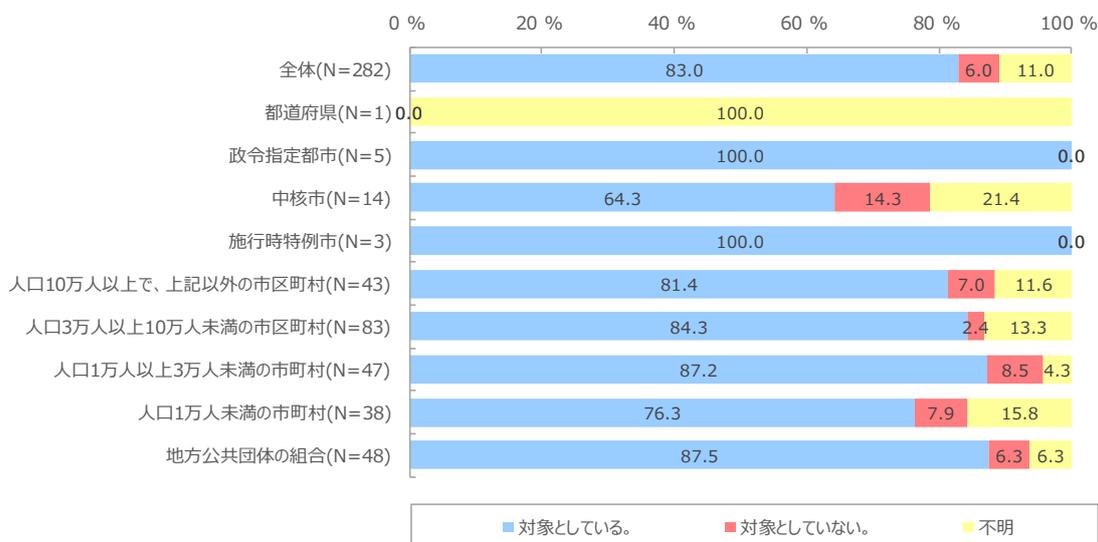


	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2028	2030	合計
全体	41	45	40	40	33	21	1	1	1	223
比率 (%)	18.4	20.2	17.9	17.9	14.8	9.4	0.4	0.4	0.4	

5) 事務事業編における中間見直しの対象 <Q1-8(3)>

事務事業編の中間見直しを予定している団体において、「目標（温室効果ガス総排出量の削減目標など）」を中間見直しの対象としている団体は83.0%である。

図表 192 事務事業編における中間見直しの対象
(1)目標（温室効果ガス総排出量の削減目標など）【団体区分別】

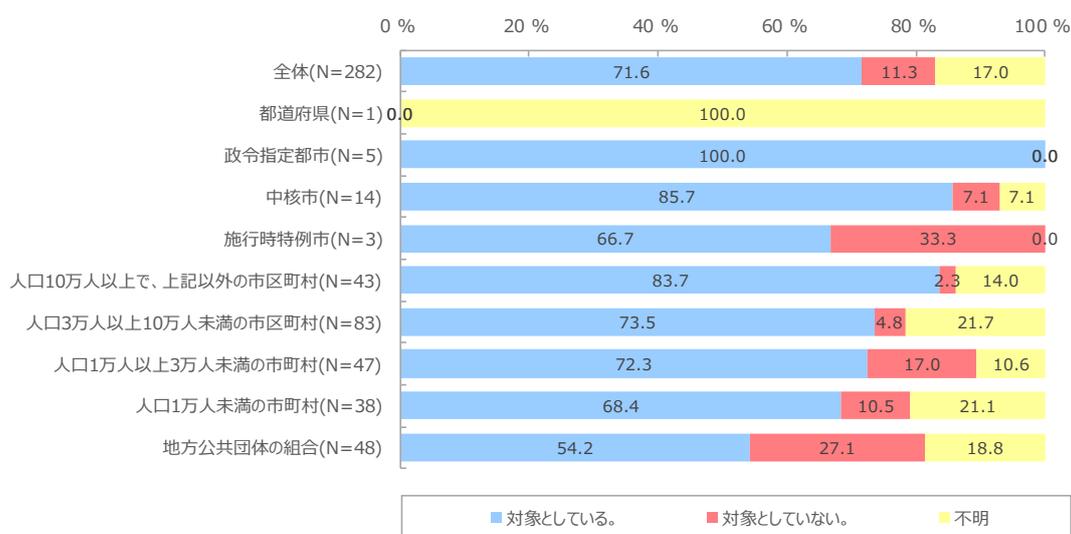


		対象としている。	対象としていない。	不明	合計
全体	全体	234	17	31	282
	都道府県	0	0	1	1
	政令指定都市	5	0	0	5
	中核市	9	2	3	14
	施行時特例市	3	0	0	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	35	3	5	43
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	70	2	11	83
	人口1万人以上3万人未満の市町村	41	4	2	47
	人口1万人未満の市町村	29	3	6	38
地方公共団体の組合	42	3	3	48	
比率	全体(N=282)	83.0	6.0	11.0	
	都道府県(N=1)	0.0	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=5)	100.0	0.0	0.0	
	中核市(N=14)	64.3	14.3	21.4	
	施行時特例市(N=3)	100.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=43)	81.4	7.0	11.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=83)	84.3	2.4	13.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=47)	87.2	8.5	4.3	
	人口1万人未満の市町村(N=38)	76.3	7.9	15.8	
地方公共団体の組合(N=48)	87.5	6.3	6.3		

事務事業編の中間見直しを予定している団体において、「取組（再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進など）」を中間見直しの対象としている団体は71.6%である。

市区町村では、最低でも60%以上の団体が「取組」を中間見直しの対象としている。

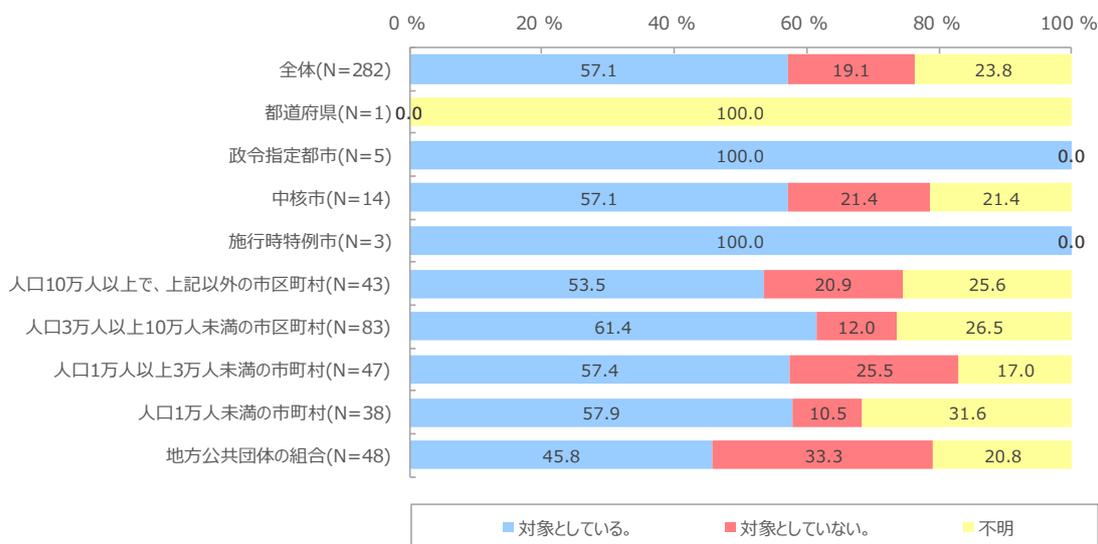
図表 193 事務事業編における中間見直しの対象
(2)取組（温室効果ガス総排出量の削減目標など）【団体区分別】



		対象としている。	対象としていない。	不明	合計
全体	全体	202	32	48	282
	都道府県	0	0	1	1
	政令指定都市	5	0	0	5
	中核市	12	1	1	14
	施行時特例市	2	1	0	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	36	1	6	43
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	61	4	18	83
	人口1万人以上3万人未満の市町村	34	8	5	47
	人口1万人未満の市町村	26	4	8	38
地方公共団体の組合	26	13	9	48	
比率	全体(N=282)	71.6	11.3	17.0	
	都道府県(N=1)	0.0	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=5)	100.0	0.0	0.0	
	中核市(N=14)	85.7	7.1	7.1	
	施行時特例市(N=3)	66.7	33.3	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=43)	83.7	2.3	14.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=83)	73.5	4.8	21.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=47)	72.3	17.0	10.6	
	人口1万人未満の市町村(N=38)	68.4	10.5	21.1	
地方公共団体の組合(N=48)	54.2	27.1	18.8		

事務事業編の中間見直しを予定している団体において、「管理（進行管理の仕組みや評価・公表の在り方など）」を中間見直しの対象としている団体は57.1%で、目標や取組に比べると割合は低くなっている。

図表 194 事務事業編における中間見直しの対象
(3)管理（温室効果ガス総排出量の削減目標など）【団体区分別】



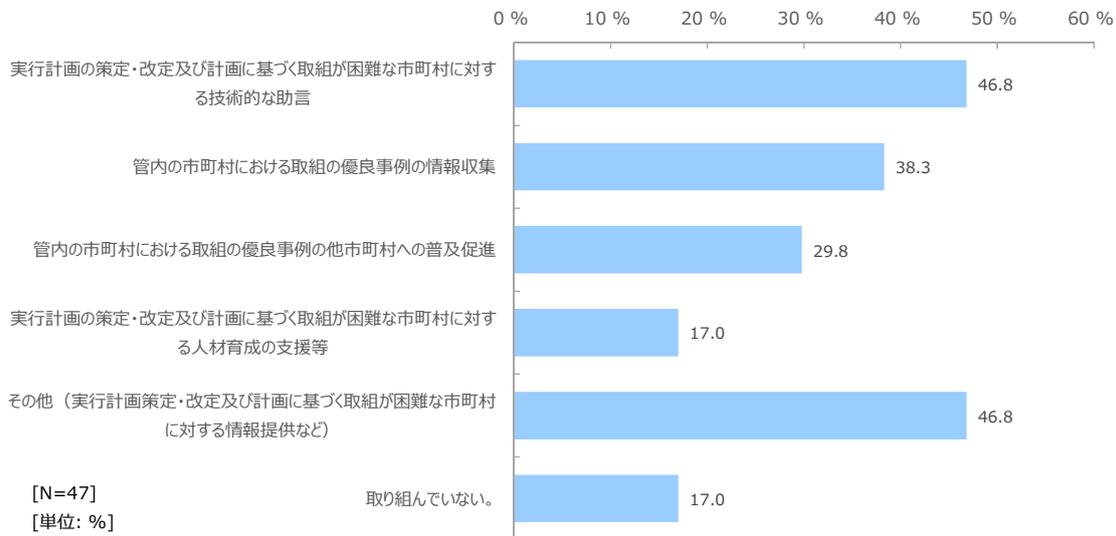
		対象としている。	対象としていない。	不明	合計
全体	全体	161	54	67	282
	都道府県	0	0	1	1
	政令指定都市	5	0	0	5
	中核市	8	3	3	14
	施行時特例市	3	0	0	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	23	9	11	43
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	51	10	22	83
	人口1万人以上3万人未満の市町村	27	12	8	47
	人口1万人未満の市町村	22	4	12	38
地方公共団体の組合	22	16	10	48	
比率	全体(N=282)	57.1	19.1	23.8	
	都道府県(N=1)	0.0	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=5)	100.0	0.0	0.0	
	中核市(N=14)	57.1	21.4	21.4	
	施行時特例市(N=3)	100.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=43)	53.5	20.9	25.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=83)	61.4	12.0	26.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=47)	57.4	25.5	17.0	
	人口1万人未満の市町村(N=38)	57.9	10.5	31.6	
地方公共団体の組合(N=48)	45.8	33.3	20.8		

(9) 地方公共団体が講ずべき措置「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるもの <Q1-9>

1) 「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの <Q1-9(1)>

政府の「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体の基本的役割として定められている「特に都道府県に期待される事項」のうち、都道府県が取り組んでいるものとしては、「実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言」(46.8%)が最も多く、「管内の市町村における取組の優良事例の情報収集」(38.3%)、「管内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進」(29.8%)と続く。

図表 195 「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの

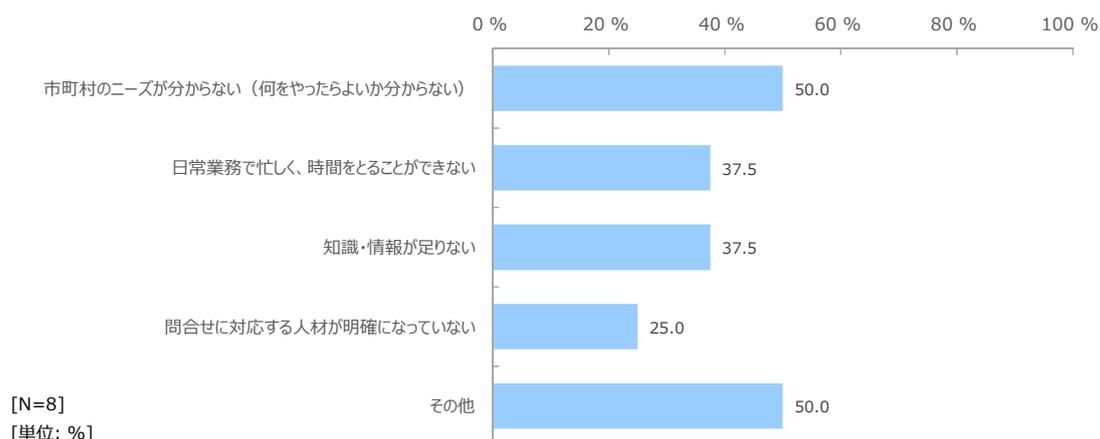


	管内の市町村における取組の優良事例の情報収集	管内の市町村における取組の普及促進	管内の市町村における取組が困難な市町村に対する技術的な助言	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する情報提供など	取り組んでいない。	合計
都道府県	18	14	22	8	22	8	47
比率 (%)	38.3	29.8	46.8	17.0	46.8	17.0	

2) 市町村に対する支援を行っていない理由 <Q1-9(2)>

都道府県で、市町村に対する支援を行っていない理由を回答した団体が 8 団体あり、「市町村のニーズが分からない（何をやったらよいか分からない）」が 4 団体、「日常業務で忙しく、時間をとることができない」、「知識・情報が足りない」が 3 団体あった。

図表 196 市町村に対する支援を行っていない理由



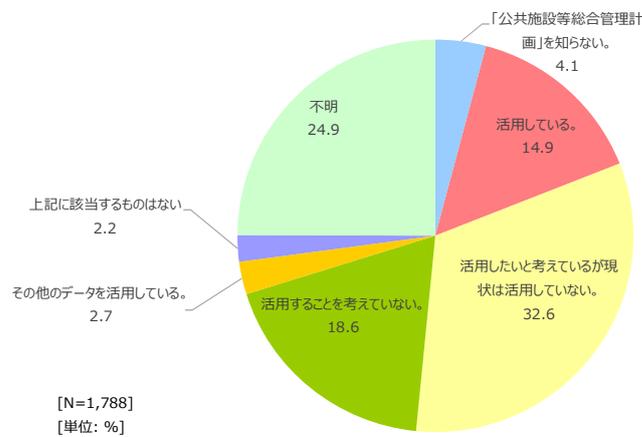
	間日 をと る業 務で 忙し く、 でき ない 時	知 識・ 情報 が足 りな い	が問 合せ に 対 応 す る 人 材	よ い か 分 か ら な い （ 何 を や つ た ら か ら な い ）	市 町 村 の ニ ー ズ が 分 か ら な い	そ の 他	合 計
都道府県	3	3	2	4	4	4	8
比率 (%)	37.5	37.5	25.0	50.0	50.0	50.0	

(10) 算定対象となる施設の把握 <Q1-10>

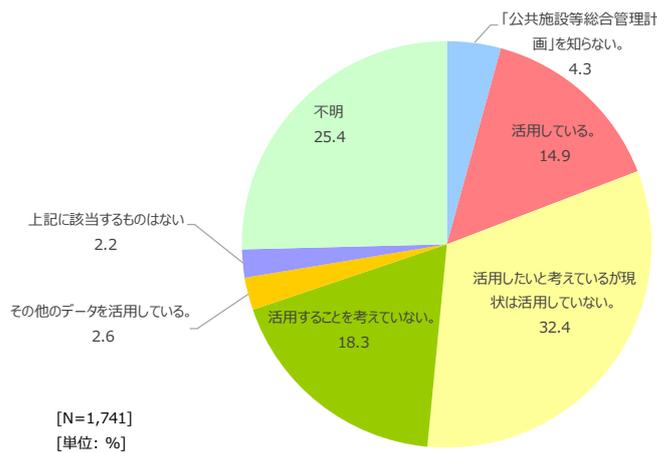
1) 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータの活用方法 <Q1-10(1)>

都道府県・市町村（特別区含む。）において、公共施設等総合管理計画策定時に収集したデータの活用方法としては、「活用したいと考えているが現状は活用していない。」（32.6%）、「活用することを考えていない。」（18.6%）と続く。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 197 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータの活用方法

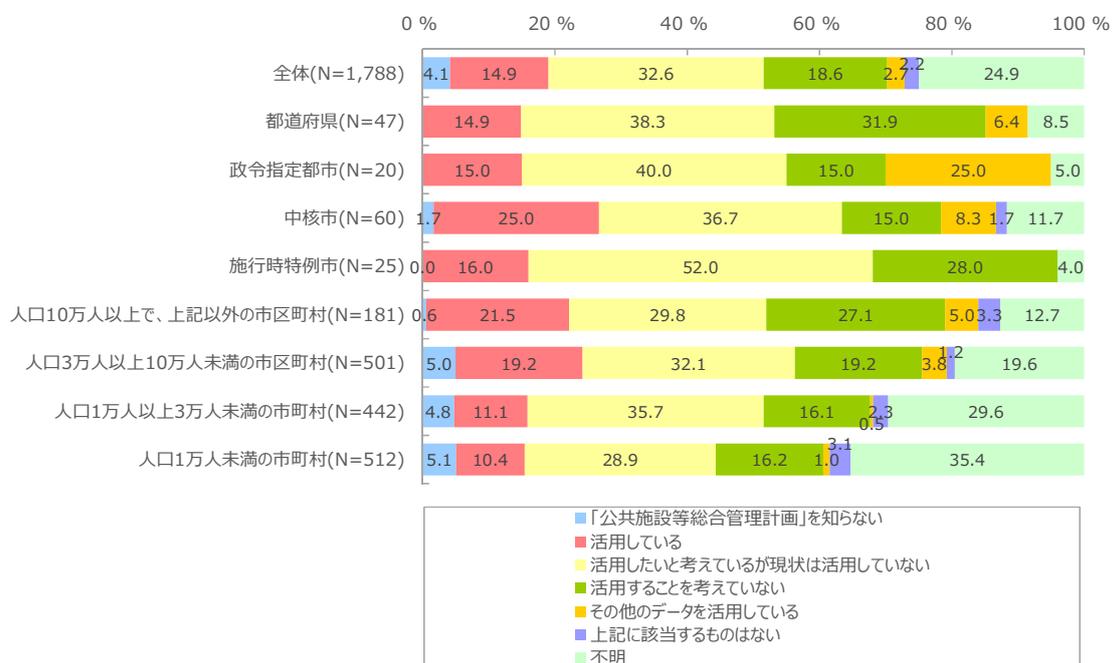


図表 198 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータの活用方法【基礎自治体】



	「公共施設等総合管理計画」を知らない。	活用している。	活用したいと考えているが現状は活用していない。	活用することを考えていない。	その他のデータを活用している。	上記に該当するものはない	不明	合計
全体	74	259	564	318	45	39	442	1,741
比率	4.3	14.9	32.4	18.3	2.6	2.2	25.4	

図表 199 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータの活用方法【団体区分別】

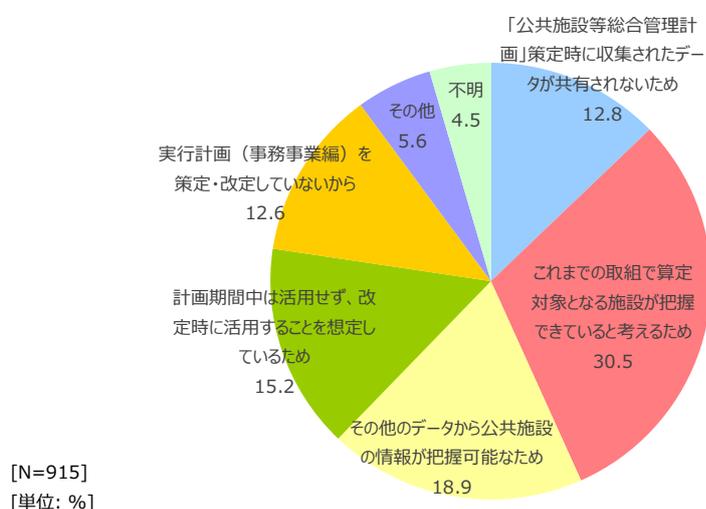


活用している	活用したいと考えている	活用することを考えていない	その他のデータを活用している	上記に該当するものはない	不明	合計
74	266	582	333	48	39	1,788
0	7	18	15	3	0	47
0	3	8	3	5	0	20
1	15	22	9	5	1	60
0	4	13	7	0	0	25
1	39	54	49	9	6	181
25	96	161	96	19	6	501
21	49	158	71	2	10	442
26	53	148	83	5	16	512
0	0	0	0	0	0	0
4.1	14.9	32.6	18.6	2.7	2.2	24.9
0.0	14.9	38.3	31.9	6.4	0.0	8.5
0.0	15.0	40.0	15.0	25.0	0.0	5.0
1.7	25.0	36.7	15.0	8.3	1.7	11.7
0.0	16.0	52.0	28.0	0.0	0.0	4.0
0.6	21.5	29.8	27.1	5.0	3.3	12.7
5.0	19.2	32.1	19.2	3.8	1.2	19.6
4.8	11.1	35.7	16.1	0.5	2.3	29.6
5.1	10.4	28.9	16.2	1.0	3.1	35.4
-	-	-	-	-	-	-

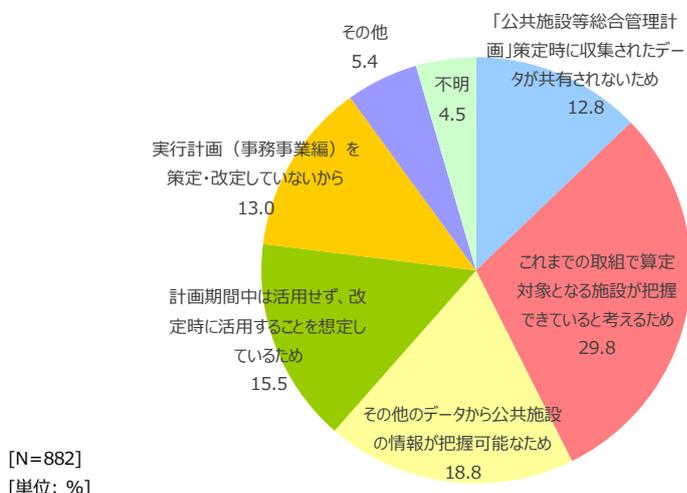
2) 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータを活用していない理由 <Q1-10(2)>

公共施設等総合管理計画策定時に収集したデータについて「活用することを考えていない。」と回答した団体において、その理由としては、「これまでの取組で算定対象となる施設が把握できていると考えるため。」(30.5%)が最も多く、「その他のデータから公共施設の情報が把握可能なため。」(18.9%)、「計画期間中は活用せず、改定時に活用することを想定しているため」(15.2%)と続く。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 200 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータを活用していない理由



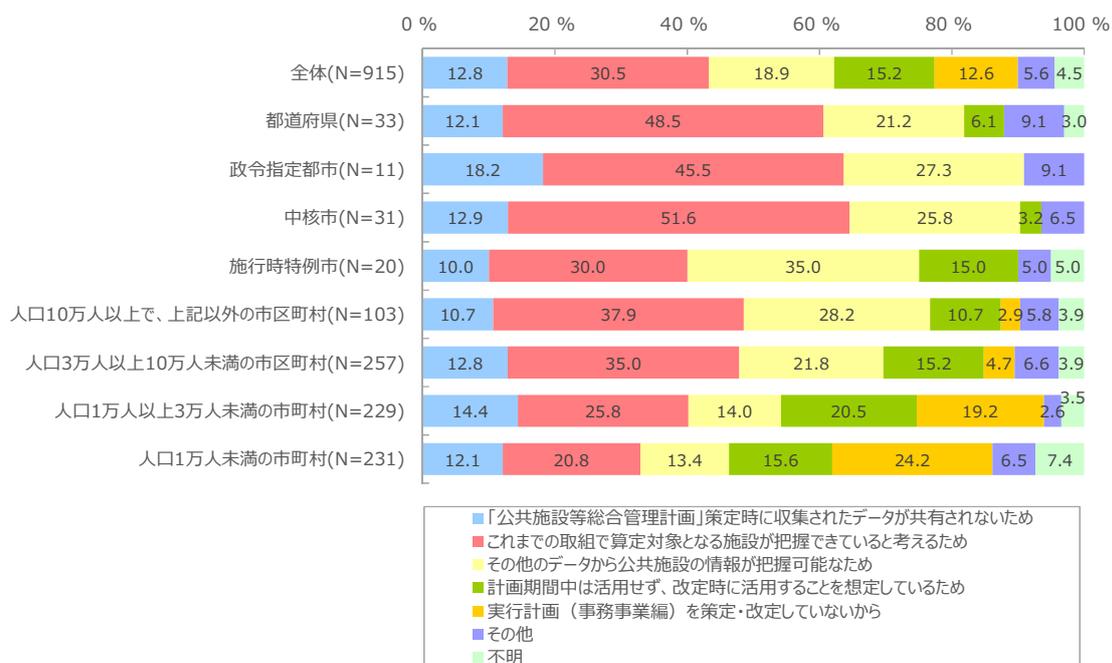
図表 201 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータを
活用していない理由【基礎自治体】



	「公共施設等総合管理計画」策定時に収集されたデータが共有されないため	これまでの取組で算定対象となる施設が把握できていると考えるため	その他のデータから公共施設の情報把握可能なため	計画期間中は活用せず、改定時に活用することを想定しているため	実行計画（事務事業編）を策定・改定していないから	不明	その他	合計
全体	113	263	166	137	115	48	40	882
比率	12.8	29.8	18.8	15.5	13.0	5.4	4.5	

地方公共団体の区分別に見ると、大規模な団体では、「これまでの取組で算定対象となる施設が把握できていると考えるため。」の割合が高く、小規模な団体では「実行計画（事務事業編）を策定・改定していないから。」の割合が高い。

図表 202 「公共施設等総合管理計画」策定時に収集したデータを活用していない理由【団体区分別】

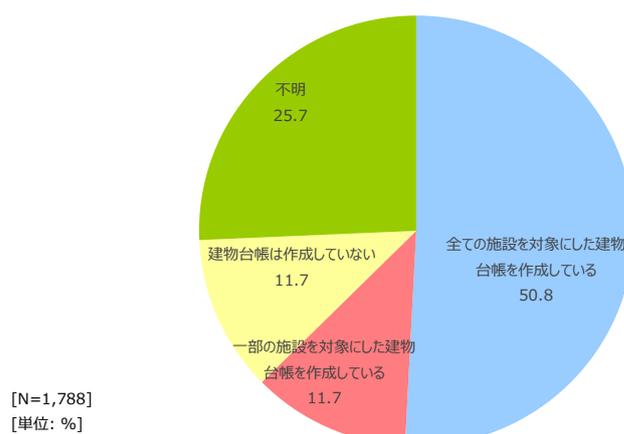


	集 理 有「さ計公 され画共 たな施 ない策 データ設 が定等 た時総 が合 共収管	把 握 こ 公 其 え 対 他 る 象 の た 来 情 め て 報 た だ が め いる 取 た る と 組 め 施 設 る と 考 が 算	把 握 こ 公 其 可 対 他 能 象 の な 来 情 た ら め だ が た 取 め 組 る と 算	計 画 期 間 中 は 活 用 せ ず 改 定 時 に 活 用 せ る ため	編 行 計 画 （ 事 務 事 業 編 ） を 策 定 ・ 改 定 し て い な い 因 り	そ の 他	不 明	合 計
全体	117	279	173	139	115	51	41	915
都道府県	4	16	7	2	0	3	1	33
政令指定都市	2	5	3	0	0	1	0	11
中核市	4	16	8	1	0	2	0	31
施行時特例市	2	6	7	3	0	1	1	20
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	11	39	29	11	3	6	4	103
人口3万人以上10万人未満の市区町村	33	90	56	39	12	17	10	257
人口1万人以上3万人未満の市町村	33	59	32	47	44	6	8	229
人口1万人未満の市町村	28	48	31	36	56	15	17	231
比率								
全体(N=915)	12.8	30.5	18.9	15.2	12.6	5.6	4.5	
都道府県(N=33)	12.1	48.5	21.2	6.1	9.1	3.0		
政令指定都市(N=11)	18.2	45.5	27.3	0.0	9.1	0.0		
中核市(N=31)	12.9	51.6	25.8	3.2	6.5	0.0		
施行時特例市(N=20)	10.0	30.0	35.0	15.0	5.0	5.0		
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=103)	10.7	37.9	28.2	10.7	2.9	5.8	3.9	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=257)	12.8	35.0	21.8	15.2	4.7	6.6	3.9	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=229)	14.4	25.8	14.0	20.5	19.2	2.6	3.5	
人口1万人未満の市町村(N=231)	12.1	20.8	13.4	15.6	24.2	6.5	7.4	

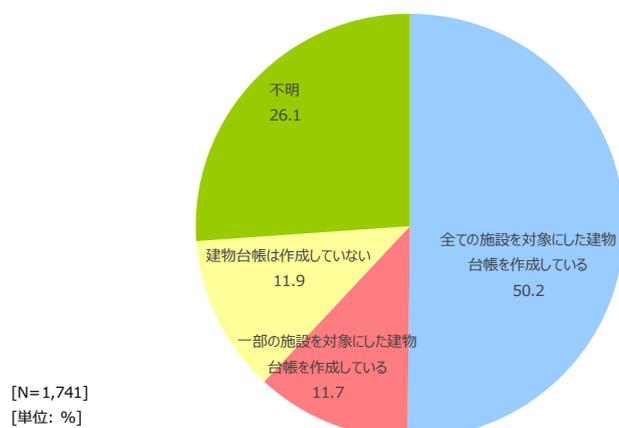
3) 建物台帳の作成状況 <Q1-10(3)>

都道府県・市町村（特別区含む。）における建物台帳の作成状況について、「全ての施設を対象にした建物台帳を作成している」団体は50.8%、「建物台帳は作成していない」と「一部の施設を対象にした建物台帳を作成している」団体はそれぞれ11.7%ある。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 203 建物台帳の作成状況



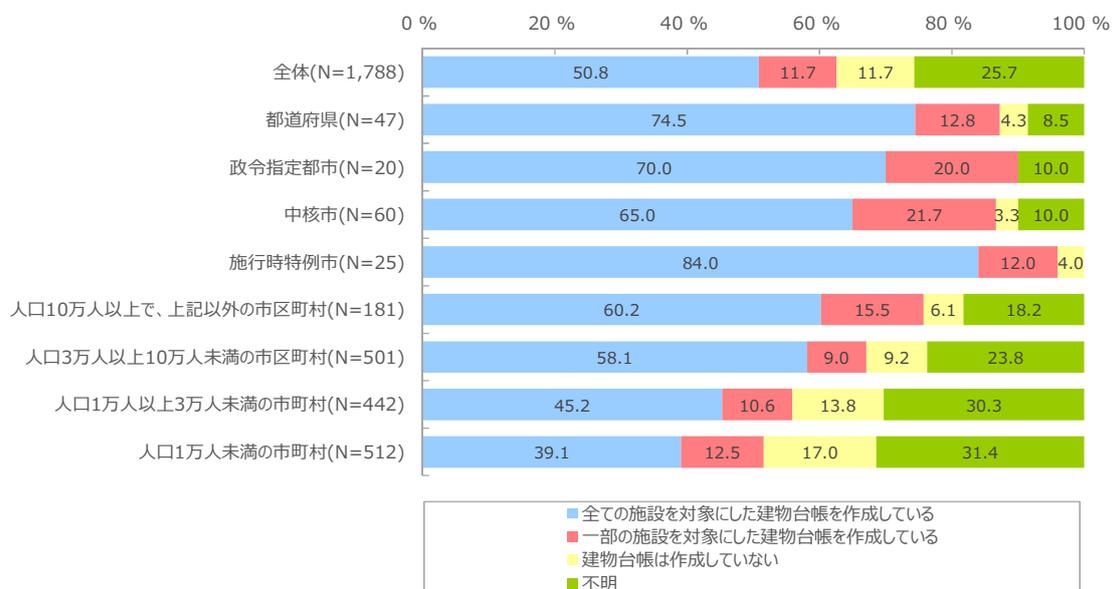
図表 204 建物台帳の作成状況【基礎自治体】



	に全 作して 成たの し建施 て物設 て台を い台を る帳対 を象	に一 作し部 成たの し建施 て物設 て台を い台を る帳対 を象	建 物 て台 帳 な い作 成 し	不 明	合 計
全体	874	204	208	455	1,741
比率	50.2	11.7	11.9	26.1	

地方公共団体の区分別に見ると、人口 10 万人以上の市区町村では 60%以上の団体が建物台帳を作成しているが、人口 3 万人未満の市町村では 50%以下に留まる。

図表 205 建物台帳の作成状況【団体区分別】

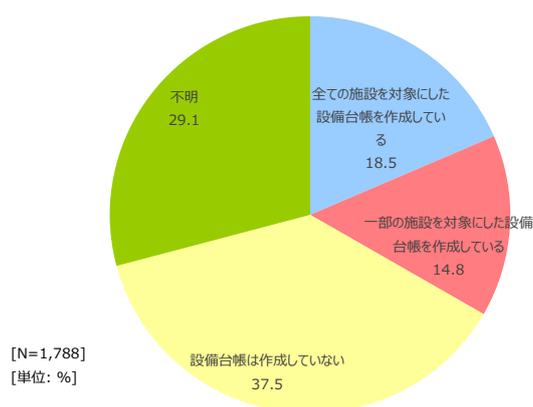


		物対全 し台象 て帳に の いをし る作 た設 成建	物対一 し台象 て帳に の いをし る作 た設 成建	成建 し物 て台 い帳 な は い作	不明	合計
全体	全体	909	210	210	459	1,788
	都道府県	35	6	2	4	47
	政令指定都市	14	4	0	2	20
	中核市	39	13	2	6	60
	施行時特例市	21	3	1	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	109	28	11	33	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	291	45	46	119	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	200	47	61	134	442
	人口1万人未満の市町村	200	64	87	161	512
比率	全体(N=1,788)	50.8	11.7	11.7	25.7	
	都道府県(N=47)	74.5	12.8	4.3	8.5	
	政令指定都市(N=20)	70.0	20.0	0.0	10.0	
	中核市(N=60)	65.0	21.7	3.3	10.0	
	施行時特例市(N=25)	84.0	12.0	4.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	60.2	15.5	6.1	18.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	58.1	9.0	9.2	23.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	45.2	10.6	13.8	30.3	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	39.1	12.5	17.0	31.4	

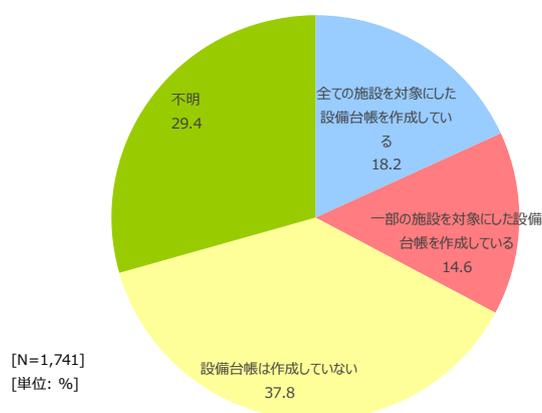
4) 設備台帳の作成状況 <Q1-10(4)>

都道府県・市町村（特別区含む。）における設備台帳の作成状況について、「全ての施設を対象にした設備台帳を作成している。」団体は18.5%に留まる。「設備台帳は作成していない。」団体は37.5%である。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 206 設備台帳の作成状況



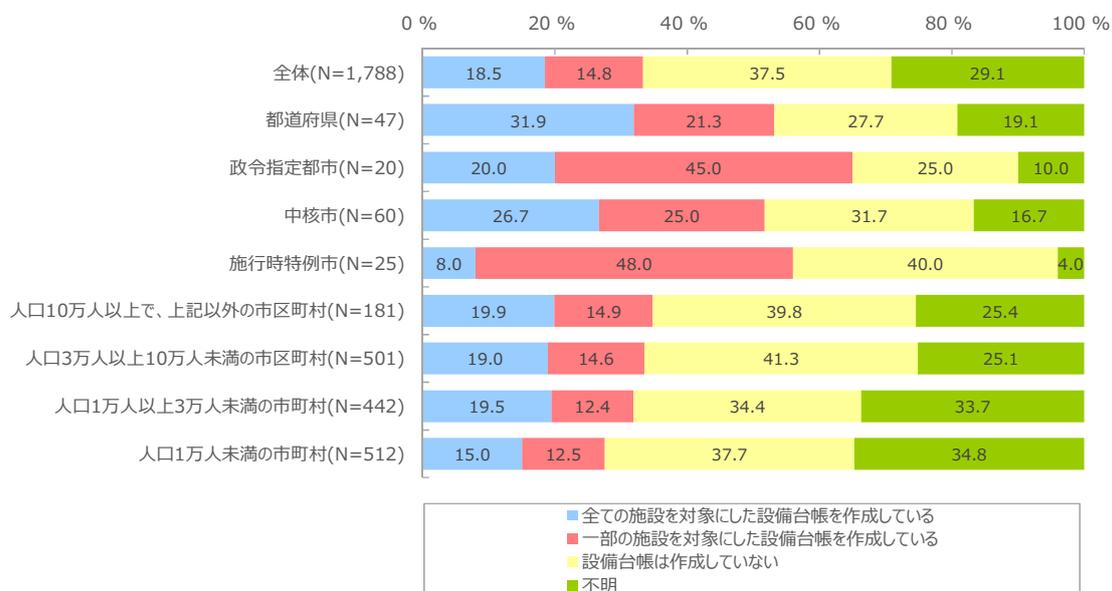
図表 207 設備台帳の作成状況【基礎自治体】



	全ての施設を対象にした設備台帳を作成している	一部の施設を対象にした設備台帳を作成している	設備台帳は作成していない	不明	合計
全体	316	255	658	512	1,741
比率	18.2	14.6	37.8	29.4	

地方公共団体の区分別に見ると、団体の規模が大きくなるほど、設備台帳の作成率は高い傾向にある。施行時特例市以下の市区町村では、全ての施設を対象にした設備台帳を作成している団体は20%以下である。

図表 208 設備台帳の作成状況【団体区分別】



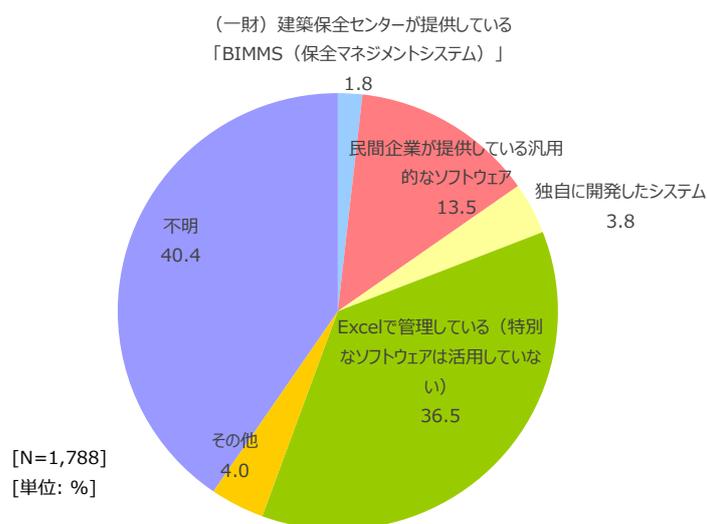
		に全 作して 成たの し設 て備 い台 る帳 を象	に一 作し部 成たの し設 て備 い台 る帳 を象	設 備 て 台 い 帳 な は い 作 成 し	不 明	合 計
全体	全体	331	265	671	521	1,788
	都道府県	15	10	13	9	47
	政令指定都市	4	9	5	2	20
	中核市	16	15	19	10	60
	施行時特例市	2	12	10	1	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	36	27	72	46	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	95	73	207	126	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	86	55	152	149	442
	人口1万人未満の市町村	77	64	193	178	512
比率	全体(N=1,788)	18.5	14.8	37.5	29.1	
	都道府県(N=47)	31.9	21.3	27.7	19.1	
	政令指定都市(N=20)	20.0	45.0	25.0	10.0	
	中核市(N=60)	26.7	25.0	31.7	16.7	
	施行時特例市(N=25)	8.0	48.0	40.0	4.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	19.9	14.9	39.8	25.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	19.0	14.6	41.3	25.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	19.5	12.4	34.4	33.7	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	15.0	12.5	37.7	34.8	

5) 公共施設等総合管理計画の運用において活用しているシステム

<Q1-10(5)>

都道府県・市町村（特別区含む。）において、公共施設等総合管理計画の運用の際に活用しているシステムとしては、「Excelで管理している（特別なソフトウェアは活用していない）」（36.5%）、「民間企業が提供している汎用的なソフトウェア」（13.5%）と続く。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

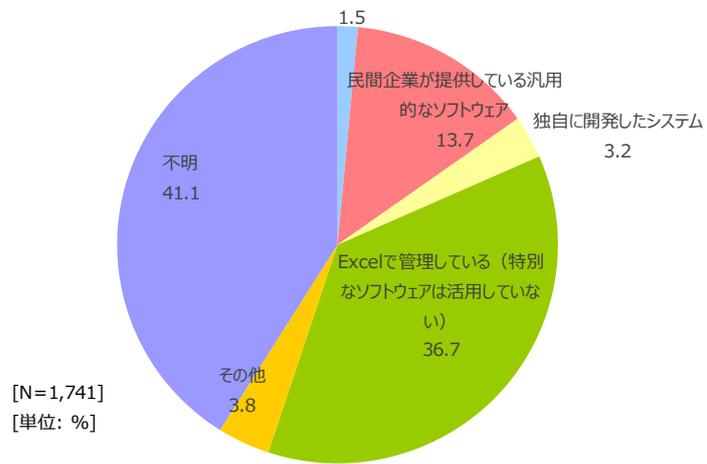
図表 209 公共施設等総合管理計画の運用において活用しているシステム



図表 210 公共施設等総合管理計画の運用において活用しているシステム

【基礎自治体】

(一財) 建築保全センターが提供している「BIMMS (保全マネジメントシステム)」

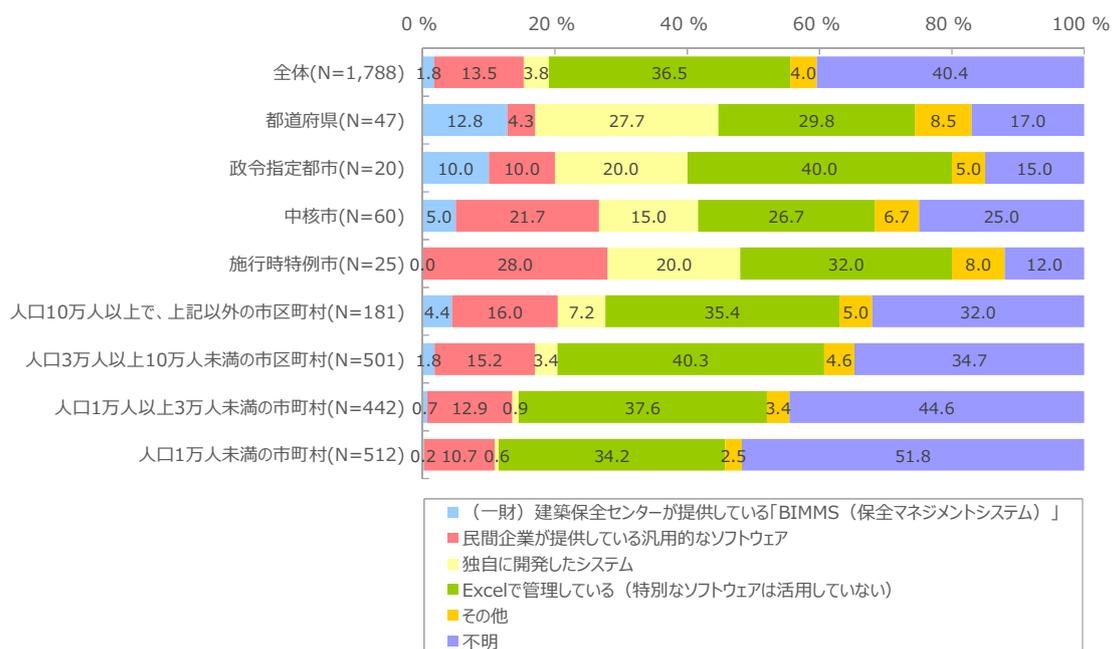


	(一財) 建築保全センターが提供している「BIMMS (保全マネジメントシステム)」	民間企業が提供している汎用的なソフトウェア	独自に開発したシステム	Excelで管理している (特別なソフトウェアは活用していない)	その他	不明	合計
全体	26	239	55	639	67	715	1,741
比率	1.5	13.7	3.2	36.7	3.8	41.1	

地方公共団体の区分別に見ると、すべての団体区分において「Excelで管理している（特別なソフトウェアは活用していない）」の割合が最も高い。

都道府県や政令指定都市では「独自に開発したシステム」「BIMMS」、中核市や施行時特例市では「民間企業が提供している汎用的なソフトウェア」の割合が相対的に高い。

図表 211 公共施設等総合管理計画の運用において活用しているシステム【団体区分別】



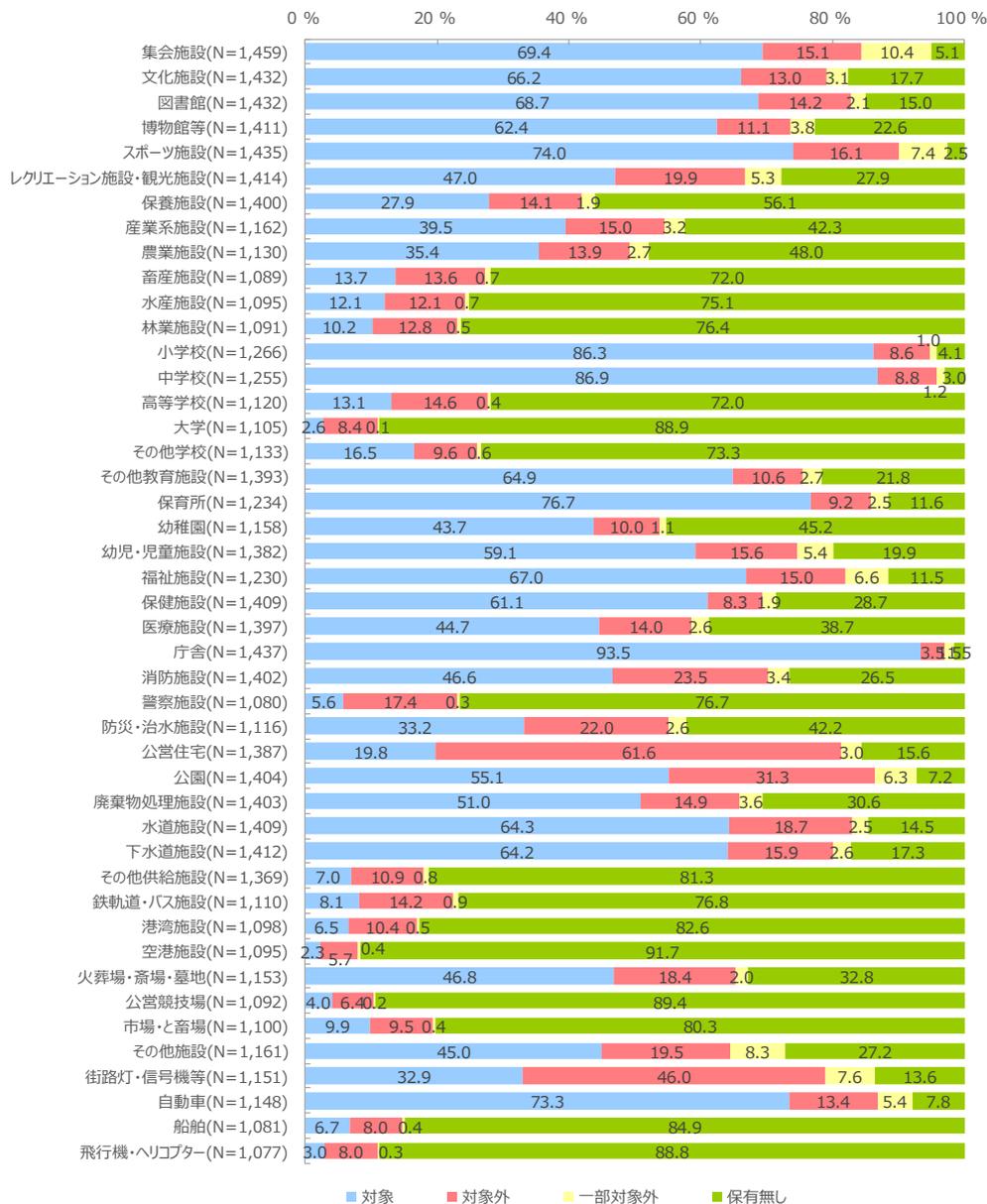
		「(一財) 建築保全センターが提供している「BIMMS (保全マネジメントシステム)」」	民間企業が提供している汎用的なソフトウェア	独自に開発したシステム	Excelで管理している (特別なソフトウェアは活用していない)	その他	不明	合計
全体	全体	32	241	68	653	71	723	1,788
	都道府県	6	2	13	14	4	8	47
	政令指定都市	2	2	4	8	1	3	20
	中核市	3	13	9	16	4	15	60
	施行時特例市	0	7	5	8	2	3	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	8	29	13	64	9	58	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	76	17	202	23	174	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	57	4	166	15	197	442
人口1万人未満の市町村	1	55	3	175	13	265	512	
比率	全体(N=1,788)	1.8	13.5	3.8	36.5	4.0	40.4	
	都道府県(N=47)	12.8	4.3	27.7	29.8	8.5	17.0	
	政令指定都市(N=20)	10.0	10.0	20.0	40.0	5.0	15.0	
	中核市(N=60)	5.0	21.7	15.0	26.7	6.7	25.0	
	施行時特例市(N=25)	0.0	28.0	20.0	32.0	8.0	12.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	4.4	16.0	7.2	35.4	5.0	32.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	1.8	15.2	3.4	40.3	4.6	34.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	0.7	12.9	0.9	37.6	3.4	44.6	
人口1万人未満の市町村(N=512)	0.2	10.7	0.6	34.2	2.5	51.8		

(11) 地方公共団体実行計画（事務事業編）の対象としている施設 <Q1-11>

1) 事務事業編の対象施設の有無 <Q1-11(1)>

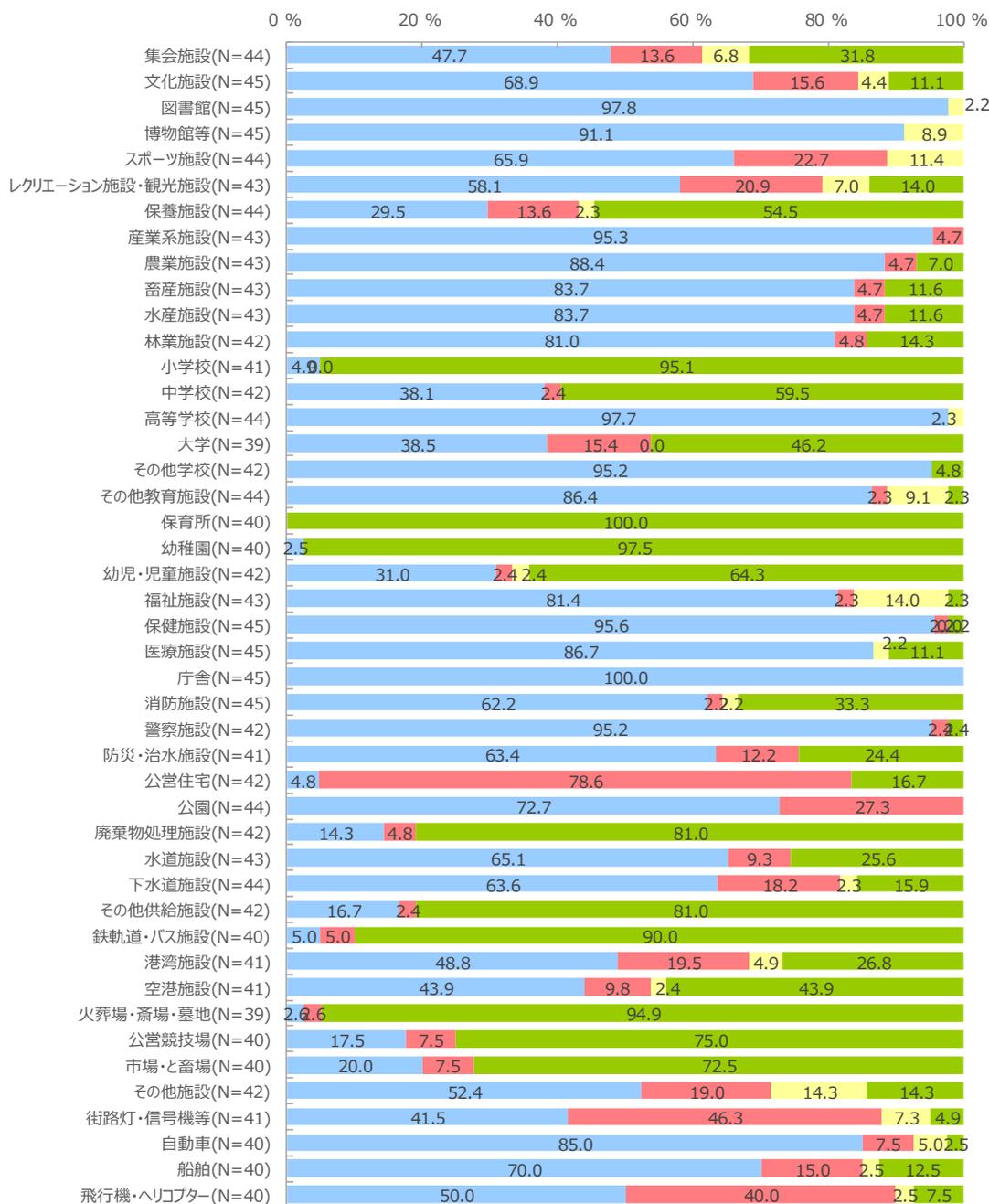
都道府県・市町村（特別区含む。）において、事務事業編の対象としている団体が多数の施設・設備種別は、「庁舎等」（93.5%）、「中学校」（86.9%）、「小学校」（86.3%）である。対象外としている団体が多数の施設・設備種別は、「公営住宅（居住部除く。）」（61.6%）、「街路灯・信号機等」（46.0%）、「公園」（31.3%）である。

図表 212 事務事業編の対象施設の有無



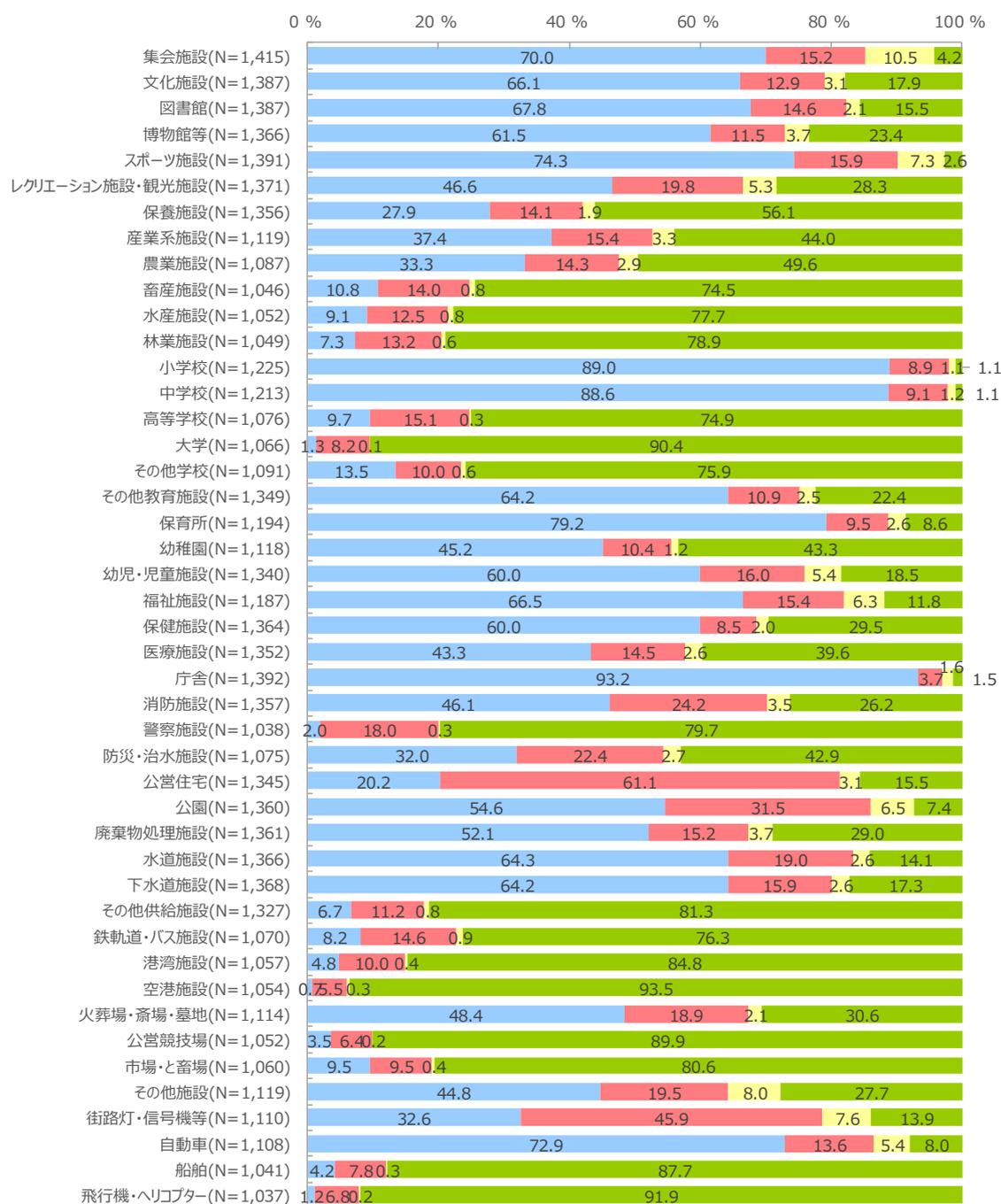
		対象	対象外	一部対象外	保有無し	合計	対象	対象外	一部対象外	保有無し
全体	集会施設	1,012	221	152	74	1,459	69.4	15.1	10.4	5.1
	文化施設	948	186	45	253	1,432	66.2	13.0	3.1	17.7
	図書館	984	203	30	215	1,432	68.7	14.2	2.1	15.0
	博物館等	881	157	54	319	1,411	62.4	11.1	3.8	22.6
	スポーツ施設	1,062	231	106	36	1,435	74.0	16.1	7.4	2.5
	レクリエーション施設・観光施設	664	281	75	394	1,414	47.0	19.9	5.3	27.9
	保養施設	391	197	27	785	1,400	27.9	14.1	1.9	56.1
	産業系施設	459	174	37	492	1,162	39.5	15.0	3.2	42.3
	農業施設	400	157	31	542	1,130	35.4	13.9	2.7	48.0
	畜産施設	149	148	8	784	1,089	13.7	13.6	0.7	72.0
	水産施設	132	133	8	822	1,095	12.1	12.1	0.7	75.1
	林業施設	111	140	6	834	1,091	10.2	12.8	0.5	76.4
	小学校	1,092	109	13	52	1,266	86.3	8.6	1.0	4.1
	中学校	1,091	111	15	38	1,255	86.9	8.8	1.2	3.0
	高等学校	147	163	4	806	1,120	13.1	14.6	0.4	72.0
	大学	29	93	1	982	1,105	2.6	8.4	0.1	88.9
	その他学校	187	109	7	830	1,133	16.5	9.6	0.6	73.3
	その他教育施設	904	148	38	303	1,393	64.9	10.6	2.7	21.8
	保育所	946	114	31	143	1,234	76.7	9.2	2.5	11.6
	幼稚園	506	116	13	523	1,158	43.7	10.0	1.1	45.2
	幼児・児童施設	817	216	74	275	1,382	59.1	15.6	5.4	19.9
	福祉施設	824	184	81	141	1,230	67.0	15.0	6.6	11.5
	保健施設	861	117	27	404	1,409	61.1	8.3	1.9	28.7
	医療施設	624	196	36	541	1,397	44.7	14.0	2.6	38.7
	庁舎	1,343	51	22	21	1,437	93.5	3.5	1.5	1.5
	消防施設	654	329	48	371	1,402	46.6	23.5	3.4	26.5
	警察施設	61	188	3	828	1,080	5.6	17.4	0.3	76.7
	防災・治水施設	370	246	29	471	1,116	33.2	22.0	2.6	42.2
	公営住宅	274	855	42	216	1,387	19.8	61.6	3.0	15.6
	公園	774	440	89	101	1,404	55.1	31.3	6.3	7.2
	廃棄物処理施設	715	209	50	429	1,403	51.0	14.9	3.6	30.6
	水道施設	906	264	35	204	1,409	64.3	18.7	2.5	14.5
	下水道施設	906	225	37	244	1,412	64.2	15.9	2.6	17.3
	その他供給施設	96	149	11	1,113	1,369	7.0	10.9	0.8	81.3
	鉄軌道・バス施設	90	158	10	852	1,110	8.1	14.2	0.9	76.8
	港湾施設	71	114	6	907	1,098	6.5	10.4	0.5	82.6
	空港施設	25	62	4	1,004	1,095	2.3	5.7	0.4	91.7
	火葬場・斎場・墓地	540	212	23	378	1,153	46.8	18.4	2.0	32.8
	公営競技場	44	70	2	976	1,092	4.0	6.4	0.2	89.4
	市場・と畜場	109	104	4	883	1,100	9.9	9.5	0.4	80.3
	その他施設	523	226	96	316	1,161	45.0	19.5	8.3	27.2
	街路灯・信号機等	379	529	87	156	1,151	32.9	46.0	7.6	13.6
	自動車	842	154	62	90	1,148	73.3	13.4	5.4	7.8
	船舶	72	87	4	918	1,081	6.7	8.0	0.4	84.9
	飛行機・ヘリコプター	32	86	3	956	1,077	3.0	8.0	0.3	88.8

図表 213 事務事業編の対象施設の有無【都道府県】



		全体					比率 (%)			
		対象	対象外	一部対象外	保有無し	合計	対象	対象外	一部対象外	保有無し
全体	集会施設	21	6	3	14	44	47.7	13.6	6.8	31.8
	文化施設	31	7	2	5	45	68.9	15.6	4.4	11.1
	図書館	44	0	1	0	45	97.8	0.0	2.2	0.0
	博物館等	41	0	4	0	45	91.1	0.0	8.9	0.0
	スポーツ施設	29	10	5	0	44	65.9	22.7	11.4	0.0
	レクリエーション施設・観光施設	25	9	3	6	43	58.1	20.9	7.0	14.0
	保養施設	13	6	1	24	44	29.5	13.6	2.3	54.5
	産業系施設	41	2	0	0	43	95.3	4.7	0.0	0.0
	農業施設	38	2	0	3	43	88.4	4.7	0.0	7.0
	畜産施設	36	2	0	5	43	83.7	4.7	0.0	11.6
	水産施設	36	2	0	5	43	83.7	4.7	0.0	11.6
	林業施設	34	2	0	6	42	81.0	4.8	0.0	14.3
	小学校	2	0	0	39	41	4.9	0.0	0.0	95.1
	中学校	16	1	0	25	42	38.1	2.4	0.0	59.5
	高等学校	43	0	1	0	44	97.7	0.0	2.3	0.0
	大学	15	6	0	18	39	38.5	15.4	0.0	46.2
	その他学校	40	0	0	2	42	95.2	0.0	0.0	4.8
	その他教育施設	38	1	4	1	44	86.4	2.3	9.1	2.3
	保育所	0	0	0	40	40	0.0	0.0	0.0	100.0
	幼稚園	1	0	0	39	40	2.5	0.0	0.0	97.5
	幼児・児童施設	13	1	1	27	42	31.0	2.4	2.4	64.3
	福祉施設	35	1	6	1	43	81.4	2.3	14.0	2.3
	保健施設	43	1	0	1	45	95.6	2.2	0.0	2.2
	医療施設	39	0	1	5	45	86.7	0.0	2.2	11.1
	庁舎	45	0	0	0	45	100.0	0.0	0.0	0.0
	消防施設	28	1	1	15	45	62.2	2.2	2.2	33.3
	警察施設	40	1	0	1	42	95.2	2.4	0.0	2.4
	防災・治水施設	26	5	0	10	41	63.4	12.2	0.0	24.4
	公営住宅	2	33	0	7	42	4.8	78.6	0.0	16.7
	公園	32	12	0	0	44	72.7	27.3	0.0	0.0
	廃棄物処理施設	6	2	0	34	42	14.3	4.8	0.0	81.0
	水道施設	28	4	0	11	43	65.1	9.3	0.0	25.6
	下水道施設	28	8	1	7	44	63.6	18.2	2.3	15.9
	その他供給施設	7	1	0	34	42	16.7	2.4	0.0	81.0
	鉄軌道・バス施設	2	2	0	36	40	5.0	5.0	0.0	90.0
	港湾施設	20	8	2	11	41	48.8	19.5	4.9	26.8
	空港施設	18	4	1	18	41	43.9	9.8	2.4	43.9
	火葬場・斎場・墓地	1	1	0	37	39	2.6	2.6	0.0	94.9
	公営競技場	7	3	0	30	40	17.5	7.5	0.0	75.0
	市場・と畜場	8	3	0	29	40	20.0	7.5	0.0	72.5
	その他施設	22	8	6	6	42	52.4	19.0	14.3	14.3
	街路灯・信号機等	17	19	3	2	41	41.5	46.3	7.3	4.9
	自動車	34	3	2	1	40	85.0	7.5	5.0	2.5
	船舶	28	6	1	5	40	70.0	15.0	2.5	12.5
	飛行機・ヘリコプター	20	16	1	3	40	50.0	40.0	2.5	7.5

図表 214 事務事業編の対象施設の有無【基礎自治体】

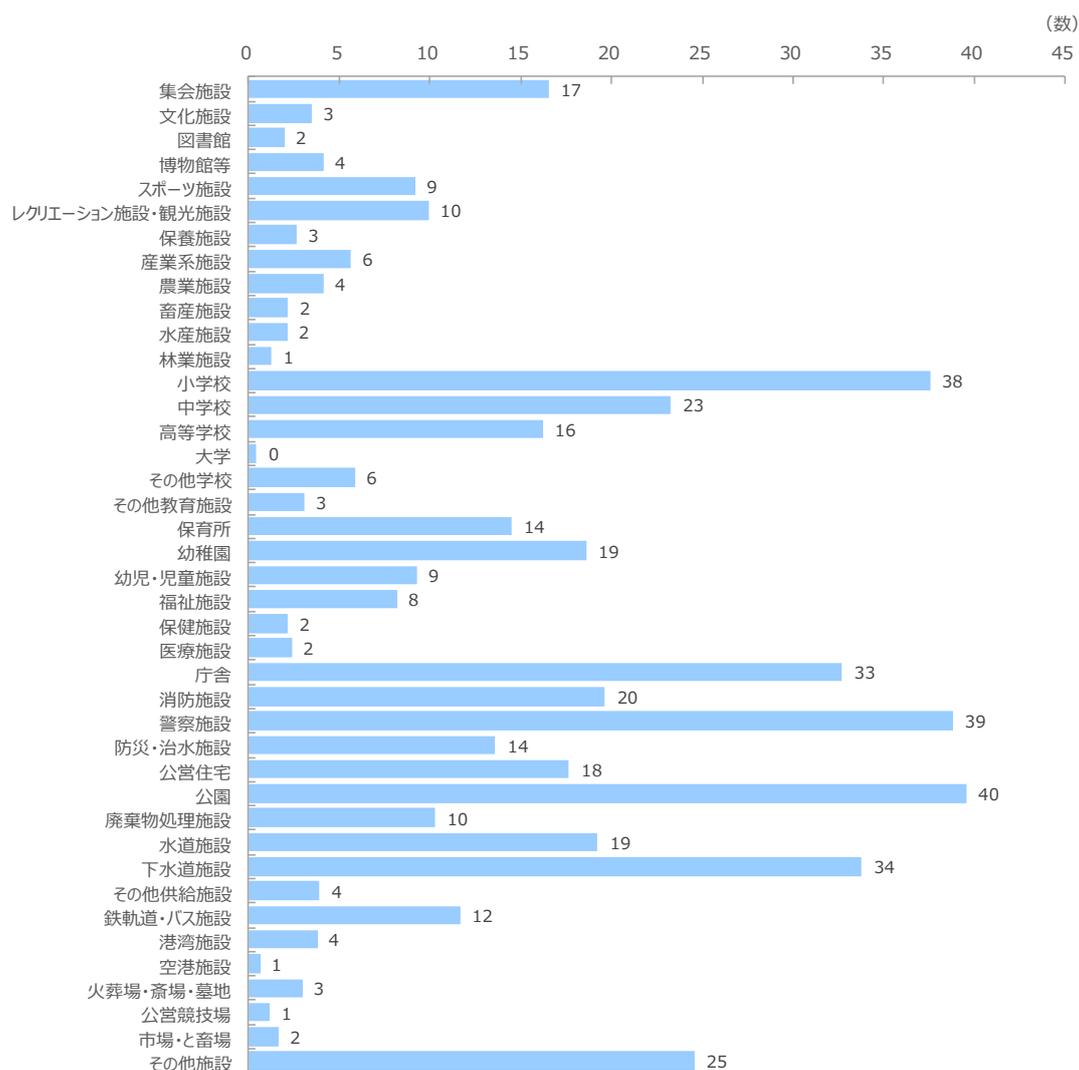


		全体				比率 (%)				
		対象	対象外	一部対象外	保有無し	合計	対象	対象外	一部対象外	保有無し
全体	集会施設	991	215	149	60	1,415	70.0	15.2	10.5	4.2
	文化施設	917	179	43	248	1,387	66.1	12.9	3.1	17.9
	図書館	940	203	29	215	1,387	67.8	14.6	2.1	15.5
	博物館等	840	157	50	319	1,366	61.5	11.5	3.7	23.4
	スポーツ施設	1,033	221	101	36	1,391	74.3	15.9	7.3	2.6
	レクリエーション施設	639	272	72	388	1,371	46.6	19.8	5.3	28.3
	保養施設	378	191	26	761	1,356	27.9	14.1	1.9	56.1
	産業系施設	418	172	37	492	1,119	37.4	15.4	3.3	44.0
	農業施設	362	155	31	539	1,087	33.3	14.3	2.9	49.6
	畜産施設	113	146	8	779	1,046	10.8	14.0	0.8	74.5
	水産施設	96	131	8	817	1,052	9.1	12.5	0.8	77.7
	林業施設	77	138	6	828	1,049	7.3	13.2	0.6	78.9
	小学校	1,090	109	13	13	1,225	89.0	8.9	1.1	1.1
	中学校	1,075	110	15	13	1,213	88.6	9.1	1.2	1.1
	高等学校	104	163	3	806	1,076	9.7	15.1	0.3	74.9
	大学	14	87	1	964	1,066	1.3	8.2	0.1	90.4
	その他学務	147	109	7	828	1,091	13.5	10.0	0.6	75.9
	その他教育	866	147	34	302	1,349	64.2	10.9	2.5	22.4
	保育所	946	114	31	103	1,194	79.2	9.5	2.6	8.6
	幼稚園	505	116	13	484	1,118	45.2	10.4	1.2	43.3
	幼児・児童	804	215	73	248	1,340	60.0	16.0	5.4	18.5
	福祉施設	789	183	75	140	1,187	66.5	15.4	6.3	11.8
	保健施設	818	116	27	403	1,364	60.0	8.5	2.0	29.5
	医療施設	585	196	35	536	1,352	43.3	14.5	2.6	39.6
	庁舎	1,298	51	22	21	1,392	93.2	3.7	1.6	1.5
	消防施設	626	328	47	356	1,357	46.1	24.2	3.5	26.2
	警察施設	21	187	3	827	1,038	2.0	18.0	0.3	79.7
	防災・治水	344	241	29	461	1,075	32.0	22.4	2.7	42.9
	公営住宅	272	822	42	209	1,345	20.2	61.1	3.1	15.5
	公園	742	428	89	101	1,360	54.6	31.5	6.5	7.4
	廃棄物処理施設	709	207	50	395	1,361	52.1	15.2	3.7	29.0
	水道施設	878	260	35	193	1,366	64.3	19.0	2.6	14.1
	下水道施設	878	217	36	237	1,368	64.2	15.9	2.6	17.3
	その他供給	89	148	11	1,079	1,327	6.7	11.2	0.8	81.3
	鉄軌道・バス	88	156	10	816	1,070	8.2	14.6	0.9	76.3
	港湾施設	51	106	4	896	1,057	4.8	10.0	0.4	84.8
	空港施設	7	58	3	986	1,054	0.7	5.5	0.3	93.5
	火葬場・斎場	539	211	23	341	1,114	48.4	18.9	2.1	30.6
	公営競技	37	67	2	946	1,052	3.5	6.4	0.2	89.9
	市場・と畜場	101	101	4	854	1,060	9.5	9.5	0.4	80.6
	その他施設	501	218	90	310	1,119	44.8	19.5	8.0	27.7
	街路灯・信号機	362	510	84	154	1,110	32.6	45.9	7.6	13.9
	自動車	808	151	60	89	1,108	72.9	13.6	5.4	8.0
	船舶	44	81	3	913	1,041	4.2	7.8	0.3	87.7
	飛行機・ヘリコプター	12	70	2	953	1,037	1.2	6.8	0.2	91.9

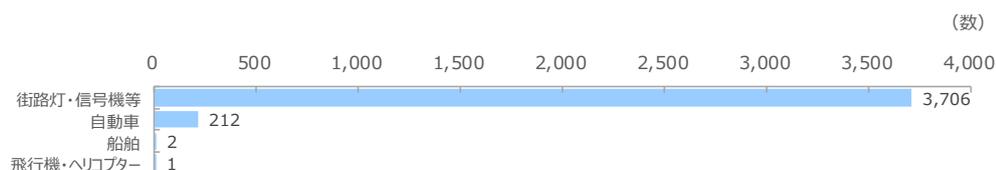
2) 事務事業編の対象施設・設備数 <Q1-11(1)>

都道府県・市町村（特別区含む。）における事務事業編の対象施設数の平均値は、「公園」（40 施設）が最も多く、「警察施設」（39 施設）、「小学校」（38 施設）と続く。

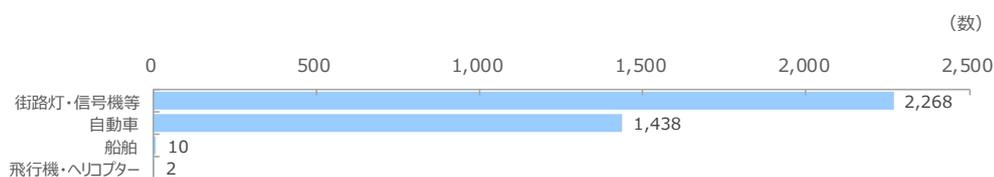
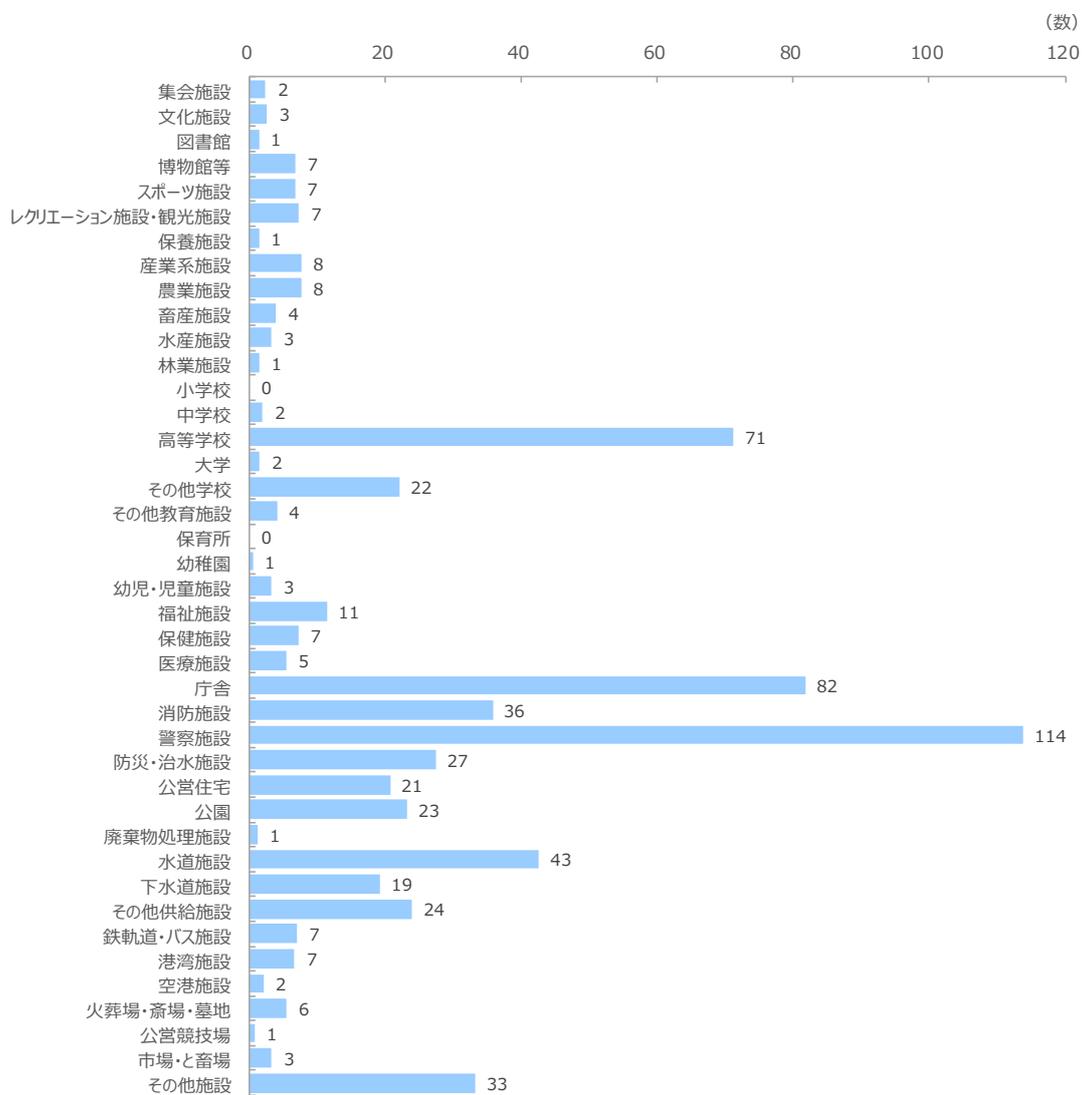
図表 215 事務事業編の対象施設数の平均値



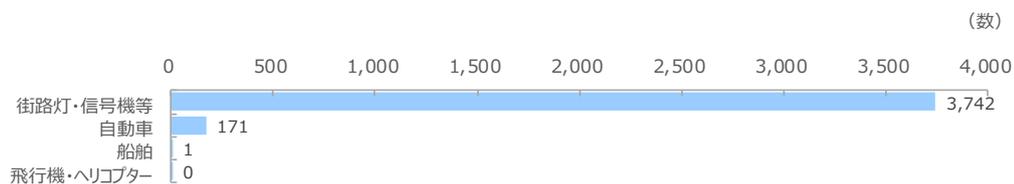
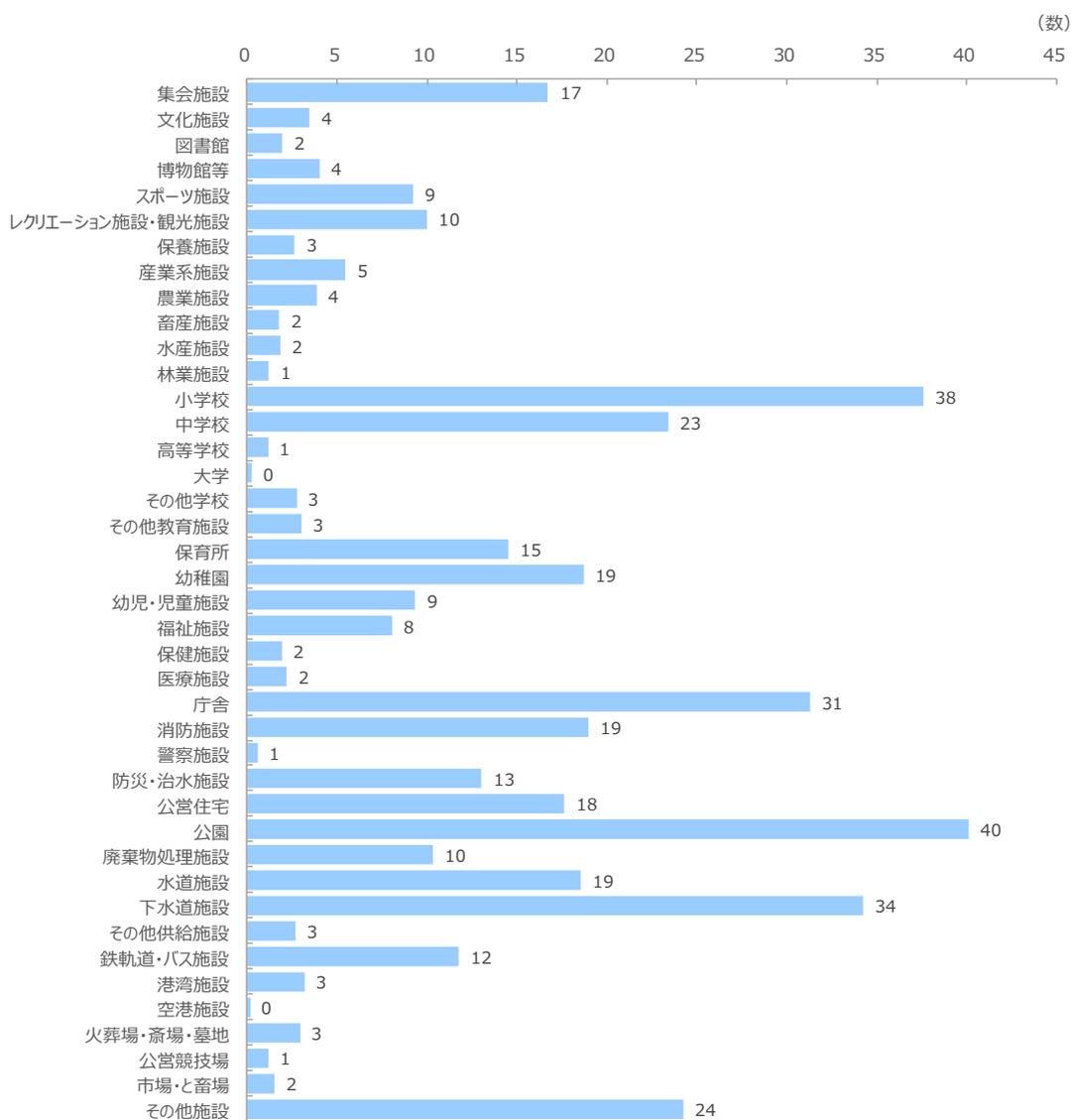
図表 216 事務事業編の対象設備数の平均値



図表 217 事務事業編の対象施設数の平均値【都道府県】



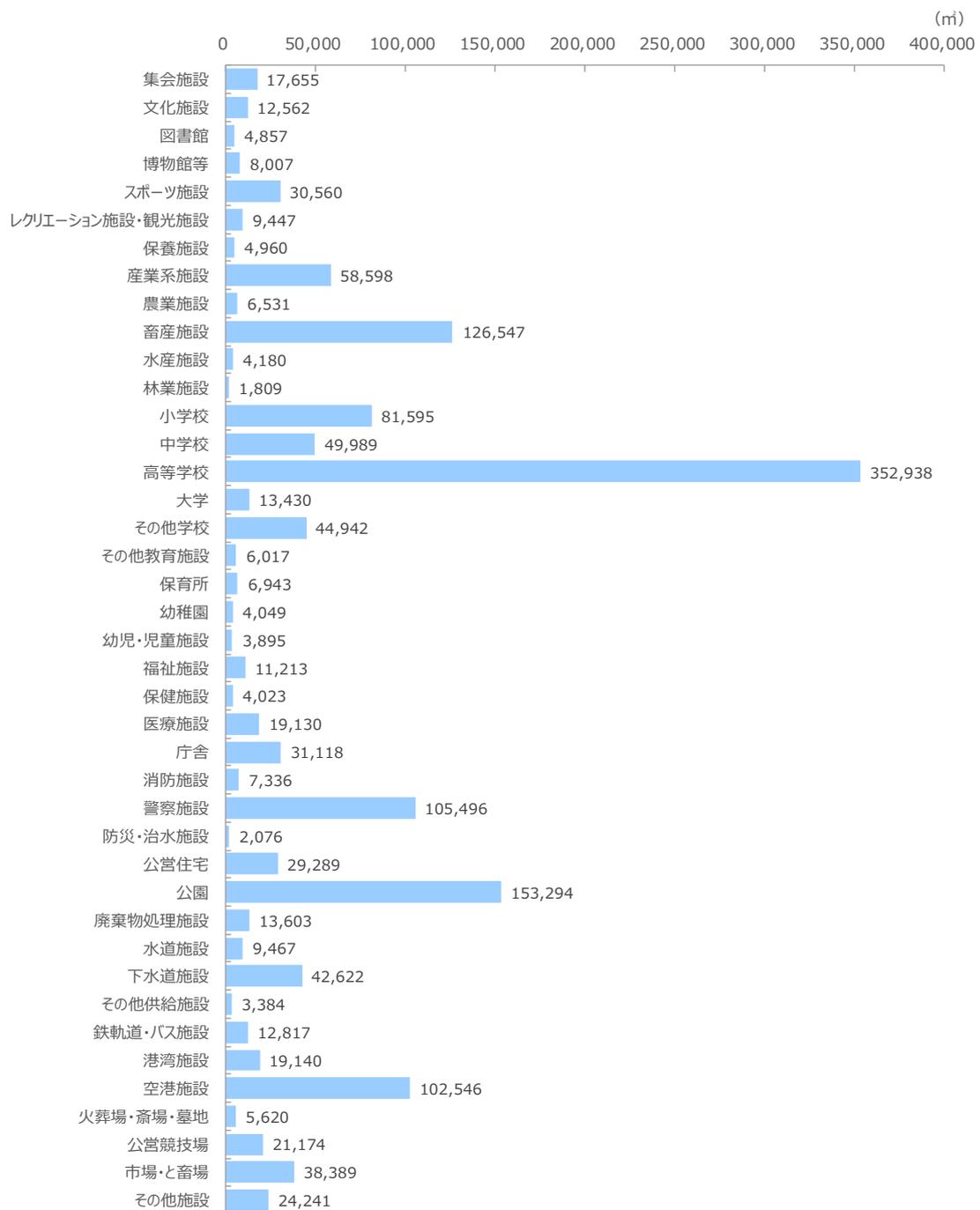
図表 218 事務事業編の対象施設数の平均値【基礎自治体】



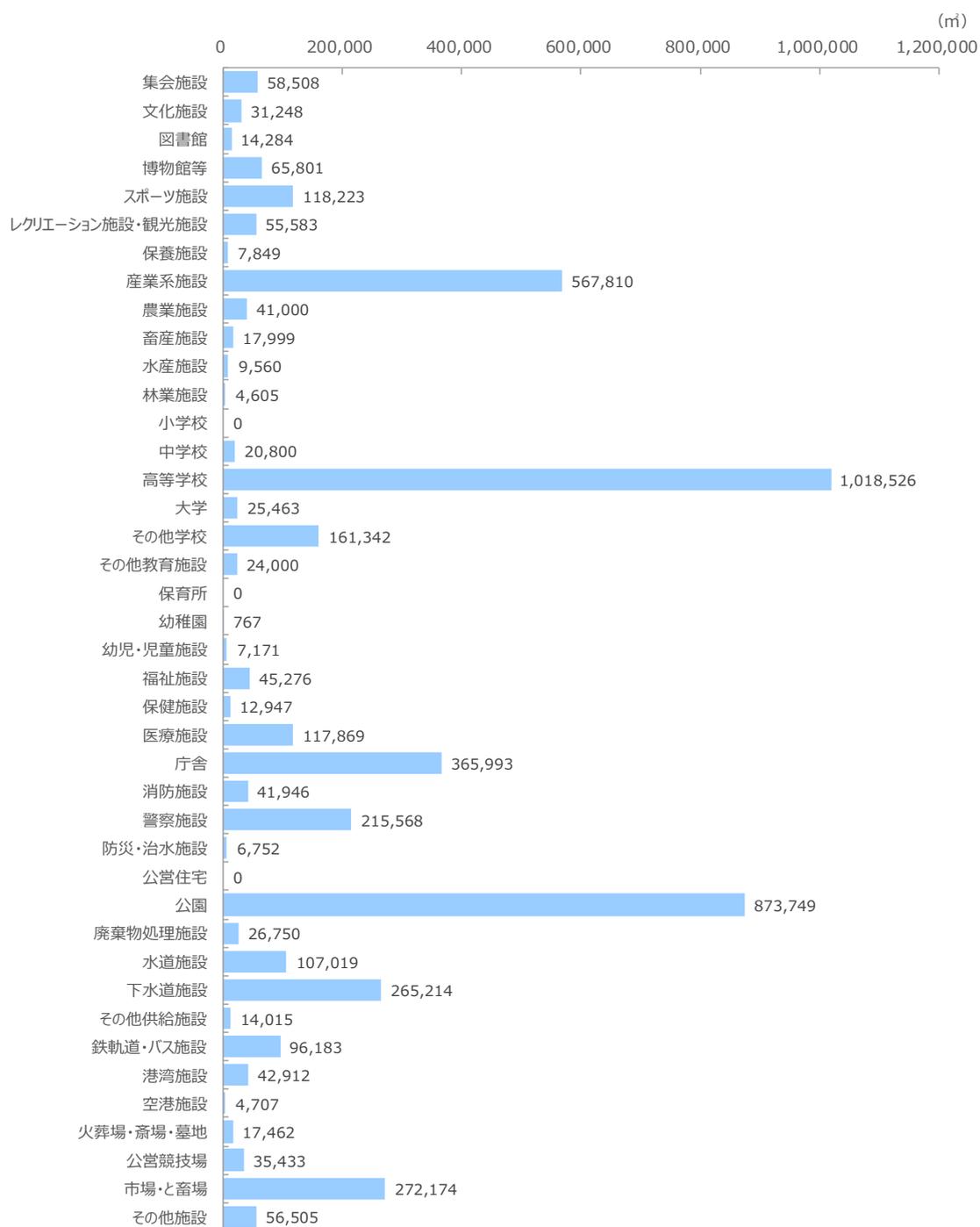
3) 施設種別毎の「延床面積」 <Q1-11(1)>

都道府県・市町村（特別区含む。）における事務事業編対象施設の平均延床面積は、「高等学校」（352,938 m²）が最も大きく、「公園」（153,294 m²）、「畜産施設」（126,547 m²）と続く。

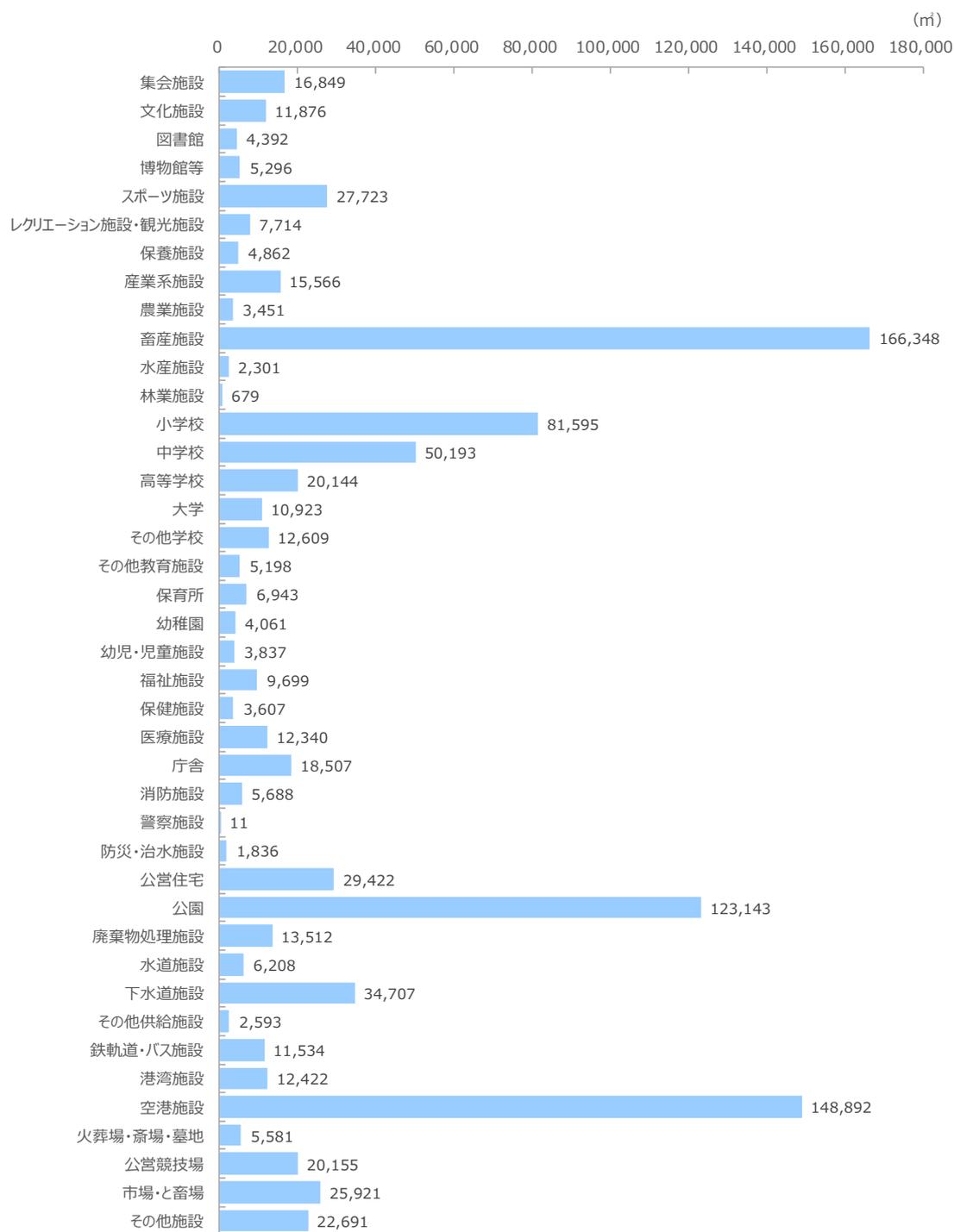
図表 219 施設類型毎の「延床面積」の平均値



図表 220 施設類型毎の「延床面積」の平均値【都道府県】



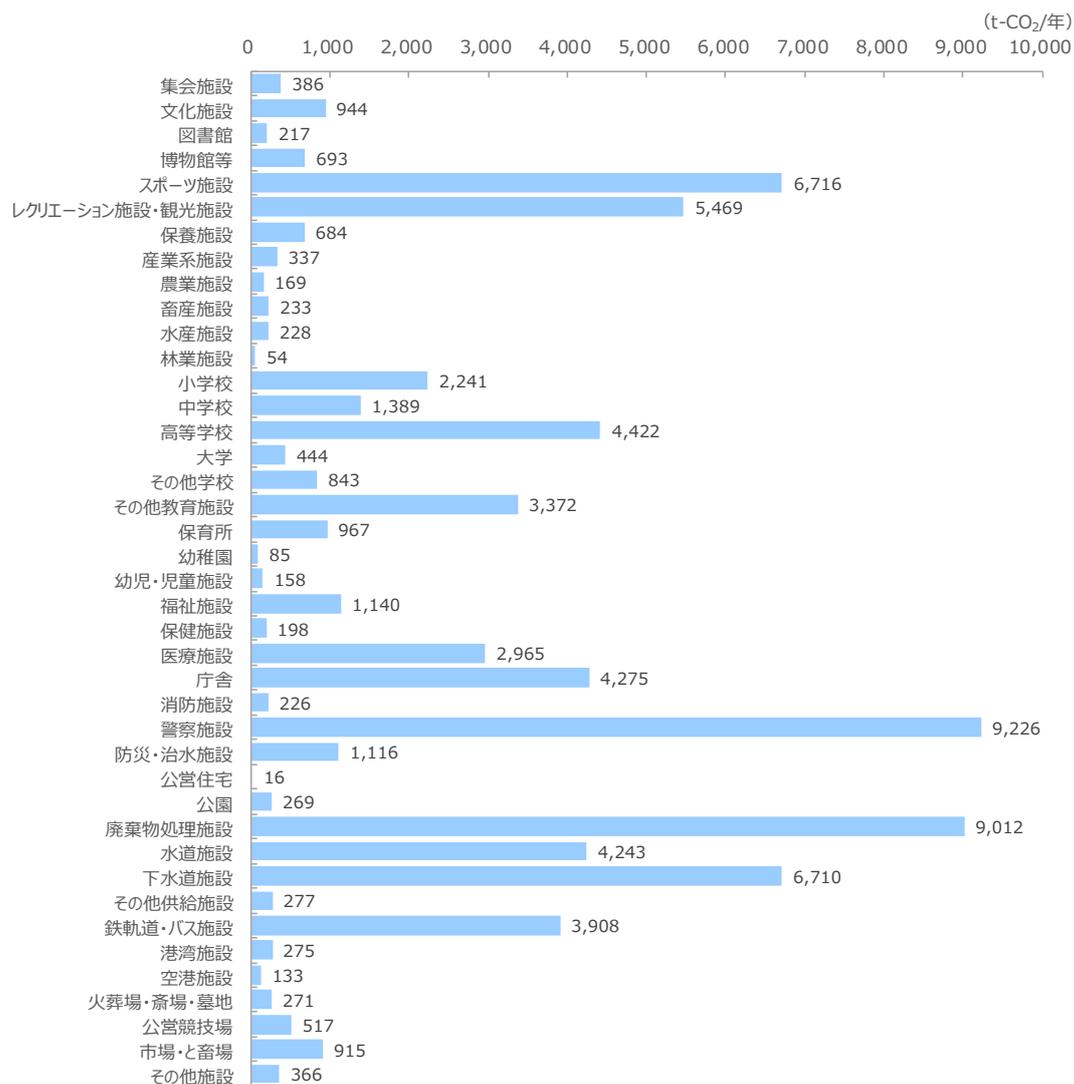
図表 221 施設類型毎の「延床面積」の平均値【基礎自治体】



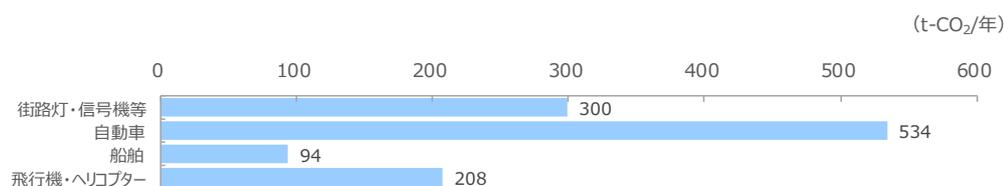
4) 施設・設備種別毎の「温室効果ガス排出量」 <Q1-11(1)>

都道府県・市町村（特別区含む。）における温室効果ガス排出量を施設・設備類型別に見ると、「警察施設」(9,226t)が最も多く、「廃棄物処理施設」(9,012t)、「スポーツ施設」(6,716t)と続く。

図表 222 施設類型毎の「温室効果ガス排出量」の平均値



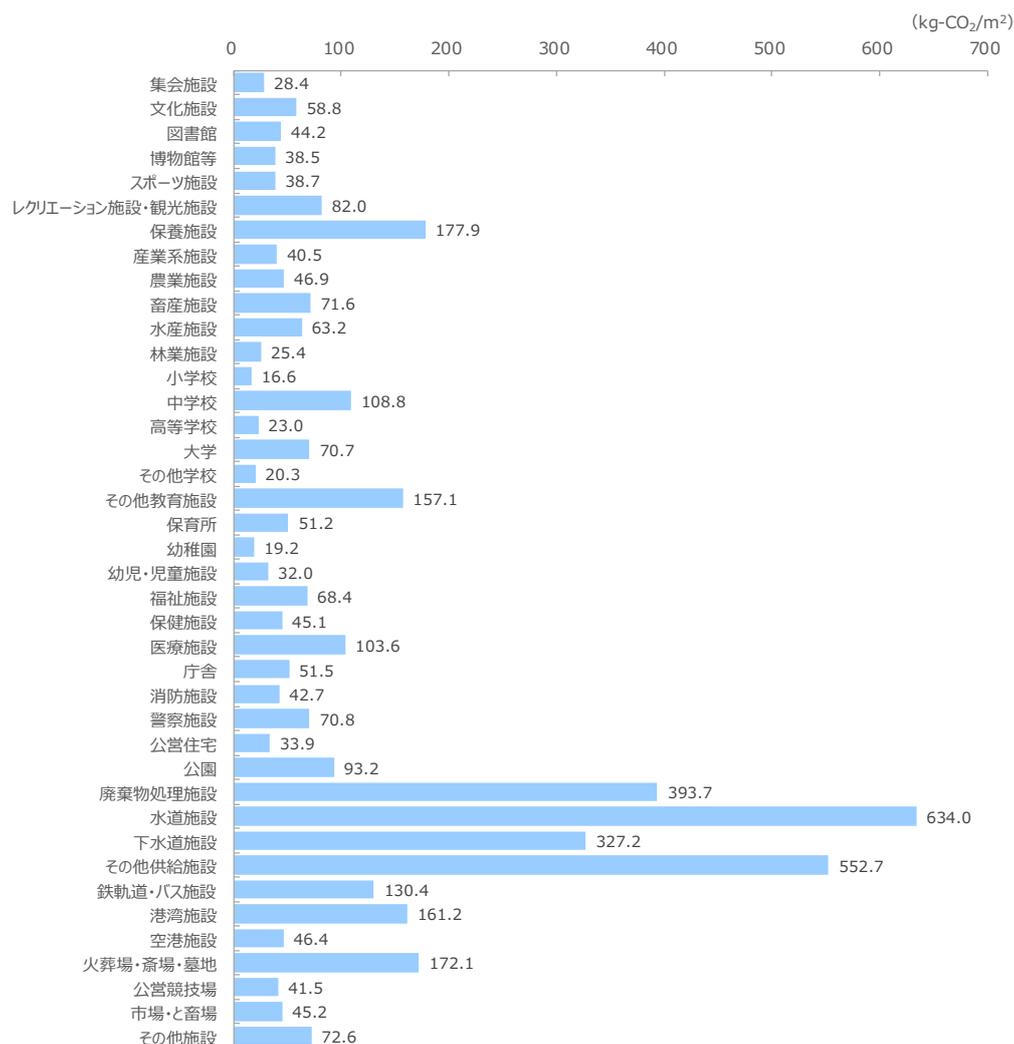
図表 223 設備類型毎の「温室効果ガス排出量」の平均値



5) 施設類型毎の「温室効果ガス排出原単位」 <Q1-11(1)>

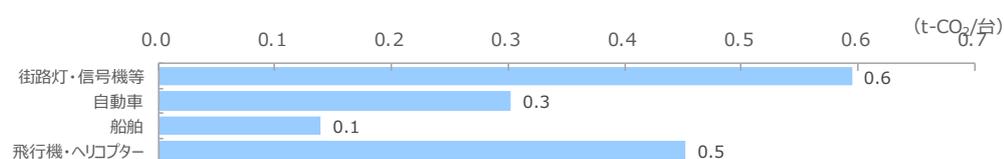
都道府県・市町村（特別区含む。）における施設・設備類型別の温室効果ガス排出量原単位（施設は延床面積あたり、設備は設備数あたり）の平均値を比較すると、施設の中では「水道施設」（634kg/m²）が最も多く、「その他供給施設」（552.7kg/m²）、「廃棄物処理施設」（393.7 kg/m²）と続く。

図表 224 施設類型毎の「温室効果ガス排出原単位」の平均値



※防災・治水施設は、延床面積の回答に大きなばらつきがあり、団体によって想定する単位が異なっている可能性が高いため、集計対象としていない。

図表 225 設備類型毎の「温室効果ガス排出原単位」の平均値



ただし、同じ施設・設備種別でも、規模や機能のばらつきが大きい場合には、平均値がその種別の標準的な姿を表していない可能性がある。

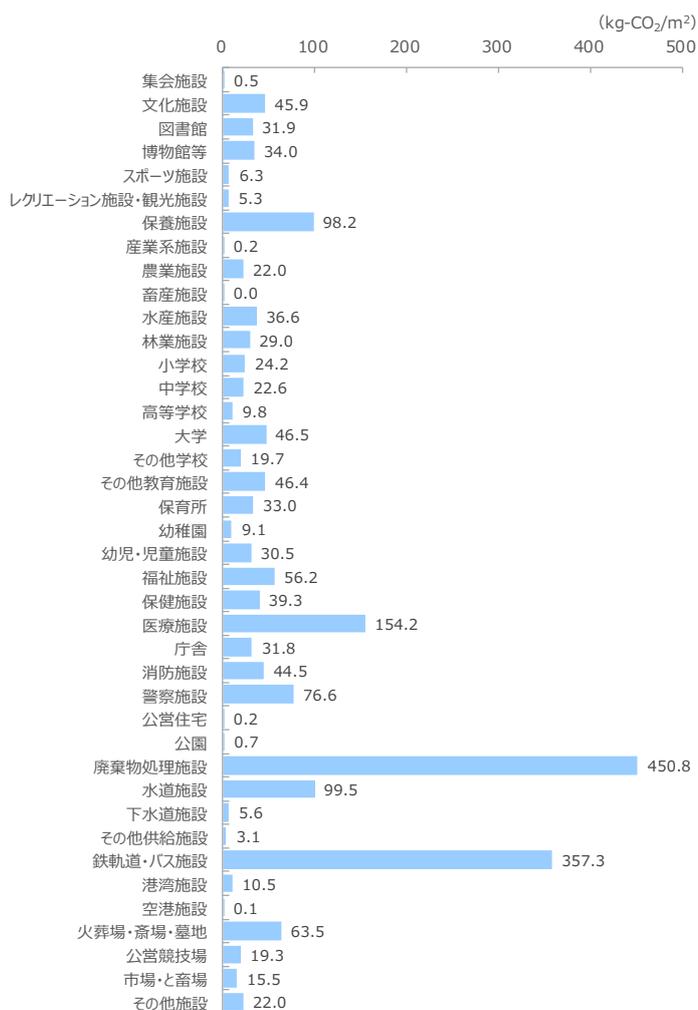
そこで、施設・設備規模と排出量の関係を見るために、延床面積を説明変数、排出量を被説明変数として回帰分析を行った。

その結果、施設の回帰係数（延床面積あたり排出量[kg-CO₂/m²])は、「一般廃棄物処理施設」(450.8)が最も大きく、「鉄軌道・バス施設」(357.3)、「医療施設」(154.2)が続く結果となった。ただし、決定係数が低い施設類型が含まれる点に注意が必要である。決定係数が低くなった要因としては、さまざまなタイプの施設が含まれていたり、機械・設備の占めるウェイトが大きいなど、必ずしも延床面積のみでは説明しづらいためと考えられる。

図表 226 回帰分析結果

	回帰係数	決定係数
集会施設	0.5435	0.009
文化施設	45.8879	0.708
図書館	31.8724	0.619
博物館等	33.9848	0.523
スポーツ施設	6.3098	0.112
レクリエーション施設・観光施設	5.3404	0.111
保養施設	98.2184	0.388
産業系施設	0.2406	0.095
農業施設	22.0421	0.690
畜産施設	0.0186	0.003
水産施設	36.5923	0.690
林業施設	29.0099	0.816
小学校	24.2350	0.778
中学校	22.6319	0.666
高等学校	9.7696	0.696
大学	46.5306	0.744
その他学校	19.6810	0.953
その他教育施設	46.3690	0.395
保育所	32.9829	0.541
幼稚園	9.0661	0.267
幼児・児童施設	30.5381	0.772
福祉施設	56.1757	0.598
保健施設	39.3360	0.620
医療施設	154.1995	0.928
庁舎	31.7555	0.939
消防施設	44.4665	0.619
警察施設	76.5919	0.780
公営住宅	0.1519	0.008
公園	0.6975	0.584
廃棄物処理施設	450.8269	0.308
水道施設	99.5320	0.201
下水道施設	5.6127	0.023
その他供給施設	3.0898	0.036
鉄軌道・バス施設	357.3433	0.976
港湾施設	10.5284	0.875
空港施設	0.0992	0.080
火葬場・斎場・墓地	63.5203	0.385
公営競技場	19.3192	0.385
市場・と畜場	15.4547	0.488
その他施設	21.9519	0.602

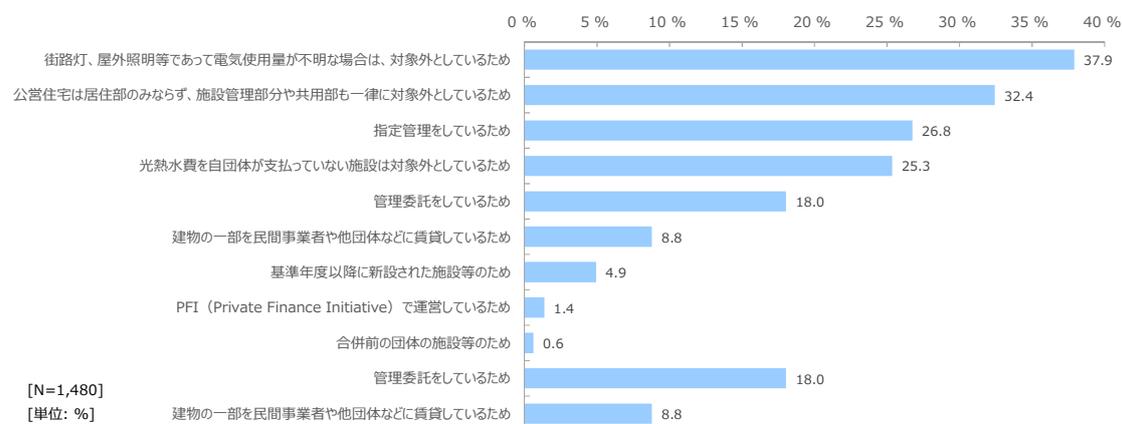
図表 227 回帰係数推定結果
(延床面積あたり排出量)【施設のみ】



6) 対象としていない主な理由 <Q1-11(2)>

都道府県・市町村（特別区含む。）において、事務事業編の対象としていない施設がある理由としては、「街路灯、屋外照明等であって電気使用量が不明な場合は、対象外としているため。」(37.9%) が最も多く、「公営住宅は居住部のみならず、施設管理部分や共用部も一律に対象外としているため。」(32.4%)、「指定管理をしているため。」(26.8%)、「光熱水費を自団体が支払っていない施設は対象外としているため。」(25.3%) と続く。

図表 228 対象としていない主な理由



	管理委託をしているため	指定管理をしているため	PFI (Private Finance Initiative) で運営しているため	街路灯、屋外照明等であって電気使用量が不明な場合は、対象外としているため	光熱水費を自団体が支払っていない施設は対象外としているため	公営住宅は居住部のみならず、施設管理部分や共用部も一律に対象外としているため	基準年度以降に新設された施設等のため	合併前の団体の施設等のため	建物の一部を民間事業者や他団体などに賃貸しているため	その他	不明	合計
全体	267	396	20	561	375	480	73	9	130	225	344	1,480
比率 (%)	18.0	26.8	1.4	37.9	25.3	32.4	4.9	0.6	8.8	15.2	23.2	

(12) 再生可能エネルギー又は未利用エネルギーを活用するための設備の導入状況 <Q1-12>

1) 再生可能エネルギー又は未利用エネルギーを活用するための設備の導入状況 <Q1-12(1)>

都道府県・市町村（特別区含む。）における再生可能エネルギー又は未利用エネルギーの導入状況を見ると、都道府県・人口3万人以上の市町村（特別区含む。）に関しては、どの団体区分においても概ね90%以上の団体が「太陽光発電」を導入している。その他のエネルギーに関しては、バイオマス熱利用、太陽熱利用、廃棄物熱利用、風力発電を導入している割合が高い。

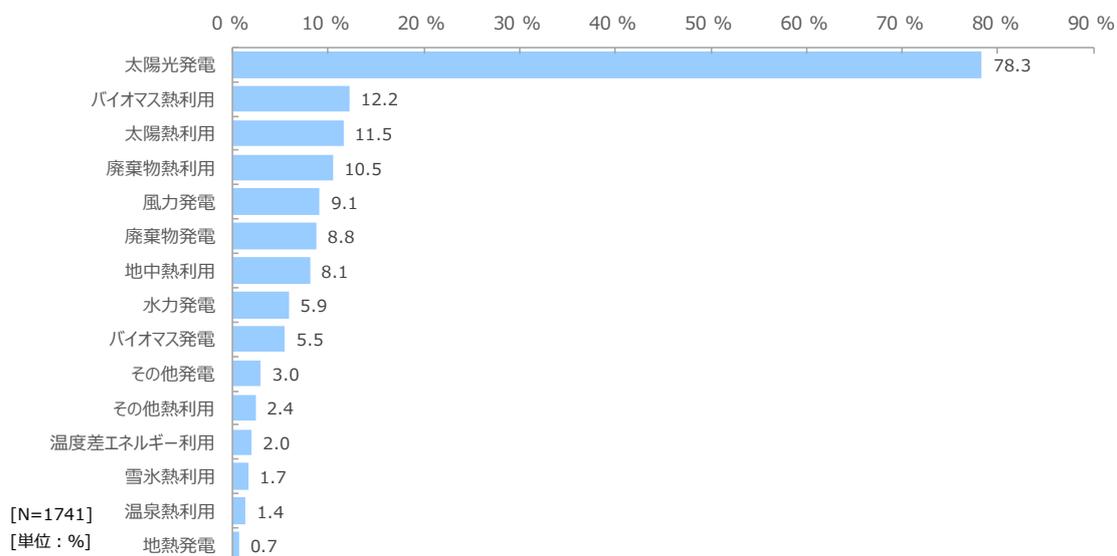
図表 229 再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況
【団体区分×エネルギー種類別】

	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	廃棄物発電	その他発電	太陽熱利用	地中熱利用	雪氷熱利用	バイオマス熱利用	廃棄物熱利用	温泉熱利用	温度差エネルギー利用	その他熱利用	
全体(N=1,788)	78.7	10.0	7.0	0.7	6.0	8.7	3.0	11.9	8.4	1.8	12.8	10.3	1.3	2.4	2.7	
都道府県(N=47)	95.7	42.6	48.9	2.1	25.5	6.4	4.3	25.5	21.3	6.4	34.0	4.3	0.0	17.0	14.9	
政令指定都市(N=20)	100.0	65.0	60.0	0.0	45.0	95.0	10.0	80.0	45.0	5.0	50.0	55.0	0.0	10.0	20.0	
中核市(N=60)	100.0	36.7	31.7	1.7	28.3	73.3	16.7	48.3	21.7	8.3	25.0	53.3	0.0	13.3	8.3	
施行時特例市(N=25)	100.0	28.0	28.0	0.0	20.0	56.0	12.0	28.0	8.0	4.0	12.0	52.0	4.0	4.0	12.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	100.0	23.2	8.8	0.0	10.5	27.1	6.6	29.3	12.7	1.1	12.7	30.9	1.7	4.4	3.9	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	90.4	10.2	5.4	0.4	5.4	4.8	3.2	9.6	9.6	0.6	13.4	9.8	1.4	1.4	2.6	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	76.9	2.7	2.9	1.1	2.0	0.5	0.7	5.7	5.7	1.8	8.8	3.4	0.7	0.7	0.5	
人口1万人未満の市町村(N=512)	55.5	2.3	1.8	0.8	2.0	0.2	1.2	4.5	4.1	1.8	10.7	1.2	2.0	1.2	1.6	

回答数	太陽光発電	風力発電	水力発電	地熱発電	バイオマス発電	廃棄物発電	その他発電	太陽熱利用	地中熱利用	雪氷熱利用	バイオマス熱利用	廃棄物熱利用	温泉熱利用	温度差エネルギー利用	その他熱利用	全体	
全体	1,408	179	126	13	108	156	54	213	151	32	228	184	24	43	49	1,788	
都道府県	45	20	23	1	12	3	2	12	10	3	16	2	0	8	7	47	
政令指定都市	20	13	12	0	9	19	2	16	9	1	10	11	0	2	4	20	
中核市	60	22	19	1	17	44	10	29	13	5	15	32	0	8	5	60	
施行時特例市	25	7	7	0	5	14	3	7	2	1	3	13	1	1	3	25	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	181	42	16	0	19	49	12	53	23	2	23	56	3	8	7	181	
人口3万人以上10万人未満の市区町村	453	51	27	2	27	24	16	48	48	3	67	49	7	7	13	501	
人口1万人以上3万人未満の市町村	340	12	13	5	9	2	3	25	25	8	39	15	3	3	2	442	
人口1万人未満の市町村	284	12	9	4	10	1	6	23	21	9	55	6	10	6	8	512	
比率 (%)	全体(N=1,788)	78.7	10.0	7.0	0.7	6.0	8.7	3.0	11.9	8.4	1.8	12.8	10.3	1.3	2.4	2.7	100.0
	都道府県(N=47)	95.7	42.6	48.9	2.1	25.5	6.4	4.3	25.5	21.3	6.4	34.0	4.3	0.0	17.0	14.9	100.0
	政令指定都市(N=20)	100.0	65.0	60.0	0.0	45.0	95.0	10.0	80.0	45.0	5.0	50.0	55.0	0.0	10.0	20.0	100.0
	中核市(N=60)	100.0	36.7	31.7	1.7	28.3	73.3	16.7	48.3	21.7	8.3	25.0	53.3	0.0	13.3	8.3	100.0
	施行時特例市(N=25)	100.0	28.0	28.0	0.0	20.0	56.0	12.0	28.0	8.0	4.0	12.0	52.0	4.0	4.0	12.0	100.0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	100.0	23.2	8.8	0.0	10.5	27.1	6.6	29.3	12.7	1.1	12.7	30.9	1.7	4.4	3.9	100.0
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	90.4	10.2	5.4	0.4	5.4	4.8	3.2	9.6	9.6	0.6	13.4	9.8	1.4	1.4	2.6	100.0
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	76.9	2.7	2.9	1.1	2.0	0.5	0.7	5.7	5.7	1.8	8.8	3.4	0.7	0.7	0.5	100.0
	人口1万人未満の市町村(N=512)	55.5	2.3	1.8	0.8	2.0	0.2	1.2	4.5	4.1	1.8	10.7	1.2	2.0	1.2	1.6	100.0

基礎自治体における再生可能エネルギー又は未利用エネルギーの導入状況を見ると、「太陽光発電」を導入している団体割合は78.3%と一番多く、「バイオマス熱利用」(12.2%)、「太陽熱利用」(11.5%)、「廃棄物熱利用」(10.5%)と続く。

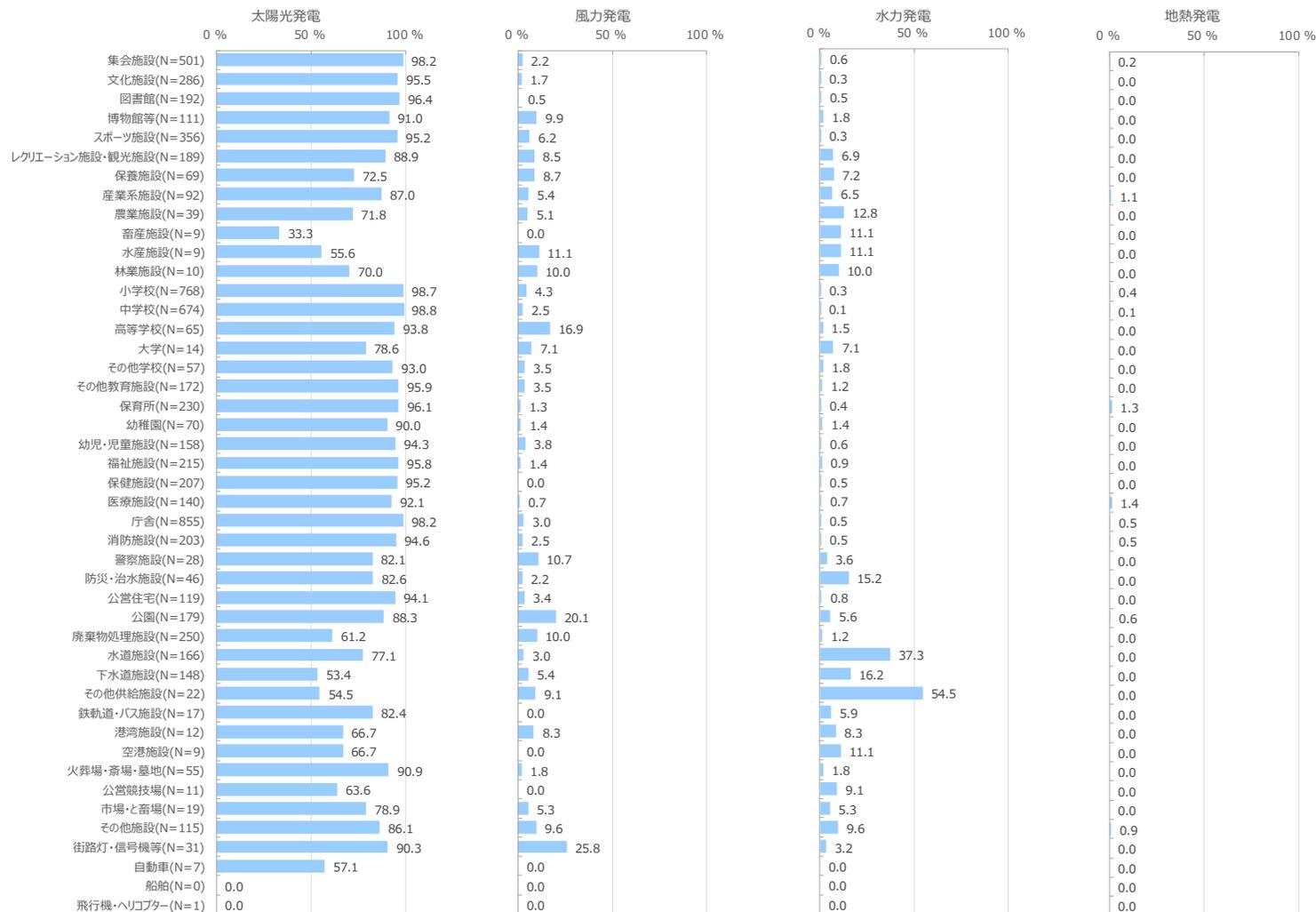
図表 230 再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況
【基礎自治体】



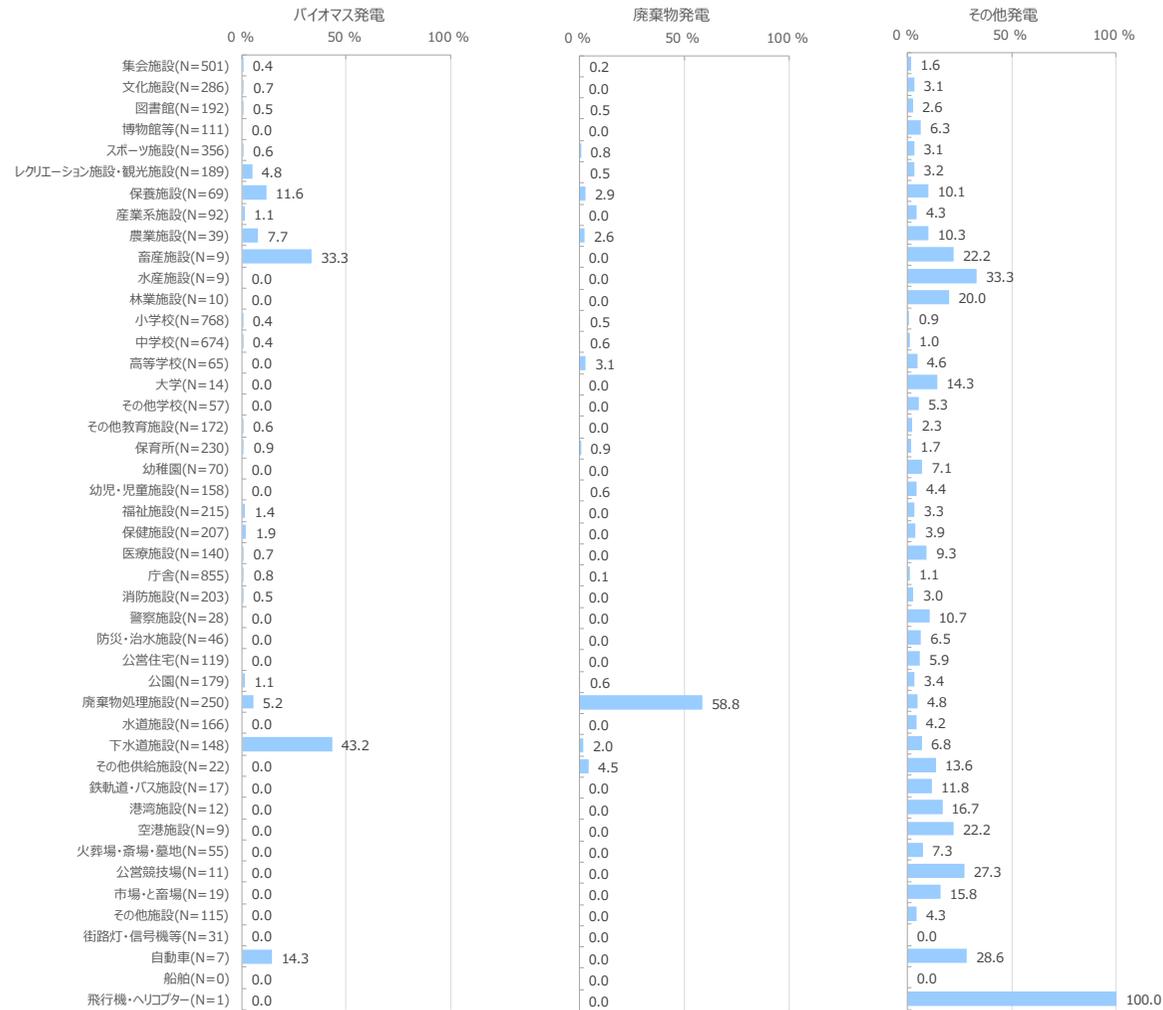
	太陽光発電	バイオマス熱利用	太陽熱利用	廃棄物熱利用	風力発電	廃棄物発電	地中熱利用	水力発電	バイオマス発電	その他発電	その他熱利用	温度差エネルギー利用	雪氷熱利用	温泉熱利用	地熱発電	全体
回答数	1,363	212	201	182	159	153	141	103	96	52	42	35	29	24	12	1,741
比率 (%)	78.3	12.2	11.5	10.5	9.1	8.8	8.1	5.9	5.5	3.0	2.4	2.0	1.7	1.4	0.7	100.00

施設・設備種別ごとの再生可能エネルギー又は未利用エネルギーの導入状況を次頁以降に示す。

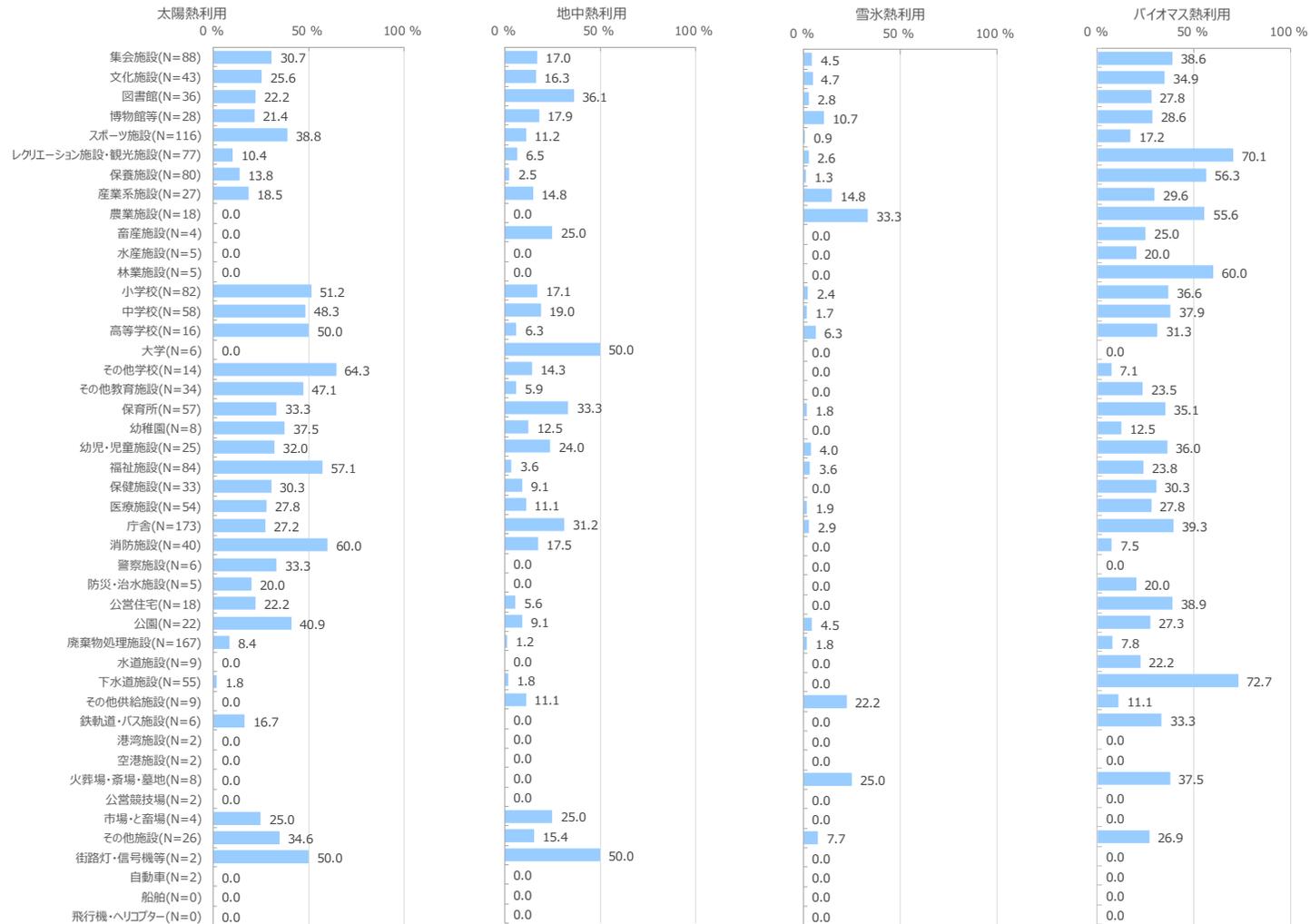
図表 231 再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況【施設種別×エネルギー種類別】(1/4)



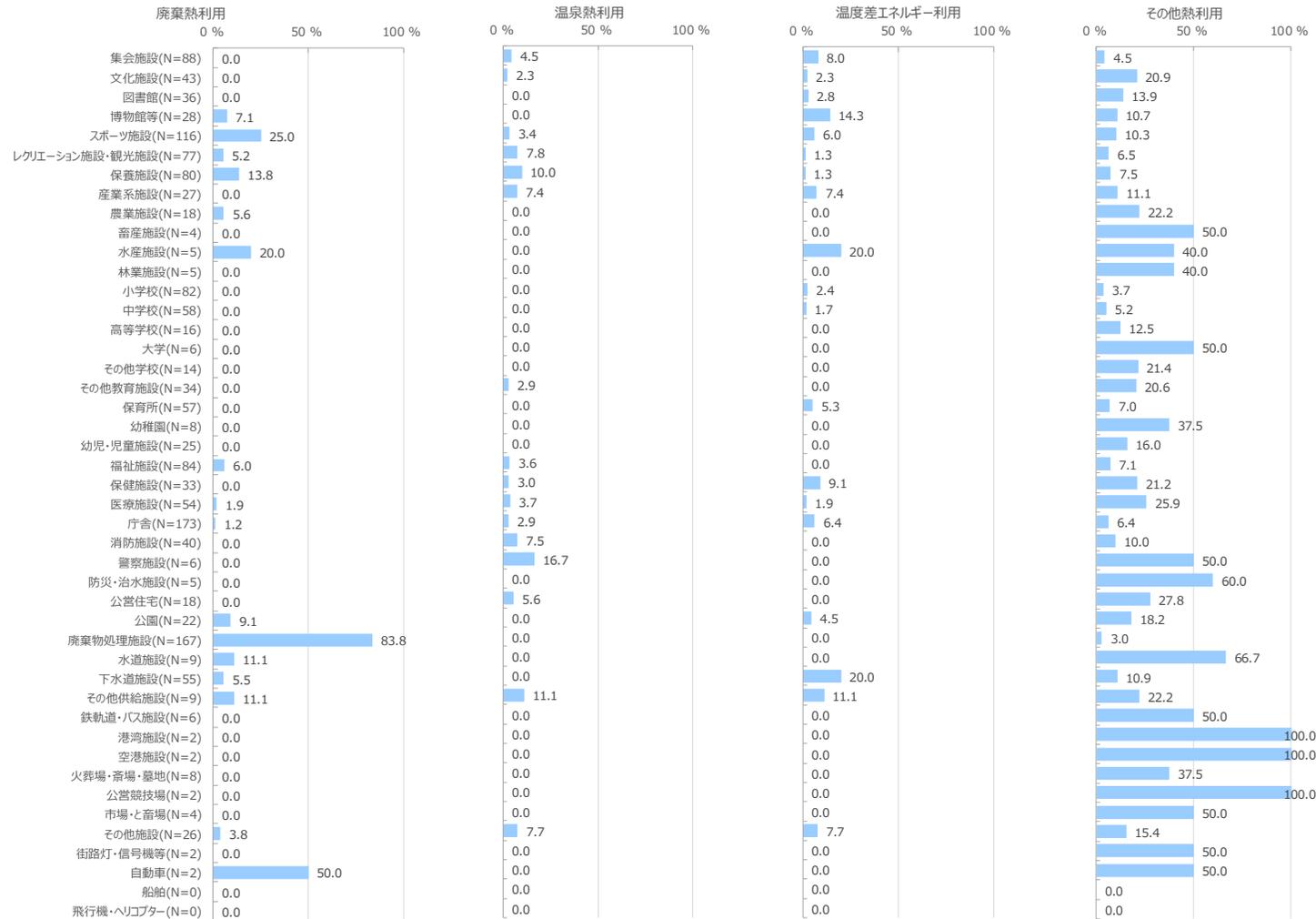
図表 232 再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況【施設種別×エネルギー種類別】(2/4)



図表 233 再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況【施設種別×エネルギー種類別】(3/4)



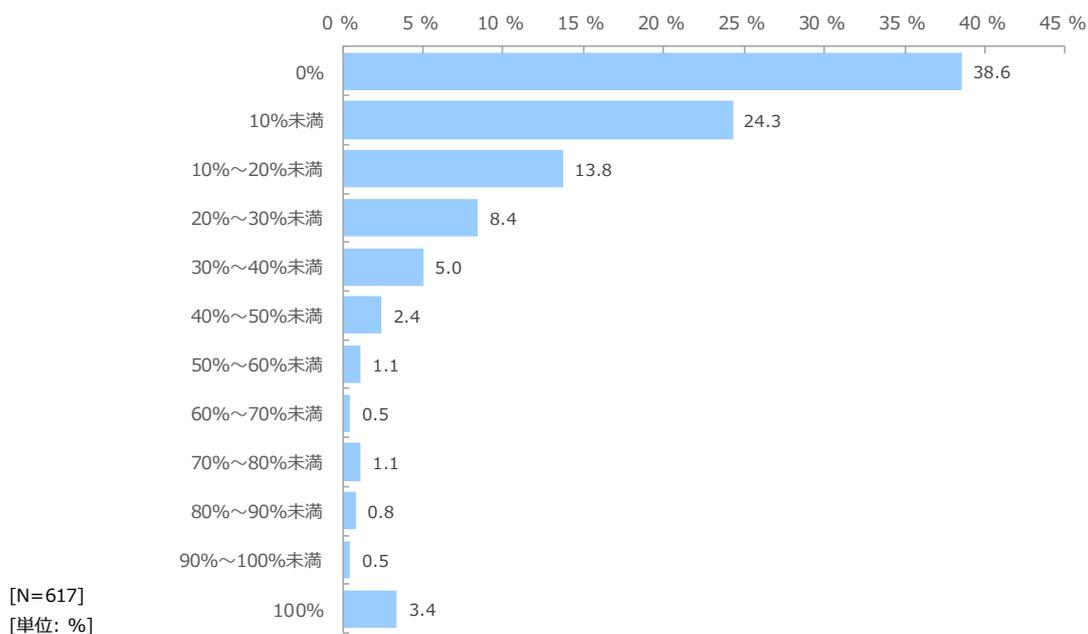
図表 234 再エネ又は未利用エネを活用するための設備の導入状況【施設種別×エネルギー種類別】(4/4)



2) 自律分散型エネルギー設備導入状況 <Q1-12(2)>

事務事業編の対象としている防災拠点施設（避難所・緊急避難場所として指定されている施設）における自律分散型エネルギー設備導入割合について、回答のあった団体のうち 38.6%の団体が「0%（導入していない）」と回答している。

図表 235 防災拠点施設における自律分散型エネルギー導入割合

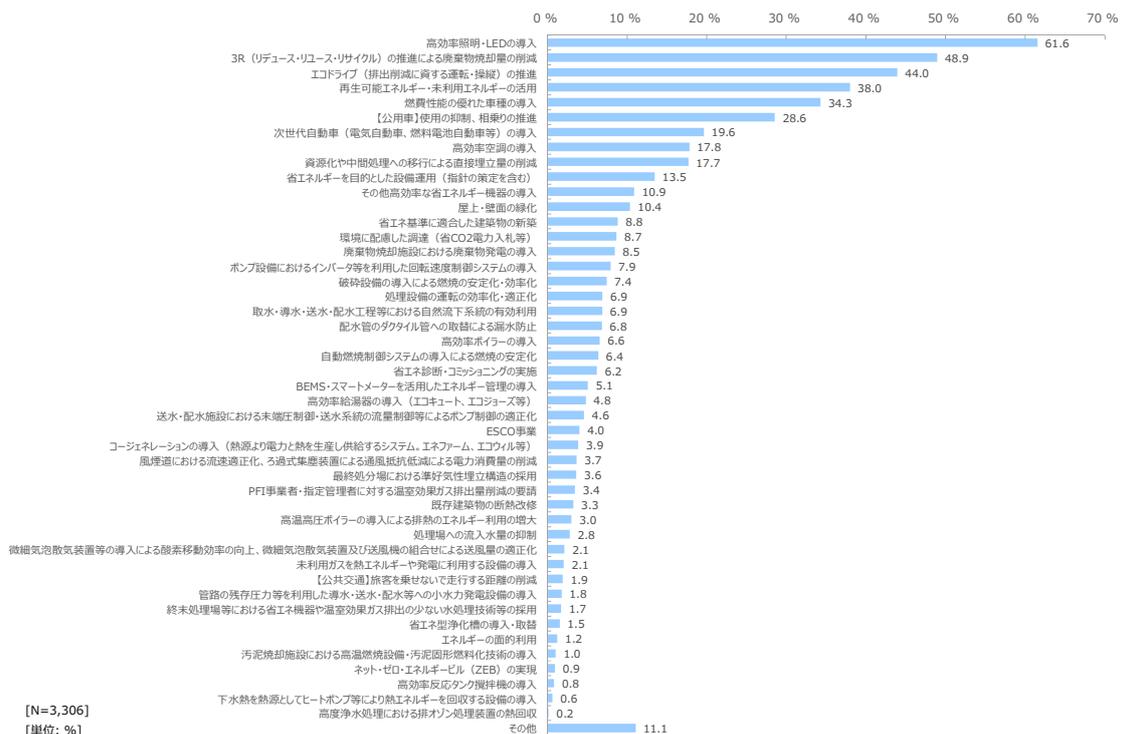


(13) 温室効果ガス削減に向けて実施している取組 <Q1-13>

温室効果ガス削減に向けて実施している取組としては、「高効率照明・LEDの導入」(61.6%)、「3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進による廃棄物焼却量の削減」(48.9%)、「エコドライブ(排出削減に資する運転・操縦)の推進」(44.0%)、「再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用」(38.0%)、「燃費性能の優れた車種の導入」(34.3%)が多い。

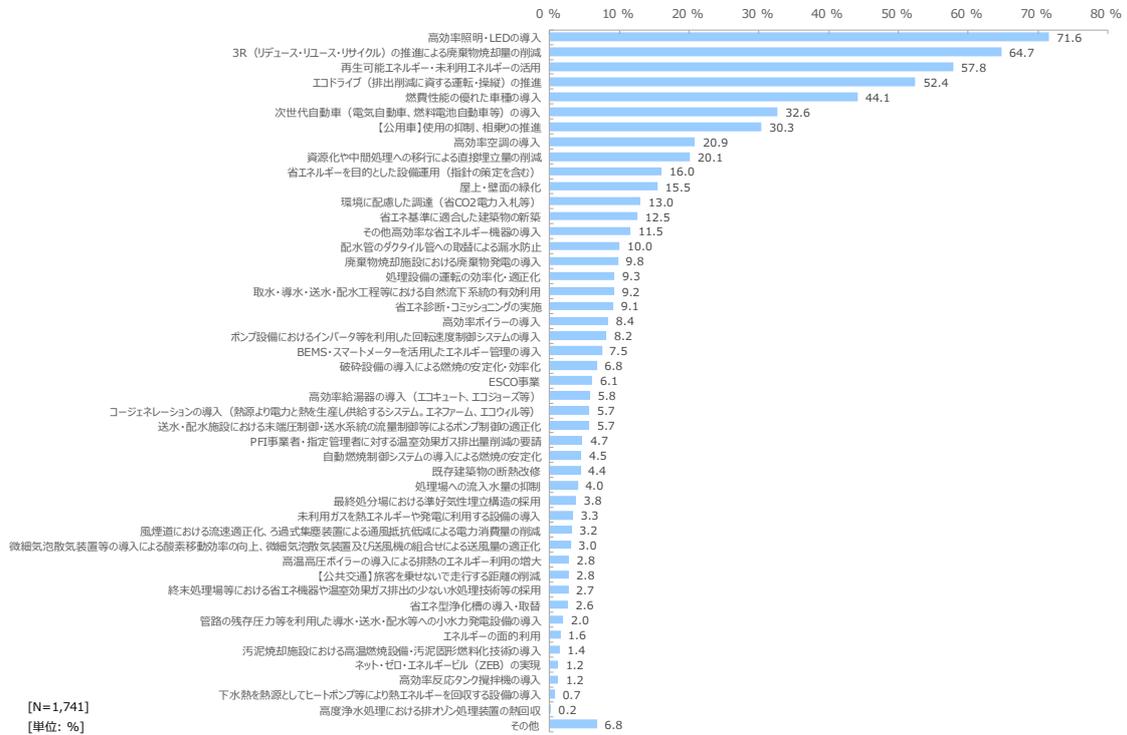
基礎自治体に限ってみると、「高効率照明・LEDの導入」(71.6%)、「3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進による廃棄物焼却量の削減」(64.7%)、「再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用」(57.8%)、「エコドライブ(排出削減に資する運転・操縦)の推進」(52.4%)、「燃費性能の優れた車種の導入」(44.1%)と続く。

図表 236 温室効果ガス削減に向けて実施している取組



[N=3,306]
[単位: %]

図表 237 温室効果ガス削減に向けて実施している取組
【基礎自治体】



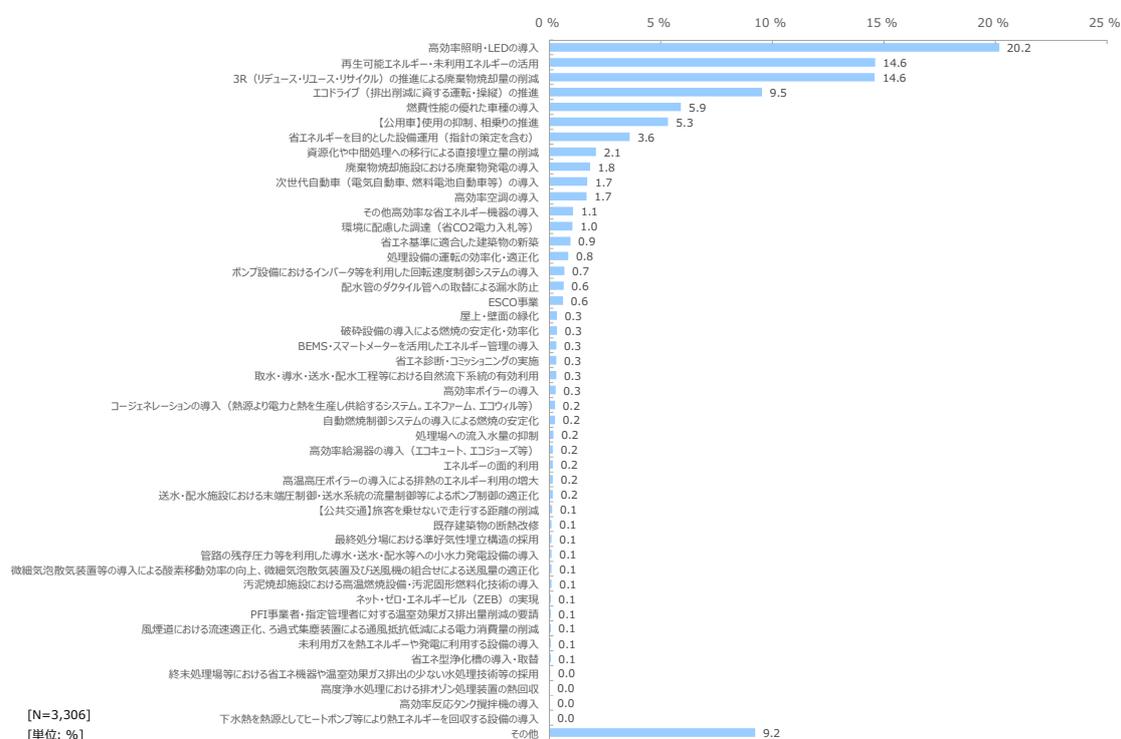
[N=1,741]

[単位: %]

また、温室効果ガス削減に向けて“特に力を入れて実施した取組”としては、「高効率照明・LEDの導入」(20.2%)、「再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用」(14.6%)「3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進による廃棄物焼却量の削減」(14.6%)、「エコドライブ(排出削減に資する運転・操縦)の推進」(9.5%)が多い。

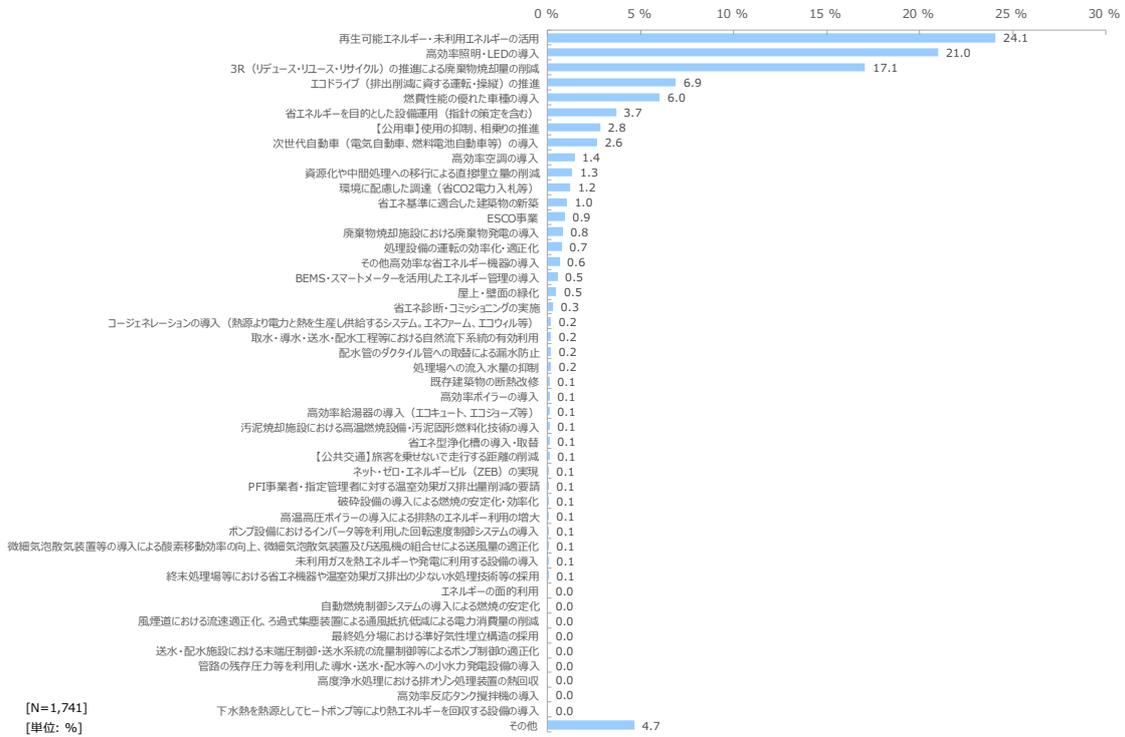
基礎自治体に限ってみると、「再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用」(24.1%)が最も多く、「高効率照明・LEDの導入」(21.0%)、「3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進による廃棄物焼却量の削減」(17.1%)と続く。

図表 238 温室効果ガス削減に向けて特に力を入れて実施した取組



[N=3,306]
[単位: %]

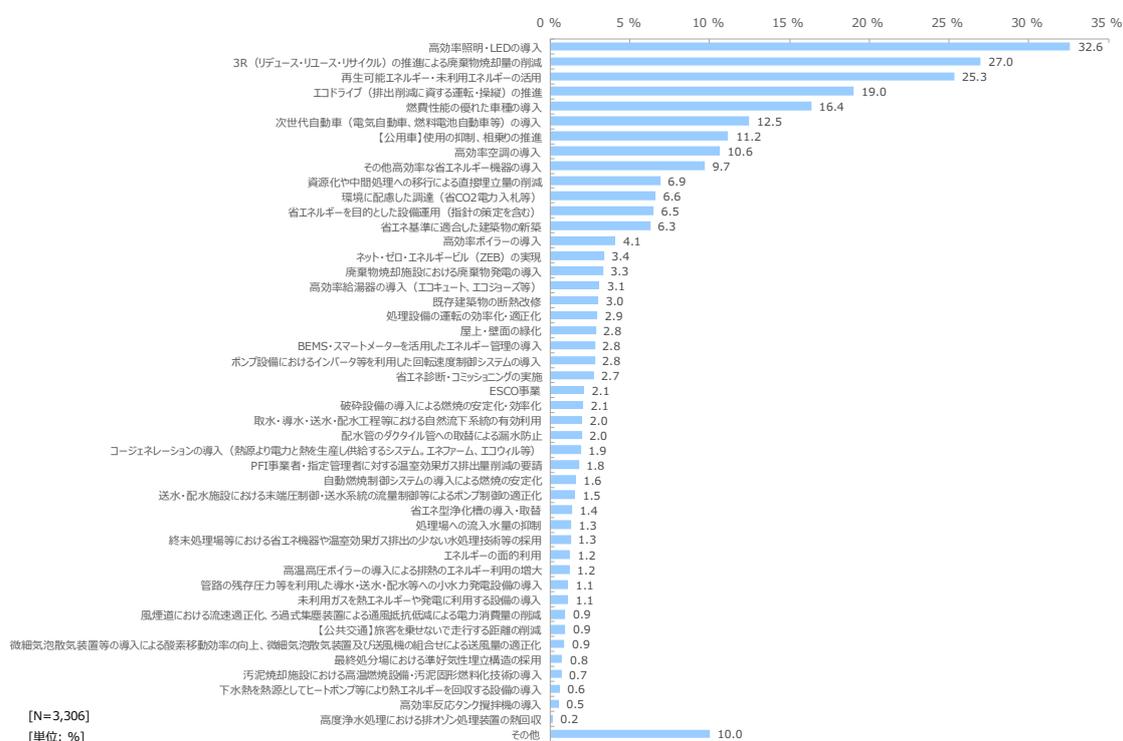
図表 239 温室効果ガス削減に向けて特に力を入れて実施した取組
【基礎自治体】



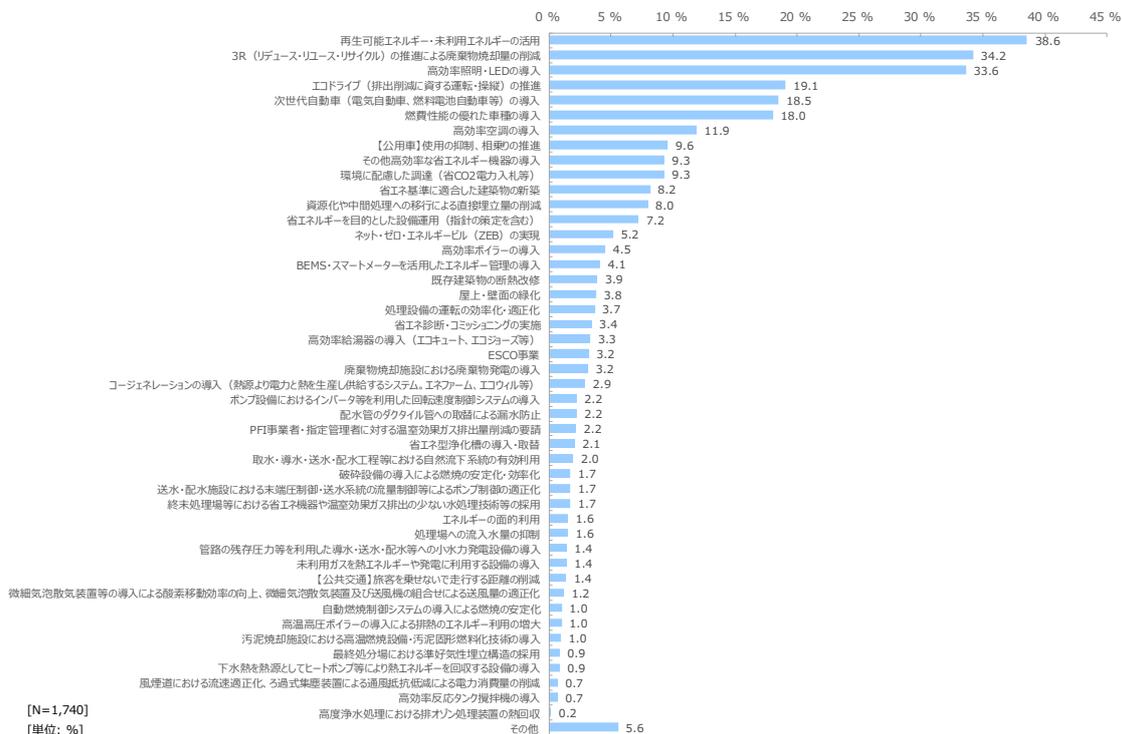
“今後実施したい取組”については「高効率照明・LEDの導入」(32.6%)が最も高く、次いで「3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進による廃棄物焼却量の削減」(27.0%)、「再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用」(25.3%)、「エコドライブ(排出削減に資する運転・操縦)の推進」(19.0%)と続く。

基礎自治体に限ってみると、「再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用」(38.6%)が最も多く、「3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進による廃棄物焼却量の削減」(34.2%)「高効率照明・LEDの導入」(33.6%)、と続く。

図表 240 温室効果ガス削減に向けて今後実施したい取組



図表 241 温室効果ガス削減に向けて今後実施したい取組【基礎自治体】



[N=1,740]

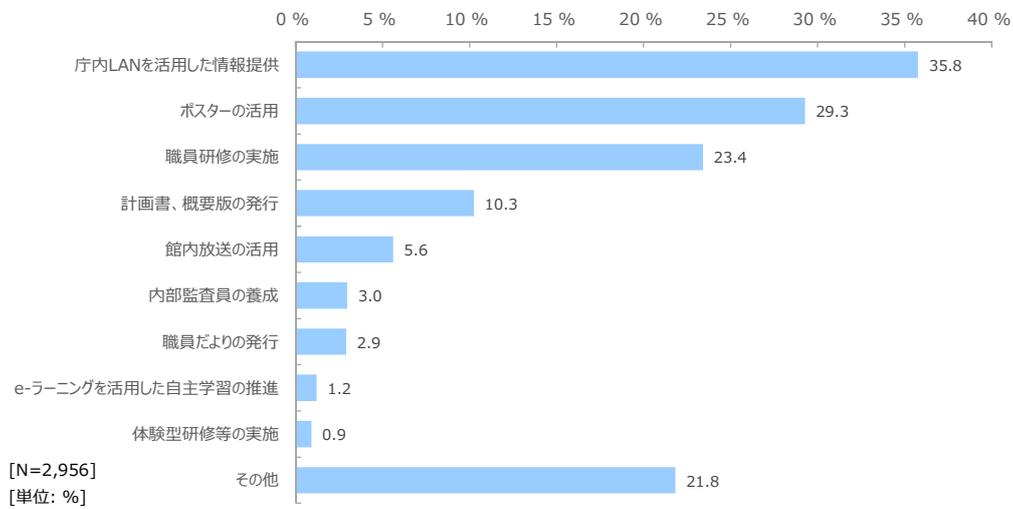
[単位: %]

(14) 職員に対する取組 <Q1-14>

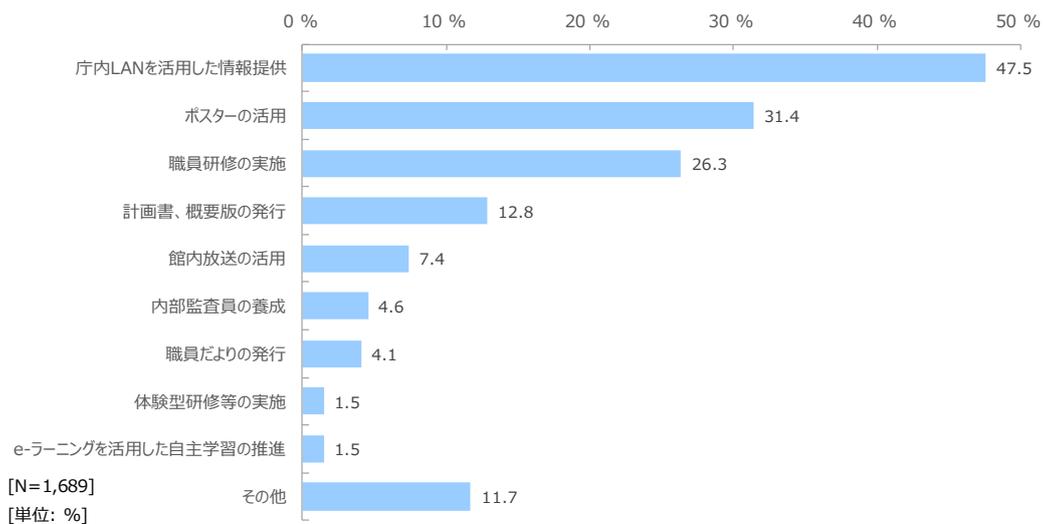
1) 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況 <Q1-14(1)>

回答団体全体における温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の取組としては、「庁内LANを活用した情報提供」(35.8%)が最も多く、「ポスターの活用」(29.3%)、「職員研修の実施」(23.4%)と続く。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 242 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況

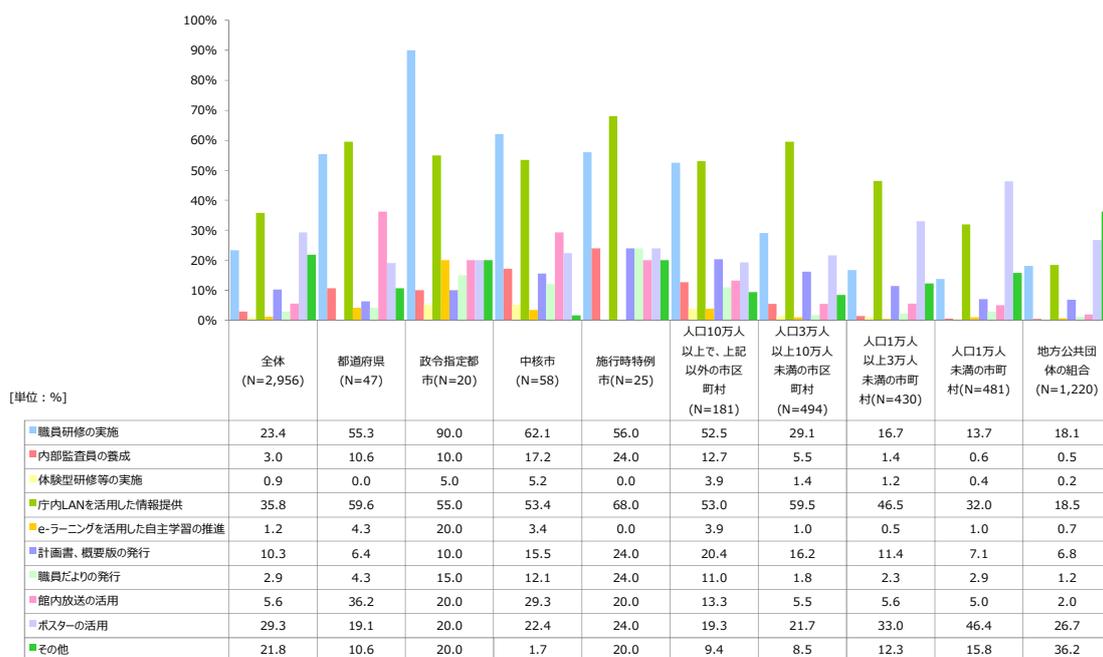


図表 243 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、規模の大きな団体では「職員研修の実施」が多い。「庁内LANを活用した情報提供」は規模によらず実施されている。小規模な団体や地方公共団体の組合では「ポスターの活用」が多い。

図表 244 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況【団体区分別】

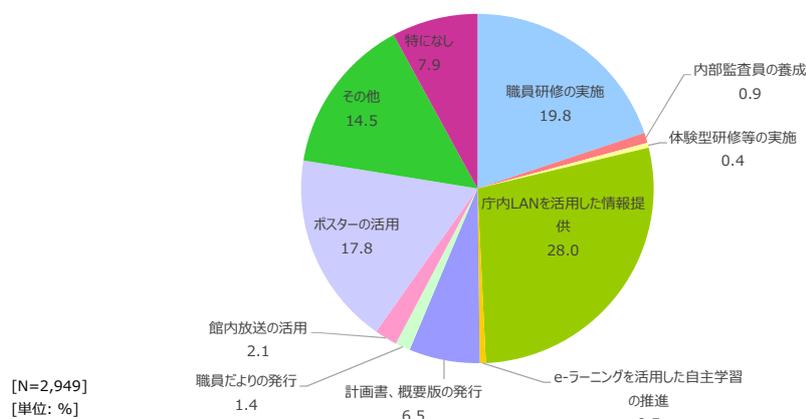


	職員研修の実施	内部監査員の養成	体験型研修等の実施	庁内LANを活用した情報提供	e-ラーニングを活用した自主学習の推進	計画書、概要版の発行	職員だけの発行	館内放送の活用	ポスターの活用	その他	合計
回答数											
全体	692	88	27	1,057	36	303	86	166	865	645	2,956
都道府県	26	5	0	28	2	3	2	17	9	5	47
政令指定都市	18	2	1	11	4	2	3	4	4	4	20
中核市	36	10	3	31	2	9	7	17	13	1	58
施行時特例市	14	6	0	17	0	6	6	5	6	5	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	95	23	7	96	7	37	20	24	35	17	181
人口3万人以上10万人未満の市区町村	144	27	7	294	5	80	9	27	107	42	494
人口1万人以上3万人未満の市町村	72	6	5	200	2	49	10	24	142	53	430
人口1万人未満の市町村	66	3	2	154	5	34	14	24	223	76	481
地方公共団体の組合	221	6	2	226	9	83	15	24	326	442	1,220
比率 (%)											
全体 (N=2,956)	23.4	3.0	0.9	35.8	1.2	10.3	2.9	5.6	29.3	21.8	
都道府県 (N=47)	55.3	10.6	0.0	59.6	4.3	6.4	4.3	36.2	19.1	10.6	
政令指定都市 (N=20)	90.0	10.0	5.0	55.0	20.0	10.0	15.0	20.0	20.0	20.0	
中核市 (N=58)	62.1	17.2	5.2	53.4	3.4	15.5	12.1	29.3	22.4	1.7	
施行時特例市 (N=25)	56.0	24.0	0.0	68.0	0.0	24.0	24.0	20.0	24.0	20.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=181)	52.5	12.7	3.9	53.0	3.9	20.4	11.0	13.3	19.3	9.4	
人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=494)	29.1	5.5	1.4	59.5	1.0	16.2	1.8	5.5	21.7	8.5	
人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=430)	16.7	1.4	1.2	46.5	0.5	11.4	2.3	5.6	33.0	12.3	
人口1万人未満の市町村 (N=481)	13.7	0.6	0.4	32.0	1.0	7.1	2.9	5.0	46.4	15.8	
地方公共団体の組合 (N=1,220)	18.1	0.5	0.2	18.5	0.7	6.8	1.2	2.0	26.7	36.2	

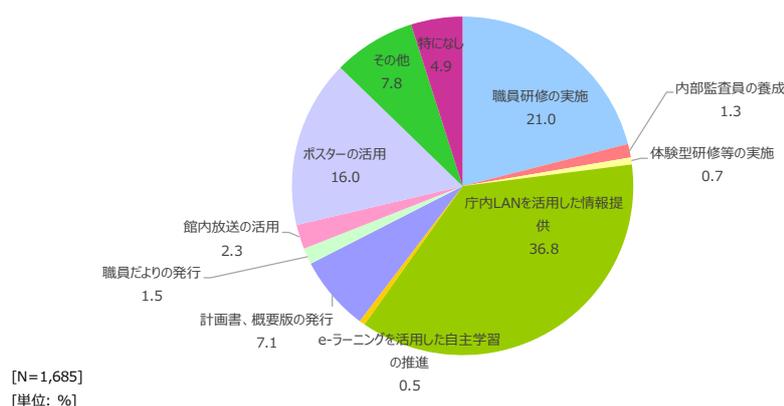
2) 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況：最も効果的と考える取組 <Q1-14(1)>

回答団体全体における温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の中で最も効果的と考える取組としては、「庁内LANを活用した情報提供」(28.0%)が最も多く、「職員研修の実施」(19.8%)、「ポスターの活用」(17.8%)と続く。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 245 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況
最も効果的と考える取組



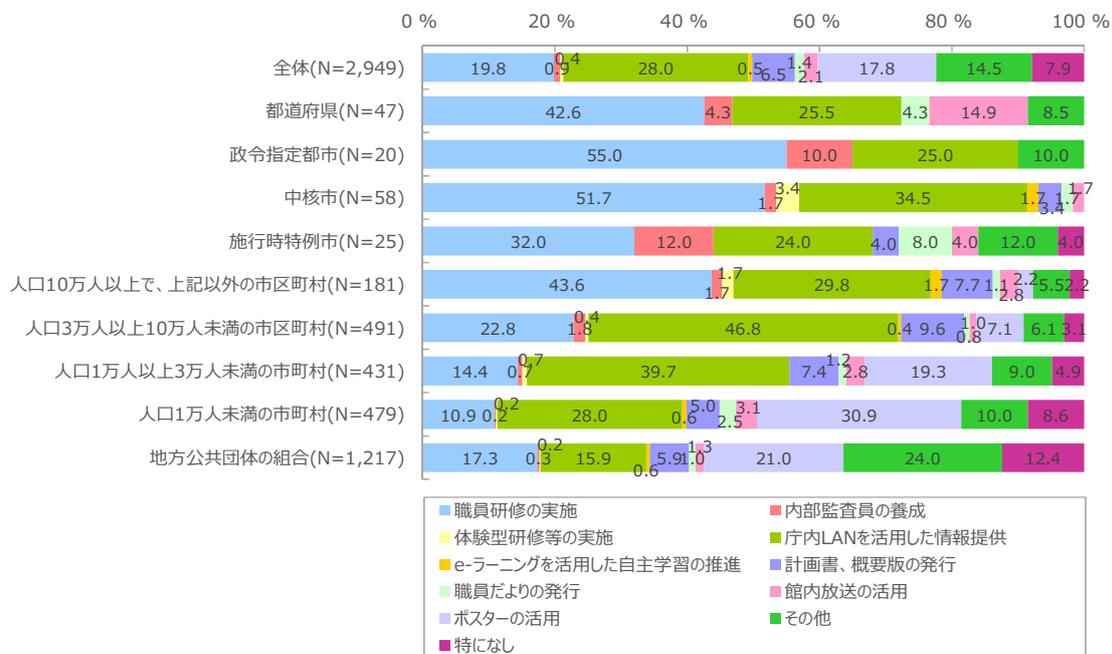
図表 246 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況
最も効果的と考える取組【基礎自治体】



	職員研修の実施	内部監査員の養成	体験型研修等の実施	庁内LANを活用した情報提供	e-ラーニングを活用した自主学習の推進	計画書、概要版の発行	職員だよりの発行	館内放送の活用	ポスターの活用	その他	特になし	合計
全体	354	22	11	620	9	120	26	39	270	132	82	1,685
比率	21.0	1.3	0.7	36.8	0.5	7.1	1.5	2.3	16.0	7.8	4.9	

地方公共団体の区分別に見ると、大規模な団体では「職員研修の実施」、小規模な団体では「庁内LANを活用した情報提供」の割合が高い。

図表 247 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況
最も効果的と考える取組【団体区分別】



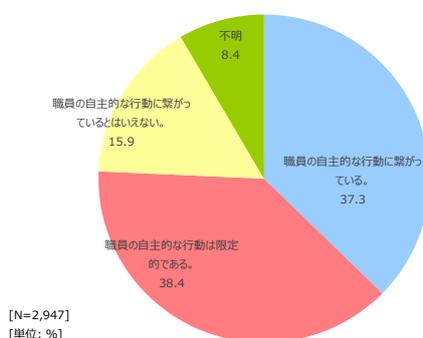
職員研修の実施	内部監査員の養成	体験型研修等の実施	庁内LANを活用した情報提供	e-ラーニングを活用した自主学習の推進	計画書、概要版の発行	職員だけの発行	館内放送の活用	ポスターの活用	その他	特になし	合計		
全体	全体	585	28	13	826	16	192	40	62	526	428	233	2,949
	都道府県	20	2	0	12	0	0	2	7	0	4	0	47
	政令指定都市	11	2	0	5	0	0	0	0	0	2	0	20
	中核市	30	1	2	20	1	2	1	1	0	0	0	58
	施行時特例市	8	3	0	6	0	1	2	1	0	3	1	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	79	3	3	54	3	14	2	5	4	10	4	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	112	9	2	230	2	47	4	5	35	30	15	491
	人口1万人以上3万人未満の市町村	62	3	3	171	0	32	5	12	83	39	21	431
	人口1万人未満の市町村	52	1	1	134	3	24	12	15	148	48	41	479
	地方公共団体の組合	211	4	2	194	7	72	12	16	256	292	151	1,217
比率	全体(N=2,949)	19.8	0.9	0.4	28.0	0.5	6.5	1.4	2.1	17.8	14.5	7.9	
	都道府県(N=47)	42.6	4.3	0.0	25.5	0.0	0.0	4.3	14.9	0.0	8.5	0.0	
	政令指定都市(N=20)	55.0	10.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	
	中核市(N=58)	51.7	1.7	3.4	34.5	1.7	3.4	1.7	1.7	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=25)	32.0	12.0	0.0	24.0	0.0	4.0	8.0	4.0	0.0	12.0	4.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	43.6	1.7	1.7	29.8	1.7	7.7	1.1	2.8	2.2	5.5	2.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=491)	22.8	1.8	0.4	46.8	0.4	9.6	0.8	1.0	7.1	6.1	3.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=431)	14.4	0.7	0.7	39.7	0.0	7.4	1.2	2.8	19.3	9.0	4.9	
	人口1万人未満の市町村(N=479)	10.9	0.2	0.2	28.0	0.6	5.0	2.5	3.1	30.9	10.0	8.6	
	地方公共団体の組合(N=1,217)	17.3	0.3	0.2	15.9	0.6	5.9	1.0	1.3	21.0	24.0	12.4	

3) 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況：職員による自主的な行動への効果 <Q1-14(3)>

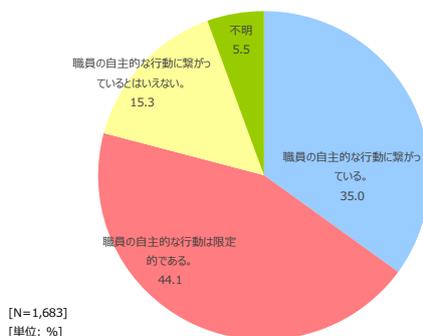
回答団体全体における温室効果ガス削減に向けた職員による自主的な行動への効果としては、「職員の自主的な行動は限定的である。」(38.4%)と「職員の自主的な行動に繋がっている。」(37.3%)が概ね同程度となっている。

基礎自治体に限ってみると「職員の自主的な行動は限定的である。」は44.1%となっている。

図表 248 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況
職員による自主的な行動への効果



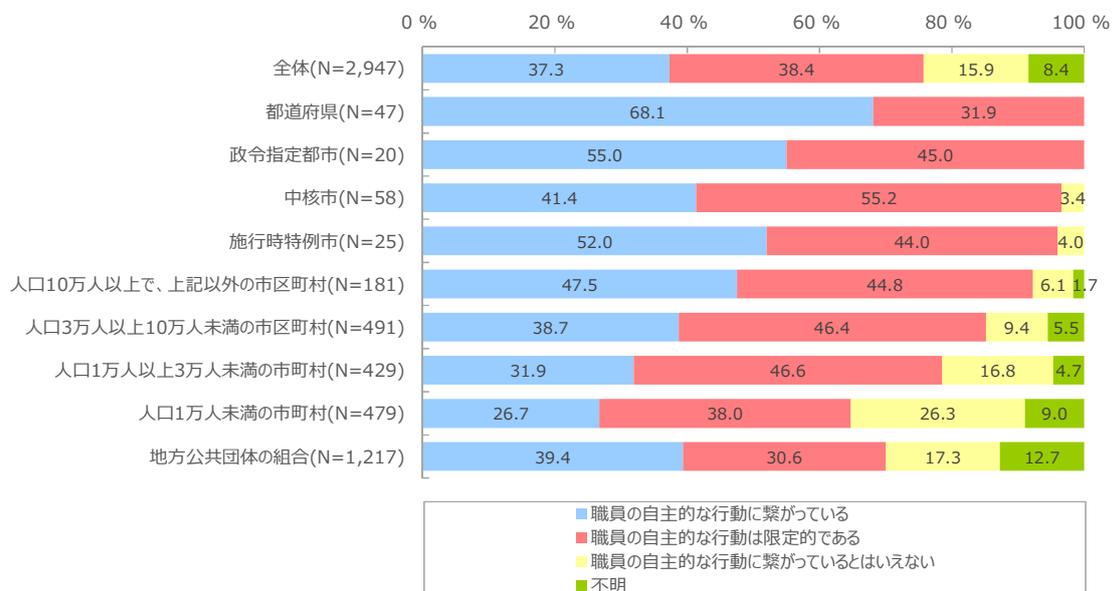
図表 249 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況
職員による自主的な行動への効果【基礎自治体】



	職員の自主的な行動に繋がっている。	職員の自主的な行動は限定的である。	職員の自主的な行動に繋がっていないといえない。	不明	合計
全体	589	743	258	93	1,683
比率	35.0	44.1	15.3	5.5	

地方公共団体の区分別に見ると、規模の大きな団体ほど「職員の自主的な行動に繋がっている。」と回答した割合が高い傾向にある。

図表 250 温室効果ガス削減に向けた職員に対する普及啓発等の実施状況
職員による自主的な行動への効果【団体区分別】



		職員の自主的な行動に繋がっている	職員の自主的な行動は限定的である	職員の自主的な行動に繋がっていないといえない	不明	合計
全体	全体	1,100	1,131	468	248	2,947
	都道府県	32	15	0	0	47
	政令指定都市	11	9	0	0	20
	中核市	24	32	2	0	58
	施行時特例市	13	11	1	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	86	81	11	3	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	190	228	46	27	491
	人口1万人以上3万人未満の市町村	137	200	72	20	429
	人口1万人未満の市町村	128	182	126	43	479
	地方公共団体の組合	479	373	210	155	1,217
比率	全体(N=2,947)	37.3	38.4	15.9	8.4	
	都道府県(N=47)	68.1	31.9	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	55.0	45.0	0.0	0.0	
	中核市(N=58)	41.4	55.2	3.4	0.0	
	施行時特例市(N=25)	52.0	44.0	4.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	47.5	44.8	6.1	1.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=491)	38.7	46.4	9.4	5.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=429)	31.9	46.6	16.8	4.7	
	人口1万人未満の市町村(N=479)	26.7	38.0	26.3	9.0	
	地方公共団体の組合(N=1,217)	39.4	30.6	17.3	12.7	

3. 区域施策に関する事項

(1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 <Q2-1>

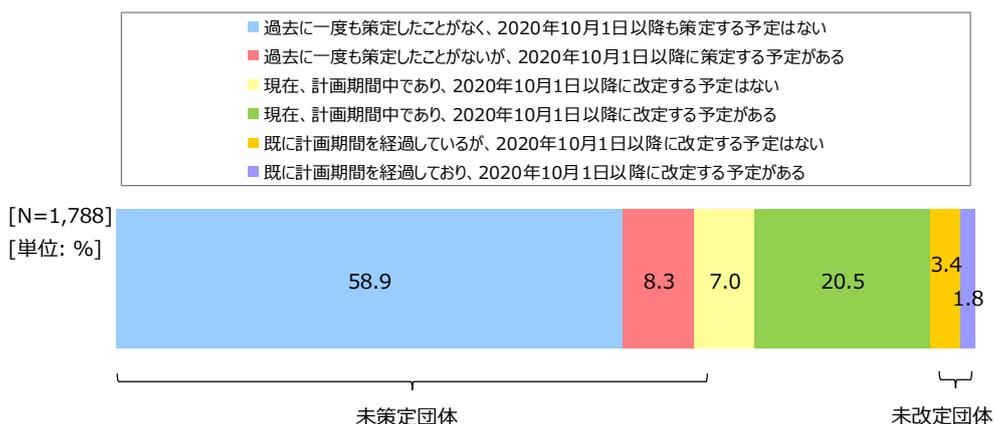
1) 令和2年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況 <Q2-1(1)>

都道府県・市町村（特別区含む。）において、実行計画（区域施策編）を策定済みで、かつ計画期間中の団体は、全体の27.5%である。

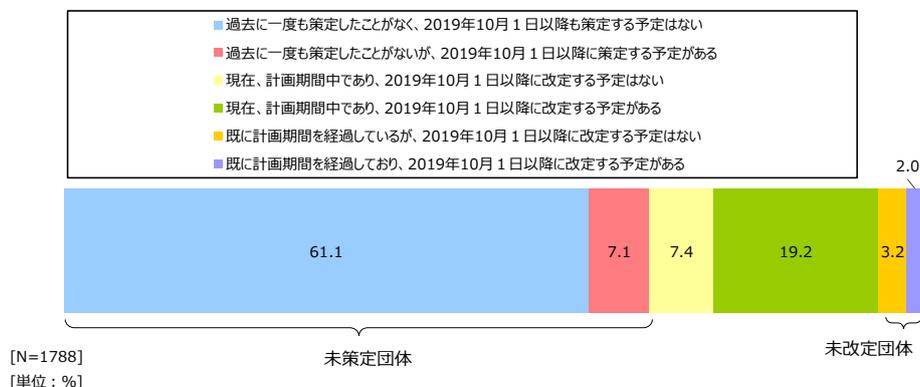
全体の67.2%が、過去に一度も策定したことのない“未策定団体”であり、その内、回答団体全体の8.3%は今後策定予定があると回答しているが、58.9%は今後も策定する予定がないと回答している。

また、全体の5.2%が、計画期間を経過している“未改定団体”であり、その内、回答団体全体の1.8%は今後改定予定があると回答しているが、3.4%は改定する予定がないと回答している。なお、実行計画（区域施策編）の策定済み団体は昨年度調査の569団体から585団体に増加した。

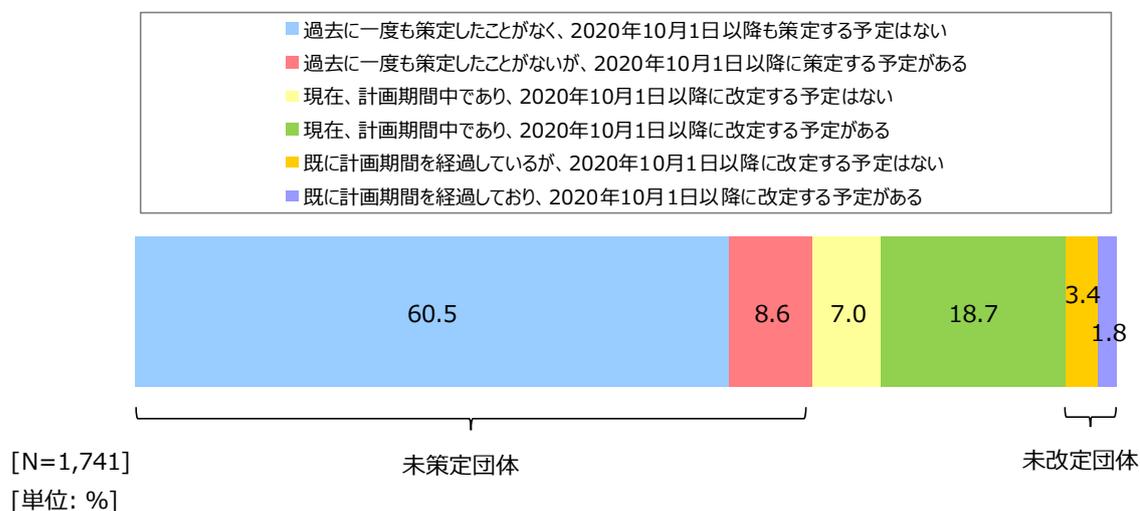
図表 251 令和2年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況



図表 252 令和元年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況【昨年度調査】



図表 253 令和2年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況
【基礎自治体】

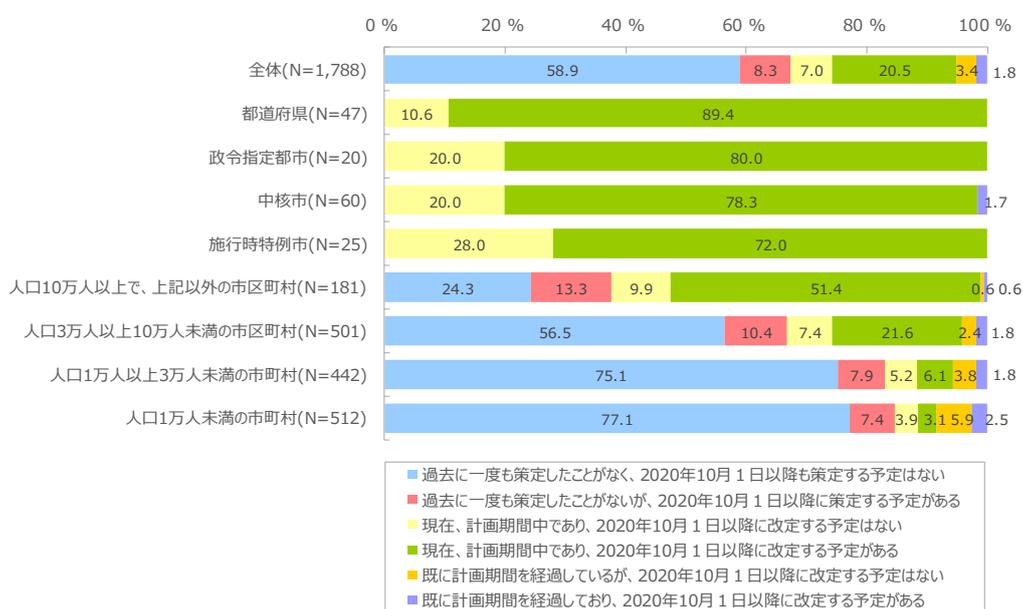


	過去、一度も策定する予定はない	過去、一度も策定する予定がある	現在、計画期間中であり、改定する予定はない	現在、計画期間中であり、改定する予定がある	既に計画期間を経過しているが、改定する予定はない	既に計画期間を経過しているが、改定する予定がある	合計
全体	1,054	149	121	325	60	32	1,741
比率	60.5	8.6	7.0	18.7	3.4	1.8	

地方公共団体の区分別に見ると、策定義務のある団体（都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市）は、全ての団体が計画を策定済みとなっている。ただし、中核市で1団体、計画期間を経過した“未改定団体”が存在する。

策定義務のない団体のうち、人口10万人以上の市町村（特別区含む。）の62.4%、人口3万人以上10万人未満の市町村（特別区含む。）の33.1%、人口1万人以上3万人未満の市町村の17.0%、人口1万人未満の市町村の15.5%が計画を策定している。

図表 254 令和2年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況【団体区分別】

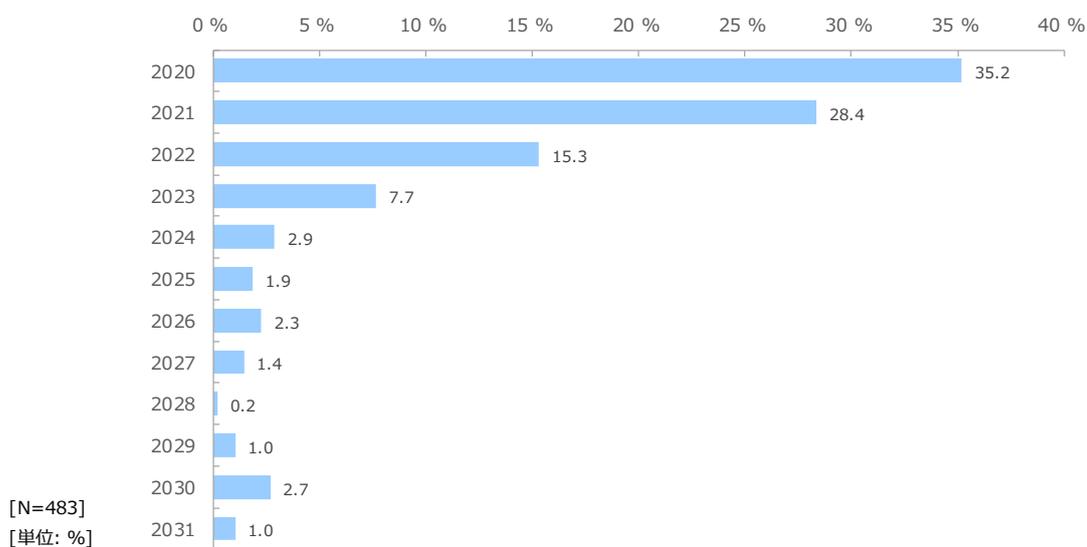


	過去に一度も策定したことがなく、2020年10月1日以降に策定する予定はない	過去に一度も策定したことがないが、2020年10月1日以降に策定する予定はない	現在、計画期間中であり、2020年10月1日以降に改定する予定はない	現在、計画期間中であり、2020年10月1日以降に改定する予定がある	既に計画期間を経過しているが、2020年10月1日以降に改定する予定はない	既に計画期間を経過しており、2020年10月1日以降に改定する予定がある	合計
全体	1,054	149	126	367	60	32	1,788
都道府県	0	0	5	42	0	0	47
政令指定都市	0	0	4	16	0	0	20
中核市	0	0	12	47	0	1	60
施行時特例市	0	0	7	18	0	0	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	44	24	18	93	1	1	181
人口3万人以上10万人未満の市区町村	283	52	37	108	12	9	501
人口1万人以上3万人未満の市町村	332	35	23	27	17	8	442
人口1万人未満の市町村	395	38	20	16	30	13	512
比率							
全体(N=1,788)	58.9	8.3	7.0	20.5	3.4	1.8	
都道府県(N=47)	0.0	0.0	10.6	89.4	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)	0.0	0.0	20.0	80.0	0.0	0.0	
中核市(N=60)	0.0	0.0	20.0	78.3	0.0	1.7	
施行時特例市(N=25)	0.0	0.0	28.0	72.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	24.3	13.3	9.9	51.4	0.6	0.6	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	56.5	10.4	7.4	21.6	2.4	1.8	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	75.1	7.9	5.2	6.1	3.8	1.8	
人口1万人未満の市町村(N=512)	77.1	7.4	3.9	3.1	5.9	2.5	

1) 区域施策編の策定・改定予定年度 <Q2-1(1)>

区域施策編の策定・改定を予定している団体において、その予定年度は、「2020年度」(35.2%)が最も多く、「2021年度」(28.4%)、「2022年度」(15.3%)と続く。

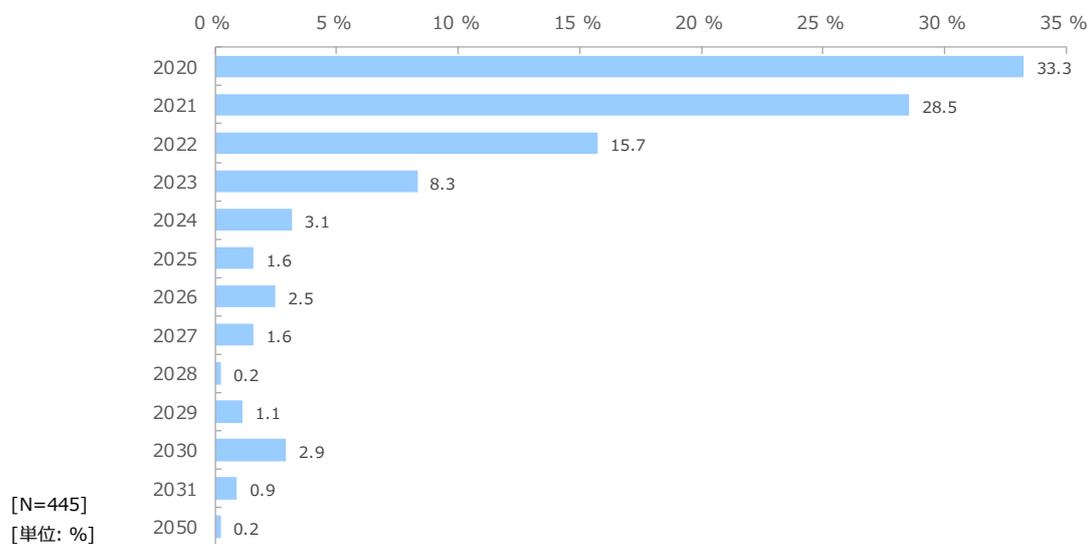
図表 255 区域施策編の策定・改定予定年度



	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
全体	170	137	74	37	14	9	11	7
比率 (%)	35.2	28.4	15.3	7.7	2.9	1.9	2.3	1.4

	2028	2029	2030	2031	合計
全体	1	5	13	5	483
比率 (%)	0.2	1.0	2.7	1.0	

図表 256 区域施策編の策定・改定予定年度【基礎自治体】



	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
全体	148	127	70	37	14	7	11	7
比率 (%)	33.3	28.5	15.7	8.3	3.1	1.6	2.5	1.6

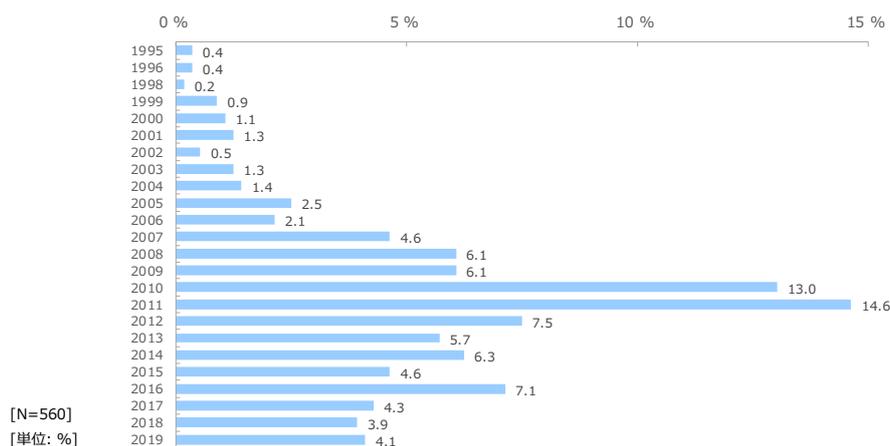
	2028	2029	2030	2031	2050	合計
全体	1	5	13	4	1	445
比率 (%)	0.2	1.1	2.9	0.9	0.2	

2) 区域施策編の当初策定年度及びその計画期間 <Q2-1(2)>

区域施策編を策定済みの団体において、その当初策定年度は、「2011 年度」(14.6%)、「2010 年度」(13.0%) 及びその前後に集中している。

また、当初策定した区域施策編の計画期間は、「5 年～10 年」(48.2%)、「5 年」(28.0%) が多い。

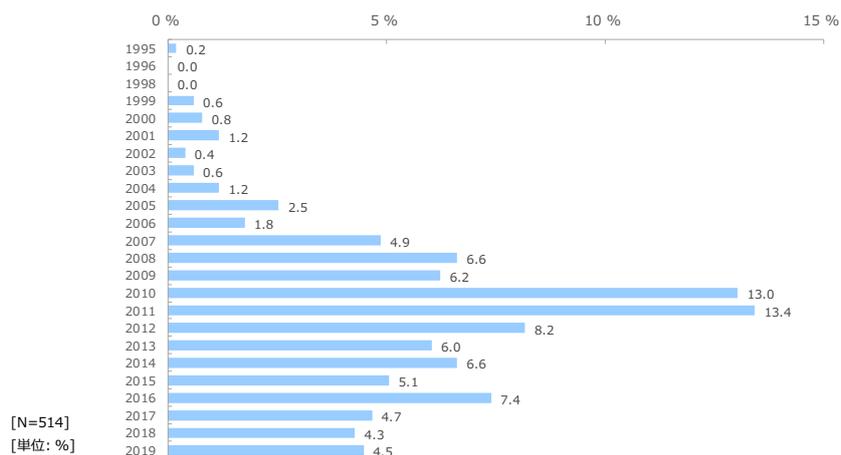
図表 257 区域施策編の当初年度



	1995	1996	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
全体	2	2	1	5	6	7	3	7	8	14	12	26	34
比率 (%)	0.4	0.4	0.2	0.9	1.1	1.3	0.5	1.3	1.4	2.5	2.1	4.6	6.1

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	合計
全体	34	73	82	42	32	35	26	40	24	22	23	560
比率 (%)	6.1	13.0	14.6	7.5	5.7	6.3	4.6	7.1	4.3	3.9	4.1	

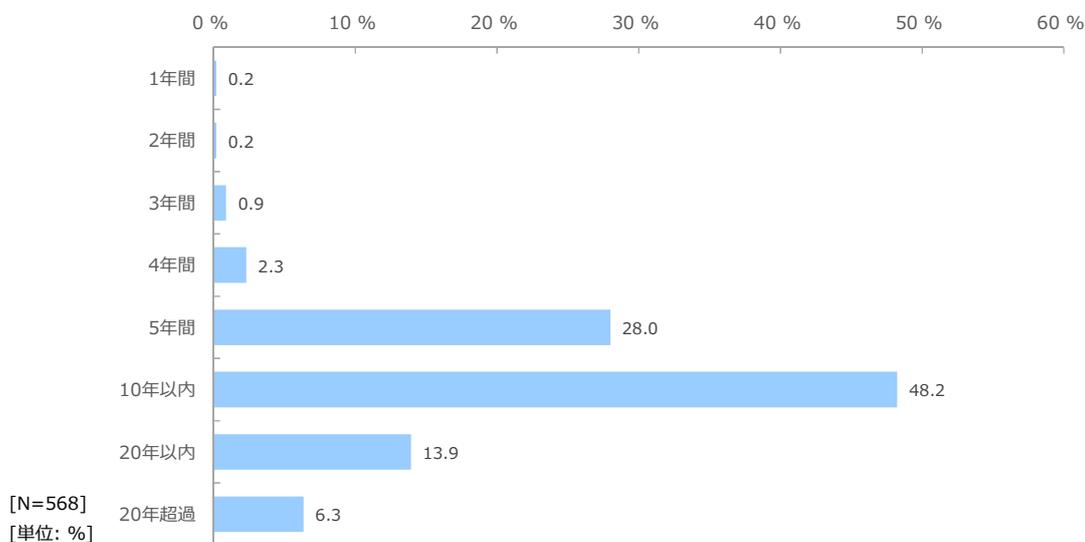
図表 258 区域施策編の当初年度【基礎自治体】



	1995	1996	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
全体	1	0	0	3	4	6	2	3	6	13	9	25	34
比率 (%)	0.2	0.0	0.0	0.6	0.8	1.2	0.4	0.6	1.2	2.5	1.8	4.9	6.6

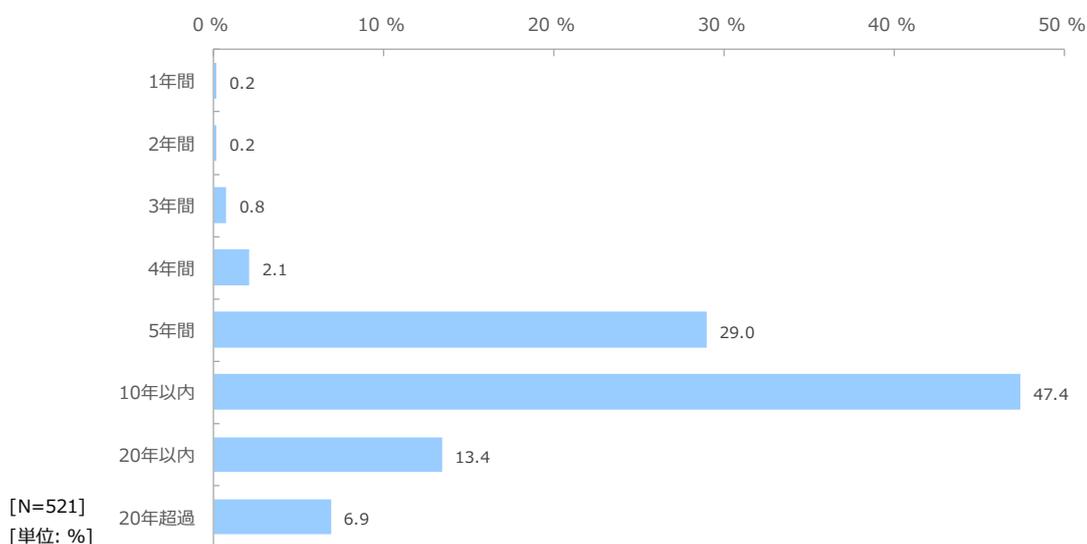
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	合計
全体	32	67	69	42	31	34	26	38	24	22	23	514
比率 (%)	6.2	13.0	13.4	8.2	6.0	6.6	5.1	7.4	4.7	4.3	4.5	

図表 259 当初策定した区域施策編の計画期間



	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	10年以内	20年以内	20年超過	合計
全体	1	1	5	13	159	274	79	36	568
比率 (%)	0.2	0.2	0.9	2.3	28.0	48.2	13.9	6.3	

図表 260 当初策定した区域施策編の計画期間【基礎自治体】



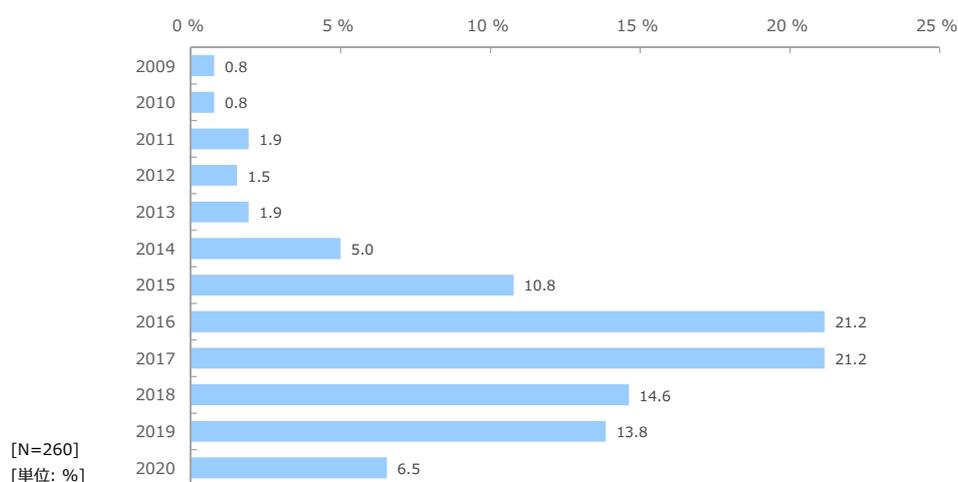
	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	10年以内	20年以内	20年超過	合計
全体	1	1	4	11	151	247	70	36	521
比率 (%)	0.2	0.2	0.8	2.1	29.0	47.4	13.4	6.9	

3) 区域施策編の最終改定年度及びその計画期間 <Q2-1(2)>

区域施策編を策定済みの団体において、その最終改定年度は、「2016年度」(21.2%)、「2017年度」(21.2%)が最も高く、次いで「2018年度」(14.6%)と続く。基礎自治体においては、「2017年度」(21.6%)が最も高い。

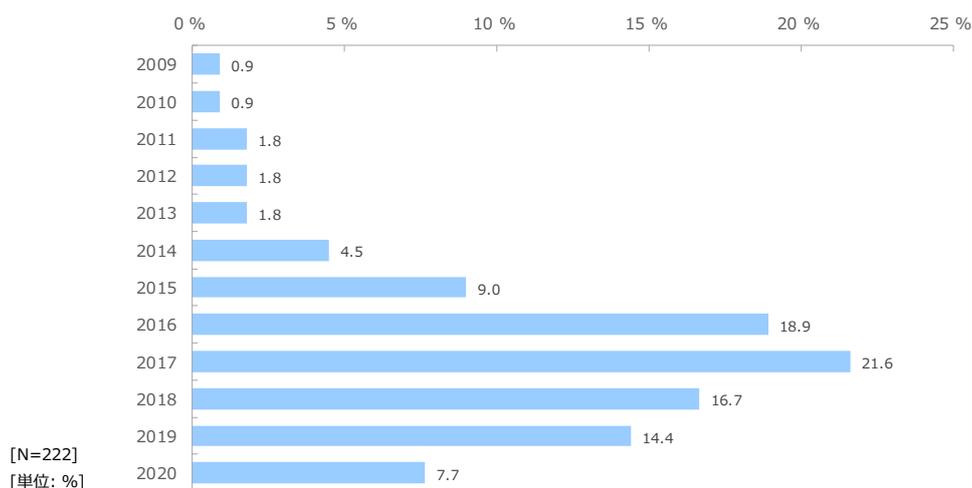
また、最新の区域施策編の計画期間は「5年～10年」(32.0%)、「5年」(31.3%)が多い。基礎自治体においては、「5年」(34.0%)が最も多い。

図表 261 区域施策編の最終改定年度



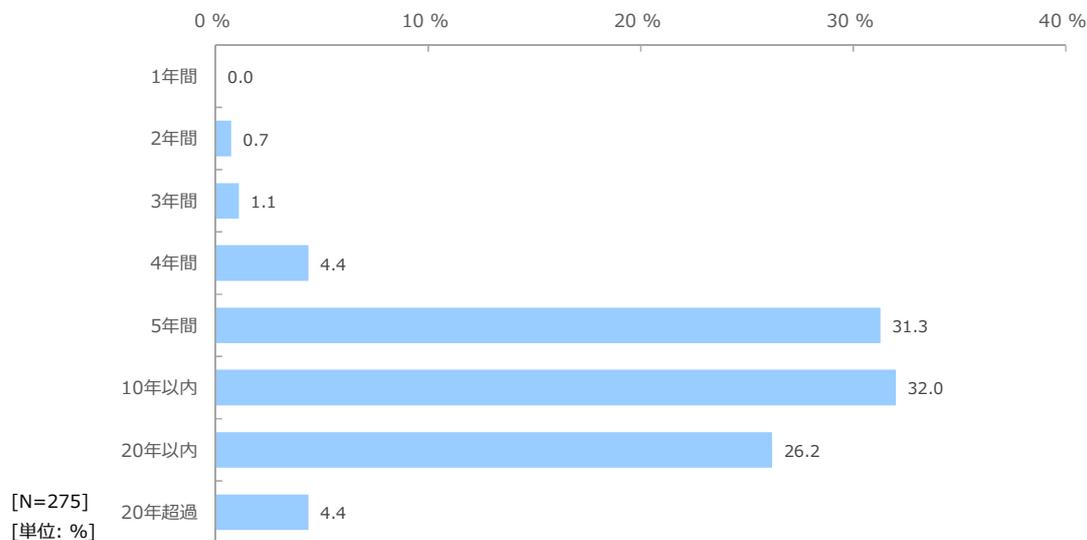
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	合計
全体	2	2	5	4	5	13	28	55	55	38	36	17	260
比率 (%)	0.8	0.8	1.9	1.5	1.9	5.0	10.8	21.2	21.2	14.6	13.8	6.5	

図表 262 区域施策編の最終改定年度【基礎自治体】



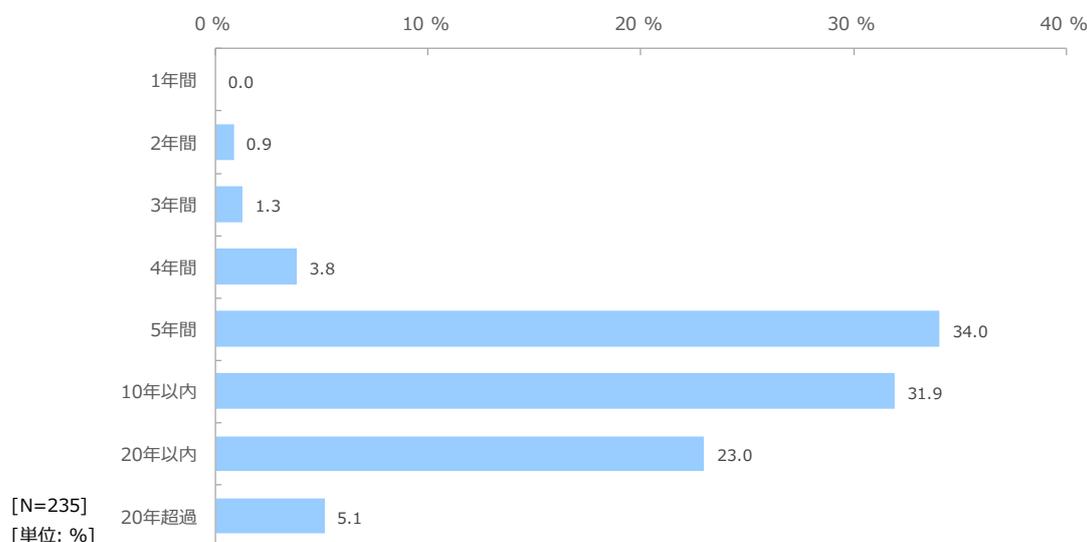
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	合計
全体	2	2	4	4	4	10	20	42	48	37	32	17	222
比率 (%)	0.9	0.9	1.8	1.8	1.8	4.5	9.0	18.9	21.6	16.7	14.4	7.7	

図表 263 最終改定した区域施策編の計画期間



	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	10年以内	20年以内	20年超過	合計
全体	0	2	3	12	86	88	72	12	275
比率 (%)	0.0	0.7	1.1	4.4	31.3	32.0	26.2	4.4	

図表 264 最終改定した区域施策編の計画期間【基礎自治体】



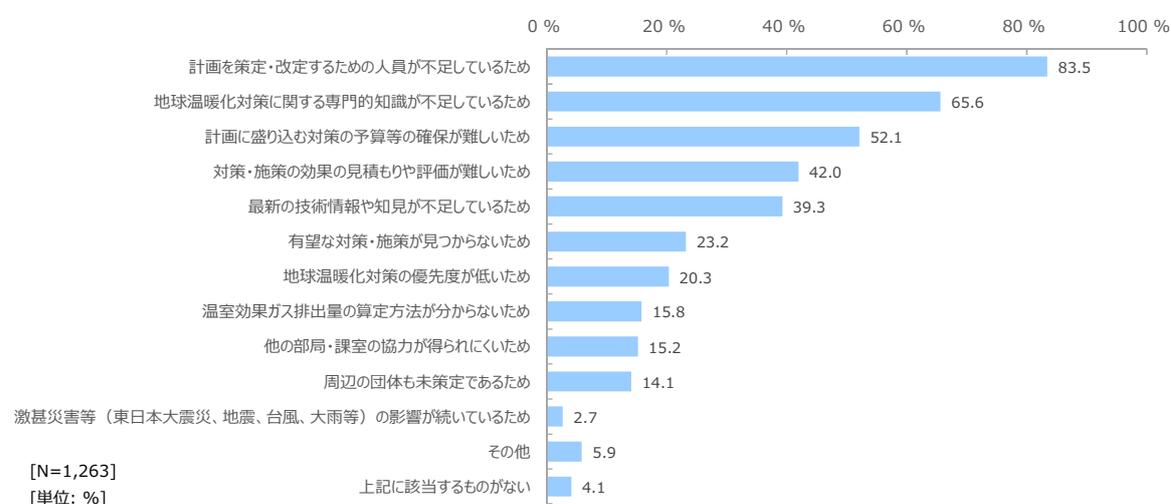
	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	10年以内	20年以内	20年超過	合計
全体	0	2	3	9	80	75	54	12	235
比率 (%)	0.0	0.9	1.3	3.8	34.0	31.9	23.0	5.1	

4) 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

<Q2-1(3)>

策定義務のない団体のうち、区域施策編を未策定・未改定の団体において、その理由としては、「計画を策定・改定するための人員が不足しているため」(83.5%)が最も多く、「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため」(65.6%)「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため」(52.1%)、「対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため」(42.0%)、「最新の技術情報や知見が不足しているため」(39.3%)と続く。

図表 265 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「計画を策定・改定するための人員が不足しているため。」が最も多い。

人口規模が小さくなるほど、「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため。」を選択する割合が高くなる傾向が見られる。

図表 266 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【団体区分別】

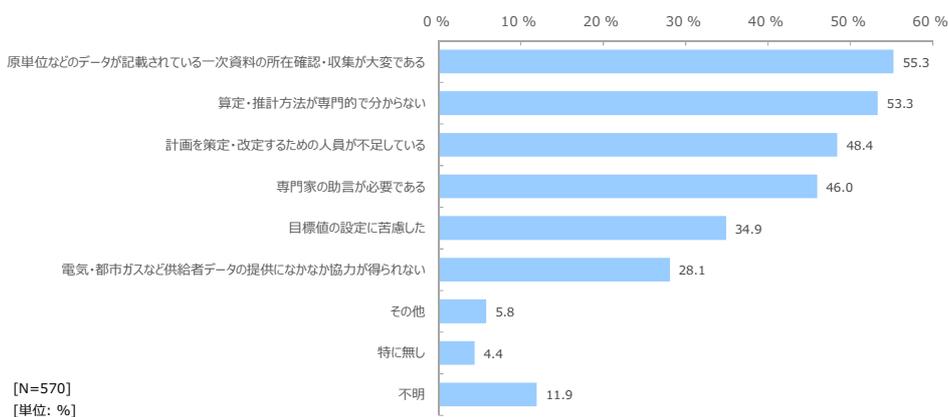


	計画を策定・改定するため	計画等に盛り込む対策の確保が難しいため	他の部局・課等の協力が得られにくいため	専門的知識が不足しているため	最新の技術情報や知見が不足しているため	対策・評価の見積もりが難しいため	有望な対策・施策が見つからないため	激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いているため	地球温暖化対策の優先度が低い	温室効果ガス排出量の算定方法が分からない	周辺の団体も未策定であるため	その他	上記に該当するものがない	合計
回答数	1,054	658	192	829	496	530	293	34	257	200	178	74	52	1,263
全体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
政令指定都市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中核市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施行特例市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人口10万人以上、上記以外の市区町村	58	48	19	35	22	38	23	1	16	16	9	8	3	69
人口30万人以上10万人未満の市区町村	277	196	50	218	142	181	84	12	60	57	43	25	16	347
人口10万人以上30万人未満の市区町村	324	210	61	250	143	149	88	15	77	49	67	24	12	384
人口10万人未満の市区町村	395	204	62	326	189	162	98	6	104	78	59	17	21	463
全体(N=1,263)	83.5	52.1	15.2	65.6	39.3	42.0	23.2	2.7	20.3	15.8	14.1	5.9	4.1	
都道府県(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
政令指定都市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中核市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
施行特例市(N=0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=69)	84.1	69.6	27.5	50.7	31.9	55.1	33.3	1.4	23.2	23.2	13.0	11.6	4.3	
人口30万人以上10万人未満の市区町村(N=347)	79.8	56.5	14.4	62.8	40.9	52.2	24.2	3.5	17.3	16.4	12.4	7.2	4.6	
人口10万人以上30万人未満の市区町村(N=384)	84.4	54.7	15.9	65.1	37.2	38.8	22.9	3.9	20.1	12.8	17.4	6.3	3.1	
人口10万人未満の市区町村(N=463)	85.3	44.1	13.4	70.4	40.8	35.0	21.2	1.3	22.5	16.8	12.7	3.7	4.5	

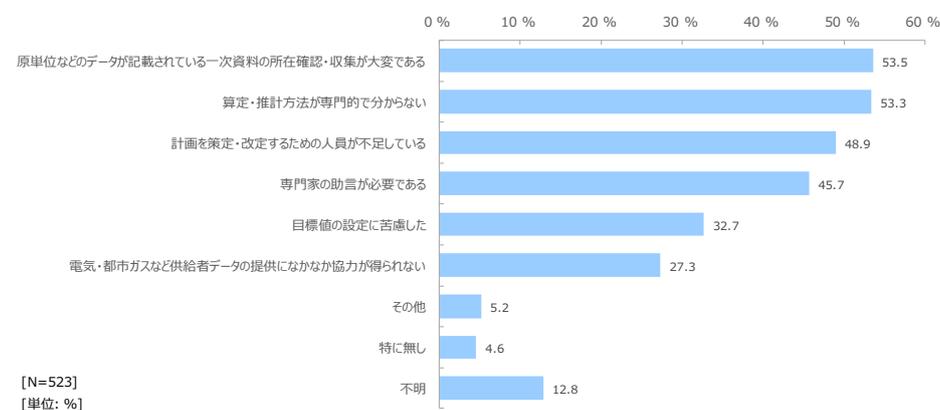
5) 区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと <Q2-1(4)>

区域施策編を策定済みの団体において、温室効果ガス排出量の算定で困難だったこととしては、「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である」(55.3%)が最も多く、「算定・推計方法が専門的で分からない」(53.3%)、「計画を策定・改定するための人員が不足している」(48.4%)、「専門家の助言が必要である」(46.0%)と続く。

図表 267 区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと



図表 268 区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと
【基礎自治体】

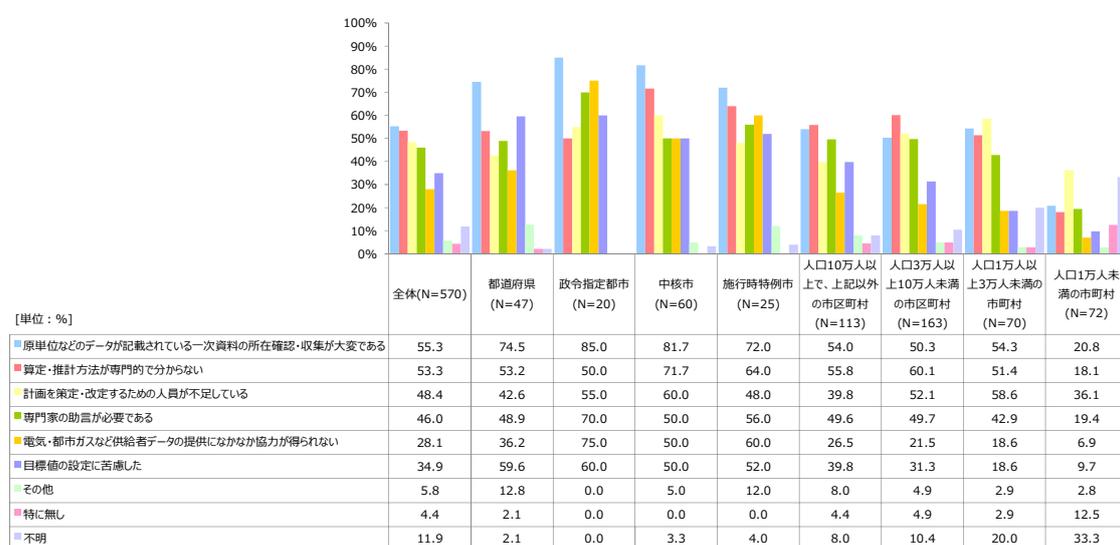


	所載確認・収集が大変である	原単位などのデータが記載されている一次資料が不明	算定・推計方法が専門的で分からない	計画を策定・改定するための人員が不足している	専門家の助言が必要である	電気・都市ガスなど供給者データの提供になかなか協力が得られない	目標値の設定に苦慮した	その他	特に無し	不明	合計
全体	280	279	256	239	143	171	27	24	67	523	
比率	53.5	53.3	48.9	45.7	27.3	32.7	5.2	4.6	12.8		

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県、政令指定都市、中核市では 70% 以上の団体が「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である。」を選択している。

また、人口規模が大きい団体ほど、「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である。」、「電気・都市ガスなど供給者データの提供になかなか協力が得られない。」、「目標値の設定に苦慮した。」を選択する割合が高くなる傾向がある。

図表 269 区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと
【団体区分別】

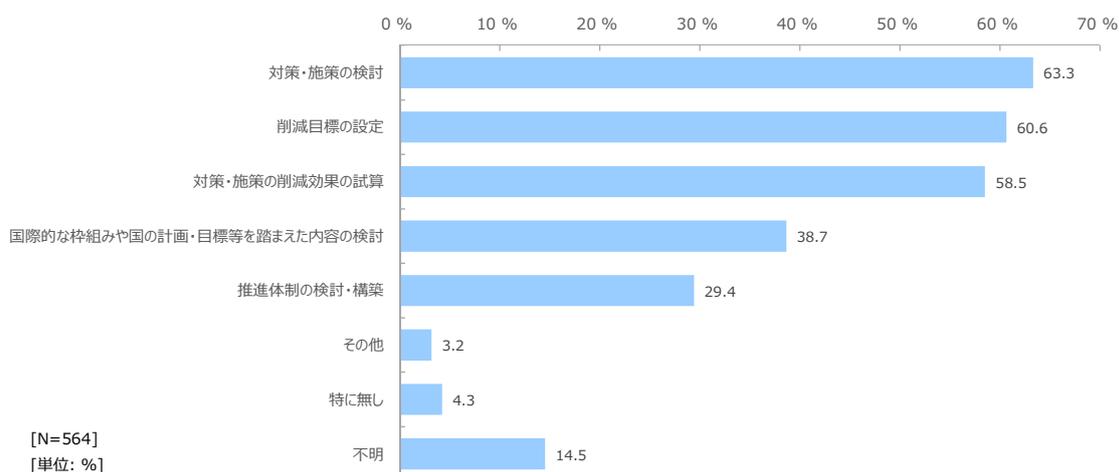


	原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である	算定・推計方法が専門的で分からない	計画を策定・改定するための人員が不足している	専門家の助言が必要である	電気・都市ガスなど供給者データの提供になかなか協力が得られない	目標値の設定に苦慮した	その他	特に無し	不明	合計
回答数	全体 315	304	276	262	160	199	33	25	68	570
	都道府県 35	25	20	23	17	28	6	1	1	47
	政令指定都市 17	10	11	14	15	12	0	0	0	20
	中核市 49	43	36	30	30	30	3	0	2	60
	施行時特別市 18	16	12	14	15	13	3	0	1	25
	人口10万人以上、上記以外の市区町村 61	63	45	56	30	45	9	5	9	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村 82	98	85	81	35	51	8	8	17	163
	人口1万人以上3万人未満の市町村 38	36	41	30	13	13	2	2	14	70
	人口1万人未満の市町村 15	13	26	14	5	7	2	9	24	72
比率 (%)	全体(N=570)	55.3	53.3	48.4	46.0	28.1	34.9	5.8	4.4	11.9
	都道府県(N=47)	74.5	53.2	42.6	48.9	36.2	59.6	12.8	2.1	2.1
	政令指定都市(N=20)	85.0	50.0	55.0	70.0	75.0	60.0	0.0	0.0	0.0
	中核市(N=60)	81.7	71.7	60.0	50.0	50.0	50.0	5.0	0.0	3.3
	施行時特別市(N=25)	72.0	64.0	48.0	56.0	60.0	52.0	12.0	0.0	4.0
	人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=113)	54.0	55.8	39.8	49.6	26.5	39.8	8.0	4.4	8.0
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=163)	50.3	60.1	52.1	49.7	21.5	31.3	4.9	4.9	10.4
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	54.3	51.4	58.6	42.9	18.6	18.6	2.9	2.9	20.0
	人口1万人未満の市町村(N=72)	20.8	18.1	36.1	19.4	6.9	9.7	2.8	12.5	33.3

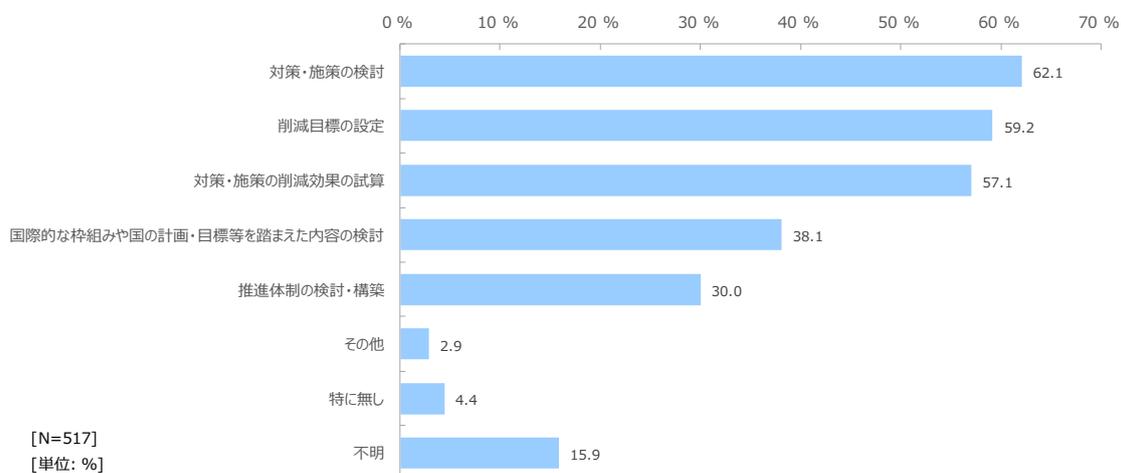
6) 区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと <Q2-1(5)>

区域施策編を策定済みの団体において、その策定又は改定の過程で困難だったこととしては、「対策・施策の検討」(63.3%)が最も多く、「削減目標の設定」(60.6%)と続く。

図表 270 区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと

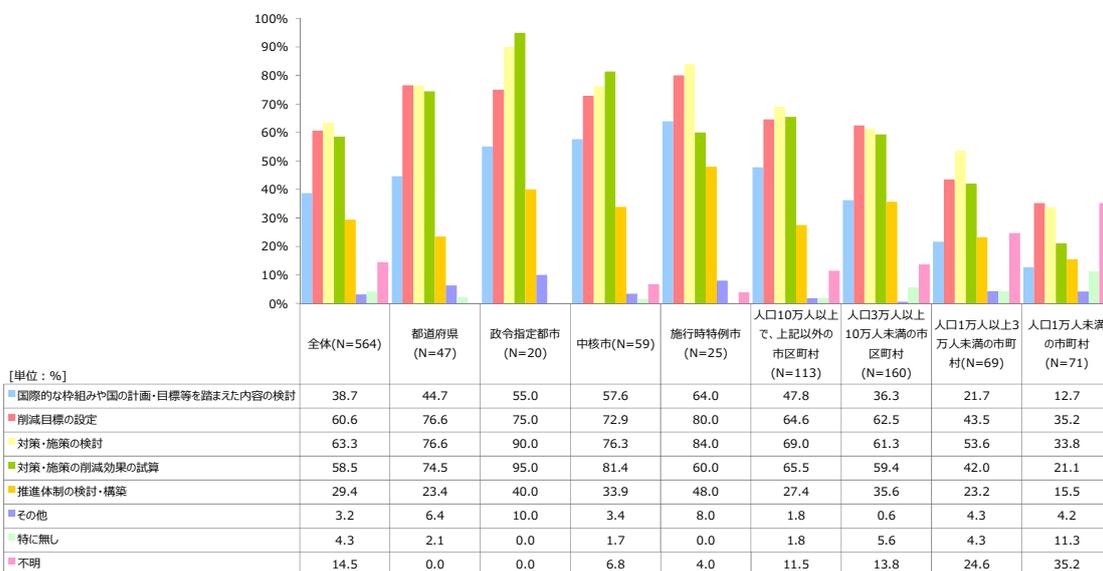


図表 271 区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと【基礎自治体】



	国際的な枠組みや国の計画・目標等を踏まえた内容の検討	削減目標の設定	対策・施策の検討	対策・施策の削減効果の試算	推進体制の検討・構築	その他	特になし	不明	合計
全体	197	306	321	295	155	15	23	82	517
比率	38.1	59.2	62.1	57.1	30.0	2.9	4.4	15.9	

図表 272 区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと
【団体区分別】

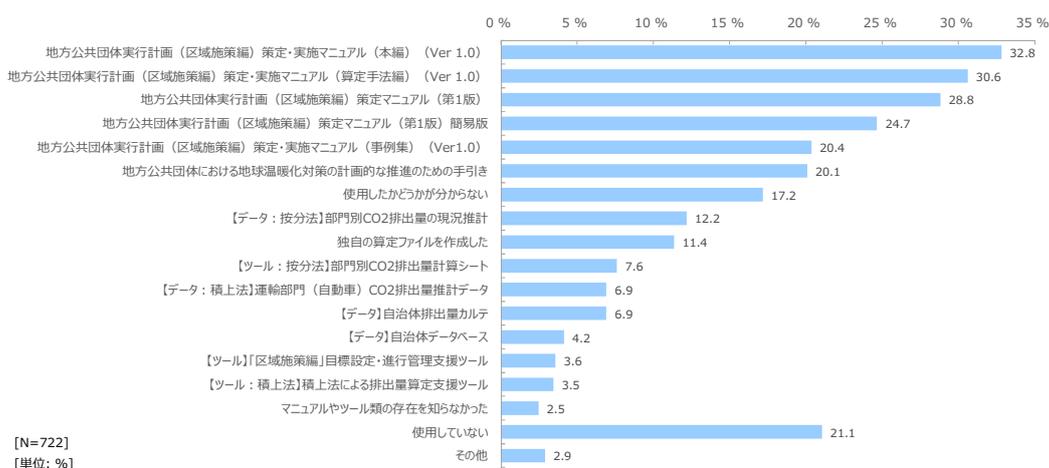


		国際的な枠組みや国の計画・目標等を踏まえた内容の検討	削減目標の設定	対策・施策の検討	対策・施策の削減効果の試算	推進体制の検討・構築	その他	特に無し	不明	合計
回答数	全体	218	342	357	330	166	18	24	82	564
	都道府県	21	36	36	35	11	3	1	0	47
	政令指定都市	11	15	18	19	8	2	0	0	20
	中核市	34	43	45	48	20	2	1	4	59
	施行時特例市	16	20	21	15	12	2	0	1	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	54	73	78	74	31	2	2	13	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	58	100	98	95	57	1	9	22	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	15	30	37	29	16	3	3	17	69
	人口1万人未満の市町村	9	25	24	15	11	3	8	25	71
比率(%)	全体(N=564)	38.7	60.6	63.3	58.5	29.4	3.2	4.3	14.5	
	都道府県(N=47)	44.7	76.6	76.6	74.5	23.4	6.4	2.1	0.0	
	政令指定都市(N=20)	55.0	75.0	90.0	95.0	40.0	10.0	0.0	0.0	
	中核市(N=59)	57.6	72.9	76.3	81.4	33.9	3.4	1.7	6.8	
	施行時特例市(N=25)	64.0	80.0	84.0	60.0	48.0	8.0	0.0	4.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	47.8	64.6	69.0	65.5	27.4	1.8	1.8	11.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	36.3	62.5	61.3	59.4	35.6	0.6	5.6	13.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	21.7	43.5	53.6	42.0	23.2	4.3	4.3	24.6	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	12.7	35.2	33.8	21.1	15.5	4.2	11.3	35.2	

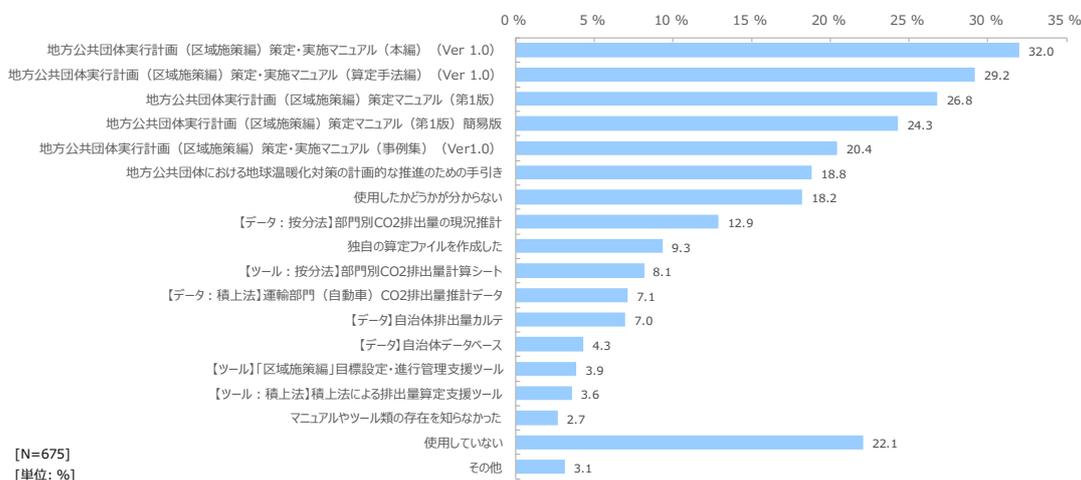
7) 区域施策編の策定又は改定に当たって使用したもの <Q2-1(6)>

区域施策編を策定済み、または策定予定の団体において、その策定又は改定に当たって使用したものとしては、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver 1.0）」（32.8%）が最も多く、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（Ver 1.0）」（30.6%）、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）」（28.8%）、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版」（24.7%）、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（事例集）（Ver1.0）」（20.4%）、「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き」（20.1%）、「使用したかどうか分からない」（17.2%）、「【データ：按分法】部門別CO2排出量の現況推計」（12.2%）、「独自の算定ファイルを作成した」（11.4%）、「【ツール：按分法】部門別CO2排出量計算シート」（7.6%）、「【データ：積上法】運輸部門（自動車）CO2排出量推計データ」（6.9%）、「【データ】自治体排出量カルテ」（6.9%）、「【データ】自治体データベース」（4.2%）、「【ツール】「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツール」（3.6%）、「【ツール：積上法】積上法による排出量算定支援ツール」（3.5%）、「マニュアルやツール類の存在を知らなかった」（2.5%）、「使用していない」（21.1%）、「その他」（2.9%）と続く。

図表 273 区域施策編の策定又は改定に当たって使用したもの



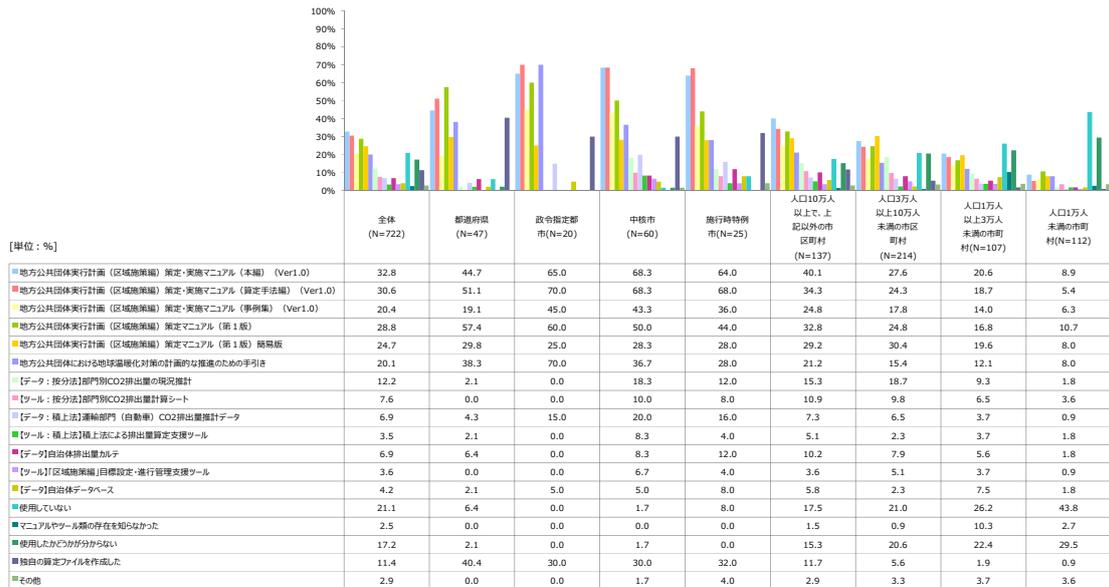
図表 274 区域施策編の策定又は改定に当たって使用したもの【基礎自治体】



	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver 1.0）	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（Ver 1.0）	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（事例集）（Ver1.0）	地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き	使用したかどうか分からない	【データ：按分法】部門別CO2排出量の現況推計	独自の算定ファイルを作成した	【ツール：按分法】部門別CO2排出量計算シート	【データ：積上法】運輸部門（自動車）CO2排出量推計データ	【データ】自治体排出量カルテ	【データ】自治体データベース	【ツール】「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツール	【ツール：積上法】積上法による排出量算定支援ツール	マニュアルやツール類の存在を知らなかった	使用していない	その他	合計	
全体	216	197	138	181	164	87	127	87	55	48	24	47	26	29	63	18	123	149	21	675
比率	32.0	29.2	20.4	26.8	24.3	18.8	12.9	8.1	7.1	7.0	4.3	3.9	3.6	2.7	22.1	3.1				

地方公共団体の区分別に見ると、人口規模が大きいほど「平成29年3月に公表された最新のマニュアル類」を選択した団体の割合が高くなる傾向がある。また、人口規模が小さいほど、「使用していない」を選択した団体の割合が高くなる傾向がある。

図表 275 区域施策編の策定又は改定に当たって使用したもの【団体区分別】

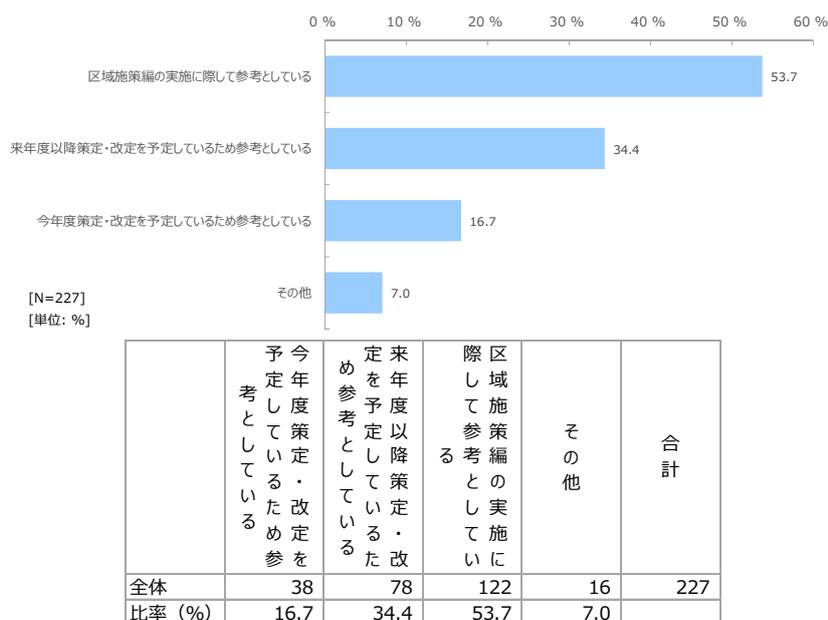


	全体 (N=722)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市 (N=60)	移行特例市 (N=25)	人口10万人以上、上記以外の市区町村 (N=137)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=214)	人口1万人以上3万人未満の市区町村 (N=107)	人口1万人未満の市区町村 (N=112)	合計
回答数	237	221	147	178	145	88	55	50	25	722
比率 (%)	32.8	30.6	20.4	28.8	24.7	20.1	12.2	7.6	6.9	32.8
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）	21	24	9	27	14	18	1	0	2	88
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（Ver1.0）	13	14	9	12	5	14	0	0	3	68.3
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（事例集）（Ver1.0）	41	41	26	30	17	22	11	6	12	120
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）	16	17	9	11	7	7	3	2	4	88
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版	55	47	34	45	40	39	21	15	10	214
地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き	59	52	38	53	65	33	40	21	14	288
【ツール：按分法】部門別CO2排出量の状況推計	22	20	15	18	21	13	10	7	4	145
【ツール：按分法】部門別CO2排出量計算シート	10	6	7	12	9	9	2	4	1	70
【ツール：積上法】積上法による排出量推計データ	32.8	30.6	20.4	28.8	24.7	20.1	12.2	7.6	6.9	32.8
【ツール：積上法】積上法による排出量推定ツール	44.7	51.1	19.1	57.4	29.8	38.3	2.1	0.0	4.3	150
【ツール】自治体排出量カルテ	65.0	70.0	45.0	60.0	25.0	70.0	0.0	0.0	15.0	200
【ツール】「区域施策編」目標設定・進捗管理ツール	68.3	68.3	43.3	50.0	28.3	36.7	18.3	10.0	20.0	120
【ツール】自治体データベース	64.0	68.0	36.0	44.0	28.0	28.0	12.0	8.0	16.0	160
使用していない	40.1	34.3	24.8	32.8	29.2	21.2	15.3	10.9	7.3	137
マニュアルやツール類の存在を知らなかった	27.6	24.3	17.8	24.8	30.4	15.4	18.7	9.8	6.5	214
使用したかどうか分からない	20.6	18.7	14.0	16.8	19.6	12.1	9.3	6.5	2.7	107
独自の算定ファイルを作成した	8.9	5.4	6.3	10.7	8.0	8.0	1.8	3.6	0.9	112

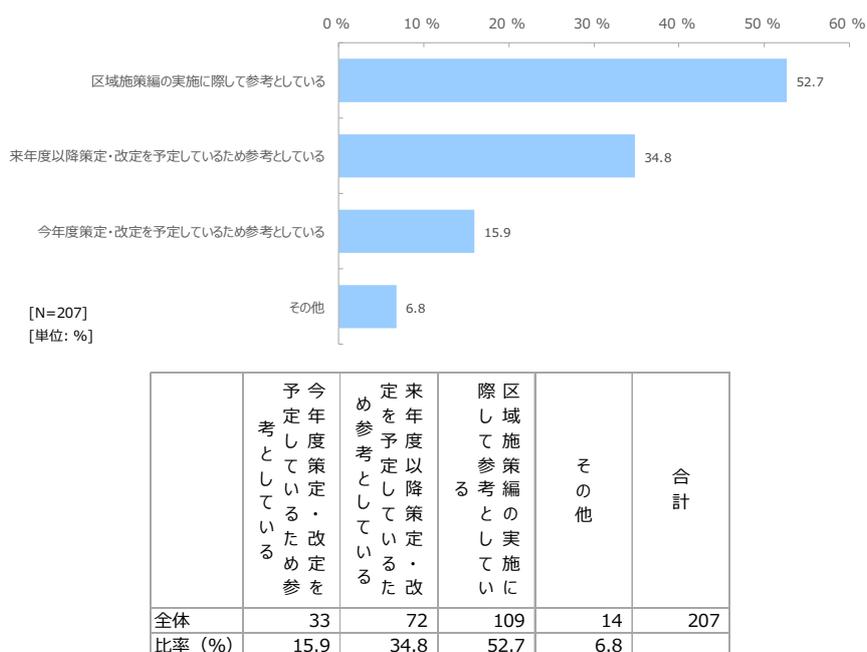
8) 区域施策編の策定・実施マニュアル（本編）の用途 <Q2-1(7)>

区域施策編を策定・改定にあたり「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）」を活用した回答した団体において、その用途としては、「区域施策編の実施に際して参考としている」（53.7%）が最も多く、「来年度以降策定・改定を予定しているため参考としている」（34.4%）が続く。

図表 276 区域施策編の策定・実施マニュアル（本編）の用途



図表 277 区域施策編の策定・実施マニュアル（本編）の用途【基礎自治体】



9) 区域施策編の共同策定の検討状況 <Q2-1(8)>

都道府県・市町村（特別区含む。）における区域施策編の共同策定の検討状況としては、「検討していない。」（60.5%）が最も多く、「共同策定の予定がなく関心もない。」（19.6%）、「共同策定の予定はないが関心がある。」（14.5%）と続く。

策定済又は策定予定の団体は昨年度の 1.1%から 1.2%に増加した。

図表 278 区域施策編の共同策定の検討状況



図表 279 区域施策編の共同策定の検討状況【昨年度調査】



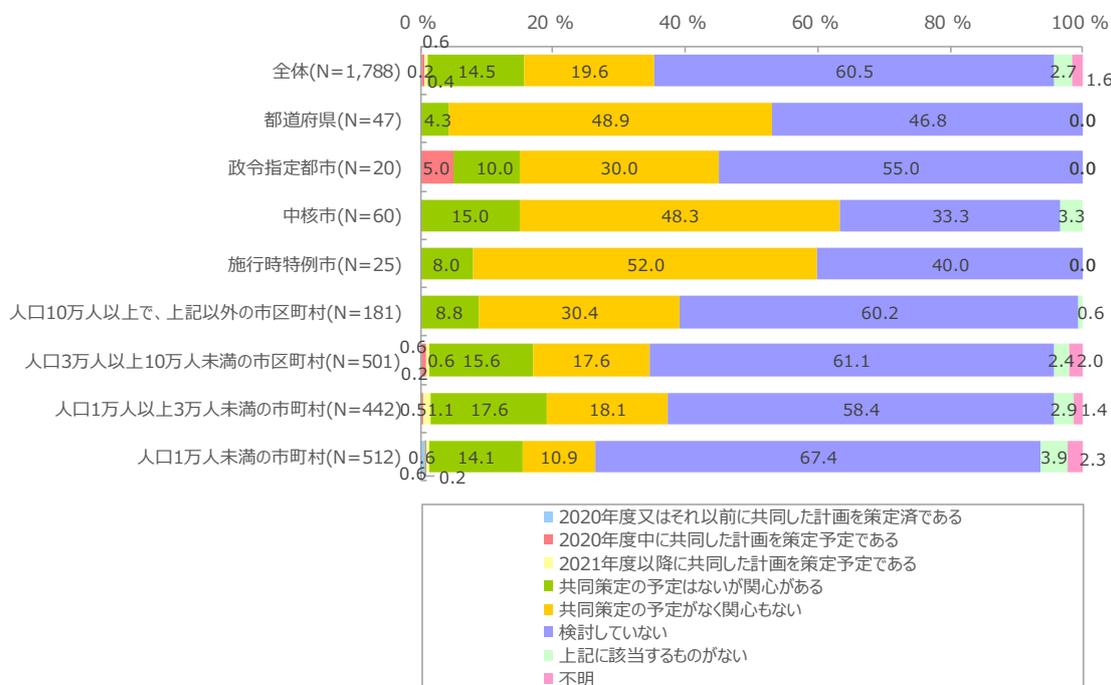
図表 280 区域施策編の共同策定の検討状況【基礎自治体】



	2020年度又はそれ以前に共同した計画を策定済である	2020年度中に共同した計画を策定予定である	2021年度以降に共同した計画を策定予定である	共同策定の予定はないが関心がある	共同策定の予定がなく関心もない	検討していない	上記に該当するものがない	不明	合計
全体	4	7	11	257	327	1,059	48	28	1,741
比率	0.2	0.4	0.6	14.8	18.8	60.8	2.8	1.6	

地方公共団体の区分別に見ると、人口 10 万人未満の市区町村では 15%前後の団体が「共同策定の予定はないが関心がある」を選択している。

図表 281 区域施策編の共同策定の検討状況【団体区分別】

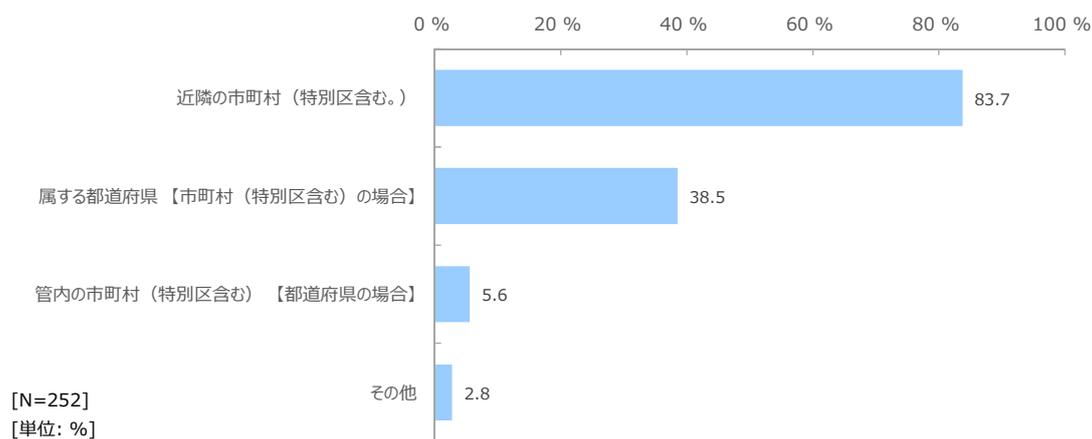


	に2020年度又はそれ以前に共同した計画を策定済である	2020年度中に共同した計画を策定予定である	2021年度以降に共同した計画を策定予定である	共同策定の予定はないが関心がある	共同策定の予定がなく関心もない	検討していない	上記に該当するものがない	不明	合計
全体	4	7	11	259	350	1,081	48	28	1,788
都道府県	0	0	0	2	23	22	0	0	47
政令指定都市	0	1	0	2	6	11	0	0	20
中核市	0	0	0	9	29	20	2	0	60
施行時特例市	0	0	0	2	13	10	0	0	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	0	0	16	55	109	1	0	181
人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	3	3	78	88	306	12	10	501
人口1万人以上3万人未満の市町村	0	2	5	78	80	258	13	6	442
人口1万人未満の市町村	3	1	3	72	56	345	20	12	512
比率	0.2	0.4	0.6	14.5	19.6	60.5	2.7	1.6	
都道府県(N=47)	0.0	0.0	0.0	4.3	48.9	46.8	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)	0.0	5.0	0.0	10.0	30.0	55.0	0.0	0.0	
中核市(N=60)	0.0	0.0	0.0	15.0	48.3	33.3	3.3	0.0	
施行時特例市(N=25)	0.0	0.0	0.0	8.0	52.0	40.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	0.0	0.0	0.0	8.8	30.4	60.2	0.6	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	0.2	0.6	0.6	15.6	17.6	61.1	2.4	2.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	0.0	0.5	1.1	17.6	18.1	58.4	2.9	1.4	
人口1万人未満の市町村(N=512)	0.6	0.2	0.6	14.1	10.9	67.4	3.9	2.3	

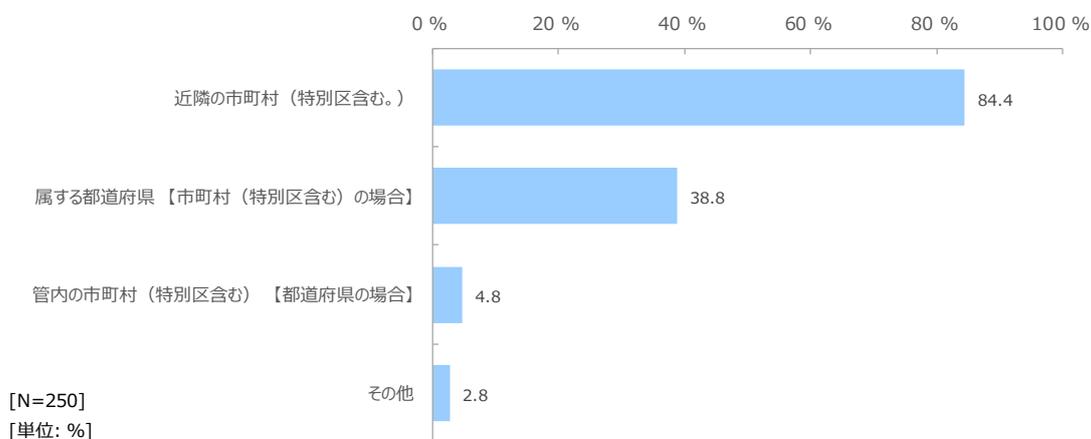
10) 共同したい相手先 <Q2-1(8)>

区域施策編の共同策定に関心があると回答した都道府県・市町村（特別区含む。）において、共同したい相手先としては、「近隣の市町村（特別区含む。）」（83.7%）が最も多く、次いで「属する都道府県」（38.5%）が多い。

図表 282 共同したい相手先



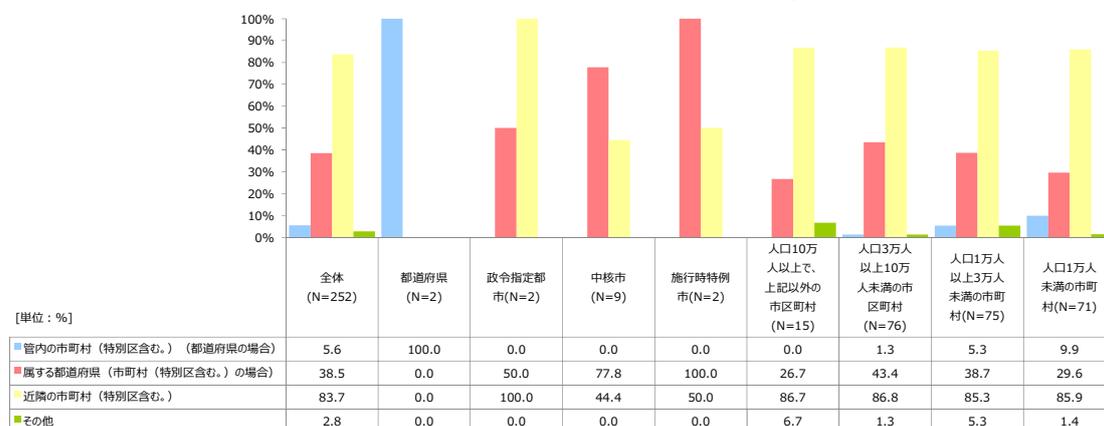
図表 283 共同したい相手先【基礎自治体】



	管内の市町村 (特別区含む) 【都道府県の場合】	属する都道府県 村 (特別区含む)【市町村の場合】	近隣の市町村 (特別区含む)	その他	合計
全体	12	97	211	7	250
比率	4.8	38.8	84.4	2.8	

地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が小さい団体では、回答した団体の85%以上が、共同したい相手先として「近隣の市町村（特別区含む。）」を選択している。

図表 284 共同したい相手先【団体区分別】

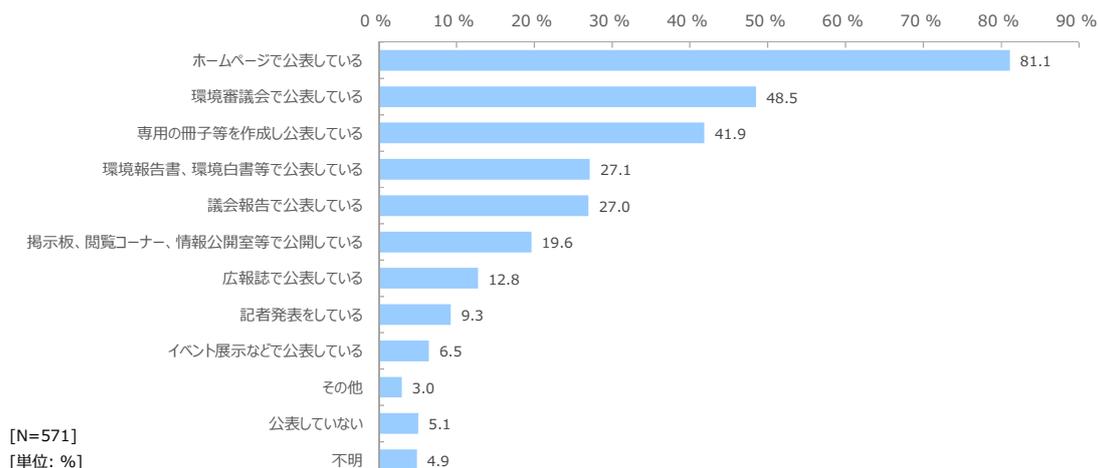


		管内の市町村 (特別区含む。)	属する都道府県 (市町村 (特別区含む。))	近隣の市町村 (特別区含む。)	その他	合計
回答数	全体	14	97	211	7	252
	都道府県	2	0	0	0	2
	政令指定都市	0	1	2	0	2
	中核市	0	7	4	0	9
	施行時特例市	0	2	1	0	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	4	13	1	15
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	33	66	1	76
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	29	64	4	75
人口1万人未満の市町村	7	21	61	1	71	
比率 (%)	全体(N=252)	5.6	38.5	83.7	2.8	
	都道府県(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=2)	0.0	50.0	100.0	0.0	
	中核市(N=9)	0.0	77.8	44.4	0.0	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	50.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=15)	0.0	26.7	86.7	6.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=76)	1.3	43.4	86.8	1.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=75)	5.3	38.7	85.3	5.3	
人口1万人未満の市町村(N=71)	9.9	29.6	85.9	1.4		

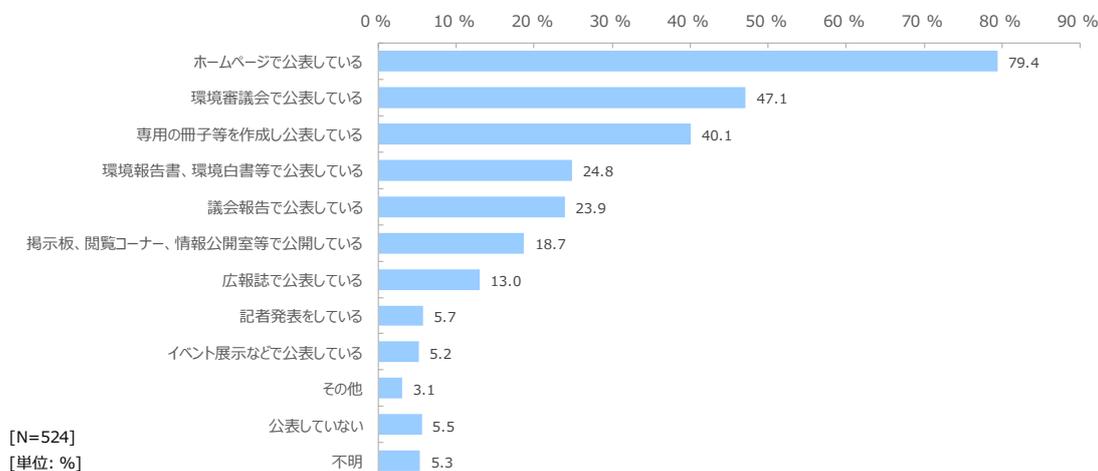
1 1) 区域施策編の公表方法 <Q2-1(9)>

区域施策編を策定済みの団体において、その公表方法としては、「ホームページで公表している」(81.1%)が最も多く、「環境審議会で公表している」(48.5%)、「専用の冊子等を作成し公表している」(41.9%)、「環境報告書、環境白書等で公表している」(27.1%)、「議会報告で公表している」(27.0%)と続く。

図表 285 区域施策編の公表方法



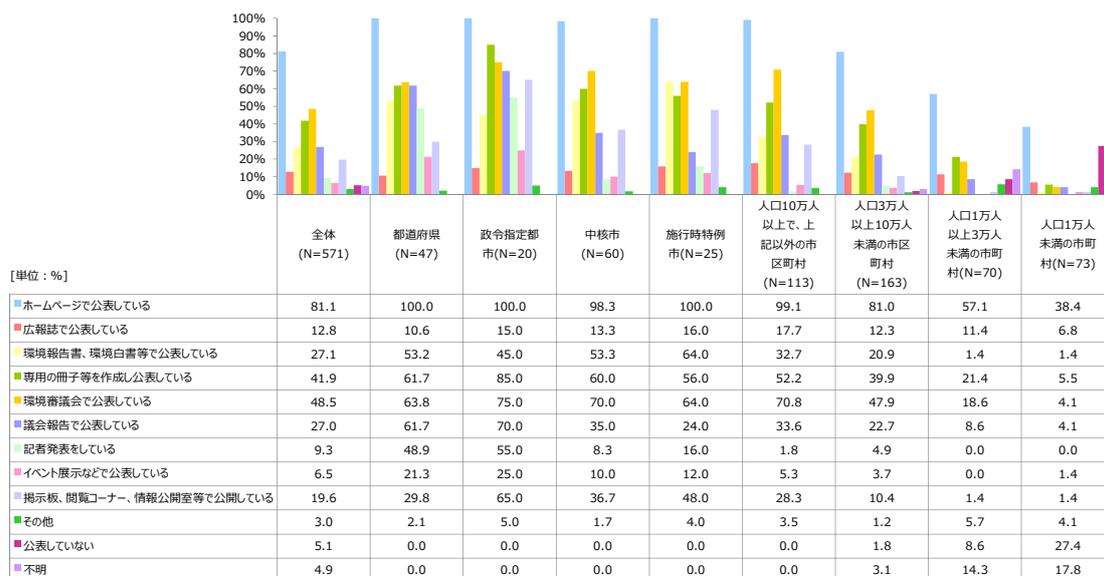
図表 286 区域施策編の公表方法【基礎自治体】



	ホームページで公表している	広報誌で公表している	環境報告書、環境白書等で公表している	専用の冊子等を作成し公表している	環境審議会で公表している	議会報告で公表している	記者発表をしている	イベント展示などで公表している	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している	その他	公表していない	不明	合計
全体	416	68	130	210	247	125	30	27	98	16	29	28	524
比率	79.4	13.0	24.8	40.1	47.1	23.9	5.7	5.2	18.7	3.1	5.5	5.3	

地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「ホームページで公表している。」が最も高いが、規模の小さな市町村や組合ではその割合は相対的に小さい。人口1万人未満の市町村は、他の区分に比べ、「公表していない。」の割合が高い。

図表 287 区域施策編の公表方法【団体区分別】



	ホームページで公表している	広報誌で公表している	環境報告書、環境白書等で公表している	専用の冊子等を作成し公表している	環境審議会等で公表している	議会報告で公表している	記者発表をしている	イベント展示などで公表している	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している	その他	公表していない	不明	合計
回答数	全体 463	73	155	239	277	154	53	37	112	17	29	28	571
	都道府県 47	5	25	29	30	29	23	10	14	1	0	0	47
	政令指定都市 20	3	9	17	15	14	11	5	13	1	0	0	20
	中核市 59	8	32	36	42	21	5	6	22	1	0	0	60
	施行時特別市 25	4	16	14	16	6	4	3	12	1	0	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 112	20	37	59	80	38	2	6	32	4	0	0	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村 132	20	34	65	78	37	8	6	17	2	3	5	163
	人口1万人以上3万人未満の市町村 40	8	1	15	13	6	0	0	1	4	6	10	70
	人口1万人未満の市町村 28	5	1	4	3	3	0	1	1	3	20	13	73
比率 (%)	全体(N=571)	81.1	12.8	27.1	41.9	48.5	27.0	9.3	6.5	19.6	3.0	5.1	4.9
	都道府県(N=47)	100.0	10.6	53.2	61.7	63.8	61.7	48.9	21.3	29.8	2.1	0.0	0.0
	政令指定都市(N=20)	100.0	15.0	45.0	85.0	75.0	70.0	55.0	25.0	65.0	5.0	0.0	0.0
	中核市(N=60)	98.3	13.3	53.3	60.0	70.0	35.0	8.3	10.0	36.7	1.7	0.0	0.0
	施行時特別市(N=25)	100.0	16.0	64.0	56.0	64.0	24.0	16.0	12.0	48.0	4.0	0.0	0.0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	99.1	17.7	32.7	52.2	70.8	33.6	1.8	5.3	28.3	3.5	0.0	0.0
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=163)	81.0	12.3	20.9	39.9	47.9	22.7	4.9	3.7	10.4	1.2	1.8	3.1
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	57.1	11.4	1.4	21.4	18.6	8.6	0.0	0.0	1.4	5.7	8.6	14.3
	人口1万人未満の市町村(N=73)	38.4	6.8	1.4	5.5	4.1	4.1	0.0	1.4	4.1	27.4	17.8	

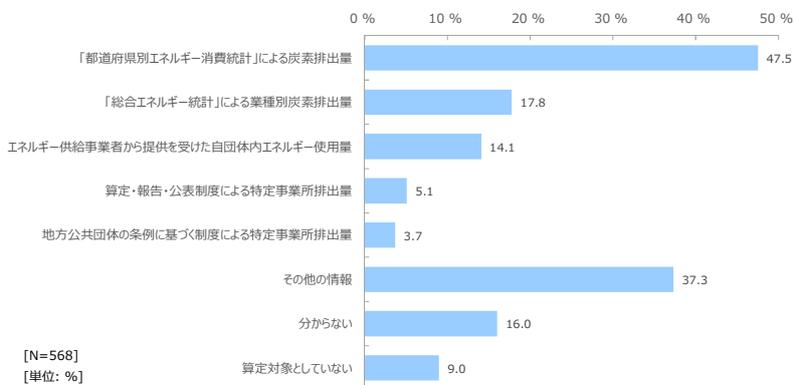
(2) 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象 <Q2-2>

1) 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法 <Q2-2(1)>

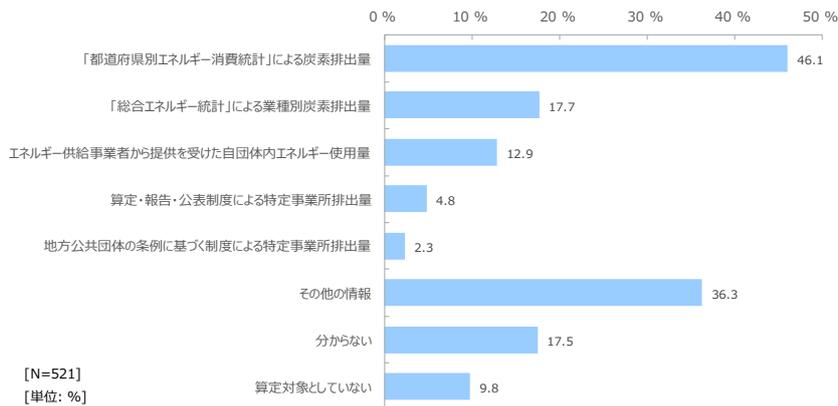
①産業部門（製造業）

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門（製造業）の CO₂ 排出量の算定に用いた情報としては、「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量（47.5%）が最も多く、「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量（17.8%）と続く。

図表 288 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(1)産業部門（製造業）



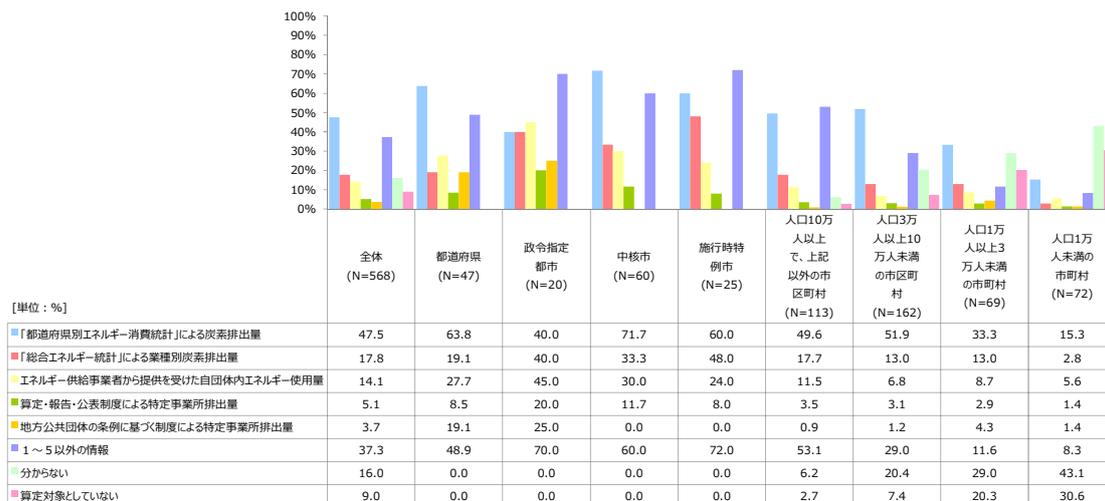
図表 289 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(1)産業部門（製造業）【基礎自治体】



	「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量	エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
全体	240	92	67	25	12	189	91	51	521
比率	46.1	17.7	12.9	4.8	2.3	36.3	17.5	9.8	

地方公共団体の区分別に見ると、市町村（特別区含む。）の中では、政令指定都市は「エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量」が多いが、中核市以下の団体では「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量が多い。

図表 290 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(1)産業部門（製造業）【団体区分別】

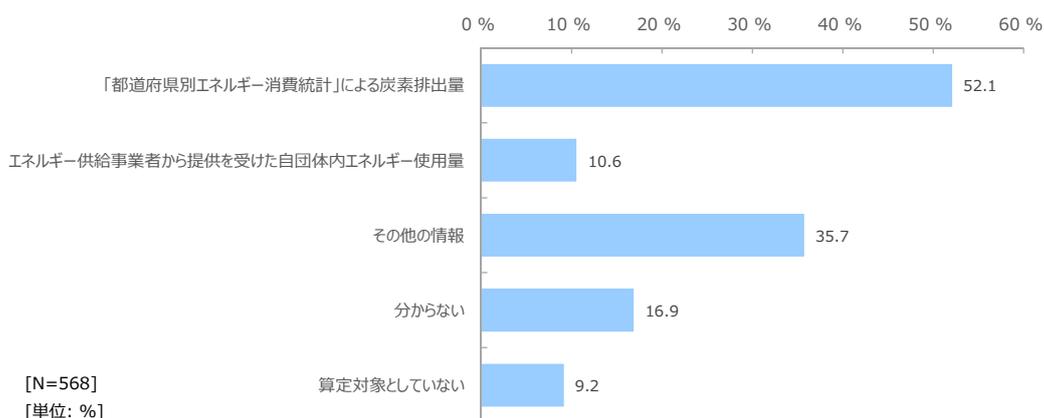


回答数	全体	都道府県別エネルギー消費統計による炭素排出量	「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量	エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	1～5以外の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	270	101	80	29	21	212	91	51	568
	都道府県	30	9	13	4	9	23	0	0	47
	政令指定都市	8	8	9	4	5	14	0	0	20
	中核市	43	20	18	7	0	36	0	0	60
	施行時特例市	15	12	6	2	0	18	0	0	25
	人口10万人以上、上記以外の市区町村	56	20	13	4	1	60	7	3	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	84	21	11	5	2	47	33	12	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	23	9	6	2	3	8	20	14	69
	人口1万人未満の市町村	11	2	4	1	1	6	31	22	72
比率 (%)	全体(N=568)	47.5	17.8	14.1	5.1	3.7	37.3	16.0	9.0	
	都道府県(N=47)	63.8	19.1	27.7	8.5	19.1	48.9	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	40.0	40.0	45.0	20.0	25.0	70.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60)	71.7	33.3	30.0	11.7	0.0	60.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=25)	60.0	48.0	24.0	8.0	0.0	72.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=113)	49.6	17.7	11.5	3.5	0.9	53.1	6.2	2.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	51.9	13.0	6.8	3.1	1.2	29.0	20.4	7.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	33.3	13.0	8.7	2.9	4.3	11.6	29.0	20.3	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	15.3	2.8	5.6	1.4	1.4	8.3	43.1	30.6	

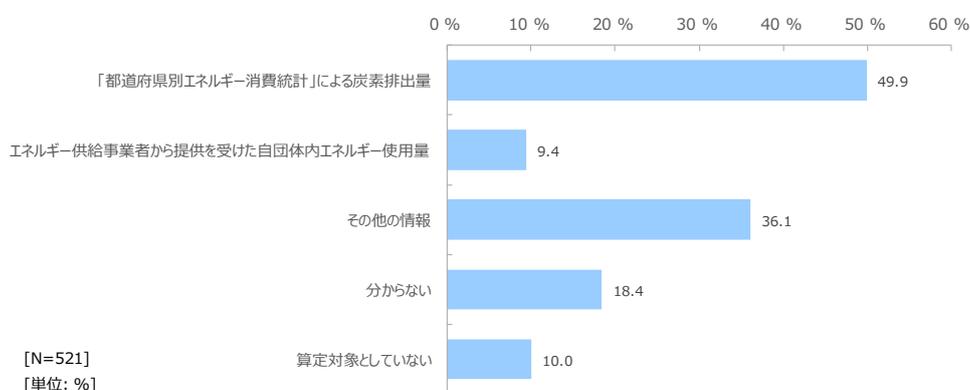
②産業部門（建設業・鉱業）

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門（建設業・鉱業）のCO₂排出量の算定に用いた情報としては、「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量（52.1%）が最も多く、「エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量」（10.6%）がそれに続く。

図表 291 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(2)産業部門（建設業・鉱業）



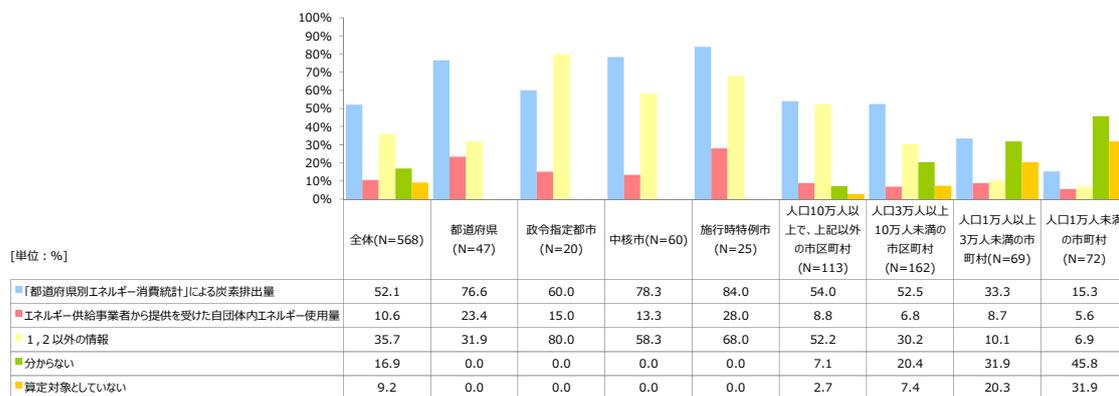
図表 292 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(2)産業部門（建設業・鉱業）【基礎自治体】



	「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
全体	260	49	188	96	52	521
比率	49.9	9.4	36.1	18.4	10.0	

地方公共団体の区分別に見ると、全ての区分で「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量が最も多い。

図表 293 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(2) 産業部門 (建設業・鉱業) 【団体区分別】

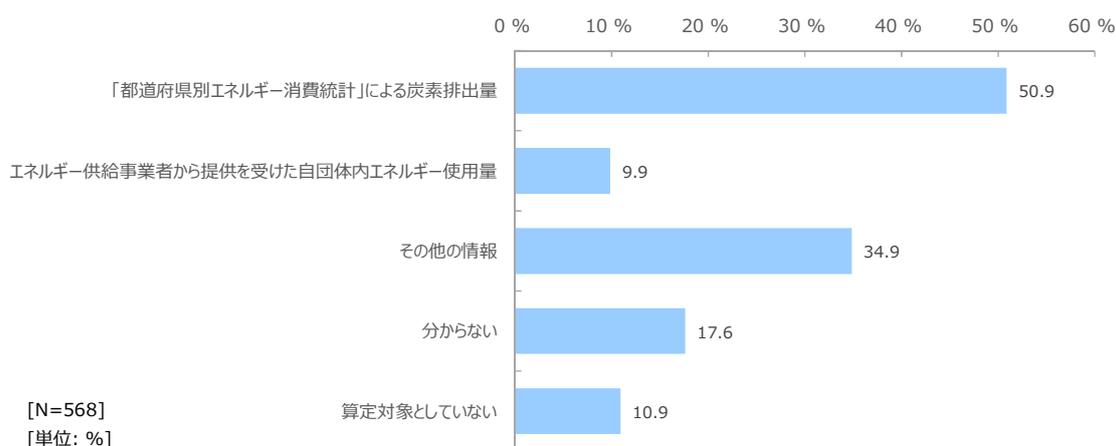


		「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	1, 2 以外の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	296	60	203	96	52	568
	都道府県	36	11	15	0	0	47
	政令指定都市	12	3	16	0	0	20
	中核市	47	8	35	0	0	60
	施行時特例市	21	7	17	0	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	61	10	59	8	3	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	85	11	49	33	12	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	23	6	7	22	14	69
	人口1万人未満の市町村	11	4	5	33	23	72
比率 (%)	全体(N=568)	52.1	10.6	35.7	16.9	9.2	
	都道府県(N=47)	76.6	23.4	31.9	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	60.0	15.0	80.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60)	78.3	13.3	58.3	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=25)	84.0	28.0	68.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	54.0	8.8	52.2	7.1	2.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	52.5	6.8	30.2	20.4	7.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	33.3	8.7	10.1	31.9	20.3	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	15.3	5.6	6.9	45.8	31.9	

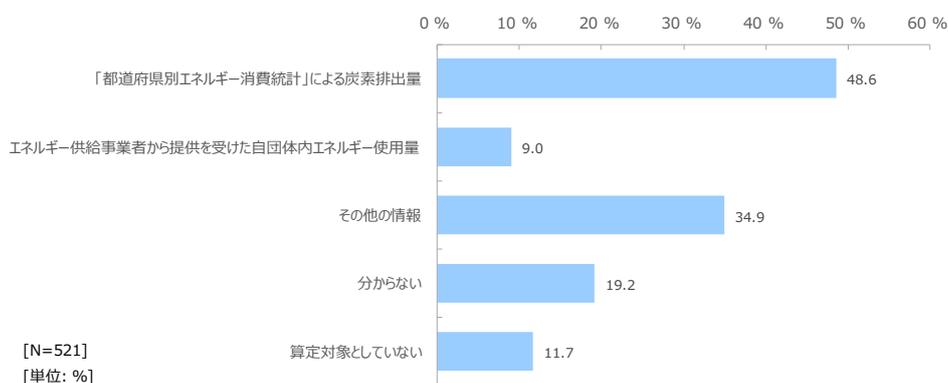
③産業部門（農林水産業）

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門（農林水産業）のCO₂排出量の算定に用いた情報としては、「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量（50.9%）が最も多く、「エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量」（9.9%）がそれに続く。

図表 294 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(3)産業部門（農林水産業）



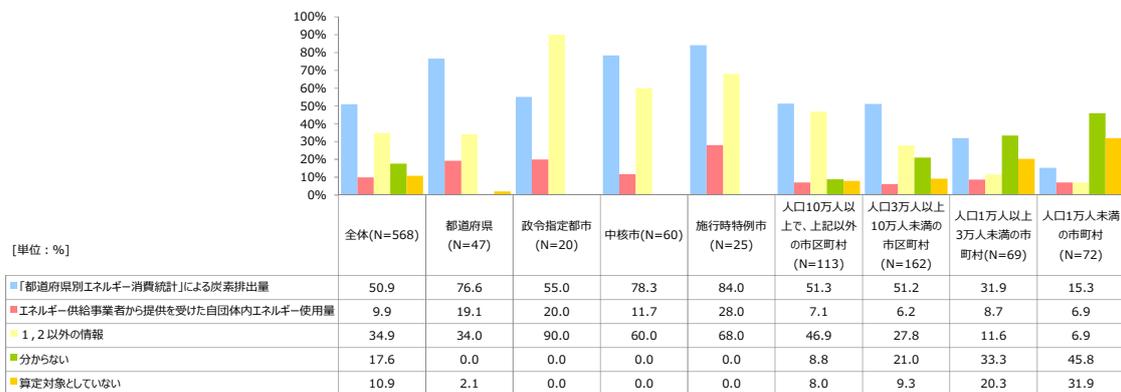
図表 295 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(3)産業部門（農林水産業）【基礎自治体】



	「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
全体	253	47	182	100	61	521
比率	48.6	9.0	34.9	19.2	11.7	

地方公共団体の区分別に見ると、全ての区分で「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量が最も多い。

図表 296 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(3) 産業部門（農林水産業）【団体区分別】

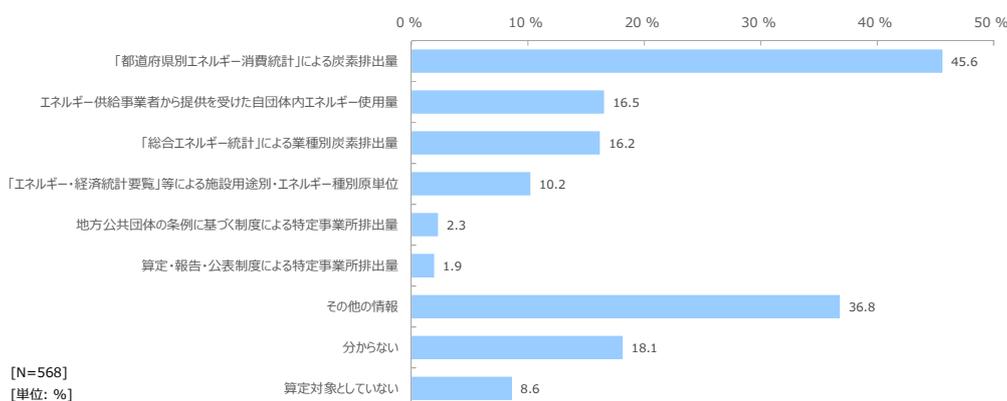


		「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	1, 2以外の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	289	56	198	100	62	568
	都道府県	36	9	16	0	1	47
	政令指定都市	11	4	18	0	0	20
	中核市	47	7	36	0	0	60
	施行時特例市	21	7	17	0	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	58	8	53	10	9	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	83	10	45	34	15	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	22	6	8	23	14	69
	人口1万人未満の市町村	11	5	5	33	23	72
比率 (%)	全体(N=568)	50.9	9.9	34.9	17.6	10.9	
	都道府県(N=47)	76.6	19.1	34.0	0.0	2.1	
	政令指定都市(N=20)	55.0	20.0	90.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60)	78.3	11.7	60.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=25)	84.0	28.0	68.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	51.3	7.1	46.9	8.8	8.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	51.2	6.2	27.8	21.0	9.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	31.9	8.7	11.6	33.3	20.3	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	15.3	6.9	6.9	45.8	31.9	

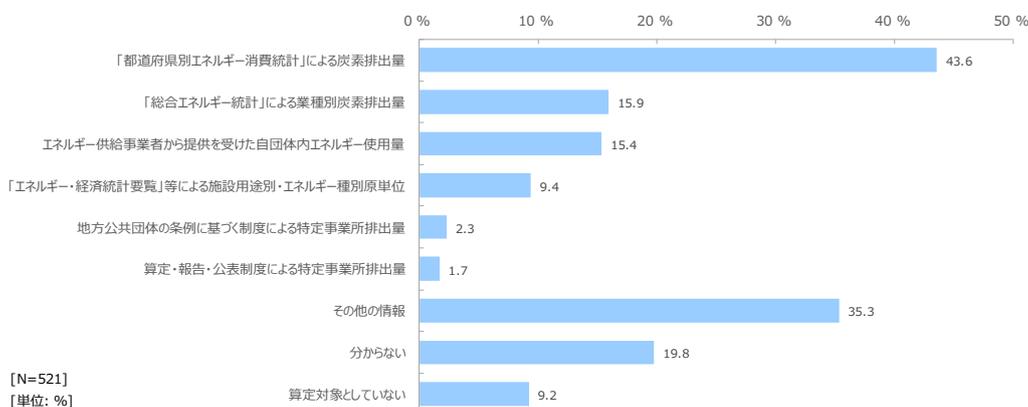
④業務その他部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門のCO₂排出量の算定に用いた情報としては、「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量（45.6%）が最も多く、「エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量」（16.5%）、「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量（16.2%）、「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量（16.2%）と続く。

図表 297 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(4)業務その他部門



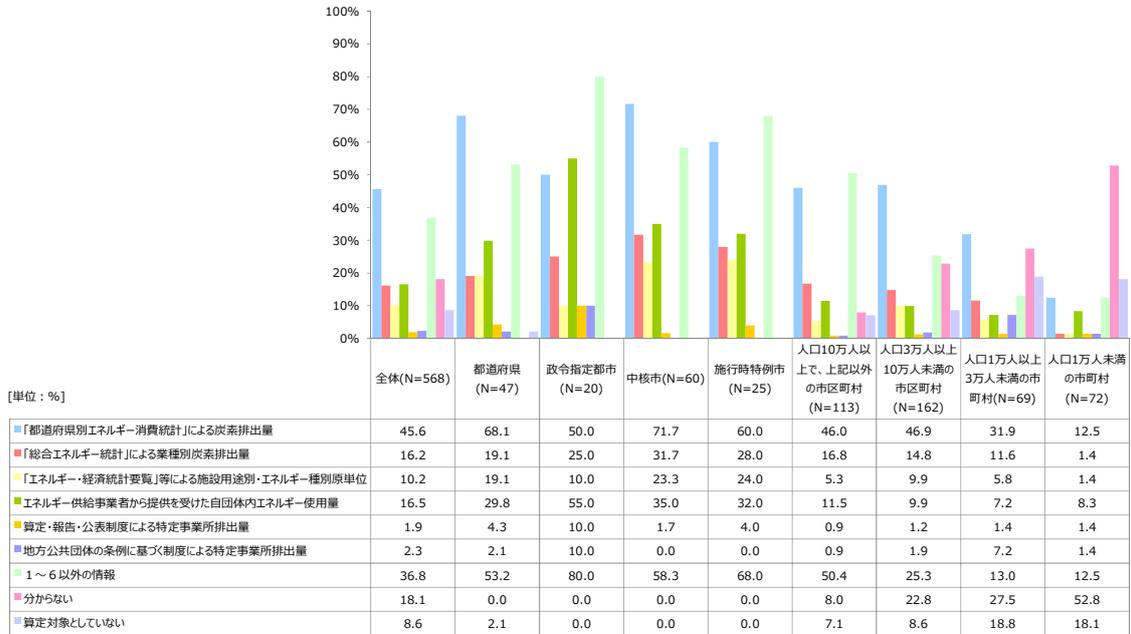
図表 298 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(4)業務その他部門【基礎自治体】



	「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量	「エネルギー・経済統計要覧」等による施設用途別・エネルギー種別原単位	「エネルギー・経済統計要覧」等による施設用途別・エネルギー種別原単位	エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
全体	227	83	49	80	9	12	184	103	48	521	
比率	43.6	15.9	9.4	15.4	1.7	2.3	35.3	19.8	9.2		

地方公共団体の区分別に見ると、人口規模が小さいほど「分からない」を選択した団体の割合が高くなる傾向がある。

図表 299 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(4) 業務その他部門【団体区分別】

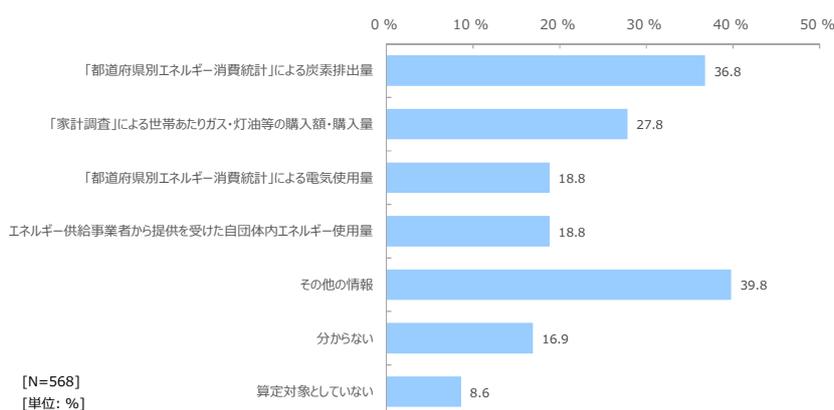


回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市区町村	人口1万人未満の市区町村	合計
全体(N=568)	259	92	58	94	11	13	209	103	49	568
都道府県(N=47)	32	9	9	14	2	1	25	0	1	47
政令指定都市(N=20)	10	5	2	11	2	2	16	0	0	20
中核市(N=60)	43	19	14	21	1	0	35	0	0	60
施行時特例市(N=25)	15	7	6	8	1	0	17	0	0	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	52	19	6	13	1	1	57	9	8	113
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	76	24	16	16	2	3	41	37	14	162
人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=69)	22	8	4	5	1	5	9	19	13	69
人口1万人未満の市区町村(N=72)	9	1	1	6	1	1	9	38	13	72
比率 (%)	45.6	16.2	10.2	16.5	1.9	2.3	36.8	18.1	8.6	
都道府県(N=47)	68.1	19.1	19.1	29.8	4.3	2.1	53.2	0.0	2.1	
政令指定都市(N=20)	50.0	25.0	10.0	55.0	10.0	10.0	80.0	0.0	0.0	
中核市(N=60)	71.7	31.7	23.3	35.0	1.7	0.0	58.3	0.0	0.0	
施行時特例市(N=25)	60.0	28.0	24.0	32.0	4.0	0.0	68.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	46.0	16.8	5.3	11.5	0.9	0.9	50.4	8.0	7.1	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	46.9	14.8	9.9	9.9	1.2	1.9	25.3	22.8	8.6	
人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=69)	31.9	11.6	5.8	7.2	1.4	7.2	13.0	27.5	18.8	
人口1万人未満の市区町村(N=72)	12.5	1.4	1.4	8.3	1.4	1.4	12.5	52.8	18.1	

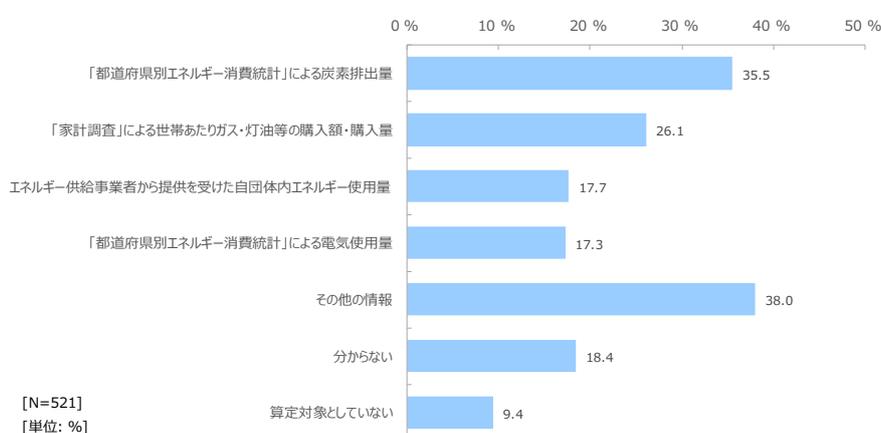
⑤家庭部門

区域施策編を策定済みの団体において、家庭部門のCO₂排出量の算定に用いた情報としては、「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量(36.8%)が最も多く、「家計調査」による世帯あたりガス・灯油等の購入額・購入量(27.8%)と続く。

図表 300 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(5)家庭部門



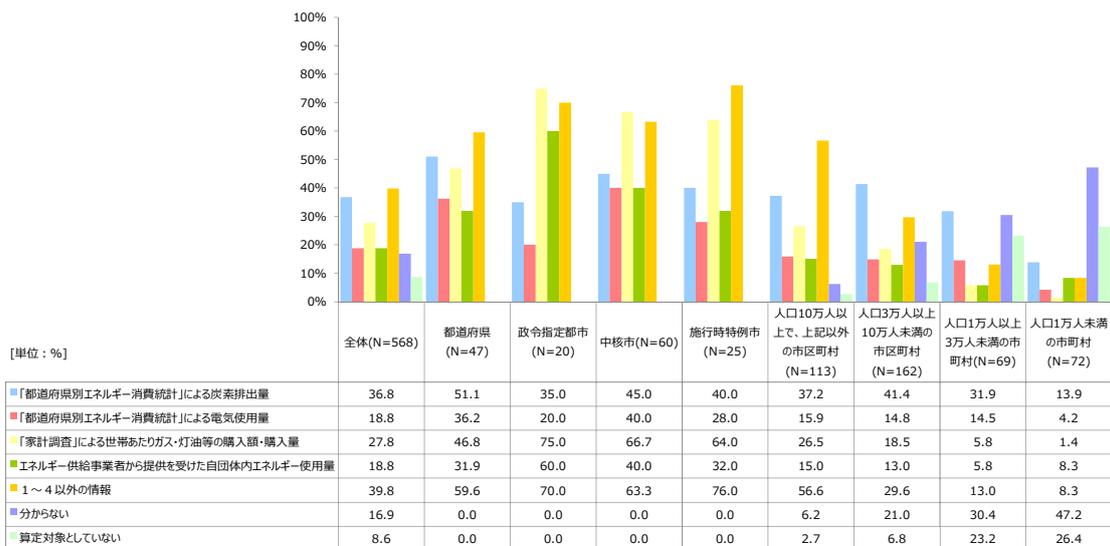
図表 301 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(5)家庭部門【基礎自治体】



	「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	「都道府県別エネルギー消費統計」による電気使用量	「家計調査」による世帯あたりガス・灯油等の購入額・購入量	エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
全体	185	90	136	92	198	96	49	521
比率	35.5	17.3	26.1	17.7	38.0	18.4	9.4	

地方公共団体の区分別に見ると、政令指定都市、中核市、施行時特例市では「家計調査」による世帯あたりガス・灯油等の購入額・購入量」が最も大きく、それ以外の団体では「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」が多い。

図表 302 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(5) 家庭部門【団体区分別】

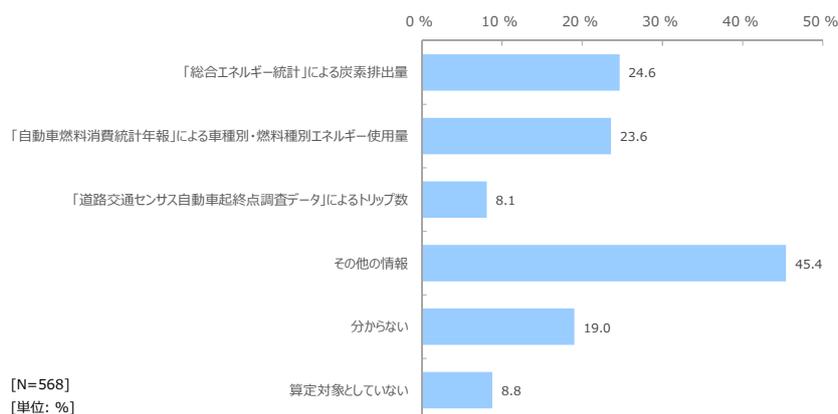


算定手法	消「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	消「都道府県別エネルギー消費統計」による電気使用量	「家計調査」による世帯あたりガス・灯油等の購入額・購入量	エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	1～4以外の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体 209	107	158	107	226	96	49	568
	都道府県 24	17	22	15	28	0	0	47
	政令指定都市 7	4	15	12	14	0	0	20
	中核市 27	24	40	24	38	0	0	60
	施行時特例市 10	7	16	8	19	0	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 42	18	30	17	64	7	3	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村 67	24	30	21	48	34	11	162
	人口1万人以上3万人未満の市区町村 22	10	4	4	9	21	16	69
	人口1万人未満の市区町村 10	3	1	6	6	34	19	72
比率 (%)	全体(N=568) 36.8	18.8	27.8	18.8	39.8	16.9	8.6	
	都道府県(N=47) 51.1	36.2	46.8	31.9	59.6	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20) 35.0	20.0	75.0	60.0	70.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60) 45.0	40.0	66.7	40.0	63.3	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=25) 40.0	28.0	64.0	32.0	76.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113) 37.2	15.9	26.5	15.0	56.6	6.2	2.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162) 41.4	14.8	18.5	13.0	29.6	21.0	6.8	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=69) 31.9	14.5	5.8	5.8	13.0	30.4	23.2	
	人口1万人未満の市区町村(N=72) 13.9	4.2	1.4	8.3	8.3	47.2	26.4	

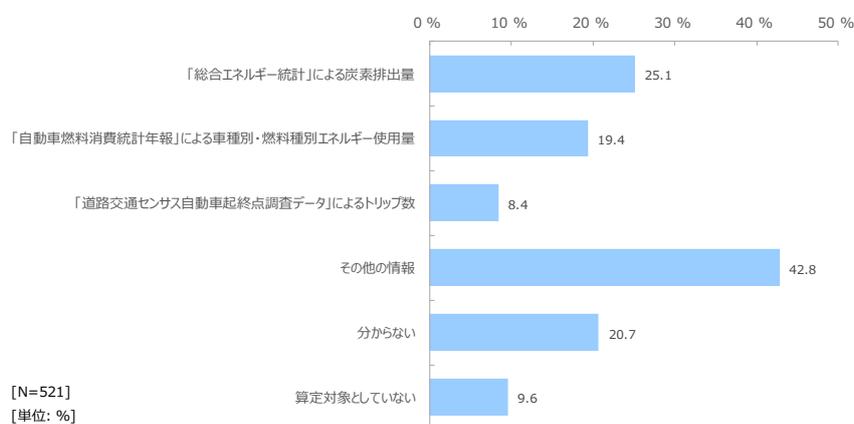
⑥運輸部門（自動車）

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（自動車）のCO₂排出量の算定に用いた情報としては、「総合エネルギー統計」による炭素排出量（24.6%）が最も多く、「自動車燃料消費統計年報」による車種別・燃料種別エネルギー使用量（23.6%）と続く。

図表 303 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(6)運輸部門（自動車）



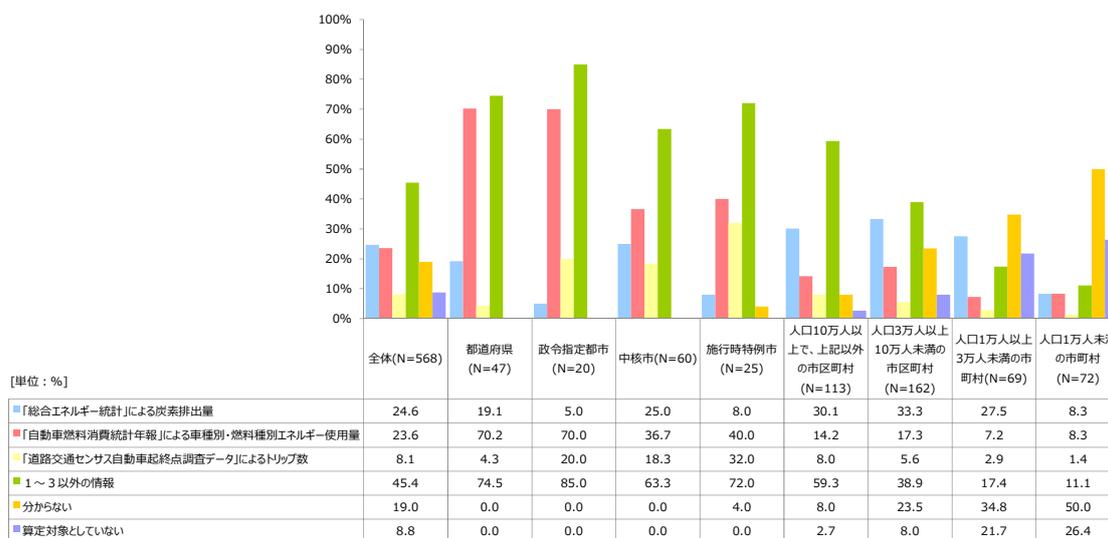
図表 304 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(6)運輸部門（自動車）【基礎自治体】



	「総合エネルギー統計」による炭素排出量	「自動車燃料消費統計年報」による車種別・燃料種別エネルギー使用量	「道路交通センサス自動車起終点調査データ」によるトリップ数	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
全体	131	101	44	223	108	50	521
比率	25.1	19.4	8.4	42.8	20.7	9.6	

地方公共団体の区分別に見ると、人口規模が大きいほど「自動車燃料消費統計年報」による車種別・燃料種別エネルギー使用量」を選択した団体の割合が高くなる傾向がある。

図表 305 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(6) 運輸部門 (自動車) 【団体区分別】

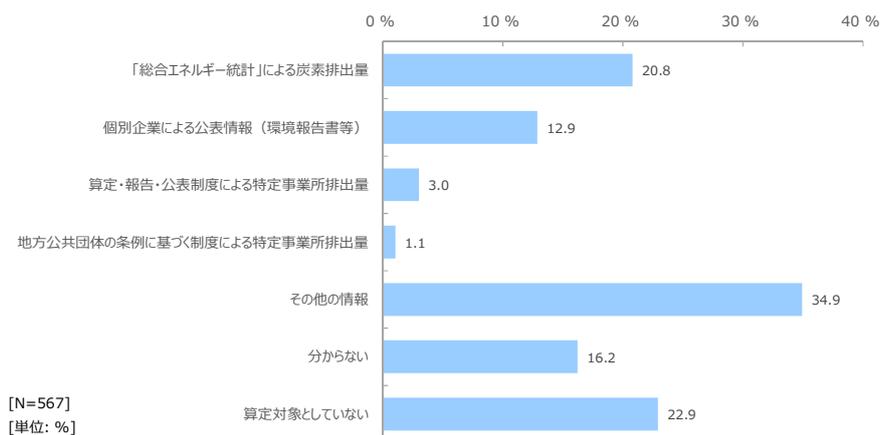


		「総合エネルギー統計」による炭素排出量	「自動車燃料消費統計年報」による車種別・燃料種別エネルギー使用量	「道路交通センサ自動車起終点調査データ」によるトリップ数	1～3以外の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	140	134	46	258	108	50	568
	都道府県	9	33	2	35	0	0	47
	政令指定都市	1	14	4	17	0	0	20
	中核市	15	22	11	38	0	0	60
	施行時特例市	2	10	8	18	1	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	34	16	9	67	9	3	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	54	28	9	63	38	13	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	19	5	2	12	24	15	69
人口1万人未満の市町村	6	6	1	8	36	19	72	
比率 (%)	全体(N=568)	24.6	23.6	8.1	45.4	19.0	8.8	
	都道府県(N=47)	19.1	70.2	4.3	74.5	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	5.0	70.0	20.0	85.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60)	25.0	36.7	18.3	63.3	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=25)	8.0	40.0	32.0	72.0	4.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	30.1	14.2	8.0	59.3	8.0	2.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	33.3	17.3	5.6	38.9	23.5	8.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	27.5	7.2	2.9	17.4	34.8	21.7	
人口1万人未満の市町村(N=72)	8.3	8.3	1.4	11.1	50.0	26.4		

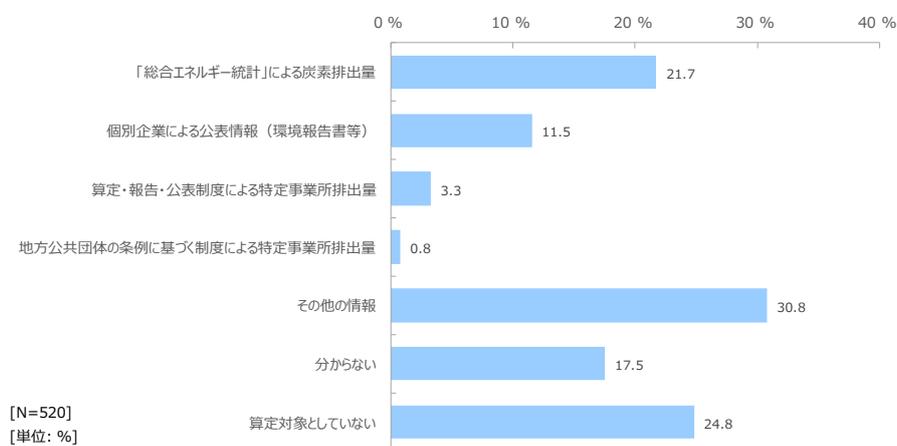
⑦運輸部門（鉄道）

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（鉄道）のCO₂排出量の算定に用いた情報としては、「総合エネルギー統計」による炭素排出量（20.8%）が最も多く、「個別企業による公表情報（環境報告書等）」（12.9%）と続く。

図表 306 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(7)運輸部門（鉄道）



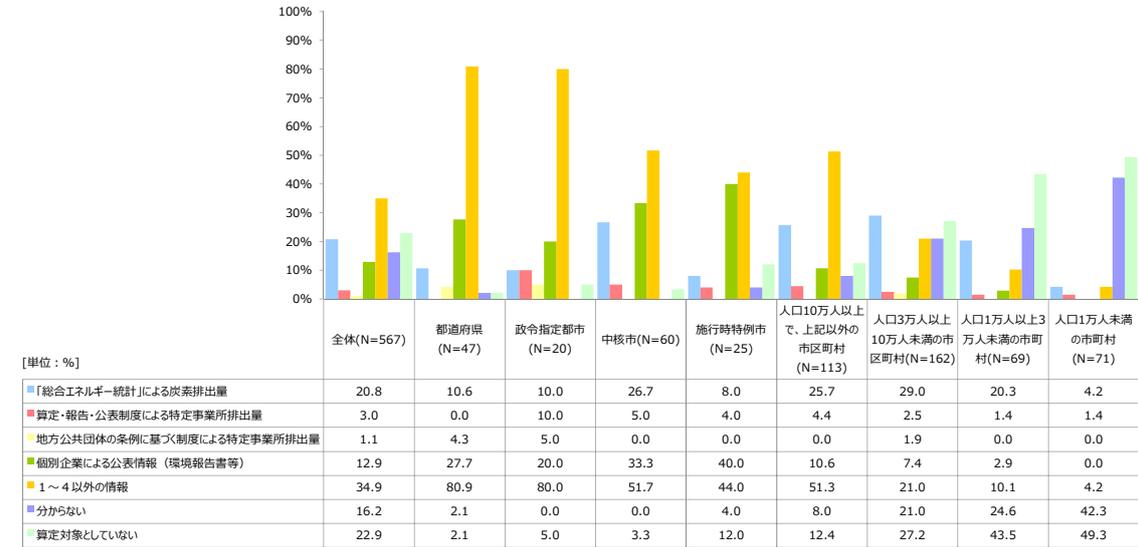
図表 307 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(7)運輸部門（鉄道）【基礎自治体】



	「総合エネルギー統計」による炭素排出量	算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	個別企業による公表情報（環境報告書等）	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
全体	113	17	4	60	160	91	129	520
比率	21.7	3.3	0.8	11.5	30.8	17.5	24.8	

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）では「個別企業による公表情報（環境報告書等）」が多い。

図表 308 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(7) 運輸部門（鉄道）【団体区分別】

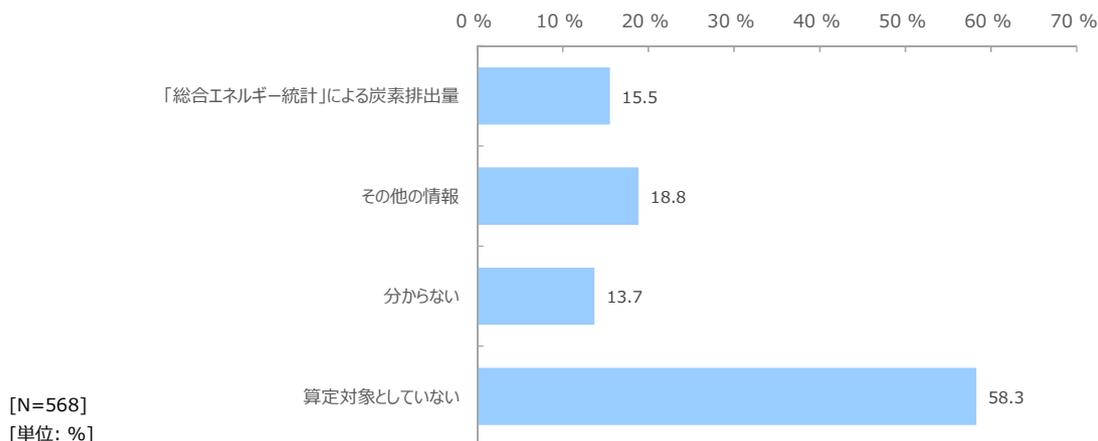


		「総合エネルギー統計」による炭素排出量	算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	個別企業による公表情報（環境報告書等）	1～4 以外の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	118	17	6	73	198	92	130	567
	都道府県	5	0	2	13	38	1	1	47
	政令指定都市	2	2	1	4	16	0	1	20
	中核市	16	3	0	20	31	0	2	60
	施行時特例市	2	1	0	10	11	1	3	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	29	5	0	12	58	9	14	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	47	4	3	12	34	34	44	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	14	1	0	2	7	17	30	69
	人口1万人未満の市町村	3	1	0	0	3	30	35	71
比率 (%)	全体(N=567)	20.8	3.0	1.1	12.9	34.9	16.2	22.9	
	都道府県(N=47)	10.6	0.0	4.3	27.7	80.9	2.1	2.1	
	政令指定都市(N=20)	10.0	10.0	5.0	20.0	80.0	0.0	5.0	
	中核市(N=60)	26.7	5.0	0.0	33.3	51.7	0.0	3.3	
	施行時特例市(N=25)	8.0	4.0	0.0	40.0	44.0	4.0	12.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	25.7	4.4	0.0	10.6	51.3	8.0	12.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	29.0	2.5	1.9	7.4	21.0	21.0	27.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	20.3	1.4	0.0	2.9	10.1	24.6	43.5	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	4.2	1.4	0.0	0.0	4.2	42.3	49.3	

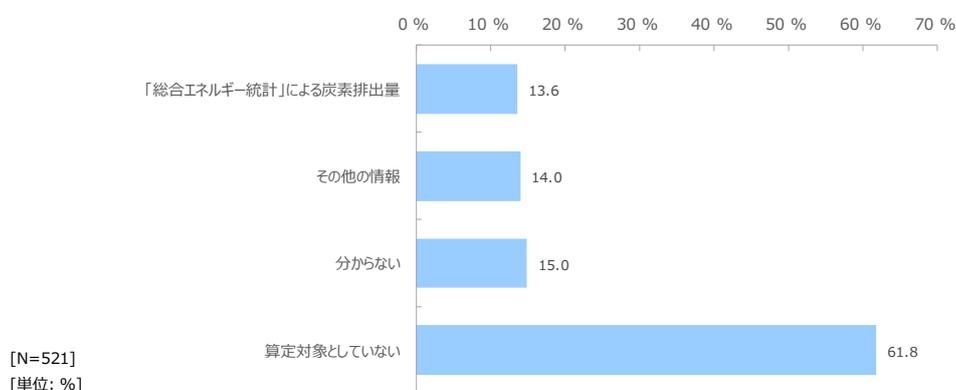
⑧運輸部門（船舶）

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（船舶）のCO₂排出量の算定に用いた情報としては、「総合エネルギー統計」による炭素排出量と回答した団体は15.5%であった。

図表 309 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(8)運輸部門（船舶）



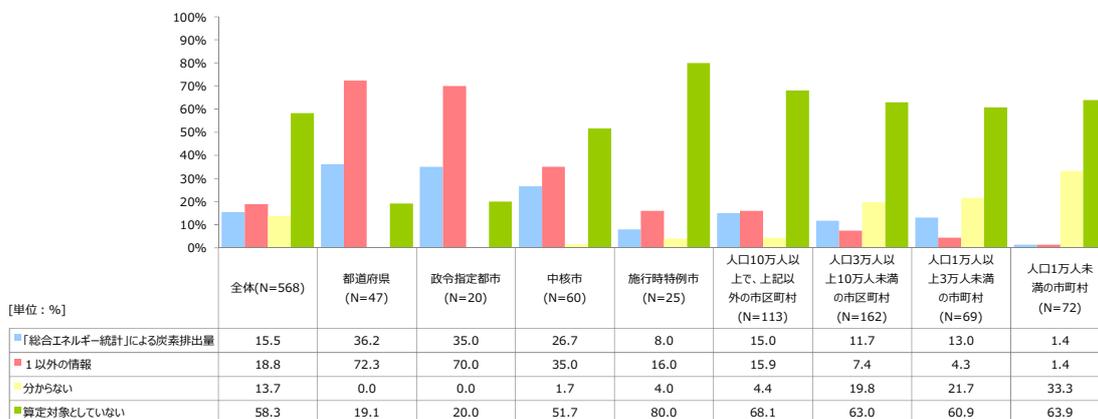
図表 310 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(8)運輸部門（船舶）【基礎自治体】



	「総合エネルギー統計」による炭素排出量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
全体	71	73	78	322	521
比率	13.6	14.0	15.0	61.8	

地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市以下の団体ではそもそも「算定対象としていない」団体が60%以上を占めている。

図表 311 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(8) 運輸部門(船舶)【団体区分別】

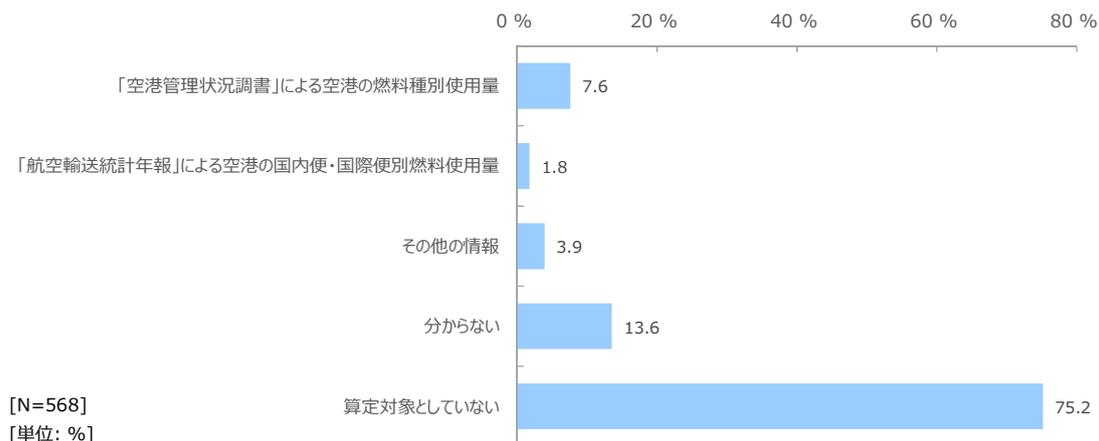


		「総合エネルギー統計」による炭素排出量	1以外の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	88	107	78	331	568
	都道府県	17	34	0	9	47
	政令指定都市	7	14	0	4	20
	中核市	16	21	1	31	60
	施行時特例市	2	4	1	20	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	17	18	5	77	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	19	12	32	102	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	9	3	15	42	69
	人口1万人未満の市町村	1	1	24	46	72
比率 (%)	全体(N=568)	15.5	18.8	13.7	58.3	
	都道府県(N=47)	36.2	72.3	0.0	19.1	
	政令指定都市(N=20)	35.0	70.0	0.0	20.0	
	中核市(N=60)	26.7	35.0	1.7	51.7	
	施行時特例市(N=25)	8.0	16.0	4.0	80.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	15.0	15.9	4.4	68.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	11.7	7.4	19.8	63.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	13.0	4.3	21.7	60.9	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	1.4	1.4	33.3	63.9	

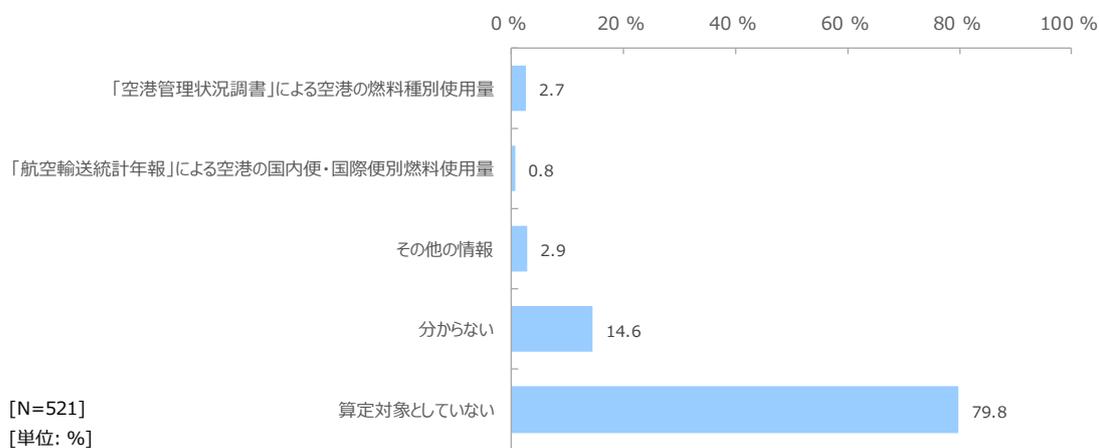
⑨運輸部門（航空）

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（航空）のCO₂排出量の算定に「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量」を用いている団体は7.6%である。

図表 312 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(9)運輸部門（航空）



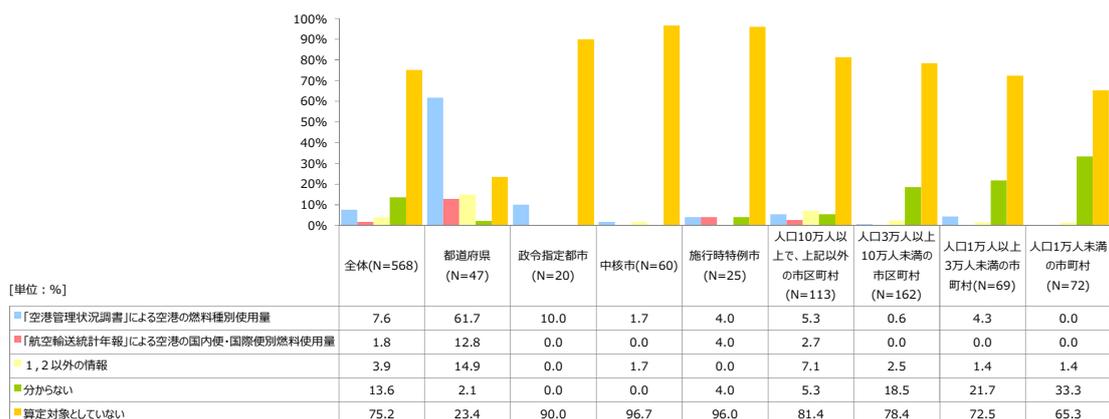
図表 313 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(9)運輸部門（航空）【基礎自治体】



	「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量	「航空輸送統計年報」による空港の国内便・国際便別燃料使用量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
全体	14	4	15	76	416	521
比率	2.7	0.8	2.9	14.6	79.8	

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県は算定対象としている団体が大部分を占め、算定手法としては「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量が多い。一方、市町村（特別区含む。）は「算定対象としていない」団体が大部分を占めている。

図表 314 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(9) 運輸部門（航空）【団体区分別】

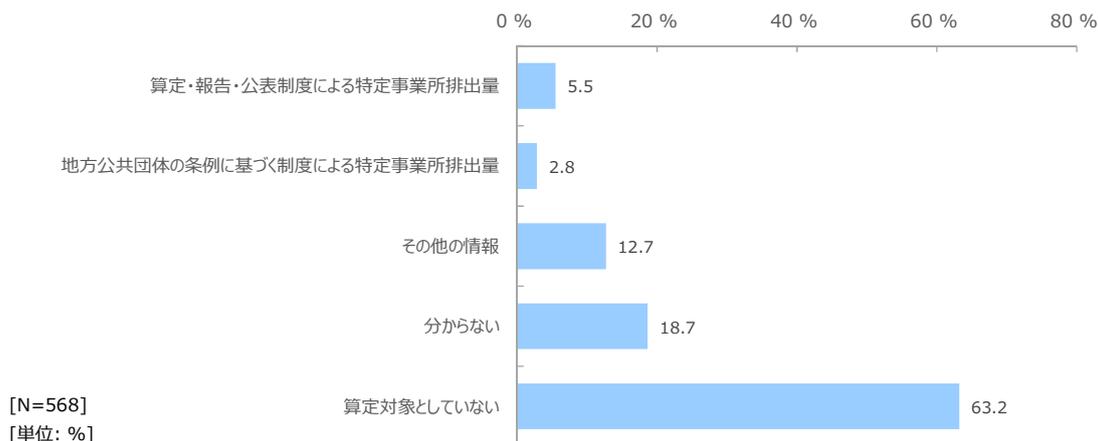


回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	比率 (%)	全体(N=568)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=60)	施行時特例市(N=25)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	人口1万人未満の市町村(N=72)
「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量	43	29	2	1	1	6	1	3	0	7.6	61.7	10.0	1.7	4.0	5.3	0.6	4.3	0.0	
「航空輸送統計年報」による空港の国内便・国際便別燃料使用量	10	6	0	0	1	3	0	0	0	1.8	12.8	0.0	0.0	4.0	2.7	0.0	0.0	0.0	
1, 2 以外の情報	22	7	0	0	1	8	4	1	1	3.9	14.9	0.0	1.7	0.0	7.1	2.5	1.4	1.4	
分からない	77	11	0	0	0	6	30	15	24	13.6	2.1	0.0	0.0	4.0	5.3	18.5	21.7	33.3	
算定対象としていない	427	11	18	58	24	92	127	50	47	75.2	23.4	90.0	96.7	96.0	81.4	78.4	72.5	65.3	
合計	568	47	20	60	25	113	162	69	72										

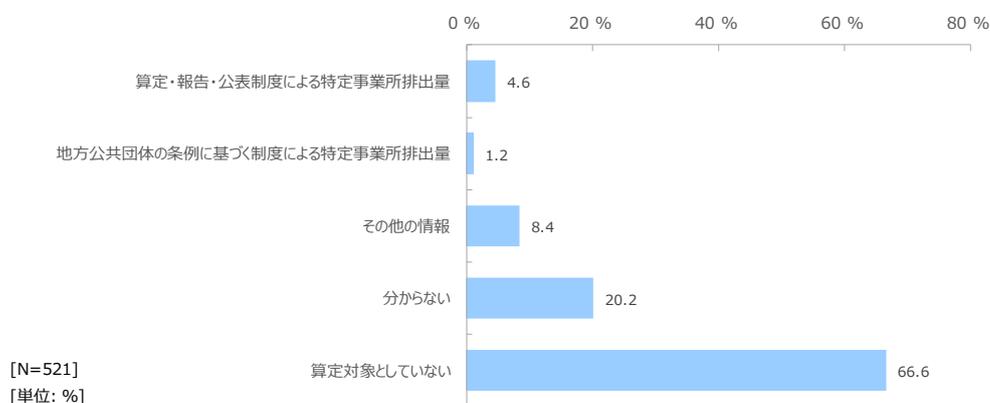
⑩エネルギー転換部門

区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門のCO₂排出量の算定に「算定・報告・公表制度による特定事業所排出量」を使用している団体は5.5%である。

図表 315 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(10)エネルギー転換部門



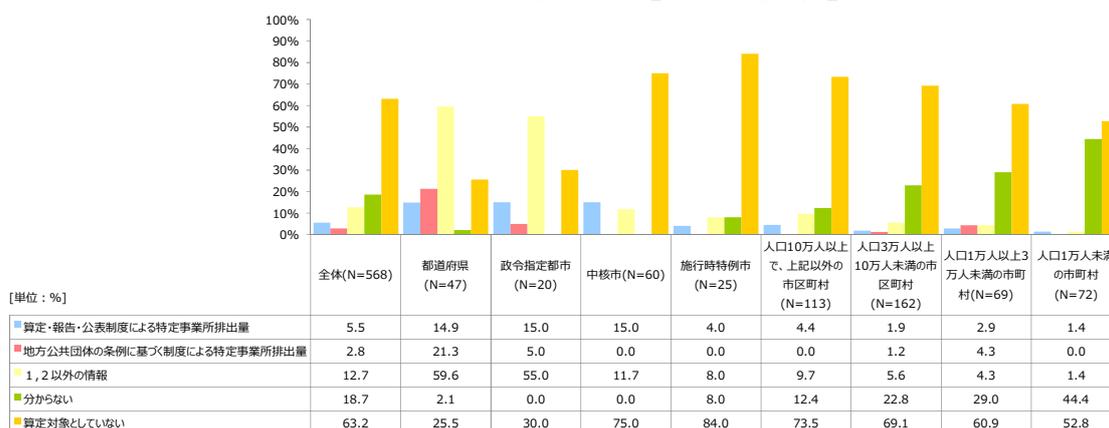
図表 316 区域施策編におけるCO₂排出量の算定手法
(10)エネルギー転換部門【基礎自治体】



	算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
全体	24	6	44	105	347	521
比率	4.6	1.2	8.4	20.2	66.6	

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県と政令指定都市では算定対象としている団体が大部分を占める。一方、中核市以下の市町村（特別区含む。）は「算定対象としていない」団体が大部分を占めている。

図表 317 区域施策編における CO₂ 排出量の算定手法
(10) エネルギー転換部門【団体区分別】



		算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	1, 2以外の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	31	16	72	106	359	568
	都道府県	7	10	28	1	12	47
	政令指定都市	3	1	11	0	6	20
	中核市	9	0	7	0	45	60
	施行時特別市	1	0	2	2	21	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	0	11	14	83	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	3	2	9	37	112	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	3	3	20	42	69
	人口1万人未満の市町村	1	0	1	32	38	72
比率 (%)	全体(N=568)	5.5	2.8	12.7	18.7	63.2	
	都道府県(N=47)	14.9	21.3	59.6	2.1	25.5	
	政令指定都市(N=20)	15.0	5.0	55.0	0.0	30.0	
	中核市(N=60)	15.0	0.0	11.7	0.0	75.0	
	施行時特別市(N=25)	4.0	0.0	8.0	8.0	84.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	4.4	0.0	9.7	12.4	73.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	1.9	1.2	5.6	22.8	69.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	2.9	4.3	4.3	29.0	60.9	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	1.4	0.0	1.4	44.4	52.8	

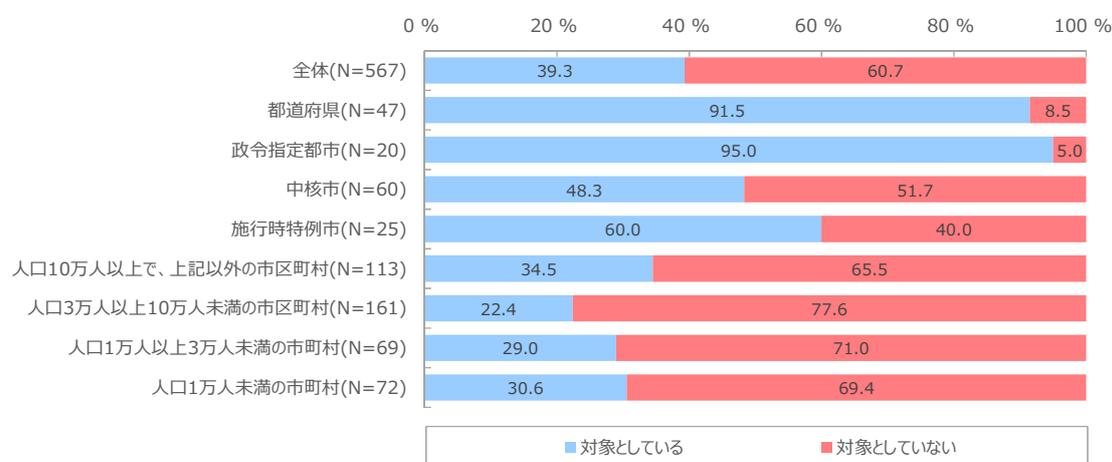
2) 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO₂ 以外） <Q2-2(2)>

①燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の 39.3%である。人口規模が小さい団体では、「対象としている。」と回答した団体の割合が低い傾向がある。

図表 318 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO₂ 以外）

(1)燃料の燃焼分野【団体区分別】

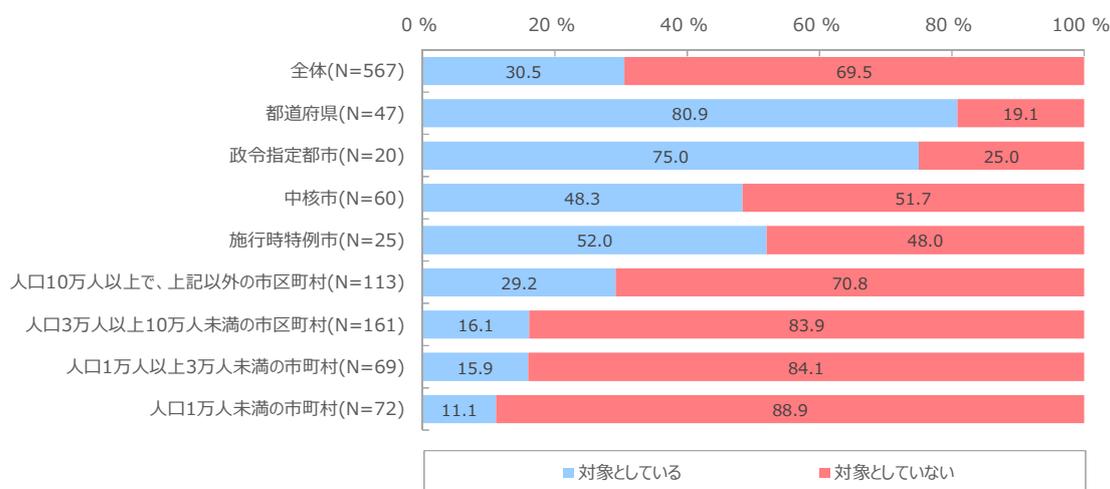


		対象 い る と し て	対 象 な い と し て	合 計
全体	全体	223	344	567
	都道府県	43	4	47
	政令指定都市	19	1	20
	中核市	29	31	60
	施行時特例市	15	10	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	39	74	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	36	125	161
	人口1万人以上3万人未満の市町村	20	49	69
	人口1万人未満の市町村	22	50	72
比率	全体(N=567)	39.3	60.7	
	都道府県(N=47)	91.5	8.5	
	政令指定都市(N=20)	95.0	5.0	
	中核市(N=60)	48.3	51.7	
	施行時特例市(N=25)	60.0	40.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	34.5	65.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=161)	22.4	77.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	29.0	71.0	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	30.6	69.4	

②工業プロセス分野

区域施策編を策定済みの団体において、工業プロセス分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の30.5%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 319 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO₂ 以外）
(2) 工業プロセス分野【団体区分別】

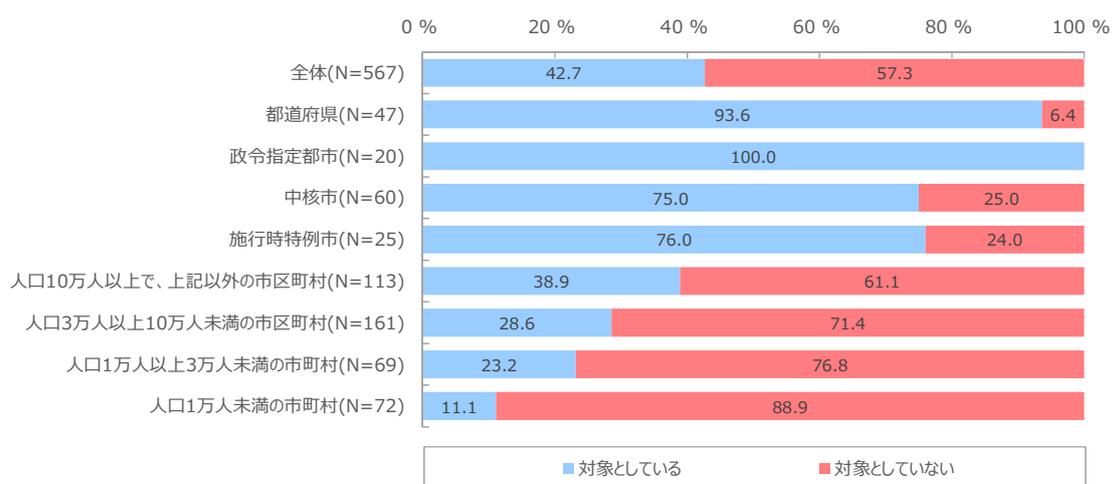


		対 象 と し て い る	対 象 と し て い ない	合 計
全体	全体	173	394	567
	都道府県	38	9	47
	政令指定都市	15	5	20
	中核市	29	31	60
	施行時特例市	13	12	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	33	80	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	26	135	161
	人口1万人以上3万人未満の市町村	11	58	69
	人口1万人未満の市町村	8	64	72
比率	全体(N=567)	30.5	69.5	
	都道府県(N=47)	80.9	19.1	
	政令指定都市(N=20)	75.0	25.0	
	中核市(N=60)	48.3	51.7	
	施行時特例市(N=25)	52.0	48.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	29.2	70.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=161)	16.1	83.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	15.9	84.1	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	11.1	88.9	

③農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の42.7%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 320 区域施策編の算定対象（エネルギー起源CO₂以外）
 (3) 農業分野【団体区分別】

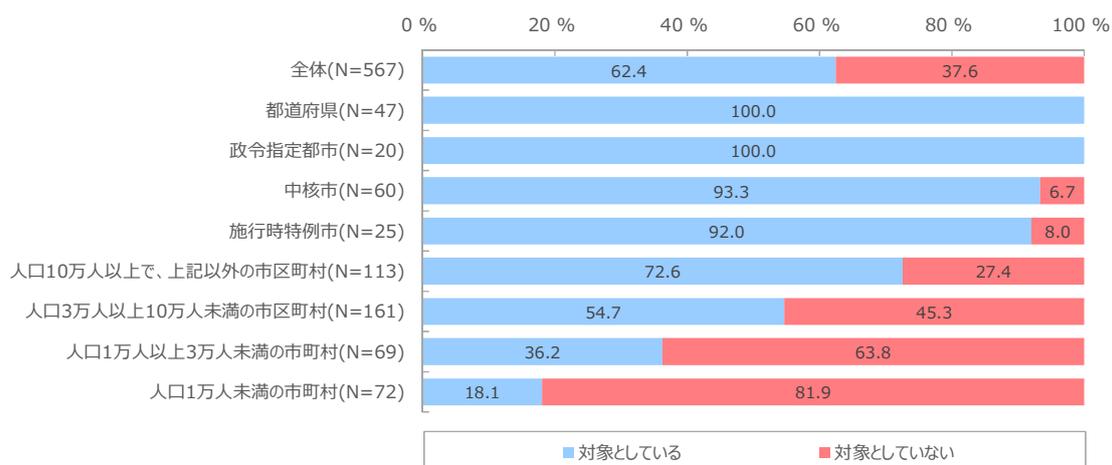


		対象 い る と し て	対 象 な い と し て	合 計
全体	全体	242	325	567
	都道府県	44	3	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	45	15	60
	施行時特例市	19	6	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	44	69	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	46	115	161
	人口1万人以上3万人未満の市町村	16	53	69
	人口1万人未満の市町村	8	64	72
比率	全体(N=567)	42.7	57.3	
	都道府県(N=47)	93.6	6.4	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=60)	75.0	25.0	
	施行時特例市(N=25)	76.0	24.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	38.9	61.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=161)	28.6	71.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	23.2	76.8	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	11.1	88.9	

④廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の62.4%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 321 区域施策編の算定対象（エネルギー起源CO₂以外）
(4) 廃棄物分野【団体区分別】

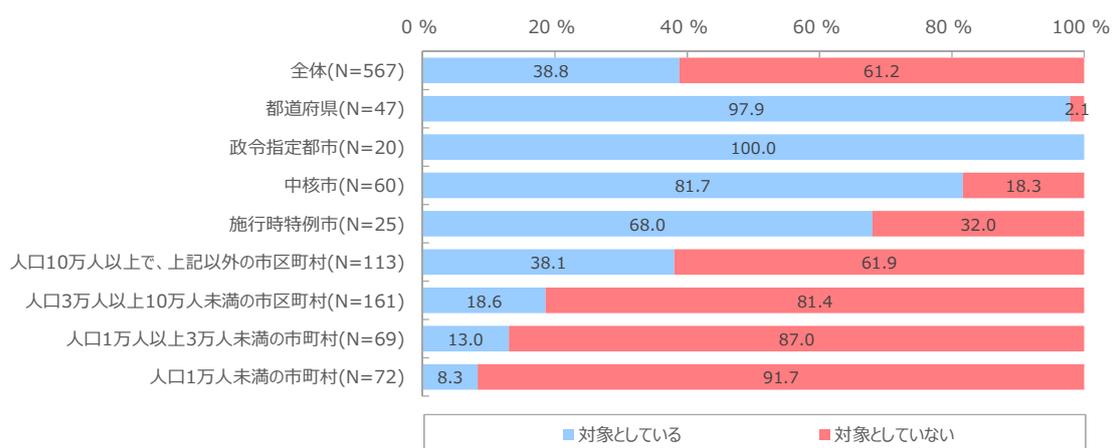


		対象 い る と し て	対 象 と し て い な い	合 計
全体	全体	354	213	567
	都道府県	47	0	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	56	4	60
	施行時特例市	23	2	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	82	31	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	88	73	161
	人口1万人以上3万人未満の市町村	25	44	69
	人口1万人未満の市町村	13	59	72
比率	全体(N=567)	62.4	37.6	
	都道府県(N=47)	100.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=60)	93.3	6.7	
	施行時特例市(N=25)	92.0	8.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	72.6	27.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=161)	54.7	45.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	36.2	63.8	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	18.1	81.9	

⑤代替フロン等4ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等4ガス分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の38.8%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 322 区域施策編の算定対象（エネルギー起源CO₂以外）
(5) 代替フロン等4ガス分野【団体区別別】

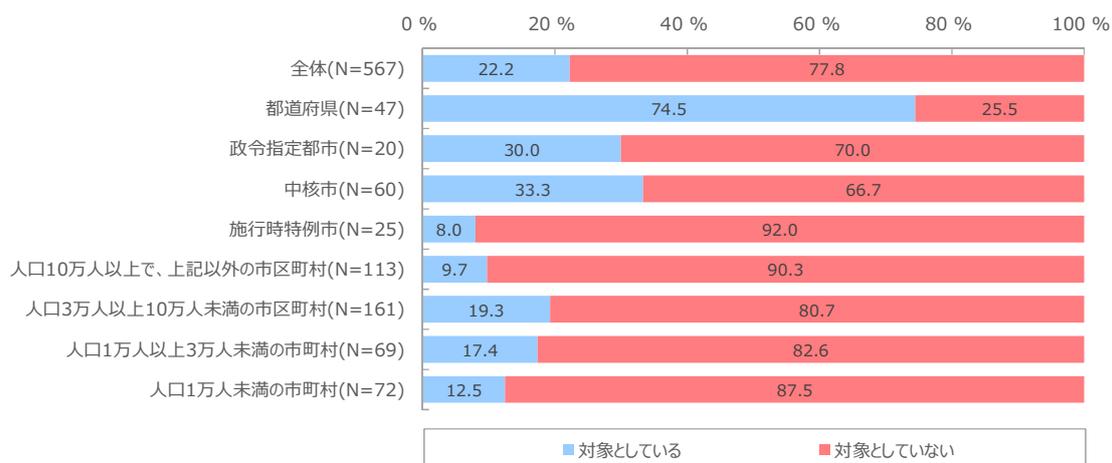


		対象として いる	対象として いない	合計
全体	全体	220	347	567
	都道府県	46	1	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	49	11	60
	施行時特例市	17	8	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	43	70	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	30	131	161
	人口1万人以上3万人未満の市町村	9	60	69
	人口1万人未満の市町村	6	66	72
比率	全体(N=567)	38.8	61.2	
	都道府県(N=47)	97.9	2.1	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=60)	81.7	18.3	
	施行時特例市(N=25)	68.0	32.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	38.1	61.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=161)	18.6	81.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	13.0	87.0	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	8.3	91.7	

⑥森林等の吸収源

区域施策編を策定済みの団体において、森林等の吸収源を「対象としている。」と回答した団体は全体の22.2%である。都道府県に比べて市町村(特別区含む)では、森林等の吸収源を対象としている団体の割合は低い。

図表 323 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO₂ 以外）
(6) 森林等の吸収源【団体区分別】



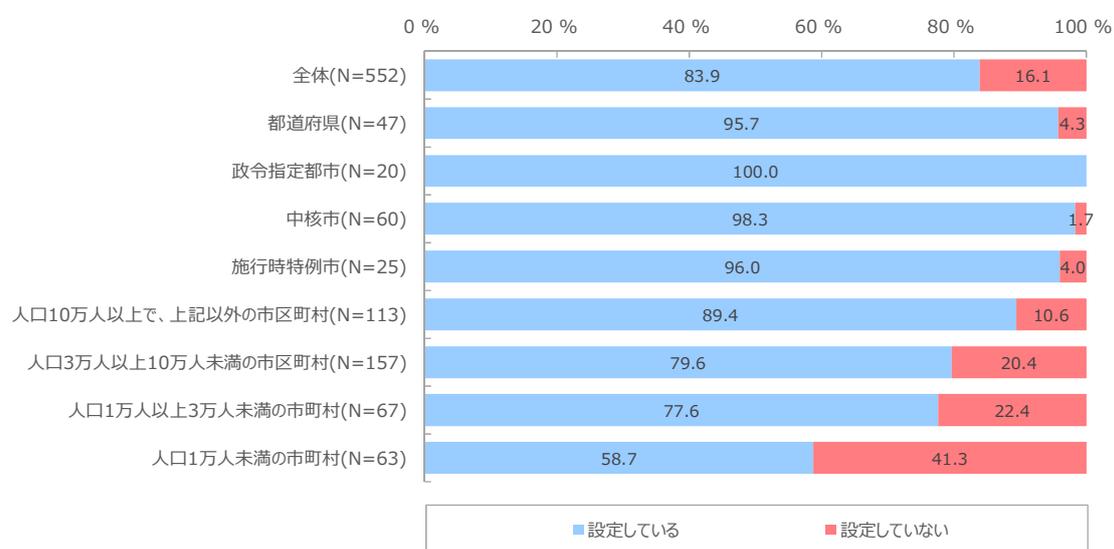
		対象としている	対象としていない	合計
全体	全体	126	441	567
	都道府県	35	12	47
	政令指定都市	6	14	20
	中核市	20	40	60
	施行時特例市	2	23	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	11	102	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	31	130	161
	人口1万人以上3万人未満の市町村	12	57	69
	人口1万人未満の市町村	9	63	72
比率	全体(N=567)	22.2	77.8	
	都道府県(N=47)	74.5	25.5	
	政令指定都市(N=20)	30.0	70.0	
	中核市(N=60)	33.3	66.7	
	施行時特例市(N=25)	8.0	92.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	9.7	90.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=161)	19.3	80.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	17.4	82.6	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	12.5	87.5	

3) 区域施策編における直近の目標設定の有無 <Q2-2(3)>

①総量目標

区域施策編を策定済みの団体において、総量目標（区域全体の温室効果ガス排出量・吸収量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の83.9%である。人口規模が小さくなるほど、「設定している。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 324 区域施策編における直近の目標設定の有無
(1) 総量目標【団体区分別】

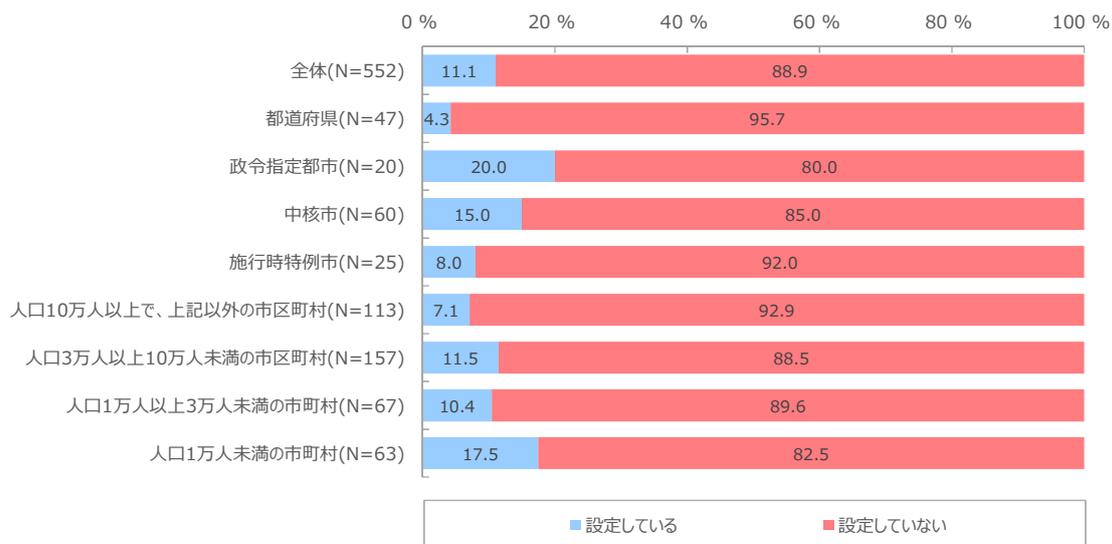


		設 定 し て	設 定 し て い ない	合 計
全体	全体	463	89	552
	都道府県	45	2	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	59	1	60
	施行時特例市	24	1	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	101	12	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	125	32	157
	人口1万人以上3万人未満の市町村	52	15	67
比率	人口1万人未満の市町村	37	26	63
	全体(N=552)	83.9	16.1	
	都道府県(N=47)	95.7	4.3	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=60)	98.3	1.7	
	施行時特例市(N=25)	96.0	4.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	89.4	10.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=157)	79.6	20.4	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=67)	77.6	22.4		
人口1万人未満の市町村(N=63)	58.7	41.3		

②温室効果ガス排出量原単位目標

区域施策編を策定済みの団体において、温室効果ガス排出量原単位目標（人口・床面積・生産量といった活動量当たりの区域の温室効果ガス排出量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の 11.1%である。

図表 325 区域施策編における直近の目標設定の有無
(2)温室効果ガス排出量原単位目標【団体区分別】

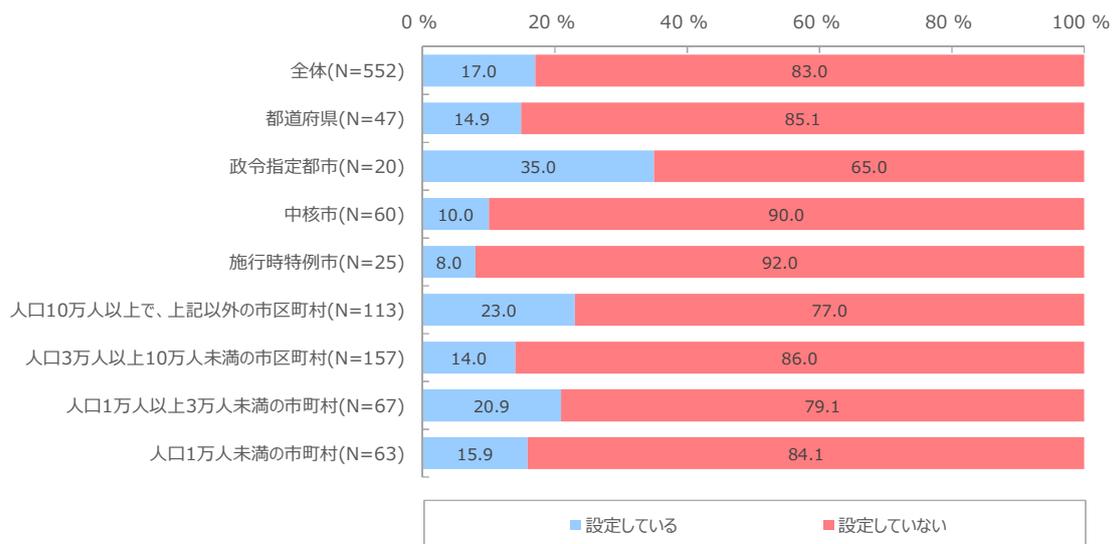


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	61	491	552
	都道府県	2	45	47
	政令指定都市	4	16	20
	中核市	9	51	60
	施行時特例市	2	23	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	8	105	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	18	139	157
	人口1万人以上3万人未満の市町村	7	60	67
	人口1万人未満の市町村	11	52	63
比率	全体(N=552)	11.1	88.9	
	都道府県(N=47)	4.3	95.7	
	政令指定都市(N=20)	20.0	80.0	
	中核市(N=60)	15.0	85.0	
	施行時特例市(N=25)	8.0	92.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	7.1	92.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=157)	11.5	88.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=67)	10.4	89.6	
	人口1万人未満の市町村(N=63)	17.5	82.5	

③最終エネルギー消費量目標

区域施策編を策定済みの団体において、最終エネルギー消費量目標（区域の最終エネルギー消費量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の17.0%である。

図表 326 区域施策編における直近の目標設定の有無
(3)最終エネルギー消費量目標【団体区分別】

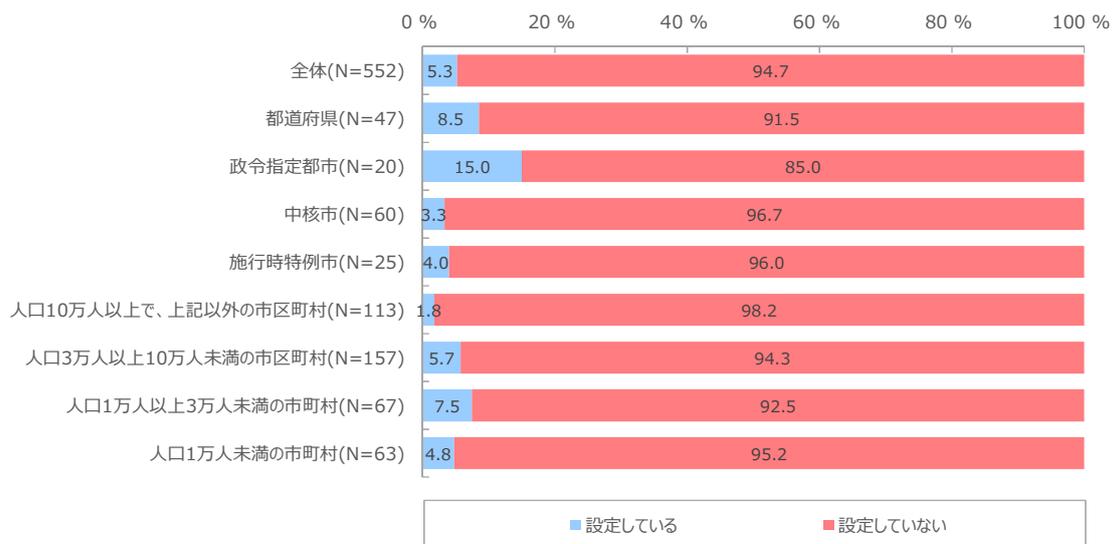


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	94	458	552
	都道府県	7	40	47
	政令指定都市	7	13	20
	中核市	6	54	60
	施行時特例市	2	23	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	26	87	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	22	135	157
	人口1万人以上3万人未満の市町村	14	53	67
	人口1万人未満の市町村	10	53	63
比率	全体(N=552)	17.0	83.0	
	都道府県(N=47)	14.9	85.1	
	政令指定都市(N=20)	35.0	65.0	
	中核市(N=60)	10.0	90.0	
	施行時特例市(N=25)	8.0	92.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	23.0	77.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=157)	14.0	86.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=67)	20.9	79.1	
	人口1万人未満の市町村(N=63)	15.9	84.1	

④最終エネルギー消費原単位目標

区域施策編を策定済みの団体において、最終エネルギー消費原単位目標（人口・床面積・生産量といった活動量当たりの区域の最終エネルギー消費量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の5.3%である。

図表 327 区域施策編における直近の目標設定の有無
(4)最終エネルギー消費原単位目標【団体区分別】

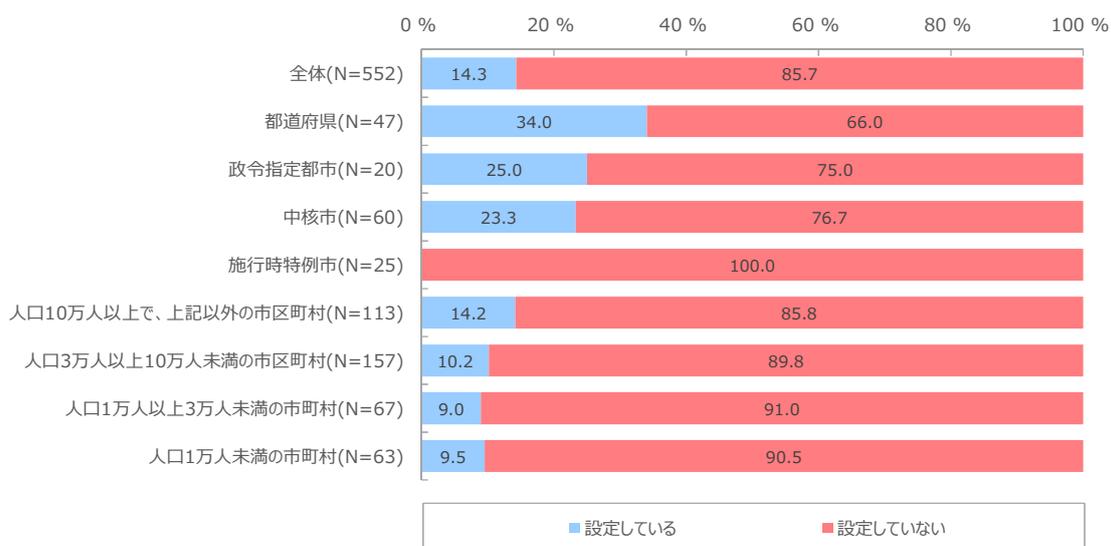


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	29	523	552
	都道府県	4	43	47
	政令指定都市	3	17	20
	中核市	2	58	60
	施行時特例市	1	24	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	111	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	148	157
	人口1万人以上3万人未満の市町村	5	62	67
	人口1万人未満の市町村	3	60	63
比率	全体(N=552)	5.3	94.7	
	都道府県(N=47)	8.5	91.5	
	政令指定都市(N=20)	15.0	85.0	
	中核市(N=60)	3.3	96.7	
	施行時特例市(N=25)	4.0	96.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	1.8	98.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=157)	5.7	94.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=67)	7.5	92.5	
	人口1万人未満の市町村(N=63)	4.8	95.2	

⑤再生可能エネルギーの導入量目標

区域施策編を策定済みの団体において、再生可能エネルギー導入量目標（区域の再生可能エネルギーの導入量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の14.3%である。設定している団体の割合は、政令指定都市や都道府県で25%以上と高く、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 328 区域施策編における直近の目標設定の有無
 (5)再生可能エネルギー導入量目標【団体区分別】

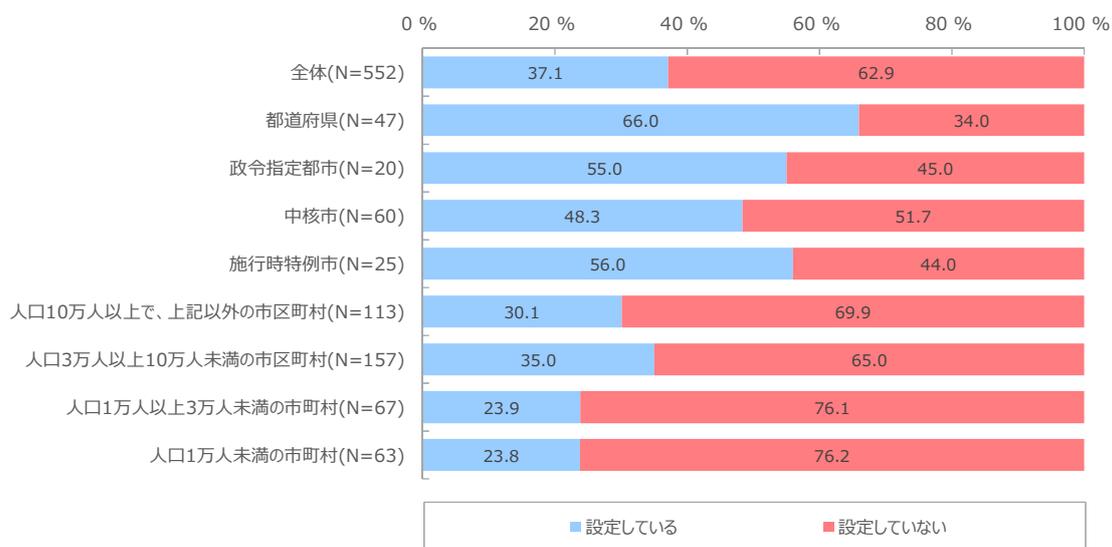


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	79	473	552
	都道府県	16	31	47
	政令指定都市	5	15	20
	中核市	14	46	60
	施行時特例市	0	25	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	16	97	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	16	141	157
	人口1万人以上3万人未満の市町村	6	61	67
	人口1万人未満の市町村	6	57	63
比率	全体(N=552)	14.3	85.7	
	都道府県(N=47)	34.0	66.0	
	政令指定都市(N=20)	25.0	75.0	
	中核市(N=60)	23.3	76.7	
	施行時特例市(N=25)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	14.2	85.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=157)	10.2	89.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=67)	9.0	91.0	
	人口1万人未満の市町村(N=63)	9.5	90.5	

⑥部門・分野別目標

区域施策編を策定済みの団体において、部門・分野別目標（産業・業務その他・家庭・運輸等の部門や、工業プロセス・廃棄物等の分野における排出量目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の37.1%である。設定している団体の割合は、都道府県や政令指定都市など人口規模が大きい団体で50%以上と高く、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 329 区域施策編における直近の目標設定の有無
(6)部門・分野別目標【団体区分別】

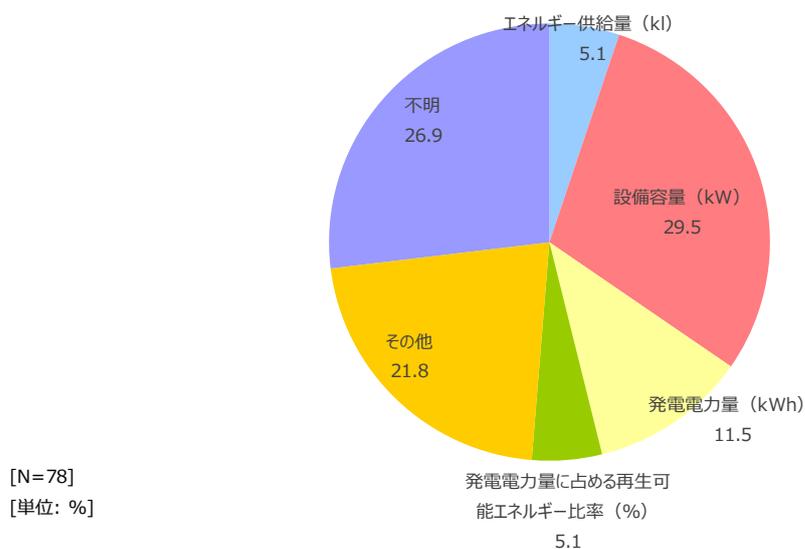


		設 定 し て	設 定 し て い な い	合 計
全体	全体	205	347	552
	都道府県	31	16	47
	政令指定都市	11	9	20
	中核市	29	31	60
	施行時特例市	14	11	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	34	79	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	55	102	157
	人口1万人以上3万人未満の市町村	16	51	67
人口1万人未満の市町村	15	48	63	
比率	全体(N=552)	37.1	62.9	
	都道府県(N=47)	66.0	34.0	
	政令指定都市(N=20)	55.0	45.0	
	中核市(N=60)	48.3	51.7	
	施行時特例市(N=25)	56.0	44.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	30.1	69.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=157)	35.0	65.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=67)	23.9	76.1	
人口1万人未満の市町村(N=63)	23.8	76.2		

4) 区域施策編における再生可能エネルギー導入目標 <Q2-2(3)>

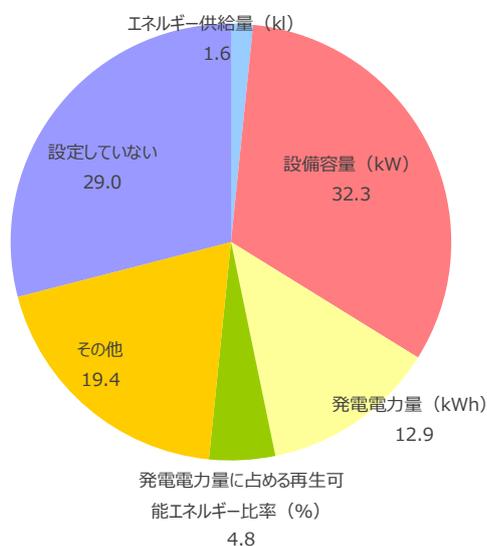
区域施策編を策定済みで、かつ再生可能エネルギー導入量目標（区域の再生可能エネルギーの導入量の目標）を設定している団体における導入量目標は「設備容量（kW）」で設定している団体が29.5%と最も多い。「その他」の回答として「太陽光発電設置件数及び設置支援件数」等が挙げられている。

図表 330 再生可能エネルギー導入目標量と現状値



	エネルギー供給量 (kl)	設備容量 (kW)	発電電力量 (kWh)	発電電力量に占める再生可能エネルギー比率 (%)	その他	不明	合計
全体	4	23	9	4	17	21	78
比率	5.1	29.5	11.5	5.1	21.8	26.9	

図表 331 再生可能エネルギー導入目標量と現状値【基礎自治体】



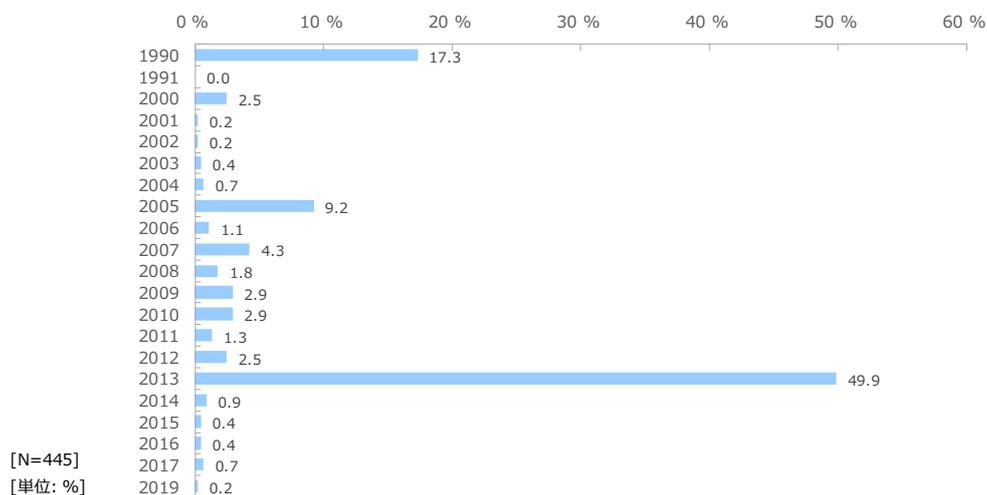
[N=62]
[単位: %]

	エネルギー供給量 (kl)	設備容量 (kW)	発電電力量 (kWh)	発電電力量に占める再生可能エネルギー比率 (%)	その他	設定していない	合計
全体	1	20	8	3	12	18	62
比率	1.6	32.3	12.9	4.8	19.4	29.0	

5) 区域施策編における基準年度 <Q2-2(4)>

区域施策編を策定済みの団体において、その基準年度は、「2013年」(49.9%)が最も多く、次いで「1990年」(17.3%)が多い。

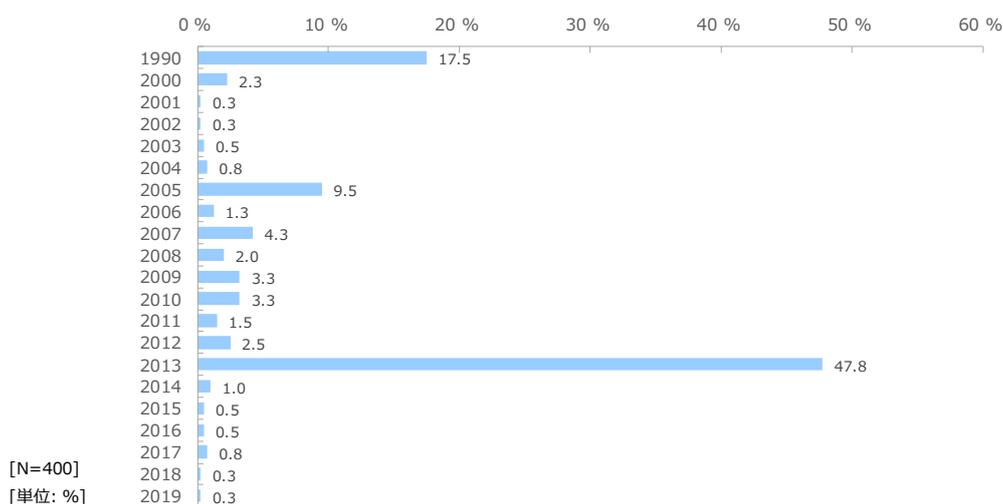
図表 332 区域施策編における基準年度



	1990	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
全体	77	11	1	1	2	3	41	5	19	8	13
比率 (%)	17.3	2.5	0.2	0.2	0.4	0.7	9.2	1.1	4.3	1.8	2.9

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2019	合計
全体	13	6	11	222	4	2	2	3	1	445
比率 (%)	2.9	1.3	2.5	49.9	0.9	0.4	0.4	0.7	0.2	

図表 333 区域施策編における基準年度【基礎自治体】



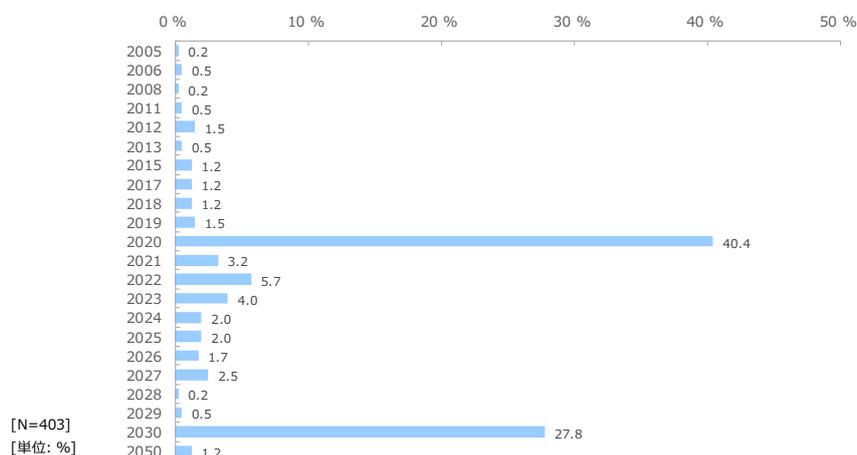
	1990	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
全体	70	9	1	1	2	3	38	5	17	8	13
比率 (%)	17.5	2.3	0.3	0.3	0.5	0.8	9.5	1.3	4.3	2.0	3.3

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	合計
全体	13	6	10	191	4	2	2	3	1	1	400
比率 (%)	3.3	1.5	2.5	47.8	1.0	0.5	0.5	0.8	0.3	0.3	

6) 区域施策編における目標年度 <Q2-2(4)>

区域施策編を策定済みの団体において、その目標年度は、「2020年」(40.4%)が最も高く、次いで「2030年」(27.8%)と続く。

図表 334 区域施策編における目標年度

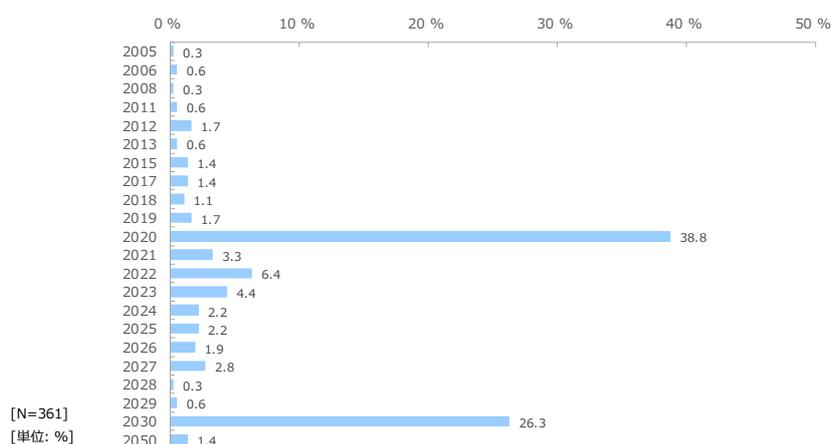


	2005	2006	2008	2011	2012	2013	2015	2017	2018	2019	2020
全体	1	2	1	2	6	2	5	5	5	6	163
比率	0.2	0.5	0.2	0.5	1.5	0.5	1.2	1.2	1.2	1.5	40.4

	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2050	合計
全体	13	23	16	8	8	7	10	1	2	112	5	403
比率	3.2	5.7	4.0	2.0	2.0	1.7	2.5	0.2	0.5	27.8	1.2	

注) 目標年度を複数設定している団体については、設定している全ての目標年度を集計対象としている。

図表 335 区域施策編における目標年度【基礎自治体】



	2005	2006	2008	2011	2012	2013	2015	2017	2018	2019	2020
全体	1	2	1	2	6	2	5	5	4	6	140
比率	0.3	0.6	0.3	0.6	1.7	0.6	1.4	1.4	1.1	1.7	38.8

	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2050	合計
全体	12	23	16	8	8	7	10	1	2	95	5	361
比率	3.3	6.4	4.4	2.2	2.2	1.9	2.8	0.3	0.6	26.3	1.4	

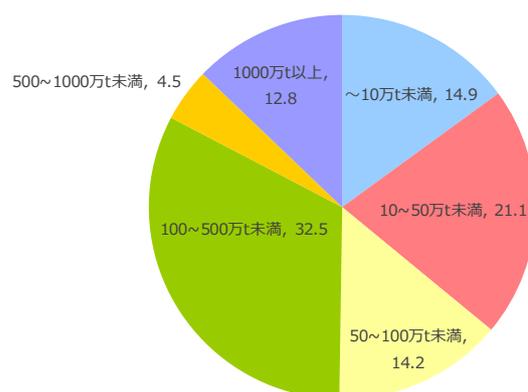
注) 目標年度を複数設定している団体については、設定している全ての目標年度を集計対象としている。

7) 区域施策編における基準年度の排出量 <Q2-2(4)>

①総排出量

区域施策編を策定済みの団体において、基準年度の温室効果ガス排出量は、「100～500万t未満」(32.5%)が最も多く、「10～50万t未満」(21.1%)、「～10万t未満」(14.9%)と続く。

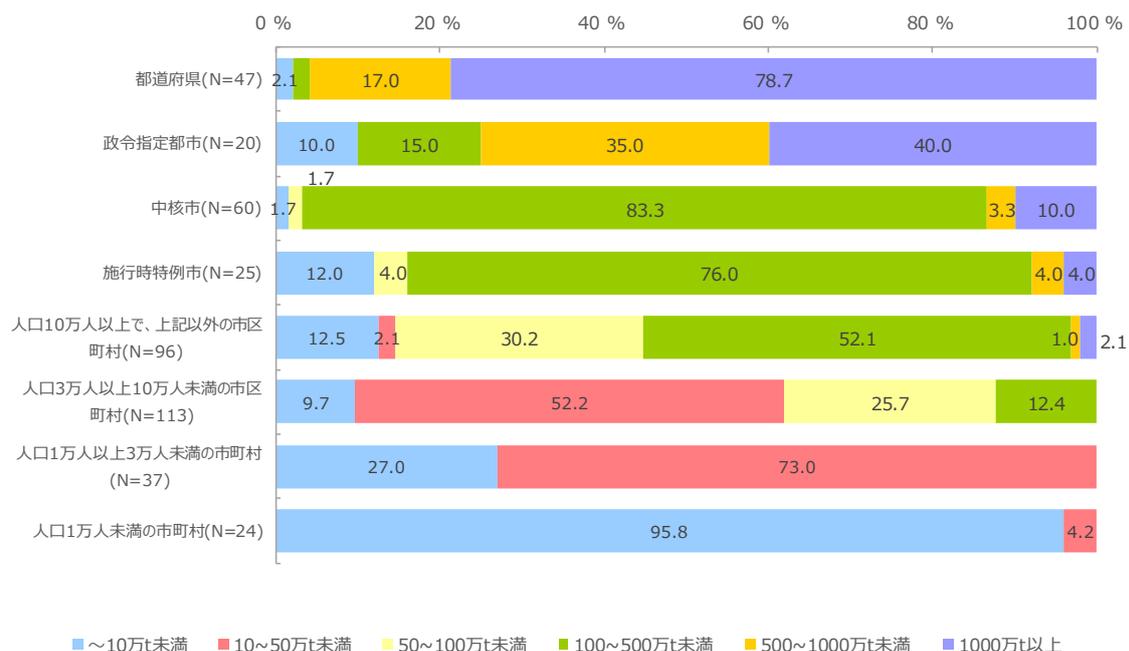
図表 336 区域施策編における基準年度の排出量



[N=422]
[単位: %]

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県と政令指定都市では「1000万t以上」、人口10万人以上の市町村（特別区含む。）では「100～500万t未満」、人口3万人以上10万人未満の市町村、人口1万人以上3万人未満の市町村では「10～50万t未満」、人口1万人未満の市町村では「10万t未満」が最も多い。

図表 337 区域施策編における基準年度の排出量【団体区分別】

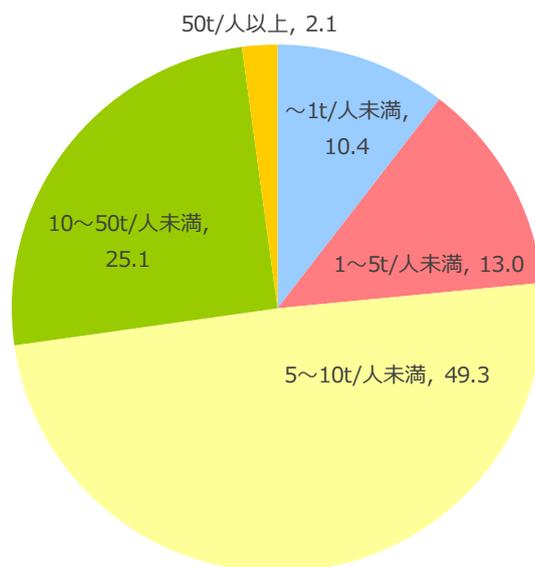


		~10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	500~1000万t未満	1000万t以上	合計
全体	全体	63	89	60	137	19	54	422
	都道府県	1	0	0	1	8	37	47
	政令指定都市	2	0	0	3	7	8	20
	中核市	1	0	1	50	2	6	60
	施行時特別市	3	0	1	19	1	1	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	12	2	29	50	1	2	96
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	11	59	29	14	0	0	113
	人口1万人以上3万人未満の市町村	10	27	0	0	0	0	37
	人口1万人未満の市町村	23	1	0	0	0	0	24
比率	全体(N=422)	14.9	21.1	14.2	32.5	4.5	12.8	
	都道府県(N=47)	2.1	0.0	0.0	2.1	17.0	78.7	
	政令指定都市(N=20)	10.0	0.0	0.0	15.0	35.0	40.0	
	中核市(N=60)	1.7	0.0	1.7	83.3	3.3	10.0	
	施行時特別市(N=25)	12.0	0.0	4.0	76.0	4.0	4.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=96)	12.5	2.1	30.2	52.1	1.0	2.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=113)	9.7	52.2	25.7	12.4	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=37)	27.0	73.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=24)	95.8	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	

②人口1人当たり排出量

区域施策編を策定済みの団体において、人口1人当たりの温室効果ガス排出量は、「5～10t/人未満」（49.3%）が最も多く、「10～50t/人未満」（25.1%）、「1～5t/人未満」（13.0%）と続く。

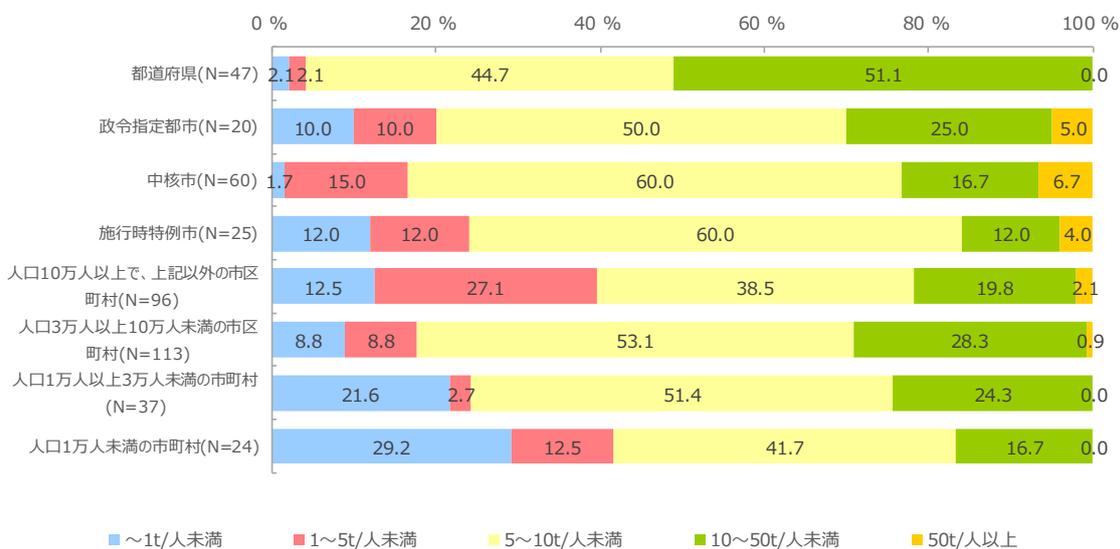
図表 338 区域施策編における基準年度の人口1人当たり排出量



[N=422]
[単位: %]

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県を除く全ての区分において「5～10t/人未満」が最も多い。

図表 339 区域施策編における基準年度の人口1人当たり排出量
【団体区分別】



		~1t/人未満	1~5t/人未満	5~10t/人未満	10~50t/人未満	50t/人以上	合計
全体	全体	44	55	208	106	9	422
	都道府県	1	1	21	24	0	47
	政令指定都市	2	2	10	5	1	20
	中核市	1	9	36	10	4	60
	施行時特例市	3	3	15	3	1	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	12	26	37	19	2	96
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	10	10	60	32	1	113
	人口1万人以上3万人未満の市町村	8	1	19	9	0	37
人口1万人未満の市町村	7	3	10	4	0	24	
比率	全体(N=422)	10.4	13.0	49.3	25.1	2.1	100.0
	都道府県(N=47)	2.1	2.1	44.7	51.1	0.0	100.0
	政令指定都市(N=20)	10.0	10.0	50.0	25.0	5.0	100.0
	中核市(N=60)	1.7	15.0	60.0	16.7	6.7	100.0
	施行時特例市(N=25)	12.0	12.0	60.0	12.0	4.0	100.0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=96)	12.5	27.1	38.5	19.8	2.1	100.0
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=113)	8.8	8.8	53.1	28.3	0.9	100.0
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=37)	21.6	2.7	51.4	24.3	0.0	100.0
人口1万人未満の市町村(N=24)	29.2	12.5	41.7	16.7	0.0	100.0	

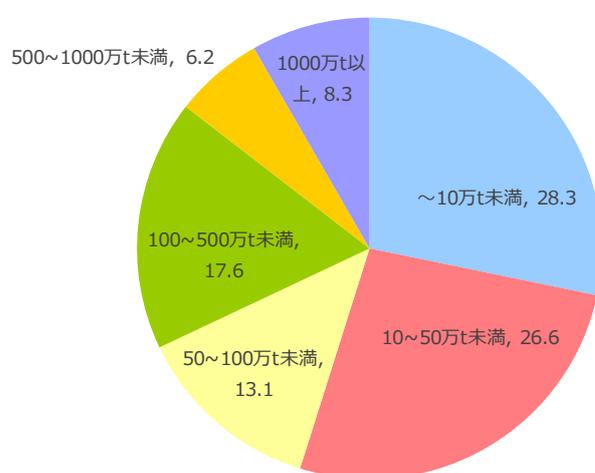
8) 区域施策編における基準年度の排出量（部門・分野別）<Q2-2(4)>

①部門別

i) 産業部門

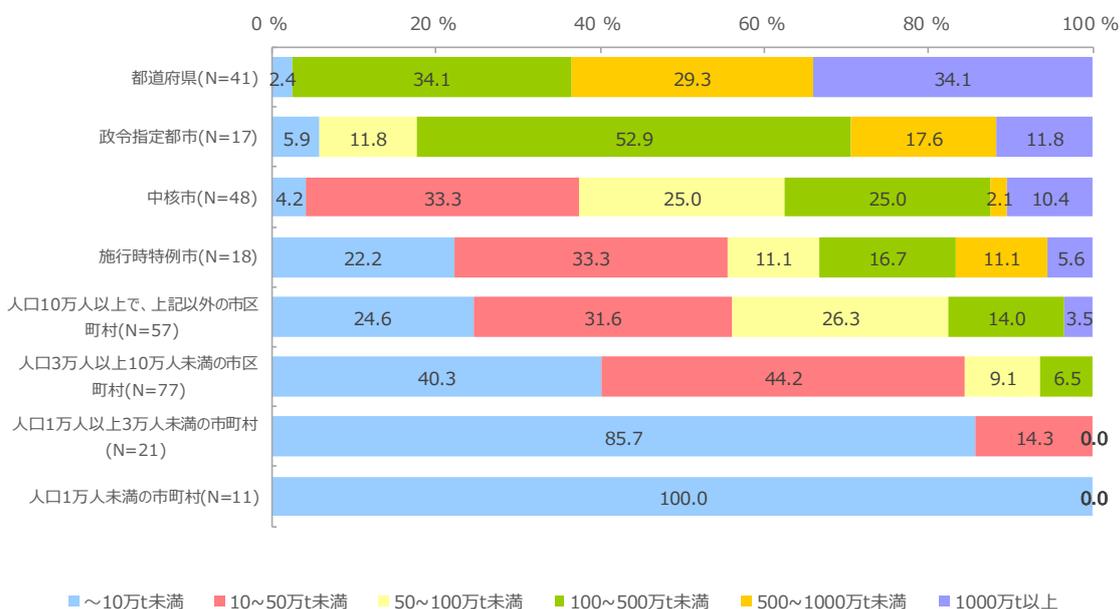
区域施策編を策定済みの団体において、産業部門の基準年度排出量は、回答団体全体では、「10万t未満」(28.3%)が最も多く、「10万～50万t未満」(26.6%)、「100～500万t未満」(17.6%)、「50～100万t未満」(13.1%)と続く。

図表 340 区域施策編における基準年度の排出量（産業部門）



[N=290]
[単位: %]

図表 341 区域施策編における基準年度の排出量（産業部門）【団体区分別】

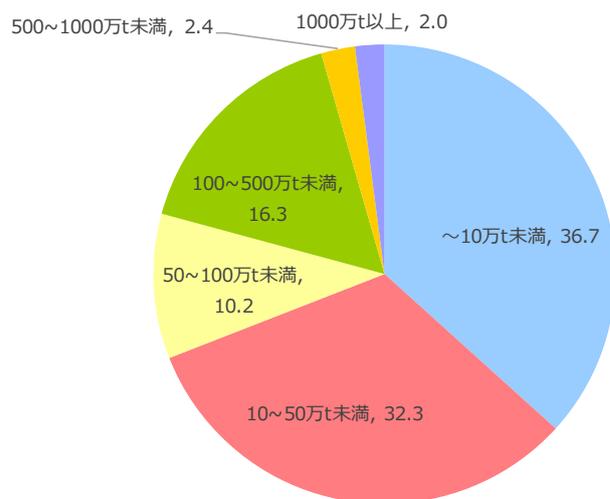


		~10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	500~1000万t未満	1000万t以上	合計	
全体	全体	82	77	38	51	18	24	290	
	都道府県	1	0	0	14	12	14	41	
	政令指定都市	1	0	2	9	3	2	17	
	中核市	2	16	12	12	1	5	48	
	施行時特例市	4	6	2	3	2	1	18	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	14	18	15	8	0	2	57	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	31	34	7	5	0	0	77	
	人口1万人以上3万人未満の市町村	18	3	0	0	0	0	21	
	人口1万人未満の市町村	11	0	0	0	0	0	11	
	比率	全体(N=290)	28.3	26.6	13.1	17.6	6.2	8.3	
		都道府県(N=41)	2.4	0.0	0.0	34.1	29.3	34.1	
政令指定都市(N=17)		5.9	0.0	11.8	52.9	17.6	11.8		
中核市(N=48)		4.2	33.3	25.0	25.0	2.1	10.4		
施行時特例市(N=18)		22.2	33.3	11.1	16.7	11.1	5.6		
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=57)		24.6	31.6	26.3	14.0	0.0	3.5		
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=77)		40.3	44.2	9.1	6.5	0.0	0.0		
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=21)		85.7	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0		
人口1万人未満の市町村(N=11)		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		

ii) 業務その他部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門の基準年度排出量は、「10万t未満」(36.7%)が最も多く、「10万~50万t未満」(32.3%)、「100~500万t未満」(16.3%)と続く。

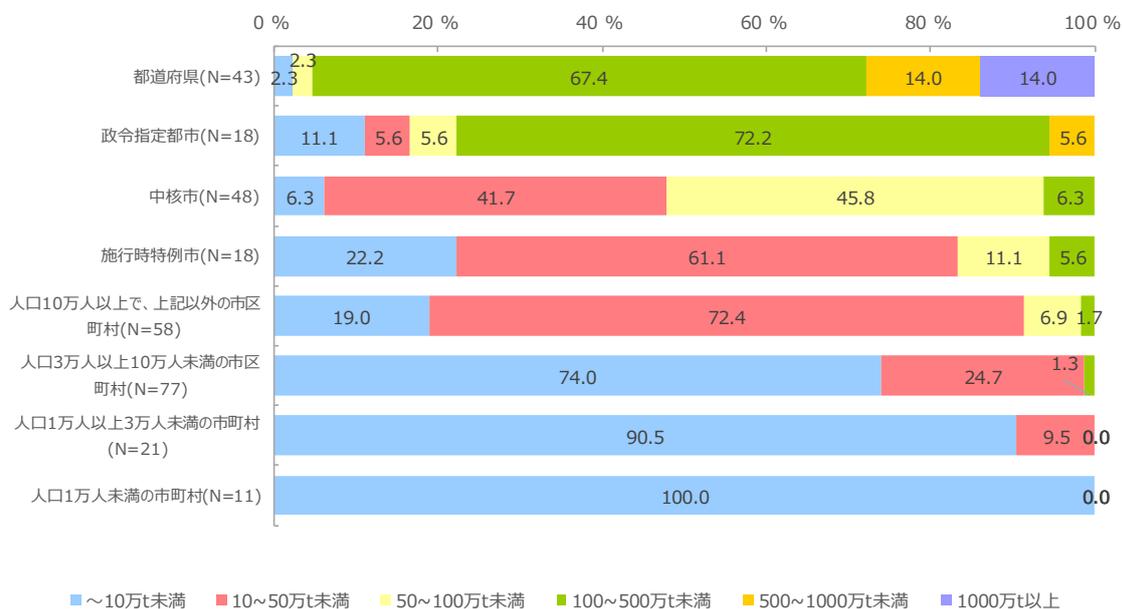
図表 342 区域施策編における基準年度の排出量（業務その他部門）



[N=294]

[単位: %]

図表 343 区域施策編における基準年度の排出量（業務その他部門）
【団体区分別】

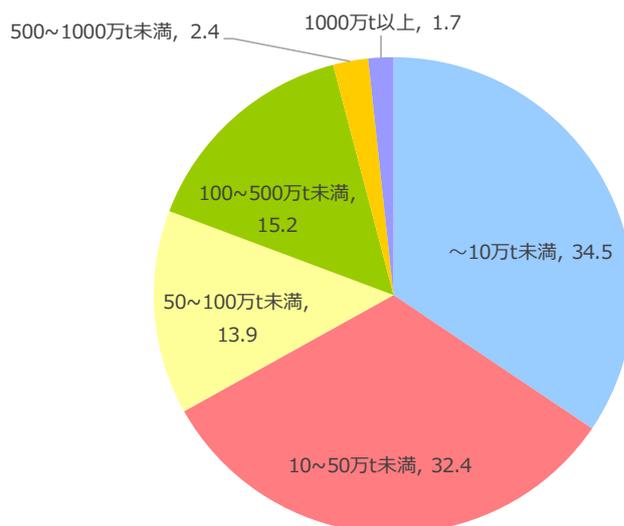


		~10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	500~1000万t未満	1000万t以上	合計
全体	全体	108	95	30	48	7	6	294
	都道府県	1	0	1	29	6	6	43
	政令指定都市	2	1	1	13	1	0	18
	中核市	3	20	22	3	0	0	48
	施行時特例市	4	11	2	1	0	0	18
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	11	42	4	1	0	0	58
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	57	19	0	1	0	0	77
	人口1万人以上3万人未満の市町村	19	2	0	0	0	0	21
	人口1万人未満の市町村	11	0	0	0	0	0	11
	比率	全体(N=294)	36.7	32.3	10.2	16.3	2.4	2.0
	都道府県(N=43)	2.3	0.0	2.3	67.4	14.0	14.0	
	政令指定都市(N=18)	11.1	5.6	5.6	72.2	5.6	0.0	
	中核市(N=48)	6.3	41.7	45.8	6.3	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=18)	22.2	61.1	11.1	5.6	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=58)	19.0	72.4	6.9	1.7	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=77)	74.0	24.7	0.0	1.3	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=21)	90.5	9.5	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

iii) 家庭部門

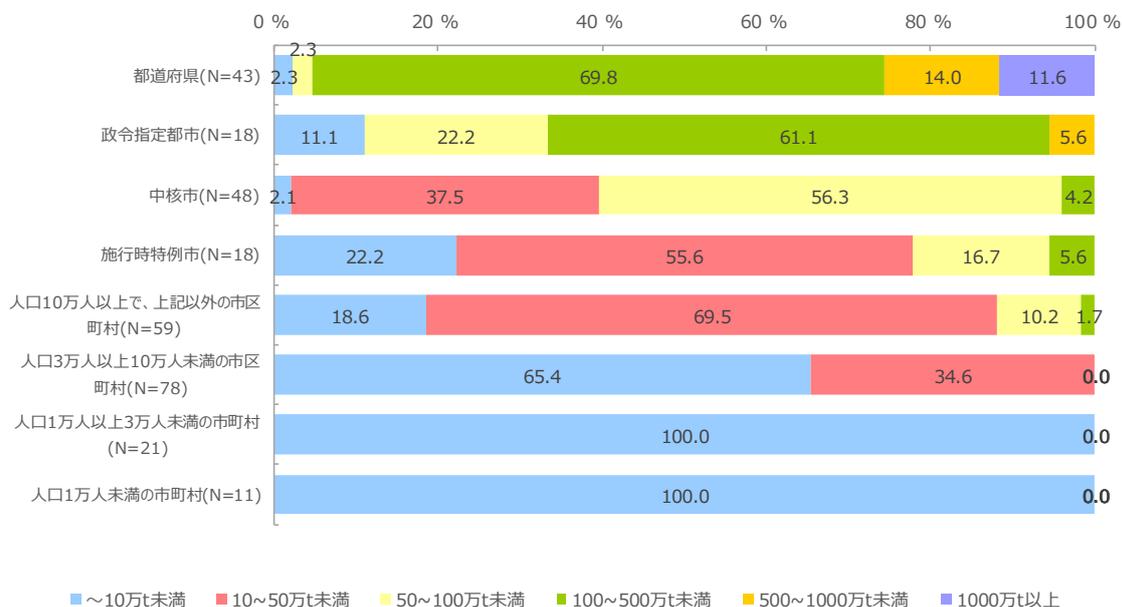
区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門の基準年度排出量は、「10万t未満」(34.5%)が最も多く、「10~50万t未満」(32.4%)、「100~500万t未満」(15.2%)と続く。

図表 344 区域施策編における基準年度の排出量 (家庭部門)



[N=296]
[単位: %]

図表 345 区域施策編における基準年度の排出量（家庭部門）【団体区分別】

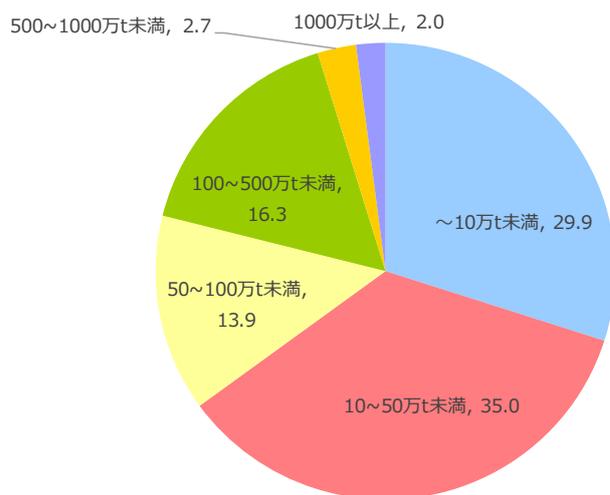


		~10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	500~1000万t未満	1000万t以上	合計
全体	全体	102	96	41	45	7	5	296
	都道府県	1	0	1	30	6	5	43
	政令指定都市	2	0	4	11	1	0	18
	中核市	1	18	27	2	0	0	48
	施行時特例市	4	10	3	1	0	0	18
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	11	41	6	1	0	0	59
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	51	27	0	0	0	0	78
	人口1万人以上3万人未満の市町村	21	0	0	0	0	0	21
	人口1万人未満の市町村	11	0	0	0	0	0	11
	比率	全体(N=296)	34.5	32.4	13.9	15.2	2.4	1.7
	都道府県(N=43)	2.3	0.0	2.3	69.8	14.0	11.6	
	政令指定都市(N=18)	11.1	0.0	22.2	61.1	5.6	0.0	
	中核市(N=48)	2.1	37.5	56.3	4.2	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=18)	22.2	55.6	16.7	5.6	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=59)	18.6	69.5	10.2	1.7	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=78)	65.4	34.6	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=21)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

iv) 運輸部門

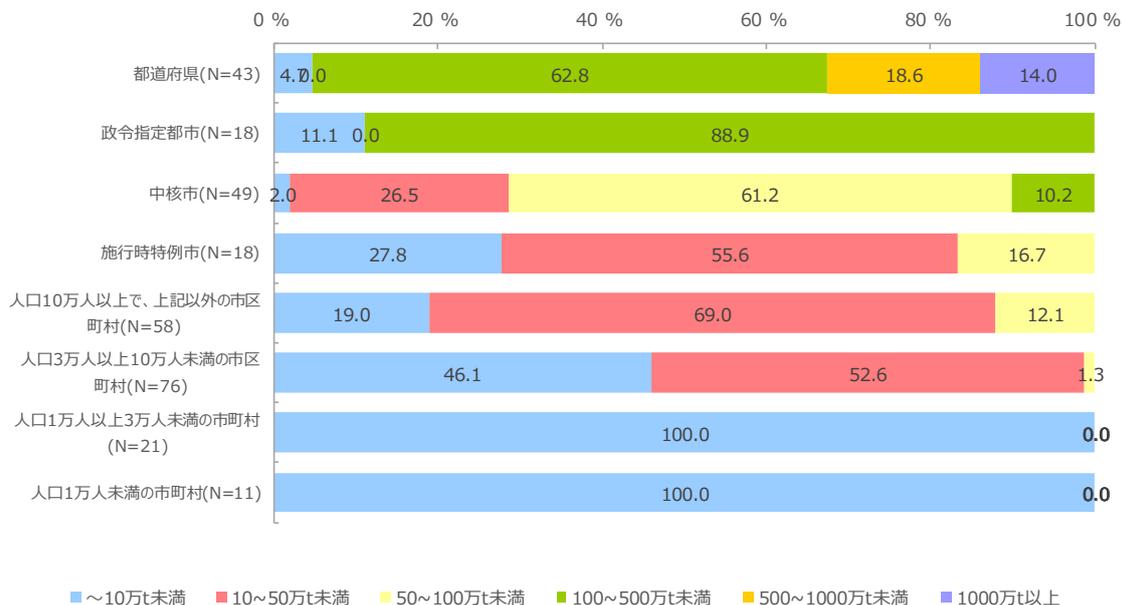
区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門の基準年度排出量は、「10～50万t未満」(35.0%)が最も多く、「10万t未満」(29.9%)、「100～500万t未満」(16.3%)、「50～100万t未満」(13.9%)と続く。

図表 346 区域施策編における基準年度の排出量 (運輸部門)



[N=294]
[単位: %]

図表 347 区域施策編における基準年度の排出量（運輸部門）【団体区分別】

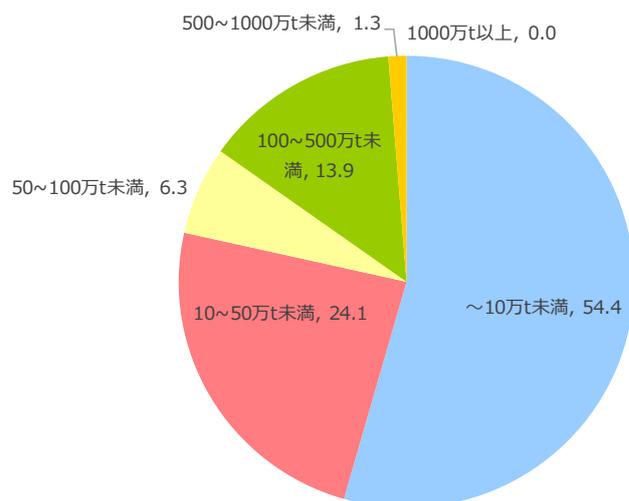


		~10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	500~1000万t未満	1000万t以上	合計
全体	全体	88	103	41	48	8	6	294
	都道府県	2	0	0	27	8	6	43
	政令指定都市	2	0	0	16	0	0	18
	中核市	1	13	30	5	0	0	49
	施行時特例市	5	10	3	0	0	0	18
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	11	40	7	0	0	0	58
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	35	40	1	0	0	0	76
	人口1万人以上3万人未満の市町村	21	0	0	0	0	0	21
	人口1万人未満の市町村	11	0	0	0	0	0	11
	比率	全体(N=294)	29.9	35.0	13.9	16.3	2.7	2.0
	都道府県(N=43)	4.7	0.0	0.0	62.8	18.6	14.0	
	政令指定都市(N=18)	11.1	0.0	0.0	88.9	0.0	0.0	
	中核市(N=49)	2.0	26.5	61.2	10.2	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=18)	27.8	55.6	16.7	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=58)	19.0	69.0	12.1	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=76)	46.1	52.6	1.3	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=21)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

v) エネルギー転換部門

区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門の基準年度排出量は、「10万t未満」（54.4%）が最も多く、「10～50万t未満」（24.1%）、「100～500万t未満」（13.9%）と続く。

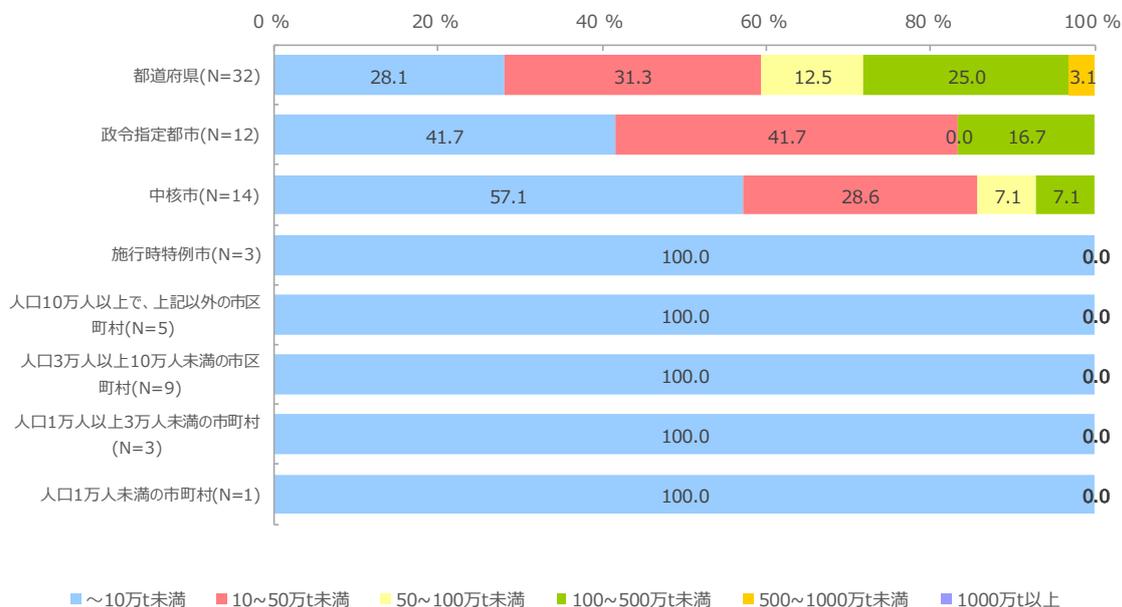
図表 348 区域施策編における基準年度の排出量（エネルギー転換部門）



[N=79]
[単位: %]

図表 349 区域施策編における基準年度の排出量（エネルギー転換部門）

【団体区分別】



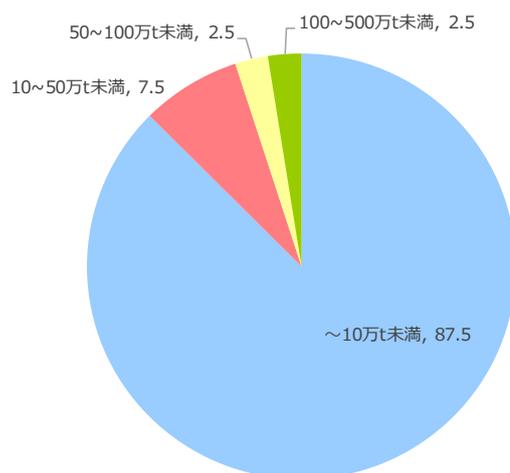
		~10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	500~1000万t未満	1000万t以上	合計
全体	全体	43	19	5	11	1	0	79
	都道府県	9	10	4	8	1	0	32
	政令指定都市	5	5	0	2	0	0	12
	中核市	8	4	1	1	0	0	14
	施行時特例市	3	0	0	0	0	0	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	0	0	0	0	0	5
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	0	0	0	0	0	9
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	0	0	0	0	0	3
	人口1万人未満の市町村	1	0	0	0	0	0	1
	比率	全体(N=79)	54.4	24.1	6.3	13.9	1.3	0.0
	都道府県(N=32)	28.1	31.3	12.5	25.0	3.1	0.0	
	政令指定都市(N=12)	41.7	41.7	0.0	16.7	0.0	0.0	
	中核市(N=14)	57.1	28.6	7.1	7.1	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=3)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=5)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=9)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=3)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

②分野別

i) 燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野の基準年度排出量は、「10万t未満」（87.5%）が最も多く、「10～50万t未満」（7.5%）が続く。

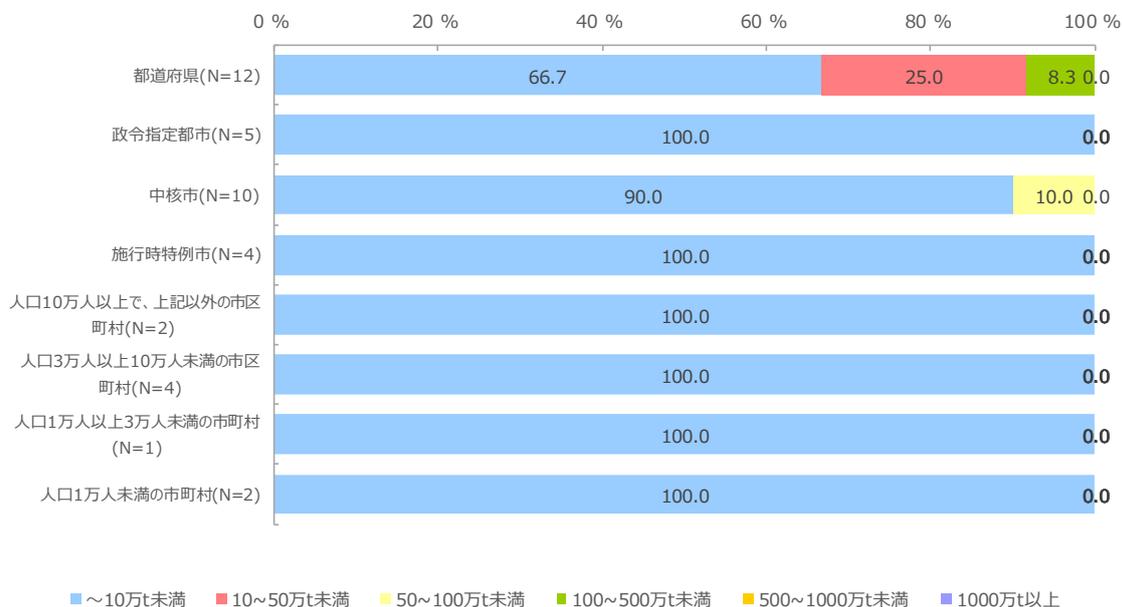
図表 350 区域施策編における基準年度の排出量（燃料の燃焼分野）



[N=40]
[単位: %]

図表 351 区域施策編における基準年度の排出量（燃料の燃焼分野）

【団体区分別】

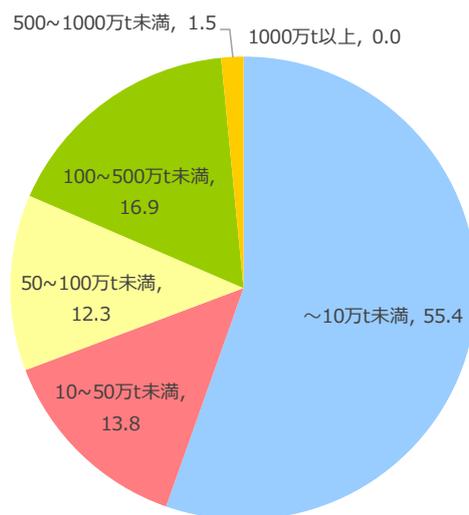


		~10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	500~1000万t未満	1000万t以上	合計
全体	全体	35	3	1	1	0	0	40
	都道府県	8	3	0	1	0	0	12
	政令指定都市	5	0	0	0	0	0	5
	中核市	9	0	1	0	0	0	10
	施行時特例市	4	0	0	0	0	0	4
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	0	0	0	0	0	2
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	0	0	0	0	0	4
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	0	0	0	0	0	1
	人口1万人未満の市町村	2	0	0	0	0	0	2
比率	全体(N=40)	87.5	7.5	2.5	2.5	0.0	0.0	
	都道府県(N=12)	66.7	25.0	0.0	8.3	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=5)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=10)	90.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=4)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=4)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

ii) 工業プロセス分野

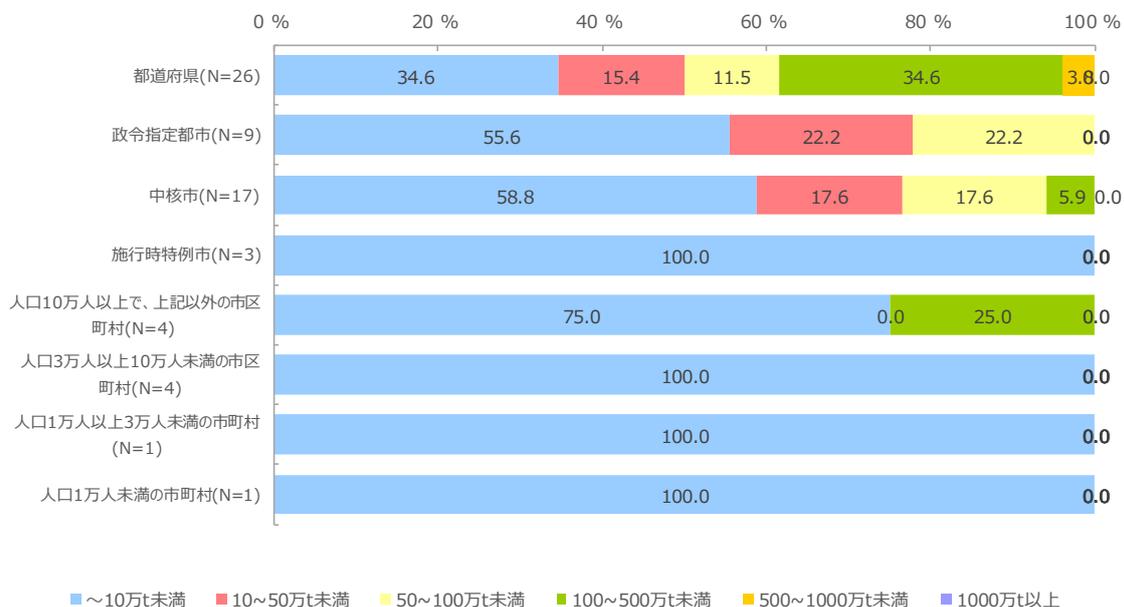
区域施策編を策定済みの団体において、工業プロセス分野の基準年度排出量は、「10万t未満」（55.4%）が最も多く、「100～500万t未満」（16.9%）が続く。

図表 352 区域施策編における基準年度の排出量（工業プロセス分野）



[N=65]
[単位: %]

図表 353 区域施策編における基準年度の排出量（工業プロセス分野）

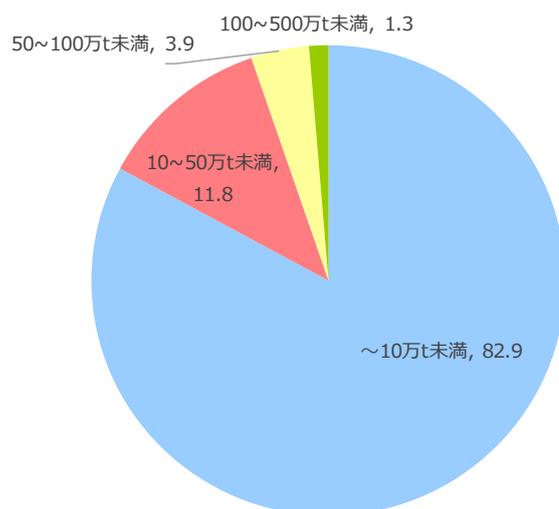


		~10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	500~1000万t未満	1000万t以上	合計
全体	全体	36	9	8	11	1	0	65
	都道府県	9	4	3	9	1	0	26
	政令指定都市	5	2	2	0	0	0	9
	中核市	10	3	3	1	0	0	17
	施行時特例市	3	0	0	0	0	0	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3	0	0	1	0	0	4
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	0	0	0	0	0	4
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	0	0	0	0	0	1
	人口1万人未満の市町村	1	0	0	0	0	0	1
	比率	全体(N=65)	55.4	13.8	12.3	16.9	1.5	0.0
	都道府県(N=26)	34.6	15.4	11.5	34.6	3.8	0.0	
	政令指定都市(N=9)	55.6	22.2	22.2	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=17)	58.8	17.6	17.6	5.9	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=3)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=4)	75.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=4)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

iii) 農業分野

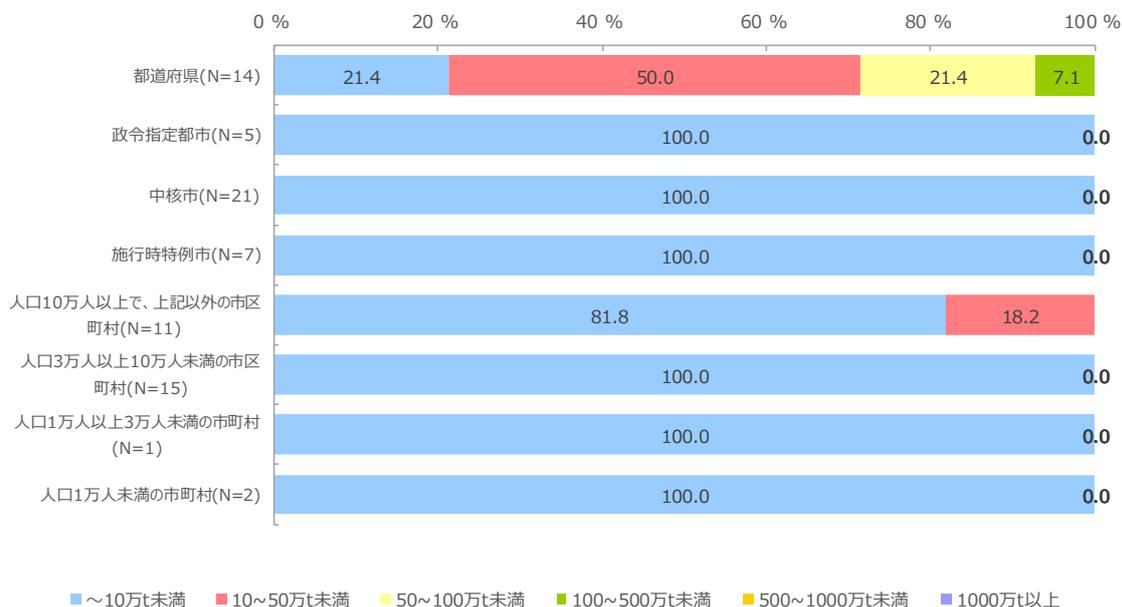
区域施策編を策定済みの団体において、農業分野の基準年度排出量は、「10万t未満」(82.9%)が最も多く、「10~50万t未満」(11.8%)と続く。

図表 354 区域施策編における基準年度の排出量（農業分野）



[N=76]
[単位: %]

図表 355 区域施策編における基準年度の排出量（農業分野）【団体区分別】

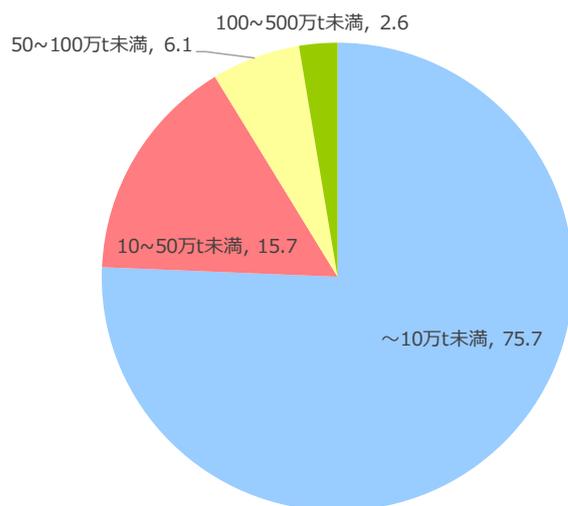


	~10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	500~1000万t未満	1000万t以上	合計
全体	63	9	3	1	0	0	76
都道府県	3	7	3	1	0	0	14
政令指定都市	5	0	0	0	0	0	5
中核市	21	0	0	0	0	0	21
施行時特例市	7	0	0	0	0	0	7
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	9	2	0	0	0	0	11
人口3万人以上10万人未満の市区町村	15	0	0	0	0	0	15
人口1万人以上3万人未満の市町村	1	0	0	0	0	0	1
人口1万人未満の市町村	2	0	0	0	0	0	2
全体(N=76)	82.9	11.8	3.9	1.3	0.0	0.0	
都道府県(N=14)	21.4	50.0	21.4	7.1	0.0	0.0	
政令指定都市(N=5)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
中核市(N=21)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
施行時特例市(N=7)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=11)	81.8	18.2	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=15)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口1万人未満の市町村(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

iv) 廃棄物分野

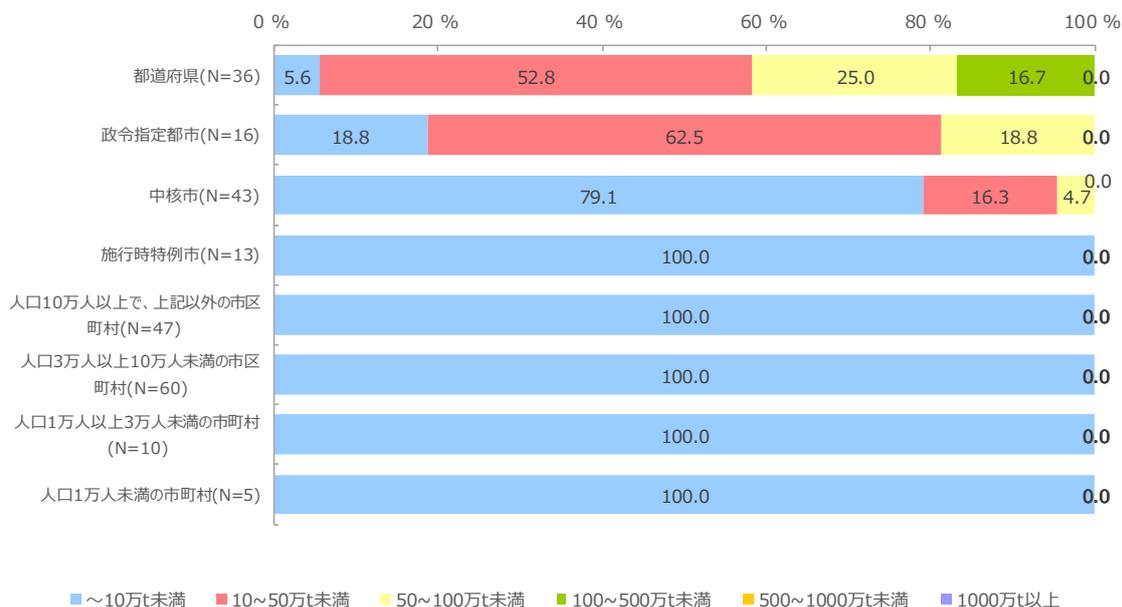
区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野の基準年度排出量は、「10万t未満」(75.7%)が最も多く、「10~50万t未満」(15.7%)、「50~100万t未満」(6.1%)と続く。

図表 356 区域施策編における基準年度の排出量（廃棄物分野）



[N=230]
[単位: %]

図表 357 区域施策編における基準年度の排出量（廃棄物分野）

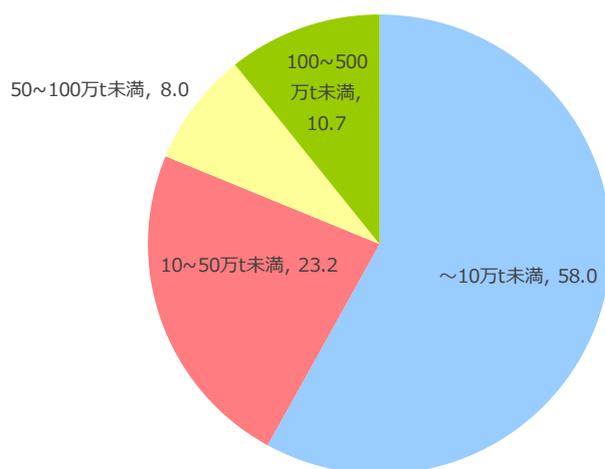


		~10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	500~1000万t未満	1000万t以上	合計
全体	全体	174	36	14	6	0	0	230
	都道府県	2	19	9	6	0	0	36
	政令指定都市	3	10	3	0	0	0	16
	中核市	34	7	2	0	0	0	43
	施行時特例市	13	0	0	0	0	0	13
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	47	0	0	0	0	0	47
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	60	0	0	0	0	0	60
	人口1万人以上3万人未満の市町村	10	0	0	0	0	0	10
	人口1万人未満の市町村	5	0	0	0	0	0	5
	比率	全体(N=230)	75.7	15.7	6.1	2.6	0.0	0.0
	都道府県(N=36)	5.6	52.8	25.0	16.7	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=16)	18.8	62.5	18.8	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=43)	79.1	16.3	4.7	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=13)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=47)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=60)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=10)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=5)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

v) 代替フロン等4ガス分野

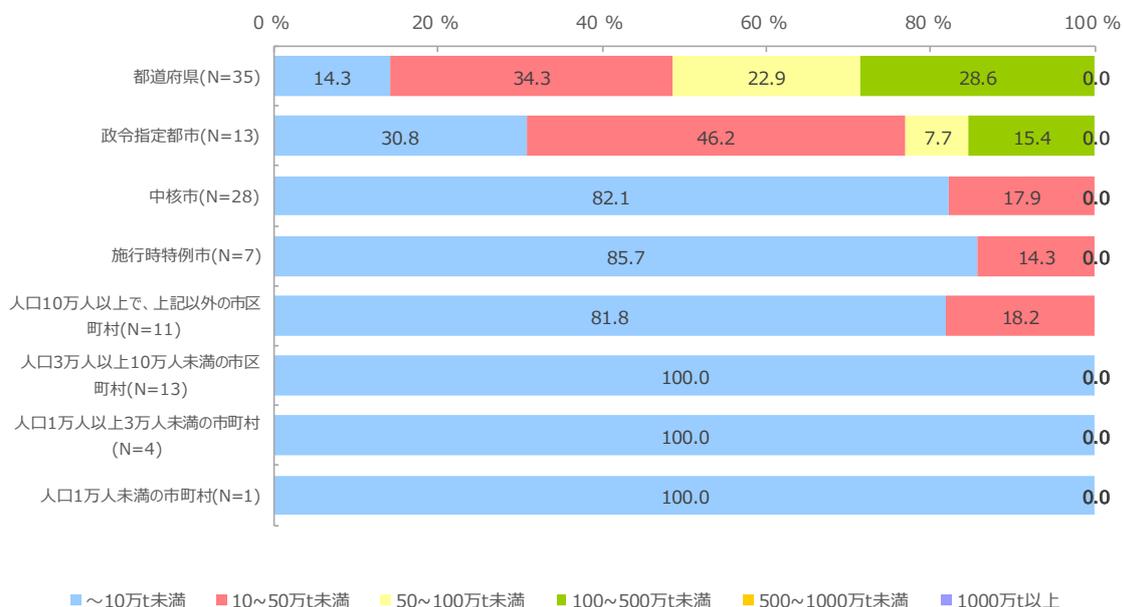
区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等4ガス分野の基準年度排出量は、「10万t未満」（58.0%）が最も多く、「10～50万t未満」（23.2%）、「100～500万t未満」（10.7%）と続く。

図表 358 区域施策編における基準年度の排出量（代替フロン等4ガス分野）



[N=112]
[単位: %]

図表 359 区域施策編における基準年度の排出量（代替フロン等4ガス分野）
【団体区分別】



		~10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	500~1000万t未満	1000万t以上	合計
全体	全体	65	26	9	12	0	0	112
	都道府県	5	12	8	10	0	0	35
	政令指定都市	4	6	1	2	0	0	13
	中核市	23	5	0	0	0	0	28
	施行時特例市	6	1	0	0	0	0	7
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	9	2	0	0	0	0	11
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	13	0	0	0	0	0	13
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	0	0	0	0	0	4
	人口1万人未満の市町村	1	0	0	0	0	0	1
比率	全体(N=112)	58.0	23.2	8.0	10.7	0.0	0.0	
	都道府県(N=35)	14.3	34.3	22.9	28.6	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=13)	30.8	46.2	7.7	15.4	0.0	0.0	
	中核市(N=28)	82.1	17.9	0.0	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=7)	85.7	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=11)	81.8	18.2	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=13)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=4)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

vi) 森林等の吸収源

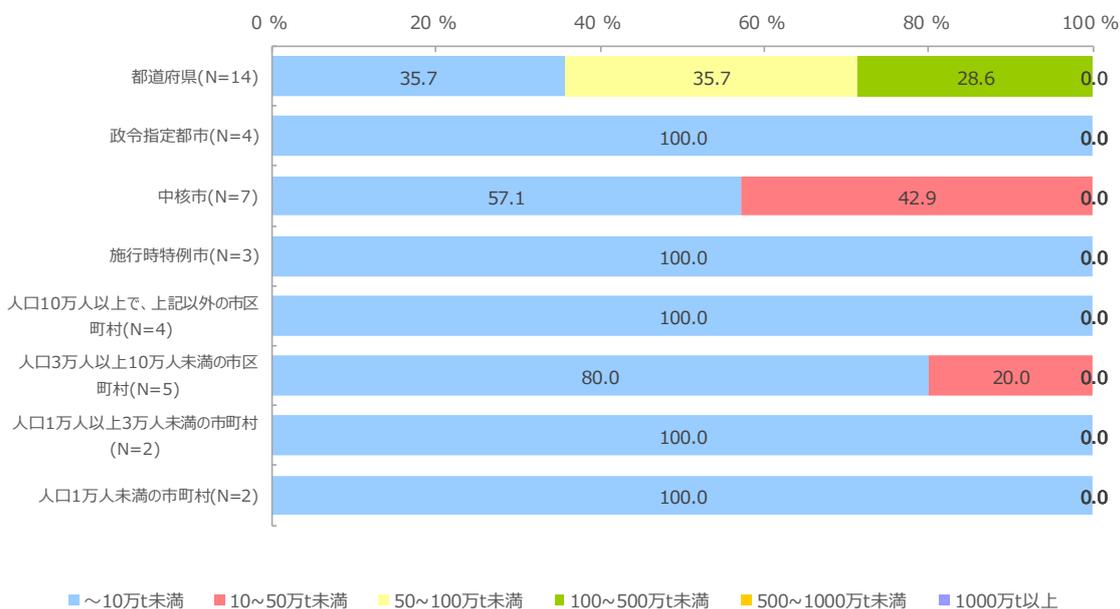
区域施策編を策定済みの団体において、森林等の吸収源分野の基準年度排出量は、「10万t未満」（68.3%）が最も多く、「50～100万t未満」（12.2%）と続く。

図表 360 区域施策編における基準年度の排出量（森林等の吸収源）



[N=41]
[単位: %]

図表 361 区域施策編における基準年度の排出量（森林等の吸収源）
【団体区分別】

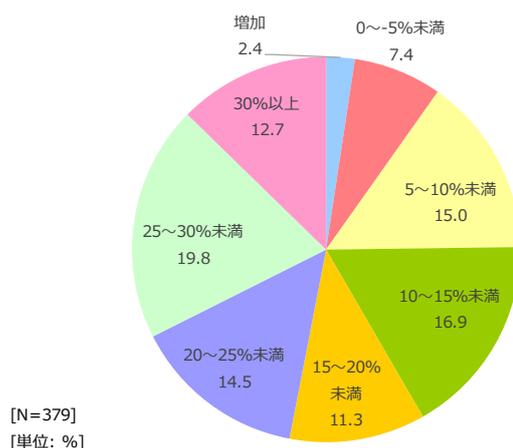


		~10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	500~1000万t未満	1000万t以上	合計
全体	全体	28	4	5	4	0	0	41
	都道府県	5	0	5	4	0	0	14
	政令指定都市	4	0	0	0	0	0	4
	中核市	4	3	0	0	0	0	7
	施行時特例市	3	0	0	0	0	0	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	0	0	0	0	0	4
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	1	0	0	0	0	5
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	0	0	0	0	0	2
	人口1万人未満の市町村	2	0	0	0	0	0	2
	比率	全体(N=41)	68.3	9.8	12.2	9.8	0.0	0.0
	都道府県(N=14)	35.7	0.0	35.7	28.6	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=4)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=7)	57.1	42.9	0.0	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=3)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=4)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=5)	80.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

9) 区域施策編における点検年度、目標年度の排出量削減率 <Q2-2(4)>

区域施策編を策定済みの団体において、目標年度排出量の基準年度からの削減率は、「25～30%未満」(19.8%)が最も多く、「10～15%未満」(16.9%)、「5～10%未満」(15.0%)と続く。

図表 362 区域施策編における目標年度排出量の基準年度からの削減率

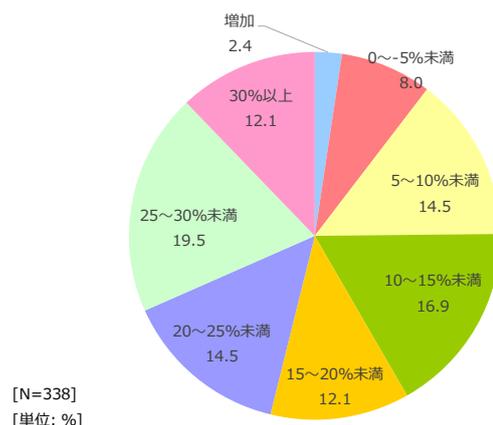


	増加	0~-5%未満	5~10%未満	10~15%未満	15~20%未満	20~25%未満	25~30%未満	30%以上	合計
全体	9	28	57	64	43	55	75	48	379
比率 (%)	2.4	7.4	15.0	16.9	11.3	14.5	19.8	12.7	

注) 1つの団体で複数の目標を設定している場合はそれをすべてあわせてカウントしている。このため本設問のN数は回答団体数とは一致しない。

図表 363 区域施策編における目標年度排出量の基準年度からの削減率

【基礎自治体】

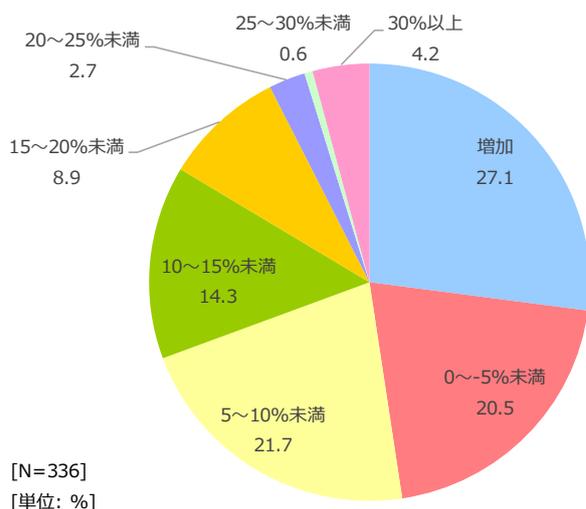


	増加	0~-5%未満	5~10%未満	10~15%未満	15~20%未満	20~25%未満	25~30%未満	30%以上	合計
全体	8	27	49	57	41	49	66	41	338
比率 (%)	2.4	8.0	14.5	16.9	12.1	14.5	19.5	12.1	

注) 1つの団体で複数の目標を設定している場合はそれをすべてあわせてカウントしている。このため本設問のN数は回答団体数とは一致しない。

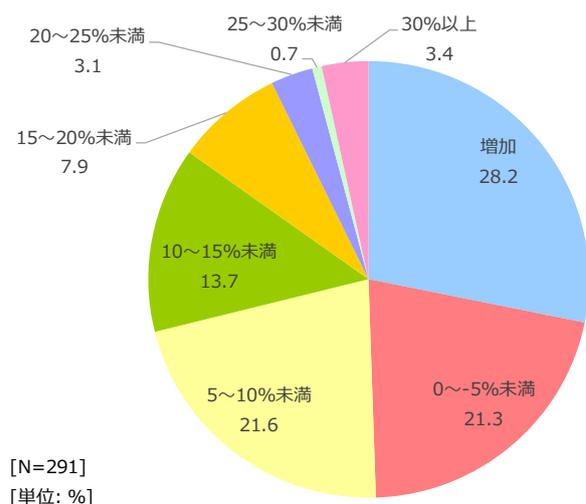
区域施策編を策定済みの団体において、直近点検年度排出量の基準年度からの削減率は、「増加」(27.1%)が最も多く、「5～10%未満」(21.7%)、「0～5%未満」(20.5%)と続く。

図表 364 直近点検年度排出量の基準年度からの削減率



	増加	0～5%未満	5～10%未満	10～15%未満	15～20%未満	20～25%未満	25～30%未満	30%以上	合計
全体	91	69	73	48	30	9	2	14	336
比率 (%)	27.1	20.5	21.7	14.3	8.9	2.7	0.6	4.2	

図表 365 直近点検年度排出量の基準年度からの削減率【基礎自治体】



	増加	0～5%未満	5～10%未満	10～15%未満	15～20%未満	20～25%未満	25～30%未満	30%以上	合計
全体	82	62	63	40	23	9	2	10	291
比率 (%)	28.2	21.3	21.6	13.7	7.9	3.1	0.7	3.4	

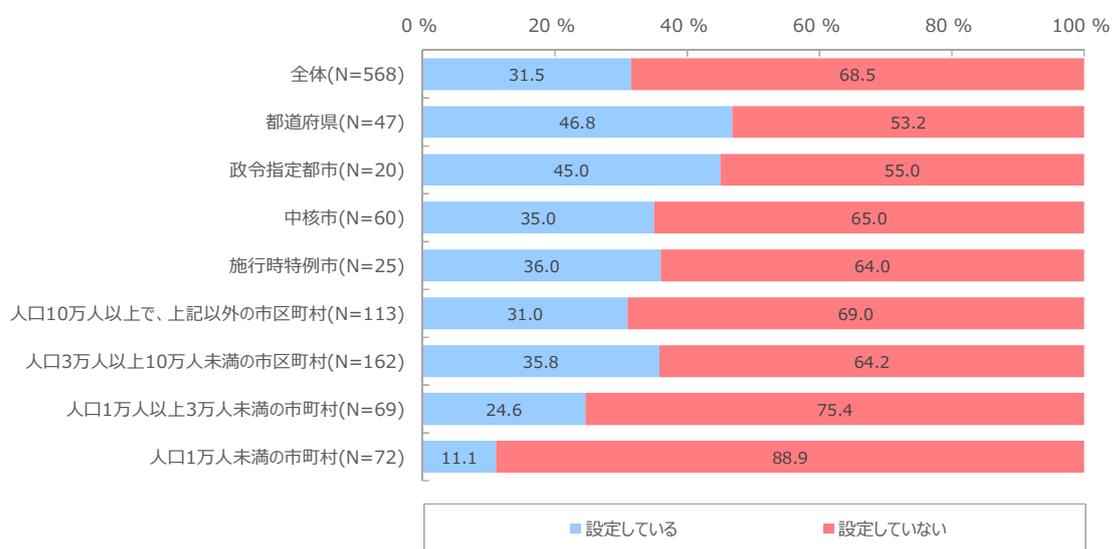
10) 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無（部門・分野別）
<Q2-2(5)>

①部門別

i) 産業部門

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の31.5%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 366 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
i)産業部門【団体区分別】

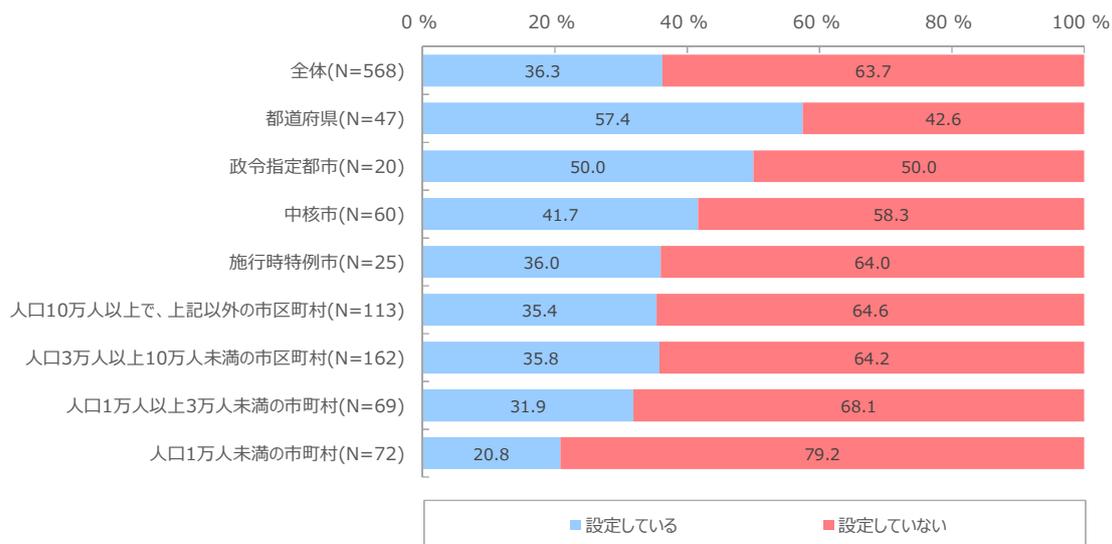


		設 い 定 し て	い 定 し て い な い	合 計
全体	全体	179	389	568
	都道府県	22	25	47
	政令指定都市	9	11	20
	中核市	21	39	60
	施行時特例市	9	16	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	35	78	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	58	104	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	17	52	69
	人口1万人未満の市町村	8	64	72
比率	全体(N=568)	31.5	68.5	
	都道府県(N=47)	46.8	53.2	
	政令指定都市(N=20)	45.0	55.0	
	中核市(N=60)	35.0	65.0	
	施行時特例市(N=25)	36.0	64.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	31.0	69.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	35.8	64.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	24.6	75.4	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	11.1	88.9	

ii) 業務その他部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の 36.3%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 367 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
ii) 業務その他部門【団体区分別】

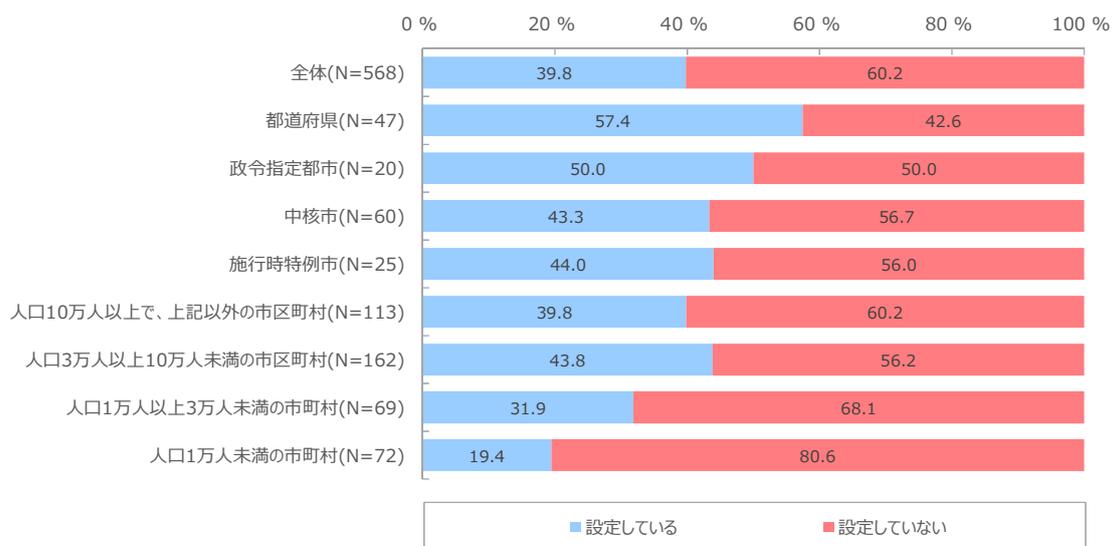


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	206	362	568
	都道府県	27	20	47
	政令指定都市	10	10	20
	中核市	25	35	60
	施行時特例市	9	16	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	40	73	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	58	104	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	22	47	69
	人口1万人未満の市町村	15	57	72
比率	全体(N=568)	36.3	63.7	
	都道府県(N=47)	57.4	42.6	
	政令指定都市(N=20)	50.0	50.0	
	中核市(N=60)	41.7	58.3	
	施行時特例市(N=25)	36.0	64.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	35.4	64.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	35.8	64.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	31.9	68.1	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	20.8	79.2	

iii) 家庭部門

区域施策編を策定済みの団体において、家庭部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の39.8%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 368 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
iii) 家庭部門【団体区分別】

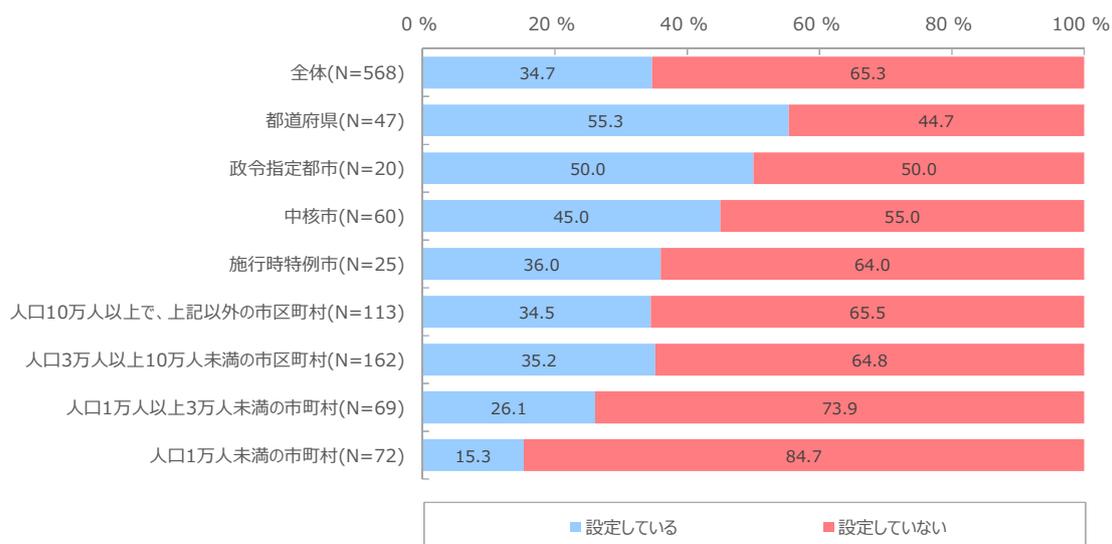


		設 定 し て	設 定 し て い な い	合 計
全体	全体	226	342	568
	都道府県	27	20	47
	政令指定都市	10	10	20
	中核市	26	34	60
	施行時特例市	11	14	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	45	68	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	71	91	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	22	47	69
	人口1万人未満の市町村	14	58	72
比率	全体(N=568)	39.8	60.2	
	都道府県(N=47)	57.4	42.6	
	政令指定都市(N=20)	50.0	50.0	
	中核市(N=60)	43.3	56.7	
	施行時特例市(N=25)	44.0	56.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	39.8	60.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	43.8	56.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	31.9	68.1	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	19.4	80.6	

iv) 運輸部門

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の34.7%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 369 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
iv) 運輸部門【団体区分別】

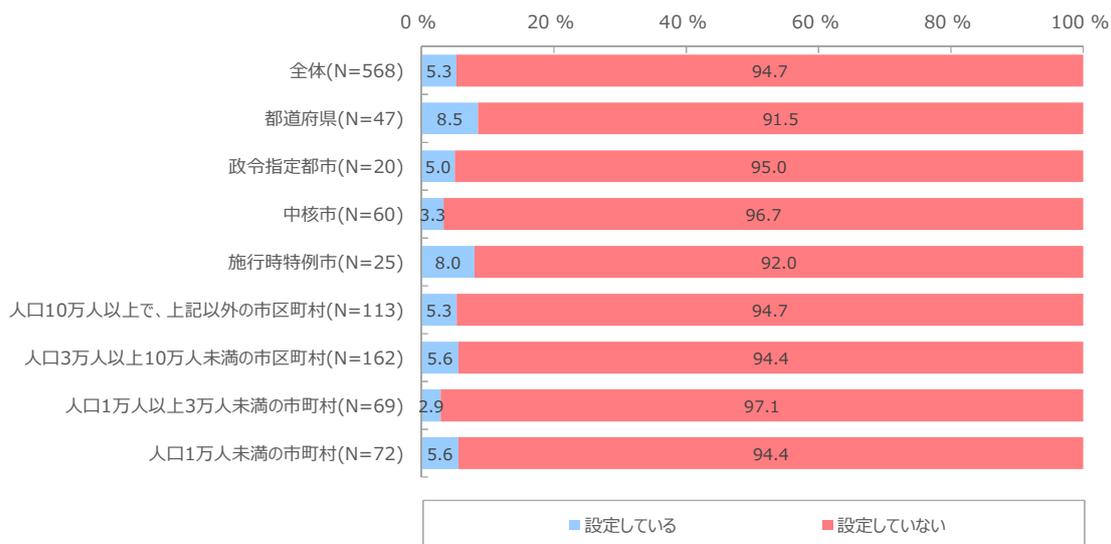


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	197	371	568
	都道府県	26	21	47
	政令指定都市	10	10	20
	中核市	27	33	60
	施行時特例市	9	16	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	39	74	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	57	105	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	18	51	69
	人口1万人未満の市町村	11	61	72
比率	全体(N=568)	34.7	65.3	
	都道府県(N=47)	55.3	44.7	
	政令指定都市(N=20)	50.0	50.0	
	中核市(N=60)	45.0	55.0	
	施行時特例市(N=25)	36.0	64.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	34.5	65.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	35.2	64.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	26.1	73.9	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	15.3	84.7	

v) エネルギー転換部門

区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の5.3%である。地方公共団体の区分による傾向の違いはあまり見られない。

図表 370 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
v) エネルギー転換部門【団体区分別】



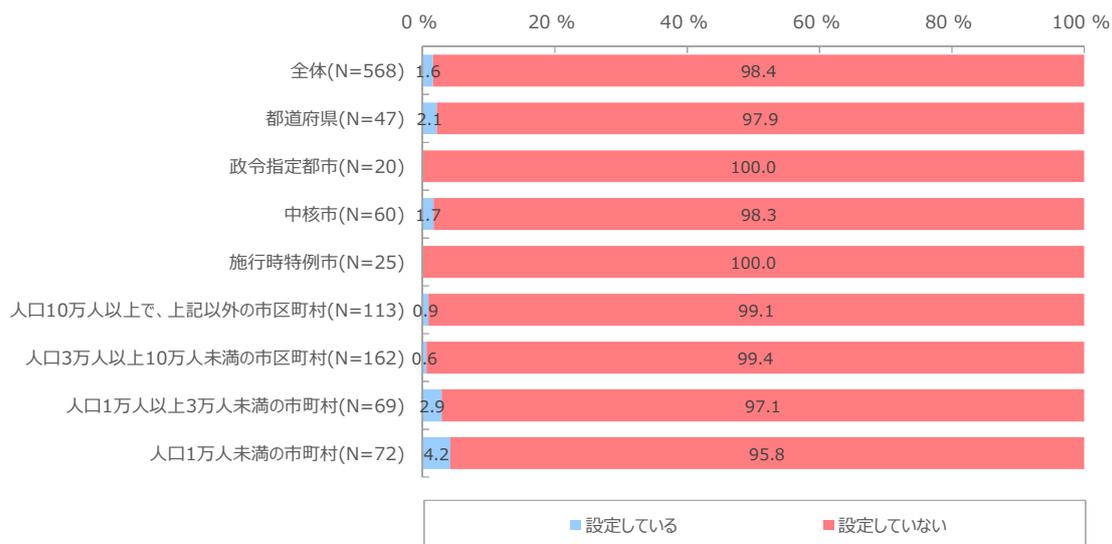
		設定している	設定していない	合計
全体	全体	30	538	568
	都道府県	4	43	47
	政令指定都市	1	19	20
	中核市	2	58	60
	施行時特例市	2	23	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	6	107	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	153	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	67	69
	人口1万人未満の市町村	4	68	72
比率	全体(N=568)	5.3	94.7	
	都道府県(N=47)	8.5	91.5	
	政令指定都市(N=20)	5.0	95.0	
	中核市(N=60)	3.3	96.7	
	施行時特例市(N=25)	8.0	92.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	5.3	94.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	5.6	94.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	2.9	97.1	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	5.6	94.4	

②分野別

i) 燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の1.6%である。

図表 371 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
i) 燃料の燃焼分野【団体区分別】

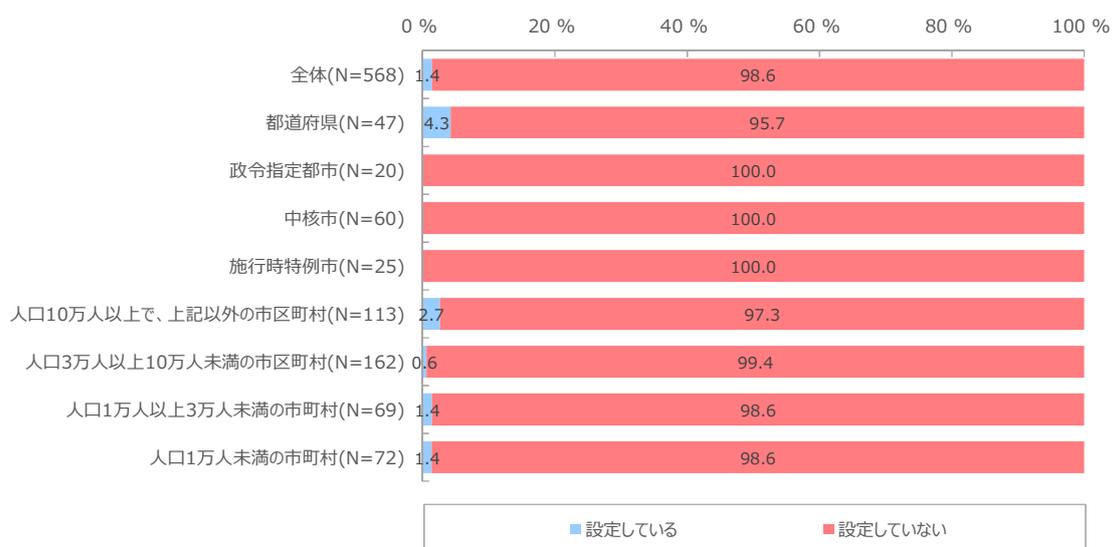


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	9	559	568
	都道府県	1	46	47
	政令指定都市	0	20	20
	中核市	1	59	60
	施行時特例市	0	25	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	112	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	161	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	67	69
	人口1万人未満の市町村	3	69	72
比率	全体(N=568)	1.6	98.4	
	都道府県(N=47)	2.1	97.9	
	政令指定都市(N=20)	0.0	100.0	
	中核市(N=60)	1.7	98.3	
	施行時特例市(N=25)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	0.9	99.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	0.6	99.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	2.9	97.1	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	4.2	95.8	

ii) 工業プロセス分野

区域施策編を策定済みの団体において、工業のプロセス分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の1.4%である。

図表 372 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
ii) 工業プロセス分野【団体区分別】

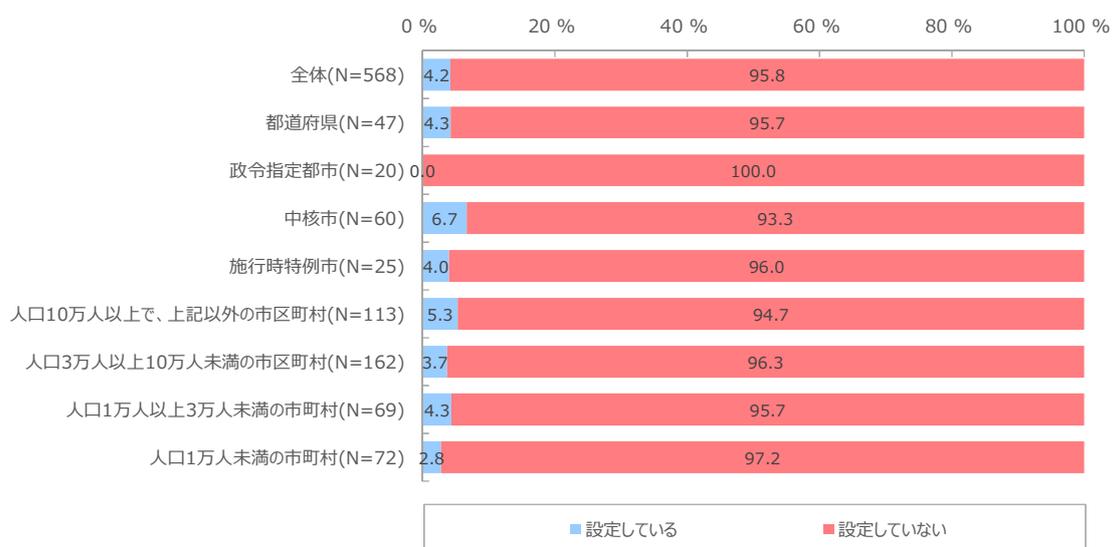


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	8	560	568
	都道府県	2	45	47
	政令指定都市	0	20	20
	中核市	0	60	60
	施行時特例市	0	25	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3	110	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	161	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	68	69
	人口1万人未満の市町村	1	71	72
比率	全体(N=568)	1.4	98.6	
	都道府県(N=47)	4.3	95.7	
	政令指定都市(N=20)	0.0	100.0	
	中核市(N=60)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=25)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	2.7	97.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	0.6	99.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	1.4	98.6	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	1.4	98.6	

iii) 農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の4.2%である。

図表 373 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
iii) 農業分野【団体区分別】

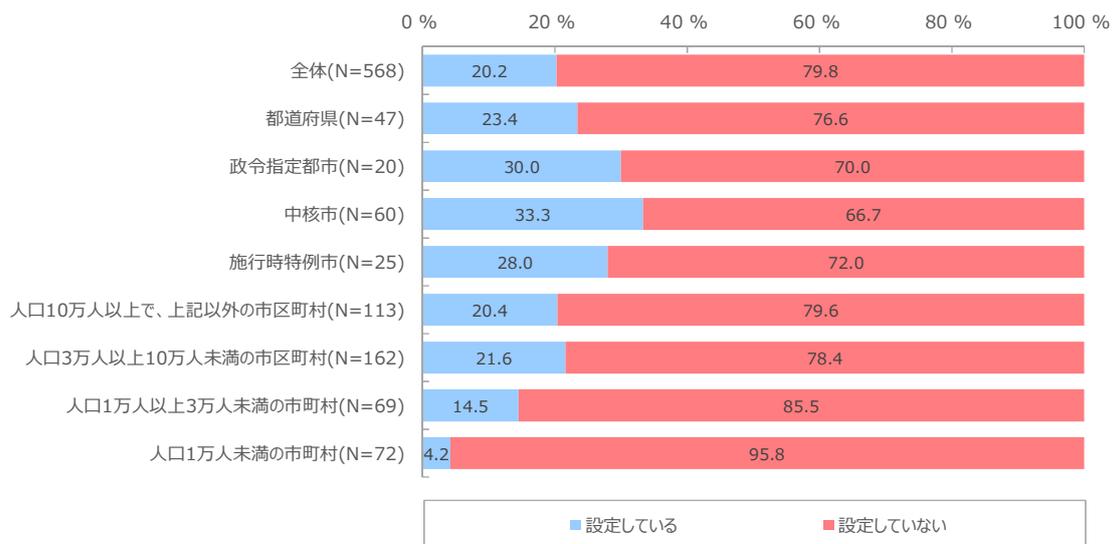


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	24	544	568
	都道府県	2	45	47
	政令指定都市	0	20	20
	中核市	4	56	60
	施行時特例市	1	24	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	6	107	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	156	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	66	69
	人口1万人未満の市町村	2	70	72
比率	全体(N=568)	4.2	95.8	
	都道府県(N=47)	4.3	95.7	
	政令指定都市(N=20)	0.0	100.0	
	中核市(N=60)	6.7	93.3	
	施行時特例市(N=25)	4.0	96.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	5.3	94.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	3.7	96.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	4.3	95.7	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	2.8	97.2	

iv) 廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の20.2%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 374 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
iv) 廃棄物分野【団体区分別】

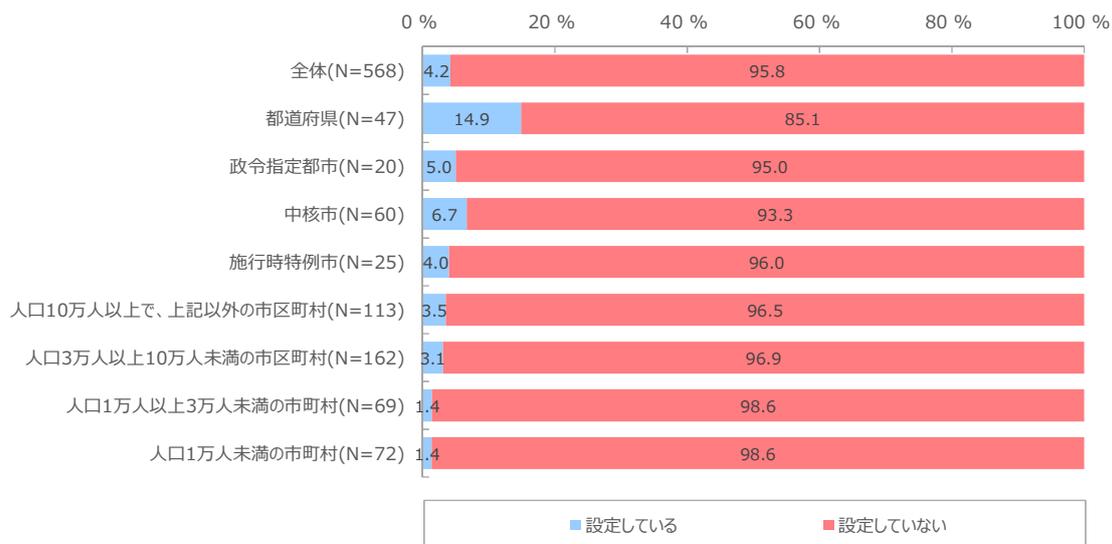


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	115	453	568
	都道府県	11	36	47
	政令指定都市	6	14	20
	中核市	20	40	60
	施行時特例市	7	18	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	23	90	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	35	127	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	10	59	69
	人口1万人未満の市町村	3	69	72
比率	全体(N=568)	20.2	79.8	
	都道府県(N=47)	23.4	76.6	
	政令指定都市(N=20)	30.0	70.0	
	中核市(N=60)	33.3	66.7	
	施行時特例市(N=25)	28.0	72.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	20.4	79.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	21.6	78.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	14.5	85.5	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	4.2	95.8	

v) 代替フロン等4ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等4ガス分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の4.2%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 375 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無
v) 代替フロン等4ガス分野【団体区分別】



		設定している	設定していない	合計
全体	全体	24	544	568
	都道府県	7	40	47
	政令指定都市	1	19	20
	中核市	4	56	60
	施行時特例市	1	24	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	109	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	5	157	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	68	69
	人口1万人未満の市町村	1	71	72
比率	全体(N=568)	4.2	95.8	
	都道府県(N=47)	14.9	85.1	
	政令指定都市(N=20)	5.0	95.0	
	中核市(N=60)	6.7	93.3	
	施行時特例市(N=25)	4.0	96.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	3.5	96.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	3.1	96.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	1.4	98.6	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	1.4	98.6	

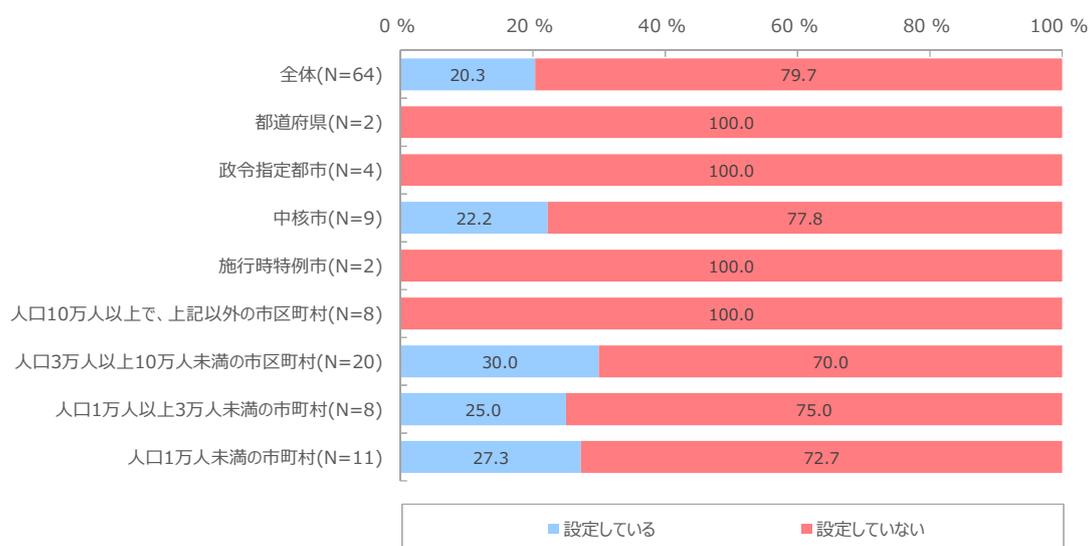
1 1) 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無（部門・分野別）
<Q2-2(6)>

①部門別

i) 産業部門

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の20.3%である。

図表 376 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(1)産業部門【団体区分別】

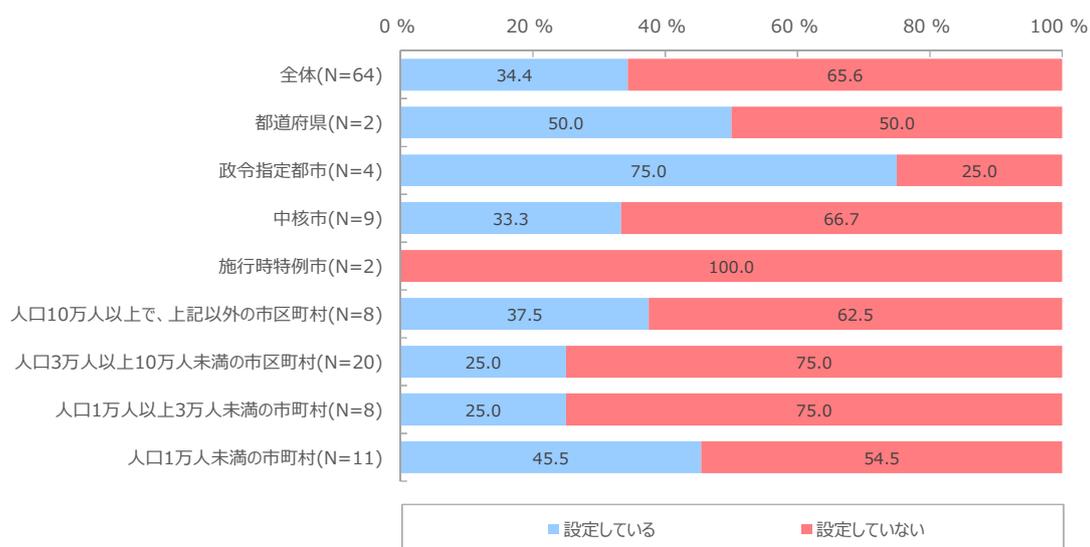


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	13	51	64
	都道府県	0	2	2
	政令指定都市	0	4	4
	中核市	2	7	9
	施行時特例市	0	2	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	8	8
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	14	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	6	8
	人口1万人未満の市町村	3	8	11
比率	全体(N=64)	20.3	79.7	
	都道府県(N=2)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=4)	0.0	100.0	
	中核市(N=9)	22.2	77.8	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=8)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	30.0	70.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	25.0	75.0	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	27.3	72.7	

ii) 業務その他部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の34.4%である。

図表 377 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(2) 業務その他部門【団体区分別】

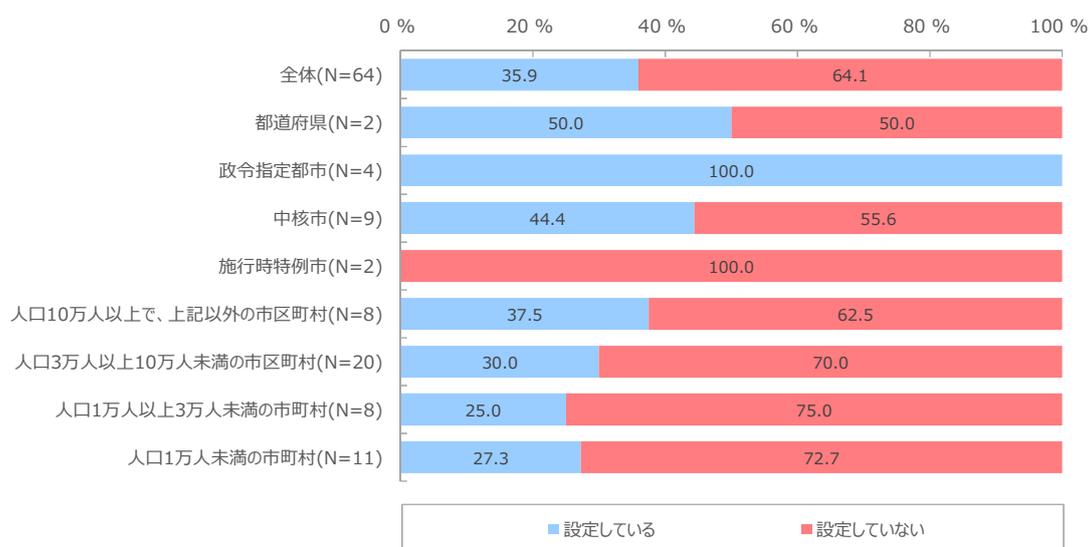


		設 定 し て	設 定 し て い な い	合 計
全体	全体	22	42	64
	都道府県	1	1	2
	政令指定都市	3	1	4
	中核市	3	6	9
	施行時特例市	0	2	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3	5	8
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	5	15	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	6	8
	人口1万人未満の市町村	5	6	11
比率	全体(N=64)	34.4	65.6	
	都道府県(N=2)	50.0	50.0	
	政令指定都市(N=4)	75.0	25.0	
	中核市(N=9)	33.3	66.7	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=8)	37.5	62.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	25.0	75.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	25.0	75.0	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	45.5	54.5	

iii) 家庭部門

区域施策編を策定済みの団体において、家庭部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の 35.9%である。

図表 378 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(3)家庭部門【団体区分別】

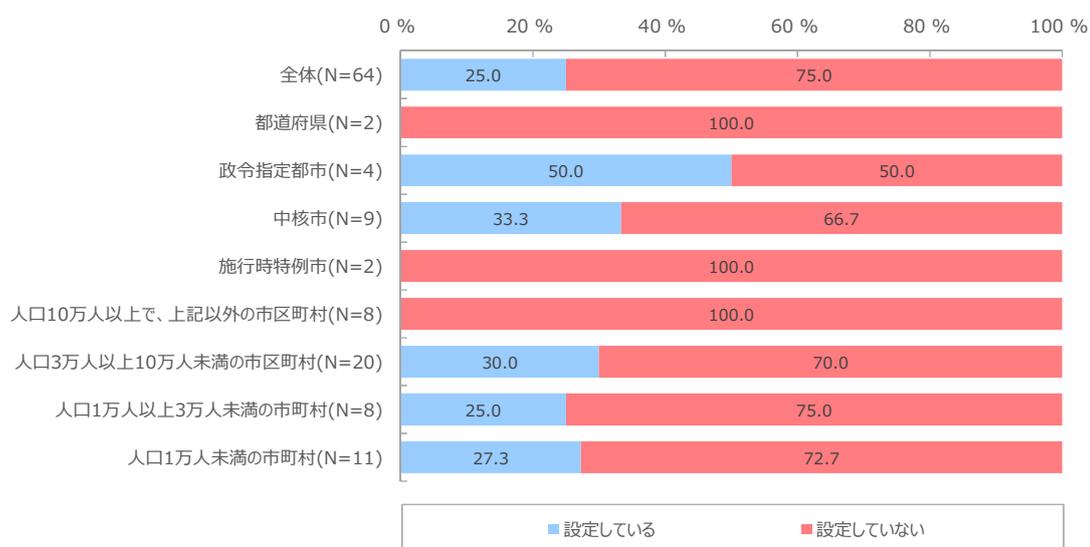


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	23	41	64
	都道府県	1	1	2
	政令指定都市	4	0	4
	中核市	4	5	9
	施行時特例市	0	2	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3	5	8
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	14	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	6	8
	人口1万人未満の市町村	3	8	11
比率	全体(N=64)	35.9	64.1	
	都道府県(N=2)	50.0	50.0	
	政令指定都市(N=4)	100.0	0.0	
	中核市(N=9)	44.4	55.6	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=8)	37.5	62.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	30.0	70.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	25.0	75.0	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	27.3	72.7	

iv) 運輸部門

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の25.0%である。

図表 379 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(4)運輸部門【団体区分別】

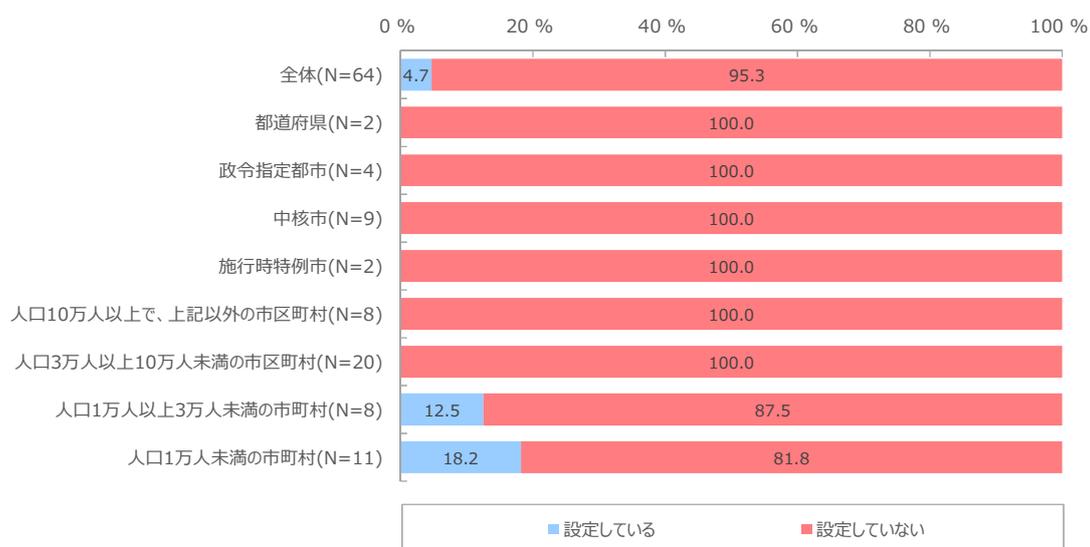


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	16	48	64
	都道府県	0	2	2
	政令指定都市	2	2	4
	中核市	3	6	9
	施行時特例市	0	2	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	8	8
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	14	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	6	8
	人口1万人未満の市町村	3	8	11
比率	全体(N=64)	25.0	75.0	
	都道府県(N=2)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=4)	50.0	50.0	
	中核市(N=9)	33.3	66.7	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=8)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	30.0	70.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	25.0	75.0	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	27.3	72.7	

v) エネルギー転換部門

区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の4.7%である。

図表 380 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(5) エネルギー転換部門【団体区分別】



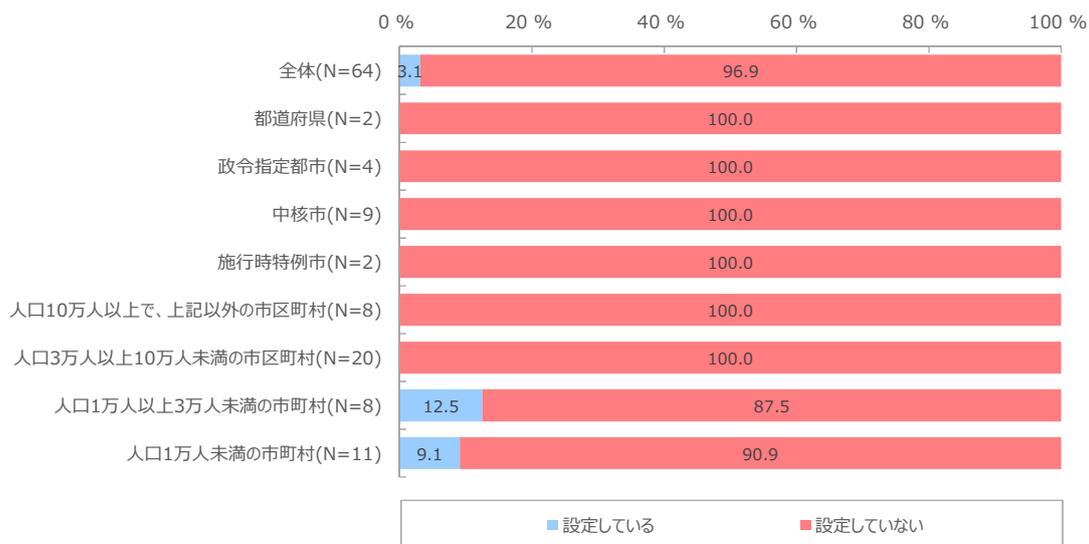
		設定している	設定していない	合計
全体	全体	3	61	64
	都道府県	0	2	2
	政令指定都市	0	4	4
	中核市	0	9	9
	施行時特例市	0	2	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	8	8
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	20	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	7	8
	人口1万人未満の市町村	2	9	11
比率	全体(N=64)	4.7	95.3	
	都道府県(N=2)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=4)	0.0	100.0	
	中核市(N=9)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=8)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	0.0	100.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	12.5	87.5	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	18.2	81.8	

②分野別

i) 燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の3.1%である。

図表 381 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(6)燃料の燃焼分野【団体区分別】

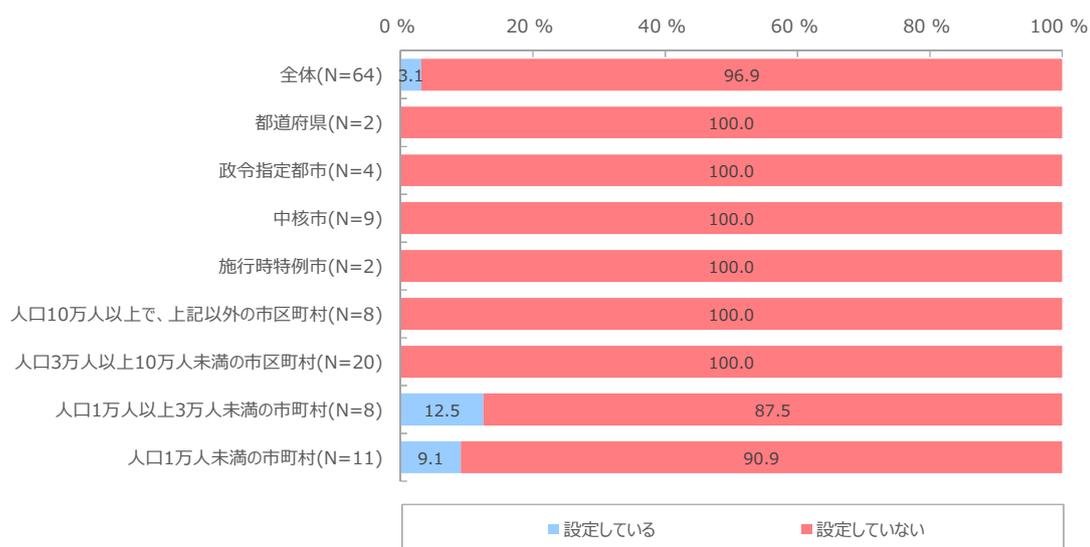


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	2	62	64
	都道府県	0	2	2
	政令指定都市	0	4	4
	中核市	0	9	9
	施行時特例市	0	2	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	8	8
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	20	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	7	8
	人口1万人未満の市町村	1	10	11
比率	全体(N=64)	3.1	96.9	
	都道府県(N=2)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=4)	0.0	100.0	
	中核市(N=9)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=8)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	0.0	100.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	12.5	87.5	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	9.1	90.9	

ii) 工業プロセス分野

区域施策編を策定済みの団体において、工業プロセス分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の3.1%である。

図表 382 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(7)工業プロセス分野【団体区分別】

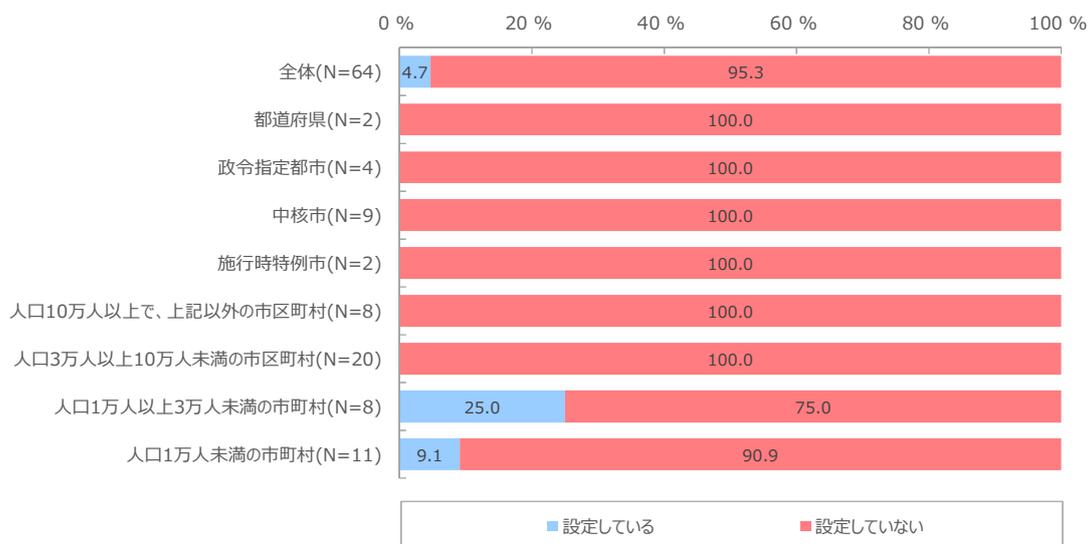


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	2	62	64
	都道府県	0	2	2
	政令指定都市	0	4	4
	中核市	0	9	9
	施行時特例市	0	2	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	8	8
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	20	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	7	8
	人口1万人未満の市町村	1	10	11
比率	全体(N=64)	3.1	96.9	
	都道府県(N=2)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=4)	0.0	100.0	
	中核市(N=9)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=8)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	0.0	100.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	12.5	87.5	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	9.1	90.9	

iii) 農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の4.7%である。

図表 383 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(8)農業分野【団体区分別】

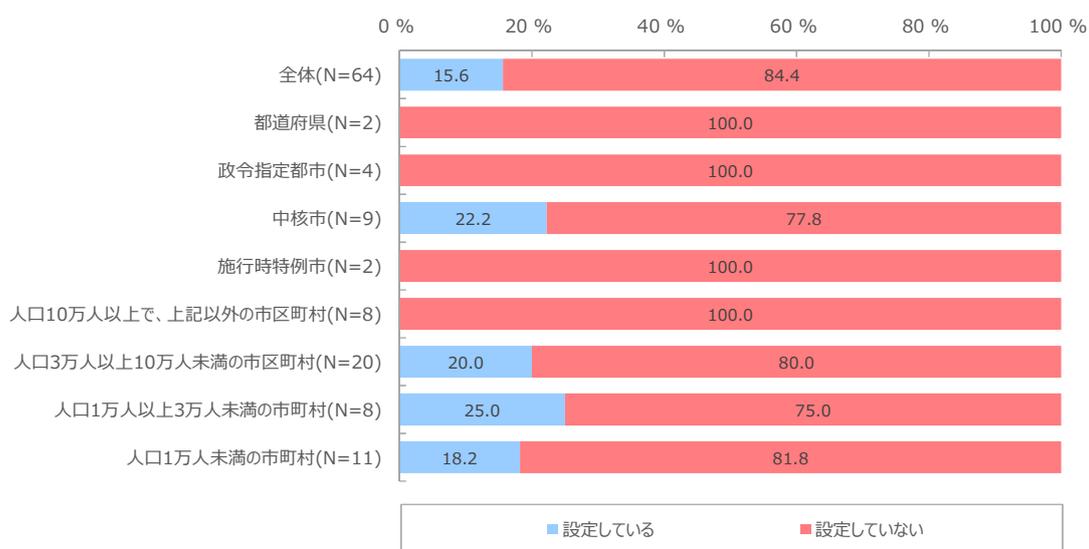


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	3	61	64
	都道府県	0	2	2
	政令指定都市	0	4	4
	中核市	0	9	9
	施行時特例市	0	2	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	8	8
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	20	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	6	8
	人口1万人未満の市町村	1	10	11
比率	全体(N=64)	4.7	95.3	
	都道府県(N=2)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=4)	0.0	100.0	
	中核市(N=9)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=8)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	0.0	100.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	25.0	75.0	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	9.1	90.9	

iv) 廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の15.6%である。

図表 384 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(9)廃棄物分野【団体区分別】

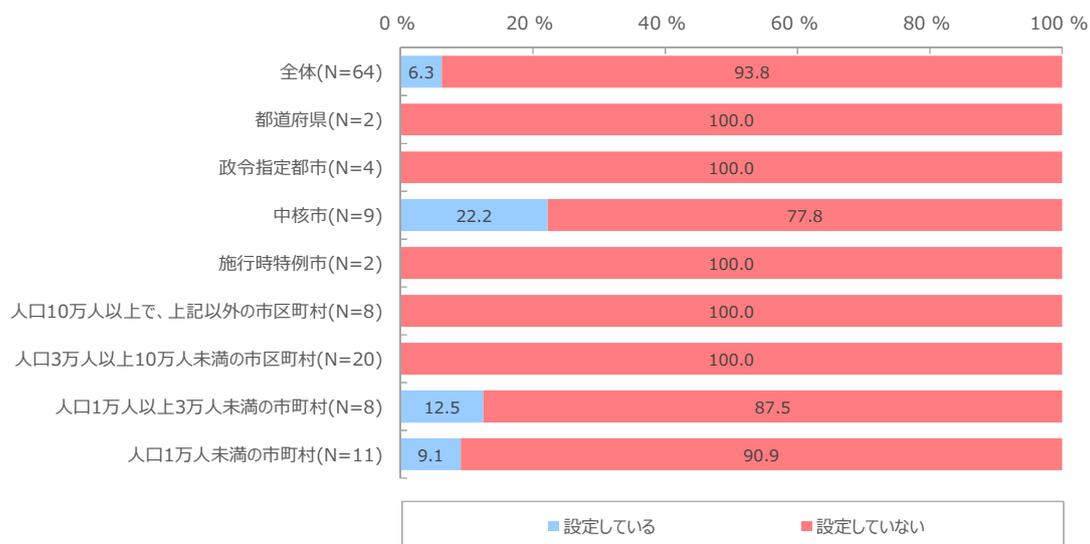


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	10	54	64
	都道府県	0	2	2
	政令指定都市	0	4	4
	中核市	2	7	9
	施行時特例市	0	2	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	8	8
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	16	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	6	8
	人口1万人未満の市町村	2	9	11
比率	全体(N=64)	15.6	84.4	
	都道府県(N=2)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=4)	0.0	100.0	
	中核市(N=9)	22.2	77.8	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=8)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	20.0	80.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	25.0	75.0	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	18.2	81.8	

v) 代替フロン等4ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等4ガス分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の6.3%である。

図表 385 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無
(10) 代替フロン等4ガス分野【団体区分別】

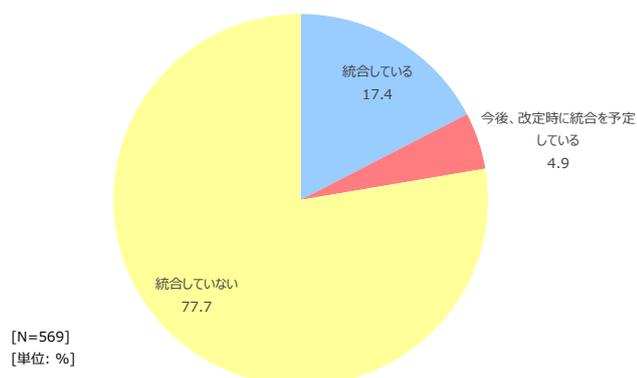


		設 定 し て い る	設 定 し て い な い	合 計
全体	全体	4	60	64
	都道府県	0	2	2
	政令指定都市	0	4	4
	中核市	2	7	9
	施行時特例市	0	2	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	8	8
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	20	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	7	8
	人口1万人未満の市町村	1	10	11
比率	全体(N=64)	6.3	93.8	
	都道府県(N=2)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=4)	0.0	100.0	
	中核市(N=9)	22.2	77.8	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=8)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	0.0	100.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	12.5	87.5	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	9.1	90.9	

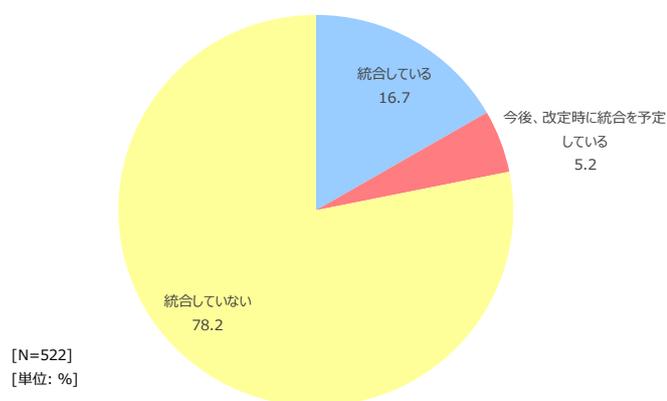
12) 区域施策編と事務事業編との統合の状況 <Q2-2(7)>

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と事務事業編との統合の状況は、「統合している。」団体が 17.4%、「今後、改定時に統合を予定している。」が 4.9%存在する。

図表 386 区域施策編と事務事業編との統合の状況



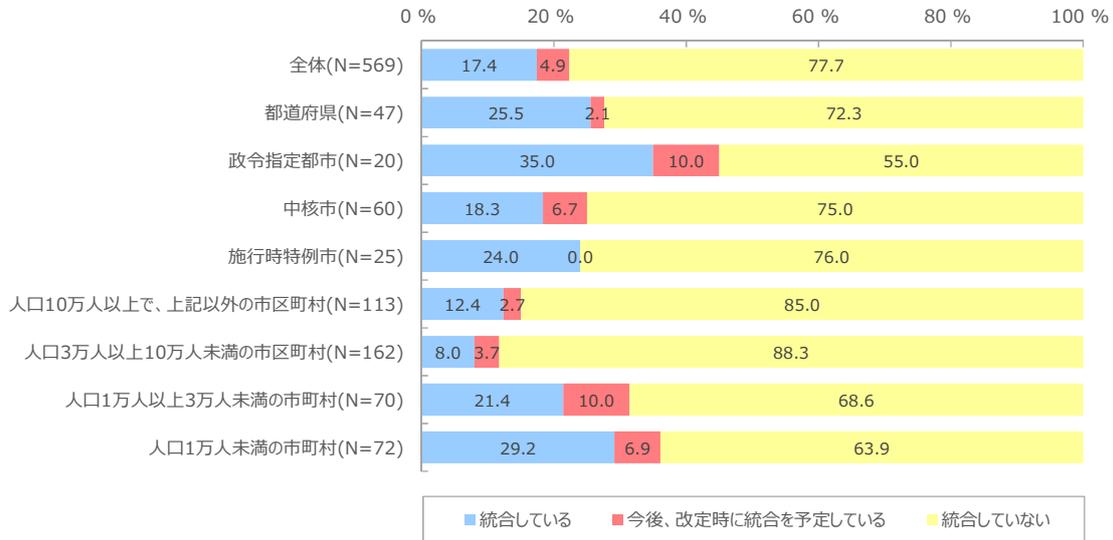
図表 387 区域施策編と事務事業編との統合の状況【基礎自治体】



	統合している	今後、改定時に統合を予定している	統合していない	合計
全体	87	27	408	522
比率	16.7	5.2	78.2	

地方公共団体の区分別に見ると、区域施策編と事務事業編の統合を図っている団体は、大規模な団体にも小規模な団体にも一定数存在している。

図表 388 区域施策編と事務事業編との統合の状況【団体区分別】

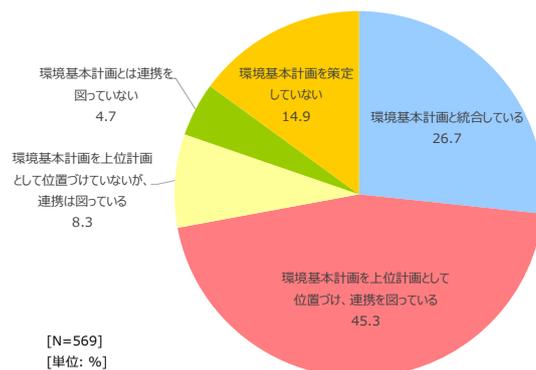


		統合している	今後、予定、改定時に統合	統合していない	合計
全体	全体	99	28	442	569
	都道府県	12	1	34	47
	政令指定都市	7	2	11	20
	中核市	11	4	45	60
	施行時特例市	6	0	19	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	14	3	96	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	13	6	143	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	15	7	48	70
	人口1万人未満の市町村	21	5	46	72
比率	全体(N=569)	17.4	4.9	77.7	
	都道府県(N=47)	25.5	2.1	72.3	
	政令指定都市(N=20)	35.0	10.0	55.0	
	中核市(N=60)	18.3	6.7	75.0	
	施行時特例市(N=25)	24.0	0.0	76.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	12.4	2.7	85.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	8.0	3.7	88.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	21.4	10.0	68.6	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	29.2	6.9	63.9	

13) 区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況 <Q2-2(7)>

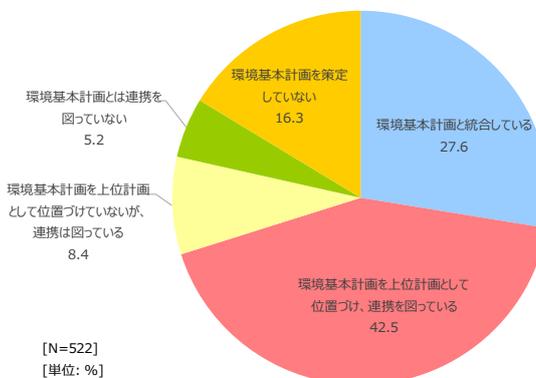
区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況は、「環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている。」(45.3%) が最も多く、「環境基本計画と統合している。」(26.7%) が続く。

図表 389 区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況



図表 390 区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況

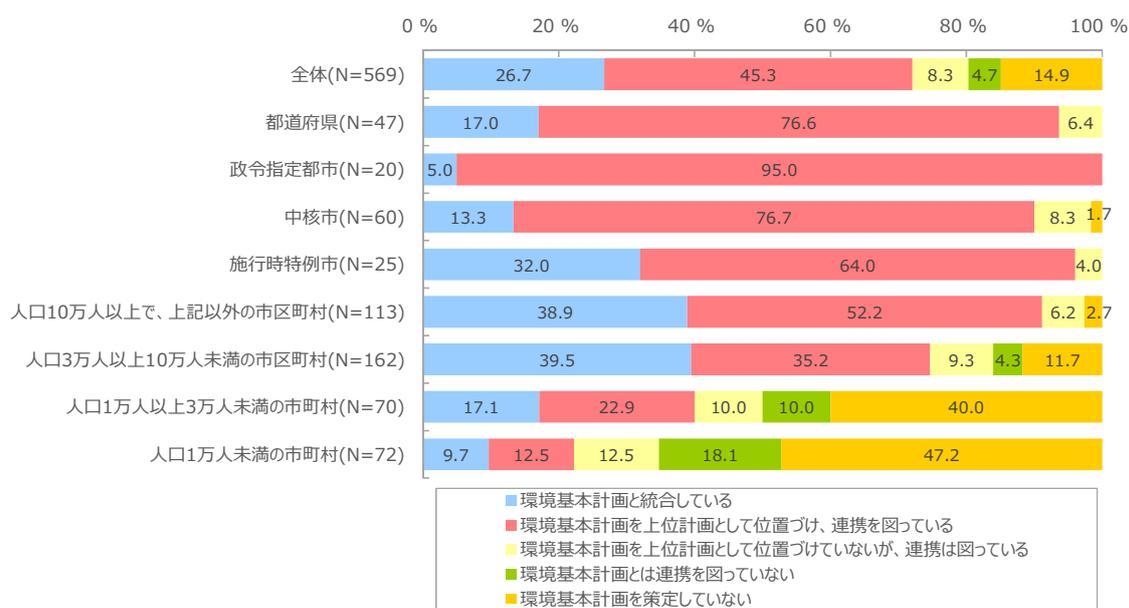
【基礎自治体】



	環境基本計画と統合している	環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている	環境基本計画を策定していないが、連携は図っている	環境基本計画とは連携を図っていない	環境基本計画を策定していない	合計
全体	144	222	44	27	85	522
比率	27.6	42.5	8.4	5.2	16.3	

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や施行時特例市より人口規模の大きい市では「環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている。」の割合が高く、人口規模が小さくなると「環境基本計画と統合している。」の割合が相対的に高くなる。一方、人口3万人未満の市町村では、そもそも「環境基本計画を策定していない」団体が多い。

図表 391 区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況
【団体区分別】



	環境基本計画と統合している	環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている	環境基本計画を上位計画として位置づけていないが、連携を図っている	環境基本計画とは連携を図っていない	環境基本計画を策定していない	合計
全体	152	258	47	27	85	569
都道府県	8	36	3	0	0	47
政令指定都市	1	19	0	0	0	20
中核市	8	46	5	0	1	60
施行時特例市	8	16	1	0	0	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	44	59	7	0	3	113
人口3万人以上10万人未満の市区町村	64	57	15	7	19	162
人口1万人以上3万人未満の市町村	12	16	7	7	28	70
人口1万人未満の市町村	7	9	9	13	34	72
比率	26.7	45.3	8.3	4.7	14.9	
都道府県(N=47)	17.0	76.6	6.4	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)	5.0	95.0	0.0	0.0	0.0	
中核市(N=60)	13.3	76.7	8.3	0.0	1.7	
施行時特例市(N=25)	32.0	64.0	4.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	38.9	52.2	6.2	0.0	2.7	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	39.5	35.2	9.3	4.3	11.7	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	17.1	22.9	10.0	10.0	40.0	
人口1万人未満の市町村(N=72)	9.7	12.5	12.5	18.1	47.2	

14) 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況

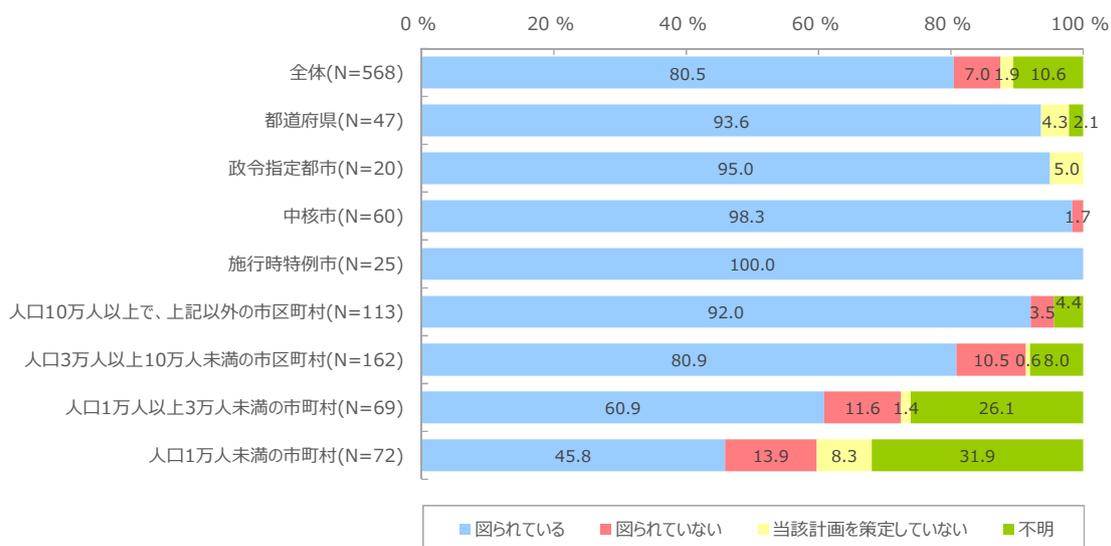
<Q2-2(7)>

①総合計画

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と総合計画との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の80.5%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 392 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況

①総合計画【団体区分別】

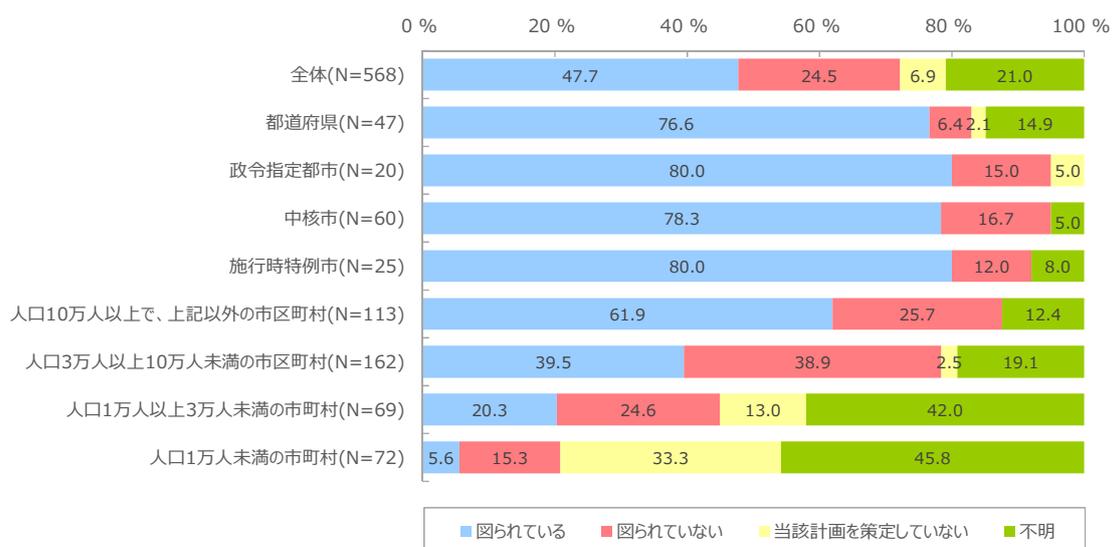


	図られている	図られていない	定当し該て計い画なをい策	不明	合計
全体	457	40	11	60	568
都道府県	44	0	2	1	47
政令指定都市	19	0	1	0	20
中核市	59	1	0	0	60
施行時特例市	25	0	0	0	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	104	4	0	5	113
人口3万人以上10万人未満の市区町村	131	17	1	13	162
人口1万人以上3万人未満の市町村	42	8	1	18	69
人口1万人未満の市町村	33	10	6	23	72
比率					
全体(N=568)	80.5	7.0	1.9	10.6	
都道府県(N=47)	93.6	0.0	4.3	2.1	
政令指定都市(N=20)	95.0	0.0	5.0	0.0	
中核市(N=60)	98.3	1.7	0.0	0.0	
施行時特例市(N=25)	100.0	0.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	92.0	3.5	0.0	4.4	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	80.9	10.5	0.6	8.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	60.9	11.6	1.4	26.1	
人口1万人未満の市町村(N=72)	45.8	13.9	8.3	31.9	

②「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の47.7%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 393 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
②「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」
【団体区分別】



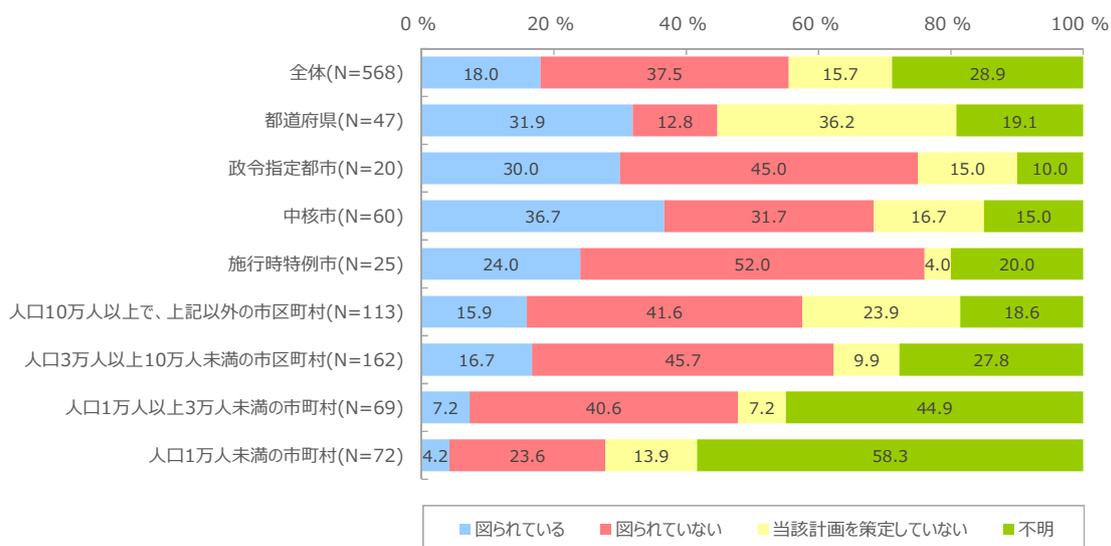
		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	271	139	39	119	568
	都道府県	36	3	1	7	47
	政令指定都市	16	3	1	0	20
	中核市	47	10	0	3	60
	施行時特例市	20	3	0	2	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	70	29	0	14	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	64	63	4	31	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	14	17	9	29	69
	人口1万人未満の市町村	4	11	24	33	72
比率	全体(N=568)	47.7	24.5	6.9	21.0	
	都道府県(N=47)	76.6	6.4	2.1	14.9	
	政令指定都市(N=20)	80.0	15.0	5.0	0.0	
	中核市(N=60)	78.3	16.7	0.0	5.0	
	施行時特例市(N=25)	80.0	12.0	0.0	8.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	61.9	25.7	0.0	12.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	39.5	38.9	2.5	19.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	20.3	24.6	13.0	42.0	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	5.6	15.3	33.3	45.8	

③「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の18.0%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 394 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況

③「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」
【団体区分別】



		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	102	213	89	164	568
	都道府県	15	6	17	9	47
	政令指定都市	6	9	3	2	20
	中核市	22	19	10	9	60
	施行時特例市	6	13	1	5	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	18	47	27	21	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	27	74	16	45	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	5	28	5	31	69
	人口1万人未満の市町村	3	17	10	42	72
比率	全体(N=568)	18.0	37.5	15.7	28.9	
	都道府県(N=47)	31.9	12.8	36.2	19.1	
	政令指定都市(N=20)	30.0	45.0	15.0	10.0	
	中核市(N=60)	36.7	31.7	16.7	15.0	
	施行時特例市(N=25)	24.0	52.0	4.0	20.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	15.9	41.6	23.9	18.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	16.7	45.7	9.9	27.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	7.2	40.6	7.2	44.9	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	4.2	23.6	13.9	58.3	

④「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「低炭素まちづくり計画」
 区域施策編を策定済みの団体において、「都市の低炭素化の促進に関する法律」
 に基づく「低炭素まちづくり計画」を策定していない団体が全体の67.1%を占め
 ており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の
 5.3%にとどまる。

図表 395 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
 ④「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「低炭素まちづくり計画」
 【団体区分別】

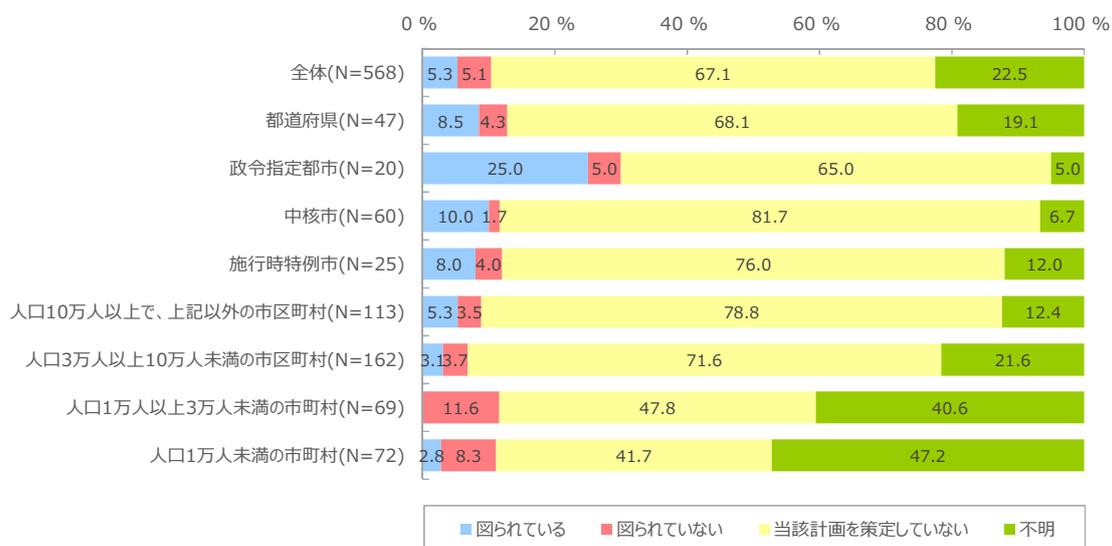


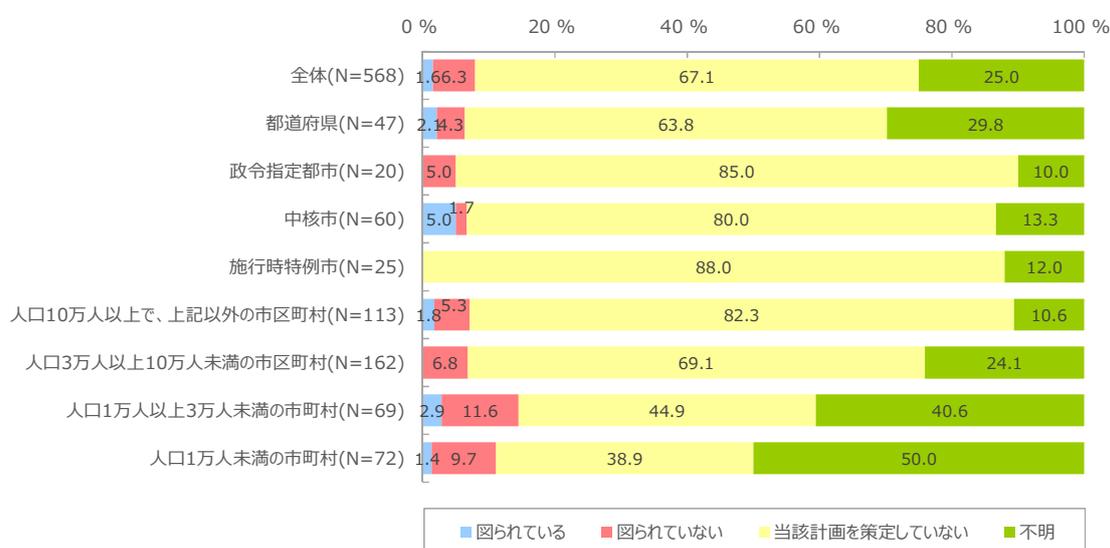
		図 ら れ て い る	図 ら れ て い な い	当 し 該 て い な い を 策 定	不 明	合 計
全体	全体	30	29	381	128	568
	都道府県	4	2	32	9	47
	政令指定都市	5	1	13	1	20
	中核市	6	1	49	4	60
	施行時特例市	2	1	19	3	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	6	4	89	14	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	5	6	116	35	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	0	8	33	28	69
	人口1万人未満の市町村	2	6	30	34	72
比率	全体(N=568)	5.3	5.1	67.1	22.5	
	都道府県(N=47)	8.5	4.3	68.1	19.1	
	政令指定都市(N=20)	25.0	5.0	65.0	5.0	
	中核市(N=60)	10.0	1.7	81.7	6.7	
	施行時特例市(N=25)	8.0	4.0	76.0	12.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	5.3	3.5	78.8	12.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	3.1	3.7	71.6	21.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	0.0	11.6	47.8	40.6	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	2.8	8.3	41.7	47.2	

⑤「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」

区域施策編を策定済みの団体において、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」を策定していない団体が全体の 67.1%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 1.6%にとどまる。

図表 396 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況

⑤「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」【団体区分別】

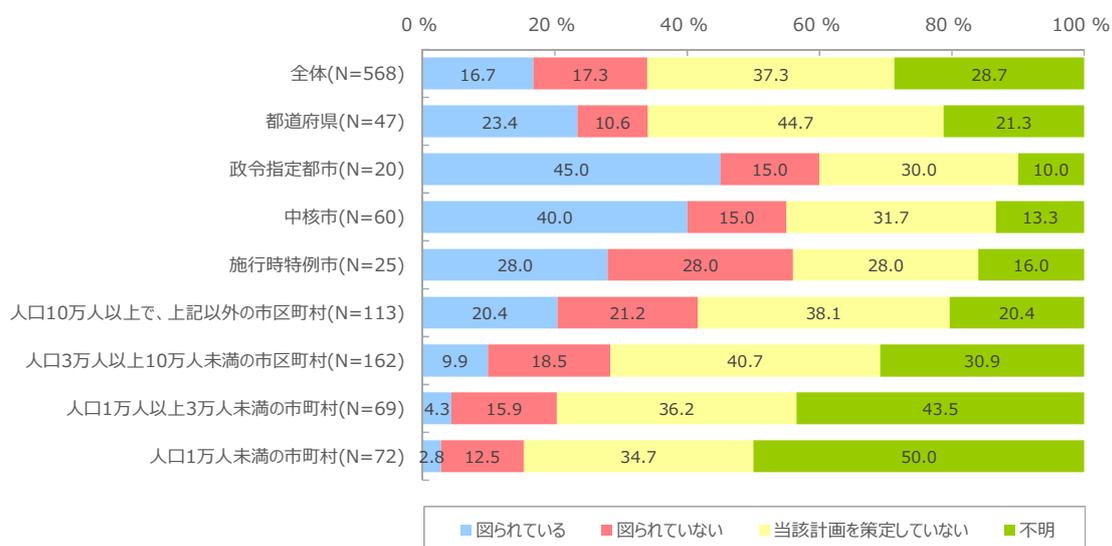


		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	9	36	381	142	568
	都道府県	1	2	30	14	47
	政令指定都市	0	1	17	2	20
	中核市	3	1	48	8	60
	施行時特例市	0	0	22	3	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	6	93	12	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	11	112	39	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	8	31	28	69
	人口1万人未満の市町村	1	7	28	36	72
比率	全体(N=568)	1.6	6.3	67.1	25.0	
	都道府県(N=47)	2.1	4.3	63.8	29.8	
	政令指定都市(N=20)	0.0	5.0	85.0	10.0	
	中核市(N=60)	5.0	1.7	80.0	13.3	
	施行時特例市(N=25)	0.0	0.0	88.0	12.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	1.8	5.3	82.3	10.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	0.0	6.8	69.1	24.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	2.9	11.6	44.9	40.6	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	1.4	9.7	38.9	50.0	

⑥「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」

区域施策編を策定済みの団体において、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」を策定していない団体が全体の37.3%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の16.7%である。

図表 397 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑥「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」【団体区分別】

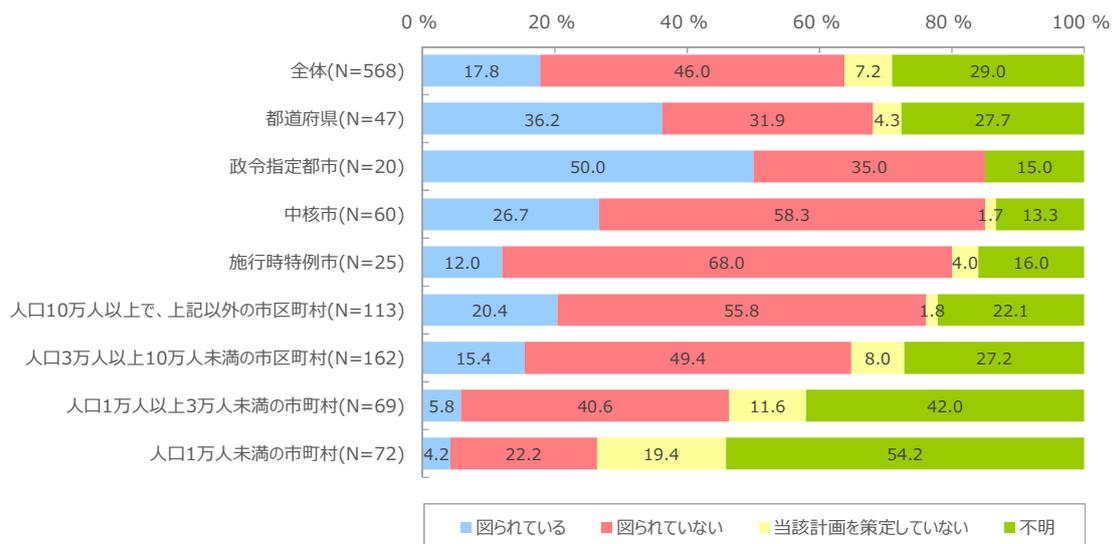


		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	95	98	212	163	568
	都道府県	11	5	21	10	47
	政令指定都市	9	3	6	2	20
	中核市	24	9	19	8	60
	施行時特例市	7	7	7	4	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	23	24	43	23	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	16	30	66	50	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	11	25	30	69
	人口1万人未満の市町村	2	9	25	36	72
比率	全体(N=568)	16.7	17.3	37.3	28.7	
	都道府県(N=47)	23.4	10.6	44.7	21.3	
	政令指定都市(N=20)	45.0	15.0	30.0	10.0	
	中核市(N=60)	40.0	15.0	31.7	13.3	
	施行時特例市(N=25)	28.0	28.0	28.0	16.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	20.4	21.2	38.1	20.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	9.9	18.5	40.7	30.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	4.3	15.9	36.2	43.5	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	2.8	12.5	34.7	50.0	

⑦公共施設等総合管理計画

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と公共施設等総合管理計画との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 17.8%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 398 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑦公共施設等総合管理計画【団体区分別】

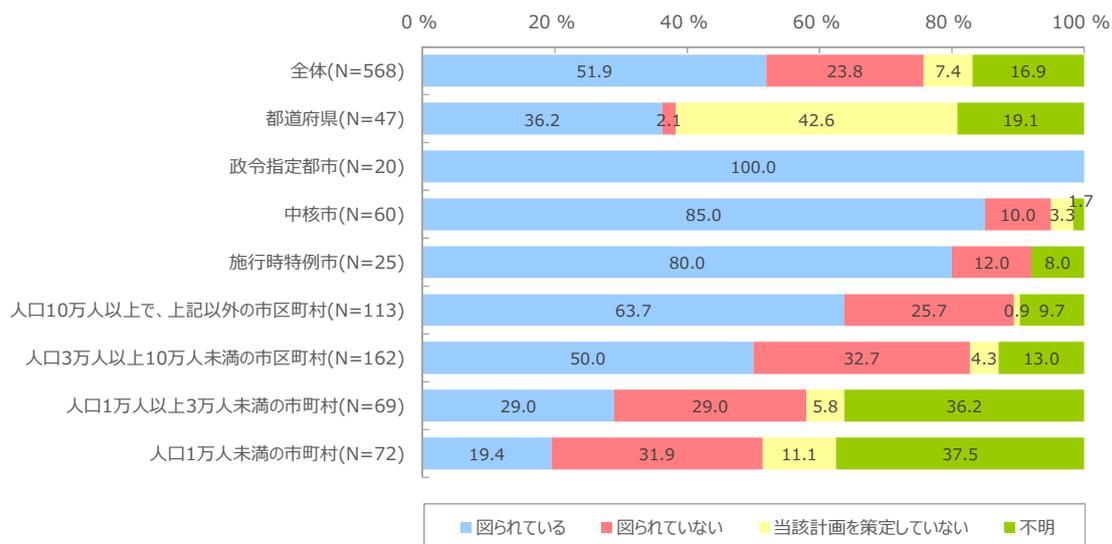


		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	101	261	41	165	568
	都道府県	17	15	2	13	47
	政令指定都市	10	7	0	3	20
	中核市	16	35	1	8	60
	施行時特例市	3	17	1	4	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	23	63	2	25	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	25	80	13	44	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	28	8	29	69
	人口1万人未満の市町村	3	16	14	39	72
比率	全体(N=568)	17.8	46.0	7.2	29.0	
	都道府県(N=47)	36.2	31.9	4.3	27.7	
	政令指定都市(N=20)	50.0	35.0	0.0	15.0	
	中核市(N=60)	26.7	58.3	1.7	13.3	
	施行時特例市(N=25)	12.0	68.0	4.0	16.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	20.4	55.8	1.8	22.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	15.4	49.4	8.0	27.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	5.8	40.6	11.6	42.0	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	4.2	22.2	19.4	54.2	

⑧一般廃棄物処理基本計画

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と一般廃棄物処理基本計画との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 51.9%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 399 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑧一般廃棄物処理基本計画【団体区分別】

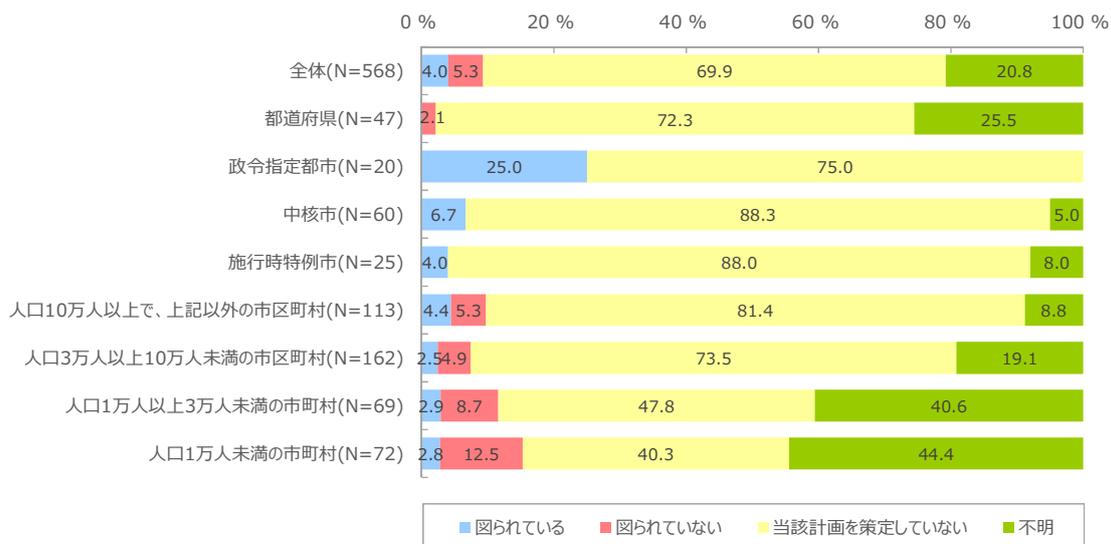


		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	295	135	42	96	568
	都道府県	17	1	20	9	47
	政令指定都市	20	0	0	0	20
	中核市	51	6	2	1	60
	施行時特例市	20	3	0	2	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	72	29	1	11	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	81	53	7	21	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	20	20	4	25	69
	人口1万人未満の市町村	14	23	8	27	72
比率	全体(N=568)	51.9	23.8	7.4	16.9	
	都道府県(N=47)	36.2	2.1	42.6	19.1	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60)	85.0	10.0	3.3	1.7	
	施行時特例市(N=25)	80.0	12.0	0.0	8.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	63.7	25.7	0.9	9.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	50.0	32.7	4.3	13.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	29.0	29.0	5.8	36.2	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	19.4	31.9	11.1	37.5	

⑨環境モデル都市アクションプラン

区域施策編を策定済みの団体において、環境モデル都市アクションプランを策定していない団体が全体の 69.9%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 4.0%である。

図表 400 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑨環境モデル都市アクションプラン【団体区分別】

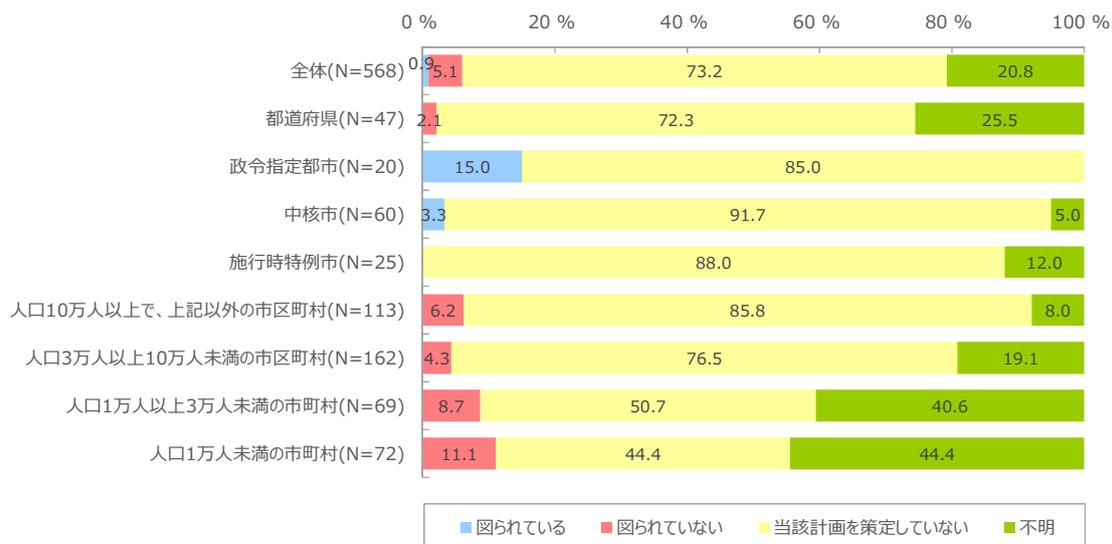


		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	23	30	397	118	568
	都道府県	0	1	34	12	47
	政令指定都市	5	0	15	0	20
	中核市	4	0	53	3	60
	施行時特例市	1	0	22	2	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	6	92	10	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	8	119	31	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	6	33	28	69
	人口1万人未満の市町村	2	9	29	32	72
比率	全体(N=568)	4.0	5.3	69.9	20.8	
	都道府県(N=47)	0.0	2.1	72.3	25.5	
	政令指定都市(N=20)	25.0	0.0	75.0	0.0	
	中核市(N=60)	6.7	0.0	88.3	5.0	
	施行時特例市(N=25)	4.0	0.0	88.0	8.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	4.4	5.3	81.4	8.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	2.5	4.9	73.5	19.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	2.9	8.7	47.8	40.6	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	2.8	12.5	40.3	44.4	

⑩環境未来都市計画

区域施策編を策定済みの団体において、環境未来都市計画を策定していない団体が全体の73.2%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の0.9%である。

図表 401 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況
⑩環境未来都市計画【団体区分別】

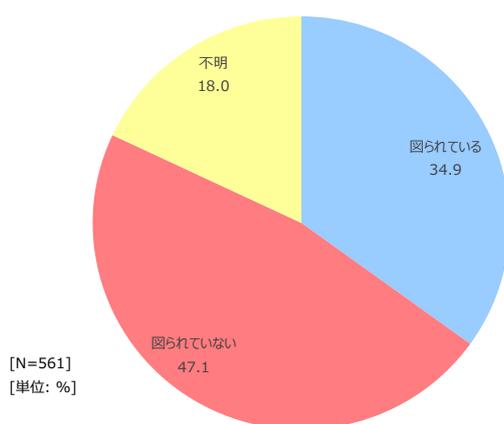


	図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	5	29	416	118	568
都道府県	0	1	34	12	47
政令指定都市	3	0	17	0	20
中核市	2	0	55	3	60
施行時特例市	0	0	22	3	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	7	97	9	113
人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	7	124	31	162
人口1万人以上3万人未満の市町村	0	6	35	28	69
人口1万人未満の市町村	0	8	32	32	72
比率					
全体(N=568)	0.9	5.1	73.2	20.8	
都道府県(N=47)	0.0	2.1	72.3	25.5	
政令指定都市(N=20)	15.0	0.0	85.0	0.0	
中核市(N=60)	3.3	0.0	91.7	5.0	
施行時特例市(N=25)	0.0	0.0	88.0	12.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	0.0	6.2	85.8	8.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	0.0	4.3	76.5	19.1	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	0.0	8.7	50.7	40.6	
人口1万人未満の市町村(N=72)	0.0	11.1	44.4	44.4	

15) 他の行政計画に基づく個別事業（道路事業、団地造成、再開発事業等）の地球温暖化対策との調和・連携の状況 <Q2-2(7)>

区域施策編を策定済みの団体において、他の行政計画に基づく個別事業（道路事業、団地造成、再開発事業等）と地球温暖化対策との調和・連携が「図られている。」と回答した団体は全体の 34.9%である。

図表 402 他の行政計画に基づく個別事業の地球温暖化対策との調和・連携の状況



図表 403 他の行政計画に基づく個別事業の地球温暖化対策との調和・連携の状況【基礎自治体】

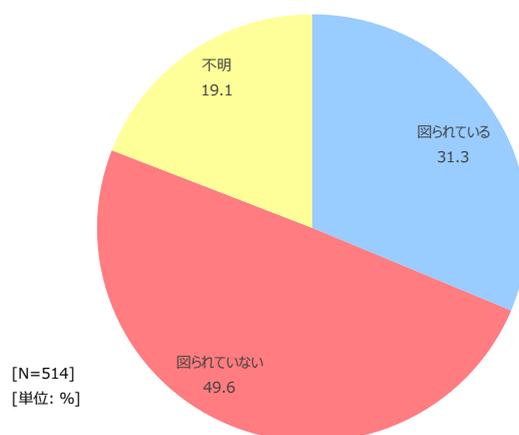


	図 ら れ て	図 ら れ て い ない	不 明	合 計
全体	161	255	98	514
比率	31.3	49.6	19.1	

地方公共団体の区分別に見ると、「図られている。」と回答した団体の割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 404 他の行政計画に基づく個別事業の地球温暖化対策との
調和・連携の状況【団体区分別】

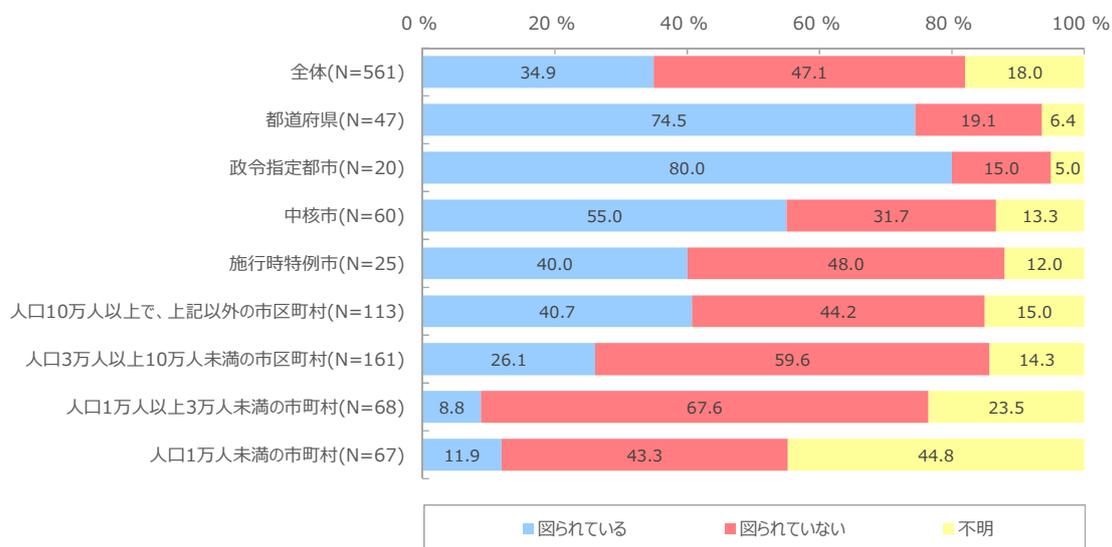
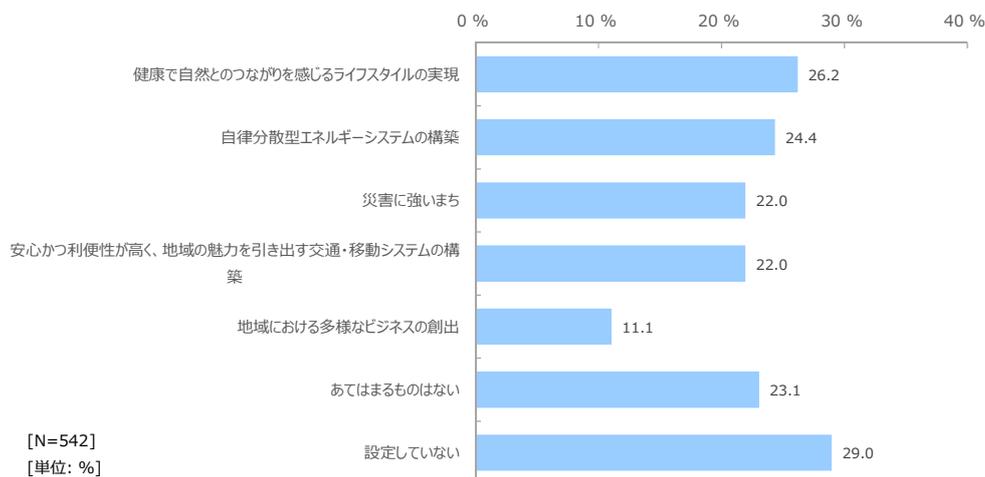


		図 ら れ て い る	図 ら れ て い な い	不 明	合 計
全体	全体	196	264	101	561
	都道府県	35	9	3	47
	政令指定都市	16	3	1	20
	中核市	33	19	8	60
	施行時特例市	10	12	3	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	46	50	17	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	42	96	23	161
	人口1万人以上3万人未満の市町村	6	46	16	68
	人口1万人未満の市町村	8	29	30	67
比率	全体(N=561)	34.9	47.1	18.0	
	都道府県(N=47)	74.5	19.1	6.4	
	政令指定都市(N=20)	80.0	15.0	5.0	
	中核市(N=60)	55.0	31.7	13.3	
	施行時特例市(N=25)	40.0	48.0	12.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	40.7	44.2	15.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=161)	26.1	59.6	14.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	8.8	67.6	23.5	
	人口1万人未満の市町村(N=67)	11.9	43.3	44.8	

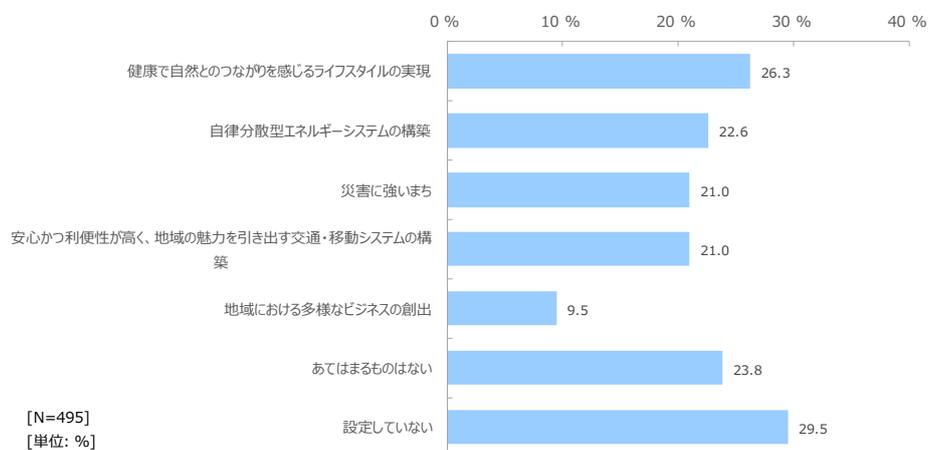
16) 区域の目指す将来像 <Q2-2(8)>

区域施策編を策定済みの団体において、区域の目指す将来像としては、「健康で自然とのつながりを感じるライフスタイルの実現」(26.2%)が最も多く、「自律分散型エネルギーシステムの構築」(24.4%)が続く。

図表 405 実行計画（区域施策編）の中で掲げている区域の目指す将来像



図表 406 実行計画（区域施策編）の中で掲げている区域の目指す将来像【基礎自治体】



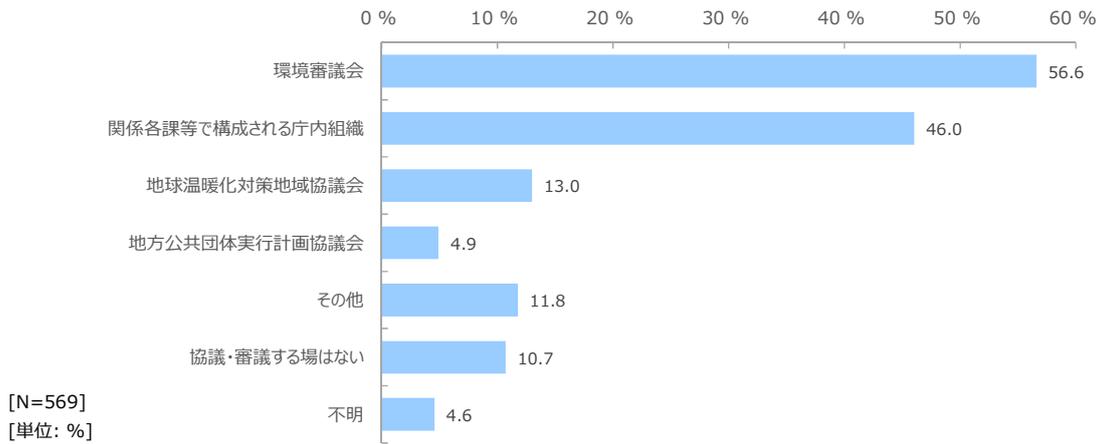
	自律分散型エネルギーシステムの構築	災害に強いまち	安心かつ利便性が高く、地域の魅力を引き出す交通・移動システムの構築	健康で自然とのつながりを感じるライフスタイルの実現	地域における多様なビジネスの創出	あてはまるものはない	設定していない	合計
全体	112	104	104	130	47	118	146	495
比率	22.6	21.0	21.0	26.3	9.5	23.8	29.5	

(3) 実行計画（区域施策編）の進行管理の仕組み <Q2-3>

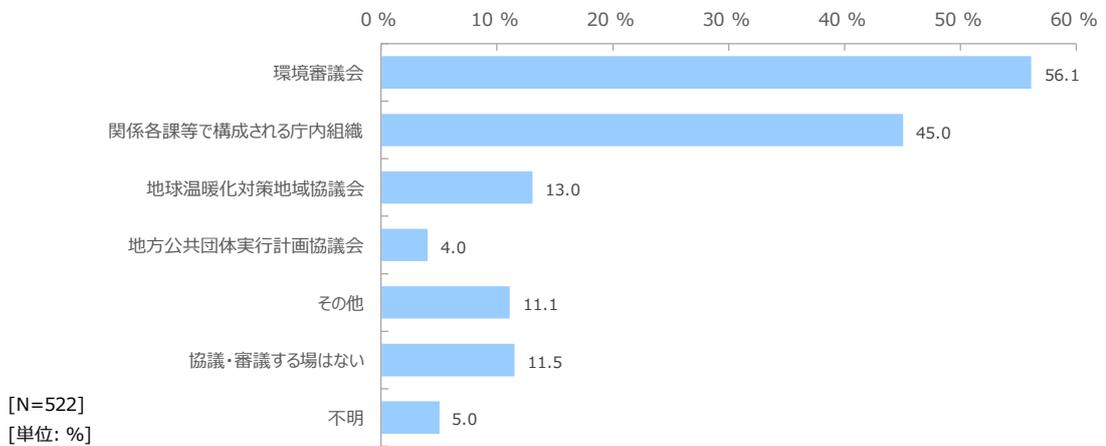
1) 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場 <Q2-3(1)>

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編の進捗管理を協議・審議する場としては、「環境審議会」（56.6%）が最も多く、「関係各課等で構成される庁内組織」（46.0%）、「地球温暖化対策地域協議会」（13.0%）と続く。

図表 407 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場



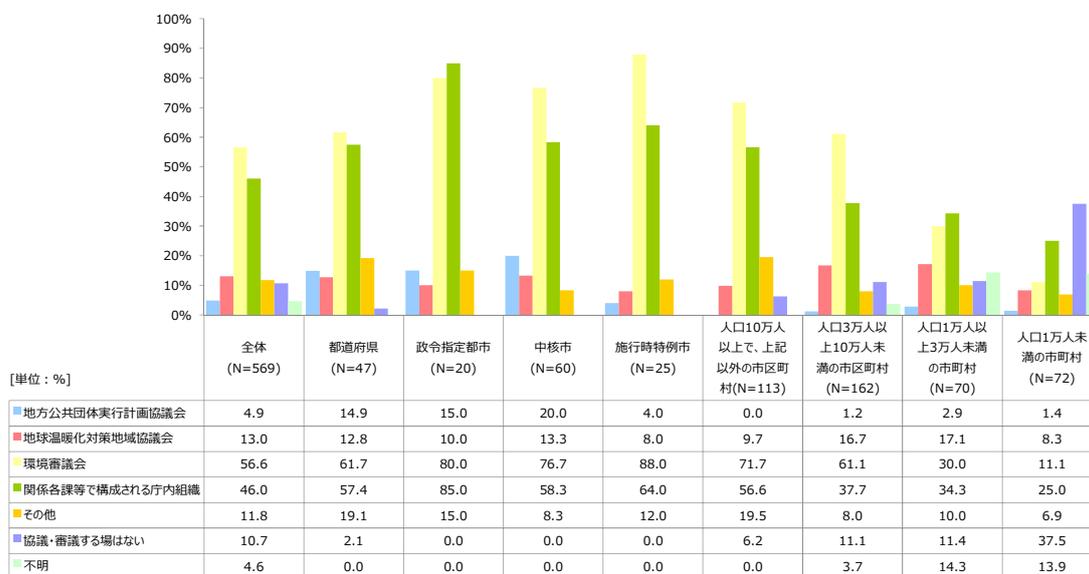
図表 408 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場【基礎自治体】



	地方公共団体実行計画協議会	地球温暖化対策地域協議会	環境審議会	関係各課等で構成される庁内組織	その他	協議・審議する場はない	不明	合計
全体	21	68	293	235	58	60	26	522
比率	4.0	13.0	56.1	45.0	11.1	11.5	5.0	

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県及び人口3万人以上の市町村（特別区含む。）では「環境審議会」を選択した団体が多い。

図表 409 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場
【団体区分別】

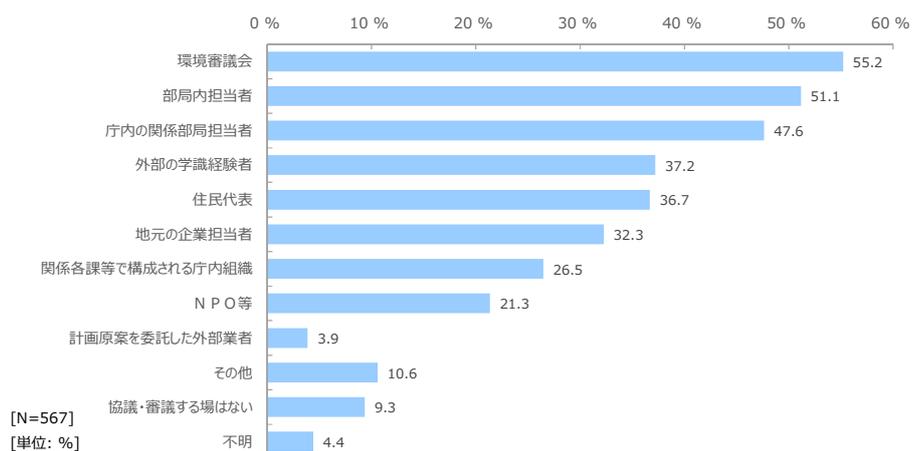


		地方公共団体実 行計画協議会	地球 温暖 化対 策 協 議 会	環 境 審 議 会	成 関 係 各 課 等 内 で 組 織	そ の 他	協 議 ・ 審 議 す る 場 は な い	不 明	合 計
回答数	全体	28	74	322	262	67	61	26	569
	都道府県	7	6	29	27	9	1	0	47
	政令指定都市	3	2	16	17	3	0	0	20
	中核市	12	8	46	35	5	0	0	60
	施行時特別市	1	2	22	16	3	0	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	11	81	64	22	7	0	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	2	27	99	61	13	18	6	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	12	21	24	7	8	10	70
	人口1万人未満の市町村	1	6	8	18	5	27	10	72
比率 (%)	全体(N=569)	4.9	13.0	56.6	46.0	11.8	10.7	4.6	
	都道府県(N=47)	14.9	12.8	61.7	57.4	19.1	2.1	0.0	
	政令指定都市(N=20)	15.0	10.0	80.0	85.0	15.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60)	20.0	13.3	76.7	58.3	8.3	0.0	0.0	
	施行時特別市(N=25)	4.0	8.0	88.0	64.0	12.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	0.0	9.7	71.7	56.6	19.5	6.2	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	1.2	16.7	61.1	37.7	8.0	11.1	3.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	2.9	17.1	30.0	34.3	10.0	11.4	14.3	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	1.4	8.3	11.1	25.0	6.9	37.5	13.9	

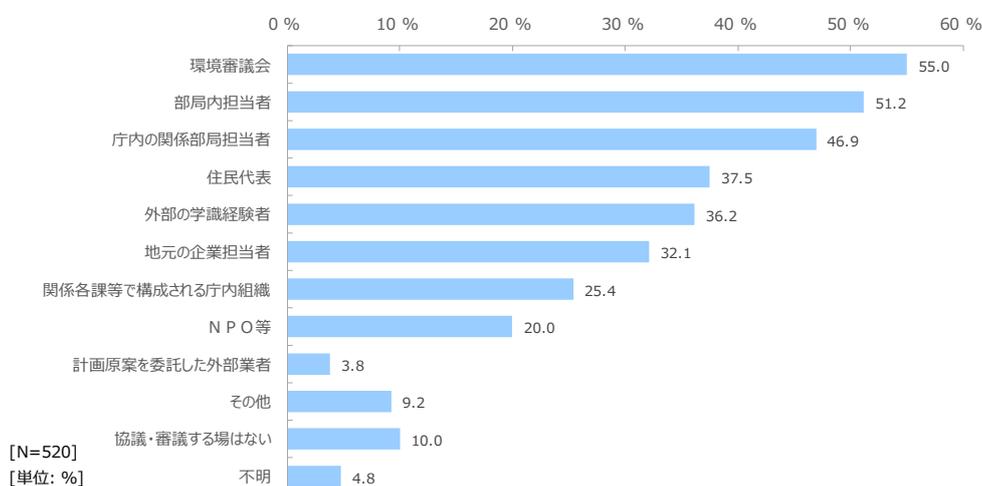
2) 区域施策編の進捗状況を協議・審議する場のメンバー <Q2-3(2)>

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編の進捗管理を協議・審議する場のメンバーとしては、「環境審議会」(55.2%)が最も多く、「部局内担当者」(51.1%)、「庁内の関係部局担当者」(47.6%)、「外部の学識経験者」(37.2%)、「住民代表」(36.7%)と続く。

図表 410 区域施策編の進捗状況を協議・審議する場のメンバー



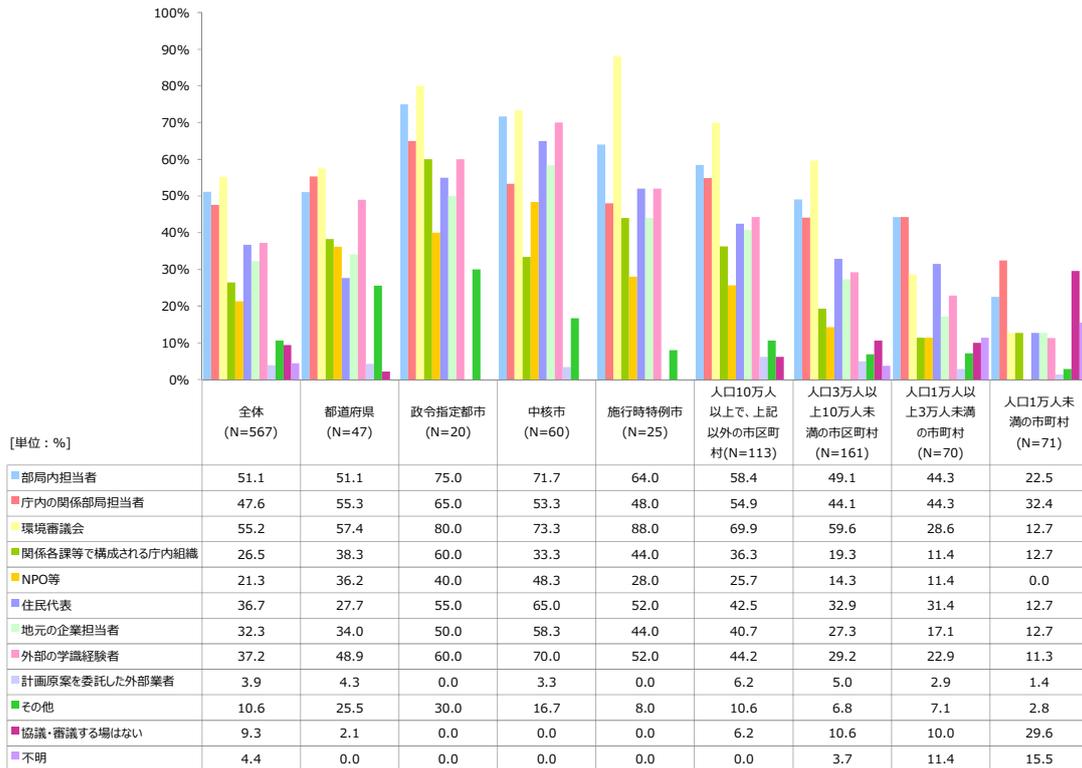
図表 411 区域施策編の進捗状況を協議・審議する場のメンバー
【基礎自治体】



	部局内担当者	庁内の関係部局担当者	環境審議会	関係各課等で構成される庁内組織	NPO等	住民代表	地元の企業担当者	外部の学識経験者	計画原案を委託した外部業者	その他	協議・審議する場はない	不明	合計
全体	266	244	286	132	104	195	167	188	20	48	52	25	520
比率	51.2	46.9	55.0	25.4	20.0	37.5	32.1	36.2	3.8	9.2	10.0	4.8	

地方公共団体の区分別に見ると、小規模な市町村では「環境審議会」を選択した団体の割合よりも、「庁内の関係部局担当者」「部局内担当者」を選択した団体の割合の方が高くなる。

図表 412 区域施策編の進捗状況を協議・審議する場のメンバー
【団体区分別】



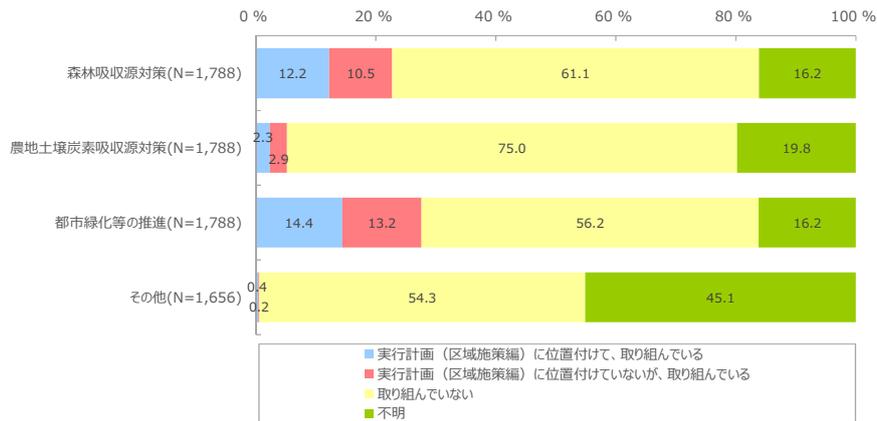
	部局内担当者	庁内関係部局担当者	環境審議会	関係各課等で構成される庁内組織	NPO等	住民代表	地元の企業担当者	外部の学識経験者	託した外部業者	その他	協議・審議する場はない	不明	合計
回答数													
全体	290	270	313	150	121	208	183	211	22	60	53	25	567
都道府県	24	26	27	18	17	13	16	23	2	12	1	0	47
政令指定都市	15	13	16	12	8	11	10	12	0	6	0	0	20
中核市	43	32	44	20	29	39	35	42	2	10	0	0	60
施行時特例市	16	12	22	11	7	13	11	13	0	2	0	0	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	66	62	79	41	29	48	46	50	7	12	7	0	113
人口3万人以上10万人未満の市区町村	79	71	96	31	23	53	44	47	8	11	17	6	161
人口1万人以上3万人未満の市町村	31	31	20	8	8	22	12	16	2	5	7	8	70
人口1万人未満の市町村	16	23	9	9	0	9	9	8	1	2	21	11	71
比率(%)													
全体(N=567)	51.1	47.6	55.2	26.5	21.3	36.7	32.3	37.2	3.9	10.6	9.3	4.4	
都道府県(N=47)	51.1	55.3	57.4	38.3	36.2	27.7	34.0	48.9	4.3	25.5	2.1	0.0	
政令指定都市(N=20)	75.0	65.0	80.0	60.0	40.0	55.0	50.0	60.0	0.0	30.0	0.0	0.0	
中核市(N=60)	71.7	53.3	73.3	33.3	48.3	65.0	58.3	70.0	3.3	16.7	0.0	0.0	
施行時特例市(N=25)	64.0	48.0	88.0	44.0	28.0	52.0	44.0	52.0	0.0	8.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	58.4	54.9	69.9	36.3	25.7	42.5	40.7	44.2	6.2	10.6	6.2	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=161)	49.1	44.1	59.6	19.3	14.3	32.9	27.3	29.2	5.0	6.8	10.6	3.7	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	44.3	44.3	28.6	11.4	11.4	31.4	17.1	22.9	2.9	7.1	10.0	11.4	
人口1万人未満の市町村(N=71)	22.5	32.4	12.7	12.7	0.0	12.7	12.7	11.3	1.4	2.8	29.6	15.5	

(4) 区域施策に関する吸収源対策の取組状況 <Q2-4>

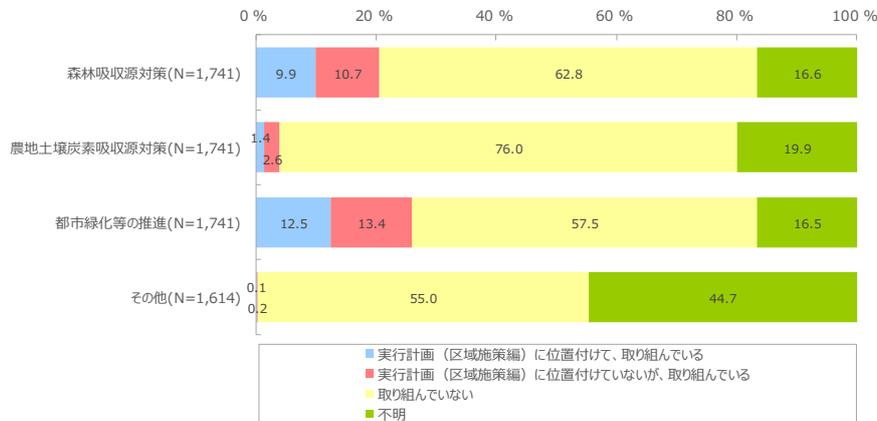
1) 吸収源対策の取組状況 <Q2-4(1)>

都道府県・市町村（特別区含む。）において、「都市緑化等の推進」に取り組んでいる団体は 27.6%、「森林吸収源対策」に取り組んでいる団体は 22.7%、「農地土壌炭素吸収源対策」に取り組んでいる団体は 5.2%である。

図表 413 吸収源対策の取組状況（全団体）



図表 414 吸収源対策の取組状況【基礎自治体】

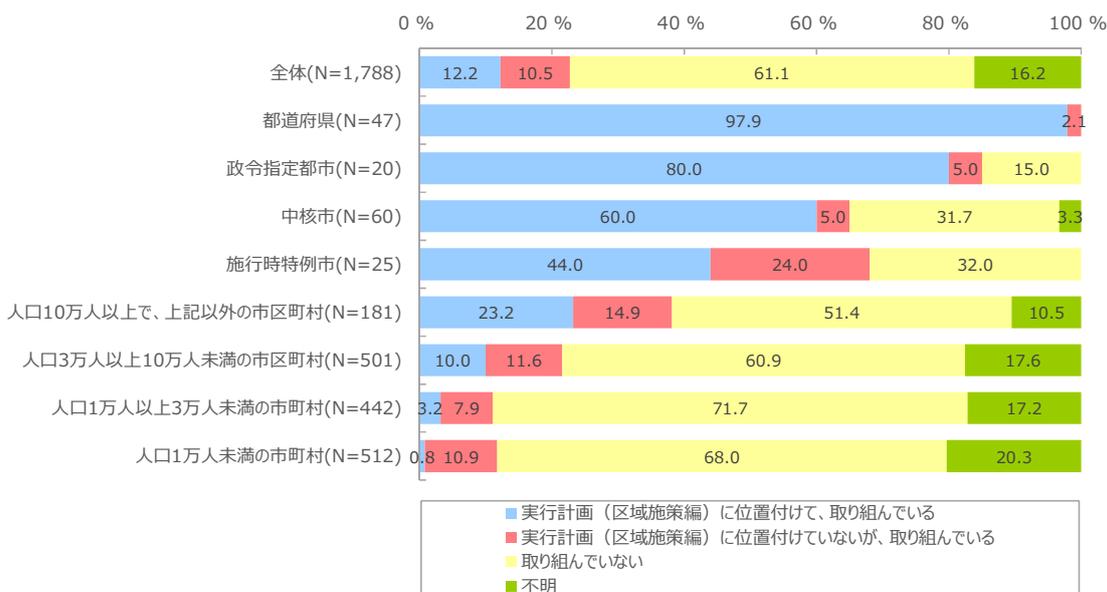


	編 に 組 ん で い る と 取 組 み を 取 組 む 取 組 み	い 編 に 組 ん で い る と 取 組 み を 取 組 む 取 組 み	取 り 組 ん で い ない	不 明	合 計	
全体						
	森林吸収源対策	173	186	1,093	289	1,741
	農地土壌炭素吸収源対策	25	45	1,324	347	1,741
	都市緑化等の推進	218	234	1,001	288	1,741
	その他	2	3	888	721	1,614
比率						
	森林吸収源対策(N=1,741)	9.9	10.7	62.8	16.6	
	農地土壌炭素吸収源対策(N=1,741)	1.4	2.6	76.0	19.9	
	都市緑化等の推進(N=1,741)	12.5	13.4	57.5	16.5	
	その他(N=1,614)	0.1	0.2	55.0	44.7	

①森林吸収源対策

都道府県・市町村（特別区含む。）において、「森林吸収源対策」を区域施策編に位置づけて取り組んでいる団体は全体の12.2%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 415 吸収源対策の取組状況①森林吸収源対策
【団体区別別】

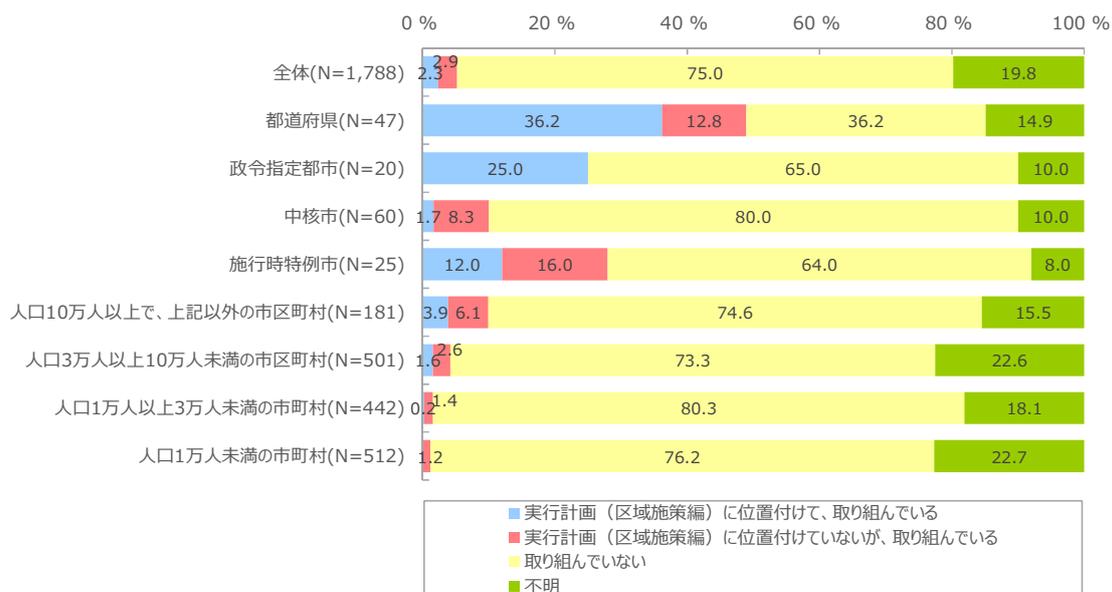


		編 り 組 ん で い る	編 が 、 取 り 組 ん で い る	取 り 組 ん で い な い	不 明	合 計
全体	全体	219	187	1,093	289	1,788
	都道府県	46	1	0	0	47
	政令指定都市	16	1	3	0	20
	中核市	36	3	19	2	60
	施行時特例市	11	6	8	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	42	27	93	19	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	50	58	305	88	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	14	35	317	76	442
	人口1万人未満の市町村	4	56	348	104	512
比率	全体(N=1,788)	12.2	10.5	61.1	16.2	
	都道府県(N=47)	97.9	2.1	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	80.0	5.0	15.0	0.0	
	中核市(N=60)	60.0	5.0	31.7	3.3	
	施行時特例市(N=25)	44.0	24.0	32.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	23.2	14.9	51.4	10.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	10.0	11.6	60.9	17.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	3.2	7.9	71.7	17.2	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	0.8	10.9	68.0	20.3	

②農地土壌炭素吸収源対策

都道府県・市町村（特別区含む。）において、「農地土壌炭素吸収源対策」を区域施策編に位置づけて取り組んでいる団体は全体の 2.3%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 416 吸収源対策の取組状況 ②農地土壌炭素吸収源対策
【団体区分別】

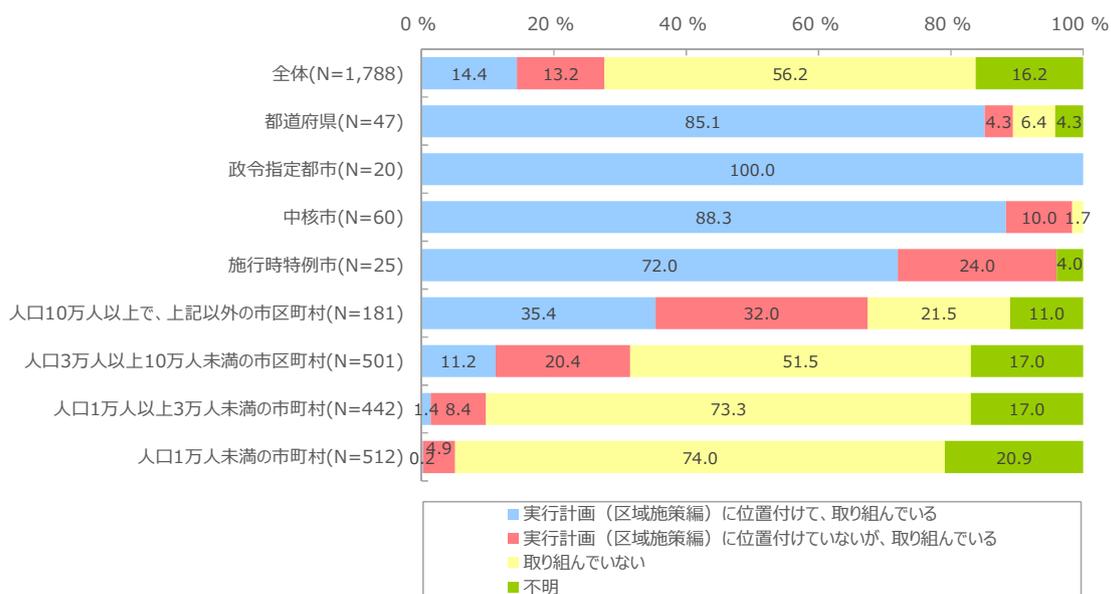


	編 り 組 ん で い る	編 が 、 取 り 組 ん で い る	取 り 組 ん で い な い	不 明	合 計
全体	42	51	1,341	354	1,788
都道府県	17	6	17	7	47
政令指定都市	5	0	13	2	20
中核市	1	5	48	6	60
施行時特例市	3	4	16	2	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	7	11	135	28	181
人口3万人以上10万人未満の市区町村	8	13	367	113	501
人口1万人以上3万人未満の市町村	1	6	355	80	442
人口1万人未満の市町村	0	6	390	116	512
比率					
全体(N=1,788)	2.3	2.9	75.0	19.8	
都道府県(N=47)	36.2	12.8	36.2	14.9	
政令指定都市(N=20)	25.0	0.0	65.0	10.0	
中核市(N=60)	1.7	8.3	80.0	10.0	
施行時特例市(N=25)	12.0	16.0	64.0	8.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	3.9	6.1	74.6	15.5	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	1.6	2.6	73.3	22.6	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	0.2	1.4	80.3	18.1	
人口1万人未満の市町村(N=512)	0.0	1.2	76.2	22.7	

③都市緑化等の推進

都道府県・市町村（特別区含む。）において、「都市緑化等の推進」を区域施策編に位置づけて取り組んでいる団体は全体の14.4%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 417 吸収源対策の取組状況 ③都市緑化等の推進
【団体区分別】



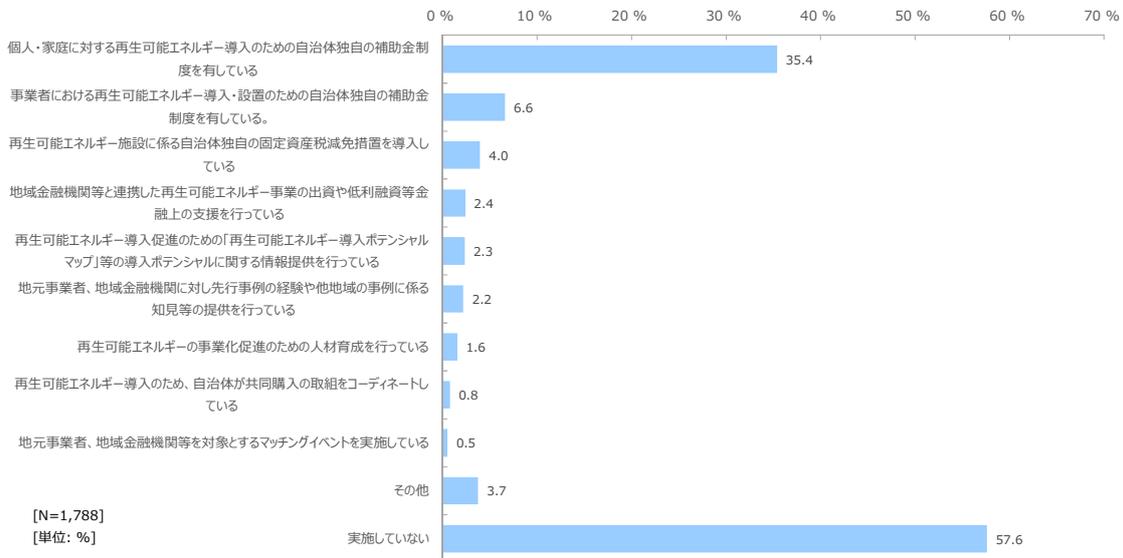
		編 り 組 ん で い る	編 が 、 取 り 組 ん で い る な い	取 り 組 ん で い な い	不 明	合 計
全体	全体	258	236	1,004	290	1,788
	都道府県	40	2	3	2	47
	政令指定都市	20	0	0	0	20
	中核市	53	6	1	0	60
	施行時特例市	18	6	0	1	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	64	58	39	20	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	56	102	258	85	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	6	37	324	75	442
	人口1万人未満の市町村	1	25	379	107	512
比率	全体(N=1,788)	14.4	13.2	56.2	16.2	
	都道府県(N=47)	85.1	4.3	6.4	4.3	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60)	88.3	10.0	1.7	0.0	
	施行時特例市(N=25)	72.0	24.0	0.0	4.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	35.4	32.0	21.5	11.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	11.2	20.4	51.5	17.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	1.4	8.4	73.3	17.0	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	0.2	4.9	74.0	20.9	

(5) 国の「地球温暖化対策計画」に基づく地方公共団体が講 ずべき措置等の取組状況 <Q2-5>

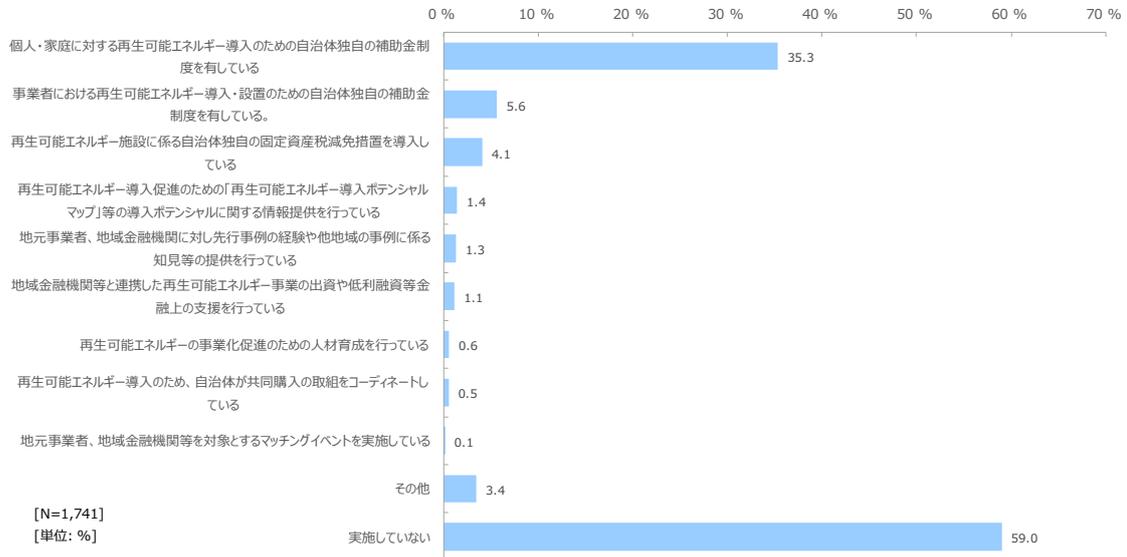
1) 再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組 <Q2-5(1)>

都道府県・市町村（特別区含む。）において、再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組について「個人・家庭に対する再生可能エネルギー導入のための自治体独自の補助金制度を有している。」と回答した団体は 35.4%、「事業者における再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度を有している。」と回答した団体は 6.6%である。

図表 418 再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに
関する取組



図表 419 再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組【基礎自治体】

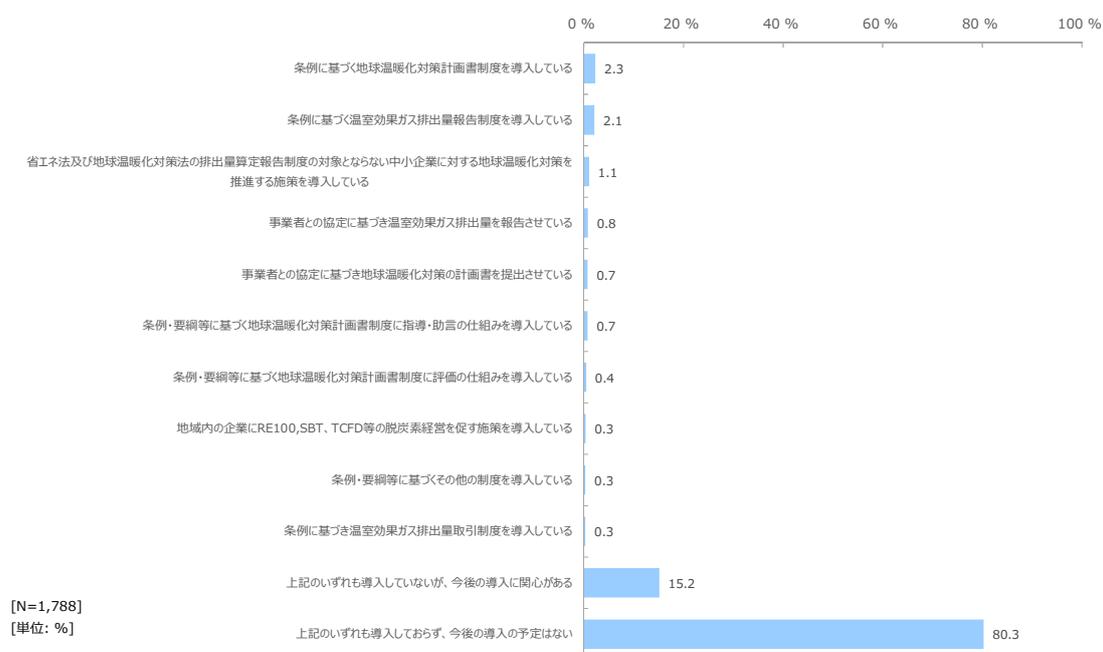


	地元事業者、地域金融機関等を対象とするマッチングイベントを実施している	地元事業者、地域金融機関に係る知見等の提供を行っている	事業者における再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度を有している。	個人・家庭に対する再生可能エネルギー導入のための自治体独自の補助金制度を有している	再生可能エネルギー施設に係る自治体独自の固定資産税減免措置を導入している	地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業の出資や低利融資等金融上の支援を行っている	再生可能エネルギーの事業化促進のための人材育成を行っている	再生可能エネルギー導入のため、自治体が共同購入の取組をコーディネートしている	再生可能エネルギー導入促進のための「再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ」等の導入ポテンシャルに関する情報提供を行っている	その他	実施していない	合計
全体	2	23	98	615	71	20	10	9	25	60	1,027	1,741
比率	0.1	1.3	5.6	35.3	4.1	1.1	0.6	0.5	1.4	3.4	59.0	

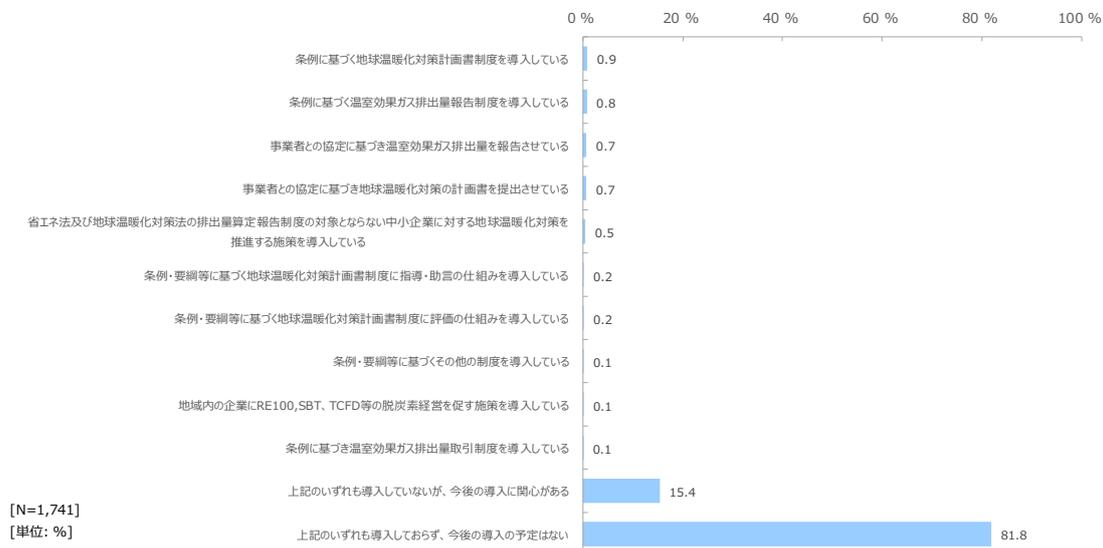
2) 事業者及び建築物を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況 <Q2-5(1)>

都道府県・市町村（特別区含む。）において、事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用を行っている団体の割合は、「条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している」（2.3%）、「条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を導入している」（2.1%）、「省エネ法及び地球温暖化対策法の排出量算定報告制度の対象とならない中小企業に対する地球温暖化対策を推進する施策を導入している」（1.1%）、「事業者との協定に基づき温室効果ガス排出量を報告させている」（0.8%）とまだ多くはない。ただし、現在は導入していないが「今後の導入に関心がある。」と回答した団体が全体の 15.2%（昨年度の 13.2%より 2%増加）あり、今後の普及が期待される。

図表 420 事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況



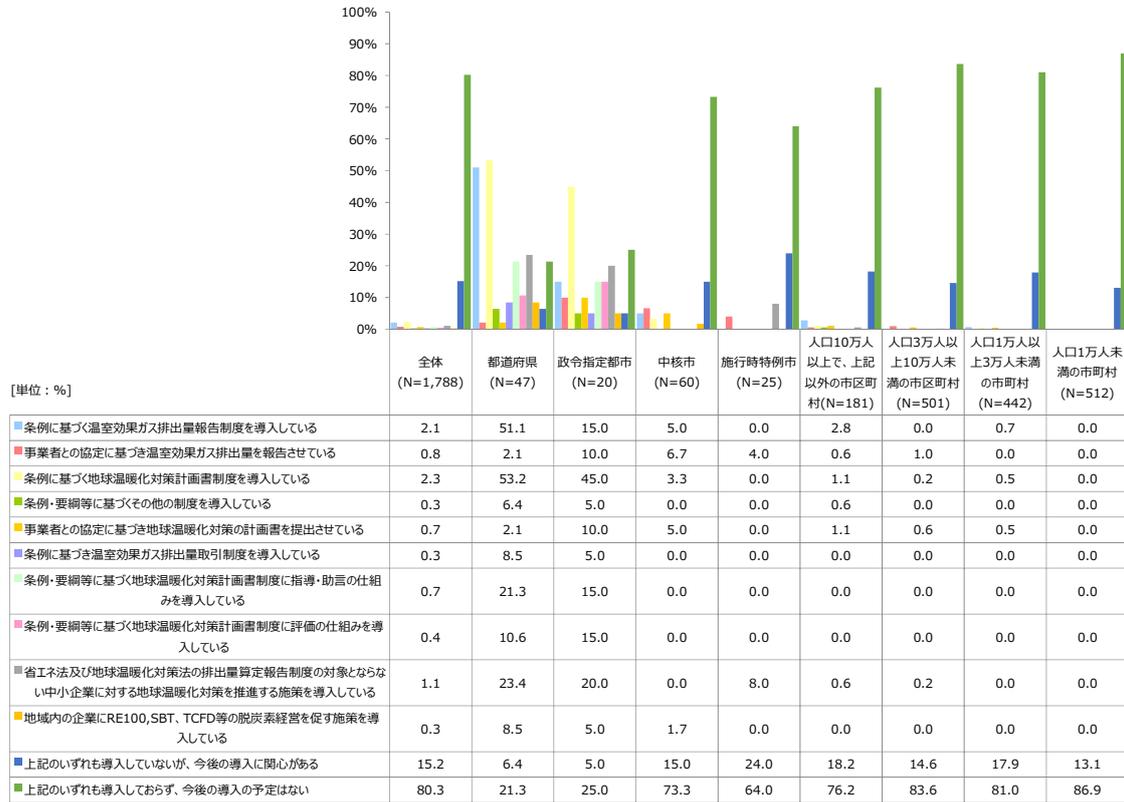
図表 421 事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況
【基礎自治体】



	条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を導入している	事業者との協定に基づき温室効果ガス排出量を報告させている	条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している	条例・要綱等に基づくその他の制度を導入している	事業者との協定に基づき地球温暖化対策の計画書を提出させている	条例に基づく温室効果ガス排出量取引制度を導入している	条例・要綱等に基づく地球温暖化対策計画書制度に指導・助言の仕組みを導入している	条例・要綱等に基づく地球温暖化対策計画書制度に評価の仕組みを導入している	条例・要綱等に基づくその他の制度を導入している	地域内の企業にRE100, SBT, TCFD等の脱炭素経営を促す施策を導入している	省工不法及び地球温暖化対策法の排出量算定報告制度の対象とならない中小企業に対する地球温暖化対策を推進する施策を導入している	上記のいずれも導入していないが、今後の導入に関心がある	上記のいずれも導入しておらず、今後の導入の予定はない	合計
全体	14	13	16	2	12	1	3	3	8	2	268	1,425	1,741	
比率	0.8	0.7	0.9	0.1	0.7	0.1	0.2	0.2	0.5	0.1	15.4	81.8		

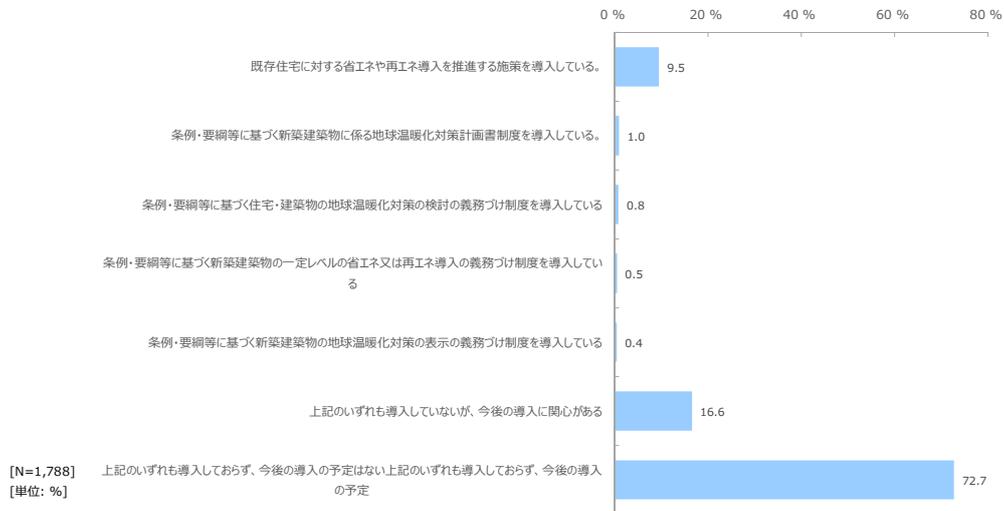
地方公共団体の区分別に見ると、事業者に対して報告を求める仕組みを導入している団体は、都道府県及び政令指定都市に多い。

図表 422 事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況
【団体区分別】

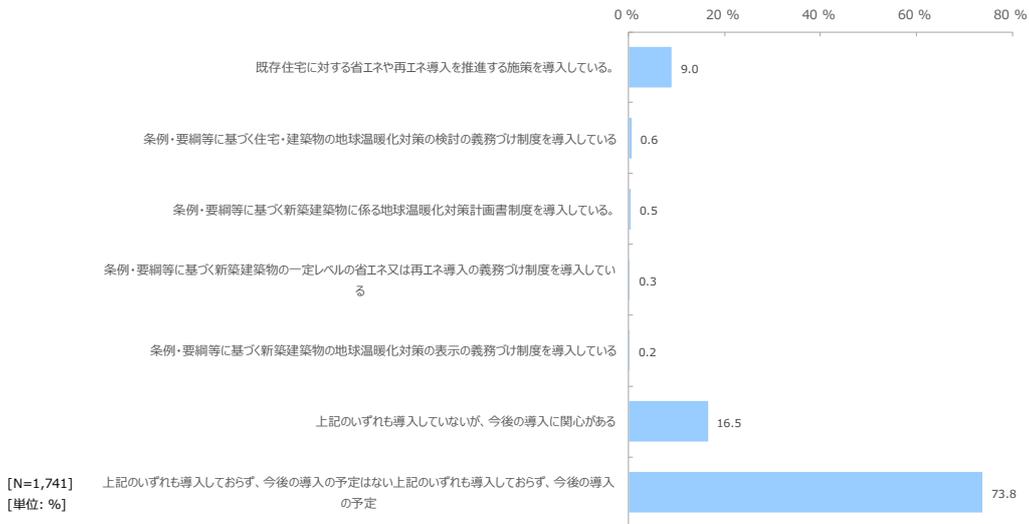


	条例に基づく温室効果ガス排出量報告	事業者との協定に基づき温室効果ガス排出量を報告させている	条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している	条例・要綱等に基づくその他の制度を導入している	事業者との協定に基づき地球温暖化対策の計画書を提出させている	条例に基づく温室効果ガス排出量取引	計画書・制度に指導・助言の仕組みを導入している	計画書・制度に評価の仕組みを導入している	企業にRE100、SBT、TCFD等の脱炭素経営を促す施策を導入している	省エネ法及び地球温暖化対策法の排出量算定報告制度の対象とならない中小企業に対する地球温暖化対策を推進する施策を導入している	地域内の企業にRE100、SBT、TCFD等の脱炭素経営を促す施策を導入している	上記のいずれも導入していないが、今後の導入に関心がある	上記のいずれも導入しておらず、今後の導入の予定はない	合計
回答数	38	14	41	5	13	5	13	8	19	6	271	1,435	1,788	
	24	1	25	3	1	4	10	5	11	4	3	10	47	
	3	2	9	1	2	1	3	3	4	1	1	5	20	
	3	4	2	0	3	0	0	0	0	1	9	44	60	
	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	6	16	25	
	5	1	2	1	2	0	0	0	1	0	33	138	181	
	0	5	1	0	3	0	0	0	1	0	73	419	501	
	3	0	2	0	2	0	0	0	0	0	79	358	442	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67	445	512	
比率 (%)	2.1	0.8	2.3	0.3	0.7	0.3	0.7	0.4	1.1	0.3	15.2	80.3		
	51.1	2.1	53.2	6.4	2.1	8.5	21.3	10.6	23.4	8.5	6.4	21.3		
	15.0	10.0	45.0	5.0	10.0	5.0	15.0	15.0	20.0	5.0	5.0	25.0		
	5.0	6.7	3.3	0.0	5.0	0.0	0.0	0.0	1.7	15.0	73.3			
	0.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.0	0.0	24.0	64.0		
	2.8	0.6	1.1	0.6	1.1	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	18.2	76.2		
	0.0	1.0	0.2	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	14.6	83.6		
	0.7	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	17.9	81.0		
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.1	86.9		

図表 423 建築物を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況

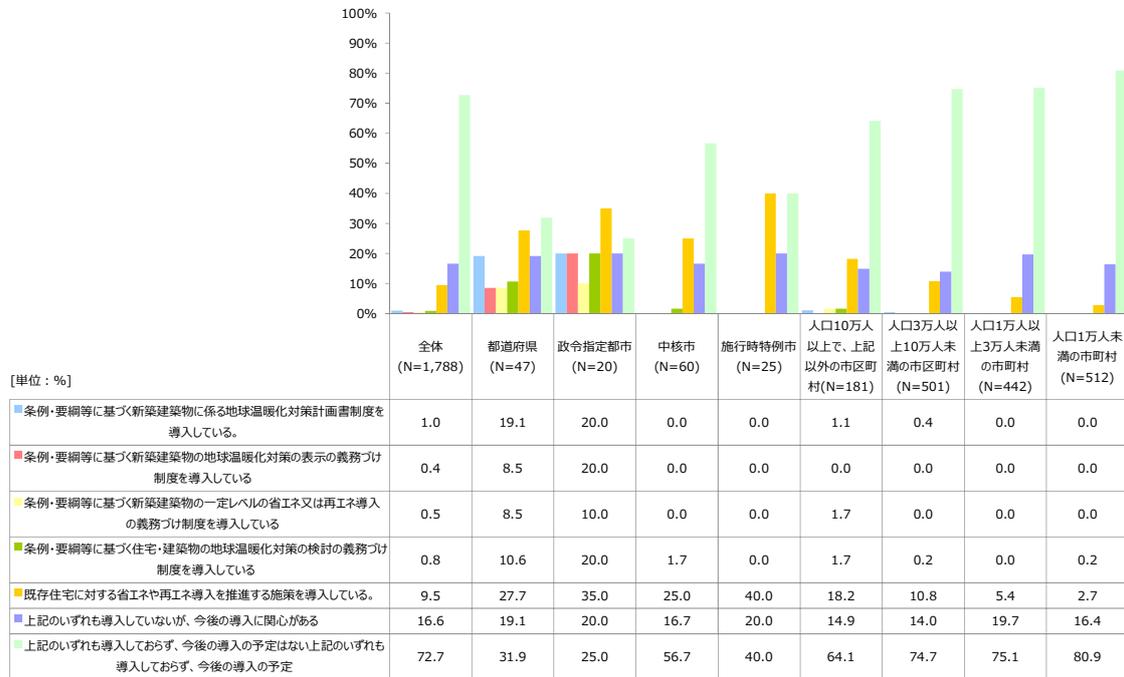


図表 424 建築物を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況
【基礎自治体】



	地球温暖化対策等に基づく計画書制度を建築物に導入している	条例・要綱等に基づいて義務づけ建築物の導入	条例・要綱等に基づく新築建築物の義務づけ	レベル・要綱等に基づく再エネ導入の義務づけ	地球温暖化対策の検討の義務づけ建築物の導入	地球温暖化対策等に基づく住宅・建築物の導入	既存住宅に対する施策を導入している	上記のいずれも導入していないが、今後の導入に関心がある	導入の予定はない上記のいずれも導入しておらず、今後の導入の予定	合計
全体	8	4	5	10	157	287	1,285	1,741		
比率	0.5	0.2	0.3	0.6	9.0	16.5	73.8			

図表 425 建築物を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況
【団体区分別】

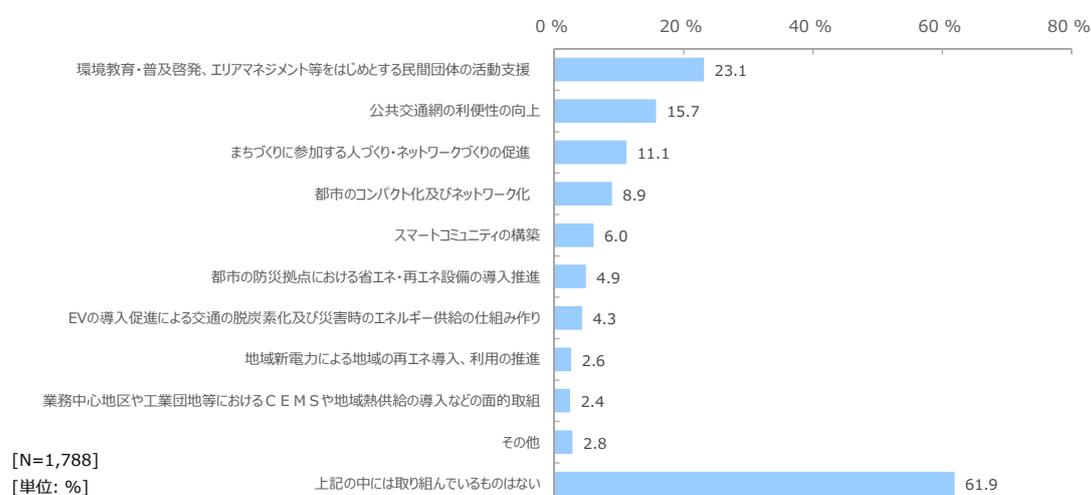


回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	合計
比率 (%)	全体(N=1,788)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=60)	施行時特例市(N=25)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	人口1万人未満の市町村(N=512)	
	17	9	4	0	0	2	0	0	0	1,300
	8	4	4	0	0	0	0	0	0	1,000
	9	4	4	0	0	0	0	0	0	1,000
	15	5	4	1	0	3	1	1	1	1,300
	170	13	7	15	10	33	54	24	14	1,300
	296	9	4	10	5	27	70	87	84	1,300
	1,300	15	5	34	10	116	374	332	414	1,300
	1,788	47	20	60	25	181	501	442	512	1,788
	1.0	19.1	20.0	0.0	0.0	1.1	0.4	0.0	0.0	
	0.4	8.5	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	0.5	8.5	10.0	0.0	0.0	1.7	0.0	0.0	0.0	
	0.8	10.6	20.0	1.7	0.0	1.7	0.2	0.0	0.2	
	9.5	27.7	35.0	25.0	40.0	18.2	10.8	5.4	2.7	
	16.6	19.1	20.0	16.7	20.0	14.9	14.0	19.7	16.4	
	72.7	31.9	25.0	56.7	40.0	64.1	74.7	75.1	80.9	

3) 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるもの <Q2-5(2)>

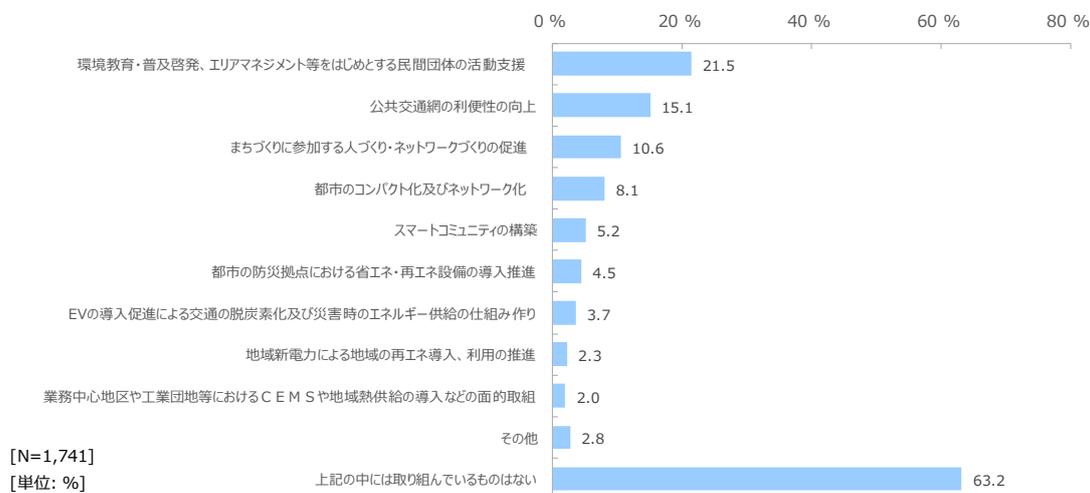
都道府県・市町村（特別区含む。）において、地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりのために取り組んでいるものとしては、「環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援」（23.1%）が最も多く、「公共交通網の利便性の向上」（15.7%）、「まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進」（11.1%）と続く。

図表 426 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるもの



	業務中心地区や工業団地等におけるC E M Sや地域熱供給の面的取組	都市のコンパクト化及びネットワーク化	公共交通網の利便性の向上	都市の防災拠点における省エネ・再エネ設備の導入推進	地域新電力による地域の再エネ導入、利用の推進	スマートコミュニティの構築	EVの導入促進による交通の脱炭素化及び災害時のエネルギー供給の仕組み作り	まちづくりに参加する人づくりの促進	環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援	その他	上記の中には取り組んでいるものはない	合計
全体	43	159	281	87	46	108	76	199	413	50	1,106	1,788
比率 (%)	2.4	8.9	15.7	4.9	2.6	6.0	4.3	11.1	23.1	2.8	61.9	

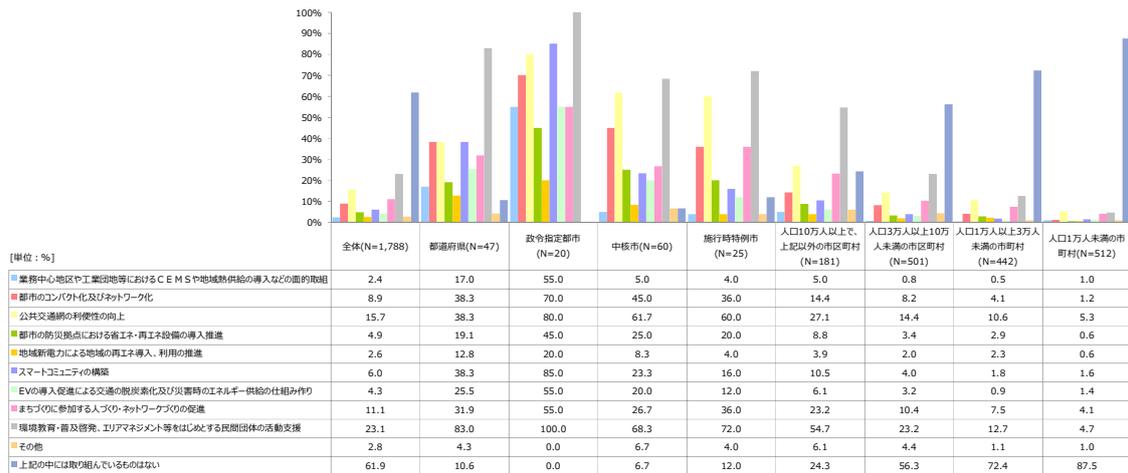
図表 427 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるもの【基礎自治体】



	業務中心地区や工業団地等におけるC E M Sや地域熱供給の導入などの面的取組	都市のコンパクト化及びネットワーク化	公共交通網の利便性の向上	都市の防災拠点における省エネ・再エネ設備の導入推進	地域新電力による地域の再エネ導入、利用の推進	スマートコミュニティの構築	脱炭素化及び災害時のエネルギー供給の仕組み作り	EVの導入促進による交通の脱炭素化及び災害時のエネルギー供給の仕組み作り	まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進	環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援	その他	上記の中には取り組んでいるものはない	合計
全体	35	141	263	78	40	90	64	184	374	48	1,101	1,741	
比率 (%)	2.0	8.1	15.1	4.5	2.3	5.2	3.7	10.6	21.5	2.8	63.2		

地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体の多くが、地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりのために何らかの取組を行っている。政令指定都市は他の区分に比べて「スマートコミュニティの構築」に取り組んでいる団体の割合が高い点が特徴的である。

図表 428 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるもの【団体区分別】



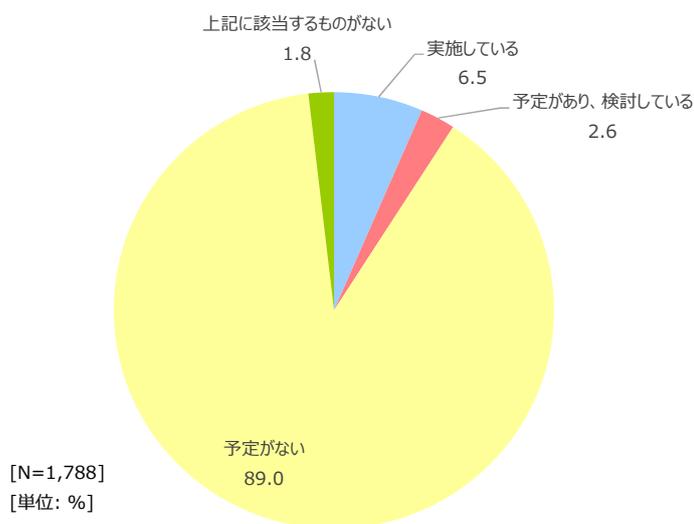
		域等業 熱に務 供給中 心地区 的取組 の地域 的な面 面	都 市 ネ ツ コ ン パ ク ト 化 及 び	公 共 交 通 網 の 利 便 性 の 向	省 都 工 市 ネ の 防 災 推 進 に 関 する	再 地 工 域 新 電 力 に 利 用 さ れる 地 域 推 進 の	ス マ ー ト コ ミ ュ ニ テ ィ の 構 築	の 通 工 エ ネ ル の 脱 炭 素 化 に 関 する 取 組 の 進 捗	づ ま く ち づ く り の 促 進 に 関 する 取 組 の 進 捗	じ り 環 境 教 育 と ま ち づ く り の 促 進 に 関 する 取 組 の 進 捗	そ の 他	上 記 の 中 に は 取 組 ま れ て い る も の の 数	合 計
回答数	全体	43	159	281	87	46	108	76	199	413	50	1,106	1,788
	都道府県	8	18	18	9	6	18	12	15	39	2	5	47
	政令指定都市	11	14	16	9	4	17	11	11	20	0	0	20
	中核市	3	27	37	15	5	14	12	16	41	4	4	60
	施行時特例市	1	9	15	5	1	4	3	9	18	1	3	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	9	26	49	16	7	19	11	42	99	11	44	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	41	72	17	10	20	16	52	116	22	282	501
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	2	18	47	13	10	8	4	33	56	5	320	442
	人口1万人未満の市区町村	5	6	27	3	3	8	7	21	24	5	448	512
比率(%)	全体(N=1,788)	2.4	8.9	15.7	4.9	2.6	6.0	4.3	11.1	23.1	2.8	61.9	
	都道府県(N=47)	17.0	38.3	38.3	19.1	12.8	38.3	25.5	31.9	83.0	4.3	10.6	
	政令指定都市(N=20)	55.0	70.0	80.0	45.0	20.0	85.0	55.0	55.0	100.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60)	5.0	45.0	61.7	25.0	8.3	23.3	20.0	26.7	68.3	6.7	6.7	
	施行時特例市(N=25)	4.0	36.0	60.0	20.0	4.0	16.0	12.0	36.0	72.0	4.0	12.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	5.0	14.4	27.1	8.8	3.9	10.5	6.1	23.2	54.7	6.1	24.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	0.8	8.2	14.4	3.4	2.0	4.0	3.2	10.4	23.2	4.4	56.3	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=442)	0.5	4.1	10.6	2.9	2.3	1.8	0.9	7.5	12.7	1.1	72.4	
	人口1万人未満の市区町村(N=512)	1.0	1.2	5.3	0.6	0.6	1.6	1.4	4.1	4.7	1.0	87.5	

4) 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する
 施策や事業 <Q2-5(3)>

①取組状況

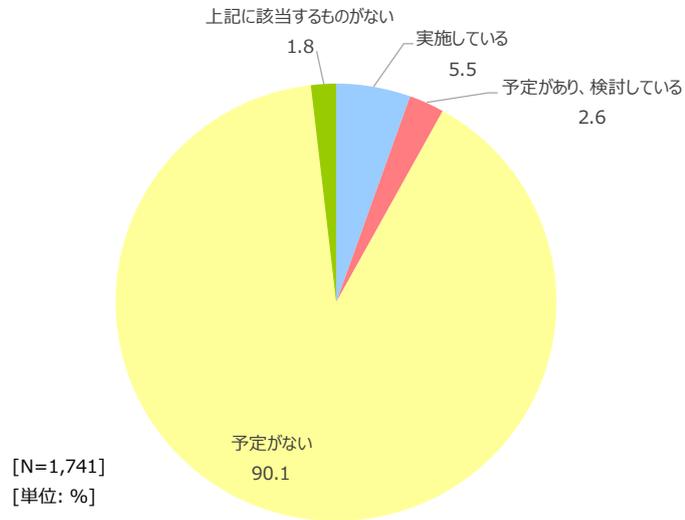
都道府県・市町村（特別区含む。）で、他の地方公共団体との広域的な協調・
 連携による地球温暖化対策に資する施策や事業を「実施している。」と回答した
 団体は 6.5%、「予定があり、検討している。」と回答した団体は 2.6%である。

図表 429 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に
 資する施策や事業の取組状況



	実 施 し て い る	検 討 し て あ い る 、 予 定 が あ い る	予 定 が な い	上 記 の に 該 当 し な い	合 計
全体	117	46	1,592	33	1,788
比率 (%)	6.5	2.6	89.0	1.8	

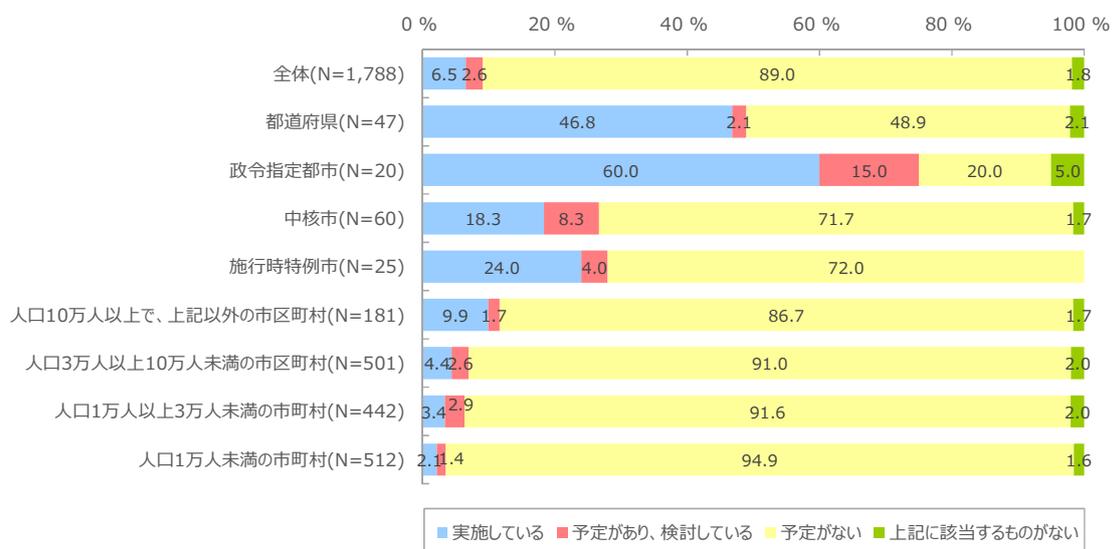
図表 430 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の取組状況【基礎自治体】



	実施している	検討があり、予定している	予定がない	上記に該当するものがない	合計
全体	95	45	1,569	32	1,741
比率 (%)	5.5	2.6	90.1	1.8	

地方公共団体の区分別に見ると、他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業を実施している団体の割合が高いのは都道府県及び政令指定都市である。

図表 431 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の取組状況【団体区分別】

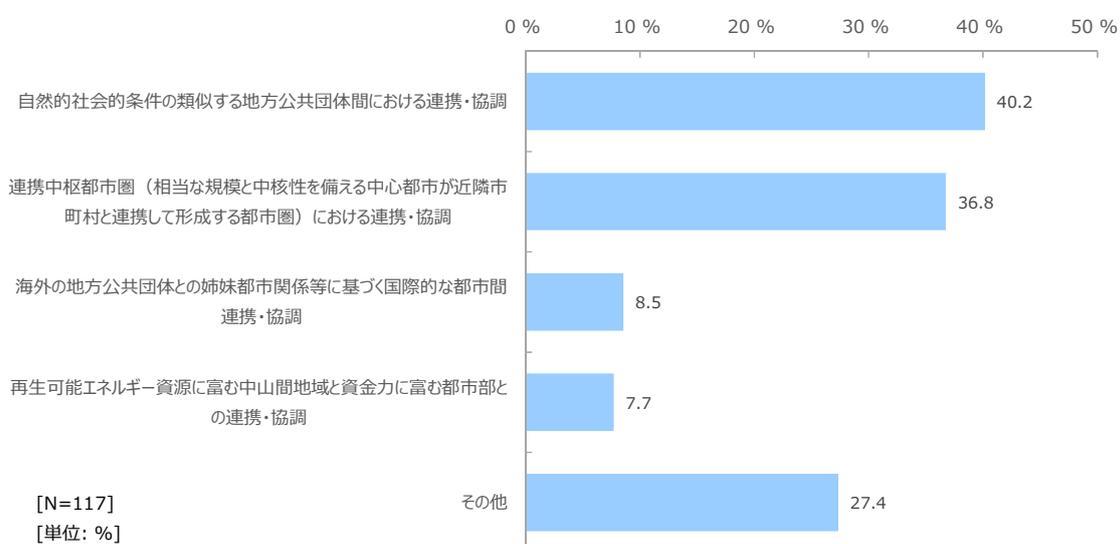


		実施している	検討があり、予定している	予定がない	上記に該当しない	合計
全体	全体	117	46	1,592	33	1,788
	都道府県	22	1	23	1	47
	政令指定都市	12	3	4	1	20
	中核市	11	5	43	1	60
	施行時特例市	6	1	18	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	18	3	157	3	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	22	13	456	10	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	15	13	405	9	442
	人口1万人未満の市町村	11	7	486	8	512
比率	全体(N=1,788)	6.5	2.6	89.0	1.8	
	都道府県(N=47)	46.8	2.1	48.9	2.1	
	政令指定都市(N=20)	60.0	15.0	20.0	5.0	
	中核市(N=60)	18.3	8.3	71.7	1.7	
	施行時特例市(N=25)	24.0	4.0	72.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	9.9	1.7	86.7	1.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	4.4	2.6	91.0	2.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	3.4	2.9	91.6	2.0	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	2.1	1.4	94.9	1.6	

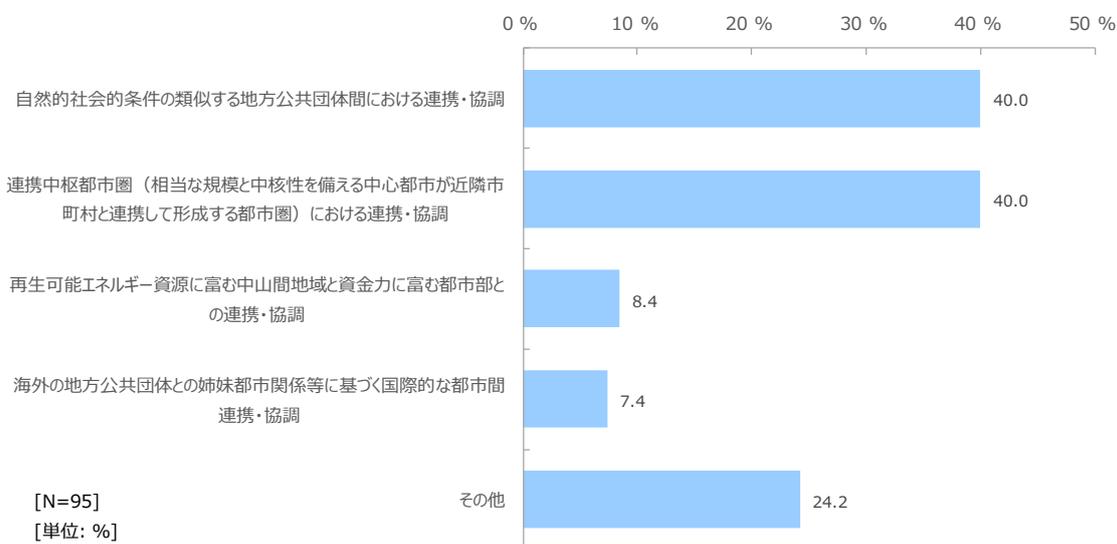
②取組内容

都道府県・市町村（特別区含む。）で、他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業に取り組んでいると回答した団体の取組内容としては、「自然的社会的条件の類似する地方公共団体間における連携・協調」（40.2%）が最も多く、これに「連携中枢都市圏（相当な規模と中核性を備える中心都市が近隣市町村と連携して形成する都市圏）における連携・協調」（36.8%）が続く。

図表 432 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の内容

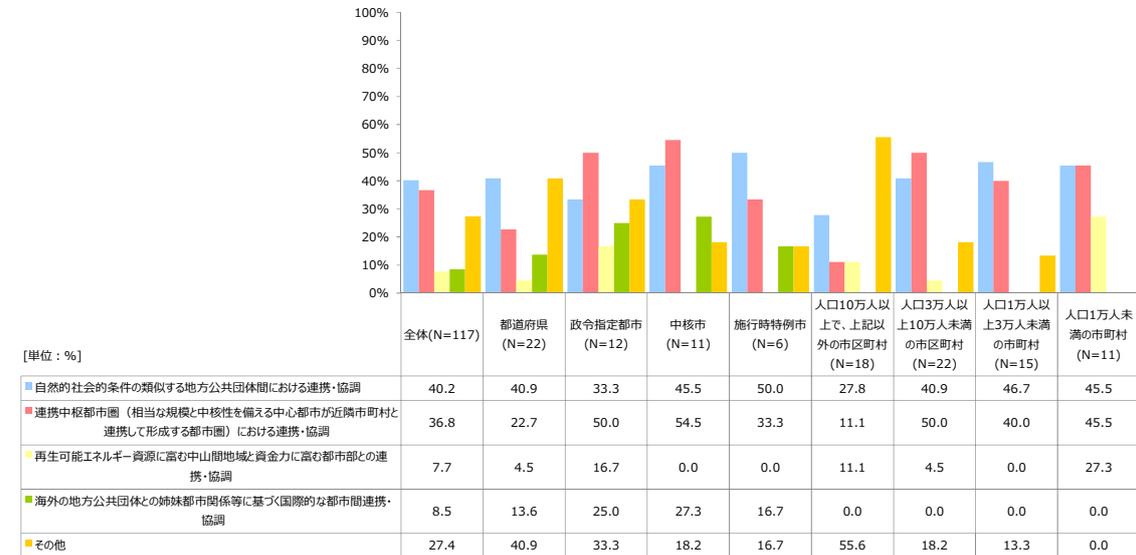


図表 433 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の内容【基礎自治体】



	自然的社会的条件の類似する地方公共団体間における連携・協調	連携中枢都市圏（相当な規模と中核性を備える中心都市が近隣市町村と連携して形成する都市圏）における連携・協調	再生可能エネルギー資源に富む都市部との連携・中山間地域	海外に基づく地方公共団体との姉妹都市関係等	その他	合計
全体	38	38	8	7	23	95
比率	40.0	40.0	8.4	7.4	24.2	

図表 434 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の内容【団体区分別】

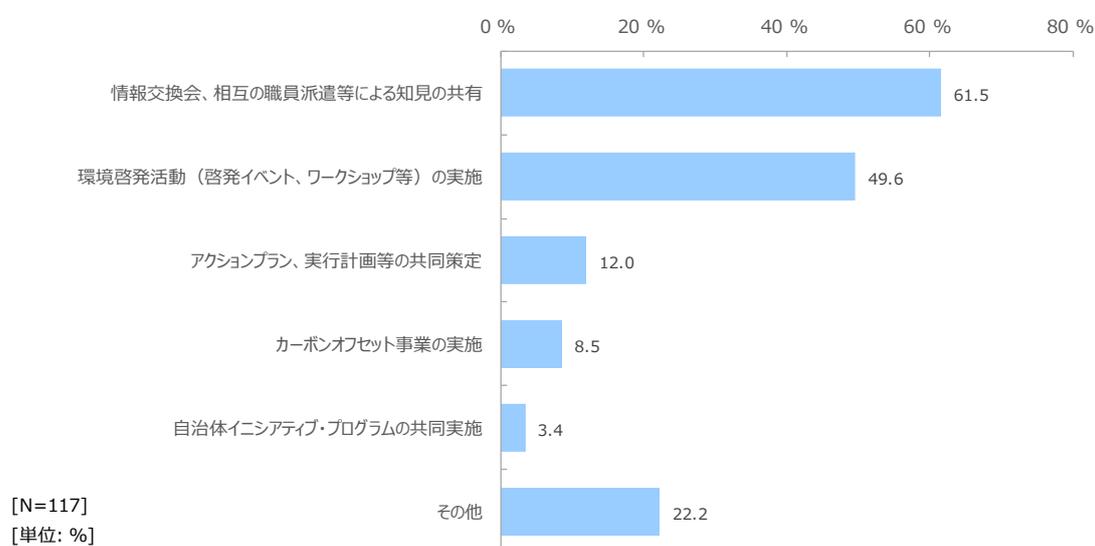


		自然的社会的条件の類似する地方公共団体間における連携・協調	連携中核都市圏（相当な規模と中核性を備える中心都市が近隣市町村と連携して形成する都市圏）における連携・協調	再生可能エネルギー資源に富む都市部との連携・中山間地域	海外の地方公共団体との姉妹都市関係等に基づく国際的な都市間連携・協調	その他	合計
回答数	全体	47	43	9	10	32	117
	都道府県	9	5	1	3	9	22
	政令指定都市	4	6	2	3	4	12
	中核市	5	6	0	3	2	11
	施行時特例市	3	2	0	1	1	6
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	2	2	0	10	18
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	11	1	0	4	22
	人口1万人以上3万人未満の市町村	7	6	0	0	2	15
	人口1万人未満の市町村	5	5	3	0	0	11
比率 (%)	全体(N=117)	40.2	36.8	7.7	8.5	27.4	
	都道府県(N=22)	40.9	22.7	4.5	13.6	40.9	
	政令指定都市(N=12)	33.3	50.0	16.7	25.0	33.3	
	中核市(N=11)	45.5	54.5	0.0	27.3	18.2	
	施行時特例市(N=6)	50.0	33.3	0.0	16.7	16.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=18)	27.8	11.1	11.1	0.0	55.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=22)	40.9	50.0	4.5	0.0	18.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=15)	46.7	40.0	0.0	0.0	13.3	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	45.5	45.5	27.3	0.0	0.0	

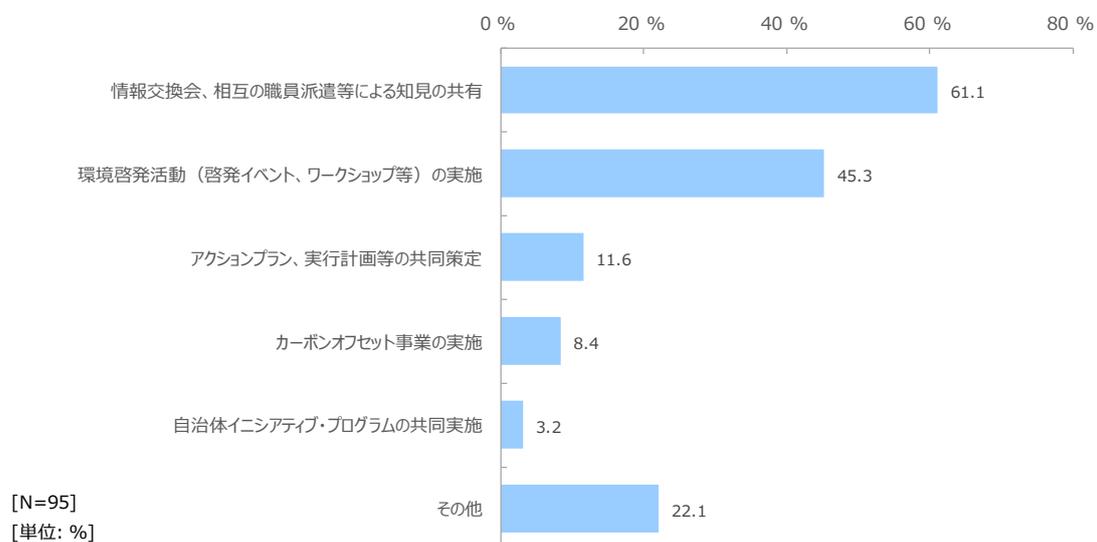
③具体的な連携・協調内容

都道府県・市町村（特別区含む。）で、他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業に取り組んでいると回答した団体の具体的な連携・協調内容としては、「情報交換会、相互の職員派遣等による知見の共有」（61.5%）が最も多く、これに「環境啓発活動の実施」（49.6%）が続く。

図表 435 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の具体的な連携・協調内容

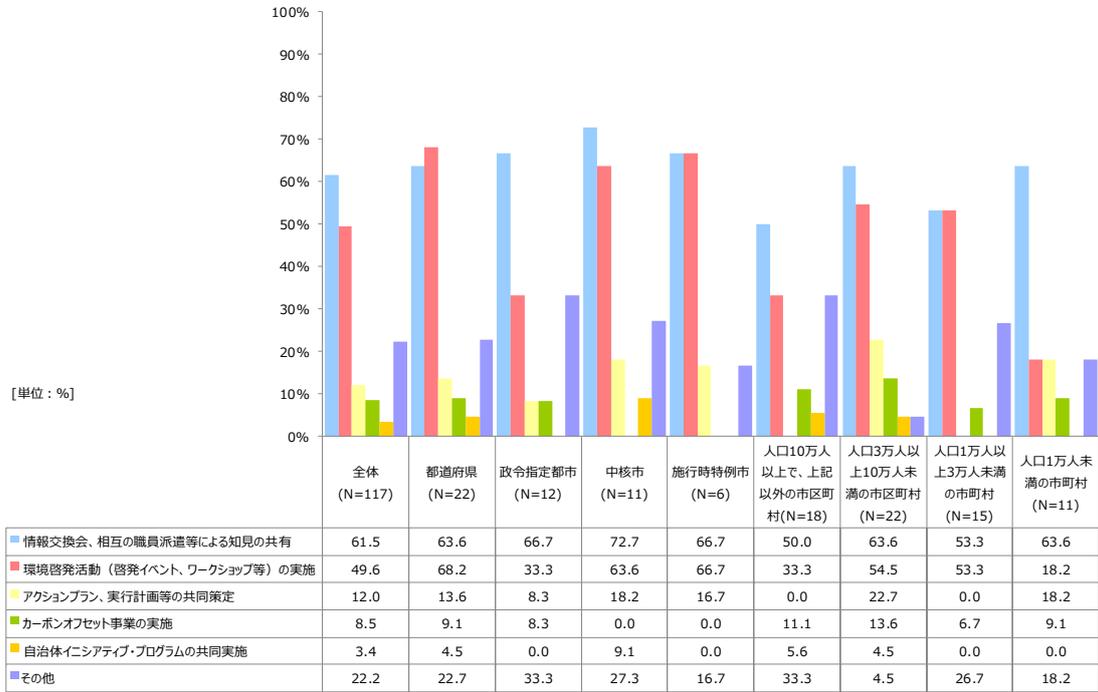


図表 436 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の具体的な連携・協調内容【基礎自治体】



	情報交換会、相互の職員派遣等による知見の共有	環境啓発活動（啓発イベント、ワークショップ等）の実施	アクションプラン、実行計画等の共同策定	カーボンオフセット事業の実施	自治体イニシアティブ・プログラムの共同実施	その他	合計
全体	58	43	11	8	3	21	95
比率	61.1	45.3	11.6	8.4	3.2	22.1	

図表 437 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の具体的な連携・協調内容【団体区分別】



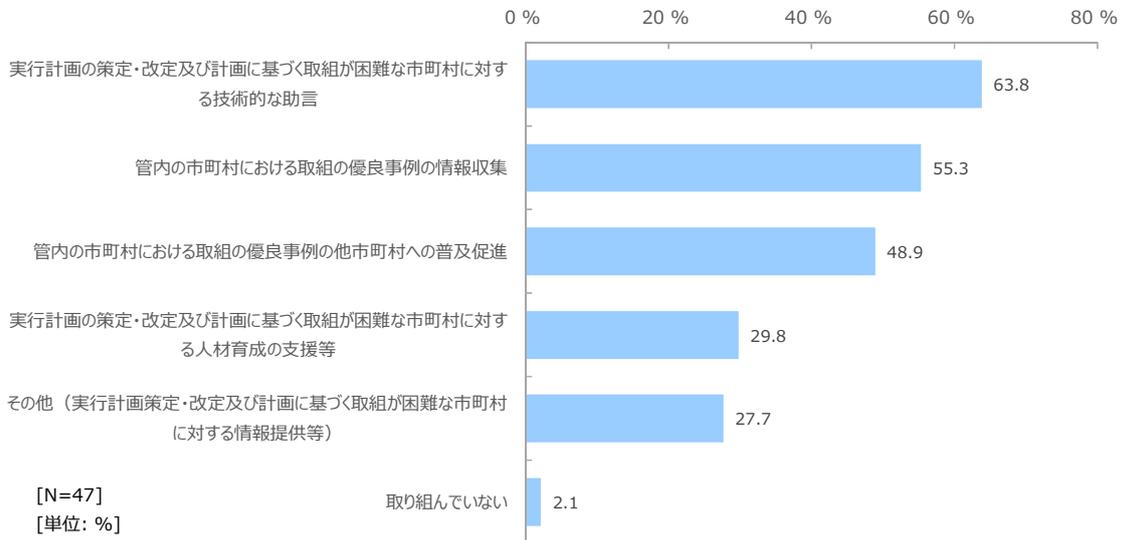
回答数	情報交換会、相互の職員派遣等による知見の共有	環境啓発活動（啓発イベント、ワークショップ等）の実施	アクションプラン、実行計画等の共同策定	カーボンオフセット事業の実施	自治体イニシアティブ・プログラムの共同実施	その他	合計
全体(N=117)	72	58	14	10	4	26	117
都道府県(N=22)	14	15	3	2	1	5	22
政令指定都市(N=12)	8	4	1	1	0	4	12
中核市(N=11)	8	7	2	0	1	3	11
施行時特別市(N=6)	4	4	1	0	0	1	6
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=18)	9	6	0	2	1	6	18
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=22)	14	12	5	3	1	1	22
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=15)	8	8	0	1	0	4	15
人口1万人未満の市町村(N=11)	7	2	2	1	0	2	11
比率 (%)							
全体(N=117)	61.5	49.6	12.0	8.5	3.4	22.2	
都道府県(N=22)	63.6	68.2	13.6	9.1	4.5	22.7	
政令指定都市(N=12)	66.7	33.3	8.3	8.3	0.0	33.3	
中核市(N=11)	72.7	63.6	18.2	0.0	9.1	27.3	
施行時特別市(N=6)	66.7	66.7	16.7	0.0	0.0	16.7	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=18)	50.0	33.3	0.0	11.1	5.6	33.3	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=22)	63.6	54.5	22.7	13.6	4.5	4.5	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=15)	53.3	53.3	0.0	6.7	0.0	26.7	
人口1万人未満の市町村(N=11)	63.6	18.2	18.2	9.1	0.0	18.2	

(6) 地方公共団体が講ずべき措置のうち「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるもの <Q2-6>

1) 「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの <Q2-6(1)>

都道府県において、「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるものとしては、「実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言」(63.8%)が最も多く、「管内の市町村における取組の優良事例の情報収集」(55.3%)、「管内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進」(48.9%)と続く。

図表 438 「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの

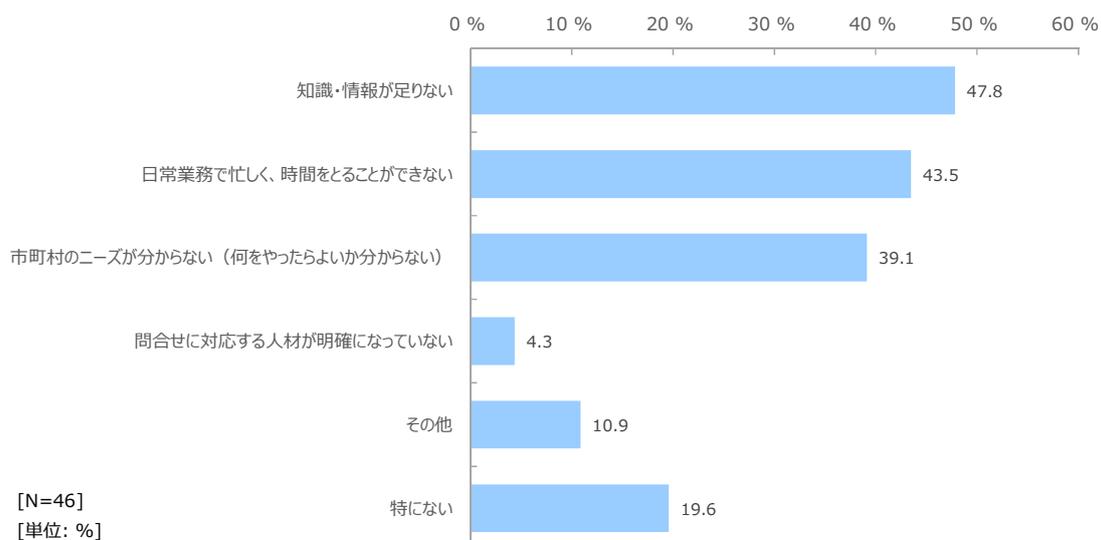


	管内の市町村における取組の優良事例の情報収集	管内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進	管内の市町村における取組が困難な市町村に対する技術的な助言	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等	その他（実行計画策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する情報提供等）	取り組んでいない	合計
全体	26	23	30	14	13	1	47
比率 (%)	55.3	48.9	63.8	29.8	27.7	2.1	

2) 市町村に対する支援を行う際の課題 <Q2-6(2)>

市町村（特別区含む。）に対する支援を行っているとは回答した都道府県において、支援を行う際の課題としては、「知識・情報が足りない」（47.8%）が最も多く、「日常業務で忙しく、時間をとることができない」（43.5%）、「市町村のニーズが分からない（何をやったらよいか分からない）」（39.1%）、と続く。

図表 439 市町村に対する支援を行う際の課題



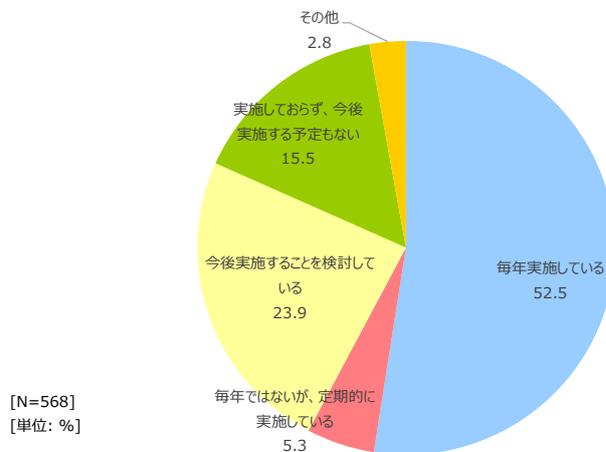
	日常業務で忙しく、時間をとることができない	知識・情報が足りない	問合せに対応する人材が明確になっていない	市町村のニーズが分からない（何をやたらよいか分からない）	その他	特にない	合計
全体	20	22	2	18	5	9	46
比率 (%)	43.5	47.8	4.3	39.1	10.9	19.6	

(7) 実行計画（区域施策編）の点検の実施状況 <Q2-7>

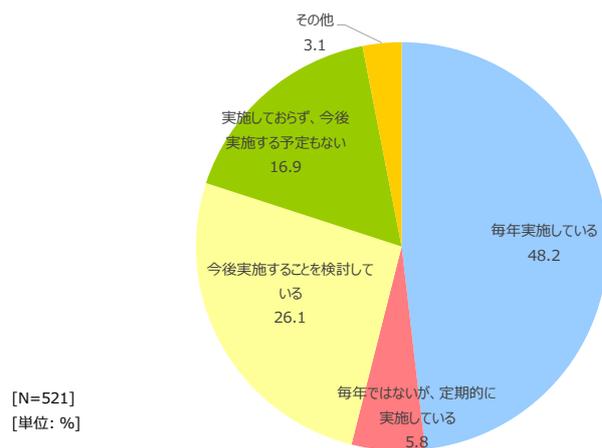
1) 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握 <Q2-7(1)>

区域施策編を策定済みの団体における点検の実施状況は、「毎年実施している。」団体が 52.5%と過半数を超えている。「毎年ではないが、定期的実施している。」団体（5.3%）を合わせ、約 60%の団体が点検を実施している。

図表 440 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握



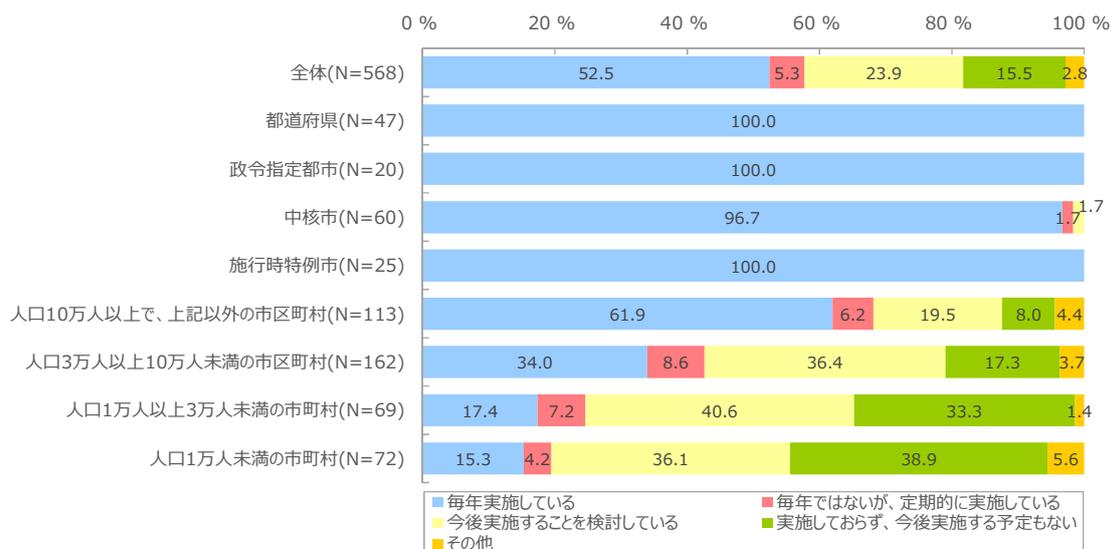
図表 441 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握【基礎自治体】



	毎年実施している	毎年ではないが、定期的実施している	今後実施することを検討している	実施しておらず、今後実施する予定もない	その他	合計
全体	251	30	136	88	16	521
比率	48.2	5.8	26.1	16.9	3.1	

地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体では90%以上が「毎年実施している。」と回答している。一方、それ以外の市町村（特別区含む。）では、人口規模が小さくなるほど、「毎年実施している。」と回答した団体の割合は低下する。

図表 442 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握【団体区分別】

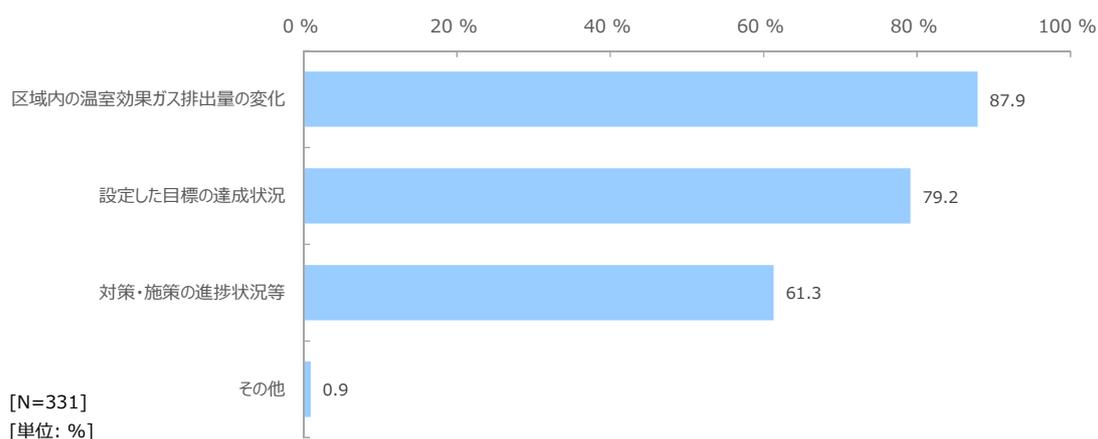


		毎年実施している	毎年ではないが、定期的	今後実施することを検討している	実施しておらず、今後	その他	合計
全体	全体	298	30	136	88	16	568
	都道府県	47	0	0	0	0	47
	政令指定都市	20	0	0	0	0	20
	中核市	58	1	1	0	0	60
	施行時特例市	25	0	0	0	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	70	7	22	9	5	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	55	14	59	28	6	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	12	5	28	23	1	69
	人口1万人未満の市町村	11	3	26	28	4	72
比率	全体(N=568)	52.5	5.3	23.9	15.5	2.8	
	都道府県(N=47)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60)	96.7	1.7	1.7	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=25)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	61.9	6.2	19.5	8.0	4.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	34.0	8.6	36.4	17.3	3.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	17.4	7.2	40.6	33.3	1.4	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	15.3	4.2	36.1	38.9	5.6	

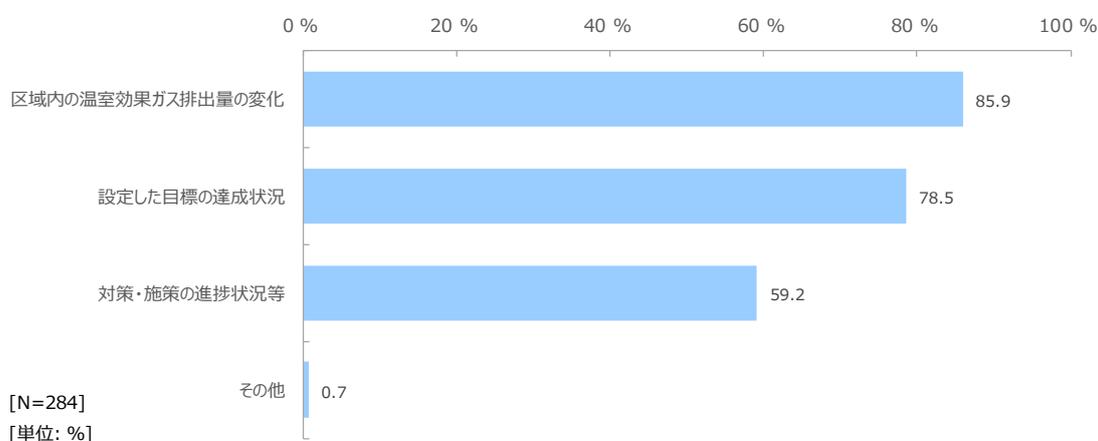
2) 区域施策編の進捗評価の対象 <Q2-7(2)>

区域施策編の進捗評価を行っている団体において、進捗評価の対象としては、「区域内の温室効果ガス排出量の変化」(87.9%)が最も多く、「設定した目標の達成状況」(79.2%)、「対策・施策の進捗状況等」(61.3%)と続く。

図表 443 区域施策編の進捗評価の対象



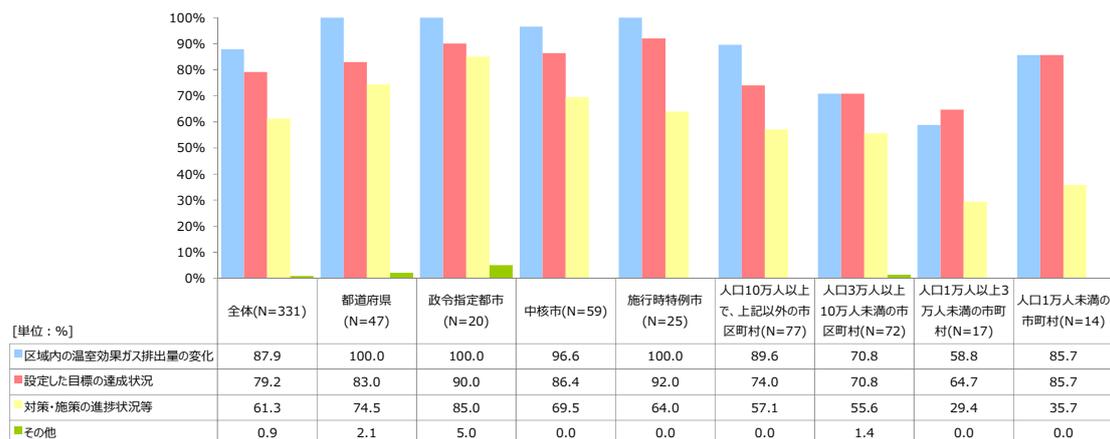
図表 444 区域施策編の進捗評価の対象【基礎自治体】



	区域内の温室効果ガス排出量の変化	設定した目標の達成状況	対策・施策の進捗状況等	その他	合計
全体	244	223	168	2	284
比率	85.9	78.5	59.2	0.7	

地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体のほとんどが「区域内の温室効果ガス排出量の変化」を進捗評価の対象としている。一方、「対策・施策の進捗状況等」を進捗評価の対象としていると回答した割合は、政令指定都市が最も多い。

図表 445 区域施策編の進捗評価の対象【団体区分別】

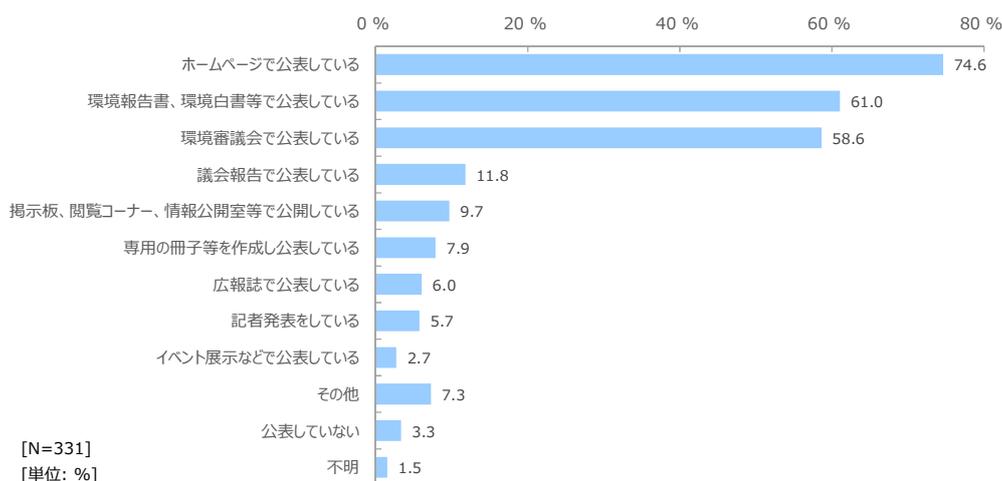


		区域 内 の 温 室 ガ ス 排 出 量 の 変 化	設 定 し た 目 標 の 達 成 状 況	対 策 ・ 施 策 の 進 捗 状 況 等	そ の 他	合 計
回答数	全体	291	262	203	3	331
	都道府県	47	39	35	1	47
	政令指定都市	20	18	17	1	20
	中核市	57	51	41	0	59
	施行時特例市	25	23	16	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	69	57	44	0	77
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	51	51	40	1	72
	人口1万人以上3万人未満の市町村	10	11	5	0	17
人口1万人未満の市町村	12	12	5	0	14	
比率 (%)	全体(N=331)	87.9	79.2	61.3	0.9	
	都道府県(N=47)	100.0	83.0	74.5	2.1	
	政令指定都市(N=20)	100.0	90.0	85.0	5.0	
	中核市(N=59)	96.6	86.4	69.5	0.0	
	施行時特例市(N=25)	100.0	92.0	64.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=77)	89.6	74.0	57.1	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=72)	70.8	70.8	55.6	1.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=17)	58.8	64.7	29.4	0.0	
人口1万人未満の市町村(N=14)	85.7	85.7	35.7	0.0		

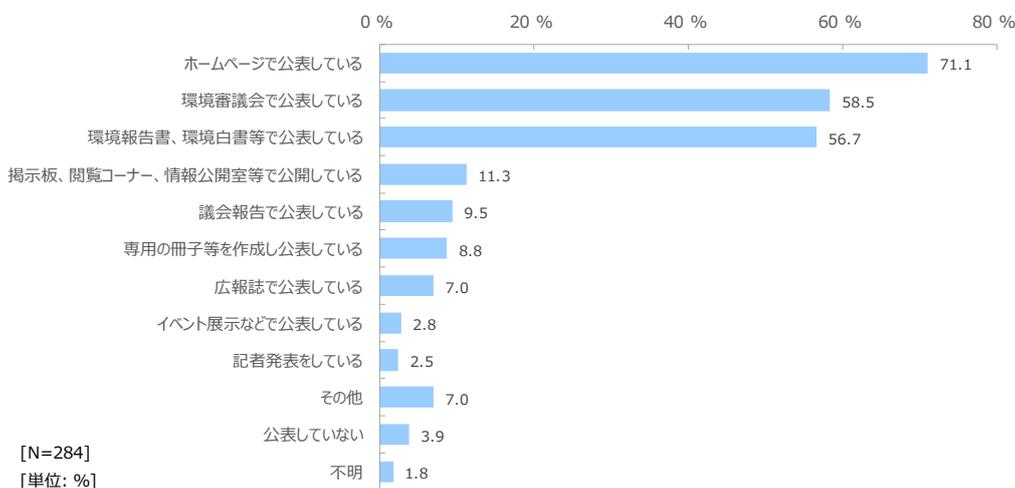
3) 区域施策編の進捗評価結果の公表方法 <Q2-7(3)>

区域施策編の進捗評価を行っている団体において、進捗評価結果の公表方法としては、「ホームページで公表している」(74.6%)が最も多く、「環境報告書、環境白書等で公表している」(61.0%)、「環境審議会で公表している」(58.6%)と続く。

図表 446 区域施策編の進捗評価結果の公表方法



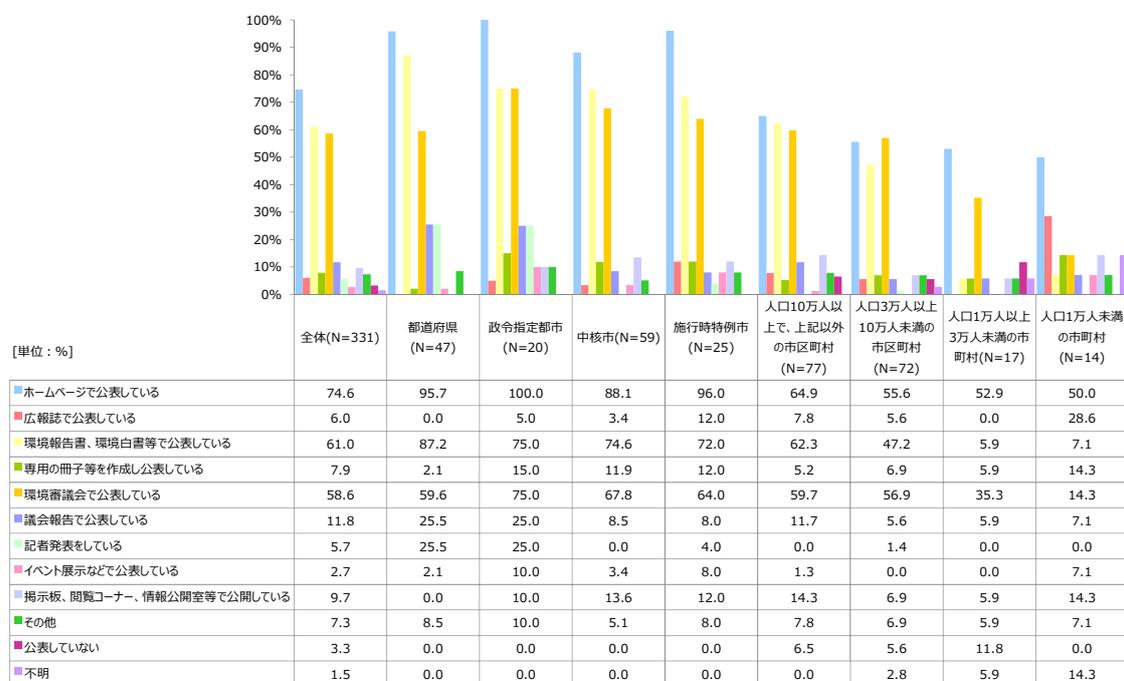
図表 447 区域施策編の進捗評価結果の公表方法【基礎自治体】



	ホームページで公表している	広報誌で公表している	環境報告書、環境白書等で公表している	専用の冊子等を作成し公表している	環境審議会で公表している	議会報告で公表している	記者発表をしている	イベント展示などで公表している	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している	その他	公表していない	不明	合計
全体	202	20	161	25	166	27	7	8	32	20	11	5	284
比率	71.1	7.0	56.7	8.8	58.5	9.5	2.5	2.8	11.3	7.0	3.9	1.8	

地方公共団体の区分別に見ると、人口3万人以上10万人未満の市区町村を除く全ての区分で「ホームページで公表している。」を選択した団体が最も多い。

図表 448 区域施策編の進捗評価結果の公表方法【団体区分別】

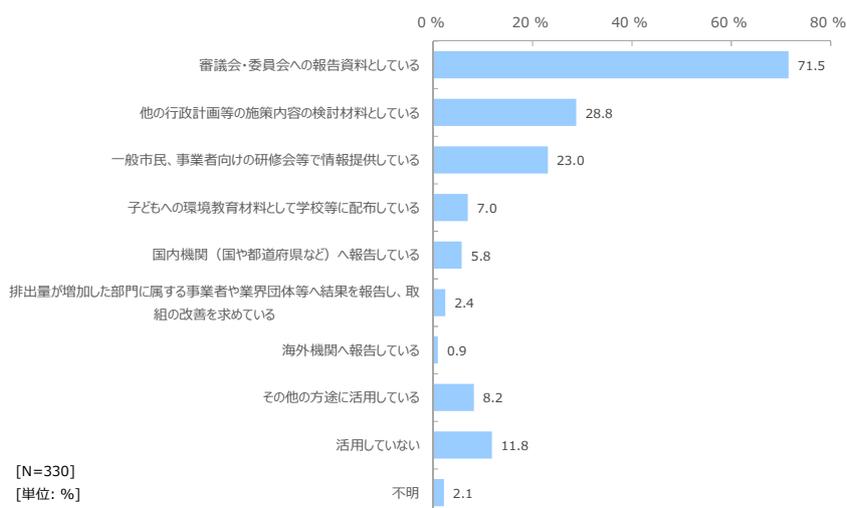


	ホームページで公表している	広報誌で公表している	環境報告書、環境白書等で公表している	専用の冊子等を作成し公表している	環境審議会等で公表している	議会報告で公表している	記者発表をしている	イベント展示などで公表している	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している	その他	公表していない	不明	合計
回答数	247	20	202	26	194	39	19	9	32	24	11	5	331
全体	74.6	6.0	61.0	7.9	58.6	11.8	5.7	2.7	9.7	7.3	3.3	1.5	
都道府県(N=47)	95.7	0.0	87.2	2.1	59.6	25.5	25.5	2.1	0.0	8.5	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)	100.0	5.0	75.0	15.0	75.0	25.0	25.0	10.0	10.0	10.0	0.0	0.0	
中核市(N=59)	88.1	3.4	74.6	11.9	67.8	8.5	0.0	3.4	13.6	5.1	0.0	0.0	
施行時特例市(N=25)	96.0	12.0	72.0	12.0	64.0	8.0	4.0	8.0	12.0	8.0	0.0	0.0	
人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=77)	64.9	7.8	62.3	5.2	59.7	11.7	0.0	1.3	14.3	7.8	6.5	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=72)	55.6	5.6	47.2	6.9	56.9	5.6	1.4	0.0	6.9	6.9	5.6	2.8	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=17)	52.9	0.0	5.9	5.9	35.3	5.9	0.0	0.0	5.9	5.9	11.8	5.9	
人口1万人未満の市町村(N=14)	50.0	28.6	7.1	14.3	14.3	7.1	0.0	7.1	14.3	7.1	0.0	14.3	

4) 区域施策編の進捗評価結果の公表以外の取り扱い <Q2-7(4)>

区域施策編の進捗評価を行っているとは回答した団体において、進捗評価結果の公表以外の取り扱いとしては、「審議会・委員会への報告資料としている」(71.5%)が最も多く、「他の行政計画等の施策内容の検討材料としている」(28.8%)、「一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している」(23.0%)と続く。

図表 449 区域施策編の進捗評価結果の公表以外の取り扱い



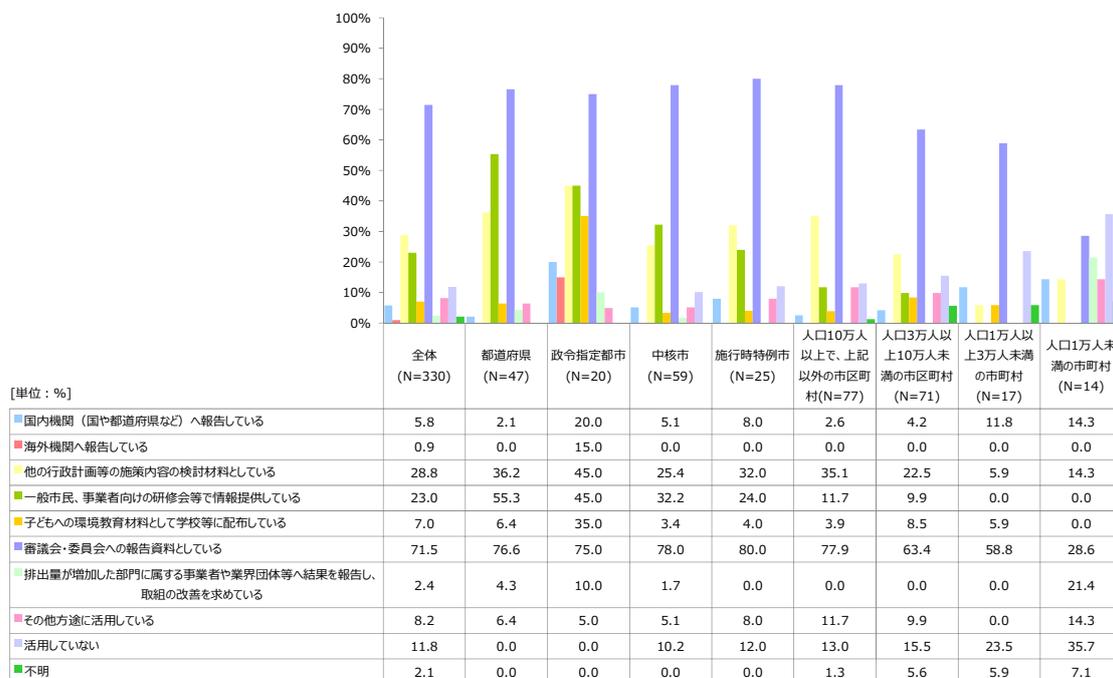
図表 450 区域施策編の進捗評価結果の公表以外の取り扱い【基礎自治体】



	国内機関（国や都道府県など）へ報告している	海外機関へ報告している	他の行政計画等の施策内容の検討材料としている	一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している	子どもへの環境教育材料として学校等に配布している	審議会・委員会への報告資料としている	排出量が増加した部門に属する事業者や業界団体等へ結果を報告し、取組の改善を求めている	その他の方途に活用している	活用していない	不明	合計
全体	18	3	78	50	20	200	6	24	39	7	283
比率	6.4	1.1	27.6	17.7	7.1	70.7	2.1	8.5	13.8	2.5	

地方公共団体の区分別に見ると、いずれの区分においても、「審議会・委員会への報告資料としている。」を選択した団体が最も多い。

図表 451 区域施策編の進捗評価結果の公表以外の取り扱い【団体区分別】



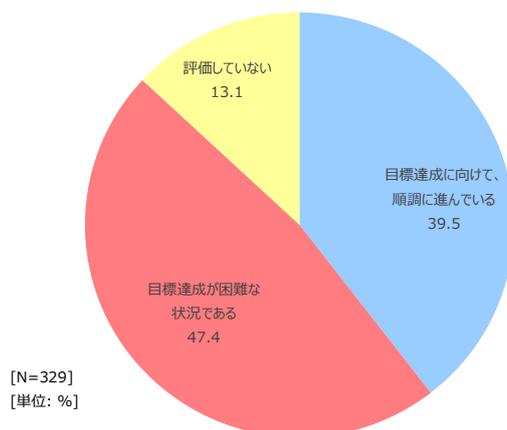
	国内機関（国や都道府県など）へ報告している	海外機関へ報告している	他の行政計画等の施策内容の検討材料としている	一般市民、事業者等向けに提供している	子どもへの環境教育材料として学校等に配布している	審議会・委員会への報告資料としている	排出量が増加した部門に属する事業者や業界団体等へ結果を報告し、取組の改善を求めている	その他方途に活用している	活用していない	不明	合計
回答数	19	3	95	76	23	236	8	27	39	7	330
都道府県	1	0	17	26	3	36	2	3	0	0	47
政令指定都市	4	3	9	9	7	15	2	1	0	0	20
中核市	3	0	15	19	2	46	1	3	6	0	59
施行時特例市	2	0	8	6	1	20	0	2	3	0	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	0	27	9	3	60	0	9	10	1	77
人口3万人以上10万人未満の市区町村	3	0	16	7	6	45	0	7	11	4	71
人口1万人以上3万人未満の市町村	2	0	1	0	1	10	0	0	4	1	17
人口1万人未満の市町村	2	0	2	0	0	4	3	2	5	1	14
比率 (%)	5.8	0.9	28.8	23.0	7.0	71.5	2.4	8.2	11.8	2.1	
都道府県 (N=47)	2.1	0.0	36.2	55.3	6.4	76.6	4.3	6.4	0.0	0.0	
政令指定都市 (N=20)	20.0	15.0	45.0	45.0	35.0	75.0	10.0	5.0	0.0	0.0	
中核市 (N=59)	5.1	0.0	25.4	32.2	3.4	78.0	1.7	5.1	10.2	0.0	
施行時特例市 (N=25)	8.0	0.0	32.0	24.0	4.0	80.0	0.0	8.0	12.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=77)	2.6	0.0	35.1	11.7	3.9	77.9	0.0	11.7	13.0	1.3	
人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=71)	4.2	0.0	22.5	9.9	8.5	63.4	0.0	9.9	15.5	5.6	
人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=17)	11.8	0.0	5.9	0.0	5.9	58.8	0.0	0.0	23.5	5.9	
人口1万人未満の市町村 (N=14)	14.3	0.0	14.3	0.0	0.0	28.6	21.4	14.3	35.7	7.1	

5) 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価

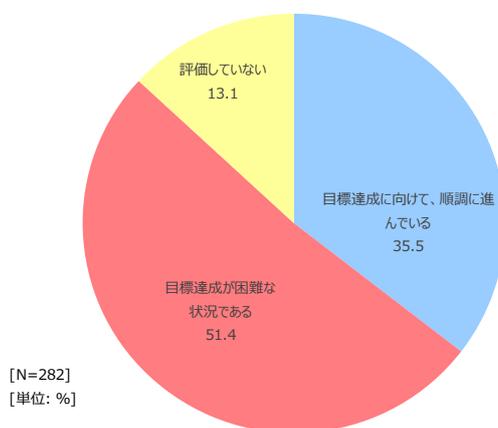
<Q2-7(5)>

区域施策編の進捗評価を行っているとは回答した団体における直近の進捗評価結果に係る担当部局の評価について、「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答した団体は全体の39.5%である。

図表 452 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価



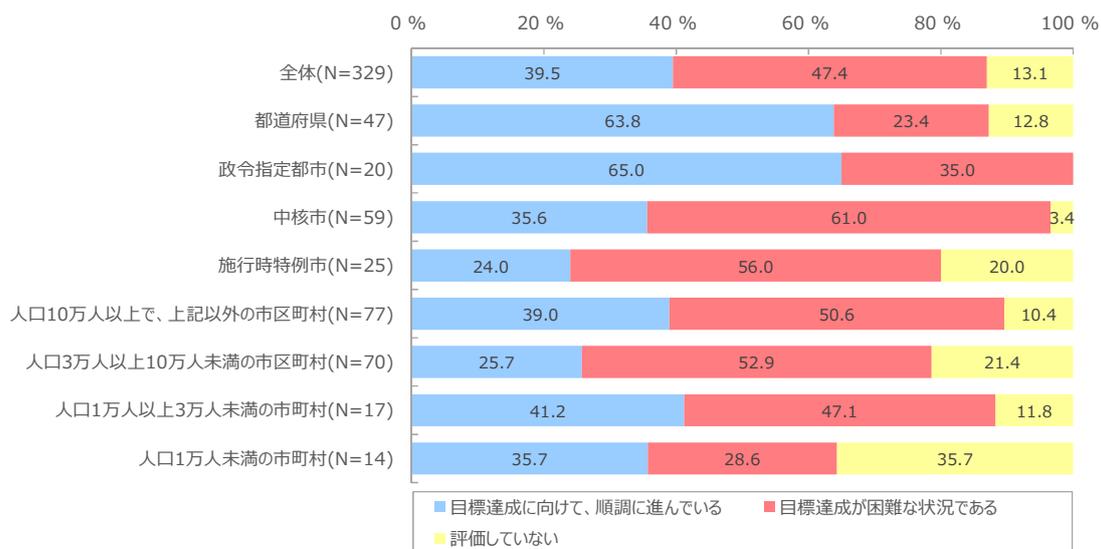
図表 453 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価
【基礎自治体】



	目標達成に向けて、 順調に進んでいる	目標達成が困難な 状況である	評価していない	合計
全体	100	145	37	282
比率	35.5	51.4	13.1	

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県、政令指定都市では約 65%の団体が「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答している一方、中核市、施行時特例市では約 60%の団体が「目標達成が困難な状況である。」と回答している。

図表 454 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価
【団体区分別】

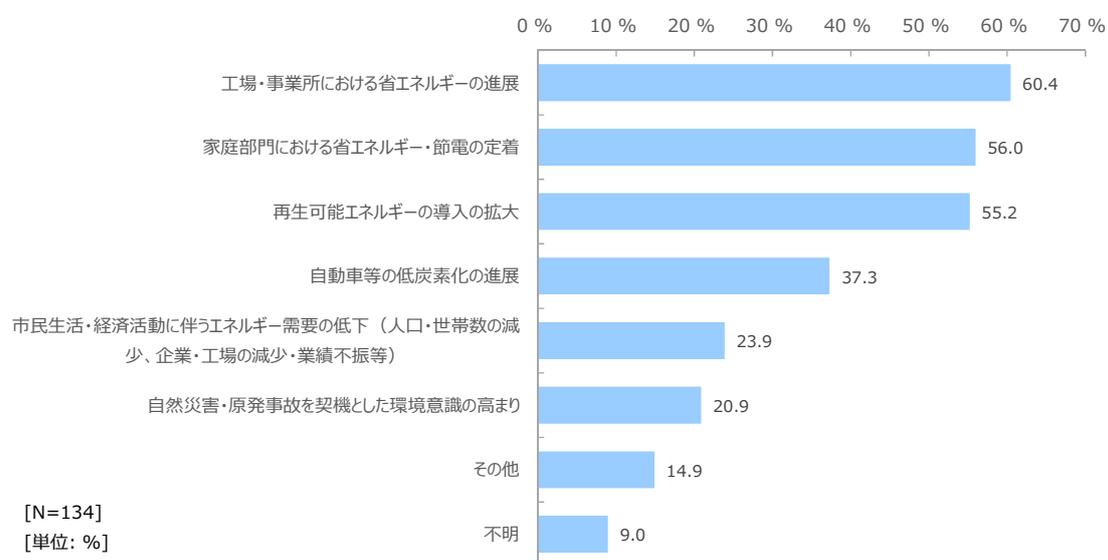


		目標達成に向けて、 順調に進んでいる	目標達成が困難な状 況である	評価して いない	合計
全体	全体	130	156	43	329
	都道府県	30	11	6	47
	政令指定都市	13	7	0	20
	中核市	21	36	2	59
	施行時特例市	6	14	5	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	30	39	8	77
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	18	37	15	70
	人口1万人以上3万人未満の市町村	7	8	2	17
	人口1万人未満の市町村	5	4	5	14
比率	全体(N=329)	39.5	47.4	13.1	
	都道府県(N=47)	63.8	23.4	12.8	
	政令指定都市(N=20)	65.0	35.0	0.0	
	中核市(N=59)	35.6	61.0	3.4	
	施行時特例市(N=25)	24.0	56.0	20.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=77)	39.0	50.6	10.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=70)	25.7	52.9	21.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=17)	41.2	47.1	11.8	
	人口1万人未満の市町村(N=14)	35.7	28.6	35.7	

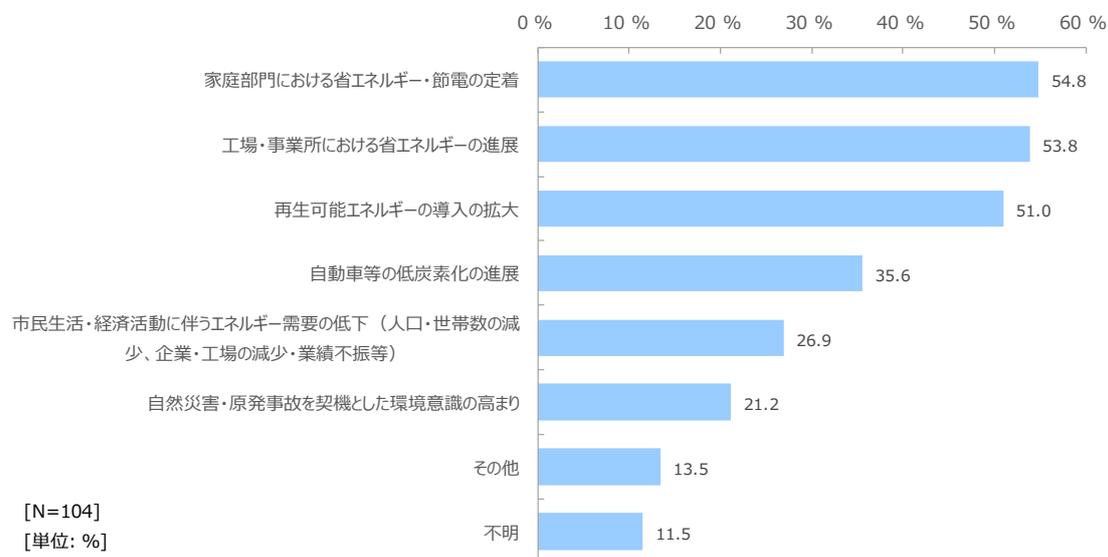
6) <順調>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因 <Q2-7(5)>

区域施策編の進捗について、「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答した団体において、その主な要因としては、「工場・事業所における省エネルギーの進展」(60.4%)が最も多く、「家庭部門における省エネルギー・節電の定着」(56.0%)、「再生可能エネルギーの導入の拡大」(55.2%)と続く。基礎自治体においては、「家庭部門における省エネルギー・節電の定着」(54.8%)が最も多い。

図表 455 <順調>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因



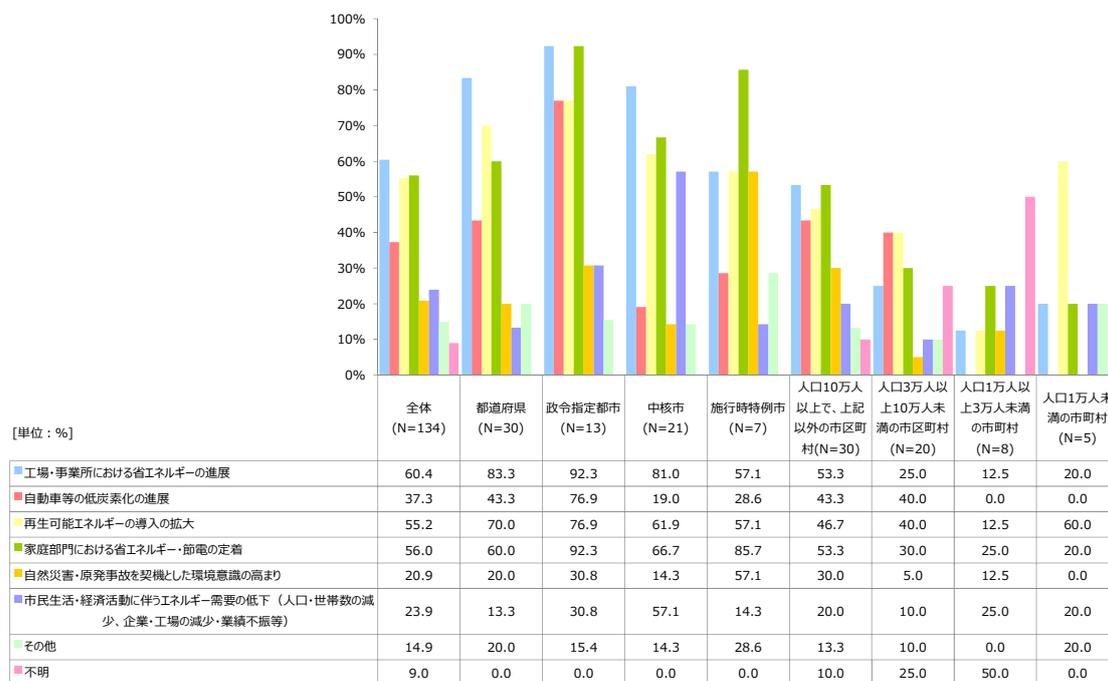
図表 456 <順調>区域施策編の直近の進捗評価結果について、
回答した状況に至った主な要因【基礎自治体】



	工場・事業所における省エネルギーの進展	自動車等の低炭素化の進展	再生可能エネルギーの導入の拡大	家庭部門における省エネルギー・節電の定着	自然災害・原発事故を契機とした環境意識の高まり	市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の低下 (人口・世帯数の減少、企業・工場の業績不振等)	その他	不明	合計
全体	56	37	53	57	22	28	14	12	104
比率	53.8	35.6	51.0	54.8	21.2	26.9	13.5	11.5	

地方公共団体の区分別に見ると、中核市以上の団体では「工場・事業所における省エネルギーの進展」が最も多い一方、施行時特例市では「家庭部門における省エネルギー・節電の定着」が最も多い。

図表 457 <順調>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因【団体区分別】

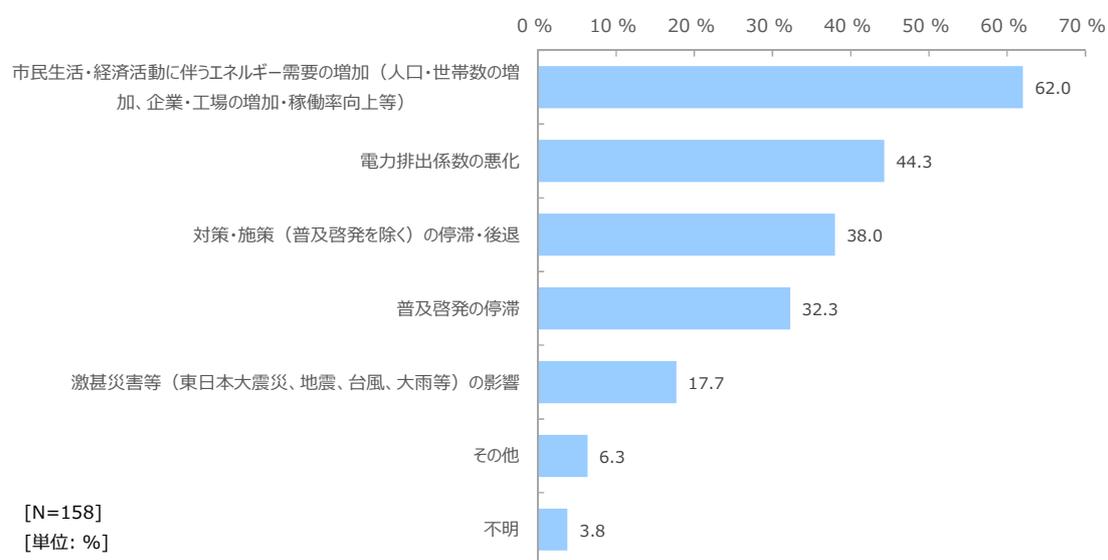


		工場・事業所における省エネルギーの進展	自動車等の低炭素化の進展	再生可能エネルギーの導入の拡大	家庭部門における省エネルギー・節電の定着	自然災害・原発事故を契機とした環境意識の高まり	市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の低下（人口・世帯数の減少、企業・工場の減少・業績不振等）	その他	不明	合計
回答数	全体	81	50	74	75	28	32	20	12	134
	都道府県	25	13	21	18	6	4	6	0	30
	政令指定都市	12	10	10	12	4	4	2	0	13
	中核市	17	4	13	14	3	12	3	0	21
	施行時特例市	4	2	4	6	4	1	2	0	7
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	16	13	14	16	9	6	4	3	30
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	5	8	8	6	1	2	2	5	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	0	1	2	1	2	0	4	8
	人口1万人未満の市町村	1	0	3	1	0	1	1	0	5
比率（％）	全体(N=134)	60.4	37.3	55.2	56.0	20.9	23.9	14.9	9.0	
	都道府県(N=30)	83.3	43.3	70.0	60.0	20.0	13.3	20.0	0.0	
	政令指定都市(N=13)	92.3	76.9	76.9	92.3	30.8	30.8	15.4	0.0	
	中核市(N=21)	81.0	19.0	61.9	66.7	14.3	57.1	14.3	0.0	
	施行時特例市(N=7)	57.1	28.6	57.1	85.7	57.1	14.3	28.6	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=30)	53.3	43.3	46.7	53.3	30.0	20.0	13.3	10.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	25.0	40.0	40.0	30.0	5.0	10.0	10.0	25.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	12.5	0.0	12.5	25.0	12.5	25.0	0.0	50.0	
	人口1万人未満の市町村(N=5)	20.0	0.0	60.0	20.0	0.0	20.0	20.0	0.0	

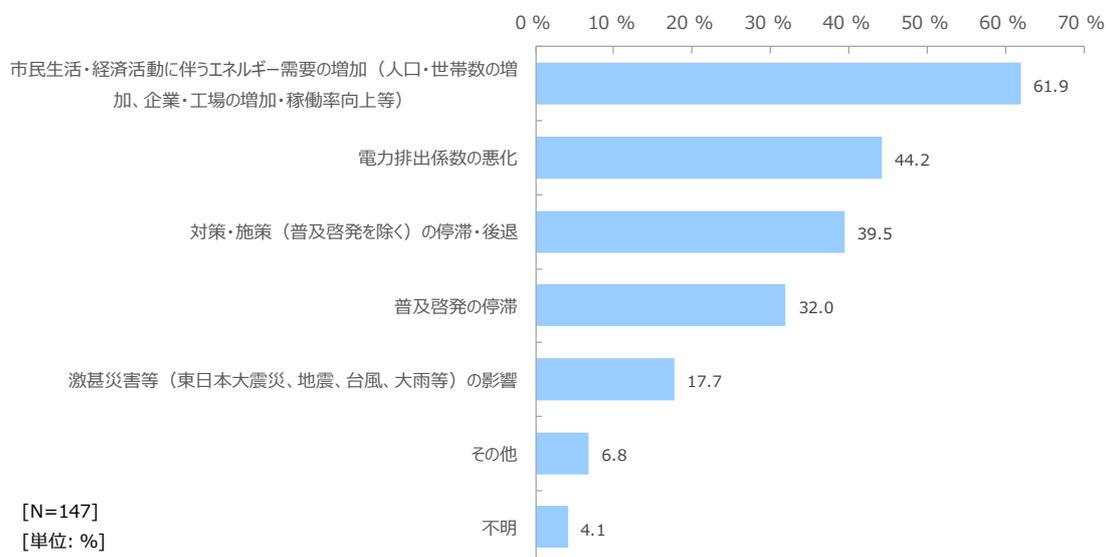
7) <困難>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因 <Q2-7(5)>

区域施策編の進捗について、「目標達成が困難な状況である。」と回答した団体において、その主な要因としては、回答団体全体では、「市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加（人口・世帯数の増加、企業・工場の増加・稼働率向上等）」（62.0%）が最も高く、「電力排出係数の悪化」（44.3%）、「対策・施策（普及啓発を除く）の停滞・後退」（38.0%）と続く。

図表 458 <困難>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因



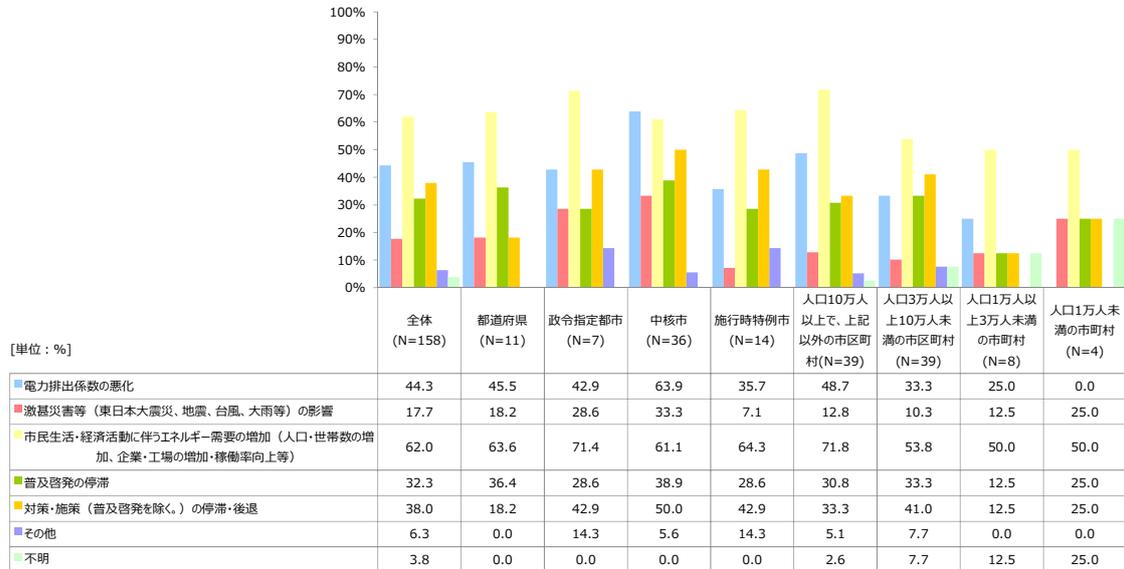
図表 459 <困難>区域施策編の直近の進捗評価結果について、
回答した状況に至った主な要因【基礎自治体】



	電力排出係数の悪化	激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響	世帯数の増加・稼働率向上等	市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加（人口・企業の増加・工場の増加）	普及啓発の停滞	対策・施策（普及啓発を除く）の停滞・後退	その他	不明	合計
全体	65	26	91	47	58	10	6	147	
比率	44.2	17.7	61.9	32.0	39.5	6.8	4.1		

地方公共団体の区分別に見ると、特に大規模な団体で「電力排出係数の悪化」と回答した割合が高い。

図表 460 <困難>区域施策編の直近の進捗評価結果について、
回答した状況に至った主な要因【団体区分別】

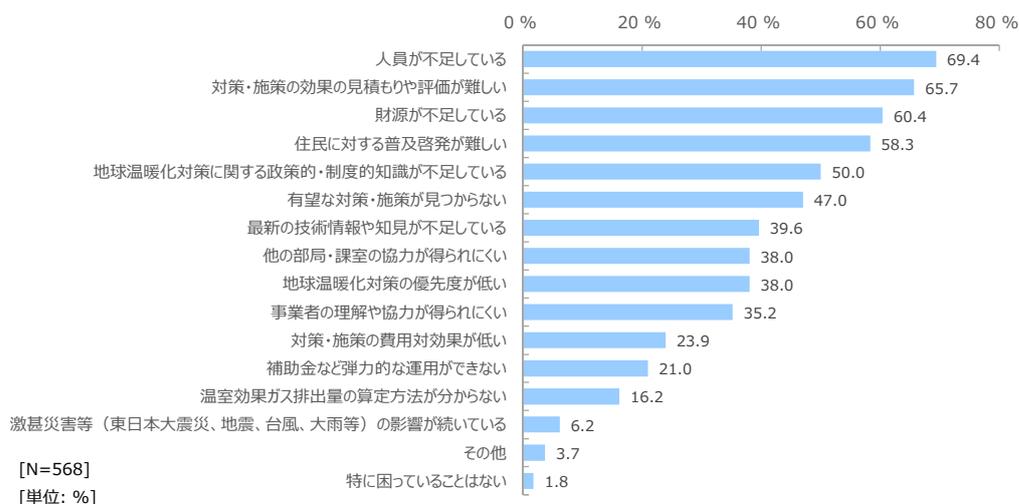


	電力排出係数の悪化	激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響	市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加（人口・世帯数の増加、企業・工場の増加・稼働率向上等）	普及啓発の停滞	対策・施策（普及啓発を除く。）の停滞・後退	その他	不明	合計
回答数								
全体	70	28	98	51	60	10	6	158
都道府県	5	2	7	4	2	0	0	11
政令指定都市	3	2	5	2	3	1	0	7
中核市	23	12	22	14	18	2	0	36
施行時特例市	5	1	9	4	6	2	0	14
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	19	5	28	12	13	2	1	39
人口3万人以上10万人未満の市区町村	13	4	21	13	16	3	3	39
人口1万人以上3万人未満の市町村	2	1	4	1	1	0	1	8
人口1万人未満の市町村	0	1	2	1	1	0	1	4
比率 (%)								
全体(N=158)	44.3	17.7	62.0	32.3	38.0	6.3	3.8	
都道府県(N=11)	45.5	18.2	63.6	36.4	18.2	0.0	0.0	
政令指定都市(N=7)	42.9	28.6	71.4	28.6	42.9	14.3	0.0	
中核市(N=36)	63.9	33.3	61.1	38.9	50.0	5.6	0.0	
施行時特例市(N=14)	35.7	7.1	64.3	28.6	42.9	14.3	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=39)	48.7	12.8	71.8	30.8	33.3	5.1	2.6	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=39)	33.3	10.3	53.8	33.3	41.0	7.7	7.7	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	25.0	12.5	50.0	12.5	12.5	0.0	12.5	
人口1万人未満の市町村(N=4)	0.0	25.0	50.0	25.0	25.0	0.0	25.0	

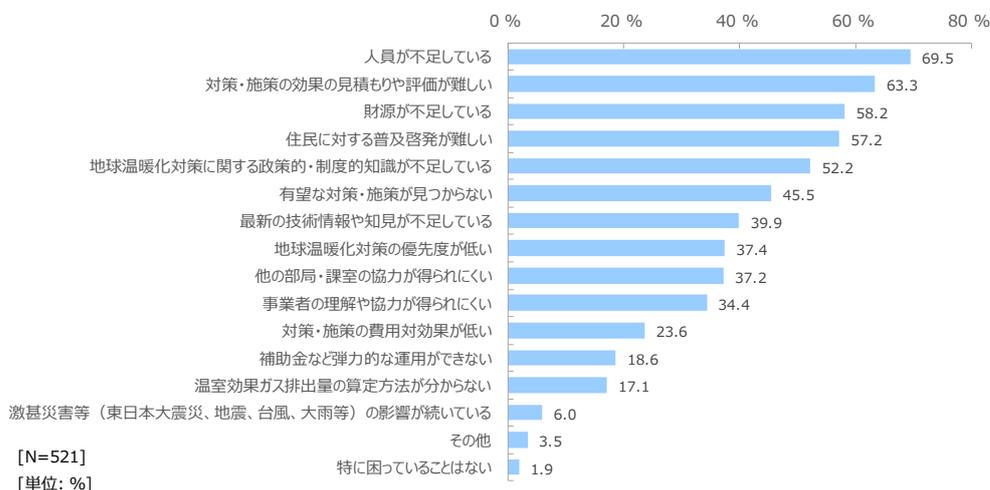
8) 区域施策編の推進過程で困っていること <Q2-7(6)>

区域施策編を策定済みの団体において、その推進過程で困っていることとしては、「人員が不足している」(69.4%)が最も多く、「対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい」(65.7%)、「財源が不足している」(60.4%)、「住民に対する普及啓発が難しい」(58.3%)、「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している」(50.0%)と続く。

図表 461 区域施策編の推進過程で困っていること



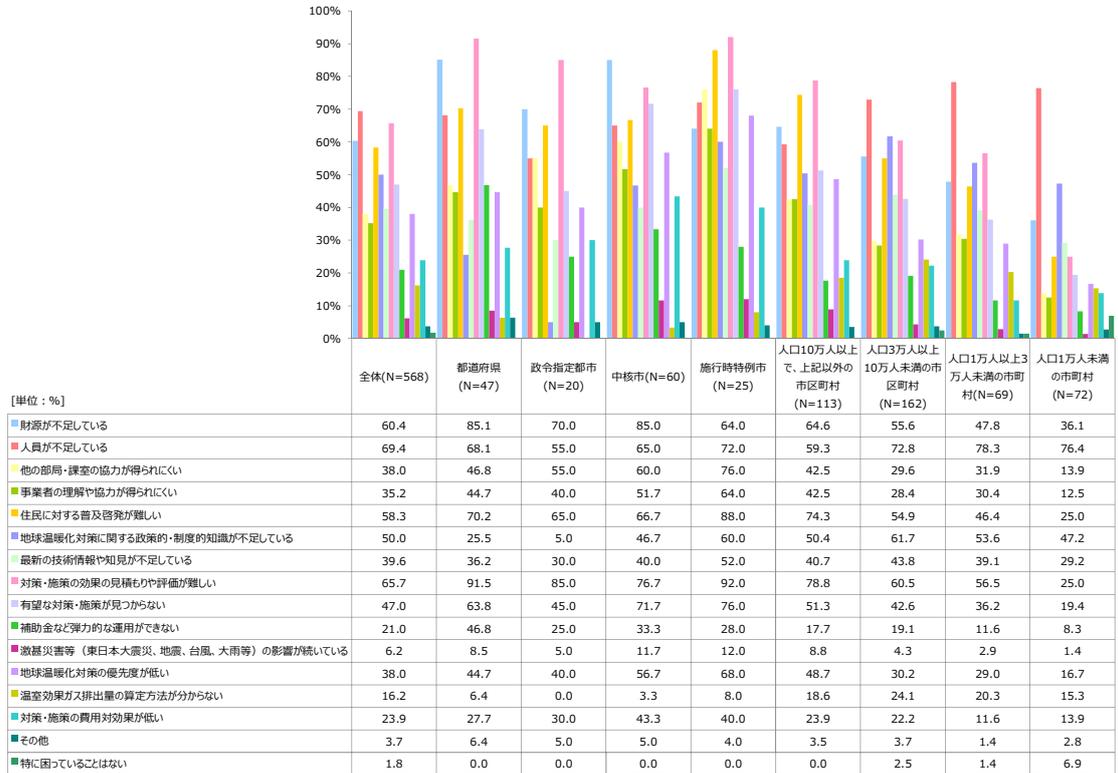
図表 462 区域施策編の推進過程で困っていること【基礎自治体】



	財源が不足している	人員が不足している	他の部局・課室の協力が得られにくい	事業者の理解や協力が得られにくい	住民に対する普及啓発が難しい	地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している	最新の技術情報や知見が不足している	対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい	有望な対策・施策が見つからない	補助金など弾力的な運用ができない	激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いている	地球温暖化対策の優先度が低い	温室効果ガス排出量の算定方法が分からない	対策・施策の費用対効果が低い	その他	特に困っていることはない	合計
全体	303	362	194	179	298	272	208	330	237	97	31	195	89	123	18	10	521
比率	58.2	69.5	37.2	34.4	57.2	52.2	39.9	63.3	45.5	18.6	6.0	37.4	17.1	23.6	3.5	1.9	

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）では「財源が不足している」、小規模な市町村（特別区含む。）では「人員が不足している。」と回答した団体が多い。

図表 463 区域施策編の推進過程で困っていること【団体区分別】



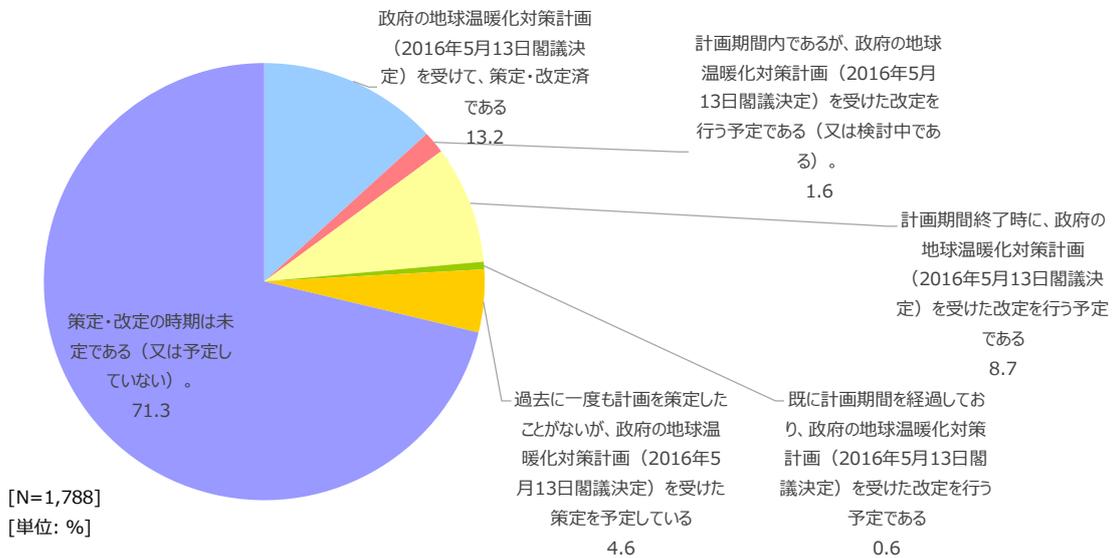
困っていること	全体(N=568)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=60)	施行時特別市(N=25)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=69)	人口1万人未満の市区町村(N=72)	合計							
財源が不足している	343	394	216	200	331	284	225	373	267	119	35	216	92	136	21	10	568
人員が不足している	40	32	22	21	33	12	17	43	30	22	4	21	3	13	3	0	47
他の部局・課室の協力が得られない	14	11	11	8	13	1	6	17	9	5	1	8	0	6	1	0	20
事業者の理解や協力が得られない	51	39	36	31	40	28	24	46	43	20	7	34	2	26	3	0	60
住民に対する普及啓発が難しい	16	18	19	16	22	15	13	23	19	7	3	17	2	10	1	0	25
地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している	73	67	48	48	84	57	46	89	58	20	10	55	21	27	4	0	113
最新の技術情報や知見が不足している	90	118	48	46	89	100	71	98	69	31	7	49	39	36	6	4	162
対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい	33	54	22	21	32	37	27	39	25	8	2	20	14	8	1	1	69
有望な対策・施策が見つからない	26	55	10	9	18	34	21	18	14	6	1	12	11	10	2	5	72
補助金など弾力的な運用ができない	60.4	69.4	38.0	35.2	58.3	50.0	39.6	65.7	47.0	21.0	6.2	38.0	16.2	23.9	3.7	1.8	
激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いている	85.1	68.1	46.8	44.7	70.2	25.5	36.2	91.5	63.8	46.8	8.5	44.7	6.4	27.7	6.4	0.0	
地球温暖化対策の優先度が低い	70.0	55.0	55.0	40.0	65.0	5.0	30.0	85.0	45.0	25.0	5.0	40.0	0.0	30.0	5.0	0.0	
温室効果ガス排出量の算定方法が分からない	85.0	65.0	60.0	51.7	66.7	46.7	40.0	76.7	71.7	33.3	11.7	56.7	3.3	43.3	5.0	0.0	
対策・施策の費用対効果が高い	64.0	72.0	76.0	64.0	88.0	60.0	52.0	92.0	76.0	28.0	12.0	68.0	8.0	40.0	4.0	0.0	
特に困っていることはない	64.6	59.3	42.5	42.5	74.3	50.4	40.7	78.8	51.3	17.7	8.8	48.7	18.6	23.9	3.5	0.0	
その他	55.6	72.8	29.6	28.4	54.9	61.7	43.8	60.5	42.6	19.1	4.3	30.2	24.1	22.2	3.7	2.5	
合計	47.8	78.3	31.9	30.4	46.4	53.6	39.1	56.5	36.2	11.6	2.9	29.0	20.3	11.6	1.4	1.4	
特に困っていることはない	36.1	76.4	13.9	12.5	25.0	47.2	29.2	25.0	19.4	8.3	1.4	16.7	15.3	13.9	2.8	6.9	

(8) 実行計画（区域施策編）の見直し <Q2-8>

1) 「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定の状況 <Q2-8(1)>

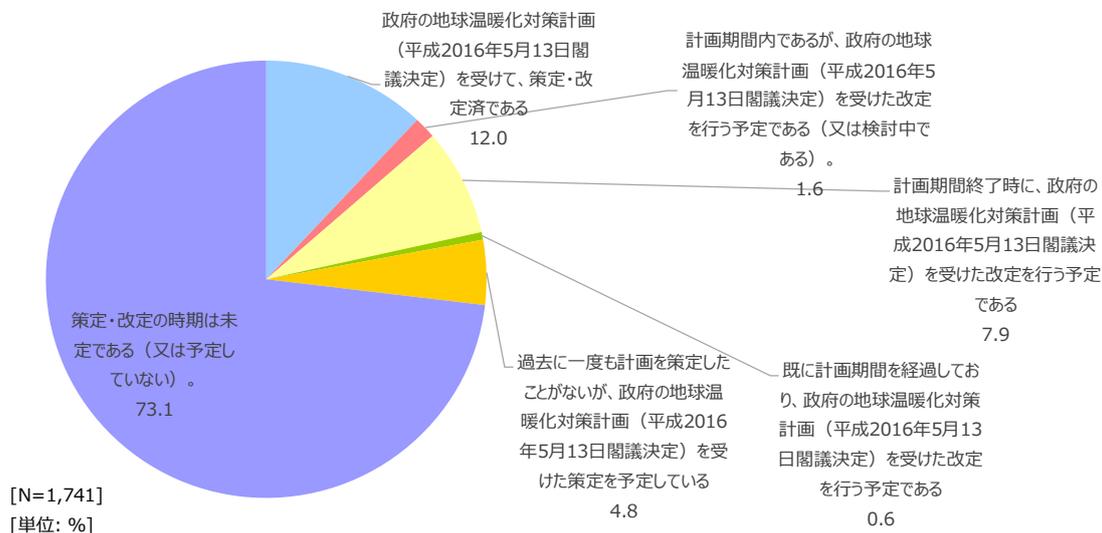
都道府県・市町村（特別区含む。）における、政府の「地球温暖化対策計画」（2016年5月13日閣議決定）を受けた区域施策編の策定・改定状況としては、「政府の地球温暖化対策計画を受けて、策定・改定済である。」団体は13.2%である。一方、「策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。」団体も71.3%存在している。

図表 464 「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定の状況



	1 政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けて、策定・改定済である	3 計画期間内であるが、政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である（又は検討中である）	計 画 期 間 内 であるが、政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である	計 画 期 間 内 であるが、政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である	既 定 策 画 間 経 過 中 である	1 政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けて、策定・改定済である	過 去 一 度 も 計 画 を 策 定 し ず に 改 定 を 行 う 予 定 である（又は検討中である）	策 定 ・ 改 定 の 時 期 は 未 定 である（又は予定していない）	合 計
全体	236	29	156	10	83	1,274	1,788		
比率 (%)	13.2	1.6	8.7	0.6	4.6	71.3			

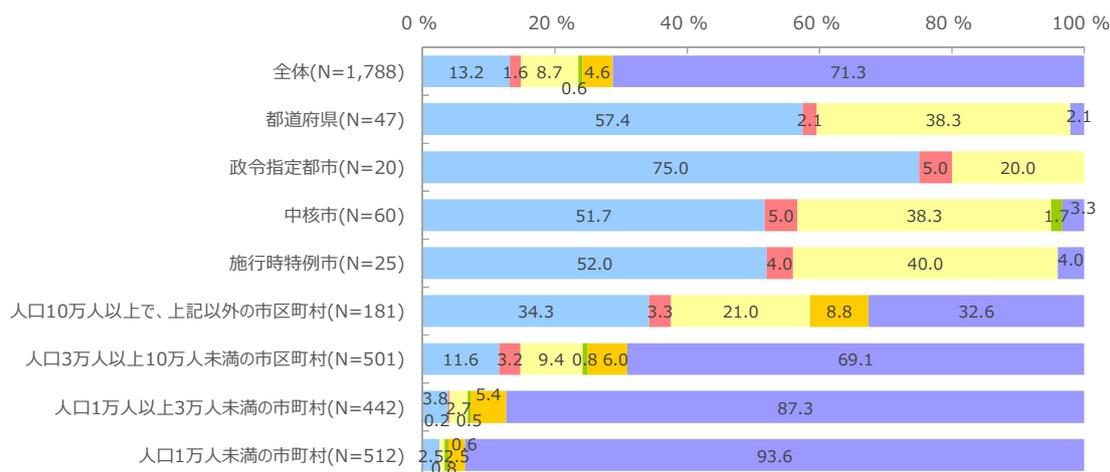
図表 465 「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定の状況
【基礎自治体】



	年政府5月13日閣議決定（平成2016年5月13日閣議決定）を受けて、策定・改定済である	策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）	計画期間内であるが、政府の地球温暖化対策計画（平成2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である（又は検討中である）	計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画（平成2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である	過去に一度も計画を策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画（平成2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を予定している	既に計画期間を超過しており、政府の地球温暖化対策計画（平成2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である	策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）	合計
全体	209	28	138	10	83	1,273	1,741	
比率 (%)	12.0	1.6	7.9	0.6	4.8	73.1		

地方公共団体の区分別に見ると、策定義務のある施行時特例市より人口規模が大きい団体においては、改定を予定している団体が大半を占める。人口10万人未満の市区町村では、65%以上の団体が策定・改定の予定はないと回答している。

図表 466 「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定の状況【団体区分別】



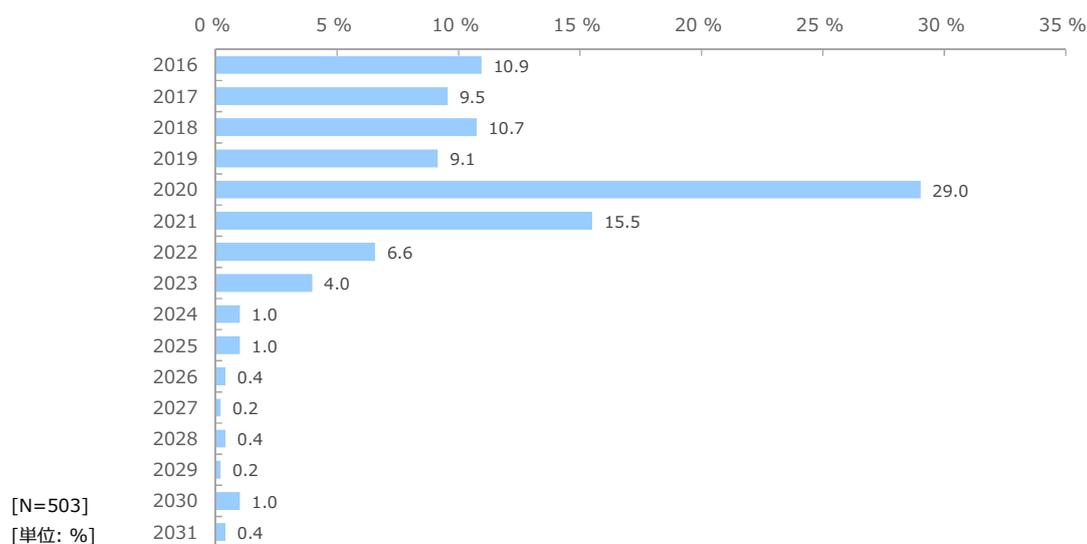
■ 政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けて、策定・改定済である
 ■ 計画期間内であるが、政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である
 ■ 計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である
 ■ 既に計画期間を超過しており、政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である
 ■ 過去に一度も策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けた策定を予定している
 ■ 策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）

団体区別	1 政 3 府 日 閣 議 決 定 地 球 温 暖 化 対 策 計 画 を 受 け て 策 定 ・ 改 定 済 5 月 月	計 画 期 間 内 である が 改 定 を 行 う 予 定 である 閣 議 決 定 を 受 け 取 った 5 月 月	計 画 期 間 終 了 時 に 改 定 を 行 う 予 定 である 閣 議 決 定 を 受 け 取 った 5 月 月	既 已 計 画 期 間 を 超 越 して 改 定 を 行 う 予 定 である 閣 議 決 定 を 受 け 取 った 5 月 月	地 球 温 暖 化 対 策 計 画 を 受 け 取 った 予 定 である 閣 議 決 定 を 受 け 取 った 5 月 月	策 定 ・ 改 定 の 時 期 は 未 定 である (又 は 予 定 して いない)	合 計
全体	236	29	156	10	83	1,274	1,788
都道府県	27	1	18	0	0	1	47
政令指定都市	15	1	4	0	0	0	20
中核市	31	3	23	1	0	2	60
施行時特例市	13	1	10	0	0	1	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	62	6	38	0	16	59	181
人口3万人以上10万人未満の市区町村	58	16	47	4	30	346	501
人口1万人以上3万人未満の市町村	17	1	12	2	24	386	442
人口1万人未満の市町村	13	0	4	3	13	479	512
比率	13.2	1.6	8.7	0.6	4.6	71.3	
都道府県(N=47)	57.4	2.1	38.3	0.0	0.0	2.1	
政令指定都市(N=20)	75.0	5.0	20.0	0.0	0.0	0.0	
中核市(N=60)	51.7	5.0	38.3	1.7	0.0	3.3	
施行時特例市(N=25)	52.0	4.0	40.0	0.0	0.0	4.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	34.3	3.3	21.0	0.0	8.8	32.6	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	11.6	3.2	9.4	0.8	6.0	69.1	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	3.8	0.2	2.7	0.5	5.4	87.3	
人口1万人未満の市町村(N=512)	2.5	0.0	0.8	0.6	2.5	93.6	

2) 「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定年度（予定を含む） <Q2-8(1)>

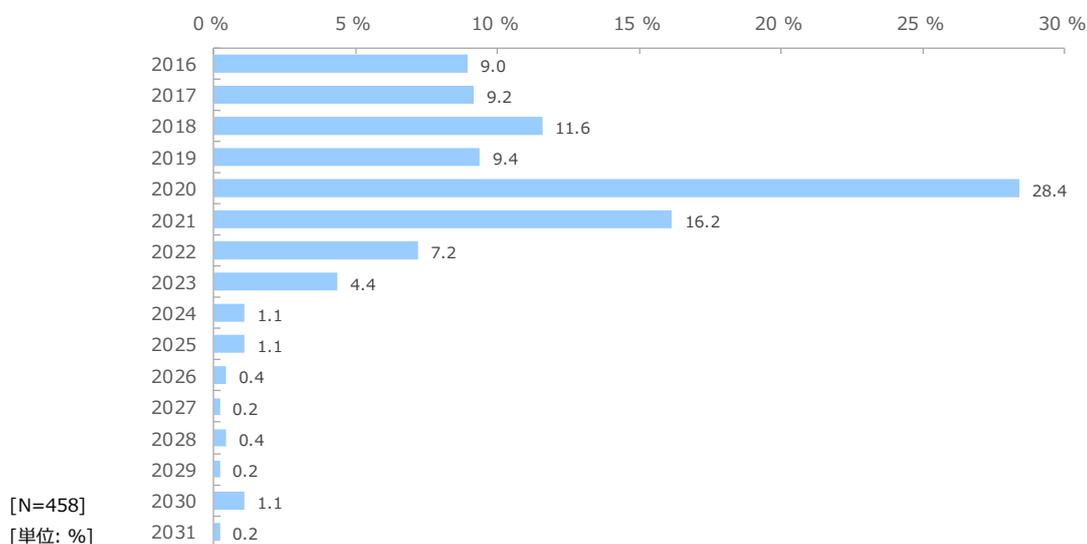
政府の「地球温暖化対策計画」を受けて区域施策編を策定・改定済み（又は予定）の団体における策定・改定（予定）年度は「2020年度」（29.0%）が最も多い。大部分の団体が2021年度までに策定・改定する予定となっている。

図表 467 「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定年度（予定を含む）



	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
全体	55	48	54	46	146	78	33	20	5
比率 (%)	10.9	9.5	10.7	9.1	29.0	15.5	6.6	4.0	1.0
	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	合計	
全体	5	2	1	2	1	5	2	503	
比率 (%)	1.0	0.4	0.2	0.4	0.2	1.0	0.4		

図表 468 「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定年度
(予定を含む) 【基礎自治体】

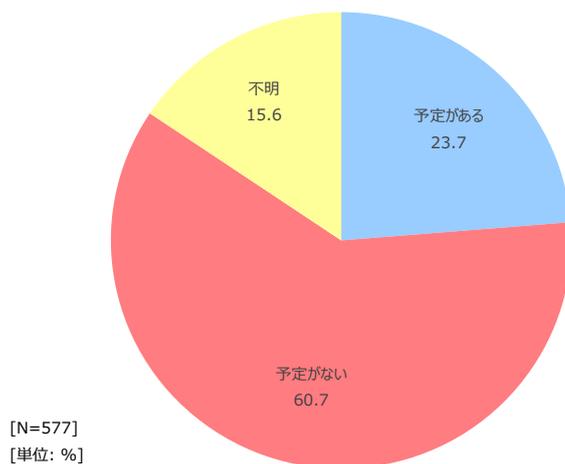


	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
全体	41	42	53	43	130	74	33	20	5
比率 (%)	9.0	9.2	11.6	9.4	28.4	16.2	7.2	4.4	1.1
	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	合計	
全体	5	2	1	2	1	5	1	458	
比率 (%)	1.1	0.4	0.2	0.4	0.2	1.1	0.2		

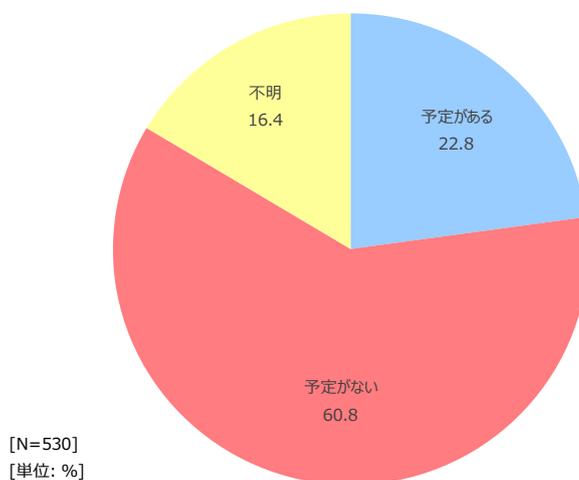
3) 区域施策編の中間見直しの予定の有無 <Q2-8(2)>

区域施策編を策定済みの団体において、中間見直しの「予定がある。」と回答した団体は 23.7%、「予定がない。」と回答した団体は 60.7%である。

図表 469 区域施策編の中間見直しの予定の有無

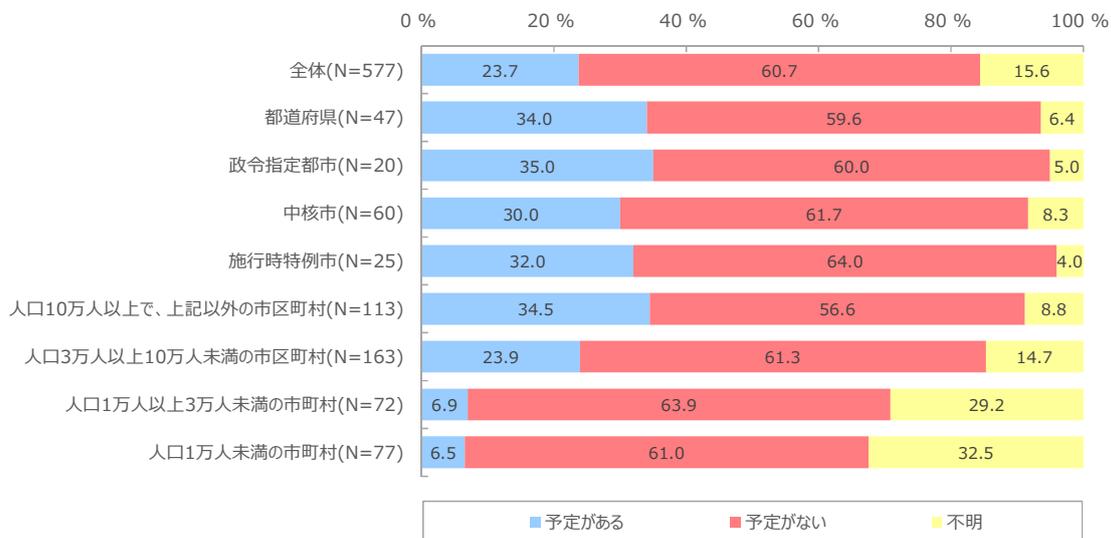


図表 470 区域施策編の中間見直しの予定の有無【基礎自治体】



	予定がある	予定がない	不明	合計
全体	121	322	87	530
比率	22.8	60.8	16.4	

図表 471 区域施策編の中間見直しの予定の有無【団体区分別】

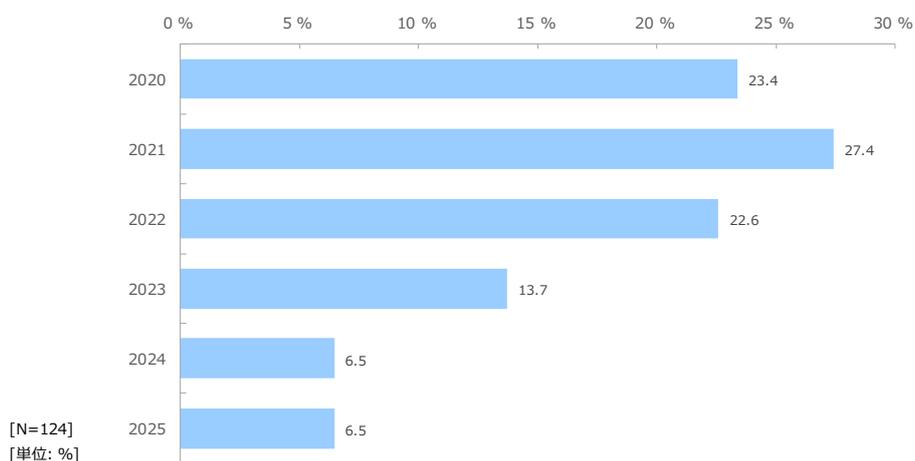


		予定がある	予定がない	不明	合計
全体	全体	137	350	90	577
	都道府県	16	28	3	47
	政令指定都市	7	12	1	20
	中核市	18	37	5	60
	施行時特例市	8	16	1	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	39	64	10	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	39	100	24	163
	人口1万人以上3万人未満の市町村	5	46	21	72
	人口1万人未満の市町村	5	47	25	77
比率	全体(N=577)	23.7	60.7	15.6	
	都道府県(N=47)	34.0	59.6	6.4	
	政令指定都市(N=20)	35.0	60.0	5.0	
	中核市(N=60)	30.0	61.7	8.3	
	施行時特例市(N=25)	32.0	64.0	4.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	34.5	56.6	8.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=163)	23.9	61.3	14.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=72)	6.9	63.9	29.2	
	人口1万人未満の市町村(N=77)	6.5	61.0	32.5	

4) 区域施策編の中間見直しの予定年度 <Q2-8(2)>

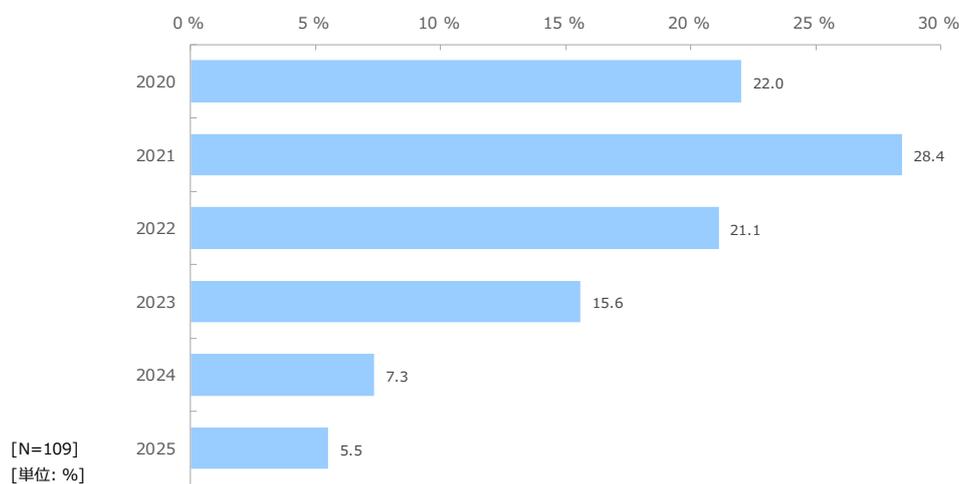
区域施策編の中間見直しを予定している団体において、中間見直しの予定年度は「2021年度」(27.4%)が最も高く、次いで「2020年度」(23.4%)、「2022年度」(22.6%)が続く。

図表 472 区域施策編の中間見直しの予定年度



	2020	2021	2022	2023	2024	2025	合計
全体	29	34	28	17	8	8	124
比率 (%)	23.4	27.4	22.6	13.7	6.5	6.5	

図表 473 区域施策編の中間見直しの予定年度【基礎自治体】



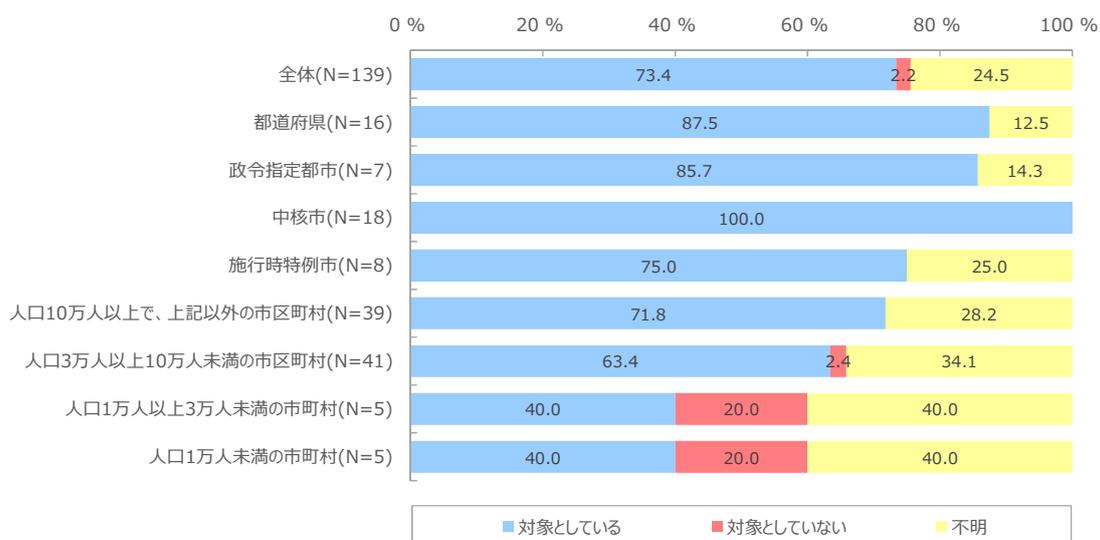
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	合計
全体	24	31	23	17	8	6	109
比率 (%)	22.0	28.4	21.1	15.6	7.3	5.5	

5) 区域施策編の中間見直しの対象 <Q2-8(3)>

①目標や対策・施策の内容

区域施策編の中間見直しを予定している団体において、目標や対策・施策の内容を中間見直しの対象としている団体は73.4%である。

図表 474 区域施策編の中間見直しの対象 ①目標や対策・施策の内容
【団体区分別】

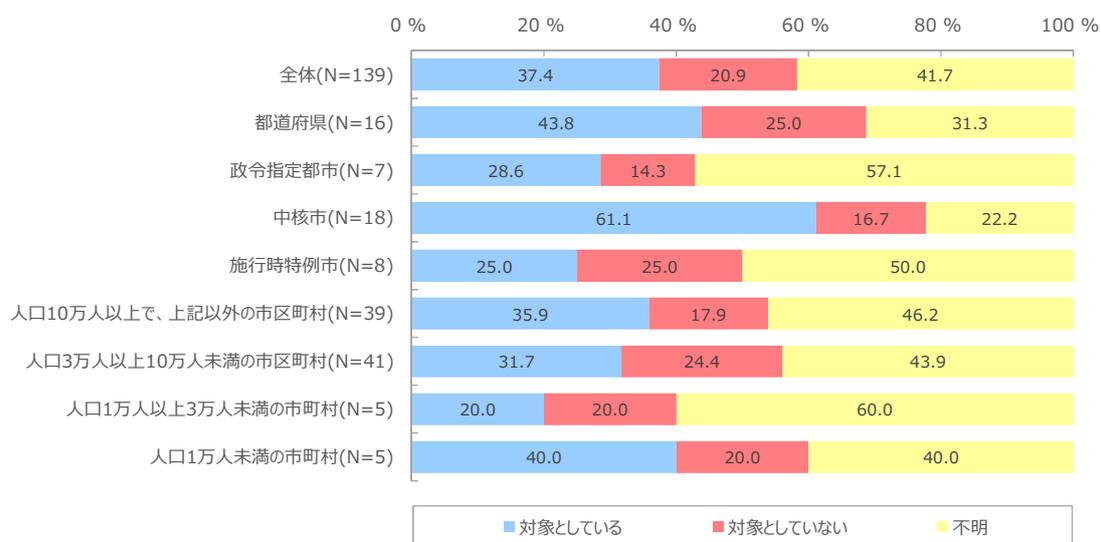


		対象として いる	対象として いない	不明	合計
全体	全体	102	3	34	139
	都道府県	14	0	2	16
	政令指定都市	6	0	1	7
	中核市	18	0	0	18
	施行時特例市	6	0	2	8
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	28	0	11	39
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	26	1	14	41
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	1	2	5
	人口1万人未満の市町村	2	1	2	5
比率	全体(N=139)	73.4	2.2	24.5	
	都道府県(N=16)	87.5	0.0	12.5	
	政令指定都市(N=7)	85.7	0.0	14.3	
	中核市(N=18)	100.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=8)	75.0	0.0	25.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=39)	71.8	0.0	28.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=41)	63.4	2.4	34.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=5)	40.0	20.0	40.0	
	人口1万人未満の市町村(N=5)	40.0	20.0	40.0	

②進捗管理の仕組み

区域施策編の中間見直しを予定している団体において、進捗管理の仕組みを中間見直しの対象としている団体は37.4%である。

図表 475 区域施策編の中間見直しの対象 ②進捗管理の仕組み
【団体区分別】

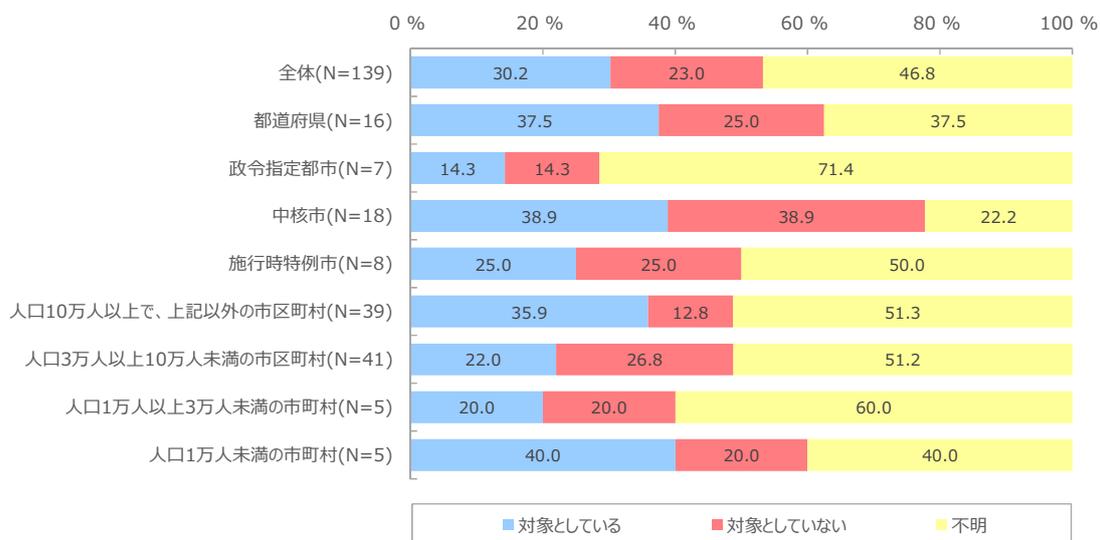


		対象として いる	対象として いない	不明	合計
全体	全体	52	29	58	139
	都道府県	7	4	5	16
	政令指定都市	2	1	4	7
	中核市	11	3	4	18
	施行時特例市	2	2	4	8
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	14	7	18	39
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	13	10	18	41
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	1	3	5
人口1万人未満の市町村	2	1	2	5	
比率	全体(N=139)	37.4	20.9	41.7	
	都道府県(N=16)	43.8	25.0	31.3	
	政令指定都市(N=7)	28.6	14.3	57.1	
	中核市(N=18)	61.1	16.7	22.2	
	施行時特例市(N=8)	25.0	25.0	50.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=39)	35.9	17.9	46.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=41)	31.7	24.4	43.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=5)	20.0	20.0	60.0	
人口1万人未満の市町村(N=5)	40.0	20.0	40.0		

③評価結果の公表のあり方

区域施策編の中間見直しを予定している団体において、評価結果の公表のあり方を中間見直しの対象としているのは30.2%である。

図表 476 区域施策編の中間見直しの対象 ③評価結果の公表のあり方
【団体区分別】



		対象 い る と し て	対 象 と し て い ない	不 明	合 計
全体	全体	42	32	65	139
	都道府県	6	4	6	16
	政令指定都市	1	1	5	7
	中核市	7	7	4	18
	施行時特例市	2	2	4	8
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	14	5	20	39
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	11	21	41
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	1	3	5
	人口1万人未満の市町村	2	1	2	5
比率	全体(N=139)	30.2	23.0	46.8	
	都道府県(N=16)	37.5	25.0	37.5	
	政令指定都市(N=7)	14.3	14.3	71.4	
	中核市(N=18)	38.9	38.9	22.2	
	施行時特例市(N=8)	25.0	25.0	50.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=39)	35.9	12.8	51.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=41)	22.0	26.8	51.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=5)	20.0	20.0	60.0	
	人口1万人未満の市町村(N=5)	40.0	20.0	40.0	

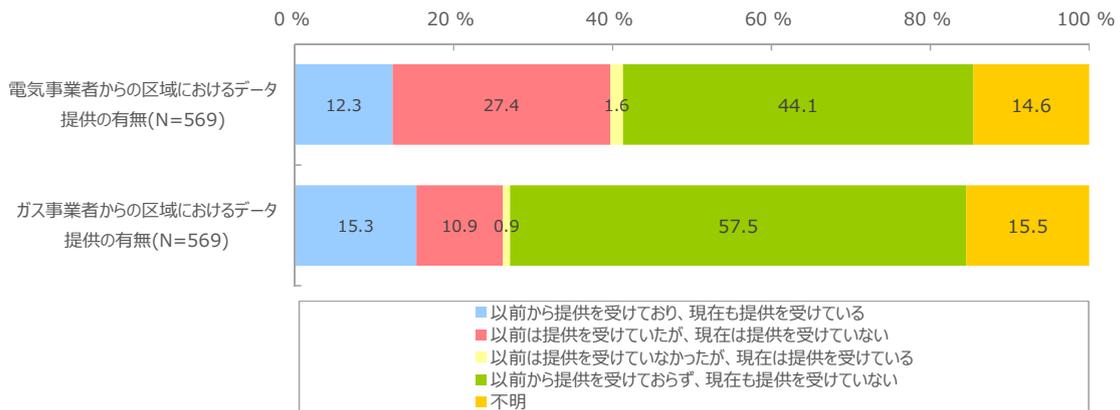
(9) エネルギー事業者からのデータ提供 <Q2-9>

1) エネルギー事業者からの区域におけるデータ提供の有無 <Q2-9(1)>

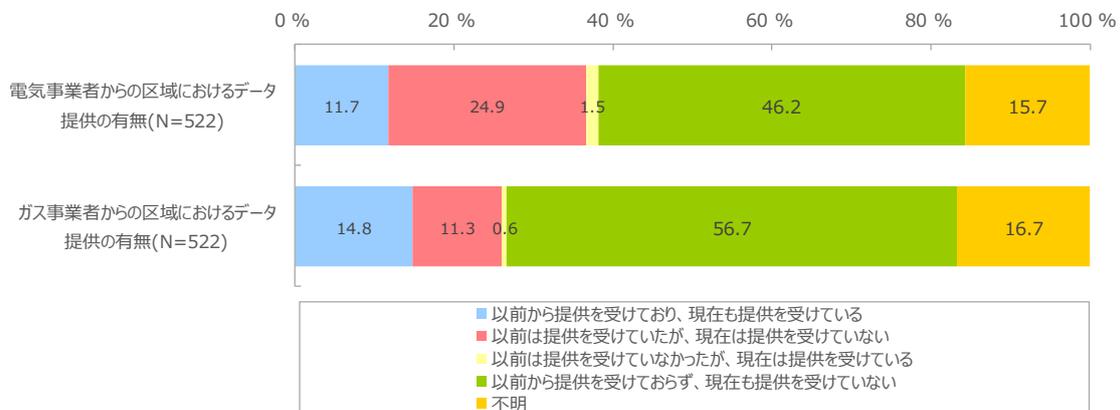
区域施策編を策定済みの団体における、電気事業者からの区域におけるデータ提供の有無については、「以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない」(44.1%)が最も多く、「以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない」(27.4%)、「以前から提供を受けており、現在も提供を受けている」(12.3%)と続く。

また、ガス事業者からの区域におけるデータ提供の有無については、「以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない」(57.5%)が最も多く、「以前から提供を受けており、現在も提供を受けている」(15.3%)、「以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない」(10.9%)と続く。

図表 477 電気事業者・ガス事業者からの区域におけるデータ提供の有無



図表 478 電気事業者・ガス事業者からの区域におけるデータ提供の有無【基礎自治体】

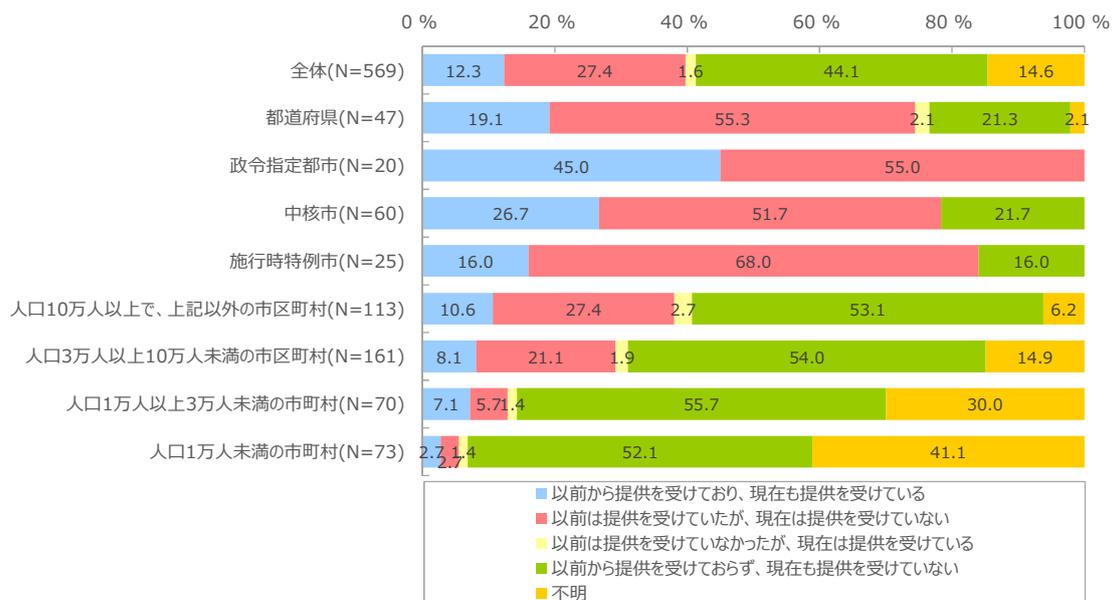


		以前から提供を受けている	以前は提供を受けていない	以前は提供を受けている	以前は提供を受けていない	不明	合計
全体		61	130	8	241	82	522
比率	電気事業者からの区域におけるデータ提供の有無(N=522)	11.7	24.9	1.5	46.2	15.7	

		以前から提供を受けている	以前は提供を受けていない	以前は提供を受けている	以前は提供を受けていない	不明	合計
全体		77	59	3	296	87	522
比率	ガス事業者からの区域におけるデータ提供の有無(N=522)	14.8	11.3	0.6	56.7	16.7	

電気事業者からのデータ提供の有無について、地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）では「以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない。」が最も多く、小規模な市町村（特別区含む。）では「以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない。」が最も多い。

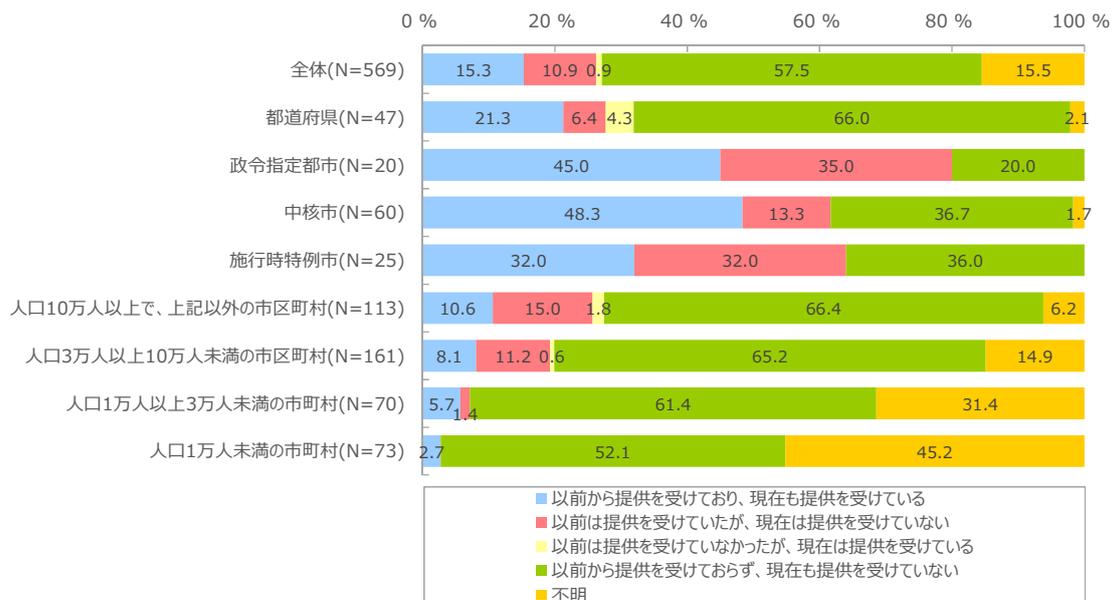
図表 479 電気事業者からの区域におけるデータ提供の有無
【団体区分別】



		以前から提供を受けている	以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない	以前は提供を受けていなかったが、現在は提供を受けている	以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない	不明	合計
全体	全体	70	156	9	251	83	569
	都道府県	9	26	1	10	1	47
	政令指定都市	9	11	0	0	0	20
	中核市	16	31	0	13	0	60
	施行時特例市	4	17	0	4	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	12	31	3	60	7	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	13	34	3	87	24	161
	人口1万人以上3万人未満の市町村	5	4	1	39	21	70
	人口1万人未満の市町村	2	2	1	38	30	73
比率	全体(N=569)	12.3	27.4	1.6	44.1	14.6	
	都道府県(N=47)	19.1	55.3	2.1	21.3	2.1	
	政令指定都市(N=20)	45.0	55.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60)	26.7	51.7	0.0	21.7	0.0	
	施行時特例市(N=25)	16.0	68.0	0.0	16.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	10.6	27.4	2.7	53.1	6.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=161)	8.1	21.1	1.9	54.0	14.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	7.1	5.7	1.4	55.7	30.0	
	人口1万人未満の市町村(N=73)	2.7	2.7	1.4	52.1	41.1	

ガス事業者からのデータ提供の有無について、地方公共団体の区分別に見ると、大規模な市町村（特別区含む。）では「以前から提供を受けており、現在も提供を受けている。」が最も多く、都道府県や小規模な市町村（特別区含む。）では「以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない。」が最も多い。

図表 480 ガス事業者からの区域におけるデータ提供の有無
【団体区分別】



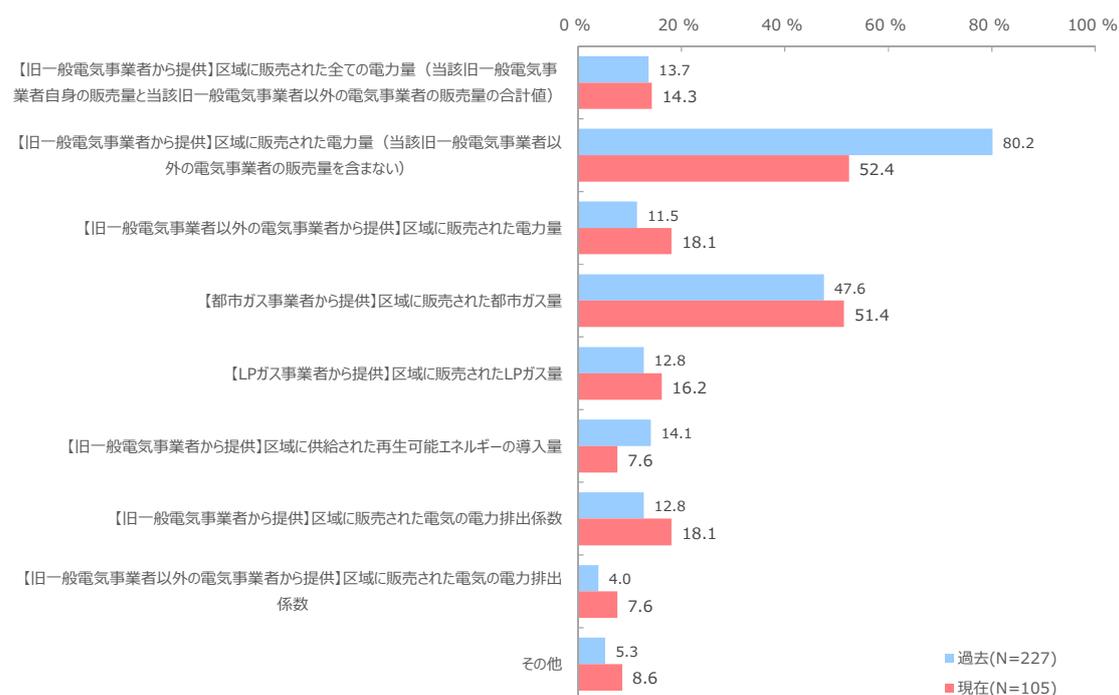
		以前から提供を受けている	以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない	以前は提供を受けていなかったが、現在は提供を受けている	以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない	不明	合計
全体	全体	87	62	5	327	88	569
	都道府県	10	3	2	31	1	47
	政令指定都市	9	7	0	4	0	20
	中核市	29	8	0	22	1	60
	施行時特例市	8	8	0	9	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	12	17	2	75	7	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	13	18	1	105	24	161
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	1	0	43	22	70
	人口1万人未満の市町村	2	0	0	38	33	73
比率	全体(N=569)	15.3	10.9	0.9	57.5	15.5	
	都道府県(N=47)	21.3	6.4	4.3	66.0	2.1	
	政令指定都市(N=20)	45.0	35.0	0.0	20.0	0.0	
	中核市(N=60)	48.3	13.3	0.0	36.7	1.7	
	施行時特例市(N=25)	32.0	32.0	0.0	36.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	10.6	15.0	1.8	66.4	6.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=161)	8.1	11.2	0.6	65.2	14.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	5.7	1.4	0.0	61.4	31.4	
	人口1万人未満の市町村(N=73)	2.7	0.0	0.0	52.1	45.2	

2) <過去/現在>エネルギーデータの提供者及び対象範囲 <Q2-9(2)>

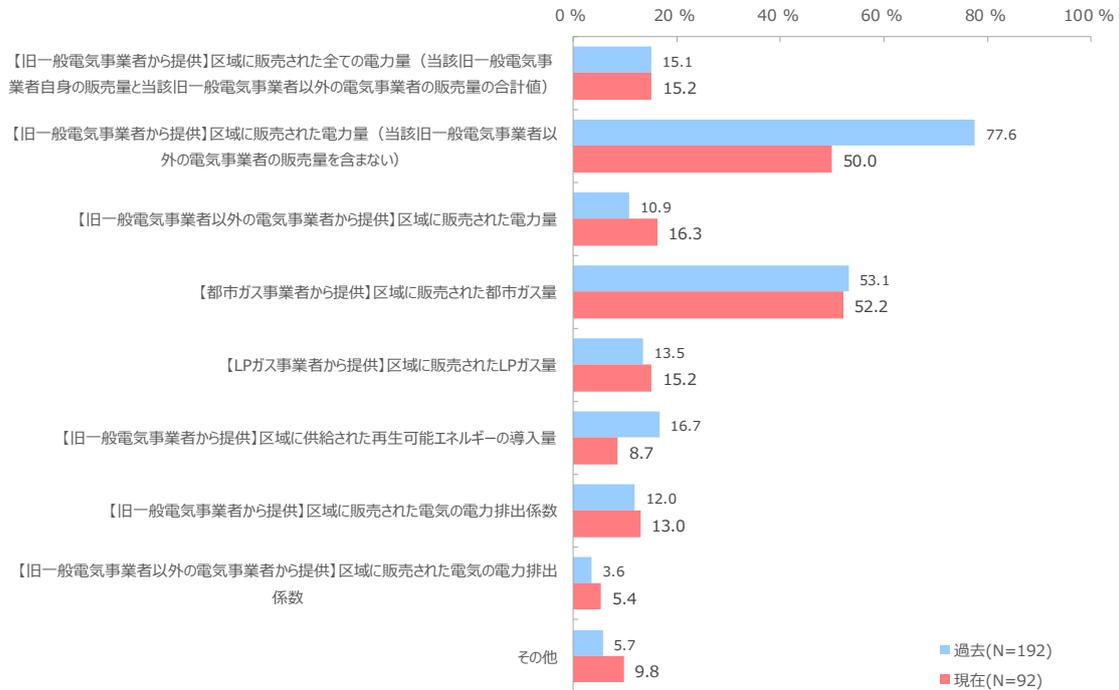
以前、エネルギーデータの提供を受けていたと回答した団体におけるエネルギーデータの提供者・対象範囲は、旧一般電気事業者から「区域に販売された電力量（当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない）」の提供を受けていた団体（80.2%）が最も多く、次いで、都市ガス事業者から「区域に販売された都市ガス量」の提供を受けていた団体（47.6%）が多い。

また、現在、エネルギーデータの提供を受けていると回答した団体におけるエネルギーデータの提供者・対象範囲は、旧一般電気事業者から「区域に販売された電力量（当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない）」の提供を受けている団体（52.4%）が最も多く、次いで、都市ガス事業者から「区域に販売された都市ガス量」の提供を受けている団体（51.4%）が多い。

図表 481 <過去/現在>エネルギーデータの提供者及び対象範囲



図表 482 <過去/現在>エネルギーデータの提供者及び対象範囲
【基礎自治体】

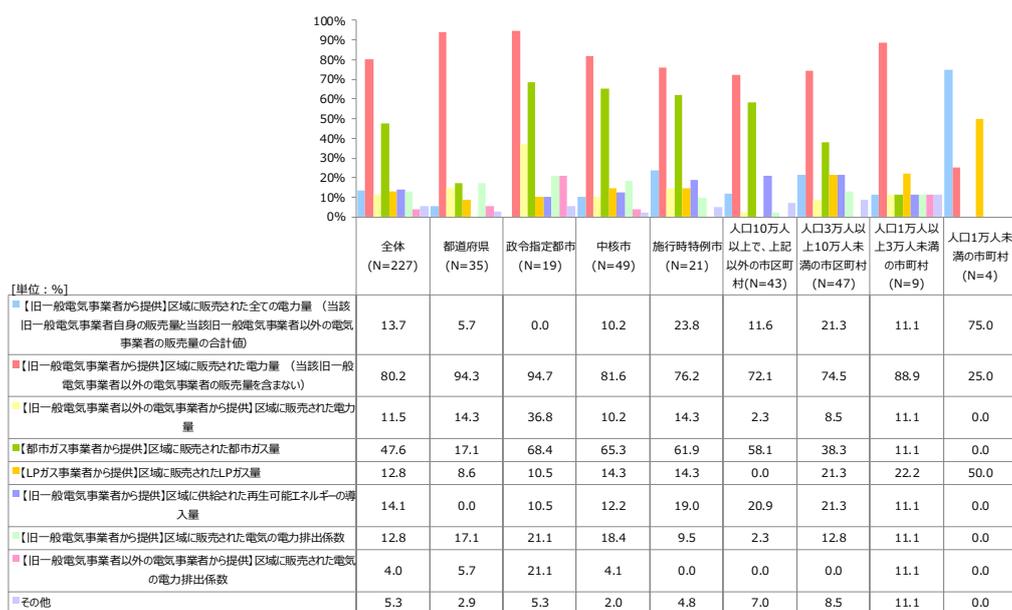


	【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された全ての電力量（当該旧一般電気事業者自身の販売量と当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量の合計値）	【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電力量（当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない）	【旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電力量	【都市ガス事業者から提供】区域に販売された都市ガス量	【LPガス事業者から提供】区域に販売されたLPガス量	【旧一般電気事業者から提供】区域に供給された再生可能エネルギーの導入量	【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数	【旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数	その他	合計
全体	29	149	21	102	26	32	23	7	11	192
比率 過去(N=192)	15.1	77.6	10.9	53.1	13.5	16.7	12.0	3.6	5.7	

	〔旧一般電気事業者から提供〕区域に販売された全ての電力量（当該旧一般電気事業者自身の販売量と当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量の合計値）	〔旧一般電気事業者から提供〕区域に販売された電力量（当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない）	〔旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供〕区域に販売された電力量	〔都市ガス事業者から提供〕区域に販売された都市ガス量	〔LPGガス事業者から提供〕区域に販売されたLPGガス量	〔旧一般電気事業者から提供〕区域に供給された再生可能エネルギーの導入量	〔旧一般電気事業者から提供〕区域に販売された電気の電力排出係数	〔旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供〕区域に販売された電気の電力排出係数	その他	合計
全体	14	46	15	48	14	8	12	5	9	92
比率 現在(N=92)	15.2	50.0	16.3	52.2	15.2	8.7	13.0	5.4	9.8	

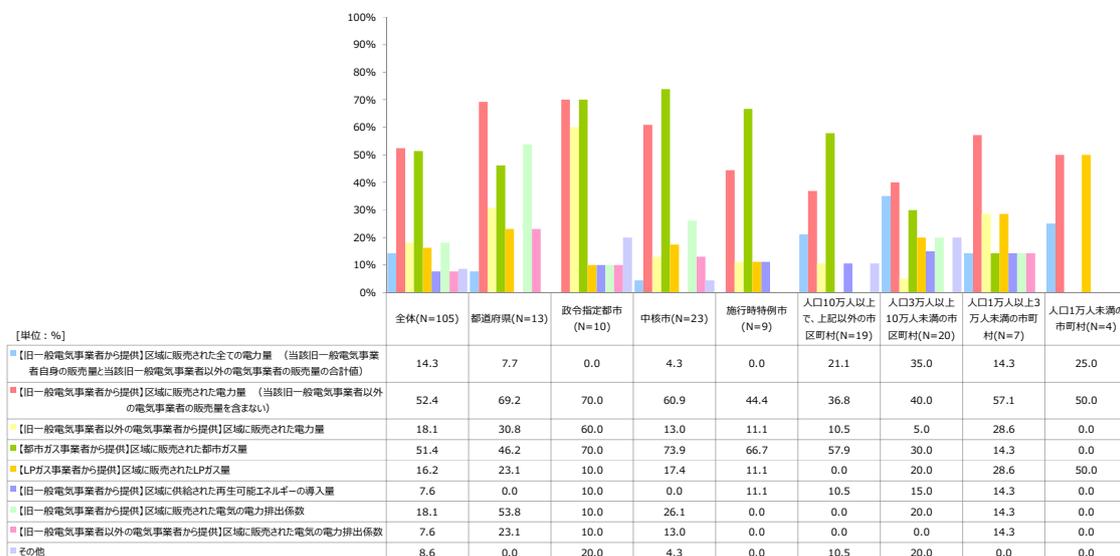
地方公共団体の区分別に、過去と現在のエネルギーデータの提供状況を比較すると、ほぼすべての区分で、旧一般電気事業者から「区域に販売された電力量」の提供を受けている団体の割合が低下している。一方、都市ガス事業者から「区域に販売された都市ガス量」の提供を受けている団体の割合は都道府県、中核市、施行時特例市等で上昇傾向にある。

図表 483 <過去>エネルギーデータの提供者及び対象範囲
【団体区分別】



	力電（旧一般電気事業者から提供）区域に販売された全ての電力量（当該旧一般電気事業者自身の販売量と当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量の合計値）	（旧一般電気事業者から提供）区域に販売された電力量（当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない）	（旧一般電気事業者から提供）区域に販売された電力量	（都市ガス事業者から提供）区域に販売された都市ガス量	（LPG事業者から提供）区域に販売されたLPGガス量	（旧一般電気事業者から提供）区域に供給された再生可能エネルギーの導入量	（旧一般電気事業者から提供）区域に販売された電気の電力排出係数	（旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供）区域に販売された電気の電力排出係数	その他	合計
回答数	31	182	26	108	29	32	29	9	12	227
全体 (N=227)	13.7	80.2	11.5	47.6	12.8	14.1	12.8	4.0	5.3	
都道府県 (N=35)	5.7	94.3	14.3	17.1	8.6	0.0	17.1	5.7	2.9	
政令指定都市 (N=19)	0.0	94.7	36.8	68.4	10.5	10.5	21.1	21.1	5.3	
中核市 (N=49)	10.2	81.6	10.2	65.3	14.3	12.2	18.4	4.1	2.0	
施行時特例市 (N=21)	23.8	76.2	14.3	61.9	14.3	19.0	9.5	0.0	4.8	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=43)	11.6	72.1	2.3	58.1	0.0	20.9	2.3	0.0	7.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=47)	21.3	74.5	8.5	38.3	21.3	21.3	12.8	0.0	8.5	
人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=9)	11.1	88.9	11.1	11.1	22.2	11.1	11.1	11.1	11.1	
人口1万人未満の市町村 (N=4)	75.0	25.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

図表 484 <現在>エネルギーデータの提供者及び対象範囲
【団体区分別】



回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市区町村	人口1万人未満の市区町村	比率 (%)	全体(N=105)	都道府県(N=13)	政令指定都市(N=10)	中核市(N=23)	施行時特例市(N=9)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=19)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=7)	人口1万人未満の市区町村(N=4)	合計
【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電力量の合計値	15	55	19	54	17	8	19	8	9	105	14.3	52.4	18.1	51.4	16.2	7.6	18.1	7.6	8.6	105
【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電力量（当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない）	1	9	4	6	3	0	7	3	0	13	7.7	69.2	30.8	46.2	23.1	0.0	53.8	23.1	0.0	13
【旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電力量	0	7	6	7	1	1	1	1	2	10	0.0	70.0	60.0	70.0	10.0	10.0	10.0	10.0	20.0	10
【都市ガス事業者から提供】区域に販売された都市ガス量	1	14	3	17	4	0	6	3	1	23	4.3	60.9	13.0	73.9	17.4	0.0	26.1	13.0	4.3	23
【LPガス事業者から提供】区域に販売されたLPガス量	0	4	1	6	1	1	0	0	0	9	0.0	44.4	11.1	66.7	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	9
【旧一般電気事業者から提供】区域に供給された再生可能エネルギーの導入量	4	7	2	11	0	2	0	0	2	19	4.3	30.8	10.0	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	19
【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数	7	8	1	6	4	3	4	0	4	20	7.6	53.8	10.0	26.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20
【旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数	1	4	2	1	2	1	1	1	0	7	1.4	23.1	13.0	17.4	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	7
【その他	1	2	0	0	2	0	0	0	0	4	8.6	0.0	4.3	0.0	10.5	20.0	0.0	0.0	0.0	4

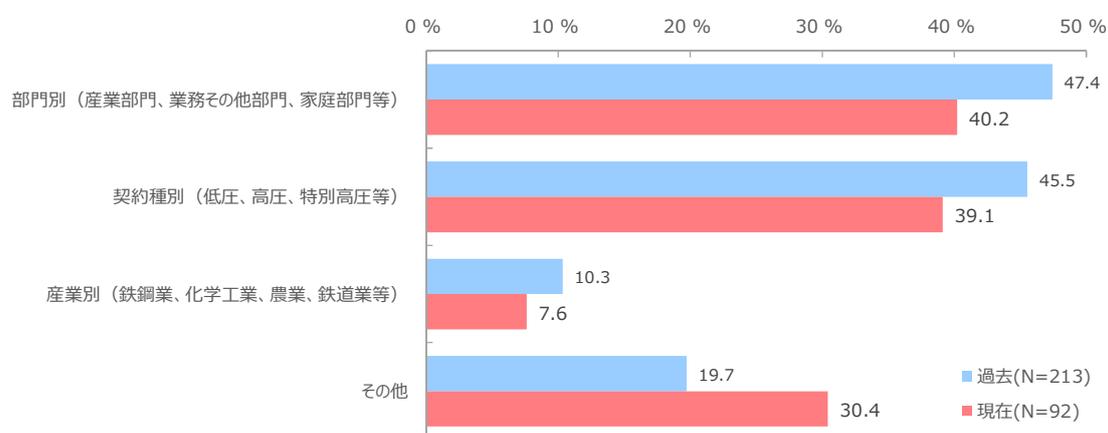
3) <過去／現在>提供を受けている電力量の区分 <Q2-9(3)>

以前、旧一般電気事業者から電力量データの提供を受けていた団体において、その電力量の区分は、「部門別（産業部門、業務その他部門、家庭部門等）」（47.4%）が最も多く、次いで「契約種別（低圧、高圧、特別高圧等）」（45.5%）が多い。

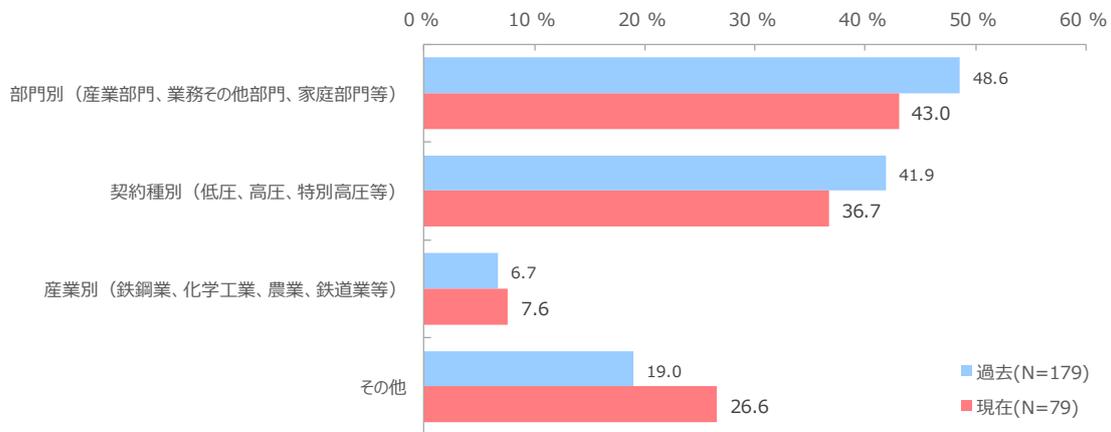
現在、旧一般電気事業者から電力量データの提供を受けている団体において、その電力量の区分は、「部門別（産業部門、業務その他部門、家庭部門等）」（40.2%）が最も多く、次いで「契約種別（低圧、高圧、特別高圧等）」（39.1%）が多い。

過去と現在を比べると、「部門別」「契約種別」「産業別」の割合はすべて低下しているが、基礎自治体においては、「産業別」の割合が増加している。

図表 485 <過去／現在>提供を受けている電力量の区分



図表 486 <過去/現在>提供を受けている電力量の区分【基礎自治体】

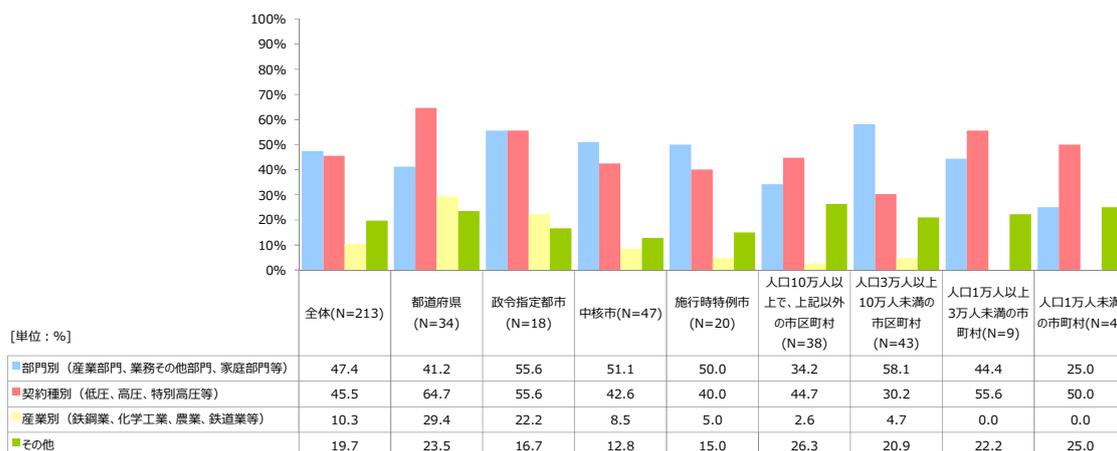


	部門別 (産業部門、業務その他部門、家庭部門等)	契約種別 (低圧、高圧、特別高圧等)	産業別 (鉄鋼業、化学工業、農業、鉄道業等)	その他	合計
全体	87	75	12	34	179
比率 過去(N=179)	48.6	41.9	6.7	19.0	

	部門別 (産業部門、業務その他部門、家庭部門等)	契約種別 (低圧、高圧、特別高圧等)	産業別 (鉄鋼業、化学工業、農業、鉄道業等)	その他	合計
全体	34	29	6	21	79
比率 現在(N=79)	43.0	36.7	7.6	26.6	

地方公共団体の区分別に、提供を受けている電力量の区分について、過去と現在を比較すると、ほぼすべての区分で、「部門別」「契約種別」「産業別」の割合が低下している。

図表 487 <過去>提供を受けていた電力量の区分
【団体区分別】



		業 務 部 門 別 (家 庭 部 門 等)	契 約 種 別 (低 圧 、 高 圧 、 特 別 高 圧 等)	学 業 別 (鉄 鋼 業 、 農 業 、 鉄 道 化 学 等)	そ の 他	合 計
回答数	全体	101	97	22	42	213
	都道府県	14	22	10	8	34
	政令指定都市	10	10	4	3	18
	中核市	24	20	4	6	47
	施行時特例市	10	8	1	3	20
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	13	17	1	10	38
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	25	13	2	9	43
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	5	0	2	9
	人口1万人未満の市町村	1	2	0	1	4
比率 (%)	全体(N=213)	47.4	45.5	10.3	19.7	
	都道府県(N=34)	41.2	64.7	29.4	23.5	
	政令指定都市(N=18)	55.6	55.6	22.2	16.7	
	中核市(N=47)	51.1	42.6	8.5	12.8	
	施行時特例市(N=20)	50.0	40.0	5.0	15.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=38)	34.2	44.7	2.6	26.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=43)	58.1	30.2	4.7	20.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=9)	44.4	55.6	0.0	22.2	
	人口1万人未満の市町村(N=4)	25.0	50.0	0.0	25.0	

図表 488 <現在>提供を受けている電力量の区分
【団体区分別】

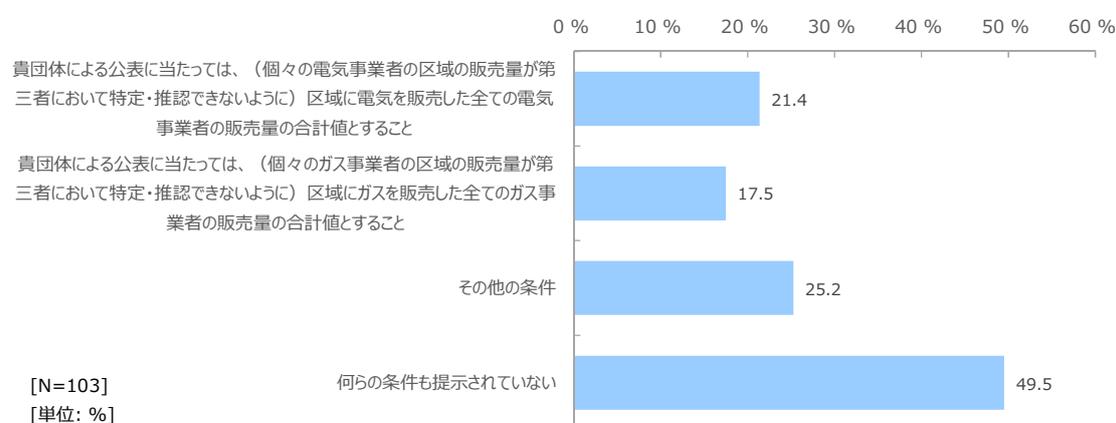


		部門別 (産業部門、業務その他部門、家庭部門等)	契約種別 (低圧、高圧、特別高圧等)	産業別 (鉄鋼業、化学工業、農業、鉄道業等)	その他	合計
回答数	全体	37	36	7	28	92
	都道府県	3	7	1	7	13
	政令指定都市	3	4	4	3	9
	中核市	13	8	2	3	22
	施行時特例市	3	0	0	2	5
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	8	0	5	16
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	3	0	5	17
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	5	0	1	7
	人口1万人未満の市町村	0	1	0	2	3
比率 (%)	全体(N=92)	40.2	39.1	7.6	30.4	
	都道府県(N=13)	23.1	53.8	7.7	53.8	
	政令指定都市(N=9)	33.3	44.4	44.4	33.3	
	中核市(N=22)	59.1	36.4	9.1	13.6	
	施行時特例市(N=5)	60.0	0.0	0.0	40.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=16)	25.0	50.0	0.0	31.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=17)	52.9	17.6	0.0	29.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=7)	28.6	71.4	0.0	14.3	
	人口1万人未満の市町村(N=3)	0.0	33.3	0.0	66.7	

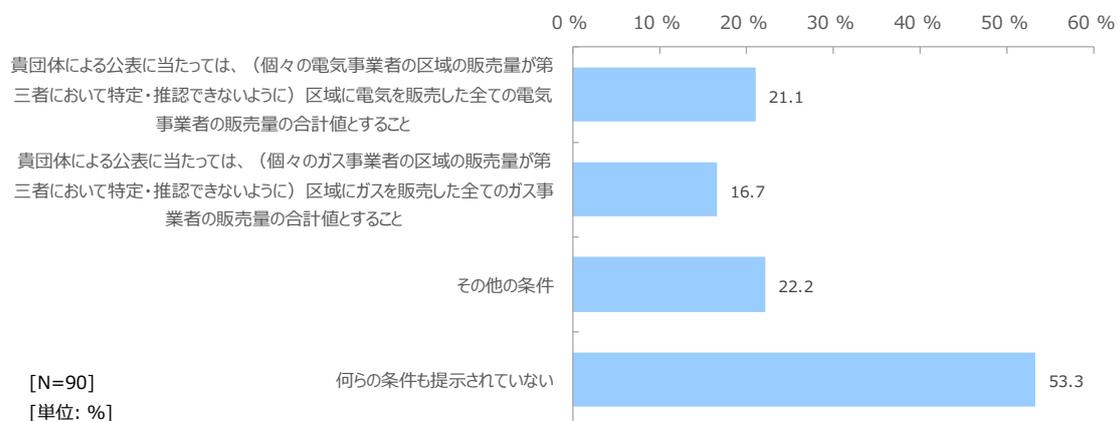
4) 提供されたデータの公表について、電気事業者・ガス事業者から提示された条件 <Q2-9(3)>

現在、エネルギーデータの提供を受けていると回答した団体において、そのデータの公表について電気事業者・ガス事業者から提示された条件としては、「何らの条件も提示されていない。」(49.5%)が最も高く、「区域に電気を販売した全ての電気事業者の販売量の合計値とすること」(21.4%)、「区域にガスを販売した全てのガス事業者の販売量の合計値とすること」(17.5%)と続く。

図表 489 提供されたデータの公表について、電気事業者・ガス事業者から提示された条件



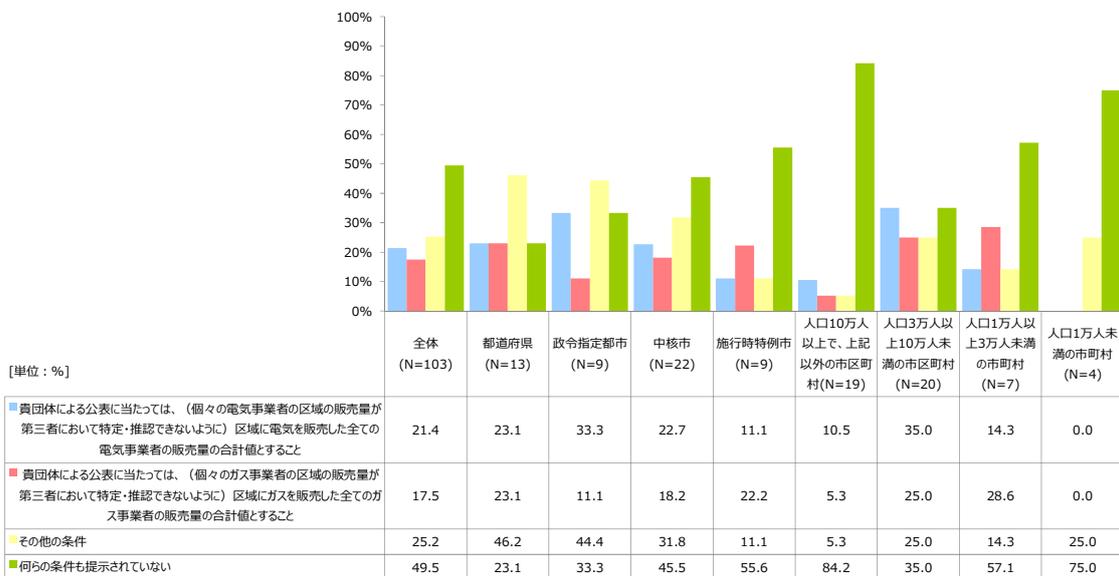
図表 490 提供されたデータの公表について、電気事業者・ガス事業者から提示された条件【基礎自治体】



	貴団体による公表に当たっては、(個々の電気事業者の区域の販売量が第三者において特定・推認できないように) 区域に電気を販売した全ての電気事業者の販売量の合計値とすること	貴団体による公表に当たっては、(個々のガス事業者の区域の販売量が第三者において特定・推認できないように) 区域にガスを販売した全てのガス事業者の販売量の合計値とすること	その他の条件	何らの条件も提示されていない	合計
全体	19	15	20	48	90
比率	21.1	16.7	22.2	53.3	

地方公共団体の区分別に見ると、小規模な市町村（特別区含む。）ほど、条件を提示されていない団体の割合が高い傾向がある。

図表 491 提供されたデータの公表について、
電気事業者・ガス事業者から提示された条件【団体区分別】



回答数	比率 (%)	電気事業者の区域の販売量が第三者において特定・推認できないように、区域に電気を販売した全ての電気事業者の販売量の合計値とすること	ガス事業者の区域の販売量が第三者において特定・推認できないように、区域にガスを販売した全てのガス事業者の販売量の合計値とすること	その他の条件	何らの条件も提示されていない	合計
全体		22	18	26	51	103
都道府県		3	3	6	3	13
政令指定都市		3	1	4	3	9
中核市		5	4	7	10	22
施行時特例市		1	2	1	5	9
人口10万人以上で、上記以外の市区町村		2	1	1	16	19
人口3万人以上10万人未満の市区町村		7	5	5	7	20
人口1万人以上3万人未満の市町村		1	2	1	4	7
人口1万人未満の市町村		0	0	1	3	4
全体(N=103)	21.4	17.5	25.2	49.5		
都道府県(N=13)	23.1	23.1	46.2	23.1		
政令指定都市(N=9)	33.3	11.1	44.4	33.3		
中核市(N=22)	22.7	18.2	31.8	45.5		
施行時特例市(N=9)	11.1	22.2	11.1	55.6		
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=19)	10.5	5.3	5.3	84.2		
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	35.0	25.0	25.0	35.0		
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=7)	14.3	28.6	14.3	57.1		
人口1万人未満の市町村(N=4)	0.0	0.0	25.0	75.0		

4. その他地球温暖化対策に関する事項

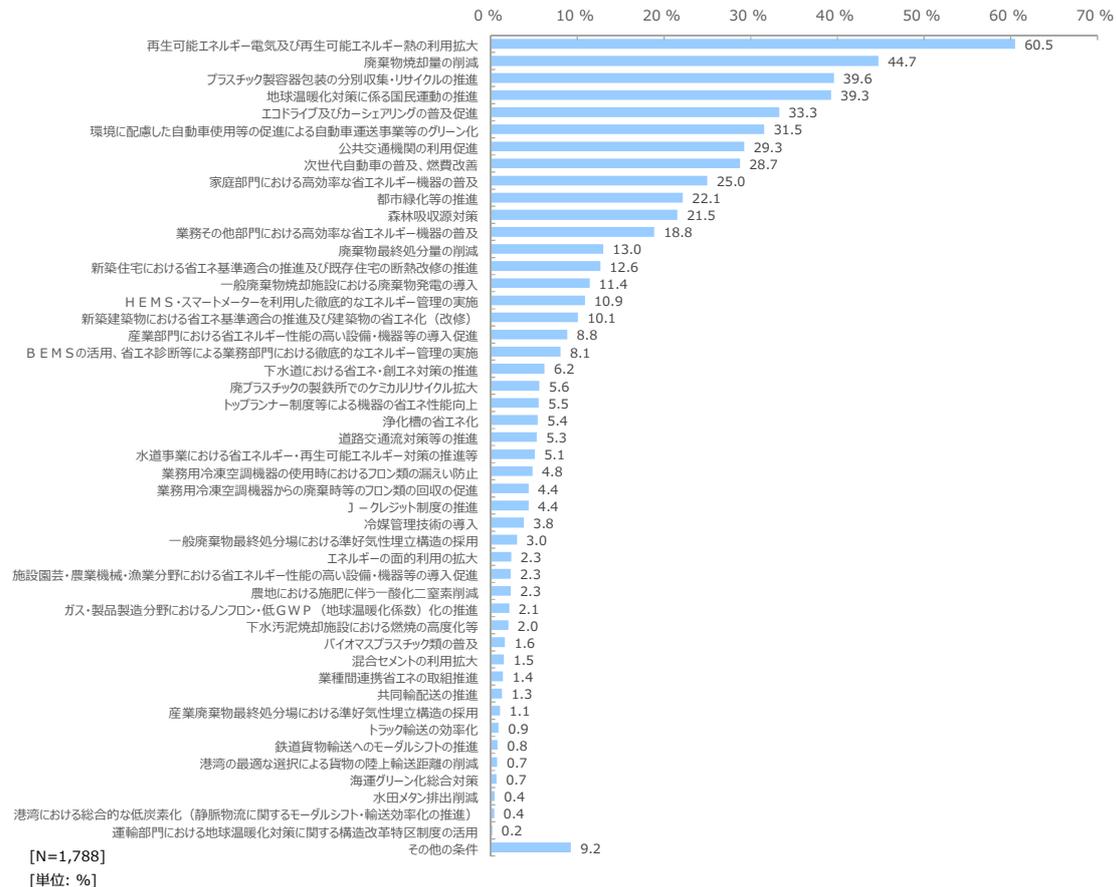
(1) 現在実施している地域の地球温暖化対策・施策

<Q3-1>

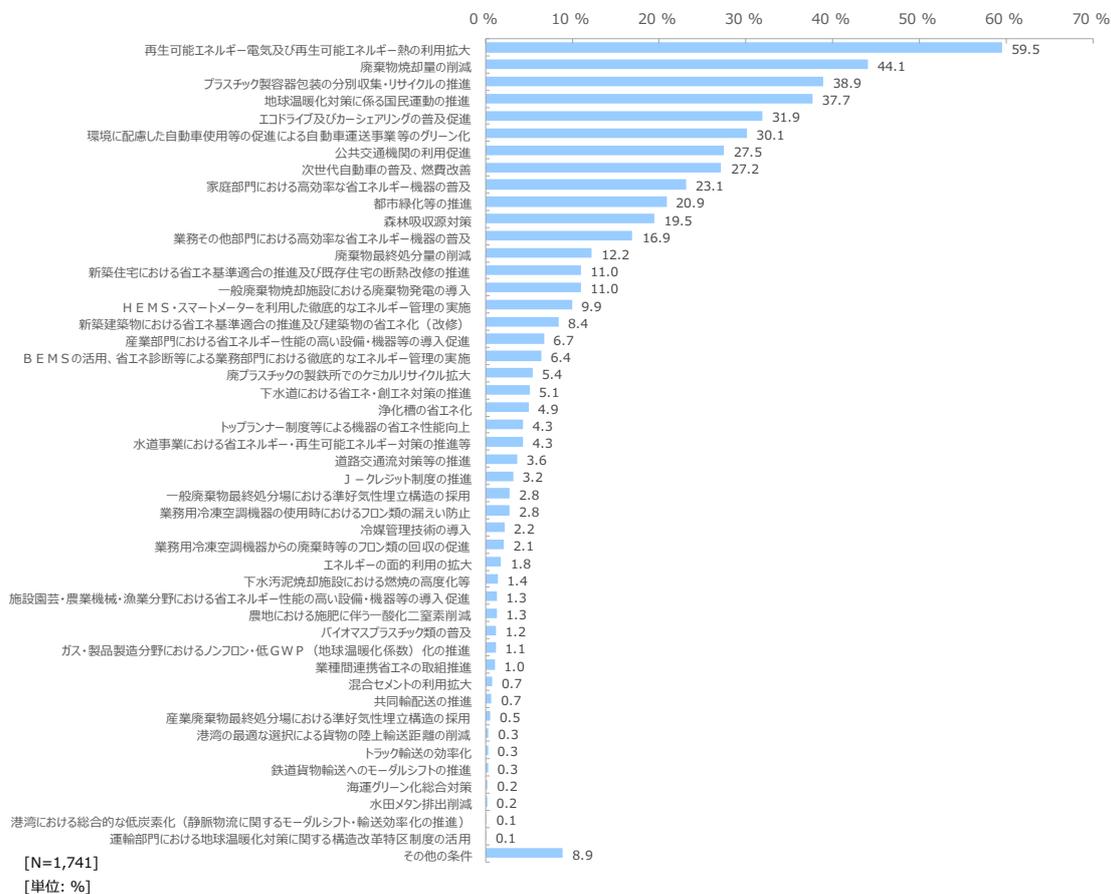
1) 現在実施している地域の地球温暖化対策・施策 <Q3-1(1)①>

都道府県・市町村（特別区含む。）において、現在実施している地域の地球温暖化対策・施策としては、「再生可能エネルギー電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大」(60.5%)が最も多く、「廃棄物焼却量の削減」(44.7%)、「プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進」(39.6%)、「地球温暖化対策に係る国民運動の推進」(39.3%)、「地球温暖化対策に係る国民運動の推進」(39.3%)と続く。

図表 492 現在実施している（してきた）地域の地球温暖化対策・施策



図表 493 現在実施している（してきた）地域の地球温暖化対策・施策
【基礎自治体】



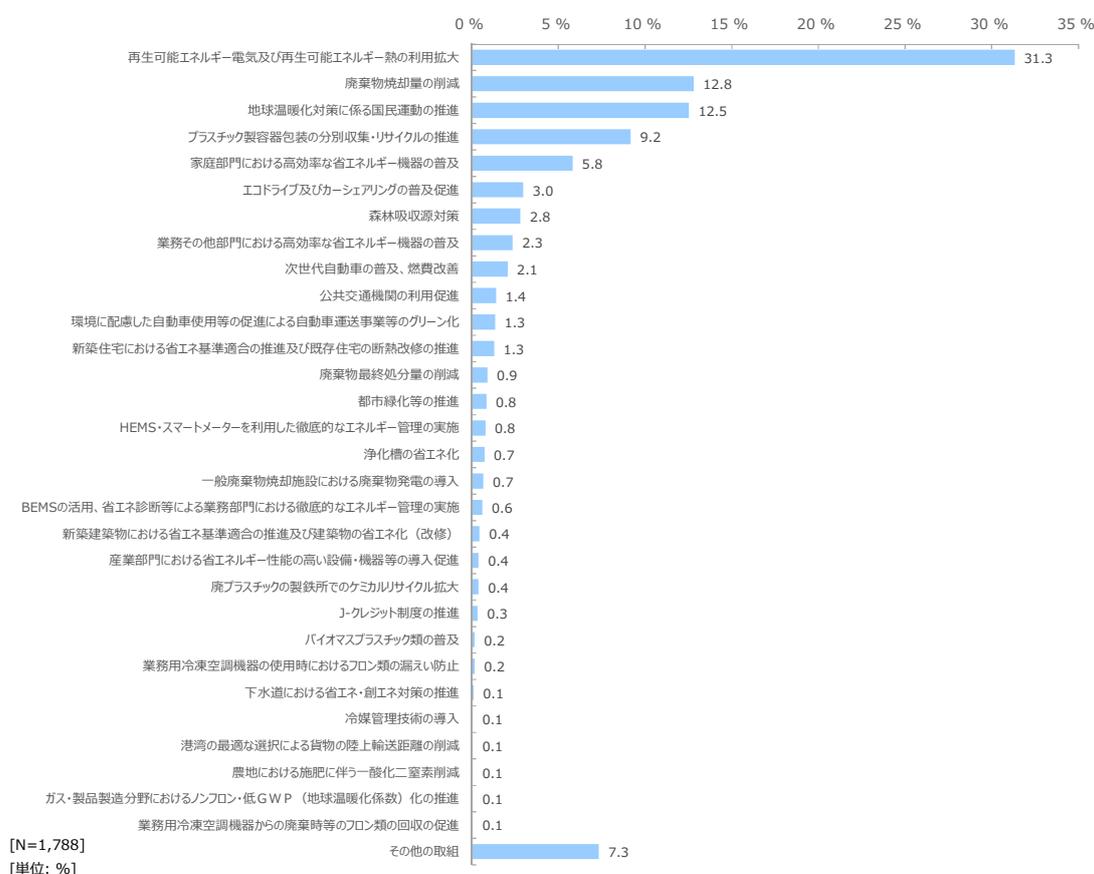
図表 494 現在実施している（してきた）地域の地球温暖化対策・施策

	全体(N=1,788)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=60)	施行時特例市(N=25)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	人口1万人未満の市町村(N=512)
再生可能エネルギー・電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大	60.5	97.9	100.0	93.3	96.0	80.1	62.9	49.1	50.6
新築住宅における省エネ基準適合の推進及び既存住宅の断熱改修の推進	12.6	74.5	85.0	56.7	40.0	24.9	8.0	5.0	4.5
家庭部門における高効率な省エネルギー機器の普及	25.0	95.7	100.0	73.3	72.0	60.8	23.8	12.0	7.4
浄化槽の省エネ化	5.4	23.4	10.0	10.0	4.0	7.2	4.8	5.0	3.5
HEMS・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	10.9	44.7	70.0	41.7	40.0	27.6	11.0	2.9	1.2
新築建築物における省エネ基準適合の推進及び建築物の省エネ化（改修）	10.1	72.3	70.0	41.7	40.0	21.0	4.8	3.8	3.5
業務その他部門における高効率な省エネルギー機器の普及	18.8	89.4	95.0	55.0	52.0	36.5	15.0	12.4	6.6
冷暖管理技術の導入	3.8	63.8	15.0	16.7	4.0	6.6	1.4	0.9	0.2
トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	5.5	51.1	50.0	21.7	20.0	11.0	4.0	1.4	0.2
BEMSの活用、省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施	8.1	70.2	80.0	30.0	20.0	15.5	5.2	3.2	0.8
エネルギーの面的利用の拡大	2.3	23.4	50.0	6.7	4.0	2.8	0.8	0.2	1.2
下水道における省エネ・創エネ対策の推進	6.2	48.9	70.0	35.0	12.0	9.9	3.4	1.6	1.6
水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等	5.1	34.0	65.0	25.0	16.0	8.8	3.6	1.6	0.4
プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	39.6	63.8	80.0	56.7	52.0	48.1	36.9	41.2	31.4
一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入	11.4	27.7	90.0	68.3	48.0	30.4	8.6	4.1	0.8
産業部門における省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	8.8	87.2	90.0	33.3	36.0	16.0	4.8	2.0	1.6
廃プラスチックの製鉄所でのケミカルリサイクル拡大	5.6	12.8	30.0	13.3	4.0	5.5	5.4	5.7	3.3
施設園芸・農業機械・漁業分野における省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	2.3	40.4	10.0	3.3	0.0	2.2	0.8	1.4	0.8
養殖関連省エネの取組推進	1.4	14.9	20.0	1.7	12.0	1.7	0.4	0.7	0.4
次世代自動車の普及、燃費改善	28.7	87.2	100.0	76.7	64.0	53.6	28.1	18.1	14.3
道路交通流対策等の推進	5.3	68.1	65.0	20.0	12.0	7.7	2.4	1.1	0.8
環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	31.5	85.1	100.0	80.0	64.0	61.3	35.3	19.2	13.1
公共交通機関の利用促進	29.3	93.6	100.0	85.0	56.0	59.1	32.5	17.6	9.0
トラック輸送の効率化	0.9	23.4	10.0	1.7	0.0	1.1	0.0	0.0	0.0
共同輸送の推進	1.3	23.4	10.0	1.7	0.0	1.1	0.6	0.7	0.2
海運グリーン化総合対策	0.7	17.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進	0.8	19.1	10.0	1.7	4.0	0.6	0.0	0.0	0.0
港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離の削減	0.7	14.9	15.0	1.7	0.0	0.6	0.0	0.2	0.0
港湾における総合的な低炭素化（静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化の推進）	0.4	10.6	5.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0
運輸部門における地球温暖化対策に関する構造改革特区制度の活用	0.2	4.3	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
混合セメントの利用拡大	1.5	29.8	15.0	5.0	0.0	1.1	0.4	0.5	0.2
バイオプラスチック等の普及	1.6	17.0	20.0	6.7	0.0	1.1	0.8	0.9	0.6
廃棄物焼却量の削減	44.7	70.2	95.0	78.3	68.0	56.9	48.7	42.1	29.5
水田メタン排出削減	0.4	10.6	0.0	1.7	0.0	0.6	0.2	0.0	0.0
農地における施肥に伴う酸化二窒素削減	2.3	40.4	10.0	3.3	4.0	1.7	1.8	0.2	0.8
廃棄物最終処分量の削減	13.0	40.4	45.0	25.0	36.0	11.6	13.6	9.5	9.6
一般廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	3.0	12.8	30.0	11.7	8.0	3.3	3.4	1.4	0.8
産業廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	1.1	21.3	10.0	5.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.4
下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等	2.0	25.5	40.0	8.3	4.0	1.1	1.2	0.2	0.2
ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP（地球温暖化係数）化の推進	2.1	38.3	20.0	3.3	0.0	2.2	0.6	0.7	0.8
業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止	4.8	80.9	15.0	13.3	16.0	5.5	3.2	0.9	0.6
業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類の回収の促進	4.4	87.2	15.0	15.0	12.0	4.4	0.8	1.4	0.8
森林吸収源対策	21.5	97.9	75.0	46.7	32.0	26.5	17.4	15.2	16.8
都市緑化等の推進	22.1	70.2	95.0	73.3	84.0	59.7	23.4	8.6	3.1
J-クレジット制度の推進	4.4	48.9	40.0	8.3	4.0	5.5	3.2	1.6	1.6
地球温暖化対策に係る国民運動の推進	39.3	97.9	100.0	91.7	76.0	74.6	44.1	24.9	18.8
エコドライブ及びカーシェアリングの普及促進	33.3	85.1	100.0	83.3	84.0	67.4	34.3	22.4	13.9
その他の取組	9.2	21.3	25.0	6.7	12.0	5.5	7.6	7.2	12.3

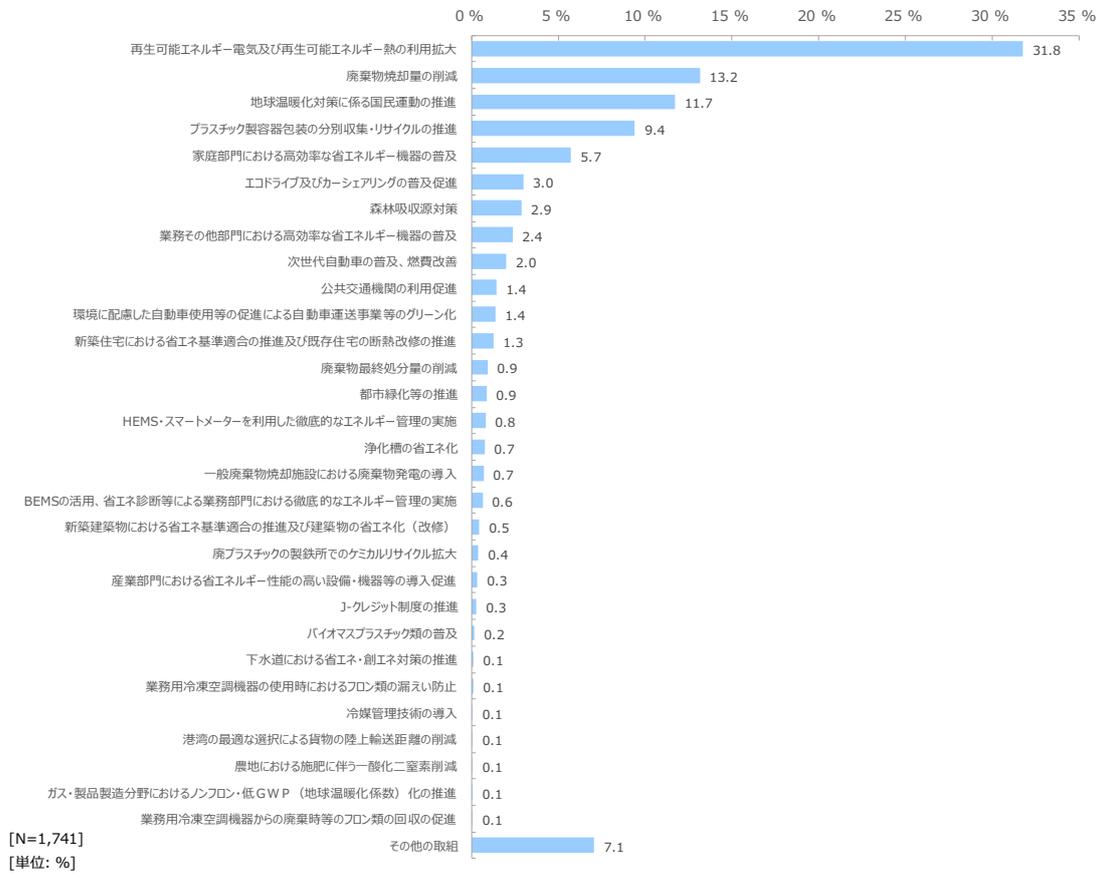
2) 現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策 <Q3-1(1)②>

都道府県・市町村（特別区含む。）において、現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策としては、「再生可能エネルギー電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大」（31.3%）が最も多く、「廃棄物焼却量の削減」（12.8%）、「地球温暖化対策に係る国民運動の推進」（12.5%）、「プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進」（9.2%）、「家庭部門における高効率な省エネルギー機器の普及」（5.8%）、と続く。

図表 495 現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策



図表 496 現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策
【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県では「地球温暖化対策に係る国民運動の推進」が最も多く、都道府県以外の全団体では「再生可能エネルギー電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大」が最も多い。

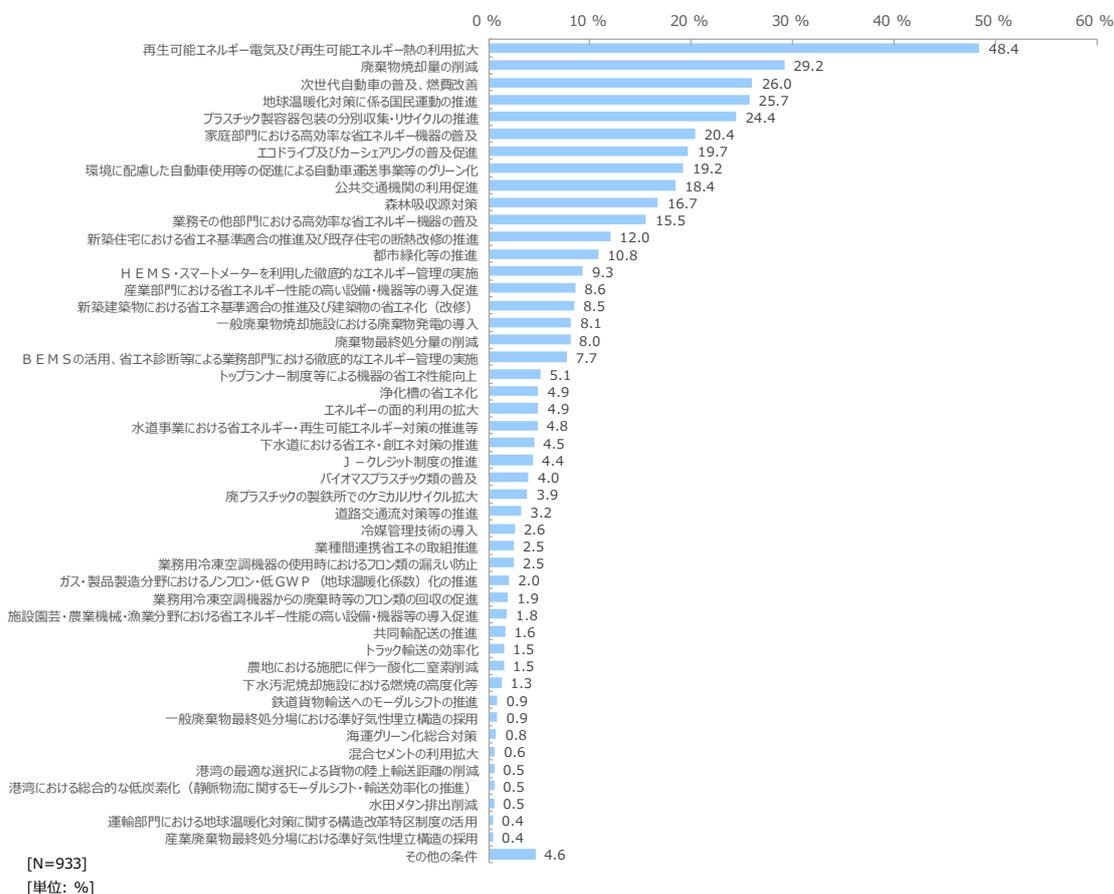
図表 497 現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策
【団体区分別】（単位：％）

	全体(N=1,788)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=60)	施行時特別市(N=25)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	人口1万人未満の市町村(N=512)
再生可能エネルギー電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大	31.3	14.9	55.0	46.7	40.0	33.7	33.5	24.7	32.4
新築住宅における省エネ基準適合の推進及び既存住宅の断熱改修の推進	1.3	2.1	5.0	5.0	0.0	1.7	0.8	0.9	1.4
家庭部門における高効率な省エネルギー機器の普及	5.8	8.5	0.0	15.0	28.0	14.4	7.4	2.5	2.0
浄化槽の省エネ化	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	1.6	0.6
H E M S ・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	2.2	1.4	0.5	0.2
新築建築物における省エネ基準適合の推進及び建築物の省エネ化（改修）	0.4	0.0	0.0	0.0	4.0	1.1	0.6	0.2	0.2
業務その他部門における高効率な省エネルギー機器の普及	2.3	2.1	0.0	0.0	8.0	3.3	1.4	4.1	1.6
冷媒管理技術の導入	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0
トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
B E M S の活用、省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施	0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	0.4	0.9	0.4
エネルギーの面的利用の拡大	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
下水道における省エネ・創エネ対策の推進	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4
水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	9.2	0.0	0.0	0.0	0.0	2.8	7.2	13.8	12.1
一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入	0.7	0.0	0.0	1.7	0.0	2.8	0.4	0.5	0.4
産業部門における省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	0.4	2.1	0.0	1.7	0.0	0.0	0.2	0.2	0.6
廃プラスチックの製鉄所でのケミカルリサイクル拡大	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.7	0.4
施設園芸・農業機械・漁業分野における省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
業種間連携省エネの取組推進	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
次世代自動車の普及、燃費改善	2.1	4.3	0.0	0.0	0.0	1.1	1.6	2.3	2.9
道路交通流対策等の推進	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	1.8	1.6	1.2
公共交通機関の利用促進	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	2.2	0.9	1.4
トラック輸送の効率化	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
共同輸送の推進	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
海運グリーン化総合対策	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離の削減	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0
港湾における総合的な低炭素化（静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化の推進）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
運輸部門における地球温暖化対策に関する構造改革特区制度の活用	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
混合セメントの利用拡大	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
バイオマスプラスチックの普及	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.4
廃棄物焼却量の削減	12.8	0.0	5.0	1.7	0.0	4.4	15.0	19.2	11.5
水田メタン排出削減	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
農地における施肥に伴う一酸化二窒素削減	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2
廃棄物最終処分量の削減	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	1.1	1.8
一般廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
産業廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP（地球温暖化係数）化の推進	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0
業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止	0.2	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.2
業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類の回収の促進	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0
森林吸収源対策	2.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	1.0	2.9	6.1
都市緑化等の推進	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	0.6	1.1	0.8
J - クレジット制度の推進	0.3	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.5	0.2
地球温暖化対策に係る国民運動の推進	12.5	42.6	15.0	23.3	12.0	19.9	13.6	9.5	7.4
エコドライブ及びカーシェアリングの普及促進	3.0	2.1	0.0	0.0	4.0	1.7	3.0	3.4	3.5
その他の取組	7.3	17.0	20.0	5.0	4.0	3.9	6.0	6.1	10.0

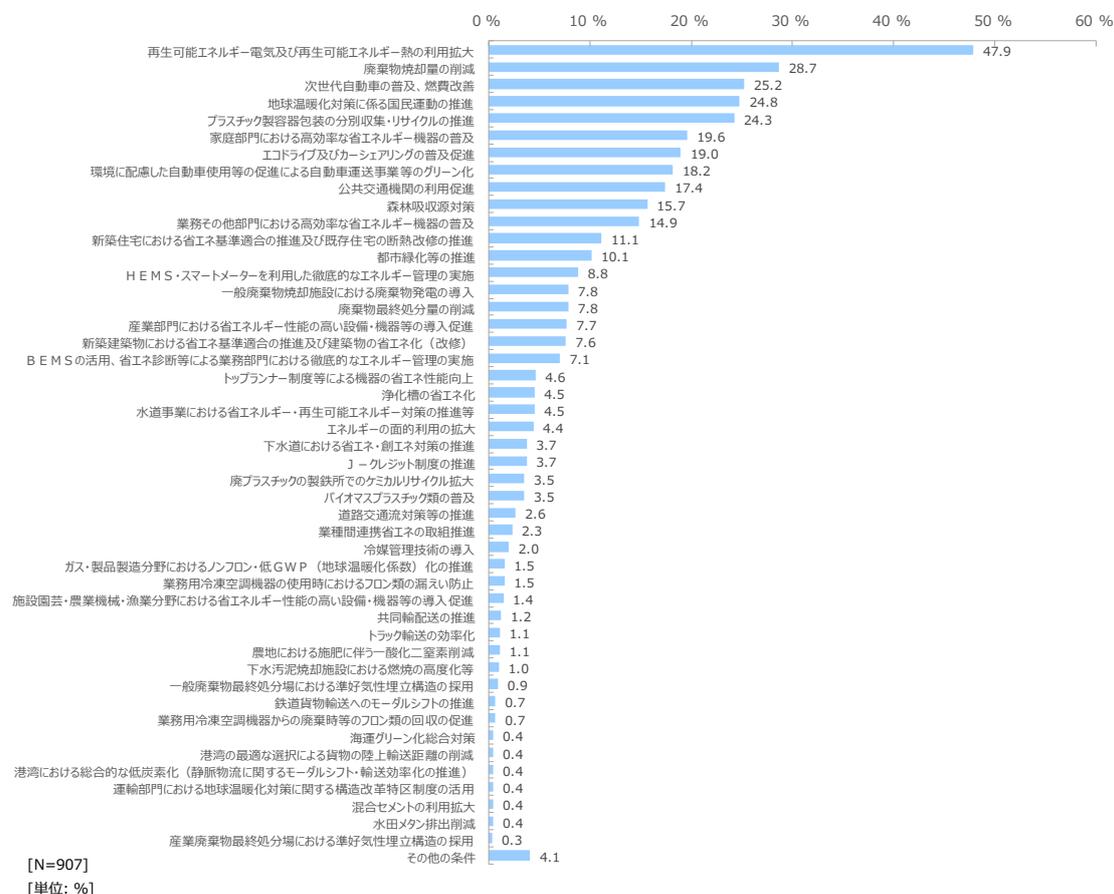
3) 今後実施したい（力を入れていきたい）地域の地球温暖化対策・施策 <Q3-1(1)③>

都道府県・市町村（特別区含む。）において、“今後実施したい（力を入れていきたい）”地域の地球温暖化対策・施策としては、「再生可能エネルギー電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大」が48.4%と最も多く、「廃棄物焼却量の削減」、「次世代自動車の普及、燃費改善」、「地球温暖化対策に係る国民運動の推進」、「プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進」、「家庭部門における高効率な省エネルギー機器の普及」、「エコドライブ及びカーシェアリングの普及促進」、「環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化」、「公共交通機関の利用促進」、「森林吸収源対策」、「業務その他部門における高効率な省エネルギー機器の普及」、「新築住宅における省エネ基準適合の推進及び既存住宅の断熱改修の推進」、「都市緑化等の推進」、「H E M S ・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施」、「産業部門における省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進」、「新築建築物における省エネ基準適合の推進及び建築物の省エネ化（改修）」、「一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入」、「廃棄物最終処分量の削減」、「B E M S の活用、省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施」、「トランナー制度等による機器の省エネ性能向上」、「浄化槽の省エネ化」、「エネルギーの面的利用の拡大」、「水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等」、「下水道における省エネ・創エネ対策の推進」、「J ー クレジット制度の推進」、「バイオマスプラスチック類の普及」、「廃プラスチックの製鉄所でのケミカルリサイクル拡大」、「道路交通流対策等の推進」、「冷媒管理技術の導入」、「業種間連携省エネの取組推進」、「業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止」、「ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低 G W P（地球温暖化係数）化の推進」、「業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類の回収の促進」、「施設園芸・農業機械・漁業分野における省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進」、「共同輸送の推進」、「トラック輸送の効率化」、「農地における施肥に伴う一酸化二窒素削減」、「下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等」、「鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進」、「一般廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用」、「海運グリーン化総合対策」、「混合セメントの利用拡大」、「港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離の削減」、「港湾における総合的な低炭素化（船舶物流に関するモーダルシフト・輸送効率化の推進）」、「水田メタン排出削減」、「運輸部門における地球温暖化対策に関する構造改革特区制度の活用」、「産業廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用」、「その他の条件」が続く。

図表 498 今後実施したい（力を入れていきたい）地域の地球温暖化対策・施策



図表 499 今後実施したい（力を入れていきたい）
地域の地球温暖化対策・施策【基礎自治体】



図表 500 今後実施したい（力を入れていきたい）
地域の地球温暖化対策・施策【団体区分別】

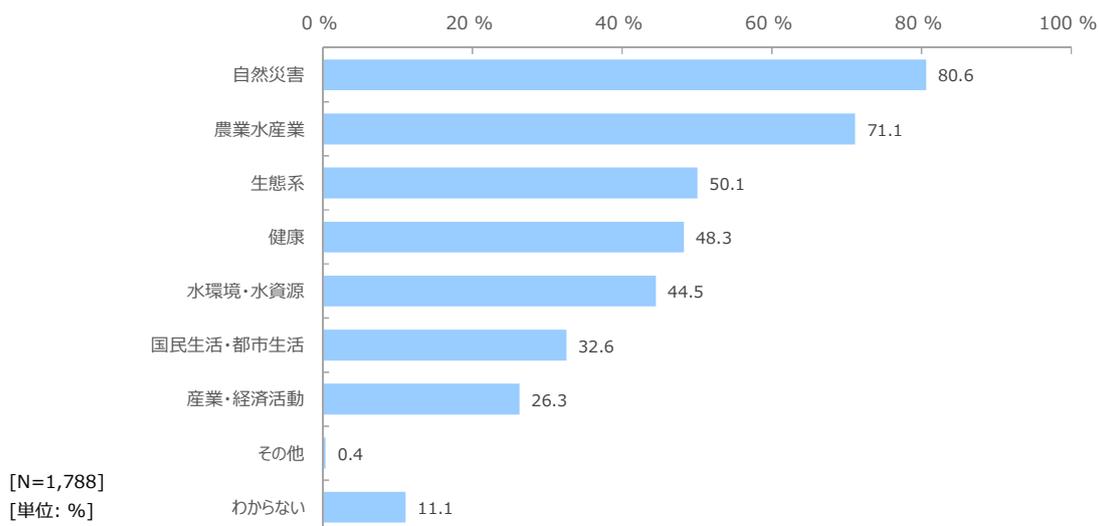
	全体(N=1,788)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=60)	施行時特例市(N=25)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	人口1万人未満の市町村(N=512)
再生可能エネルギー電気及び再生可能エネルギー熱の利用拡大	25.3	38.3	55.0	46.7	48.0	33.1	24.6	20.6	21.3
新築住宅における省エネ基準適合の推進及び既存住宅の断熱改修の推進	6.3	23.4	25.0	30.0	20.0	10.5	4.4	3.8	2.9
家庭部門における高効率な省エネルギー機器の普及	10.6	25.5	25.0	38.3	44.0	21.0	11.4	6.6	2.9
浄化槽の省エネ化	2.6	10.6	0.0	1.7	0.0	1.7	2.0	3.2	2.5
H E M S・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	4.9	14.9	10.0	23.3	24.0	11.6	4.6	1.8	1.2
新築建築物における省エネ基準適合の推進及び建築物の省エネ化（改修）	4.4	21.3	20.0	23.3	16.0	6.1	2.8	3.2	1.6
業務その他部門における高効率な省エネルギー機器の普及	8.1	21.3	30.0	26.7	16.0	15.5	8.2	6.6	2.1
冷媒管理技術の導入	1.3	12.8	0.0	5.0	0.0	2.2	0.8	0.9	0.6
トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	2.7	12.8	10.0	13.3	8.0	5.5	2.4	0.9	0.8
B E M Sの活用、省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施	4.0	17.0	20.0	18.3	8.0	9.9	3.0	2.3	0.8
エネルギーの面的利用の拡大	2.6	12.8	20.0	8.3	12.0	5.5	1.2	1.6	1.0
下水道における省エネ・創エネ対策の推進	2.3	17.0	15.0	11.7	0.0	3.3	1.4	0.9	1.4
水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進等	2.5	8.5	15.0	8.3	4.0	2.2	2.4	2.5	1.0
プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	12.8	17.0	20.0	18.3	16.0	13.3	11.6	14.7	10.5
一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入	4.3	10.6	15.0	21.7	20.0	7.7	3.8	2.5	1.2
産業部門における省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	4.5	21.3	25.0	16.7	12.0	7.7	4.2	2.7	1.0
廃プラスチックの製鉄所でのケミカルリサイクル拡大	2.0	8.5	0.0	5.0	4.0	1.1	1.8	2.3	1.4
施設園芸・農業機械・漁業分野における省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進	1.0	8.5	0.0	3.3	0.0	1.1	0.4	1.1	0.4
業種間連携省エネの取組推進	1.3	4.3	5.0	5.0	4.0	3.3	0.8	0.7	0.6
次世代自動車の普及、燃費改善	13.6	29.8	25.0	33.3	36.0	21.0	15.2	8.8	8.2
道路交通流対策等の推進	1.7	12.8	10.0	10.0	4.0	3.3	0.6	0.9	0.4
環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	10.0	29.8	15.0	30.0	28.0	14.9	10.4	7.0	5.3
公共交通機関の利用促進	9.6	29.8	15.0	25.0	28.0	16.6	9.6	6.3	5.3
トラック輸送の効率化	0.8	8.5	0.0	5.0	4.0	0.0	0.2	0.5	0.6
共同輸送の推進	0.8	8.5	0.0	6.7	0.0	0.6	0.2	0.5	0.6
海運グリーン化総合対策	0.4	6.4	0.0	1.7	0.0	0.6	0.0	0.2	0.2
鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進	0.4	4.3	0.0	5.0	0.0	0.6	0.0	0.2	0.2
港湾の最適な選択による貨物の陸上輸送距離の削減	0.3	2.1	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	0.5	0.2
港湾における総合的な低炭素化（静脈物流に関するモーダルシフト・輸送効率化の推進）	0.3	2.1	0.0	1.7	0.0	0.6	0.0	0.2	0.2
運輸部門における地球温暖化対策に関する構造改革特区制度の活用	0.2	0.0	0.0	1.7	0.0	0.6	0.0	0.2	0.2
混合セメントの利用拡大	0.3	4.3	0.0	1.7	0.0	0.0	0.0	0.5	0.2
バイオマスプラスチック類の普及	2.1	10.6	0.0	8.3	4.0	0.6	1.6	1.4	2.1
廃棄物焼却量の削減	15.2	25.5	20.0	35.0	12.0	16.0	15.2	15.8	11.1
水田メタン排出削減	0.3	2.1	0.0	1.7	0.0	0.6	0.0	0.2	0.2
農地における施肥に伴う一酸化二窒素削減	0.8	8.5	0.0	5.0	0.0	1.1	0.2	0.5	0.4
廃棄物最終処分量の削減	4.2	8.5	5.0	11.7	8.0	2.8	3.2	5.0	3.5
一般廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	0.4	0.0	0.0	3.3	0.0	0.0	0.8	0.2	0.2
産業廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	0.2	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.2
下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等	0.7	6.4	0.0	5.0	0.0	0.6	0.4	0.2	0.4
ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP（地球温暖化係数）化の推進	1.1	10.6	0.0	5.0	4.0	1.1	0.2	0.9	0.6
業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止	1.3	19.1	0.0	3.3	4.0	1.1	0.6	0.7	0.6
業務用冷凍空調機器からの廃棄時等のフロン類の回収の促進	1.0	25.5	0.0	3.3	4.0	0.6	0.0	0.2	0.2
森林吸収源対策	8.7	29.8	10.0	21.7	28.0	12.2	6.2	7.2	6.8
都市緑化等の推進	5.6	19.1	10.0	23.3	28.0	12.2	6.6	2.0	1.0
Jーケジット制度の推進	2.3	14.9	10.0	11.7	0.0	5.0	1.2	1.1	1.0
地球温暖化対策に係る国民運動の推進	13.4	31.9	30.0	43.3	28.0	24.3	14.2	10.2	5.1
エコドライブ及びカーシェアリングの普及促進	10.3	25.5	15.0	33.3	28.0	18.8	9.6	7.2	5.5
その他の取組	2.4	12.8	10.0	3.3	4.0	2.8	1.0	2.0	2.5

(2) 気候変動適応に関する取組状況 <Q3-2>

1) 気候変動の影響が懸念される分野 <Q3-2(1)>

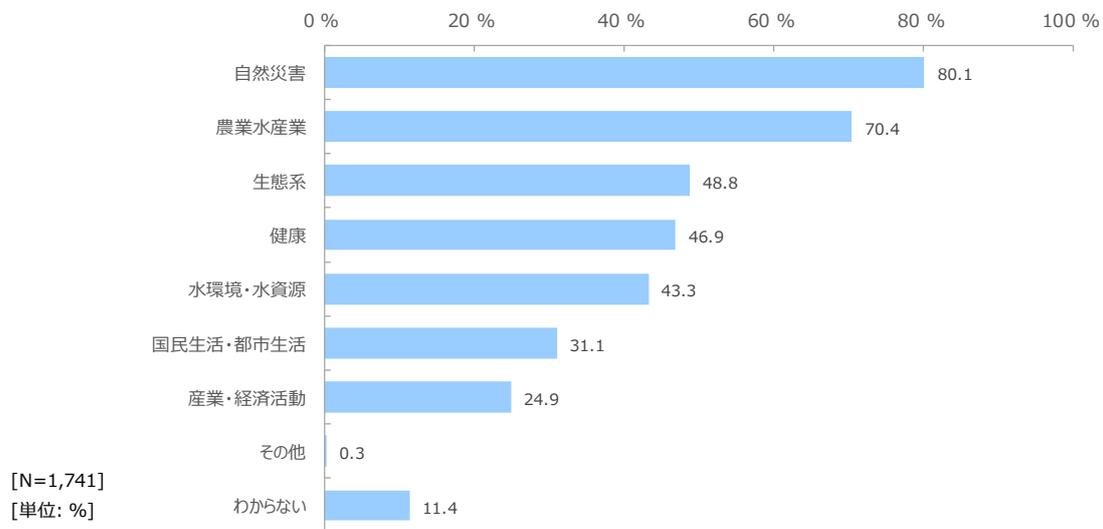
都道府県・市町村（特別区含む。）において、気候変動の影響が懸念される分野としては、「自然災害」（80.6%）が最も多く、「農業水産業」（71.1%）、「生態系」（50.1%）、「健康」（48.3%）と続く。

図表 501 気候変動の影響が懸念される分野



	農業 水産業	水 環境 ・ 水 資源	生 態 系	自 然 災 害	健 康	産 業 ・ 経 済 活 動	国 民 生 活 ・ 都 市	そ の 他	わ か ら な い	合 計
全体	1,272	796	895	1,441	863	470	582	7	198	1,788
比率 (%)	71.1	44.5	50.1	80.6	48.3	26.3	32.6	0.4	11.1	

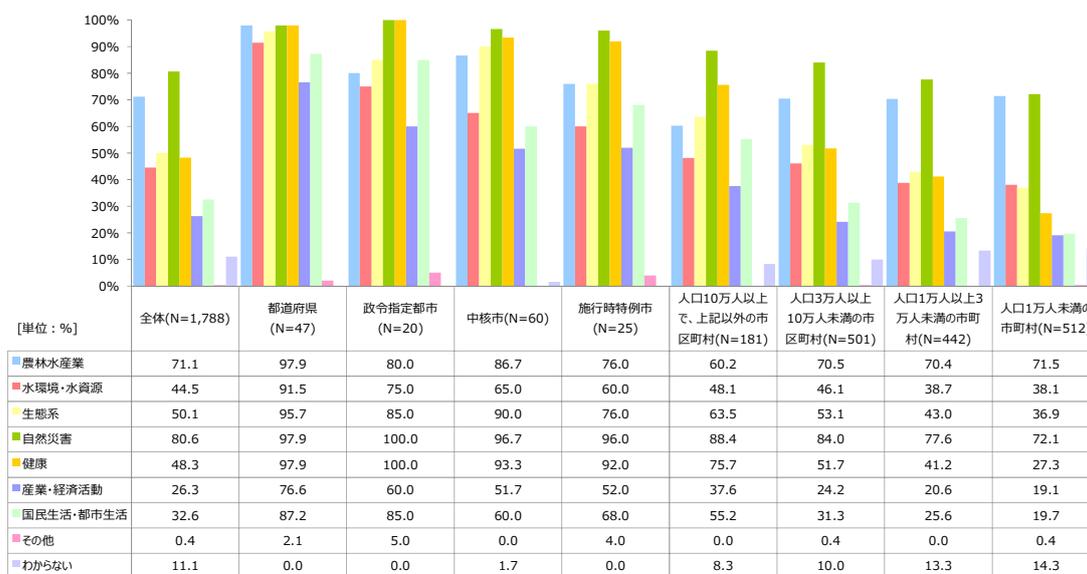
図表 502 気候変動の影響が懸念される分野【基礎自治体】



	農業 水産業	水環境・ 水資源	生態系	自然災害	健康	産業・ 経済活動	国民生活・ 都市生活	その他	わからない	合計
全体	1,226	753	850	1,395	817	434	541	6	198	1,741
比率 (%)	70.4	43.3	48.8	80.1	46.9	24.9	31.1	0.3	11.4	

地方公共団体の区分別に見ると、気候変動の影響に対する懸念は、小規模な市町村（特別区含む。）に比べ、都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）の方が全般的に大きい傾向がある。

図表 503 気候変動の影響が懸念される分野【団体区分別】



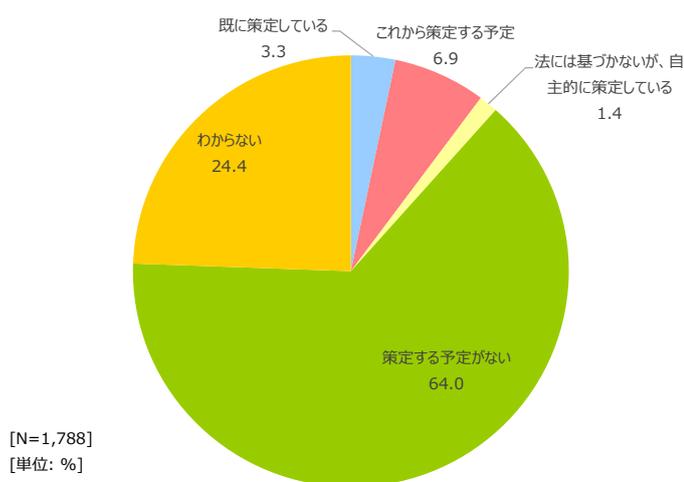
		農林水産業	水環境・水資源	生態系	自然災害	健康	産業・経済活動	国民生活・都市生活	その他	わからない	合計
回答数	全体	1,272	796	895	1,441	863	470	582	7	198	1,788
	都道府県	46	43	45	46	46	36	41	1	0	47
	政令指定都市	16	15	17	20	20	12	17	1	0	20
	中核市	52	39	54	58	56	31	36	0	1	60
	施行時特例市	19	15	19	24	23	13	17	1	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	109	87	115	160	137	68	100	0	15	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	353	231	266	421	259	121	157	2	50	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	311	171	190	343	182	91	113	0	59	442
	人口1万人未満の市町村	366	195	189	369	140	98	101	2	73	512
	比率（％）	全体(N=1,788)	71.1	44.5	50.1	80.6	48.3	26.3	32.6	0.4	11.1
都道府県(N=47)		97.9	91.5	95.7	97.9	97.9	76.6	87.2	2.1	0.0	
政令指定都市(N=20)		80.0	75.0	85.0	100.0	100.0	60.0	85.0	5.0	0.0	
中核市(N=60)		86.7	65.0	90.0	96.7	93.3	51.7	60.0	0.0	1.7	
施行時特例市(N=25)		76.0	60.0	76.0	96.0	92.0	52.0	68.0	4.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)		60.2	48.1	63.5	88.4	75.7	37.6	55.2	0.0	8.3	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)		70.5	46.1	53.1	84.0	51.7	24.2	31.3	0.4	10.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)		70.4	38.7	43.0	77.6	41.2	20.6	25.6	0.0	13.3	
人口1万人未満の市町村(N=512)		71.5	38.1	36.9	72.1	27.3	19.1	19.7	0.4	14.3	

2) 地域気候変動適応計画の策定状況 <Q3-2(2)>

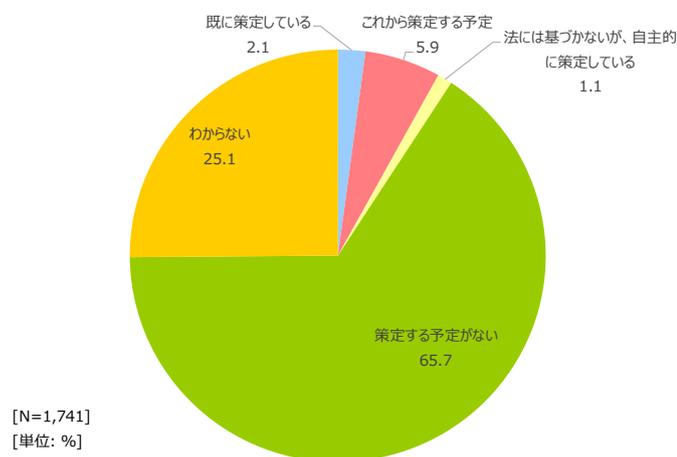
都道府県・市町村（特別区含む。）における地域気候変動適応計画の策定状況としては、「策定する予定がない」（64.0%）が最も多い。

一方、「既に策定している」団体は3.3%（59団体、昨年度調査の41団体から18団体増加）、「これから策定する予定」団体も6.9%、「法には基づかないが、自主的に策定している」団体も1.4%存在している。

図表 504 地域気候変動適応計画の策定状況



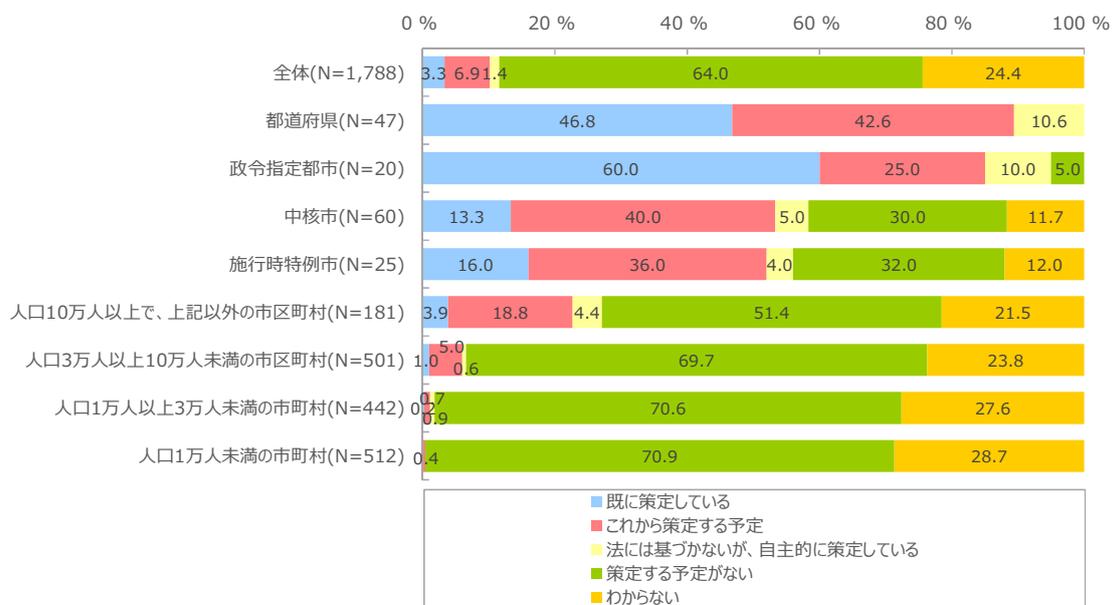
図表 505 地域気候変動適応計画の策定状況【基礎自治体】



	既に策定している	これから策定する予定	法には基づかないが、自主的に策定している	策定する予定がない	わからない	合計
全体	37	103	20	1,144	437	1,741
比率	2.1	5.9	1.1	65.7	25.1	

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県、政令指定都市においては 80%以上の団体が「既に策定している」、または「これから策定する予定」を選択している。一方、人口 10 万人未満の市区町村では、「策定する予定がない」を選択する団体が約 70%となっている。

図表 506 地域気候変動適応計画の策定状況【団体区分別】

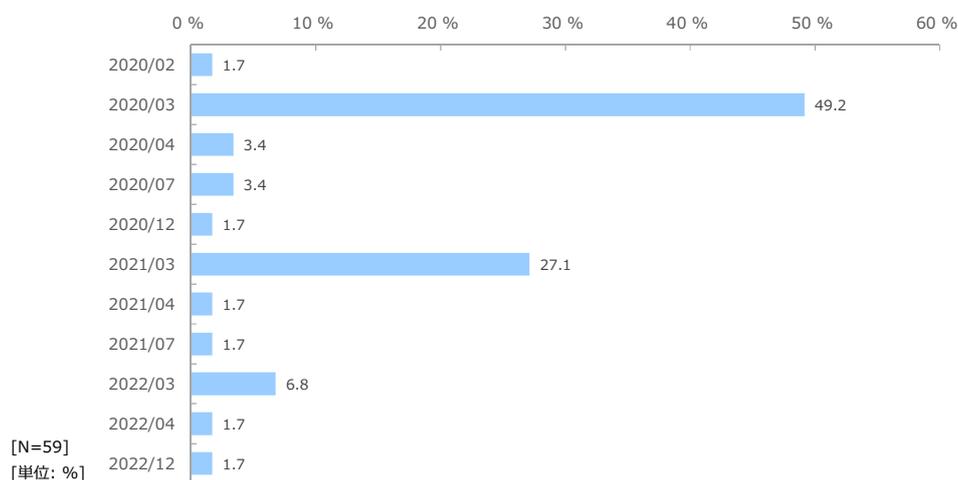


		既に策定している	これから策定する予定	法には基づかないが、自主的に策定している	策定する予定がない	わからない	合計
全体	全体	59	123	25	1,144	437	1,788
	都道府県	22	20	5	0	0	47
	政令指定都市	12	5	2	1	0	20
	中核市	8	24	3	18	7	60
	施行時特例市	4	9	1	8	3	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	7	34	8	93	39	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	5	25	3	349	119	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	4	3	312	122	442
	人口1万人未満の市町村	0	2	0	363	147	512
比率	全体(N=1,788)	3.3	6.9	1.4	64.0	24.4	
	都道府県(N=47)	46.8	42.6	10.6	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	60.0	25.0	10.0	5.0	0.0	
	中核市(N=60)	13.3	40.0	5.0	30.0	11.7	
	施行時特例市(N=25)	16.0	36.0	4.0	32.0	12.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	3.9	18.8	4.4	51.4	21.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	1.0	5.0	0.6	69.7	23.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	0.2	0.9	0.7	70.6	27.6	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	0.4	0.4	0.0	70.9	28.7	

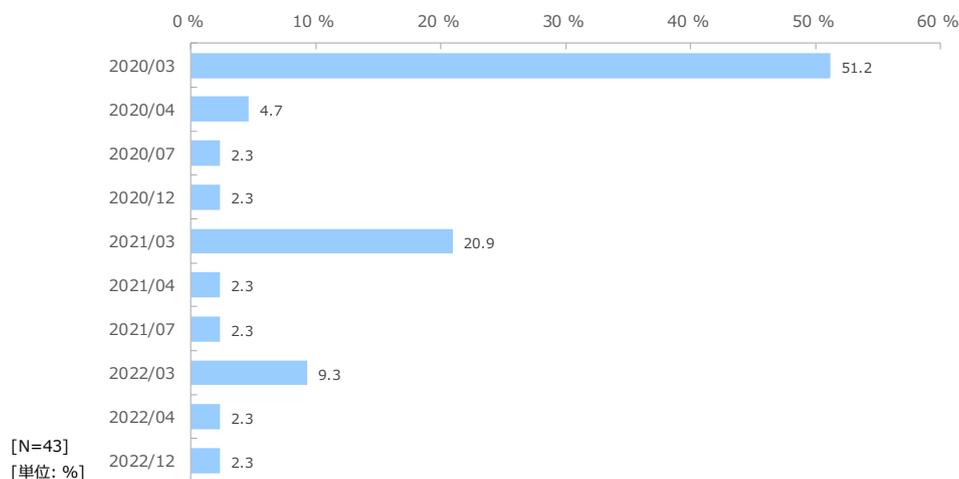
①策定年月

地域気候変動適応計画を既に策定済または策定予定のある団体における計画策定年月（予定も含む）としては、「2020年3月」（49.2%）が最も多い。

図表 507 地域気候変動適応計画の策定及び直近の改定年度



図表 508 地域気候変動適応計画の策定及び直近の改定年度【基礎自治体】

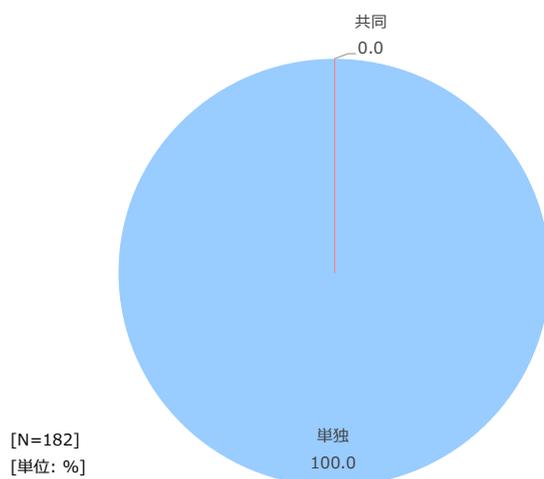


	2020/03	2020/04	2020/07	2020/12	2021/03	2021/04	2021/07	2022/03	2022/04	2022/12	合計
全体	22	2	1	1	9	1	1	4	1	1	43
比率	51.2	4.7	2.3	2.3	20.9	2.3	2.3	9.3	2.3	2.3	

②策定実態

地域気候変動適応計画を既に策定済または策定予定のある団体における計画の策定実態については、すべての団体が「単独」での計画策定と回答している。

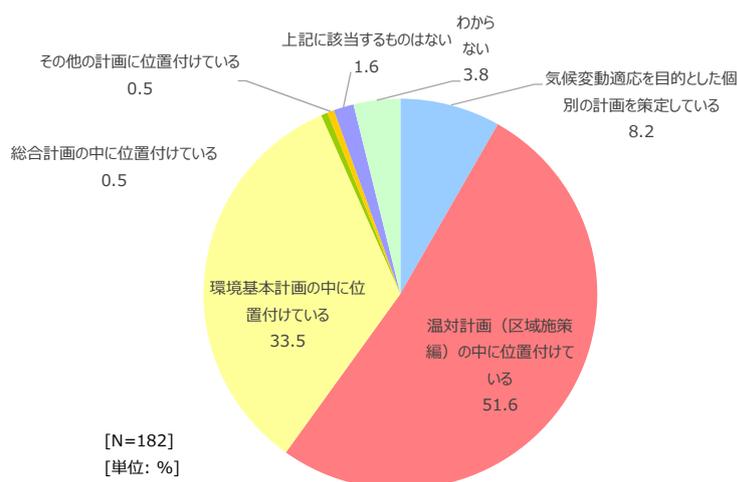
図表 509 地域気候変動適応計画の策定実態



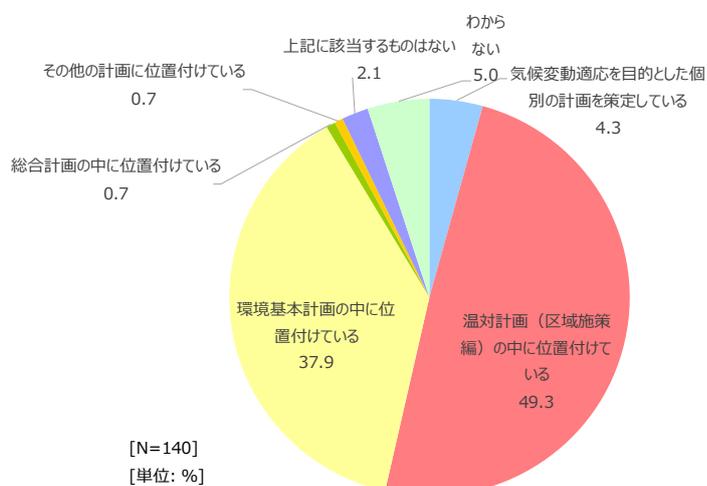
③計画の位置づけ

地域気候変動適応計画を既に策定済または策定予定のある団体における計画の位置づけは、「温対計画（区域施策編）の中に位置付けている」（51.6%）が最も多い。「環境基本計画の中に位置付けている」団体も33.5%存在する。

図表 510 地域気候変動適応計画の位置づけ

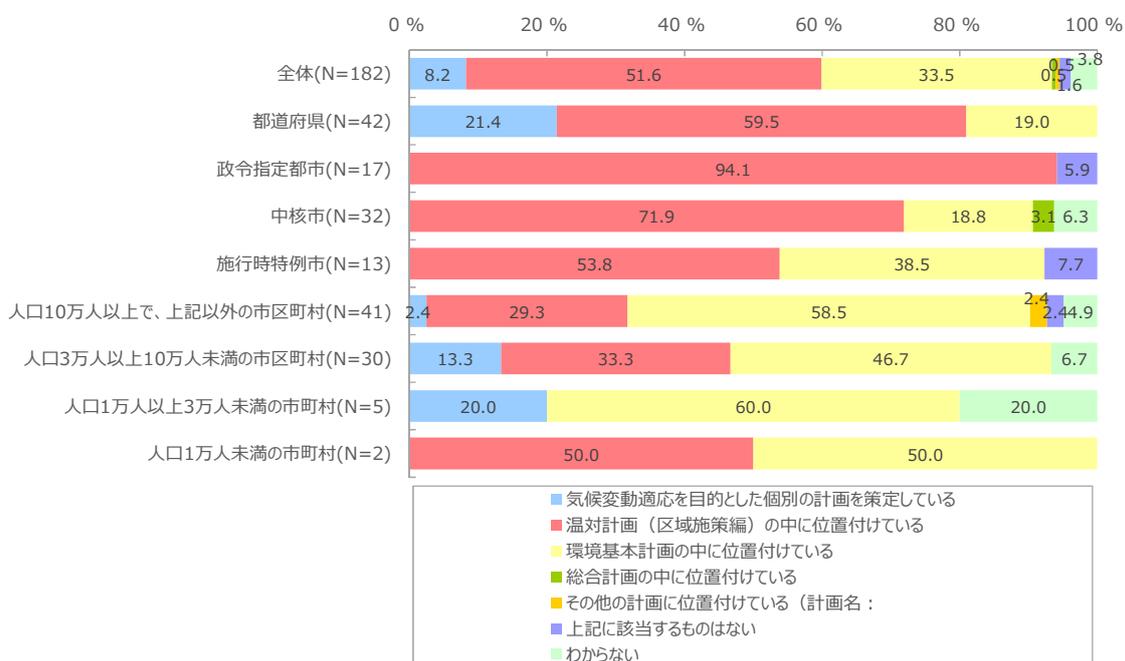


図表 511 地域気候変動適応計画の位置づけ【基礎自治体】



	の目 計的 画と を 策 定 個 別 を	気 候 変 動 適 応 を	位 置 付 け て い る 中 域	施 策 編 の 中 に 在 る	温 対 計 画 （ 区 域 策 編 ） 中 に 在 る	中 環 に 在 る 位 置 付 け て い る	位 置 付 け て い る 中 に 在 る	総 合 計 画 中 に 在 る	位 置 付 け て い る 中 に 在 る	そ の 他 の 計 画 中 に 在 る	上 記 に 在 る 計 画 中 に 在 る	わ か ら な い	合 計
全体	6	69	53	1	1	3	7	140					
比率	4.3	49.3	37.9	0.7	0.7	2.1	5.0						

図表 512 地域気候変動適応計画の位置づけ【団体区分別】

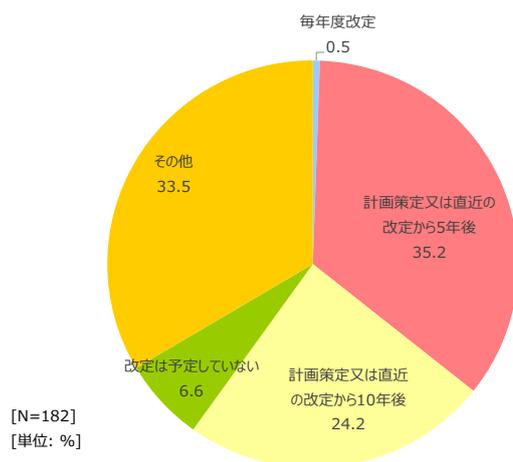


	画的気候変動適応を策定した個別の計画	温対計画（区域施策編）の中に位置付けている	環境基本計画の中に位置付けている	総合計画の中に位置付けている	その他の計画に位置付けている（計画名：）	上記に該当するものはない	わからない	合計
全体	15	94	61	1	1	3	7	182
都道府県	9	25	8	0	0	0	0	42
政令指定都市	0	16	0	0	0	1	0	17
中核市	0	23	6	1	0	0	2	32
施行時特例市	0	7	5	0	0	1	0	13
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	12	24	0	1	1	2	41
人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	10	14	0	0	0	2	30
人口1万人以上3万人未満の市町村	1	0	3	0	0	0	1	5
人口1万人未満の市町村	0	1	1	0	0	0	0	2
比率								
全体(N=182)	8.2	51.6	33.5	0.5	0.5	1.6	3.8	
都道府県(N=42)	21.4	59.5	19.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
政令指定都市(N=17)	0.0	94.1	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0	
中核市(N=32)	0.0	71.9	18.8	3.1	0.0	0.0	6.3	
施行時特例市(N=13)	0.0	53.8	38.5	0.0	0.0	7.7	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=41)	2.4	29.3	58.5	0.0	2.4	2.4	4.9	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=30)	13.3	33.3	46.7	0.0	0.0	0.0	6.7	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=5)	20.0	0.0	60.0	0.0	0.0	0.0	20.0	
人口1万人未満の市町村(N=2)	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

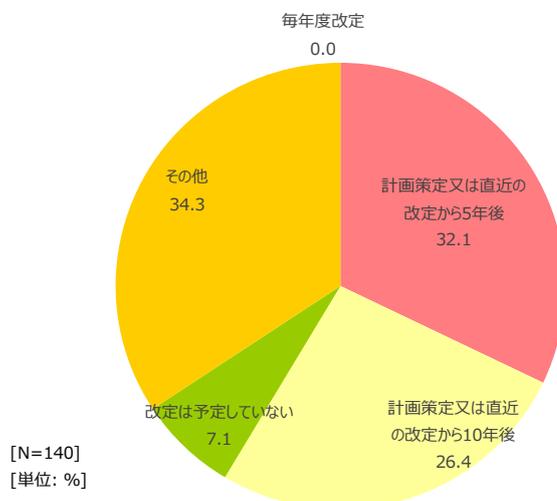
④改定予定時期

地域気候変動適応計画を既に策定済または策定予定のある団体における計画の改定予定年度は、「計画策定又は直近の改定から5年後」(35.2%)が最も多く、「計画策定又は直近の改定から10年後」(24.2%)が続く。

図表 513 地域気候変動適応計画の改定予定時期

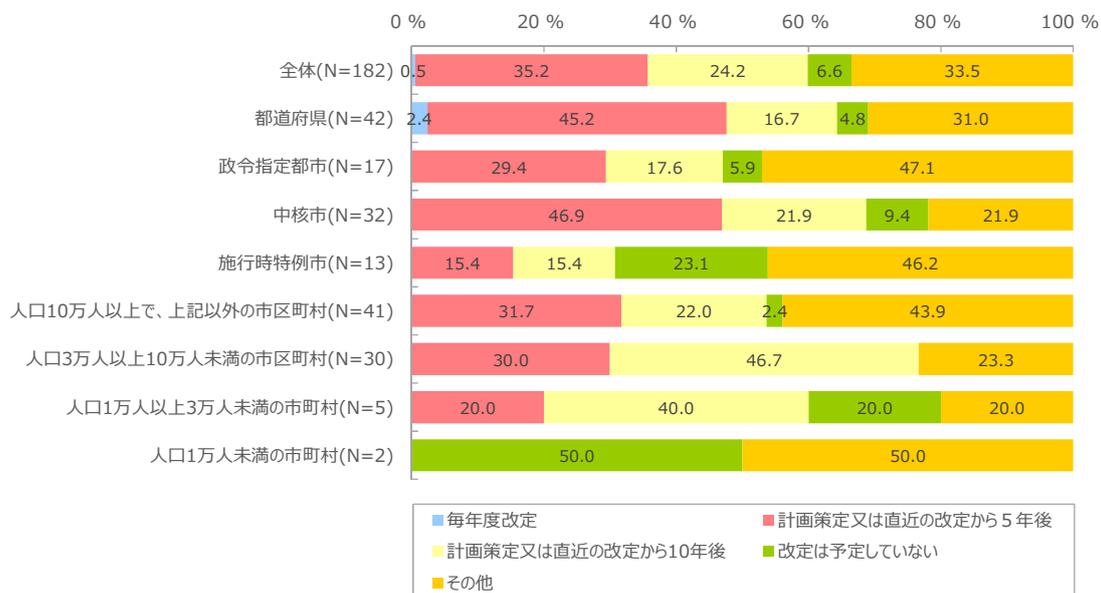


図表 514 地域気候変動適応計画の改定予定時期【基礎自治体】



	毎年度改定	直近の計画策定又は5年後	直近の計画策定又は10年後	改定は予定していない	その他	合計
全体	0	45	37	10	48	140
比率	0.0	32.1	26.4	7.1	34.3	

図表 515 地域気候変動適応計画の改定予定時期【団体区別】

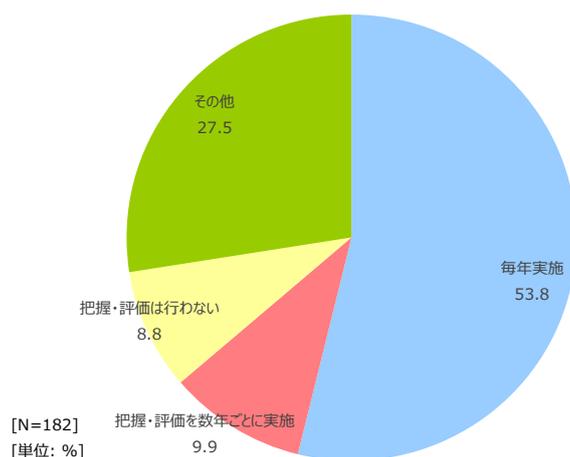


		毎年度改定	計画策定から又は直近の改定から5年後の	計画策定から又は直近の改定から10年後の	改定は予定していない	その他	合計
全体	全体	1	64	44	12	61	182
	都道府県	1	19	7	2	13	42
	政令指定都市	0	5	3	1	8	17
	中核市	0	15	7	3	7	32
	施行時特例市	0	2	2	3	6	13
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	13	9	1	18	41
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	9	14	0	7	30
	人口1万人以上3万人未満の市町村	0	1	2	1	1	5
人口1万人未満の市町村	0	0	0	1	1	2	
比率	全体(N=182)	0.5	35.2	24.2	6.6	33.5	
	都道府県(N=42)	2.4	45.2	16.7	4.8	31.0	
	政令指定都市(N=17)	0.0	29.4	17.6	5.9	47.1	
	中核市(N=32)	0.0	46.9	21.9	9.4	21.9	
	施行時特例市(N=13)	0.0	15.4	15.4	23.1	46.2	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=41)	0.0	31.7	22.0	2.4	43.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=30)	0.0	30.0	46.7	0.0	23.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=5)	0.0	20.0	40.0	20.0	20.0	
人口1万人未満の市町村(N=2)	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0		

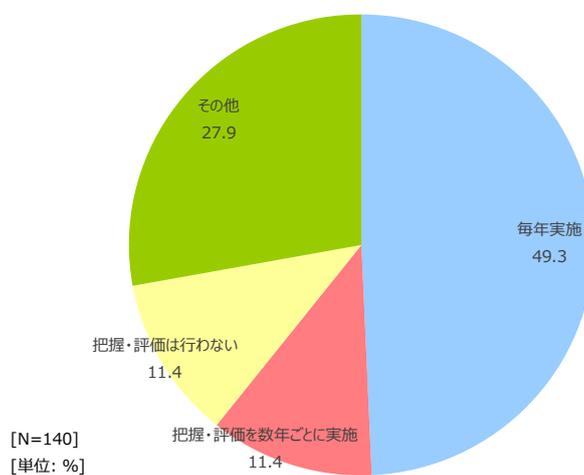
⑤計画の進捗状況の把握・評価の頻度

地域気候変動適応計画を既に策定済または策定予定のある団体における計画の進捗状況の把握・評価の頻度について、「毎年実施」(53.8%)が最も多く、「把握・評価を数年ごとに実施」(9.9%)が続く。

図表 516 地域気候変動適応計画の進捗状況の把握・評価の頻度

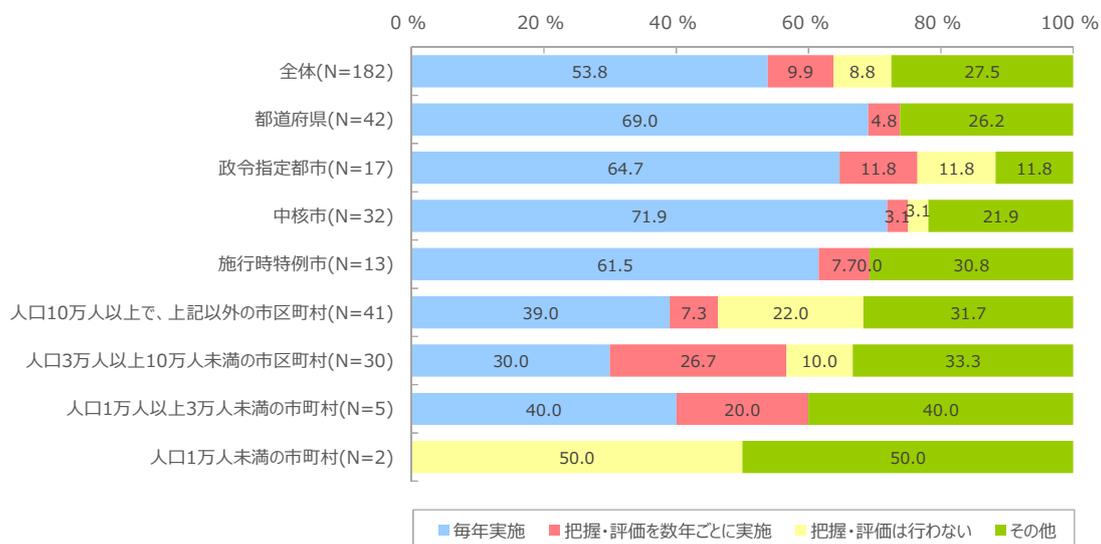


図表 517 地域気候変動適応計画の進捗状況の把握・評価の頻度
【基礎自治体】



	毎年実施	を把握・評価する年ごとに実施	把握・評価を行わない	その他	合計
全体	69	16	16	39	140
比率	49.3	11.4	11.4	27.9	

図表 518 地域気候変動適応計画の進捗状況の把握・評価の頻度
【団体区分別】

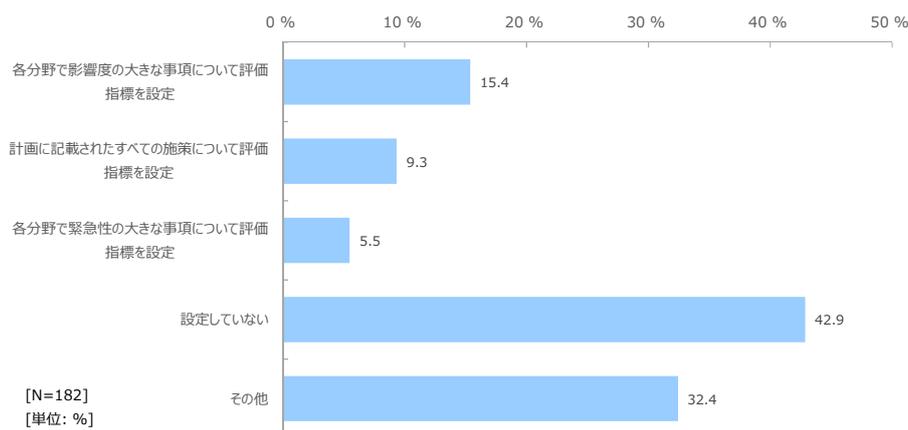


		毎年実施	把握・評価を数年ごとに実施	把握・評価は行わない	その他	合計
全体	全体	98	18	16	50	182
	都道府県	29	2	0	11	42
	政令指定都市	11	2	2	2	17
	中核市	23	1	1	7	32
	施行時特例市	8	1	0	4	13
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	16	3	9	13	41
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	8	3	10	30
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	1	0	2	5
	人口1万人未満の市町村	0	0	1	1	2
比率	全体(N=182)	53.8	9.9	8.8	27.5	
	都道府県(N=42)	69.0	4.8	0.0	26.2	
	政令指定都市(N=17)	64.7	11.8	11.8	11.8	
	中核市(N=32)	71.9	3.1	3.1	21.9	
	施行時特例市(N=13)	61.5	7.7	0.0	30.8	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=41)	39.0	7.3	22.0	31.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=30)	30.0	26.7	10.0	33.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=5)	40.0	20.0	0.0	40.0	
	人口1万人未満の市町村(N=2)	0.0	0.0	50.0	50.0	

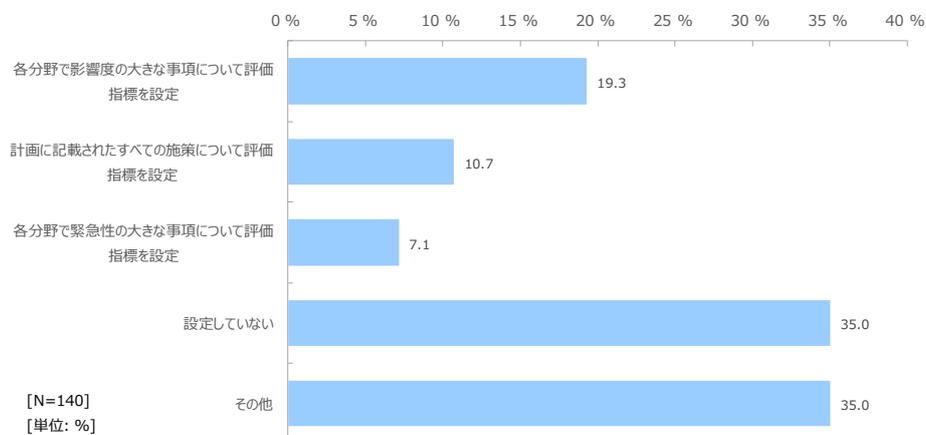
⑥評価指標

地域気候変動適応計画を既に策定済または策定予定のある団体における計画の進捗状況の評価指標について、「各分野で影響度の大きな事項について評価指標を設定」(15.4%)が最も多く、「計画に記載されたすべての施策について評価指標を設定」(9.3%)が続く。「設定していない」団体も42.9%存在している。

図表 519 地域気候変動適応計画の進捗状況の評価指標

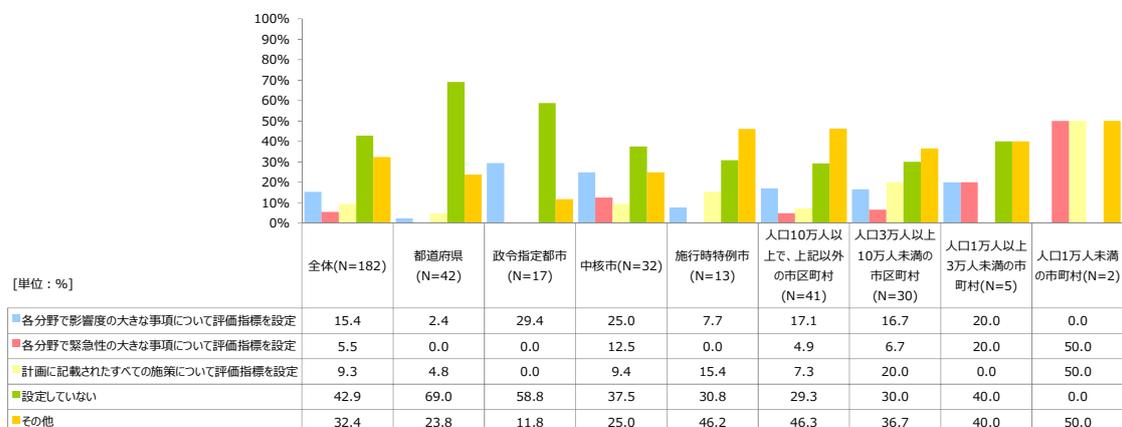


図表 520 地域気候変動適応計画の進捗状況の評価指標【基礎自治体】



	各分野で影響度の大きな事項について評価指標を設定	各分野で緊急性の大きな事項について評価指標を設定	計画に記載されたすべての施策について評価指標を設定	設定していない	その他	合計
全体	27	10	15	49	49	140
比率	19.3	7.1	10.7	35.0	35.0	

図表 521 地域気候変動適応計画の進捗状況の評価指標
【団体区分別】



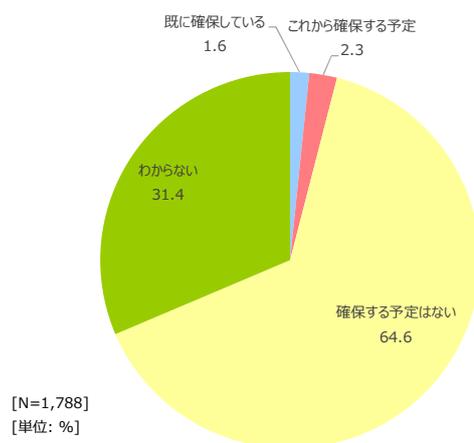
		各分野で影響度の大きな事項について評価指標を設定	各分野で緊急性の大きな事項について評価指標を設定	計画に記載されたすべての施策について評価指標を設定	設定していない	その他	合計
回答数	全体	28	10	17	78	59	182
	都道府県	1	0	2	29	10	42
	政令指定都市	5	0	0	10	2	17
	中核市	8	4	3	12	8	32
	施行時特例市	1	0	2	4	6	13
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	7	2	3	12	19	41
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	5	2	6	9	11	30
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	1	0	2	2	5
	人口1万人未満の市町村	0	1	1	0	1	2
比率 (%)	全体(N=182)	15.4	5.5	9.3	42.9	32.4	
	都道府県(N=42)	2.4	0.0	4.8	69.0	23.8	
	政令指定都市(N=17)	29.4	0.0	0.0	58.8	11.8	
	中核市(N=32)	25.0	12.5	9.4	37.5	25.0	
	施行時特例市(N=13)	7.7	0.0	15.4	30.8	46.2	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=41)	17.1	4.9	7.3	29.3	46.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=30)	16.7	6.7	20.0	30.0	36.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=5)	20.0	20.0	0.0	40.0	40.0	
	人口1万人未満の市町村(N=2)	0.0	50.0	50.0	0.0	50.0	

3) 地域気候変動適応センターの確保状況 <Q3-2(3)>

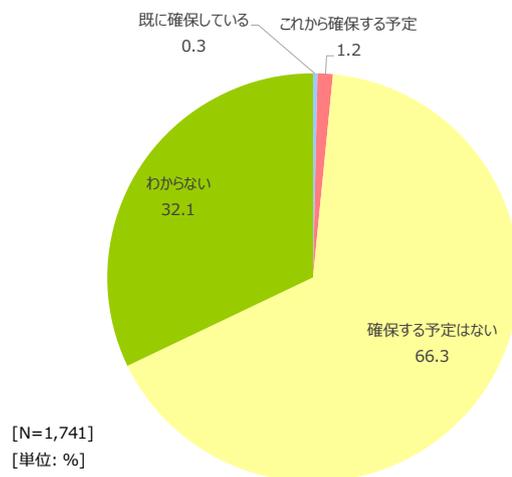
都道府県・市町村（特別区含む。）における地域気候変動適応センターの確保状況について、「確保する予定はない」（64.6%）が最も多い。「既に確保している」団体は1.6%（29団体、昨年度調査の17団体から12団体増加）、「これから確保する予定」の団体は2.3%に留まる。

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県では「既に確保している」、「これから確保する予定」の団体があわせて90%以上となっている。

図表 522 地域気候変動適応センターの確保状況



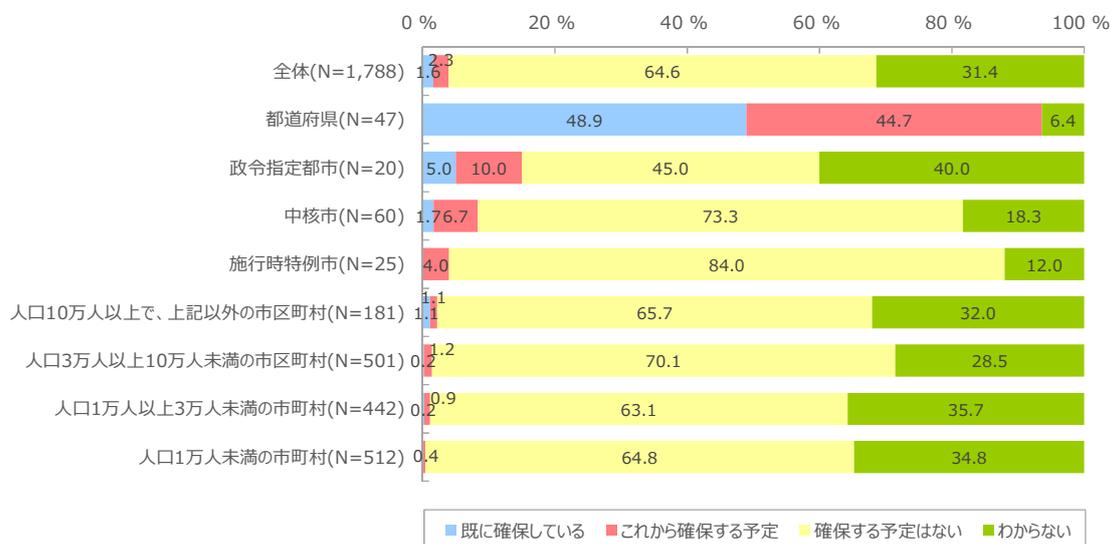
図表 523 地域気候変動適応センターの確保状況【基礎自治体】



	既に確保している	これから確保する予定	確保する予定はない	わからない	合計
全体	6	21	1,155	559	1,741
比率	0.3	1.2	66.3	32.1	

図表 524 地域気候変動適応センターの確保状況

【団体区分別】

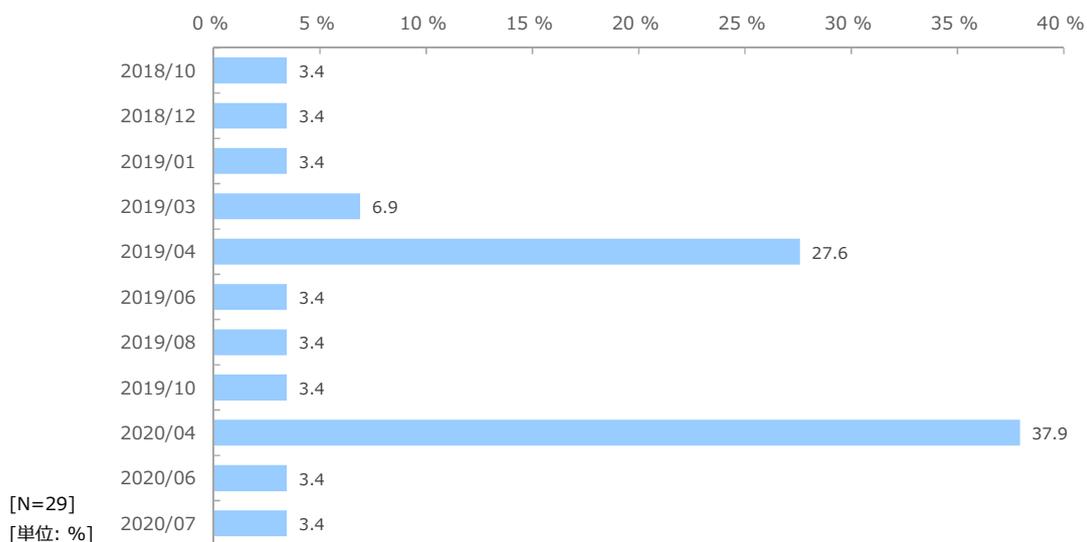


		既に確保している	これから確保する予定	確保する予定はない	わからない	合計
全体	全体	29	42	1,155	562	1,788
	都道府県	23	21	0	3	47
	政令指定都市	1	2	9	8	20
	中核市	1	4	44	11	60
	施行時特例市	0	1	21	3	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	2	119	58	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	6	351	143	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	4	279	158	442
人口1万人未満の市町村	0	2	332	178	512	
比率	全体(N=1,788)	1.6	2.3	64.6	31.4	
	都道府県(N=47)	48.9	44.7	0.0	6.4	
	政令指定都市(N=20)	5.0	10.0	45.0	40.0	
	中核市(N=60)	1.7	6.7	73.3	18.3	
	施行時特例市(N=25)	0.0	4.0	84.0	12.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	1.1	1.1	65.7	32.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	0.2	1.2	70.1	28.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	0.2	0.9	63.1	35.7	
人口1万人未満の市町村(N=512)	0.4	0.4	64.8	34.8		

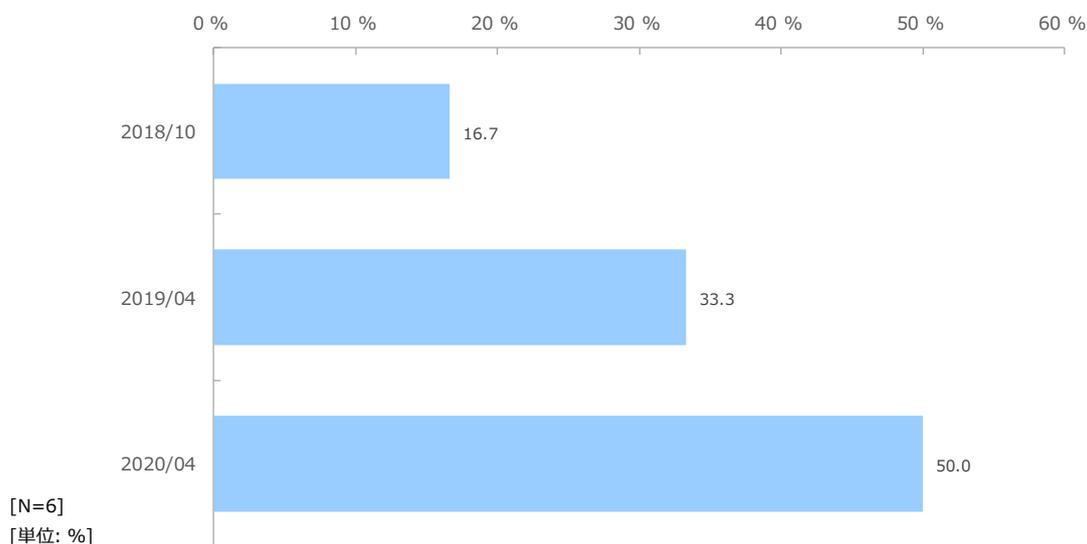
①確保年度

地域気候変動適応センターを既に確保している団体における確保年月は、「2020年4月」(37.9%)が最も多い。

図表 525 地域気候変動適応センターの確保年度



図表 526 地域気候変動適応センターの確保年度【基礎自治体】

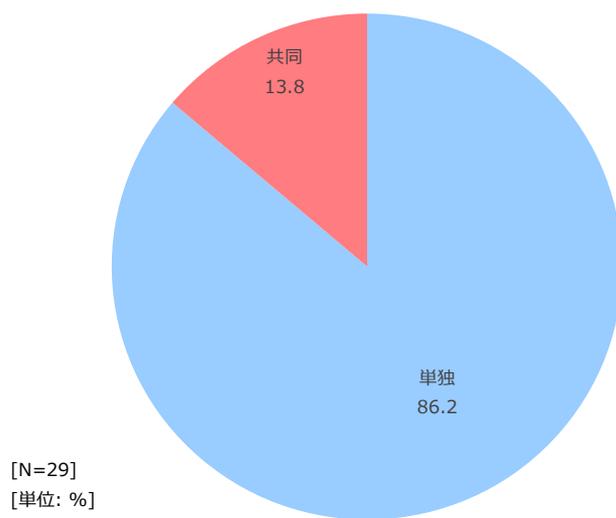


	2018/10	2019/04	2020/04	合計
全体	1	2	3	6
比率	16.7	33.3	50.0	

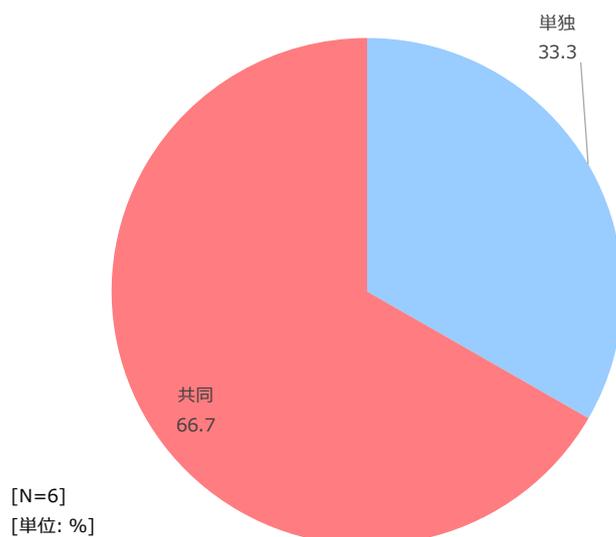
②確保形態

地域気候変動適応センターを既に確保している団体における確保形態は、「単独」が86.2%で、共同で確保している団体も13.8%存在している。基礎自治体においては、単独で確保している団体よりも共同で確保している団体の割合が高い。

図表 527 地域気候変動適応センターの確保形態



図表 528 地域気候変動適応センターの確保形態【基礎自治体】

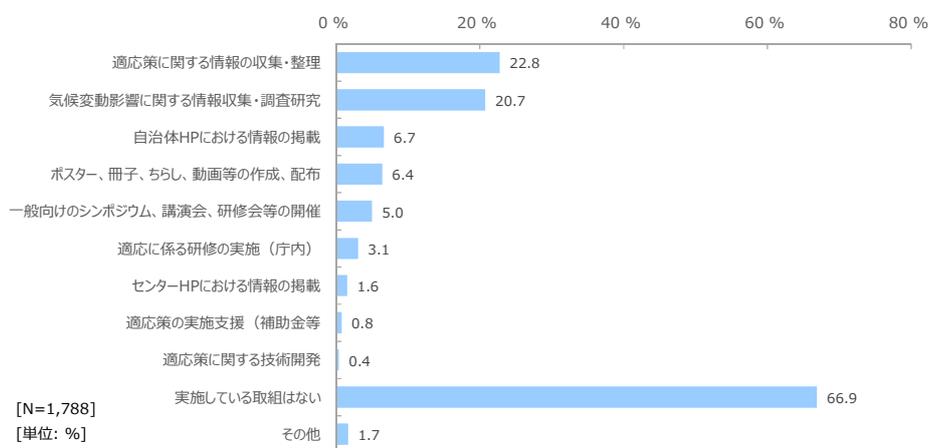


	単 独	共 同	合 計
全体	2	4	6
比率	33.3	66.7	

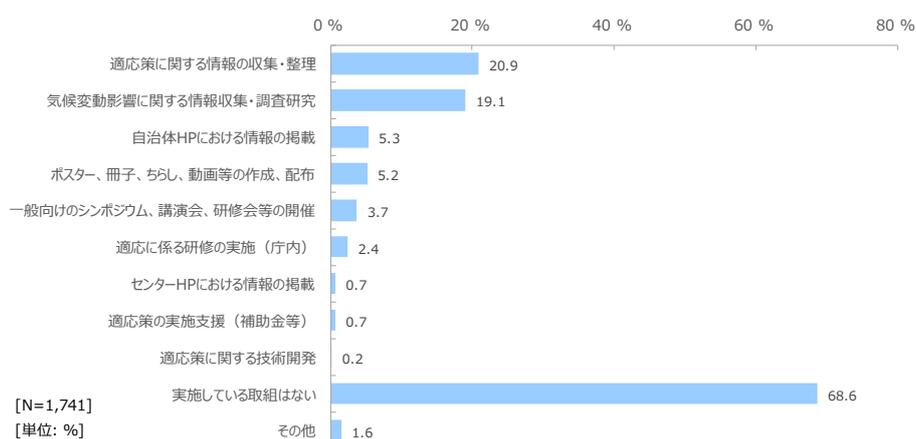
4) 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容 <Q3-2(4)>

都道府県・市町村（特別区含む。）における気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容について、「適応策に関する情報の収集・整理」(22.8%)が最も多く、「気候変動影響に関する情報収集・調査研究」(20.7%)と続く。「実施している取組はない」団体は66.9%となっている。

図表 529 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容

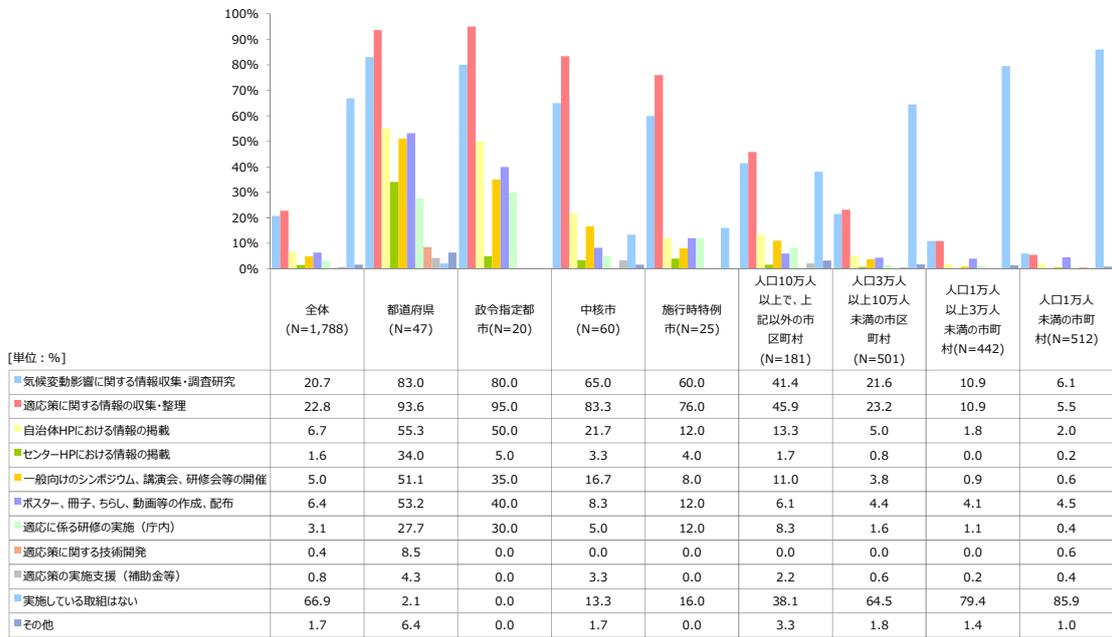


図表 530 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容【基礎自治体】



	気候変動影響に関する情報収集・調査研究	適応策に関する情報の収集・整理	自治体HPにおける情報の掲載	センターHPにおける情報の掲載	一般向けのシンポジウム、講演会、研修会等の開催	ポスター、冊子、ちらし、動画等の作成、配布	適応に係る研修の実施（庁内）	適応策に関する技術開発	適応策の実施支援（補助金等）	実施している取組はない	その他	合計
全体	332	363	93	12	65	90	42	3	12	1,195	27	1,741
比率	19.1	20.9	5.3	0.7	3.7	5.2	2.4	0.2	0.7	68.6	1.6	

図表 531 気候変動影響及び適応に関する情報の収集・提供等に係る取組の実施内容【団体区分別】



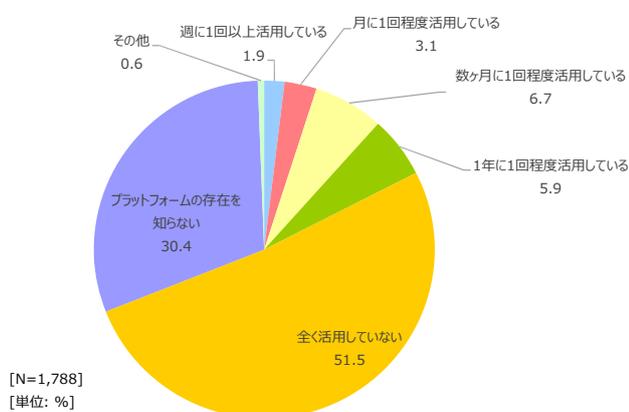
回答数	気候変動影響に関する情報収集・調査研究	適応策に関する情報の収集・整理	自治体HPにおける情報の掲載	センターHPにおける情報の掲載	一般向けのシンポジウム、講演会、研修会等の開催	ポスター、冊子、ちらし、動画等の作成、配布	適応に係る研修の実施（庁内）	適応策に関する技術開発	適応策の実施支援（補助金等）	実施している取組はない	その他	合計
全体	371	407	119	28	89	115	55	7	14	1,196	30	1,788
都道府県	39	44	26	16	24	25	13	4	2	1	3	47
政令指定都市	16	19	10	1	7	8	6	0	0	0	0	20
中核市	39	50	13	2	10	5	3	0	2	8	1	60
施行時特例市	15	19	3	1	2	3	3	0	0	4	0	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	75	83	24	3	20	11	15	0	4	69	6	181
人口3万人以上10万人未満の市区町村	108	116	25	4	19	22	8	0	3	323	9	501
人口1万人以上3万人未満の市町村	48	48	8	0	4	18	5	0	1	351	6	442
人口1万人未満の市町村	31	28	10	1	3	23	2	3	2	440	5	512
比率 (%)	20.7	22.8	6.7	1.6	5.0	6.4	3.1	0.4	0.8	66.9	1.7	
都道府県 (N=47)	83.0	93.6	55.3	34.0	51.1	53.2	27.7	8.5	4.3	2.1	6.4	
政令指定都市 (N=20)	80.0	95.0	50.0	5.0	35.0	40.0	30.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
中核市 (N=60)	65.0	83.3	21.7	3.3	16.7	8.3	5.0	0.0	3.3	13.3	1.7	
施行時特例市 (N=25)	60.0	76.0	12.0	4.0	8.0	12.0	12.0	0.0	0.0	16.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=181)	41.4	45.9	13.3	1.7	11.0	6.1	8.3	0.0	2.2	38.1	3.3	
人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=501)	21.6	23.2	5.0	0.8	3.8	4.4	1.6	0.0	0.6	64.5	1.8	
人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=442)	10.9	10.9	1.8	0.0	0.9	4.1	1.1	0.0	0.2	79.4	1.4	
人口1万人未満の市町村 (N=512)	6.1	5.5	2.0	0.2	0.6	4.5	0.4	0.6	0.4	85.9	1.0	

5) 気候変動適応情報プラットフォームの活用状況 <Q3-2(5)>

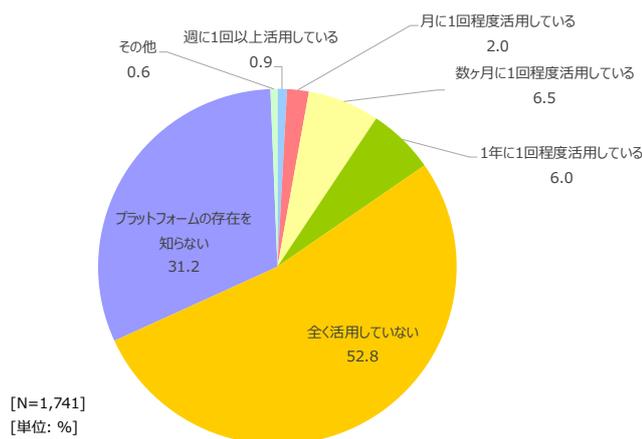
都道府県・市町村（特別区含む。）における気候変動適応情報プラットフォームの活用状況について、「全く活用していない」（51.5%）、「プラットフォームの存在を知らない」（30.4%）団体が合わせて80%以上となっている。活用している団体については、「数ヶ月に1回程度活用している」（6.7%）、「1年に1回程度活用している」（5.9%）団体が多い。頻度を問わず活用している団体は全体で313団体（17.5%）となり、昨年度調査の268団体から45団体増加している。

地方公共団体の区分別に見ると、月に1回程度以上活用している団体が都道府県では80%、政令指定都市においては70%以上となっている。

図表 532 気候変動適応情報プラットフォームの活用状況

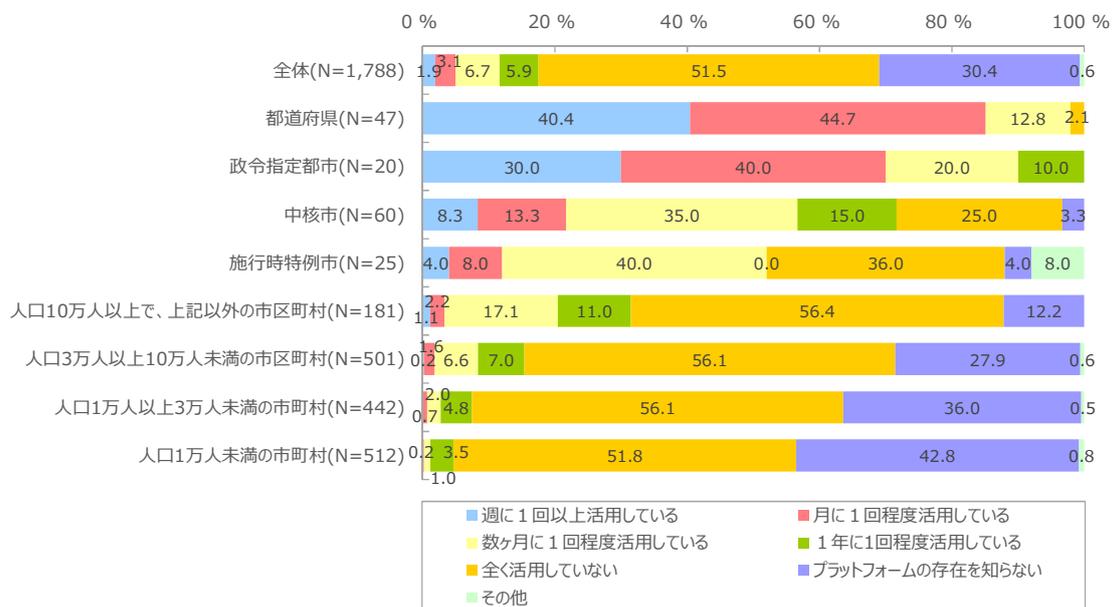


図表 533 気候変動適応情報プラットフォームの活用状況【基礎自治体】



	週 用 に し 1 回 以 上	活 用 に し 1 回 以 上 程 度	程 度 ケ 活 用 し 1 回	度 1 活 用 し 1 回 以 上	全 く 活 用 し て い ない	在 フ オ ブ ラ ッ ト フ ォ ー ム の 存 在 を 知 ら な い	そ の 他	合 計
全体	15	34	113	105	920	543	11	1,741
比率	0.9	2.0	6.5	6.0	52.8	31.2	0.6	

図表 534 気候変動適応情報プラットフォームの活用状況【団体区分別】



		週 用 に し て 1 回 以 上 活 用 す る	月 用 に し て 1 回 程 度 活 用 す る	度 数 ク 活 用 月 用 し て 1 回 程 度	1 年 に 1 回 程 度 活 用 し て い る	全 く 活 用 し て い ない	プ ラ ツ ト フ ォ ー ム の 存 在 を 知 ら ない	そ の 他	合 計
全体	全体	34	55	119	105	921	543	11	1,788
	都道府県	19	21	6	0	1	0	0	47
	政令指定都市	6	8	4	2	0	0	0	20
	中核市	5	8	21	9	15	2	0	60
	施行時特例市	1	2	10	0	9	1	2	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	4	31	20	102	22	0	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	8	33	35	281	140	3	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	0	3	9	21	248	159	2	442
	人口1万人未満の市町村	0	1	5	18	265	219	4	512
比率	全体(N=1,788)	1.9	3.1	6.7	5.9	51.5	30.4	0.6	
	都道府県(N=47)	40.4	44.7	12.8	0.0	2.1	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	30.0	40.0	20.0	10.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60)	8.3	13.3	35.0	15.0	25.0	3.3	0.0	
	施行時特例市(N=25)	4.0	8.0	40.0	0.0	36.0	4.0	8.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	1.1	2.2	17.1	11.0	56.4	12.2	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	0.2	1.6	6.6	7.0	56.1	27.9	0.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	0.7	2.0	4.8	56.1	36.0	0.5	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	0.2	3.5	51.8	42.8	0.8	0.0	1.0	

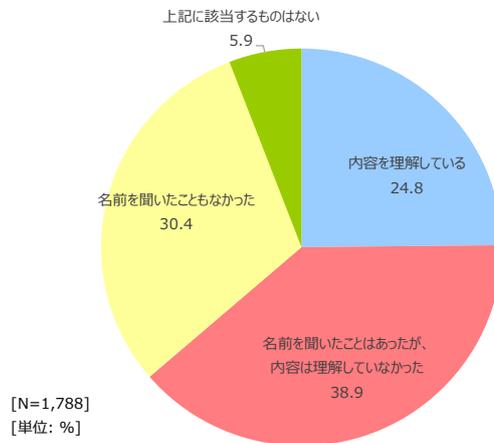
(3) 地域循環共生圏に関する取組状況 <Q3-3>

1) 地域循環共生圏の認知度 <Q3-3(1)>

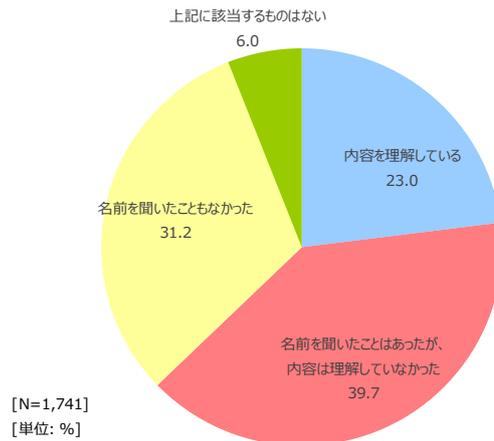
都道府県・市町村(特別区含む。)における地域循環共生圏の認知度について、「名前を聞いたことはあったが、内容は理解していなかった」(38.9%)、「名前を聞いたこともなかった」(30.4%) 団体が合わせて65%以上となっている。「内容を理解している」団体は全体の24.8%にあたる444団体で、昨年度調査の364団体から80団体増加している。

地方公共団体の区分別に見ると、中核市以上の市町村では「内容を理解している」団体が85%以上だが、人口3万人未満の市町村では15%未満に留まる。

図表 535 地域循環共生圏の認知度

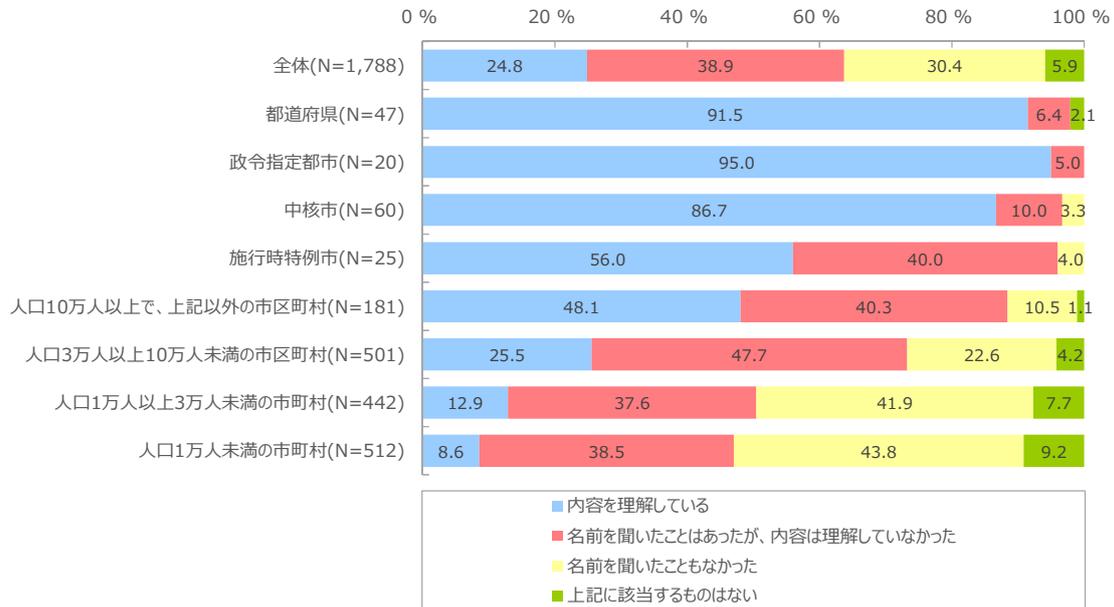


図表 536 地域循環共生圏の認知度【基礎自治体】



	内容を理解している	名前を聞いたことはあったが、内容は理解していなかった	名前を聞いたこともなかった	上記に該当するものはない	合計
全体	401	692	544	104	1,741
比率	23.0	39.7	31.2	6.0	

図表 537 地域循環共生圏の認知度【団体区分別】

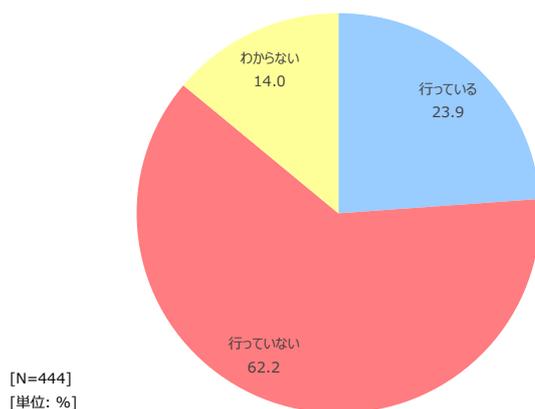


		内容を理解している	名前を聞いたことはあったが、内容は理解していなかった	名前を聞いたこともなかった	上記に該当するものはない	合計
全体	全体	444	695	544	105	1,788
	都道府県	43	3	0	1	47
	政令指定都市	19	1	0	0	20
	中核市	52	6	2	0	60
	施行時特例市	14	10	1	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	87	73	19	2	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	128	239	113	21	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	57	166	185	34	442
	人口1万人未満の市町村	44	197	224	47	512
比率	全体(N=1,788)	24.8	38.9	30.4	5.9	
	都道府県(N=47)	91.5	6.4	0.0	2.1	
	政令指定都市(N=20)	95.0	5.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60)	86.7	10.0	3.3	0.0	
	施行時特例市(N=25)	56.0	40.0	4.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	48.1	40.3	10.5	1.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	25.5	47.7	22.6	4.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	12.9	37.6	41.9	7.7	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	8.6	38.5	43.8	9.2	

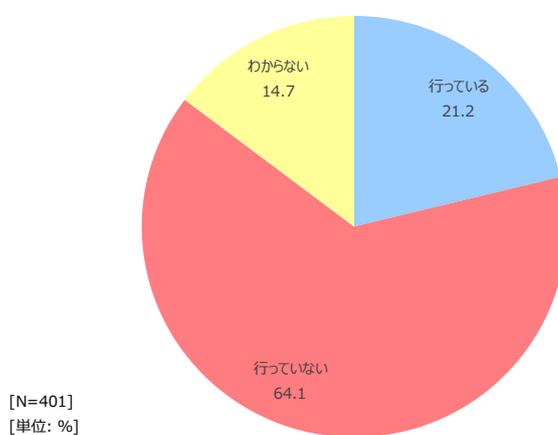
2) 地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取組の実施有無 <Q3-3(2)>

地域循環共生圏の概念を理解している団体において、具体的な取組を「行っている」団体は 23.9%である。

図表 538 地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取組の実施有無

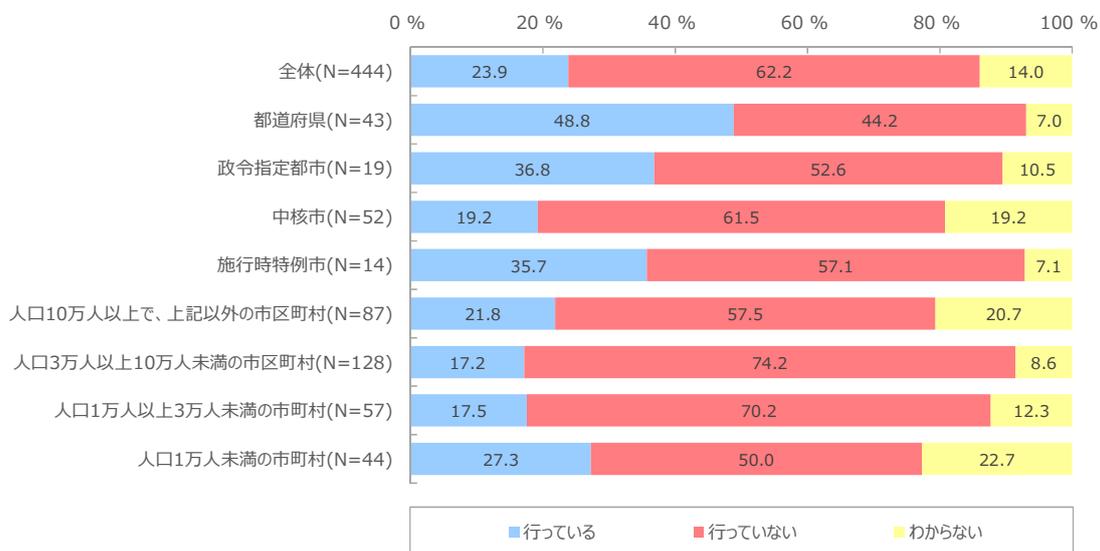


図表 539 地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取組の実施有無
【基礎自治体】



	行 い っ て	い 行 な っ て	わ か ら な い	合 計
全体	85	257	59	401
比率	21.2	64.1	14.7	

図表 540 地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取組の実施有無
【団体区分別】



		行 っ て い る	行 っ て い な い	わ か ら な い	合 計
全体	全体	106	276	62	444
	都道府県	21	19	3	43
	政令指定都市	7	10	2	19
	中核市	10	32	10	52
	施行時特例市	5	8	1	14
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	19	50	18	87
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	22	95	11	128
	人口1万人以上3万人未満の市町村	10	40	7	57
	人口1万人未満の市町村	12	22	10	44
比率	全体(N=444)	23.9	62.2	14.0	
	都道府県(N=43)	48.8	44.2	7.0	
	政令指定都市(N=19)	36.8	52.6	10.5	
	中核市(N=52)	19.2	61.5	19.2	
	施行時特例市(N=14)	35.7	57.1	7.1	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=87)	21.8	57.5	20.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=128)	17.2	74.2	8.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=57)	17.5	70.2	12.3	
	人口1万人未満の市町村(N=44)	27.3	50.0	22.7	

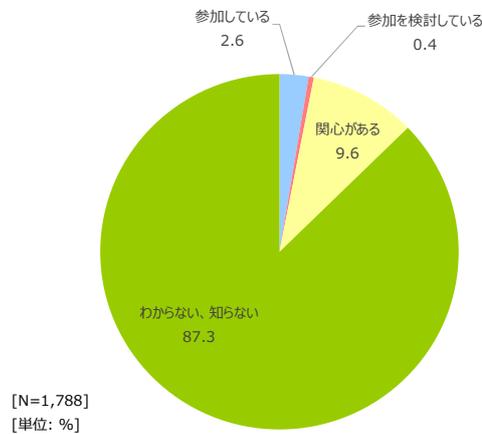
(4) 国際イニシアチブへの参加状況 <Q3-4>

1) 気候変動に対するイニシアチブへの参加状況 <Q3-4(1)>

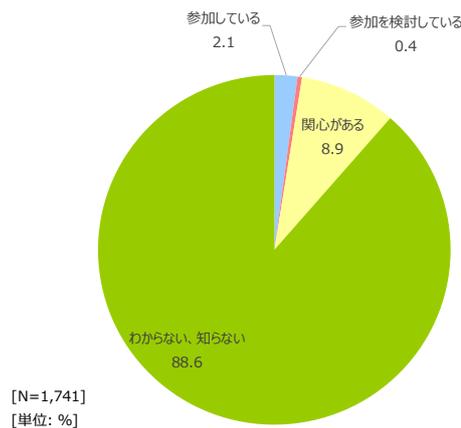
都道府県・市町村（特別区含む。）における気候変動に対するイニシアチブへの参加状況について、「わからない、知らない」団体が87.3%となっている。「参加している」団体は2.6%で、「参加を検討している」団体は0.4%、「関心がある」団体も9.6%存在している。特に「関心がある」と回答した団体は172団体で昨年度調査の138団体から34団体増加している。

地方公共団体の区分別に見ると、政令指定都市においては「参加している」、「参加を検討している」団体があわせて50%以上となっている。

図表 541 気候変動に対するイニシアチブへの参加状況

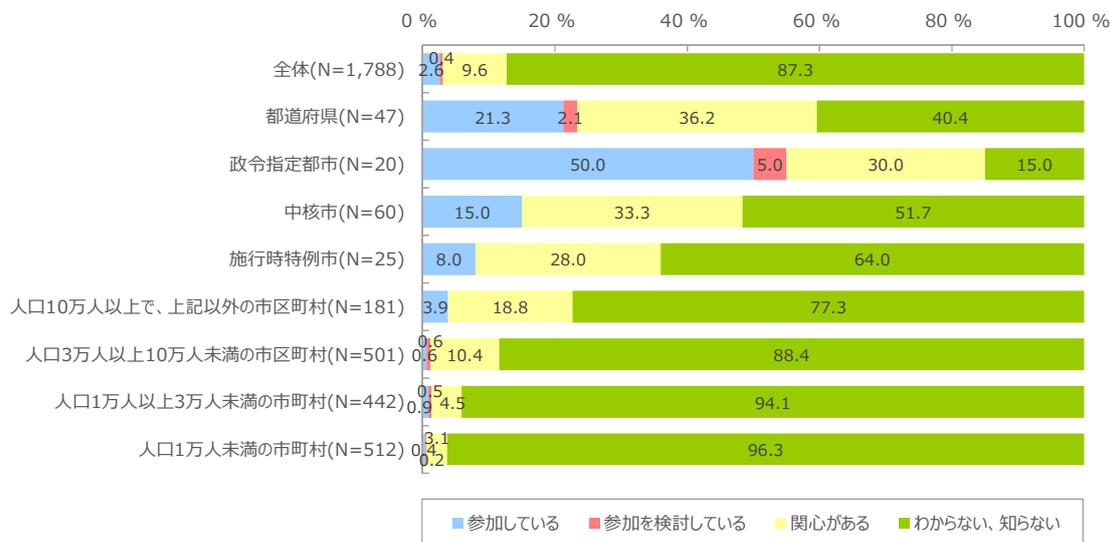


図表 542 気候変動に対するイニシアチブへの参加状況【基礎自治体】



	参加している	参加を検討している	関心がある	わからない、知らない、	合計
全体	37	7	155	1,542	1,741
比率	2.1	0.4	8.9	88.6	

図表 543 気候変動に対するイニシアチブへの参加状況【団体区分別】



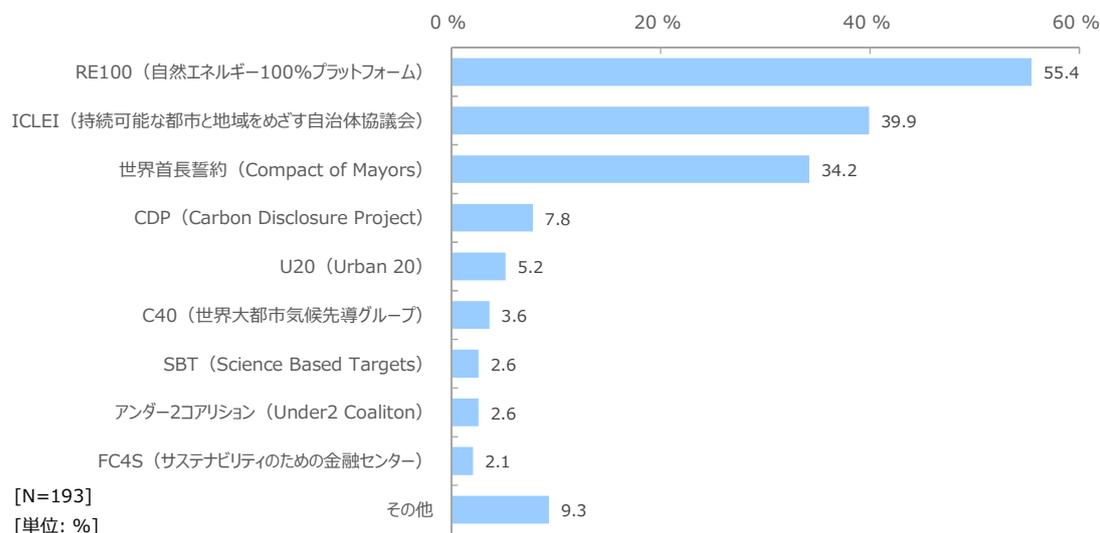
		参加している	参加を検討している	関心がある	わからない、知らない	合計
全体	全体	47	8	172	1,561	1,788
	都道府県	10	1	17	19	47
	政令指定都市	10	1	6	3	20
	中核市	9	0	20	31	60
	施行時特例市	2	0	7	16	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	7	0	34	140	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	3	3	52	443	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	2	20	416	442
人口1万人未満の市町村	2	1	16	493	512	
比率	全体(N=1,788)	2.6	0.4	9.6	87.3	
	都道府県(N=47)	21.3	2.1	36.2	40.4	
	政令指定都市(N=20)	50.0	5.0	30.0	15.0	
	中核市(N=60)	15.0	0.0	33.3	51.7	
	施行時特例市(N=25)	8.0	0.0	28.0	64.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	3.9	0.0	18.8	77.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	0.6	0.6	10.4	88.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	0.9	0.5	4.5	94.1	
人口1万人未満の市町村(N=512)	0.4	0.2	3.1	96.3		

2) 参加している（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）イニシアチブ <Q3-4(2)>

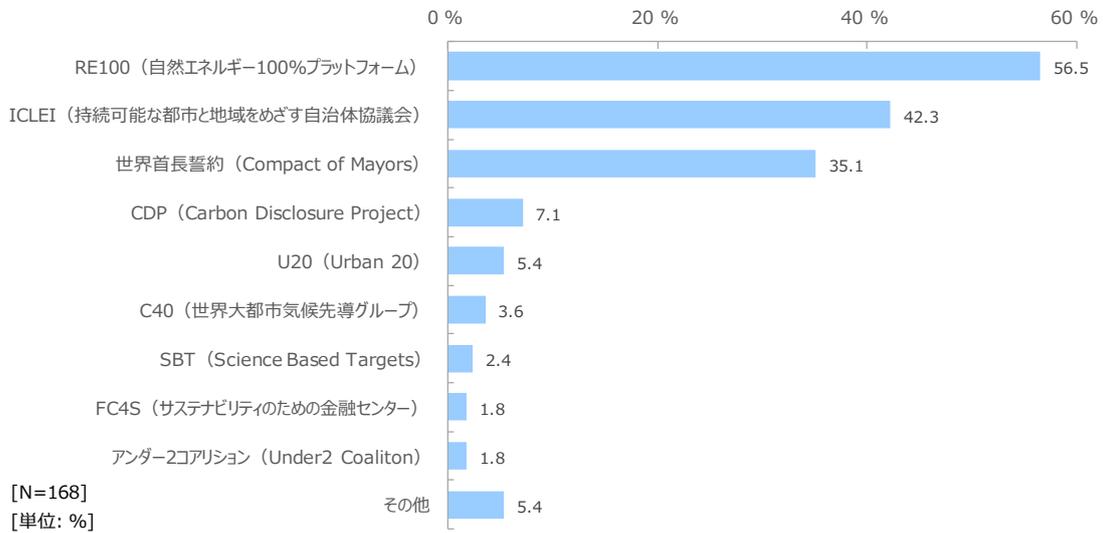
気候変動に対するイニシアチブへ参加している、もしくは参加を検討している、関心がある団体における、参加（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）イニシアチブは、「RE100（自然エネルギー100%プラットフォーム）」（55.4%）が最も多く、「ICLEI（持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会）」（39.9%）、「世界首長誓約（Compact of Mayors）」（34.2%）と続く。

地方公共団体の区別に見ると、政令指定都市、人口 1 万人未満の市町村では「ICLEI（持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会）」の割合が最も多い。

図表 544 参加している（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）イニシアチブ

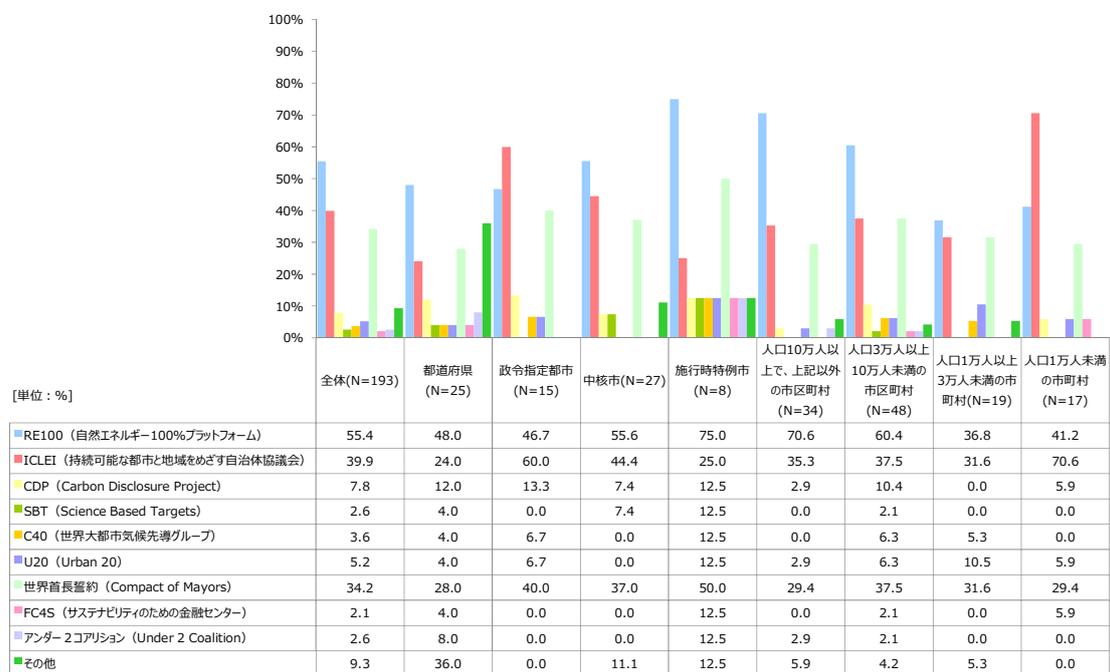


図表 545 参加している（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）
イニシアチブ【基礎自治体】



	RE100 (自然エネルギー100%プラットフォーム)	ICLEI (持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会)	CDP (Carbon Disclosure Project)	SBT (Science Based Targets)	C40 (世界大都市気候先導グループ)	U20 (Urban 20)	(Compact of Mayors) 世界首長誓約	FC4S (サステナビリティのための金融センター)	アンダー2コアリション (Under2 Coalition)	その他	合計
全体	95	71	12	4	6	9	59	3	3	9	168
比率	56.5	42.3	7.1	2.4	3.6	5.4	35.1	1.8	1.8	5.4	

図表 546 参加している（もしくは参加を検討している、参加に関心がある）
イニシアチブ【団体区分別】



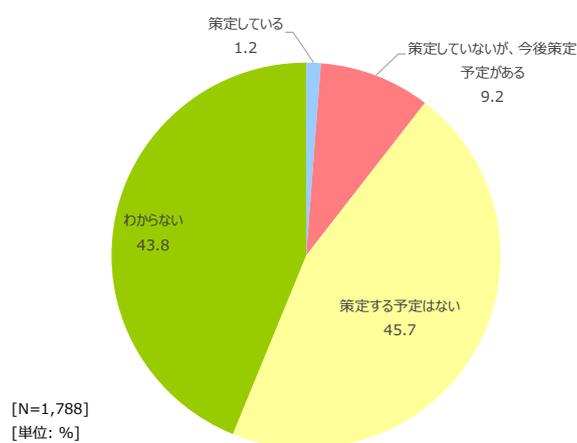
	RE100（自然エネルギー100%プラットフォーム）	ICLEI（持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会）	CDP（Carbon Disclosure Project）	SBT（Science Based Targets）	C40（世界大都市気候先導グループ）	U20（Urban 20）	（Compact of Mayors）世界首長誓約	FC4S（サステナビリティのための金融センター）	アンダー2 コアリション（Under 2 Coalition）	その他	合計
回答数	107	77	15	5	7	10	66	4	5	18	193
	12	6	3	1	1	1	7	1	2	9	25
	7	9	2	0	1	1	6	0	0	0	15
	15	12	2	2	0	0	10	0	0	3	27
	6	2	1	1	1	1	4	1	1	1	8
	24	12	1	0	0	1	10	0	1	2	34
	29	18	5	1	3	3	18	1	1	2	48
	7	6	0	0	1	2	6	0	0	1	19
	7	12	1	0	0	1	5	1	0	0	17
比率（%）	55.4	39.9	7.8	2.6	3.6	5.2	34.2	2.1	2.6	9.3	
	48.0	24.0	12.0	4.0	4.0	4.0	28.0	4.0	8.0	36.0	
	46.7	60.0	13.3	0.0	6.7	6.7	40.0	0.0	0.0	0.0	
	55.6	44.4	7.4	7.4	0.0	0.0	37.0	0.0	0.0	11.1	
	75.0	25.0	12.5	12.5	12.5	12.5	50.0	12.5	12.5	12.5	
	70.6	35.3	2.9	0.0	0.0	2.9	29.4	0.0	2.9	5.9	
	60.4	37.5	10.4	2.1	6.3	6.3	37.5	2.1	2.1	4.2	
	36.8	31.6	0.0	0.0	5.3	10.5	31.6	0.0	0.0	5.3	
	41.2	70.6	5.9	0.0	0.0	5.9	29.4	5.9	0.0	0.0	

(5) 2050年温室効果ガス実質排出量ゼロに向けた計画やロードマップ策定状況 <Q3-5>

1) 計画・ロードマップ策定状況 <Q3-5(1)>

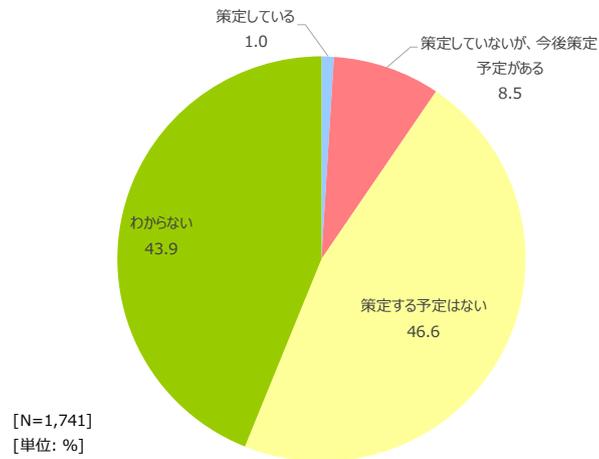
2050年温室効果ガス実質排出量ゼロに向けた計画やロードマップを「策定済」と回答している団体は22団体(1.2%)で、165団体(9.2%)は「策定していないが、今後策定予定がある」と回答している。

図表 547 2050年温室効果ガス実質排出量ゼロに向けた計画やロードマップ策定状況



	策定している	策定していないが、今後策定予定がある	策定する予定はない	わからない	合計
全体	22	165	817	784	1,788
比率	1.2	9.2	45.7	43.8	

図表 548 2050年温室効果ガス実質排出量ゼロに向けた計画やロードマップ策定状況【基礎自治体】

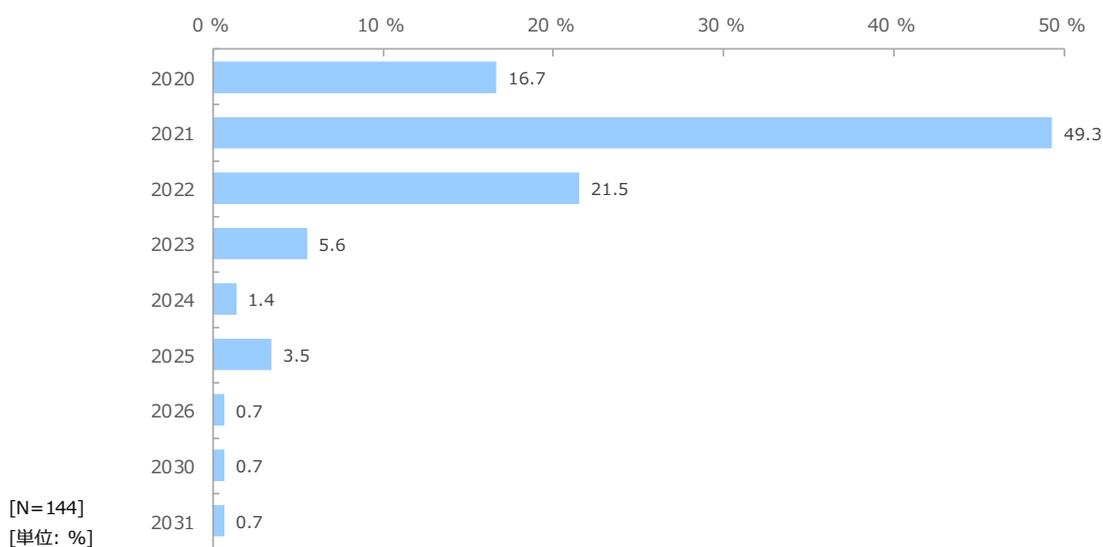


	策定している	策定していないが、今後策定予定がある	策定する予定はない	わからない	合計
全体	17	148	812	764	1,741
比率	1.0	8.5	46.6	43.9	

2) 計画・ロードマップ策定（予定）年 <Q3-5(1)>

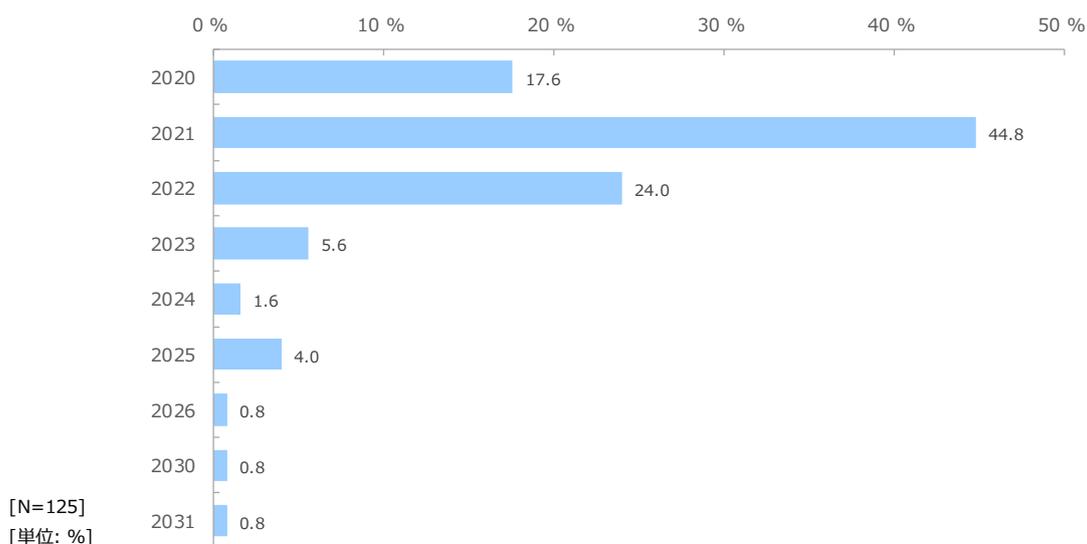
策定予定団体における策定予定年度をみると、24 団体が「2020 年度」、71 団体が「2021 年度」の策定予定としている。

図表 549 計画・ロードマップ等の策定（予定）年月



	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2030	2031	合計
全体	24	71	31	8	2	5	1	1	1	144
比率	16.7	49.3	21.5	5.6	1.4	3.5	0.7	0.7	0.7	

図表 550 計画・ロードマップ等の策定（予定）年月【基礎自治体】



	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2030	2031	合計
全体	22	56	30	7	2	5	1	1	1	125
比率	17.6	44.8	24.0	5.6	1.6	4.0	0.8	0.8	0.8	

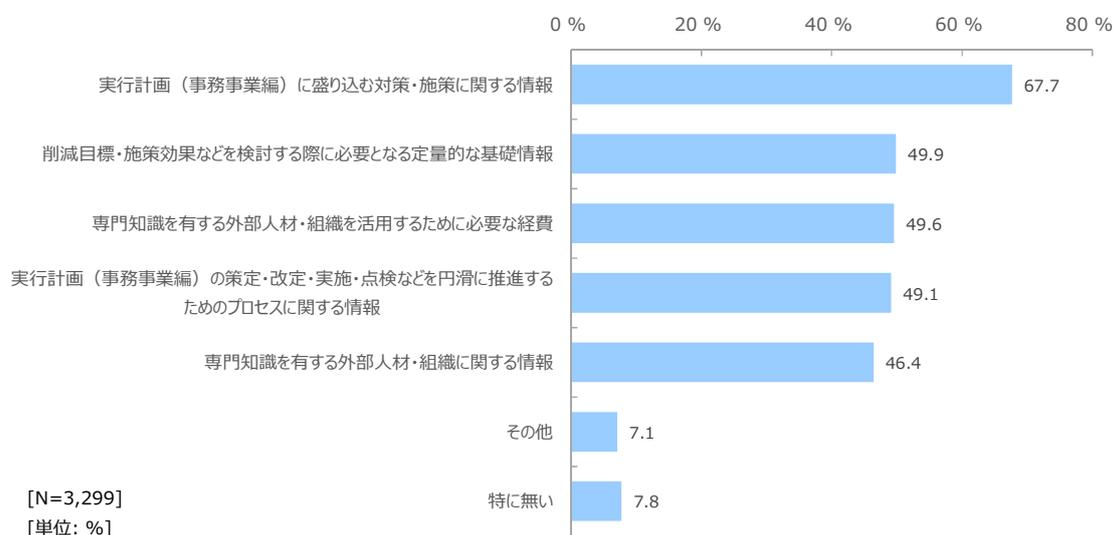
5. 意見・要望

(1) 実行計画の策定・改定のために必要な行政支援 <Q4-1>

1) 事務事業編を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援 <Q4-1(1)①>

回答団体全体における事務事業編を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援のニーズとしては、「実行計画（事務事業編）に盛り込む対策・施策に関する情報」（67.7%）が最も高く、「削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報」（49.9%）、「専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費」（49.6%）と続く。

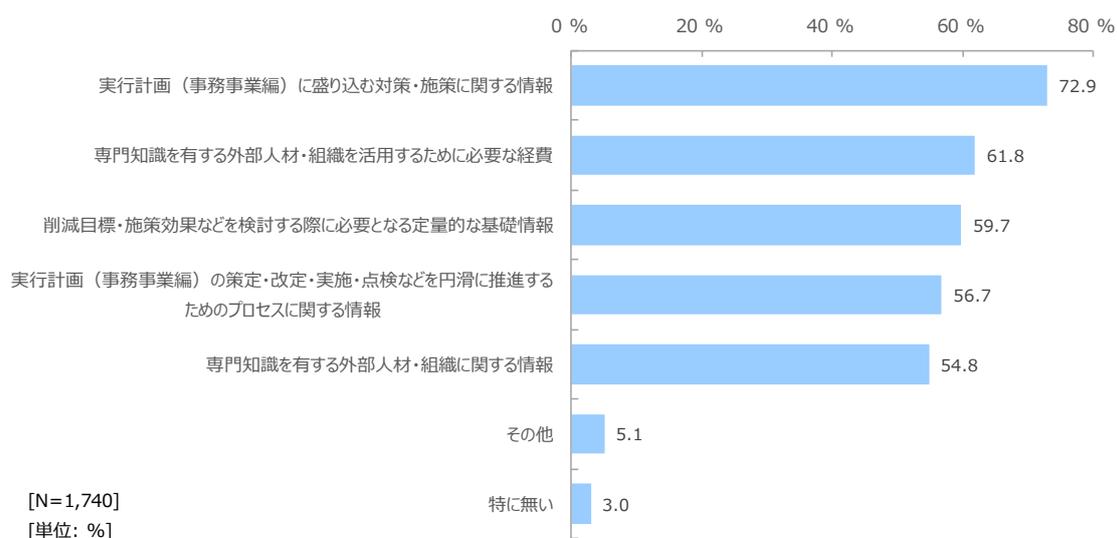
図表 551 事務事業編を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援



	専門知識を有する外部人材・組織に関する情報	専門知識を有する外部人材・組織を必要経費	実行計画（事務事業編）の策定・改定・実施・点検などを円滑に推進するためのプロセスに関する情報	削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報	実行計画（事務事業編）に盛り込む対策・施策に関する情報	その他	特に無い	合計
全体	1,532	1,636	1,621	1,645	2,232	234	256	3,299
比率 (%)	46.4	49.6	49.1	49.9	67.7	7.1	7.8	

基礎自治体に限ってみると、「実行計画（事務事業編）に盛り込む対策・施策に関する情報」（72.9%）が最も高く、「専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費」（61.8%）、「削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報」（59.7%）と続く。

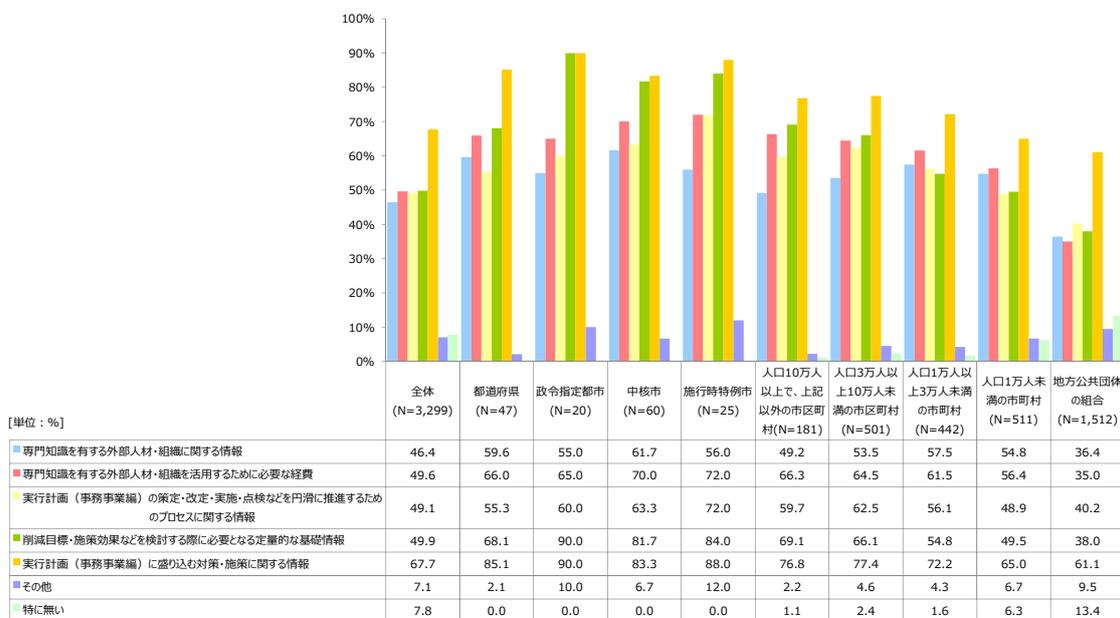
図表 552 事務事業編を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援【基礎自治体】



	専門知識を有する外部人材・組織に関する情報	専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費	実行計画（事務事業編）の策定・改定・実施・点検などを円滑に推進するためのプロセスに関する情報	削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報	実行計画（事務事業編）に盛り込む対策・施策に関する情報	その他	特に無い	合計
全体	953	1,076	987	1,039	1,268	89	53	1,740
比率 (%)	54.8	61.8	56.7	59.7	72.9	5.1	3.0	

地方公共団体の区分別に見ると、すべての区分において、「実行計画（事務事業編）に盛り込む対策・施策に関する情報」が最も多い。

図表 553 事務事業編を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援【団体区分別】

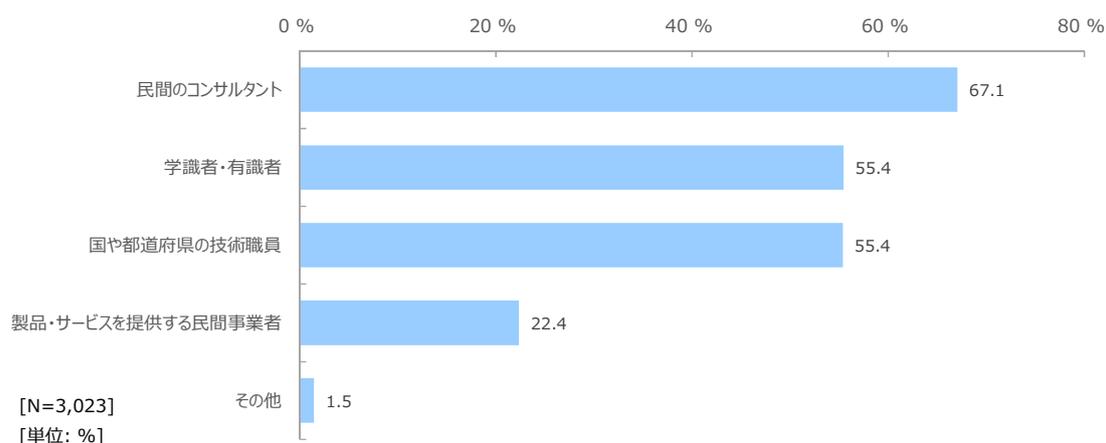


	専門知識を有する外部人材・組織に関する情報	専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費	実行計画（事務事業編）の策定・改定・実施・点検などを円滑に推進するためのプロセスに関する情報	削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報	実行計画（事務事業編）に盛り込む対策・施策に関する情報	その他	特に無い	合計	
回答数	全体	1,532	1,636	1,621	1,645	2,232	234	256	3,299
	都道府県	28	31	26	32	40	1	0	47
	政令指定都市	11	13	12	18	18	2	0	20
	中核市	37	42	38	49	50	4	0	60
	施行時特例市	14	18	18	21	22	3	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	89	120	108	125	139	4	2	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	268	323	313	331	388	23	12	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	254	272	248	242	319	19	7	442
	人口1万人未満の市町村	280	288	250	253	332	34	32	511
	地方公共団体の組合	551	529	608	574	924	144	203	1,512
比率（％）	全体 (N=3,299)	46.4	49.6	49.1	49.9	67.7	7.1	7.8	
	都道府県 (N=47)	59.6	66.0	55.3	68.1	85.1	2.1	0.0	
	政令指定都市 (N=20)	55.0	65.0	60.0	90.0	90.0	10.0	0.0	
	中核市 (N=60)	61.7	70.0	63.3	81.7	83.3	6.7	0.0	
	施行時特例市 (N=25)	56.0	72.0	72.0	84.0	88.0	12.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=181)	49.2	66.3	59.7	69.1	76.8	2.2	1.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=501)	53.5	64.5	62.5	66.1	77.4	4.6	2.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=442)	57.5	61.5	56.1	54.8	72.2	4.3	1.6	
	人口1万人未満の市町村 (N=511)	54.8	56.4	48.9	49.5	65.0	6.7	6.3	
	地方公共団体の組合 (N=1,512)	36.4	35.0	40.2	38.0	61.1	9.5	13.4	

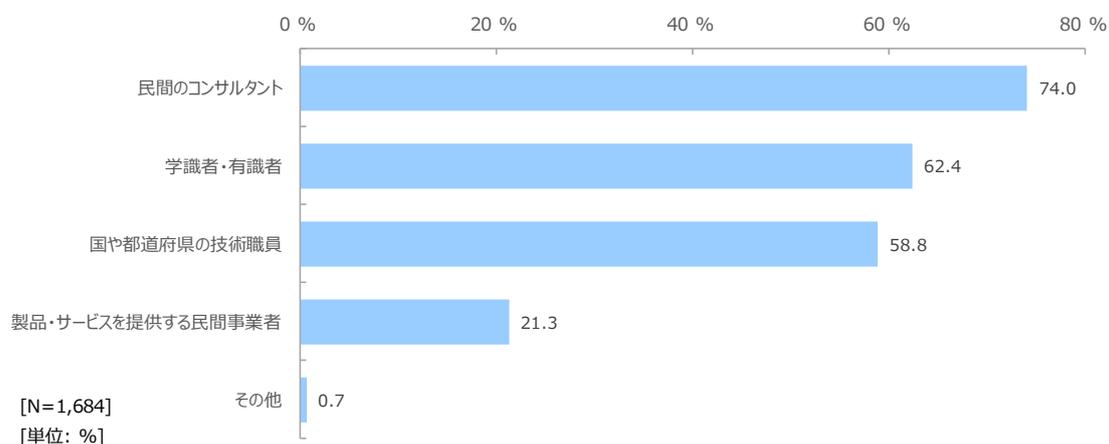
2) 事務事業編に係る「専門知識を有する外部人材」の想定 <Q4-1(1)②>

事務事業編を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援として「事務事業編に係る専門知識を有する外部人材」と回答した団体において、その具体的な人材の想定としては、「民間のコンサルタント」(67.1%)が最も多く、「学識者・有識者」(55.4%)、「国や都道府県の技術職員」(55.4%)と続く。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 554 事務事業編に係る「専門知識を有する外部人材」の想定

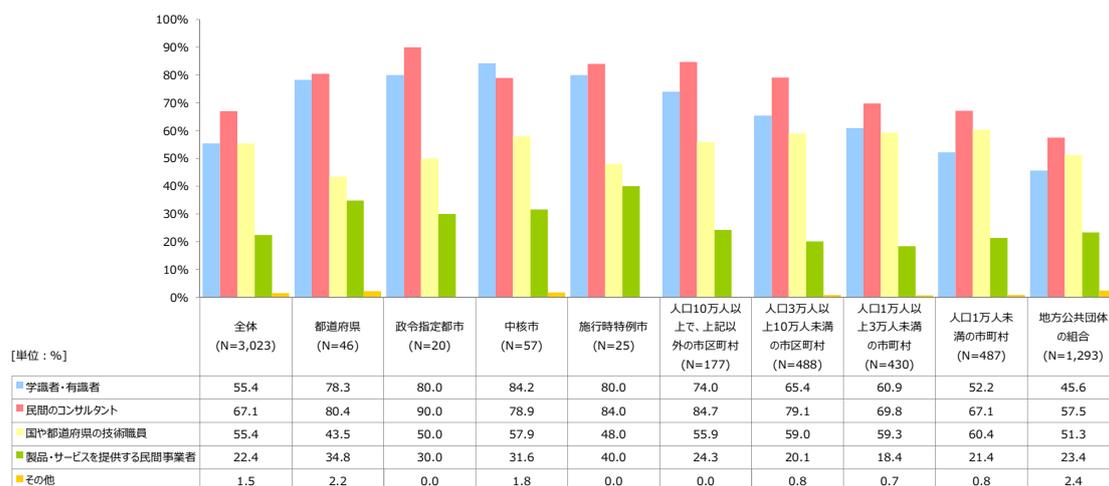


図表 555 事務事業編に係る「専門知識を有する外部人材」の想定
【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、中核市以外のすべての区分において「民間のコンサルタント」の割合が最も高い。市町村の人口規模が小さいほど、「国や都道府県の技術職員」の割合が高くなる傾向がある。

図表 556 事務事業編に係る「専門知識を有する外部人材」の想定
【団体区分別】



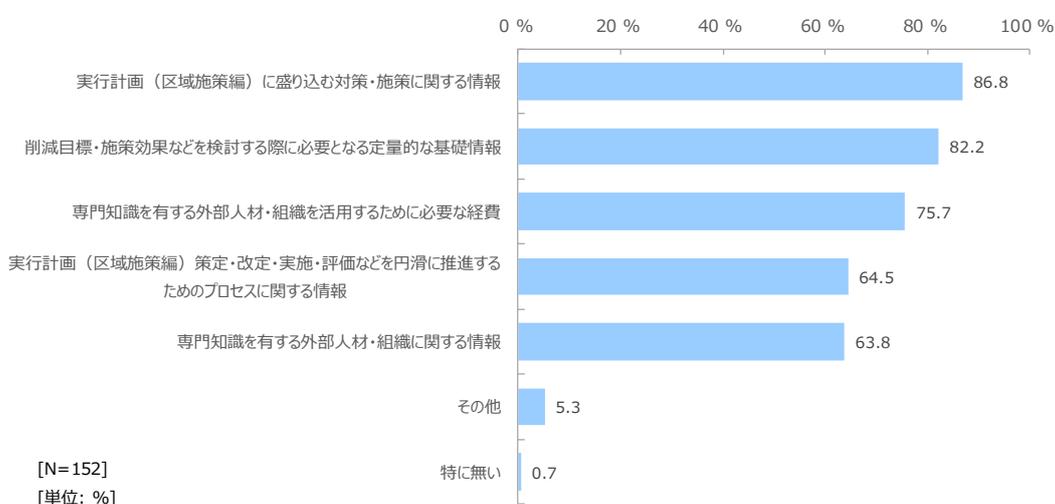
	学識者・有識者	民間のコンサルタント	国や都道府県の技術職員	製品・サービスを提供する民間事業者	その他	合計
回答数						
全体	1,676	2,027	1,674	676	44	3,023
都道府県	36	37	20	16	1	46
政令指定都市	16	18	10	6	0	20
中核市	48	45	33	18	1	57
施行時特例市	20	21	12	10	0	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	131	150	99	43	0	177
人口3万人以上10万人未満の市区町村	319	386	288	98	4	488
人口1万人以上3万人未満の市町村	262	300	255	79	3	430
人口1万人未満の市町村	254	327	294	104	4	487
地方公共団体の組合	590	743	663	302	31	1,293
比率 (%)						
全体(N=3,023)	55.4	67.1	55.4	22.4	1.5	
都道府県(N=46)	78.3	80.4	43.5	34.8	2.2	
政令指定都市(N=20)	80.0	90.0	50.0	30.0	0.0	
中核市(N=57)	84.2	78.9	57.9	31.6	1.8	
施行時特例市(N=25)	80.0	84.0	48.0	40.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=177)	74.0	84.7	55.9	24.3	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=488)	65.4	79.1	59.0	20.1	0.8	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=430)	60.9	69.8	59.3	18.4	0.7	
人口1万人未満の市町村(N=487)	52.2	67.1	60.4	21.4	0.8	
地方公共団体の組合(N=1,293)	45.6	57.5	51.3	23.4	2.4	

3) 区域施策編を策定・改定・実施・評価するために必要な行政支援

<Q4-1(2)①>

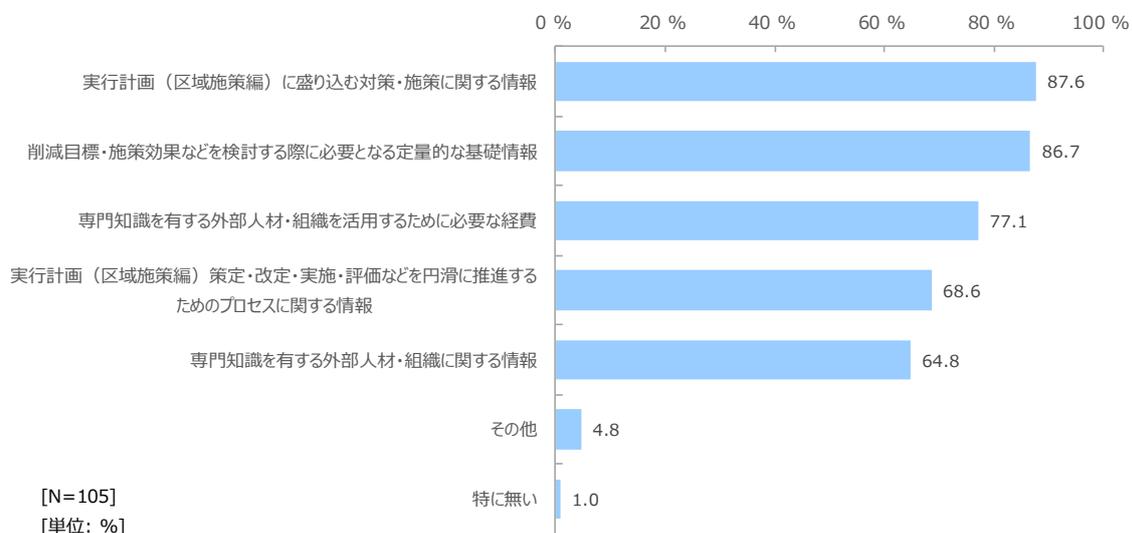
区域施策編の策定義務のある団体における区域施策編を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援のニーズとしては、「実行計画（区域施策編）に盛り込む対策・施策に関する情報」（86.8%）が最も多く、「削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報」（82.2%）、「専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費」（75.7%）と続く。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 557 区域施策編を策定・改定・実施・評価するために必要な行政支援



	専門知識を有する外部人材・組織に関する情報	専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費	実行計画（区域施策編）策定・改定・実施・評価などを円滑に推進するためのプロセスに関する情報	削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報	実行計画（区域施策編）に盛り込む対策・施策に関する情報	その他	特に無い	合計
全体	97	115	98	125	132	8	1	152
比率 (%)	63.8	75.7	64.5	82.2	86.8	5.3	0.7	

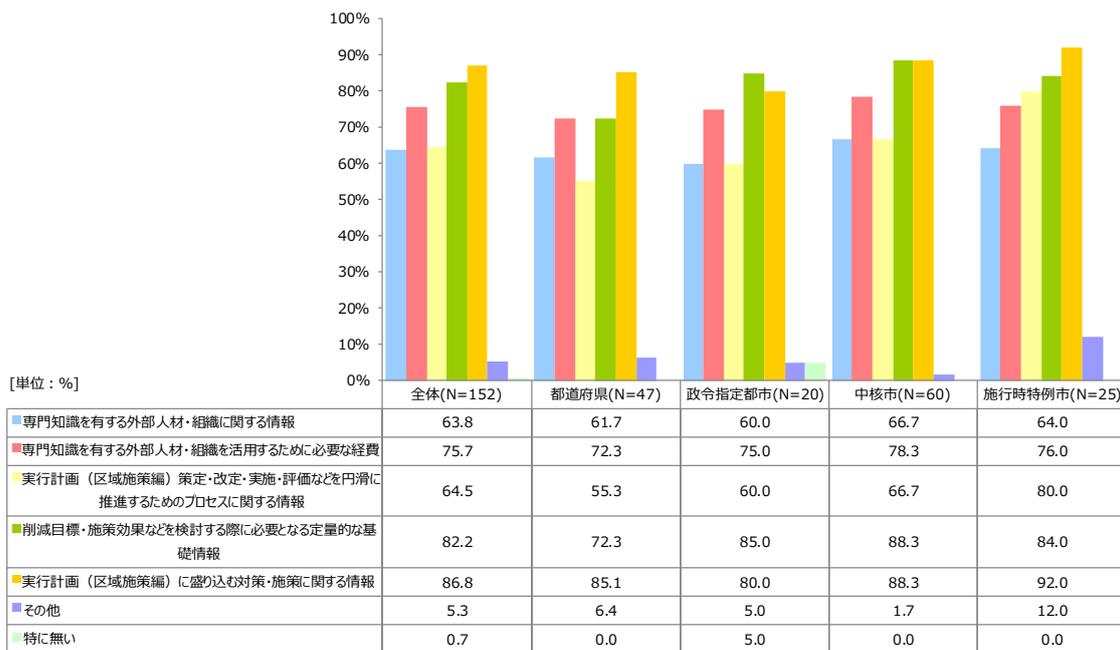
図表 558 区域施策編を策定・改定・実施・評価するために必要な行政支援
【基礎自治体】



	専門知識を有する外部人材・組織に関する情報	専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費	推進・改定・実行計画（区域施策編）の評価などを円滑にするためのプロセスに関する情報	削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報	実行計画（区域施策編）に盛り込む対策・施策に関する情報	その他	特に無い	合計
全体	68	81	72	91	92	5	1	105
比率 (%)	64.8	77.1	68.6	86.7	87.6	4.8	1.0	

地方公共団体の区分別に見ると、政令指定都市以外のすべての区分において、「実行計画（区域施策編）に盛り込む対策・施策に関する情報」の割合が最も多い。

図表 559 区域施策編を策定・改定・実施・評価するために必要な行政支援【団体区分別】

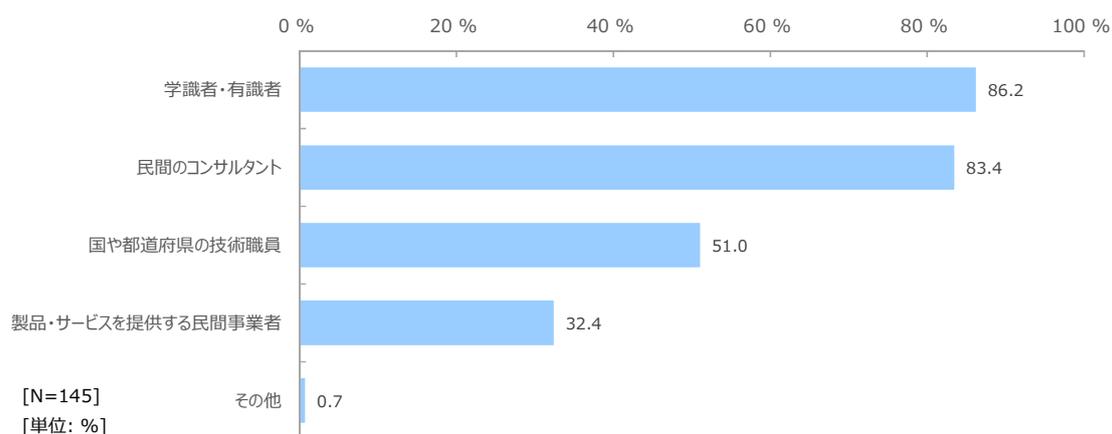


		専門知識を有する外部人材・組織に関する情報	専門知識を有する外部人材・組織を活用するために必要な経費	実行計画（区域施策編）策定・改定・実施・評価などを円滑に推進するためのプロセスに関する情報	削減目標・施策効果などを検討する際に必要となる定量的な基礎情報	実行計画（区域施策編）に盛り込む対策・施策に関する情報	その他	特に無い	合計
回答数	全体	97	115	98	125	132	8	1	152
	都道府県	29	34	26	34	40	3	0	47
	政令指定都市	12	15	12	17	16	1	1	20
	中核市	40	47	40	53	53	1	0	60
	施行時特例市	16	19	20	21	23	3	0	25
比率 (%)	全体(N=152)	63.8	75.7	64.5	82.2	86.8	5.3	0.7	
	都道府県(N=47)	61.7	72.3	55.3	72.3	85.1	6.4	0.0	
	政令指定都市(N=20)	60.0	75.0	60.0	85.0	80.0	5.0	5.0	
	中核市(N=60)	66.7	78.3	66.7	88.3	88.3	1.7	0.0	
	施行時特例市(N=25)	64.0	76.0	80.0	84.0	92.0	12.0	0.0	

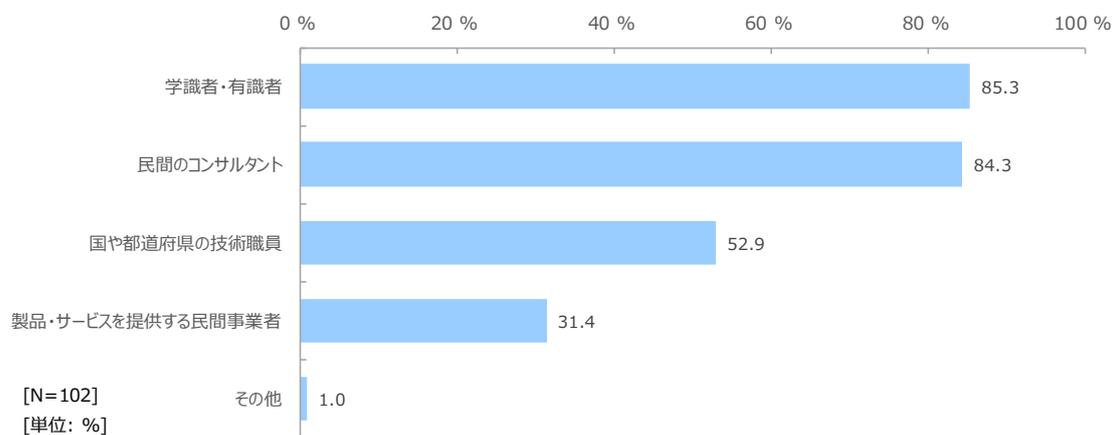
4) 区域施策編に係る「専門知識を有する外部人材」の想定 <Q4-1(2)②>

区域施策編を策定・改定・実施・点検するために必要な行政支援として「区域施策編に係る専門知識を有する外部人材」と回答した団体において、その具体的な人材の想定としては、「学識者・有識者」(86.2%)が最も多く、「民間のコンサルタント」(83.4%)、「国や都道府県の技術職員」(51.0%)と続く。基礎自治体に限ってみても同様の傾向が確認される。

図表 560 区域施策編に係る「専門知識を有する外部人材」の想定

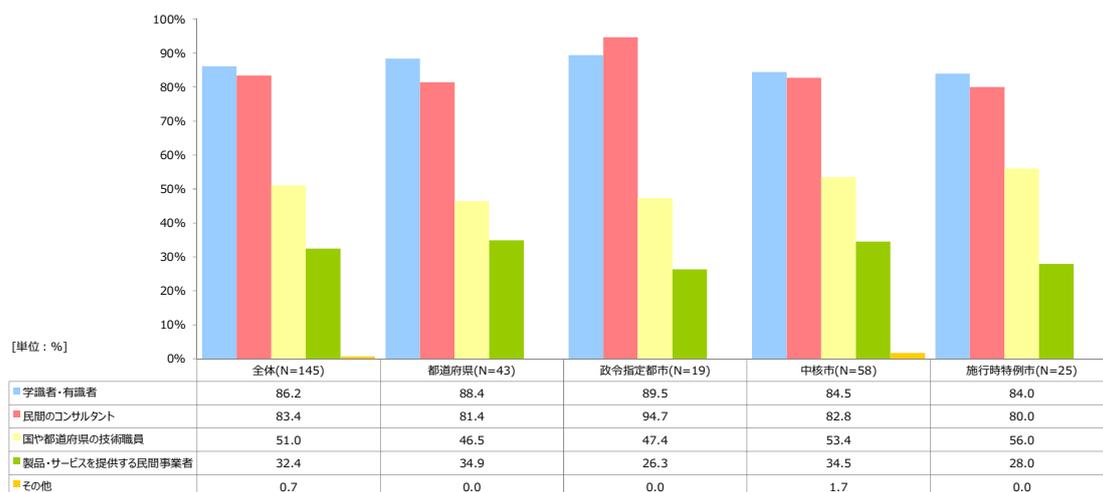


図表 561 区域施策編に係る「専門知識を有する外部人材」の想定
【基礎自治体】



地方公共団体の区分別に見ると、政令指定都市においては「民間のコンサルタント」の割合が最も高く、その他の団体においては「学識者・有識者」の割合が最も高い。

図表 562 区域施策編に係る「専門知識を有する外部人材」の想定
【団体区分別】



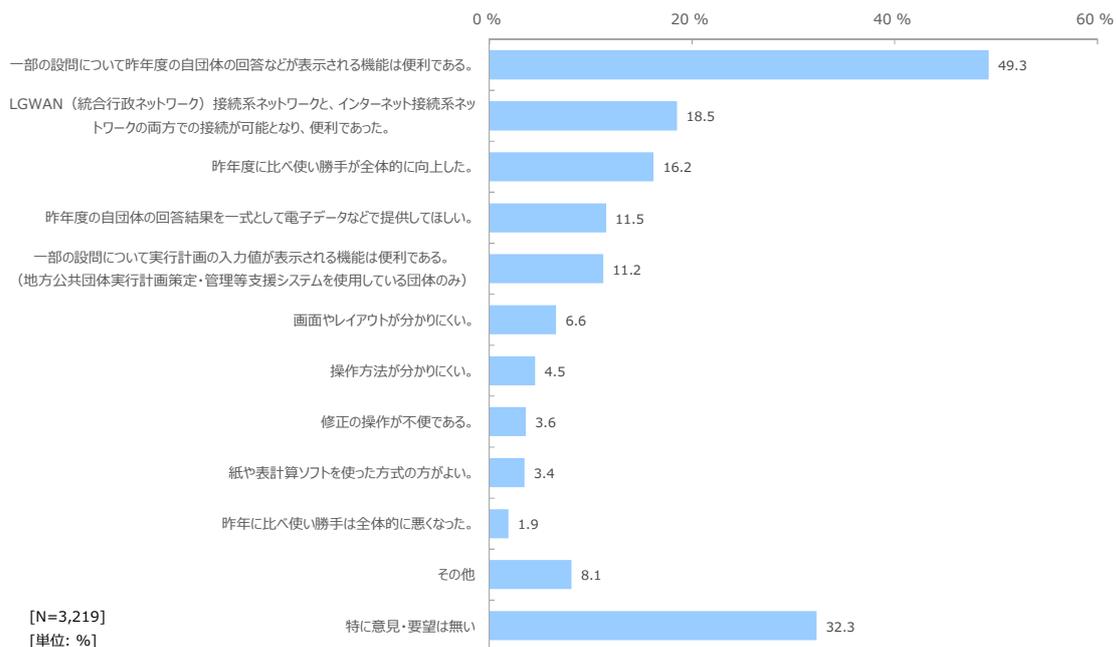
		学識者・有識者	民間のコンサルタント	国や都道府県の技術職員	製品・サービスを提供する民間事業者	その他	合計
回答数	全体	125	121	74	47	1	145
	都道府県	38	35	20	15	0	43
	政令指定都市	17	18	9	5	0	19
	中核市	49	48	31	20	1	58
	施行時特例市	21	20	14	7	0	25
比率 (%)	全体(N=145)	86.2	83.4	51.0	32.4	0.7	
	都道府県(N=43)	88.4	81.4	46.5	34.9	0.0	
	政令指定都市(N=19)	89.5	94.7	47.4	26.3	0.0	
	中核市(N=58)	84.5	82.8	53.4	34.5	1.7	
	施行時特例市(N=25)	84.0	80.0	56.0	28.0	0.0	

(2) 「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム (LAPSS)」を利用した調査形式に関する意見・要望

<Q4-2>

回答団体全体における LAPSS を利用した調査形式に関する意見・要望としては、「一部の設問について昨年度の自団体の回答などが表示される機能は便利である。」(49.3%) が最も多く「LGWAN (統合行政ネットワーク) 接続系ネットワークと、インターネット接続系ネットワークの両方での接続が可能となり、便利であった。」(18.5%)、「昨年度に比べ使い勝手が全体的に向上した。」(16.2%)、「昨年度の自団体の回答結果を一式として電子データなどで提供してほしい。」(11.5%)、「一部の設問について実行計画の入力値が表示される機能は便利である。(地方公共団体実行計画策定・管理等支援システムを使用している団体のみ)」(11.2%) と続く。

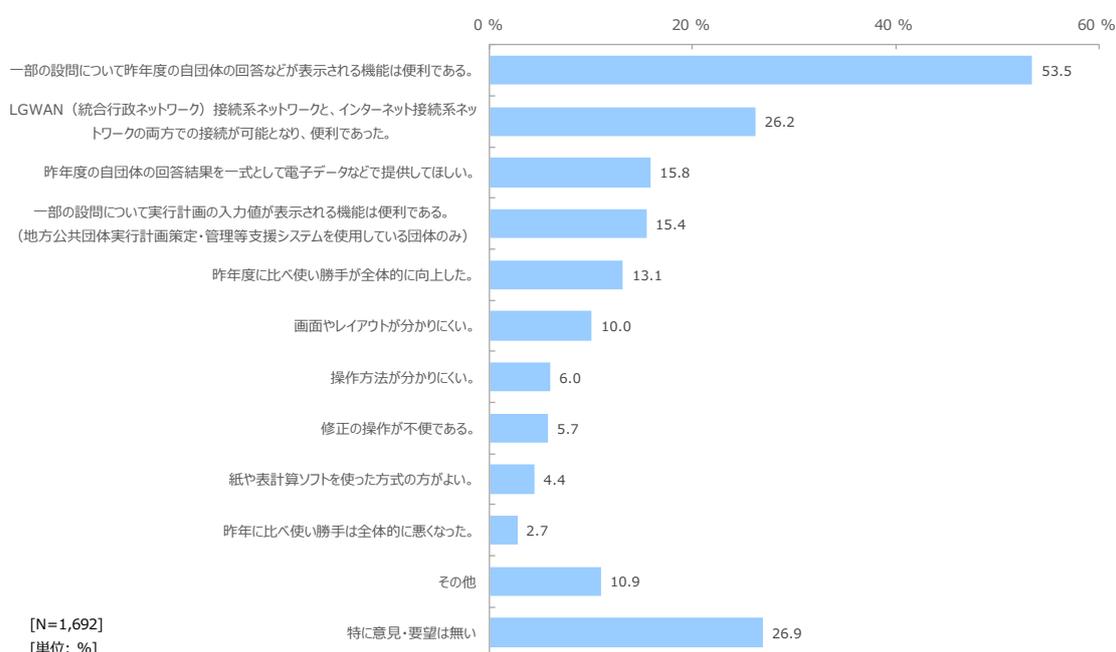
図表 563 ウェブを利用した施行状況調査に係る意見・要望



	昨年度に比べ使い勝手が全体的に向上した。	昨年度に比べ使い勝手が全体的に悪くなった。	一部の設問について昨年度の自団体の回答などが表示される機能は便利である。(地方公共団体実行計画策定・管理等支援システムを使用している団体のみ)	一部の設問について実行計画の入力値が表示される機能は便利である。(地方公共団体実行計画策定・管理等支援システムを使用している団体のみ)	昨年度に比べ使い勝手が全体的に向上した。	LGWAN (統合行政ネットワーク) 接続系ネットワークと、インターネット接続系ネットワークの両方での接続が可能となり、便利であった。	紙や表計算ソフトを使った方式の方がよい。	操作方法が分かりにくい。	画面やレイアウトが分かりにくい。	修正の操作が不便である。	その他	特に意見・要望は無い	合計
全体	521	60	1,586	361	370	595	111	145	211	115	260	1,039	3,219
比率 (%)	16.2	1.9	49.3	11.2	11.5	18.5	3.4	4.5	6.6	3.6	8.1	32.3	

基礎自治体における LAPSS を利用した調査形式に関する意見・要望としては、「一部の設問について昨年度の自団体の回答などが表示される機能は便利である。」(53.5%) が最も多く、「LGWAN (統合行政ネットワーク) 接続系ネットワークと、インターネット接続系ネットワークの両方での接続が可能となり、便利であった。」(26.2%)、「昨年度の自団体の回答結果を一式として電子データなどで提供してほしい。」(15.8%)、「一部の設問について実行計画の入力値が表示される機能は便利である。」(15.4%) と続く。

図表 564 ウェブを利用した施行状況調査に係る意見・要望
【基礎自治体】

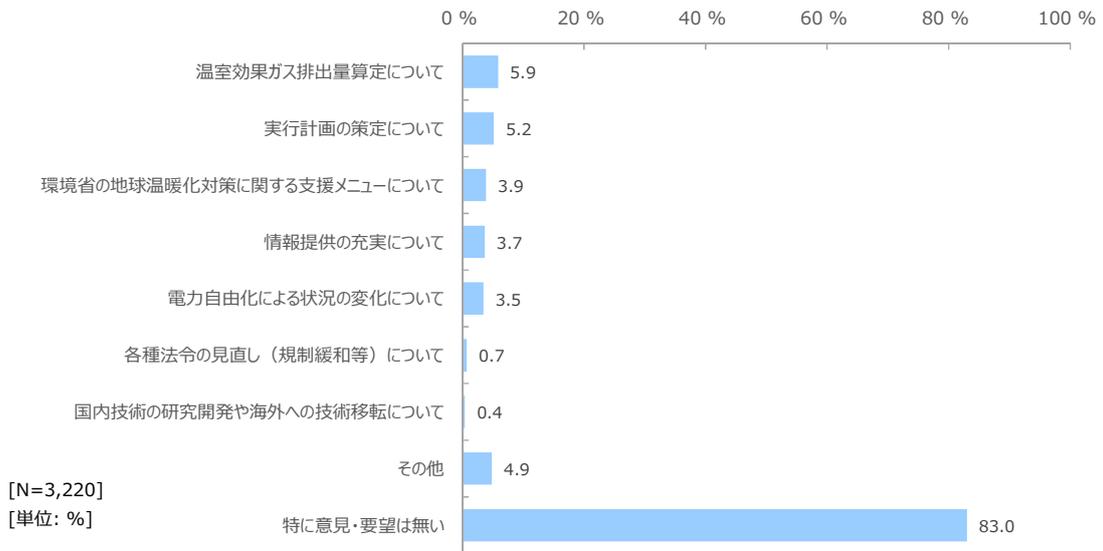


	昨年度に比べ使い勝手が全体的に向上した。	昨年に比べ使い勝手は全体的に悪くなった。	一部の設問について昨年度の自団体の回答などが表示される機能は便利である。 (地方公共団体実行計画策定・管理等支援システムを使用している団体のみ)	一部の設問について実行計画の入力値が表示される機能は便利である。	昨年度の自団体の回答結果を一式として電子データなどで提供してほしい。	LGWAN (統合行政ネットワーク) 接続系ネットワークと、インターネット接続系ネットワークの両方での接続が可能となり、便利であった。	紙や表計算ソフトを使った方式の方がよい。	操作方法が分かりにくい。	画面やレイアウトが分かりにくい。	修正の操作が不便である。	その他	特に意見・要望は無い	合計
全体	222	46	905	261	268	443	75	101	170	97	185	455	1,692
比率 (%)	13.1	2.7	53.5	15.4	15.8	26.2	4.4	6.0	10.0	5.7	10.9	26.9	

(3) 環境省に対する意見、要望 <Q4-3>

回答団体全体における環境省に対する意見・要望としては、「温室効果ガス排出量算定について」(5.9%)、「実行計画の策定について」(5.2%)、「環境省の地球温暖化対策に関する支援メニューについて」(3.9%)が多い。

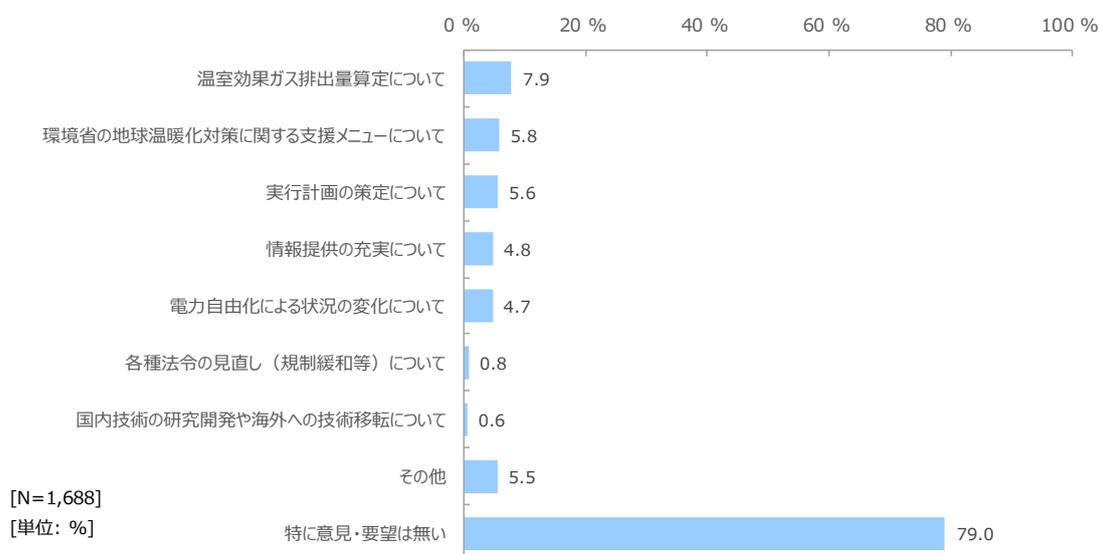
図表 565 環境省に対する意見・要望



	実行計画の策定について	温室効果ガス排出量算定について	環境省の地球温暖化対策に関する支援メニューについて	情報提供の充実について	各種法令の見直し(規制緩和等)について	電力自由化による状況の変化について	外国内技術の研究開発や海外への技術移転について	その他	特に意見・要望は無い	合計
全体	167	189	125	118	24	112	13	157	2,673	3,220
比率 (%)	5.2	5.9	3.9	3.7	0.7	3.5	0.4	4.9	83.0	

基礎自治体における環境省に対する意見・要望としては、「温室効果ガス排出量算定について」（7.9%）、「環境省の地球温暖化対策に関する支援メニューについて」（5.8%）「実行計画の策定について」（5.6%）が多い。

図表 566 環境省に対する意見・要望【基礎自治体】



	実行計画の策定について	温室効果ガス排出量算定について	環境省の地球温暖化対策に関する支援メニューについて	情報提供の充実について	各種法令の見直し（規制緩和等）について	電力自由化による状況の変化について	国内技術の研究開発や海外への技術移転について	その他	特に意見・要望は無い	合計
全体	94	133	98	81	14	80	10	93	1,334	1,688
比率 (%)	5.6	7.9	5.8	4.8	0.8	4.7	0.6	5.5	79.0	

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や大規模な市では「電力自由化による状況の変化について」や「温室効果ガス排出量算定について」を選択した割合が高い。小規模な市町村（特別区含む。）や地方公共団体の組合では、「特に意見・要望は無い。」が大半を占める。

図表 567 環境省に対する意見・要望【団体区分別】



	実行計画の策定について	温室効果ガス排出量算定について	環境省の地球温暖化対策に関する支援メニューについて	情報提供の充実について	各種法令の見直し(規制緩和等)について	電力自由化による状況の変化について	国内技術の研究開発や海外への技術移転について	その他	特に意見・要望は無い	合計
回答数										
全体	167	189	125	118	24	112	13	157	2,673	3,220
都道府県	7	20	6	6	1	20	0	11	13	45
政令指定都市	1	6	2	1	2	11	1	5	7	20
中核市	8	18	12	6	0	17	0	7	23	57
施行時特例市	1	8	6	6	1	6	1	7	7	24
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	13	18	11	19	2	12	1	11	119	171
人口3万人以上10万人未満の市区町村	26	47	37	22	5	23	2	23	370	491
人口1万人以上3万人未満の市町村	17	19	14	15	2	5	2	12	375	424
人口1万人未満の市町村	28	17	16	12	2	6	3	28	433	501
地方公共団体の組合	66	36	21	31	9	12	3	53	1,326	1,487
比率 (%)										
全体(N=3,220)	5.2	5.9	3.9	3.7	0.7	3.5	0.4	4.9	83.0	
都道府県(N=45)	15.6	44.4	13.3	13.3	2.2	44.4	0.0	24.4	28.9	
政令指定都市(N=20)	5.0	30.0	10.0	5.0	10.0	55.0	5.0	25.0	35.0	
中核市(N=57)	14.0	31.6	21.1	10.5	0.0	29.8	0.0	12.3	40.4	
施行時特例市(N=24)	4.2	33.3	25.0	25.0	4.2	25.0	4.2	29.2	29.2	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=171)	7.6	10.5	6.4	11.1	1.2	7.0	0.6	6.4	69.6	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=491)	5.3	9.6	7.5	4.5	1.0	4.7	0.4	4.7	75.4	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=424)	4.0	4.5	3.3	3.5	0.5	1.2	0.5	2.8	88.4	
人口1万人未満の市町村(N=501)	5.6	3.4	3.2	2.4	0.4	1.2	0.6	5.6	86.4	
地方公共団体の組合(N=1,487)	4.4	2.4	1.4	2.1	0.6	0.8	0.2	3.6	89.2	

この印刷物は、印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にした
がい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料（Aランク）のみを用いて作製しています。